



平成26年版
成果レポート

～成果の検証と改善に向けた取組～

平成26年7月

三重県

県民の皆さんへ

「平成 26 年版 成果レポート～成果の検証と改善に向けた取組～」を公表します。

この「平成 26 年版 成果レポート～成果の検証と改善に向けた取組～」は、平成 25 年度に「みえ県民カビジョン・行動計画」に基づき取り組んだ事業の成果を検証するとともに、平成 26 年度の取組の方向とめざす目標値を、県民の皆さんにご報告し、今後の県政運営に対するご意見やご提案をいただくことを目的に作成しました。

平成 25 年度は 20 年に一度の神宮式年遷宮を迎えたことや、地震、津波、風水害等への対応が喫緊の課題であったこと、児童虐待やいじめなどが深刻化していたことをふまえ、① 三重県のブランドカアップ～三重の魅力を大きく発信～、② 地域を守る～防災・減災対策の推進～、③ 子どもを守る～児童虐待やいじめへの対応～、の三点に注力し、県政の推進に取り組んできました。

平成 26 年度は「みえ県民カビジョン・行動計画」の 3 年目であり、県政の諸課題の解決に向け、重要な 1 年となります。三重県が 20 年後も輝き続けるためには、神宮式年遷宮などで三重県が注目され、県民の皆さんが県内のにぎわいや三重県人としての誇りを感じている今こそ、次の手を打たなければ、逆に危機を迎えることになりかねません。

このような状況をふまえ、本年 4 月に定めた「平成 26 年度三重県経営方針」では、平成 26 年度における政策展開のポイントとして、①少子化対策～希望がかなう三重～、②グローバル化への対応～世界に打って出る三重～、③三重県のブランドカアップ Ver.2～魅力を発信し続ける三重～、の三点を掲げ、「みえ県民カビジョン・行動計画」に示した取組を着実に推進することで、県民の皆さんにより一層の成果を届けることができるよう、県庁全体が一丸となって県政運営に取り組んでいるところです。

本年 1 月から 2 月にかけて実施した第 3 回みえ県民意識調査の結果、県民の幸福感の平均値は 6.75 点となり、2 年連続で前回調査の数値を上回り、過去最高となりました。この流れを止めることなく、県民の幸福実感を高めていくため、平成 26 年度三重県経営方針に掲げた政策展開のポイントをはじめ、県政の諸課題にしっかり取り組み、成果を届けていきたいと考えていますので、県民の皆さんにおかれましては、忌憚のないご意見をいただくとともに、今後の県政運営に対する一層のご理解とご協力をお願いいたします。

平成 26 年 7 月

三重県知事 鈴木 英敬

平成26年版 成果レポート

【目次】

	頁
第1章 平成25年度の県政運営と平成26年度の経営方針 ……	1
(1) 平成25年度を振り返って	3
(2) 平成25年度的主要な取組	5
(3) 平成26年度三重県経営方針	27
<参考> 県民の皆さんの「幸福実感」について	50
第2章 施策の取組 ……	53
(1) 政策体系とは	55
(2) 政策体系一覧	56
(3) 評価結果をふまえた進展度の判断基準及び目標達成状況の 算出方法について	59
(4) 施策数値目標等一覧	61
(5) 施策評価表の見方	66
(6) 施策評価表	68
第3章 選択・集中プログラムの取組 ……	341
(1) 選択・集中プログラムの取組とは	343
(2) 選択・集中プログラムの取組一覧	344
(3) 選択・集中プログラムの取組数値目標等一覧	345
(4) 選択・集中プログラムの取組評価表の見方	348
(5) 選択・集中プログラムの取組評価表	350

第4章 行政運営の取組・・・・・・・・・・・・・・・・ 453

- (1) 行政運営の取組とは・・・・・・・・・・・・・・・・ 455
- (2) 行政運営の取組一覧・・・・・・・・・・・・・・・・ 455
- (3) 行政運営の取組数値目標等一覧・・・・・・・・ 456
- (4) 行政運営の取組評価表の見方・・・・・・・・ 458
- (5) 行政運営の取組評価表・・・・・・・・・・・・・・・・ 460

(参考) 用語説明・・・・・・・・・・・・・・・・ 489

※ 本文中、「*」が付いている語句は、巻末に用語の説明を掲載しています。

「成果レポート」とは・・・

県では、長期戦略である「みえ県民力ビジョン」や中期戦略「みえ県民力ビジョン・行動計画」などに基づき、前年度の県政の取組について評価を行い、その結果を翌年度における取組の改善へ生かすこととしています。

「成果レポート」は、毎年度の評価によって明らかになった成果や課題、翌年度の改善方向などを取りまとめ、県民の皆さんにわかりやすくお伝えするための年次報告書です。

※ なお、「成果レポート」は、地方自治法第233条第5項に定める「主要な施策の成果を説明する書類」（主要な施策の成果に関する報告書）としても取りまとめるものです。

【参考】

地方自治法第233条第5項

普通地方公共団体の長は、(中略)当該決算に係る会計年度における主要な施策の成果を説明する書類(中略)を併せて提出しなければならない。

第 1 章

平成 25 年度の県政運営と
平成 26 年度の経営方針

第1章 平成25年度の県政運営と平成26年度の経営方針

(1) 平成25年度を振り返って

平成25年度の県政を取り巻く国内外の状況は、以下のとおりでした。

平成25年度は、日本人の心のふるさとといわれる伊勢神宮で、20年に一度行われる神宮式年遷宮*の年にあたり、三重県が大きく注目される中、4月から「三重県観光キャンペーン～実はそれ、ぜんぶ三重なんです！～」がスタートし、9月に首都圏営業拠点「三重テラス」*を東京日本橋でオープンするなど、国内外に三重の魅力を発信し、「千客万来」といえる年度となりました。

8年間にわたる神宮式年遷宮の諸行事のクライマックスである「遷御の儀」が10月に行われ、遷宮行事や伊勢のまちの魅力がこれまでにない幅広いメディアで取り上げられたことや、地元の皆さんのおもてなしなどが実を結んだ結果、平成25年の伊勢神宮参拝者数は、過去最高の平成22年の883万人を大きく上回り、1,420万人を超えました。そして、平成26年3月には、天皇皇后両陛下の行幸啓がなされるなど、三重県が注目される中、三重の魅力が再認識され、県内の賑わいや三重県人としての誇りが高まりました。



伊勢神宮（内宮）宇治橋周辺の賑わい

また、東紀州地域では、熊野尾鷲道路（三木里～熊野大泊）と紀勢自動車道（紀伊長島～海山）が年度内に供用開始されるなど、観光客などの交通アクセスの利便性が格段に向上したことをチャンスと捉え、伊勢と熊野の二大聖地を結ぶ熊野古道伊勢路を「幸結びの路」として多彩な魅力を発信するキャンペーンを展開しました。その結果、平成25年の熊野古道伊勢路への来訪者数は、過去最高の30万8千人に達し、平成26年の熊野古道世界遺産登録10周年を迎える機運が高まりました。

平成25年の本県への観光レクリエーション入込客数は、4,080万人と前年比293万人増加し、県内延べ宿泊者数が過去最高の982万人となり、前年比17.9%増と全国5位の伸び率となりました。

さらに、平成25年の本県における外国人延べ宿泊者数は、前年比28.5%増の12万1千人となり、特に台湾からの延べ宿泊者数は、前年比46.9%増の2万7千人となりました。台湾については、5月の「2013日台観光サミット in 三重」の志摩市開催、10月の台湾新北市との観光協定締結等が評価され、本県が、日本の自治体として2例目となる「2014台湾観光貢献賞」を受賞しました。このことは、長年にわたる草の根の活動や県議会も含めた県をあげた交流の成果であるといえます。

産業面では、国において、第2次安倍内閣の経済対策、いわゆるアベノミクスの「3本の矢」の一つ、民間投資を喚起する成長戦略である「日本再興戦略」や「好循環実現のための経済対策」などに基づき、国内経済を成長軌道へ乗せる動きが活発化しました。

このような中で、景気回復を地域に浸透させるためには、本県経済をけん引し、地域社会の形成や維持に寄与している重要な存在である県内中小企業・小規模企業の振興が不可欠であるため、三重県版経営向上計画の認定や事業承継の促進など県独自の施策を盛り込んだ「三重県中小企業・小

規模企業振興条例」を平成 26 年 3 月に制定しました。さらに、成長産業における投資やマザー工場化*の促進、外資系企業の誘致などを柱とする新たな企業投資促進制度「マイレージ制度*」の活用や海外へのトップセールス等により、誘致活動を展開しました。この結果、平成 25 年の企業誘致件数は、65 件と過去 4 年間の実績と比べ、大きく増加しました。

雇用情勢については、景気が回復基調にあることから、平成 25 年度の県内有効求人倍率（原数値）は 1.10 倍となり、平成 19 年度以来 6 年ぶりに 1 倍を超えました。また、県内高卒新卒者の就職内定率は、平成 26 年 3 月末現在で 99.2%となり、平成 6 年度以来 19 年ぶりに 99%を超えました。

公益社団法人日本経済研究センターが、平成 26 年 3 月に公表した「都道府県別成長率予測結果」の「実質産出額の伸び率（2013-25 年）」では、全国 1 位となりました。

このように明るい兆しがあった反面、平成 25 年度「全国学力・学習状況調査」において、小中学校の全ての教科で平均正答率が全国と比較して低かったことや、平成 25 年 6 月 1 日現在の本県の民間企業における障がい者実雇用率（1.60%）が全国最下位になったことなど、道半ばの課題も残りました。

県民の皆さんの安全・安心については、防災・減災面では、9 月の台風 18 号や平成 26 年 2 月の大雪が県内に大きな被害をもたらしました。また、12 月には、近い将来発生が確実視されている南海トラフ地震に備えるため、南海トラフ地震対策特別措置法が施行され、平成 26 年 3 月に、県内の沿岸 16 市町が津波避難対策特別強化地域に指定されました。

食の安全・安心については、県内の大手米穀取扱事業者等が、米の産地、品種の偽装等を行っていたことが発覚するとともに、県内のホテル等において食材の不適正表示事案が発生するなど、本県の食に対する信頼を揺るがしました。

また、三重郡朝日町地内における女子中学生強盗殺人等事件や、三菱マテリアル株式会社四日市工場の爆発事故など、県民の皆さんの生命や安全を脅かす事件や事故が発生しました。

このような状況において、平成 26 年 1 月から 2 月にかけて実施した「第 3 回みえ県民意識調査」では、県民の皆さんが生活の中で感じる、16 の政策分野ごとの地域や社会の状況についての実感（「幸福実感指標」）は、第 1 回調査と比べて、「国内外に三重県の魅力が発信され、交流が進んでいる」（+15.5 ポイント）、「県内の産業活動が活発である」（+7.1 ポイント）、「災害等の危機への備えが進んでいる」（+5.8 ポイント）など、16 項目中 13 項目で「実感している層」の割合が高くなりました。また、県民の皆さんが日ごろ感じている幸福感の平均値が 10 点満点で 6.75 点となり、前回調査より 0.07 点、第 1 回調査より 0.19 点それぞれ高くなりました。（調査の概要は 50 ページ以降参照）

(2) 平成 25 年度の主な取組

1 平成 25 年度三重県経営方針に掲げる「政策展開のポイント」にかかる主な取組

平成 25 年度は、長期の戦略計画である「みえ県民力ビジョン」の 2 年目の年にあたり、「みえ県民力ビジョン・行動計画」やその他の計画等に示した目標の実現に向けた取組を着実に進めました。

県政を推進するにあたっての単年度の方針である「平成 25 年度三重県経営方針」で掲げた「政策展開のポイント」である「三重県のブランド力アップ～三重の魅力を大きく発信～」、「地域を守る～防災・減災対策の推進～」、「子どもを守る～児童虐待やいじめへの対応～」の三つの柱で整理した主な取組は、以下のとおりです。

I 三重県のブランド力アップ～三重の魅力を大きく発信～

神宮式年遷宮*の好機を生かし、多くの皆さんに三重の魅力を知っていただくため、関係者と一体となった「三重県観光キャンペーン～実はそれ、ぜんぶ三重なんです！～」を 4 月から実施し、全庁を挙げた観光 PR を展開しました。このキャンペーンの核となる「みえ旅パスポート」の発給件数は、平成 26 年 3 月末までに 20 万部を突破しました。

9 月には、東京日本橋に首都圏営業拠点「三重テラス」*をオープンし、三重県の認知度向上や誘客、県産品の販路拡大を推進しました。来館者数は、平成 26 年 3 月末で約 27 万 5 千人となり、当初目標の 11 万人を突破しました。

関西圏における営業機能を強化するため、関西圏における営業展開の基本的な方向性等を示す「関西圏営業戦略*」を、平成 26 年 3 月に策定しました。

平成 26 年 7 月に熊野古道世界遺産登録 10 周年を迎えるため、熊野古道伊勢路を「^{さち}幸結びの路」としてイベントやキャンペーンを実施するなど、積極的な情報発信を行いました。

また、県総合文化センター周辺の文化会館、図書館、美術館など「文化交流ゾーン*」を構成する県立の施設等が連携し、「伊勢」を統一テーマとしたシンポジウム、展覧会、セミナーなど、さまざまな取組を展開し、三重の持つ多様な文化の魅力を県内外に発信しました。さらに、「ともに考え、活動し、成長する博物館」を理念とする三重県総合博物館（Mi e Mu）の平成 26 年 4 月開館に向けて、共感や期待感を喚起するよう、開館 1 年前、3 か月前、1 か月前など節目の時期に合わせて集中的にイベントや広報活動を展開しました。

II 地域を守る～防災・減災対策の推進～

地震・津波から県民の皆さんの生命と財産を守るため、南海トラフ地震などを想定した地震被害想定調査を実施し、この調査結果や東日本大震災の教訓、南海トラフ巨大地震対策の最終報告書（平成 25 年 5 月公表）等の国の対策方針をふまえた、本県の総合的な地震津波対策の指針となる「三重県新地震・津波対策行動計画」を平成 26 年 3 月に策定・公表するとともに、「三重県地域防災計画（地震・津波対策編）」を抜本的に見直しました。

平成 23 年の紀伊半島大水害により被災した公共土木施設災害復旧（原形復旧）については、年度内に概ね完成し、改良復旧についても進捗を図りました。また、平成 25 年 9 月の台風 18 号により被災した施設についても復旧に取り組みました。さらに、平成 26 年 2 月の大雪により被災した農林業ハウス等について、国の支援策に関する情報収集や県の支援策の早期発現に向けた予算措置を行いました。

地域からの要望が多い河川堆積土砂の撤去を進めるとともに、撤去箇所の優先度や実施方法の考え方をもとに市町の意見をふまえ、当該年度の実施箇所や今後 2 年間の実施候補箇所を選定し、これらを市町と共有する仕組みを 3 建設事務所で試行しました。

津波浸水予測区域内の河川堤防や海岸堤防については、地震・津波に対して壊れにくい構造とするため、空洞やひび割れのある脆弱箇所の計画的な補強や耐震対策を推進しました。

公共土木施設等の老朽化が進むなか、県民の皆さんの安全を確保するため、公共土木施設等の緊急点検を実施するとともに、緊急的に補修を要する箇所について対策を実施しました。

また、国、県、市町等の道路管理者が道路インフラの予防保全、老朽化対策の体制強化を図るため、「三重県道路インフラメンテナンス協議会」を平成 26 年 3 月に開催し、技術基準の共有や市町への支援などに取り組んでいくことを確認しました。

Ⅲ 子どもを守る～児童虐待やいじめへの対応～

児童虐待防止のため、「子ども虐待対策監」の配置や児童相談センターへの法的対応室の設置及び弁護士・警察官の配置などを行うとともに、虐待通告時の初期対応の的確性を向上するためのリスクアセスメントツールを開発し、法的対応と介入型支援を強化しました。また、児童相談センターに市町支援プロジェクトチームを設置して、市町との定期協議や研修の拡充を図り、市町における相談体制の一層の強化を支援しました。

いじめの未然防止を図り、子どもたちが安心して学ぶことができる環境づくりを推進するため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置及び派遣しました。特に県内 15 中学校区において、校区ごとに同一のスクールカウンセラーを配置し、小学校から中学校への途切れない支援を行うことで、教育相談体制の充実を図ることができました。また、いじめを許さない「絆」プロジェクトの事業推進校を指定するとともに、学級満足度調査を活用して児童生徒の実態把握を行い、児童生徒自身の課題解決能力を高める取組を積み重ね、県全体で情報共有しました。その結果、学級の満足群が増加し、いじめの未然防止に関して一定の成果が見られました。

さらに、「三重県いじめ防止基本方針」を策定するとともに、「三重県いじめ問題対策連絡協議会」、「三重県いじめ対策審議会」及び「三重県いじめ調査委員会」を設置するための条例を制定しました。

体罰防止に向けて、実態把握や未然防止に係る取組報告を県立学校及び市町教育委員会に 2 回求めるとともに、映像教材を活用した校内研修や生徒指導担当者と部活動指導者を対象とした研修会を実施するなど、早期対応、再発防止に向けた取組を実施しました。

また、いじめや体罰の解消・早期対応を支援するため、「子ども安全対策監」を配置しました。

子どもを通学路における危険から守るため、通学路緊急合同点検等に基づき、交通安全施設、特に信号機の新設（30 基）・改良、歩道や照明灯を重点的に整備しました。

2 みえ県民カビジョンに掲げる「政策展開の基本方向」に沿った16の政策にかかる
 主な取組（行政運営の取組を含む）

「みえ県民カビジョン」に掲げた政策展開の基本方向である「『守る』～命と暮らしの安全・安心を実感できるために～」、「『創る』～人と地域の夢や希望を実感できるために～」、「『拓く』～強みを生かした経済の躍動を実感できるために～」の三つの柱で整理した主な取組及び行政運営の取組は、以下のとおりです。

【参考】「みえ県民カビジョン」の政策体系について

1 みえ県民カビジョンの政策体系

おおむね10年間の体系
 (「みえ県民カビジョン」に記載)

4年間の体系
 (「みえ県民カビジョン・行動計画」に記載)

「みえ県民カビジョン・行動計画」の施策、基本事業の目標を達成するために、年度ごとに具体化する事業

「みえ県民カビジョン・行動計画」の施策、基本事業の目標を達成するために、年度ごとに具体化する事業

2 政策展開の基本方向（三つの柱）と16の政策一覧

I 『守る』～命と暮らしの安全・安心を実感できるために～	II 『創る』～人と地域の夢や希望を実感できるために～	III 『拓く』～強みを生かした経済の躍動を実感できるために～
1 危機管理	1 人権の尊重と多様性を認め合う社会	1 農林水産業
2 命を守る	2 教育の充実	2 強じんて多様な産業
3 暮らしを守る	3 子どもの育ちと子育て	3 雇用の確保
4 共生の福祉社会	4 スポーツの推進	4 世界に開かれた三重
5 環境を守る持続可能な社会	5 地域との連携	5 安心と活力を生み出す基盤
	6 文化と学び	

I 『守る』～命と暮らしの安全・安心を実感できるために～

(I-1 危機管理 ～災害等の危機から命と暮らしを守る社会～)

東日本大震災被災地の復旧・復興を支援するため、「三重県東日本大震災支援本部」のもと、被災地及び県内避難者への取組を継続して行いました。引き続き被災地へ職員（県職員9名、警察官131名）を派遣するほか、“支援から交流へ”の視点から、中高生やグリーン・ツーリズム*実践者、水族館と被災地との交流事業を実施するとともに、県内避難者（平成26年3月末現在：489名）への各種生活情報の提供等に取り組みました。

紀伊半島大水害による被害からの一日も早い復旧・復興に向けては、国や関係市町と連携し、きめ細かな対応や工程等についての丁寧な情報提供を行うとともに、被災した河川・道路等の公共土木施設及び農地農業用施設等の復旧を進めた結果、年度内に概ね完成しました。

平成25年度に実施した「防災に関する県民意識調査」では、東日本大震災発生後も「危機意識を変わず持ち続けている」人が35%いる一方で、「時間の経過とともに危機意識が薄れつつある」と回答した人が45%にのぼり、時間の経過とともに危機意識の低下が進んでいることが明らかになりました。こうした状況のもと、震災で芽生えた意識を行動に結びつけ、さらには、防災・減災対策が日常生活の中に溶け込んで、当たり前ものとなっている「防災の日常化」の定着へとつなげて、災害に強い三重県が子や孫の世代まで引き継がれていくことをめざした「三重県新地震・津波対策行動計画」を平成26年3月に策定しました。



三重県総合防災訓練（津波避難訓練）

災害対応力の強化に向けては、北勢広域防災拠点について、四日市市との調整を進め、候補地を決定しました。

災害医療体制の整備については、災害時において必要とされる医療を迅速かつ的確に提供できる体制を強化するため、「災害医療コーディネーター」を8月に設置し、災害時対応力の向上を目的とする研修会を開催するとともに、災害拠点病院を新たに1病院指定しました。また、大規模災害等により災害拠点病院が機能不全に陥った場合などに対応できる体制を整えるため、災害拠点病院を補完する病院として新たに災害医療支援病院を8病院指定しました。

コンビナートの防災対策については、消防庁が平成25年3月に改訂した「石油コンビナートの防災アセスメント指針」に基づき、防災アセスメント調査を実施し、平常時や地震時の災害発生危険度を調査しました。

また、平成26年1月に、三菱マテリアル株式会社四日市工場で爆発事故が発生したのをはじめ、高圧ガス関係等の事故も依然発生していることから、事業者への保安検査や立入検査等を強化し、適正な保安管理等の徹底を求めるとともに、国に対し、総務省消防庁、厚生労働省、経済産業省の三省庁で分割所管されている指導監督の一元化等を求める緊急提言を実施しました。

食の安全・安心の確保については、牛海綿状脳症（BSE）対策特別措置法施行規則が改正されたことから、これまで実施してきた全頭検査を見直し、7月から検査対象を48か月齢超としました。

米トレーサビリティ法等に基づく通常の監視指導を 192 件実施したほか、県内で米穀の不適正な流通が発生したことをふまえ、「三重県食の安全・安心の確保に関する条例」の改正に伴って基本方針の見直しを行いました。また、米穀取扱業者を対象に特別監視指導を 28 件実施し、その結果をホームページで公表するとともに、コンプライアンス意識の醸成を目的とした研修会を開催しました。

感染症対策については、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、「三重県新型インフルエンザ等対策行動計画」を 11 月に策定しました。また、風しんの流行を受けて、先天性風しん症候群の発生を防止するため、緊急的に市町が実施するワクチン接種事業に係る費用に対して補助を行いました。

「幸福実感指標」の「災害等の危機への備えが進んでいる」という項目に対しては、「感じる」と「どちらかといえば感じる」を合計した「実感している層」の割合が 30.2%、「感じない」と「どちらかといえば感じない」を合計した「実感していない層」の割合が 59.0%となり、それぞれ前回調査に比べて 0.4 ポイントの減少、1.2 ポイントの減少となりました。

（I-2 命を守る ～健康な暮らしと安心できる医療体制～）

医師確保については、医師無料職業紹介事業により 7 件が成約又は成約見込みとなるなど、医師不足の影響を当面緩和する取組を実施しました。

また、医師修学資金を新たに 61 名に貸与し、今後県内で勤務する修学資金貸与者（平成 26 年 3 月末現在：累計 408 名）の段階的な増加が見込まれることになりました。さらに、これら若手医師の県内定着に向け、「三重県地域医療支援センター*」において、県内複数医療機関をローテーションしながら、専門医資格を取得できる後期臨床研修プログラムを 17 基本領域で作成するなど、中長期的な視点に立った取組を実施しました。

看護師の確保を図るため、看護学生に対する修学資金の貸与や、看護師等養成所への運営補助などを実施した結果、平成 26 年 3 月の県内養成施設卒業者の県内就業者数は、3 年ぶりに 600 人台（641 人）となりました。また、看護職員の定着促進として、24 施設の病院内保育所への運営補助を行うとともに、就労環境改善のための研修会の開催等の取組を実施しました。

救急医療体制の整備については、ドクターヘリの出動件数が年間 352 件と前年に比べて 80 件増加しており、救命率の向上や後遺障害の軽減等に貢献しました。また、情報通信技術を活用した救急搬送システムである「M I E - N E T*」を構築しました。

在宅医療の充実については、市町の在宅医療体制の基盤づくりを進めるため、11 市町へ体制整備等の補助を行うとともに、地域リーダーの養成研修等を実施しました。また、県内の医療従事者、介護関係者、市町職員等の多職種が一堂に会する在宅医療事例報告会を開催しました。

がん対策については、4 月に、民間企業 5 社とがん検診受診率向上を図る啓発活動に関する協定を締結し、がん検診受診者を対象にした利息優遇の定期預金を販売（平成 25 年度：口座開設 1,557 件）するなど、がん検診受診率向上のための取組が進みました。

6月には、がん診療連携拠点病院等で構成するがん診療連携協議会と三重県歯科医師会、三重県の3者による協定を全国で初めて締結し、医療連携連絡協議会及び病院歯科連絡協議会を開催するとともに、医師・歯科医師・歯科衛生士等を対象に研修会を実施するなどがん患者の口腔ケア支援の活動に取り組みました。

また、がん対策の一層の充実を図るため、がん患者とその家族、医療関係者などさまざまな主体の意見を聞きながら、「三重県がん対策推進条例」を平成26年3月に制定するとともに、がん診療連携拠点病院（6か所）を補完するため、新たに「三重県がん診療連携推進病院」を4か所、平成26年4月に県独自で指定しました。（計10か所）

健康づくりについては、「みえ歯と口腔の健康づくり基本計画」に基づき、歯科保健対策を一元的に取りまとめ、乳幼児から高齢者、障がい児(者)等全ての県民の皆さんに対する歯科保健の向上をめざして、「三重県口腔保健支援センター」を9月に設置しました。また、要保護児童スクリーニング指数（MIES*）の普及を図るため、小学校30校で試行的に実施し、関係機関・団体等と連携した取組を進めました。

「幸福実感指標」の「必要な医療サービスが利用できる」という項目に対しては、「実感している層」の割合が48.7%、「実感していない層」の割合が40.8%となり、それぞれ前回調査に比べて0.1ポイントの減少、変更なしとなりました。

（I-3 暮らしを守る ～誰もが安全で安心して暮らせる地域社会～）

犯罪対策については、県民に強い不安を与える凶悪犯罪、侵入犯罪等を早期・徹底検挙するため、組織の総合力を発揮した初動捜査と現場検挙活動の徹底、捜査の科学化、各種捜査支援システムの拡充、地域と一体となった犯罪抑止活動などに取り組んだ結果、平成25年中の刑法犯認知件数は、17年ぶりに2万件を下回りました。しかし、子どもや女性が被害者となる凶悪事件や街頭犯罪の発生が後を絶たず、県民の皆さんの不安を解消するには至っていません。（平成26年3月2日、三重郡朝日町地内における女子中学生強盗殺人等事件を検挙）

交通安全対策については、7月に施行された「三重県飲酒運転^{ゼロ}をめざす条例」をふまえ、12月1日の「飲酒運転^{ゼロ}をめざす推進運動の日」に合わせた交通安全県民大会の開催等をはじめ、条例の周知と飲酒運転^{ゼロ}をめざした広報・啓発を行うとともに、平成26年3月に基本計画を策定しました。

消費生活の安全については、高齢者の消費者被害防止のため、老人クラブや福祉関係者等に働きかけ、消費者啓発地域リーダー養成講座を5回開催し、リーダーを累計108人養成しました。

また、ホテル等における食材の不適正表示事案が県内においても発生したことから、食材表示の適正化のため、不当商取引指導専門員を2名増員し、研修会開催や講師派遣、自己点検等の自主



がん患者医科歯科連携に関する協定締結式



飲酒運転^{ゼロ}をめざすキャンペーンロゴマーク

的取組を支援しました。

薬物乱用防止については、平成 26 年 4 月 1 日から指定薬物の所持・使用が禁止されることをふまえ、その危険性について県民に対して啓発を行うとともに、違法（脱法）ドラッグの販売のおそれのある店舗への立入調査を行いました。また、改正された「動物の愛護及び管理に関する法律」や「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針」をふまえ、「第 2 次三重県動物愛護管理推進計画」を、平成 26 年 3 月に策定しました。

「幸福実感指標」の「犯罪や事故が少なく、安全に暮らしている」という項目に対しては、「実感している層」の割合が 61.5%、「実感していない層」の割合が 31.7%となり、それぞれ前回調査に比べて 0.1 ポイントの増加、1.8 ポイントの減少となりました。

（I-4 共生の福祉社会 ～地域の中で誰もが共に支え合う社会～）

高齢者福祉については、基幹型認知症疾患医療センターを 1 か所、地域型認知症疾患医療センターを 3 か所指定するとともに、二次医療圏域単位でこれまで指定のなかった東紀州圏域に新たに 8 月 1 日付けで地域型認知症疾患医療センターを指定することにより、認知症に関する専門医療や専門医療相談を充実させました。

障がい者の自立支援については、障がい者の就労を促進するため、「共同受注窓口*」を通じた受注拡大を推進した結果、受注額は前年度の実績を上回る 37,890 千円（平成 26 年 3 月末見込み）となりました。また、障害者優先調達推進法に基づく調達方針を策定し、県から障害者就労施設等への調達拡大に向けた環境を整備した結果、発注額は 23,718 千円（平成 26 年 3 月末見込み）となりました。さらに、災害時における聴覚障がい者の情報コミュニケーション支援のため、平成 25 年 4 月に伊勢市と協定を締結しました。

平成 33 年に本県で開催される全国障害者スポーツ大会に向けては、障がい者スポーツ競技団体の設立を支援し、新たに 1 団体が設立されました。



全国障害者スポーツ大会

地域住民による支え合いの促進については、高齢者や障がい者が地域で自立した生活を続けられる体制づくりを行う市町を支援しました。なお、平成 25 年度は民生委員の一斉改選があり、それに伴い民生委員数の増員を行い、地域住民への相談・援助体制の充実を図りました。また、平成 24 年 10 月から開始した「三重おもいやり駐車場利用証制度*」の利用証交付者数が、平成 26 年 3 月末時点で 19,061 人（累計）、「おもいやり駐車場」の登録届出数が 1,889 施設、3,781 区画となるなど、県民の皆さんに当制度が浸透しつつあります。

「幸福実感指標」の「必要な福祉サービスが利用できている」という項目に対しては、「実感している層」の割合が 33.3%、「実感していない層」の割合が 43.8%となり、それぞれ前回調査に比べて 0.7 ポイントの減少、0.5 ポイントの減少となりました。

（Ⅰ-5 環境を守る持続可能な社会 ～自然を大切にし、環境への負荷が少ない社会～）

地球温暖化対策については、各主体の自主的かつ積極的な温暖化対策を進めるため、「三重県地球温暖化対策推進条例」を12月に制定しました。

また、低炭素なまちづくりを進めるため、伊勢市における電気自動車等を活用した低炭素社会モデル事業において、平成24年度に策定した協議会の取組や各主体の役割等を定めた行動計画「おかげさまAction!」に基づき、小型電気自動車の導入などその環境を整備しました。



小型電気自動車の普及活動（伊勢市駅前）

廃棄物対策については、生活環境保全上の支障等が生じている4つの産業廃棄物不適正処理事案（四日市市大矢知・平津、桑名市源十郎新田、桑名市五反田、四日市市内山）において、産廃特措法による国の支援を得て、実施計画に基づいて、恒久対策に着手しました。また、環境省の災害廃棄物対策指針をふまえ、南海トラフ巨大地震の新たな被害想定に基づき、「市町災害廃棄物処理対策マニュアル」を作成しました。

生物多様性の保全については、野生鳥獣の適正な生息管理を行うため、ニホンジカの推定生息数を調査するとともに、平成26年4月から平成29年3月までを計画期間としたニホンザルに関する特定鳥獣保護管理計画*を策定しました。

大気・水環境の保全については、PM2.5（微小粒子状物質）*等に係る常時監視体制を一層整えるとともに、従来の県ホームページや関係機関からの情報提供に加え、「防災みえ.jp メール配信サービス」を活用した注意喚起も開始しました。また、「三重県海岸漂着物対策推進計画」に基づき、関係機関、民間団体等と連携し、地域の実状に応じた対策を進めるとともに、国の平成24年度補正予算で措置された「海岸漂着物地域対策推進事業」を活用し、県内の海岸漂着物の回収・処理及び発生抑制対策を実施しました。さらに、東海三県一市の海岸漂着物対策検討会において、海岸漂着物の発生抑制対策等に向けた普及啓発や国への提言活動を実施しました。

「幸福実感指標」の「身近な自然や環境を守る取組が広がっている」という項目に対しては、「実感している層」の割合が28.4%、「実感していない層」の割合は55.2%となり、それぞれ前回調査に比べて0.7ポイントの減少、0.1ポイントの減少となりました。

Ⅱ 『創る』～人と地域の夢や希望を実感できるために～

（Ⅱ-1 人権の尊重と多様性を認め合う社会 ～一人ひとりが尊重され、誰もが参画できる社会～）

人権が尊重される社会づくりについては、県民一人ひとりが人権に対する理解を深め、主体的に取り組むため、メディアの活用やスポーツ組織との連携による啓発イベント等、多様な手段や機会を活用して啓発活動を推進しました。また、人権教育については、いじめの問題を解決するための指導資料を作成して、各学校に配付し、その活用促進をとおして子どもたちが安心して学べる環境づくり等を進めました。

男女共同参画の社会づくりについては、三重県男女共同参画センターが実施する「地域リーダー

養成講座」等の各種事業により、延べ 13,145 人に対して男女共同参画意識の普及啓発や自立支援を行いました。また、10 月には、三重県男女共同参画審議会から「女性の活躍による経済の活性化」、「安心して産み育てられる環境の整備」、「女性の参画による防災力・地域力の向上」の 3 点に重点を置いた男女共同参画の推進に関する知事への提言が行われ、平成 26 年度に向けて新たな事業の構築を図りました。

多文化共生社会づくりについては、大規模災害発生時における外国人住民への支援体制を整備するため、災害時外国人サポーター研修（2 回）と外国人住民を主な対象とした避難所訓練（2 回）を実施しました。また、「みえ災害時多言語支援センター」の運営等について関係機関と協議し、5 月に公益財団法人三重県国際交流財団と「みえ災害時多言語支援センター」の設置・運営に関する協定を締結するとともに、大規模災害発生時を想定した図上訓練を実施しました。

NPO の参画による「協創」の社会づくりについては、NPO 法人の活動基盤の強化に向けて、県民の皆さんが寄附を行った場合に税額控除を受けられる対象となる NPO 法人を指定する手続を定める条例を 10 月に施行し、1 法人を平成 26 年 3 月に指定しました。また、平成 24 年度に策定した「夢をかたちにするまちづくり～『新しい公共』のヒント集～」を活用し、NPO 活動の活性化のため、県内の全 NPO 法人（641 法人）と面談を行い、NPO 法人の活動の現状と課題を把握しました。

さらに、NPO 活動を周知し、県民の皆さんの理解を深めるため、12 月を「市民活動・NPO 月間」として新たに設け、さまざまな主体と協働して 9 地域で 18 イベントを開催するとともに、集大成イベントとして「協創シンポジウム」を、平成 26 年 1 月に開催しました。



「協創シンポジウム」

「幸福実感指標」の「一人ひとりが尊重され、誰もが社会に参画できている」という項目に対しては、「実感している層」の割合が 21.2%、「実感していない層」の割合が 60.3%となり、それぞれ前回調査に比べて 0.8 ポイントの増加、1.2 ポイントの減少となりました。

（Ⅱ-2 教育の充実 ～一人ひとりの個性と能力を育む教育～）

学力の向上については、平成 25 年度「全国学力・学習状況調査」において、小中学校の全ての教科で平均正答率が全国と比較して低かったことをふまえ、「みえの学力向上県民運動」を展開するため、「みえの学力向上県民運動推進会議」を 2 回開催するとともに、「みえの学力向上県民運動アクションプラン」を 10 月に策定し、家庭での読書習慣や生活習慣を身につけさせるためのチェックシートを平成 26 年 2 月に作成・配付しました。さらに、推進会議委員を地域で開催される研修会等に派遣するほか、リーフレットの配付、ホームページの活用等により周知・啓発に取り組みました。

子どもたちの学びを地域で支えるため、まなびのコーディネーター*（52 人）を活用し、「みえの学び場」づくり（195 か所）の取組を推進しました。

学校図書館を活用した効果的な授業実践の取組を支援するため、民間委託による専門性の高い図書館司書有資格者をモデル的に小中学校（6 市町、10 校）に派遣しました。その結果、司書配置の

事業化や公立図書館司書との連携など、事業を平成 26 年度からの新たな取組の契機とした市町教育委員会がありました。

基礎的な知識・技能の定着と向上を図りつつ、思考力・判断力・表現力を育むため、小・中学校の 9 教科の教科別プロジェクトチームを設置し、「授業改善モデル」の作成及び実践研究を実施しました。（計 92 回実施）

理数教育や職業教育の充実に努めた結果、平成 26 年 3 月に、県立伊勢高等学校が「第 3 回科学の甲子園全国大会」で総合優勝するとともに、平成 25 年 9 月に、県立相可高等学校が「高校生国際料理コンクール 2013」で 1 位を獲得するなど、優れた成果を収めました。

また、社会経済のグローバル化が進展する中、チャレンジ精神、課題解決力、日本人・三重県人としてのアイデンティティ、英語によるコミュニケーション力等を育成することで、子どもたちがグローバル社会で主体的に活躍し、他者と共に生きていく基盤を確立するため、「グローバル三重教育プラン」を平成 26 年 2 月に策定しました。このプランの取組を推進するため、レゴジャパン株式会社レゴエデュケーションと「三重県における教育振興のための研究等に関する包括協定」を締結しました。



「第 3 回科学の甲子園全国大会」優勝
(県立伊勢高等学校)

地域に開かれた学校づくりについては、地域人材を活用した学習支援活動について、全ての市町での実施・定着に向け、取組成果に係る報告会等を開催しました。

特別支援教育については、発達障がいを含む全ての障がいのある幼児児童生徒への就学前から卒業までの一貫した支援を行うため、情報引継ぎツールであるパーソナルカルテ*の作成及び活用を推進するパーソナルカルテ推進強化市町として 15 市町を指定し、支援体制の整備を進めました。

特別支援学校の生徒の進路希望を実現するため、外部人材であるキャリア教育マネージャー（1 名）、キャリア教育サポーター（4 名）及び職域開発支援員（13 名）を活用した職場開拓を行うとともに、生徒本人の適性と職種のマッチングを図るため、職業適性アセスメントの活用を促進しました。その結果、特別支援学校高等部卒業生の進学及び就労率について、目標である 30% 台を達成しました。

学校における防災教育・防災対策については、全ての学校で防災ノートを活用した学習が実施されました。生徒の防災意識を高めるため、「子ども防災サミット in みえ」での交流を継続し、本県の中学生 23 名と教職員などあわせて 38 名が、8 月に宮城県を訪問し、被災地での防災学習を実施しました。また、本県の高校生 18 名と教職員などあわせて 26 名が、8 月に岩手県久慈市と山田町を訪問し、交流と支援、ボランティア研修を実施しました。さらに、同月に宮城県仙台市で開催された「ハイスクールサミット in 東北」に、本県の高校生 2 名を派遣しました。

県立学校施設の耐震化が完了するとともに、非構造部材*の耐震対策については、前年度に実施した専門家による点検結果を受けて、平成 27 年度までの完了をめざし、全体計画に基づき実施しました。

「幸福実感指標」の「子どものためになる教育が行われている」という項目に対しては、「実感

している層」の割合が 32.7%、「実感していない層」の割合は 44.0%となり、それぞれ前回調査に比べて 3.8 ポイントの増加、5.1 ポイントの減少となりました。

（Ⅱ-3 子どもの育ちと子育て ～子どもが豊かに育つことができる社会～）

「第 2 回みえ県民意識調査」によると、県民の幸福感は、未婚者よりも既婚者が高く、既婚者では子どもがいる方が高く、さらに子どもの数が多いほど高くなっています。理想の子どもの数が 2.5 人に対し、実際の子どもの数が 1.7 人ととどまっているなど、理想と現実のギャップが生じていることから、県民の皆さんの結婚や出産・子育ての希望がかなう三重をめざして、三重県少子化対策総合推進本部を 7 月に設置し、全庁をあげて少子化対策に取り組む体制を整えました。

また、「子ども・思春期」「結婚」「妊娠・出産」「子育て」のライフステージごとに、働き方も含めた課題と現場のニーズを「地方目線」「当事者目線」で洗い出し、平成 26 年度に向けて新たにに取り組むべき対策をとりまとめ、「三重県地域少子化対策強化計画」を平成 26 年 2 月に策定しました。さらに、国が新たに創設した「地域少子化対策強化交付金」を活用し、子どもの生き抜く力を育てる「みえの育児男子プロジェクト」を始動しました。男性の育児参画や地域全体で子育てを支援する気運を醸成するため、平成 26 年 6 月に開催する「ファザーリング全国フォーラム in みえ」に向けて、関係機関との調整を行いました。

社会全体で子育て家庭を応援する地域社会づくりについては、「第 8 回子育て応援！わくわくフェスタ」を 10 月に開催し、子どもの育ちや子育て家庭を応援するというメッセージを発信するとともに、みえ次世代育成応援ネットワークの会員企業・団体による自発的な取組を促進しました。

あわせて、きめ細かな少子化対策を多様な主体と連携して推進するため、平成 26 年度に、子ども・家庭局に「少子化対策課」を設置することとしました。



第 8 回子育て応援！わくわくフェスタ
（スタンプラリー）

子どもの心身の発達支援体制の強化に向けて、「三重県子ども心身発達医療センター（仮称）」及び併設する特別支援学校の整備について、用地の取得及び建築の基本設計を完了するとともに、建築の実施設計及び建築関連の工事に着手しました。また、発達障がい児等に対する早期支援を図るため、早期支援のツールである「CLM（Check List in Mie：発達チェックリスト）と個別の指導計画」の保育所等への導入を促進しました。（巡回保育所・幼稚園数：56 か所（園））

児童虐待防止については、虐待通告時の初期対応の的確性等を向上するため、リスクアセスメントツール（アセスメントシート及び活用マニュアル）を開発しました。また、前年度の「三重県社会的養護のあり方検討会」での検討結果をふまえ、県内全ての乳児院（2 施設）、児童養護施設（12 施設）を訪問して、各施設の「家庭的養護推進計画*」の策定に向けた協議を実施しました。

「幸福実感指標」の「地域社会の見守りの中で、子どもが元気に育っている」という項目に対しては、「実感している層」の割合が 56.0%、「実感していない層」の割合は 27.7%となり、それぞれ前回調査に比べて 2.2 ポイントの増加、3.1 ポイントの減少となりました。

（Ⅱ-4 スポーツの推進 ～夢と感動を育む社会～）

学校スポーツの推進については、子どもたちの運動習慣の確立と、食習慣や睡眠など基本的な生活習慣の見直し、その改善に向けた取組を総合的に推進するため、体力向上推進アドバイザーが県内全ての公立小学校を訪問した結果、新体力テストの継続実施率が大きく向上しました。

平成 25 年度「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」によると、小学校 5 年生の体力合計点は、男女とも全国平均を下回ったものの、わずかな上昇傾向が見られ、過去最高値になりました。中学校 2 年生の体力合計点は、男女ともに前年度まではほぼ全国平均まで上昇していましたが、本年度は全国平均をやや下回りました。

平成 30 年度の全国高等学校総合体育大会の開催に向けて、東海関係者会議を通じて東海各県との調整を進め、本県における開催種目を 15 種目内定しました。

地域スポーツの推進としては、東京オリンピック・パラリンピックのキャンプ地誘致等を推進するため、推進本部を 12 月に設置し、関係市町と一体となって取組を進める体制ができました。

競技スポーツの推進については、三重県競技力向上対策本部を 5 月に設置し、本県の競技力向上対策の指針となる「三重県競技力向上対策基本方針」を決定しました。また、平成 33 年に本県で開催される第 76 回国民体育大会の開催に向けて、開催準備総合計画を策定しました。さらに、正式競技 37 のうち 25 の競技について、15 の市町を会場地として選定しました。

また、本県スポーツを推進するため、「三重県スポーツ推進条例（仮称）」の素案を作成し、三重県スポーツ推進審議会において審議しました。

「幸福実感指標」の「スポーツを通じて夢や感動が育まれている」という項目に対しては、「実感している層」の割合が 58.2%、「実感していない層」の割合が 25.6%となり、それぞれ前回調査に比べて 1.1 ポイントの増加、0.9 ポイントの減少となりました。

（Ⅱ-5 地域との連携 ～誰もが魅力を感じ、活力のある地域～）

南部地域の活性化については、南部地域活性化基金を活用して若者の働く場の確保や定住の促進に向けた複数市町の主体的な取組が本格的に動き出し、地域活性化局とともに各取組に積極的に参画し、事業内容の充実を図るための助言等協力・支援を行いました。また、市町や他県との共同による三大都市圏での移住相談会やセミナーの開催、メールマガジンの発行やホームページの充実など県南部地域への移住促進に取り組みました。集落機能を維持する取組については、6 市町のモデル地域において実施し、2 年目となる尾鷲市と志摩市では、住民と学生の話し合いを通じて、地域の魅力を発信する具体的な取組が動き出すなど成果があらわれました。また、大学と連携して市町職員等を対象に人材育成講座を開催するなど、サポート人材のスキルアップを図りました。



全国高等学校ウエイトリフティング競技選抜大会 女子 69kg 級優勝（県立亀山高等学校）

東紀州地域の活性化については、平成 26 年の熊野古道世界遺産登録 10 周年に向けて、熊野古道伊勢路を「幸結びの路」として情報発信するとともに、神宮来訪者等への情報発信や首都圏営業拠点「三重テラス」*における伊勢と熊野の歴史的なつながりを紹介する熊野古道セミナーの開催、熊野古道伊勢路沿いの霊場を巡るモデルウォークなどを実施しました。また、東紀州地域振興公社では、県外での観光展、物産展に出展するなど情報発信を行いました。さらに、熊野古道センターでは、企画展や交流イベントを開催するとともに、紀南中核的交流施設では、伊勢志摩の宿泊施設と連携した魅力的な宿泊プランの設定等を行いました。これらの取組を行った結果、紀伊半島大水害からの観光面での復興が着実に進み、熊野古道伊勢路への年間来訪者数は、過去最高の 30 万 8 千人（対前年比 12.7%増）となりました。



熊野古道伊勢路霊場めぐりモデルウォーク（風伝峠）

「美し国おこし・三重」については、平成 26 年の県民力拡大プロジェクトのプレイイベントとして、「プレ縁博みえ」^{えんぱく}を 9 月～12 月に実施し、422 件のイベントが県内各地で展開されるとともに、12 月には、『プレ三重県民大縁会』^{だいえんかい}～縁ジョイ！みえの地域づくり～^{エン}を開催し、約 8,180 人が参加・来場しました。

農山漁村の振興については、農山漁村の豊かな地域資源を生かした「いなかビジネス*」の創出と質的向上に向け、アドバイザーの派遣や農村起業を促進するコーディネーターの養成等に取り組んだ結果、取組団体が 140 団体に増加するとともに、三重の里ファン倶楽部会員数も 6,500 名に増加しました。また、「いなかビジネス」取組団体の交流人口は前年比 3.8%、売上額は前年比 5.1%増加しており、地域の活性化につながる成果が見られました。さらに、養成したコーディネーターが起点となり、日替わりシェフによる農村レストランの開店や、都市部の若者をターゲットとして農業を体験させるビジネスなど、新たな発想による農村起業の取組が生まれつつあります。

「獣害につよい地域づくり」については、捕獲効率の向上を図るため、大量捕獲わな等の捕獲技術向上のための研修会を開催したほか、民間企業と連携し、ニホンザルの大量捕獲技術を開発しました。獣肉等の利活用を促進するため、『みえジビエ*』品質・衛生管理マニュアル*の普及に向けた説明会を開催するなど、安全性や品質の確保に向けた取組を進めました。また、安全性や品質が確保された獣肉を提供する販売事業者等であることを証明する「みえジビエ登録制度*」を創設しました。

水産業の多面的機能*の維持増進に向けて、県、市町、漁連等で構成する「三重県水産多面的機能発揮対策協議会」を 6 月に設立し、34 組織（15 市町）において藻場*・干潟*の保全や内水面域の環境保全などの活動が開始されました。

市町との連携による地域活性化については、県と市町で構成する「県と市町の地域づくり連携・協働協議会」地域会議において、「1 対 1 対談」や「サミット会議」を実施するとともに、検討会議で 18 テーマを協議・検討するなど、県内各市町と連携して地域課題の解決に取り組みました。また、県、地元市町で構成する大仏山地域土地利用検討協議会において、土地利用の指針となる大仏山地域土地利用構想案を協議し、庁内で設置する大仏山地域検討委員会において、10 月に同構想

を確定しました。

「幸福実感指標」の「自分の住んでいる地域に愛着があり、今後も住み続けたい」という項目に対しては、「実感している層」の割合が 72.4%、「実感していない層」の割合が 18.6%となり、それぞれ前回調査に比べて、0.7 ポイントの減少、0.3 ポイントの減少となりました。

（Ⅱ-6 文化と学び ～地域の誇りと心の豊かさを育む社会～）

文化の振興については、三重県文化審議会での調査・審議などにより、「新しいみえの文化振興方針(仮称)」の中間案をとりまとめました。また、同審議会に「文化交流ゾーン*検討部会」を設置し、文化交流ゾーンの魅力を高めるための事業や運営のあり方について調査・審議を実施しました。さらに、史跡斎宮跡東部整備については、3棟の復元建物工事の整備に着手しました。

「鳥羽・志摩の海女による伝統的素潜り漁技術」の文化財としての価値を評価し、平成 26 年 1 月に、全国に先駆けて県無形民俗文化財として指定しました。また、海女漁が続けられている 8 県で構成する「全国海女文化保存・振興会議」を設置し、国重要無形民俗文化財指定など海女漁の文化財保護及び将来のユネスコ無形文化遺産代表一覧表記載と、所得向上に向けた海女漁業振興に対する支援について、国に対して要望しました。

生涯学習の振興については、「ともに考え、活動し、成長する博物館」を理念とする三重県総合博物館（Mi e Mu）の平成 26 年 4 月開館に向けて、共感や期待感を喚起するよう、開館 1 年前、3 か月前、1 か月前など節目の時期に合わせて集中的にイベントや広報活動を展開するとともに、参加型の MMM（みえマイミュージアム）プロジェクトの実施や企業パートナーシップ、交流展示の企画などを通して民間企業等との連携に取り組みました。



三重県総合博物館（Mi e Mu）
ミエゾウ

また、10 月には、伊勢市、志摩市で第 55 回全国社会教育研究大会を開催し、全国の社会教育関係者 1,626 人が参加しました。さらに、「第二次三重県子ども読書活動推進計画」に基づき、子どもの読書活動の取組を進めるとともに、第三次計画の策定に向けた検討に着手しました。

「幸福実感指標」の「文化芸術や地域の歴史等について、学び親しむことができる」という項目に対しては、「実感している層」の割合が 37.1%、「実感していない層」の割合が 46.1%となり、それぞれ前回調査に比べて 0.2 ポイントの増加、0.3 ポイントの減少となりました。

Ⅲ 『拓く』～強みを生かした経済の躍動を実感できるために～

（Ⅲ-1 農林水産業 ～食や暮らしと地域経済を支える農林水産業～）

農業の振興については、「三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する条例」に基づき策定した基本計画について、前年度の取組状況や成果をとりまとめ、実施状況報告書として公表しました。

また、新規就農者や企業など多様な担い手の確保・定着に向けて、「三重県農林漁業就業・就職フェア」の開催、青年就農給付金の給付、就農者の定着に向けた「みえの就農サポートリーダー制度」による支援などに取り組んだ結果、新規就農者数（45歳未満）は前年度実績を18名上回る135名に、そのうち自営就農者数は前年度実績を25名上回る57名と大幅に増加しました。

さらに、農業分野への障がい者就労の促進に向け、セミナーの開催や農業経営体におけるインターンシップの働きかけなどに取り組み、農業参入した福祉事業所は29件（平成25年度新規12件）、農業分野における障がい者就労人数は429名（対前年166名増）と大幅に増加したほか、障がい者を雇用した農業経営体も12件（平成25年度新規2件）となりました。

林業の振興については、県内初の木質バイオマス発電事業の平成26年秋の稼働に向けて、事業者に対して計画的に資金融通支援を行い、施設整備を進めた結果、進捗率は56%となりました。また、木質チップ原料の供給事業者に対し収集・運搬機械等の導入支援を行うなど木質バイオマスの安定供給体制づくりに取り組んだ結果、供給量は73,857tとなりました。

「みえ森と緑の県民税」の円滑な導入に向けて、県民参加の植樹祭やショッピングセンター等での周知活動などを実施するとともに、コンビニ等へのチラシの配架やポスターの掲示、県庁舎への懸垂幕の掲出、高校野球三重県大会でのテレビCM放送やラジオによる広報などさまざまな媒体を活用した広報を行いました。さらに、市町交付金を活用した事業の具体化を市町とともに進めるとともに、県が実施する災害に強い森林づくり事業について予定箇所の予備調査を行うなど、準備を進めました。

水産業の振興については、地域自らが活性化に取り組む「地域水産業・漁村振興計画*」の策定にあたって、鳥羽市答志地区など10地区を支援しました。さらに、前年度までに計画を策定した伊勢市今一色地区における黒ノリ加工製品の開発や紀北町三野瀬地区におけるヒラメの試験養殖など7地区の活動経費を補助しました。また、漁師塾*について、新たに1漁協増えて3漁協で実施し、水産業普及指導員が座学研修の講師を務めるなど、水産業の担い手確保に向けて支援しました。

農林水産業におけるイノベーションの促進については、産学官の連携による「みえフードイノベーション・ネットワーク*」のネットワーク会員数は平成26年3月末で302者となり、新たに8つのプロジェクトを立ち上げ、みえのソフトクリーム、みえックスキャンディ、鹿肉の調味生肉等の販売を開始しました。また、県内の優れた商品を選定・発信するために設けた「みえセレクション*制度」では、合計35品目を選定しました。

県産品の販路拡大と県内への誘客を図るため、神宮式年遷宮*と連動した「平成おかげ参りプロジェクト」を10月から実施し、全国15店舗の百貨店で物産展を開催しました。また、台湾やタイでの三重県物産展等を通して、現地での営業展開や定番化への足がかりを築きました。さらに、農林水産物の輸出促進の取組をさらに進めるため、「三重県農林水産物・食品輸出促進協議会」を平成26年3月に設置しました。



みえフードイノベーションから生まれた商品

「幸福実感指標」の「三重県産の農林水産物を買いたい」という項目に対しては、「実感している層」の割合が85.6%、「実感していない層」の割合が7.6%となり、それぞれ前回調査に比べて0.9ポイントの減少、0.2ポイントの減少となりました。

（Ⅲ-2 強じて多様な産業 ～地域に活力と雇用を生み出す産業構造への転換～）

平成24年7月に策定した「みえ産業振興戦略*」の進行管理や今後の新政策の方向性などについて、有識者で構成する「みえ産業振興戦略」アドバイザリーボード*を開催し、新たな取組の方向性などについて検討を行い、本県の産業振興施策に反映しました。

企業誘致の推進については、成長産業における投資やマザー工場化*の促進、外資系企業の誘致、県内企業の再投資促進、サービス産業の立地促進などを柱とする新たな企業投資促進制度「マイレージ制度*」を活用し、誘致活動を展開しました。その結果、企業誘致件数は、65件と過去4年間の実績と比べ、大きく増加しました。また、国際競争力のある外資系企業の誘致に向け、外国商工会議所やグレーター・ナゴヤ・イニシアティブ協議会（GNI）*等の事業への参加や、大使館など在外外国公館や関係機関等とのネットワーク構築に取り組むとともに、8月の米国ミッションでは、インテル、サンディスク、ボーイング等のグローバル企業にトップセールスを行いました。こうした取組により、サンディスクが四日市市内に単独で「イノベーションセンター」を開設することが、11月に決定しました。さらに、三菱重工業の次世代リージョナルジェット機（MRJ*）の量産に向けた拠点展開構想が、平成26年2月に公表され、同社松阪工場が量産拠点の一つに選ばれました。



サンディスク「イノベーションセンター」開設の発表

環境、エネルギー、食糧問題などの社会的問題を根底から解決するため、高度部材*・素材を強みとする四日市コンビナート企業などと、「みえバイオリファイナー*研究会」を5月に設立し、セミナー等を通じて、県内企業、大学などネットワークを構築し、研究開発プロジェクト化に向けた検討や情報交換を行いました。

平成24年7月に指定された「みえライフイノベーション*総合特区」では、国から財政的支援を受け、9月に、みえライフイノベーション推進センター（Mi e L I P）を県内7か所に開設し、企業等への製品開発支援を実施した結果、11件の試作品や製品を生み出しました。

県内中小企業の海外展開については、日本貿易振興機構（ジェトロ）と「中小企業等の海外展開支援に係る業務協力に関する覚書」を5月に締結するとともに、三重県の強みを発揮できる分野及び国・地域に対し、限られた資源の中で重点的かつ集中的に国際展開を行うため、三重県が取り組むべき方向性を定めた「みえ国際展開に関する基本方針*」を9月に策定しました。また、県内企業がタイへの海外展開に取り組むやすくするために、タイ投資委員会（BOI）との産業連携に関する覚書（MOU）を11月に締結しました。さらに、県内環境関連企業等の技術・製品等の海外展開を図るため、公益財団法人国際環境技術移転センター（ICETT）において、マレーシアへの環境関連企業の展開可能性調査や、アセアンビジネスサポートデスクと連携協力して、ビジネスマッチングを実施しました。

地域資源を活用した産業の振興については、県内の伝統産業、地場産業が、現在のライフスタイルに対応した新たな取組を進めるため、首都圏、中部圏のデザイナー等とのネットワークづくり等を進め、萬古焼や伊賀くみひも等の12件の新商品づくりに結びつけることができました。また、地域資源を活用した商品を掘り起こし、県内集客拠点等を活用したテスト販売やブラッシュアップを行う取組を進めました。

ものづくり中小企業の振興については、中小企業・小規模企業の技術力向上等を図るため、企業訪問を221件、補助金申請にあたってのブラッシュアップ支援を97件行いました。また、可能性試験等の技術支援を26件、課題解決型共同研究を22件実施し、23件の直接課題解決につながりました。さらに、地域の雇用を支え、地域社会の持続的な形成や維持に寄与している県内の中小企業・小規模企業の振興を進めるため、7月に設置した、中小企業等関係者及び有識者などで構成する検討会議での議論や、各商工会・商工会議所単位や市町との意見交換、県民の意見を聴くためのパブリックコメントなどをふまえて、「三重県中小企業・小規模企業振興条例」を平成26年3月に制定しました。

ICT*・ビッグデータ*の活用については、37社・団体が参画した「みえICTを活用した産業活性化推進協議会」を7月に設立するとともに、観光、健康等の具体的なテーマごとにワーキンググループを設置し、新たなビジネスモデル構築の検討を行いました。

環境・エネルギー関連分野と地域の諸課題とを結びつけるなど地域活性化を図るスマートライフの推進については、企業、大学、市町など産学官で構成する「みえスマートライフ推進協議会」の「グリーンイノベーション推進部会」、「新エネルギー導入部会」及び「地域モデル検討部会」において、研究会や検討会を運営するとともに、具体的な取組を実施しました。また、木曾岬干拓地メガソーラー*の整備について、産業振興など地域活性化につなげるため、事業者や関係市町等とともに研究会を開催しました。5月には、地元で特別目的会社（木曾岬メガソーラー株式会社）が設立され、平成27年1月の運転開始をめざし、工事が進められました。メタンハイドレート*の開発については、国や独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構（JOGMEC）の調査研究の動向を市町や経済団体等と情報共有するとともに、地域活性化につなげる取組方策を検討しました。

「幸福実感指標」の「県内の産業活動が活発である」という項目に対しては、「実感している層」の割合が34.9%、「実感していない層」の割合が45.5%となり、それぞれ前回調査に比べて6.3ポイントの増加、6.7ポイントの減少となりました。

（Ⅲ-3 雇用の確保 ～誰もが働ける社会～）

雇用の確保については、特に障がい者雇用を促進するため、県内約14,000事業所に対して、障がい者雇用実態調査を5月に実施するとともに、平成25年6月1日現在における本県の障がい者の法定雇用率（1.60%）が全国最下位となったことを受けて、民間企業における法定雇用率（2.0%）の早期達成をめざすため、「障がい者雇用率改善プラン」を、三重労働局長と三重県知事の連名で11月に発表しました。また、産業界や労働界、就労支援現場の意見等を取り入れながら、障がい者雇用の課題を解決するための一つの事業として、「ステップアップカフェ（仮称）」を津市のフレんテみえ内に整備することを決定しました。

女性の就労支援については、託児付きで就労支援相談を県内2か所で定期的実施するとともに、就労支援セミナーや子育てしながら働く先輩女性（ロールモデル）との意見交換会（サロン）を開催しました。こうした取組を通じて、相談利用者のうち43名が再就職することができました。また、既に社会で活躍している女性の交流を深めるとともに、更なる女性の社会進出と活躍を促進するための仕組みとして「みえ・花しょうぶサミット」を発足し、フォーラムを開催（210名参加）し、分野を超えた交流が始まりました。



第1回みえ・花しょうぶフォーラム

勤労者の職場や地域、家庭等でのワーク・ライフ・バランス*の推進については、働き方改革推進のためのプログラム等に取り組む企業の紹介、職場復帰した女性の体験談などの情報を集めた専用ホームページを開設しました。また、女性の活躍支援や仕事と家庭の両立支援などを積極的に推進する企業等88社を「男女がいきいきと働いている企業」として認証・表彰しました。さらに、高校生の職場定着促進のため、県内高等学校等に向けて「働くルールブック」を作成・配布（7,000部）するとともに、出前講座を22校で実施しました。

「幸福実感指標」の「働きたい人が仕事に就き、必要な収入を得ている」という項目に対しては、「実感している層」の割合が18.5%、「実感していない層」の割合が65.2%となり、それぞれ前回調査に比べて3.2ポイントの増加、4.6ポイントの減少となりました。

（Ⅲ-4 世界に開かれた三重 ～観光産業の振興と国際戦略の展開～）

首都圏における営業機能の強化に向けては、9月にオープンした首都圏営業拠点「三重テラス」において、ゲストを招いて三重の旬な魅力を語り合う「知事トークライブ」、三重の食材を引き立てるペアリング講座、県内でのフィールドワークを組み入れたさまざまな講座など多目的ホールを活用したイベント（126件）を開催しました。来館者数は、平成26年3月末で約27万5千人となり、当初目標の11万人を突破しました。



「三重テラス」オープニングセレモニー

関西圏への営業機能の強化に向けては、関西圏における営業展開の基本的な方向性等を示す「関西圏営業戦略*」を、平成26年3月に策定しました。

観光産業の振興については、4月から「三重県観光キャンペーン～実はそれ、ぜんぶ三重なんです！」がスタートし、市町、観光事業者等との連携による三重県の認知度向上、周遊性・滞在性の向上、おもてなしの向上に取り組みました。

観光キャンペーンの核となる「みえ旅パスポート」は、平成26年3月末で20万部を発給したほか、「みえ旅案内所」は年度当初の68施設から87施設に、「みえ旅おもてなし施設」は、640施設から820施設に充実しました。また、三重県観光キャンペーン推進協議会に5つの地域部会を設置し、県内全市町の参画を得て、地域の魅力発見や情報発信など、地域と一体となった取組を行いま

した。さらに、首都圏等大都市圏では、三重テラス、名古屋桜通りカフェや雑誌媒体を活用した女性やシニアに狙いを絞った情報発信やテーマ性やストーリー性を重視したメディア等への企画提案、情報発信を行うとともに、「遷宮」、「古事記」などの共通テーマを持つ島根県及び奈良県等と連携した観光PR等に取り組みました。加えて、6月には「日本一のバリアフリー観光県推進宣言」を行い、NPOや関係者と連携し、「日本一のバリアフリー観光県」づくりを進めました。

海外からの誘客に向けては、「2013日台観光サミット in 三重」を契機に、台湾の旅行会社による「三重県観光アドバイザー会議」を開催するなど、台湾からの誘客の取組を強化しました。その結果、10月に、台湾新北市との観光交流協定を締結するとともに、台湾ランタン祭への出展などの取組が評価され、平成26年2月には、「2014台湾観光貢献賞」を受賞しました。また、「三重県海外観光特使」制度を創設し、マレーシアからの誘客を促進するため、平成26年3月に、マレーシアの旅行会社のトップに初めて委嘱しました。

国際戦略の推進について、三重県の強みを発揮できる分野及び国・地域に対し、限られた資源の中で重点的かつ集中的に国際展開を行うため、三重県が取り組むべき方向性を定めた「みえ国際展開に関する基本方針」を、9月に策定しました。また、8月のブラジルミッションでは、大学を含む行政団、経済団、民間団の3団からなる「オール三重」でサンパウロ州を訪問し、県内各界が連携して三重県の総合的なプロモーションを実施し、「教育」、「環境」、「産業と商業」、「観光」の4つの分野で相互連携して両県州が発展していくために「姉妹提携40周年記念共同宣言」に署名しました。さらに、11月のマレーシアミッションでは、マレーシアへの事業展開や販路開拓に関心のある県内の製造業者や金融機関、経済団体、観光事業者とともに、環境関連企業、日系デパート、大手旅行会社などを訪問し、意見交換を実施し、海外展開に向けたネットワークの構築を図りました。

平成25年の本県への観光レクリエーション入込客数は、4,080万人と前年比で293万人増加し、県内延べ宿泊者数が過去最高の982万人となり、前年比17.9%増と全国5位の伸び率となりました。

また、平成25年の本県における外国人延べ宿泊者数は、前年比28.5%増の12万1千人となり、特に台湾からの延べ宿泊者数は、前年比46.9%増の2万7千人となりました。

「幸福実感指標」の「国内外に三重県の魅力が発信され、交流が進んでいる」という項目に対しては、「実感している層」の割合が32.8%、「実感していない層」の割合が48.8%となり、それぞれ前回調査に比べて11.8ポイントの増加、9.8ポイントの減少となりました。

（Ⅲ-5 安心と活力を生み出す基盤 ～県民の生活や経済活動を支える基盤の整備～）

災害時における復旧・復興を担うとともに、神宮式年遷宮を契機とした県内外との交流・連携の促進に向けて、高規格幹線道路*や直轄国道の整備促進や未事業化区間の早期事業化に向けた取組、これらにアクセスする県管理道路等の整備を推進しました。

紀宝バイパス(約1.6km)が6月に、第二伊勢道路(約7.6km)や、熊野尾鷲道路(三木里～熊野大泊)(約13.6km)及びアクセスする県管理道路が9月に、中勢バイパス(鈴鹿市内の一部)(約1.8km)や、紀勢自動車道(紀伊長島～海山)(約15.1km)が平成26年3月に供用開始しました。

また、東海環状自動車道(大安～東員)と中勢バイパス(鈴鹿市御薊町～津市河芸町三行)を平成30年度開通予定とすることなどが、平成26年4月に国から公表されました。

さらに、地域と一体となった国などへの粘り強い働きかけにより、熊野市大泊町から新宮市間については、地域の皆さんの声や学識経験者等の意見をふまえ、概ねのルートが4月に決定されるとともに、紀宝町から新宮市間(約2.4km)については、新宮紀宝道路(熊野川河口大橋(仮称)含む)として、5月に新規事業化され、詳細なルートや構造を決定するための地質調査や測量等の現地調査に着手しました。加えて、熊野市大泊町から熊野市久生屋町間(約6.7km)が熊野道路として新規事業化されることが、平成26年3月に公表されるなど、紀伊半島のミッシングリンク*の解消に向け前進しました。



熊野尾鷲道路(三木里～熊野大泊)開通式

老朽化する道路施設を適切に維持管理するために長寿命化修繕計画等に基づく道路施設の修繕、橋梁やトンネル等の点検を推進するとともに、円滑な道路管理を促進し、道路インフラの予防保全・老朽化対策の体制強化を図るため、「三重県道路インフラメンテナンス協議会」を平成26年3月に開催し、技術基準の共有や市町への支援などに取り組んでいくことを確認しました。

公共交通網の整備については、バスや鉄道などの生活交通を維持・確保するため、事業者等に対して支援を実施しました。また、リニア中央新幹線の東京・大阪間全線同時開業と三重・奈良ルートの早期実現に向けて、県期成同盟会や全国期成同盟会の活動のほか、奈良県や両県の経済団体と連携し、国等への要望活動等を実施しました。

交通に関する中長期的な方向性を示す「三重県総合交通ビジョン」の平成26年度策定に向けて、有識者等で構成する懇話会による検討や市町等との意見交換を実施し、基本方針案をとりまとめました。

人口減少・超高齢社会に対応した集約型都市構造*(コンパクトなまちづくり)の形成、災害に強いまちづくりの構築をさらに進めるため、新たに5区域の都市計画区域マスタープラン*を策定し、平成25年度末時点で県内23区域(全24区域)での策定を終了しました。また、長期優良住宅*の認定や違反建築物の是正指導などに取り組みました。

水資源の確保については、「安全で安心な水道用水」と「良質な工業用水」を安定的に供給するため、水道及び工業用水道における管路、水管橋、浄水場など、施設の計画的な更新、改良及び耐震工事について、105工事等の件数のうち、94件の契約を行いました。また、長良川河口堰にかかる水資源機構の建設費割賦負担金を軽減するため、約6.4億円の繰り上げ償還を実施し、約0.8億円の利息を軽減しました。

「幸福実感指標」の「道路や公共交通機関等が整っている」という項目に対しては、「実感している層」の割合が40.3%、「実感していない層」の割合が52.6%となり、それぞれ前回調査に比べ

て0.5ポイントの減少、0.2ポイントの増加となりました。

IV 行政運営の取組

「みえ県民カビジョン・行動計画」に掲げた目標の達成に向けて、「みえ成果向上サイクル（スマートサイクル）*」に位置づけた、知事と部局長等が施策等の展開方向を協議する「政策協議」で進捗状況を確認しながら取組を進めました。平成25年度目標値に対する達成状況は、各施策等の県民指標で46.4%、特に注力すべき課題の解決に向けた「選択・集中プログラム」の数値目標で45.0%となりました。

広聴広報の充実については、知事が現場に赴き地域で活動する県民の皆さんと対話する「みえの現場・すこいやかトーク」を35回開催するなど広聴活動に取り組みました。また、県民の皆さんへの情報発信の強化として、テレビのデータ放送による「県政だより みえ」の試験放送を実施（11月、平成26年2、3月）し、平成26年4月からの導入に向けた取組を進めるとともに、さまざまな広報媒体の特性を生かし、県政情報をわかりやすく、より効果的に提供するための戦略である「三重県広聴広報アクションプラン（仮称）」の平成26年度策定に向けた検討に着手しました。



すこいやかトーク

自立した地域経営を実現し、「みえ県民カビジョン」の着実な推進につなげていくため、「三重県行財政改革取組」に掲げる「人づくりの改革」、「財政運営の改革」、「仕組みの改革」を柱とする52の具体的取組について全庁を挙げて推進し、前年度達成済の22取組を含めた40取組を達成しました。（実績76%）

「人づくりの改革」については、「三重県職員人づくり基本方針」に基づき、「仕事を通じた人材育成（OJT*）」を人材育成の最も重要な柱に位置づけ、「職員の自主性に任せた人材育成」から「組織が積極的に関与する人材育成」への転換を図りました。具体的には、OJTリーダーの設置、新任所属長や新任班長など職場での役割に着目した研修、新規採用職員トレーナーの複数体制化を実施するなど、高い意欲と能力を持った人材の育成にかかる取組を進めました。

「財政運営の改革」については、平成25年度末において、県債残高全体では1兆3,459億円となりましたが、可能な限り県債発行の抑制を図った結果、発行について県に裁量の余地のない臨時財政対策債*等を除く県債残高は8,215億円となり、中期財政見通しで示した残高8,224億円を下回りました^{注1}。また、平成26年度当初予算の編成にあたっては、従来の一律シーリングを見直し、重点化施策に一定の加算を行うなど、更なる選択と集中を図りました。

多様な財源確保については、県有施設のネーミングライツ導入にかかるメリット・デメリット等をあらためて整理した結果、三重県営鈴鹿スポーツガーデン及び三重県営総合競技場について、平成26年度から導入することになりました。また、公用車への広告掲載事業を地域庁舎所管の公用車にも拡大したほか、自動販売機の設置場所の貸付などにも取り組みました。

^{注1} 県債残高については、各年度の最終補正後数値で比較しています。

個人県民税の収入確保策については、県の滞納整理ノウハウを市町と共有しながら直接徴収を実施し、個人住民税特別滞納整理班の滞納処理額は約10億500万円、徴収額は約5億6,500万円になりました。また、平成26年度からの全市町による特別徴収義務者の指定の徹底に向け、指定予告通知書の送付（約38,000件）や関係団体等の説明会開催などの具体的準備を市町と連携して推進しました。

「仕組みの改革」については、「みえ成果向上サイクル（スマートサイクル）」の本格的な運用を開始し、取り組んだ施策や事業の成果、課題などを評価、改善し、確実に平成26年度の計画につなげました。また、「事業改善に向けた有識者懇話会（ブラッシュアップ懇話会）」を開催し、改善（Act）機能の強化を図りました。

平成26年度組織改正等においては、少子化対策、県民の命を守る緊急的な取組、グローバル化への対応、スポーツの推進、子どもの発達支援、学力の向上など、社会情勢の変化等に的確に対応できるよう、見直しを行いました。

それらに加え、「コンプライアンスの日常化」に向けて、職員のコンプライアンスの指針となる「コンプライアンスハンドブック」の策定、全所属でのコンプライアンス・ミーティングの実施などに取り組み、コンプライアンスの意識を高めるとともに、施策や業務等における法的妥当性について、事前に法的観点から検証を行う仕組み（リーガル・サポート）をスタートさせ、職員の法令習熟度の向上に努めました。

税外未収金については、「三重県債権管理適正化指針」に基づき、債権処理計画の策定、債権管理事務にかかる自己検査及び徴収強化月間（12月）などの新たな取組を実施し、未収金の縮減に取り組みました。また、債権管理の一層の適正化を図るため、「三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例」を平成26年3月に制定するなど、条例・規則等の整備を行いました。

物品の適切な保守管理と有効利用のため、全庁的な取組として「みえ物品利活用方針」を、平成26年1月に策定し、インターネットオークションを活用した不用物品の売却や本庁のパソコンの集約処分等の取組を実施しました。

(3) 平成 26 年度三重県経営方針

I 平成 26 年度の三重県経営にあたって

1 「平成 26 年度三重県経営方針」の位置づけ

「平成 26 年度三重県経営方針」は、平成 26 年度の三重県政を推進するにあたっての基本となる方針であり、「みえ県民力ビジョン」を推進する「みえ成果向上サイクル（スマートサイクル）*」において起点となる P l a n（計画）に位置するものである。

2 平成 26 年度における県政の考え方

平成 26 年度は「みえ県民力ビジョン・行動計画」の 3 年目であり、県政の諸課題の解決に向け、重要な 1 年となる。そのため、「選択・集中プログラム」をはじめ、各施策の展開にあたっては、目標達成に向けた戦略的な取組を一層推進する。

また、平成 26 年度は、神宮式年遷宮*を経て、次の 20 年に向け、新たなスタートを切る年である。三重県が 20 年後も輝き続けるためには、三重県が注目され、県民の皆さんが県内の賑わいや三重県人としての誇りを感じている今こそ、次の手を打たなければ、逆に危機を迎えることになりかねない。そのため、県民の命を守る取組を大前提としたうえで、“チャンス”を逃さず、県政の将来を見据えた対策や、新たな仕組みの構築に果敢に取り組む。

平成 26 年度の政策展開においては、以下の 3 つをポイントとして取り組む。

- 少子化対策 ～希望がかなう三重～
- グローバル化への対応 ～世界に打って出る三重～
- 三重県のブランドカアアップ Ver. 2 ～魅力を発信し続ける三重～

II 平成 26 年度の政策課題及びその展開方向

1 平成 26 年度における政策展開のポイント

～“チャンス”を逃さず、果敢に挑む3つの取組～

① 少子化対策 ～希望がかなう三重～

「第2回みえ県民意識調査」の結果によると、県民の幸福感は、未婚者より既婚者が高く既婚者では子どもがいる方が高く、さらに子どもの数が多いほど高くなっている。しかし、同調査において、理想の子どもの数が2.5人に対し、実際の子どもの数は1.7人とどまっていることや、全国的な調査では未婚者の約9割が将来結婚する意思があると答えるなど、理想と現実のギャップが生じており、さまざまな事情により結婚や子どもを持つことについて希望がかなわない現実がある。このギャップの要因となっている課題を解消し、県民の幸福実感を高めていくことが求められている。

一方、少子化の進展は、我が国の社会経済システムや地域のあり方に大きな影響を及ぼす社会的課題である。平成2年の「1.57ショック」を契機に、国は子どもを産み育てやすい環境づくりに向けての対策の検討を始め、現在の少子化対策に至っているが、我が国の少子化に歯止めがかかることなく、20年以上の年月が経過した。20年かけてようやく成果が出るといわれている少子化対策において、今、抜本的な対策の強化を行わなければ、手遅れになってしまうとの危機感がある。

三重県をはじめとする全国の地方自治体における危機感の高まりを受け、全国知事会で少子化対策に関する本格的な議論が初めてなされ、国においては「少子化危機突破」の取組として、地域少子化対策強化交付金を創設したところである。あわせて、県としても「三重県地域少子化対策強化計画」を策定し、市町と連携して新たな取組を推進することとしている。

このように国・地方とも少子化対策の機運が盛り上がりつつある今この時を“チャンス”と捉え、中長期的な将来も見据え、**県民の方が結婚や出産・子育てに希望をもてる三重をめざして、「少子化対策」を平成26年度の重点テーマとして位置づけ、取組を推進する。**

② グローバル化への対応 ～世界に打って出る三重～

社会、経済、文化等あらゆる面において、グローバル化がより一層進展しており、その対応が課題となっている。

産業面においては、TPP*交渉への参加、為替変動や原油価格上昇に伴う燃油・飼料価格の高騰など第一次産業を取り巻く状況がより厳しさを増す中、県内の畜産業や水産業は、専業経営を行っている割合が高いことから、これらの影響を直接的に受けやすい。一方、本県の畜産業・水産業は、松阪牛や伊勢エビ、アワビなど全国的なブランドを有するなど、その強みを発揮しやすいことや、ものづくり企業等との連携により、畜産・水産分野の技術革新が進む可能性があることなど、成長産業となるポテンシャルが高く、地域産業への波及も見込まれることから、この環境変化を“チャンス”と捉え、**畜産業・水産業の成長産業化に向けた取組を進める。**

人材育成の面においては、国際的な舞台で活躍し積極的に発信するとともに、国内・県内にあっても、グローバルな視野に立って自らの考えを適切に伝え、日本人・三重県人としてのアイデンティティを持ちながら、異なる文化・伝統に立脚する人びとと共生できる能力や態度を身につけることが求められている。このため、「グローバル三重教育プラン」を踏まえ、自ら考え主体的に行動する力や共に成長しながら新しい社会を創造する力、外国語で積極的にコミュニケーションを図る力をバランスよく身につけた**グローバル人材の育成**に取り組む。

また、次世代経営者を主な対象に、時代認識力を高め、世界潮流を読み解き、グローバルマーケットを見据えて互いに切磋琢磨し、連携しながら展開していくためのネットワークを、高等教育機関等とともに構築する。

③ 三重県のブランドカアアップ Ver. 2 ～魅力を発信し続ける三重～

平成 25 年度は、神宮式年遷宮の“チャンス”を生かし、本県の魅力を発信することにより、観光入込客数は大きく増加したところである。平成 26 年度は、おかげ年であるとともに、**熊野古道世界遺産登録 10 周年**を迎えるなど、引き続き情報発信の“チャンス”である。

このため、「三重県観光キャンペーン～実はそれ、ぜんぶ三重なんです！～」を引き続き展開し、本県の観光をPRするとともに、熊野古道の魅力を生かした地域活性化に取り組む。

また、本県の特色ある地域資源や歴史・文化・風土に着目し、三重の「食」や「食文化」のコンテンツを掘り起こすとともに、ブラッシュアップを図り、それらの成果を食のサミットや平成 27 年に開催されるミラノ国際博覧会へ出展することで、全国、さらには世界へと情報発信を行い、県内の「食」に関わる多様な産業の振興につなげる。

さらに、国重要無形民俗文化財指定に向けた取組をはじめとする海女文化の発信や、4月に開館する三重県総合博物館（M i e Mu）における三重の自然、歴史、文化の魅力発信等を通じて、「**三重県のブランドカアアップ**」を図る。

2 「選択・集中プログラム」において、特に注力する取組

① 緊急課題解決プロジェクト

(緊急課題解決1)

命を守る緊急減災プロジェクト

国が公表した南海トラフ巨大地震対策の最終報告では、「津波からの人命の確保」や「超広域にわたる被害への対応」をはじめとする課題と対策の方向性が提示された。その内容は、本県が率先して取り組んできた地震・津波対策の重要性を裏付けるものであり、年々激甚化する風水害への対策とあわせて、対策のさらなる推進が求められている。

これらの課題に対応し、「災害に強い三重づくり」を着実に推進するため、「三重県地域防災計画（地震・津波対策編）」、「三重県新地震・津波対策行動計画」に基づく取組を進めるとともに、紀伊半島大水害で得た教訓や、近年、全国各地で頻発している局地的大雨や竜巻等の風水害に関する調査結果を踏まえ、「三重県地域防災計画（風水害等対策編）」、「三重県風水害等対策アクションプログラム」の見直しを進める。加えて、防災アセスメント調査の結果に基づく「三重県石油コンビナート等防災計画」の見直しを検討する。

さらに、県民の「防災意識」を「防災行動」に結び付け、防災活動が日常の生活や事業活動と一体化した、いわゆる「防災の日常化」をめざして、市町や地域防災総合事務所・地域活性化局と連携した取組を県内各地域で展開するとともに、学校現場の意見を反映して「防災ノート」の改訂を行うなど学校における防災教育の充実や、防災人材の育成・活用・交流を展開するため、「みえ防災・減災センター」を創設する。

建物被害の軽減に向けては、市町と連携して木造住宅や、ホテル・旅館など不特定多数の者が利用する大規模建築物等の耐震化を促進するとともに、県立学校では非構造部材*の耐震対策を進める。また、災害医療体制の充実に向け、訓練を通じて平成 25 年度に体制整備した災害医療コーディネーター、災害医療支援病院の災害対応力の向上に取り組むとともに、災害医療対応マニュアルの実効性を検証する。

基盤施設の整備に向けては、海岸堤防及び津波浸水予測区域における河川堤防等の脆弱箇所への対策や耐震対策を進めるとともに、河口部の大型水門等の耐震対策に着手するほか、避難路等の整備などを進める。

特に、海岸堤防において緊急に補強が必要な脆弱箇所（200 箇所）については、対策を重点的に実施し、「みえ県民力ビジョン・行動計画」の目標より 1 年早い平成 26 年度に完了できるように取り組む。

(緊急課題解決2)

命と地域を支える道づくりプロジェクト

自然災害の脅威は今後一層深刻化することが予想され、地域の安全・安心を支える幹線道路等の整備が急がれている。また、集積する産業や魅力ある観光など地域を支える幹線道路等の整備が求められている。

このため、交通需要への対応と交通渋滞の解消、災害時の緊急輸送や代替ルートの確保に向け、新名神高速道路、東海環状自動車道、北勢バイパスや中勢バイパス等の整備促進を図

るとともに、これらと一体となった道路ネットワークの形成に向け、県管理道路の整備を推進する。

また、紀伊半島のミッシングリンク*解消に向け、「新たな命の道」として熊野尾鷲道路（Ⅱ期）、新宮紀宝道路及び熊野道路の整備促進を図るとともに、未事業化区間（熊野ⅠC（仮称）～紀宝ⅠC（仮称））の早期事業化に向けた取組を進める。

（緊急課題解決3）

命と健康を守る医療体制の確保プロジェクト

医師の不足・偏在等により、本県の医療環境は依然として厳しい状況にあるが、医師修学資金貸与者の累計が平成26年3月末で408名となり、今後、県内で勤務を開始する医師が段階的に増加することが見込まれる。こうした若手医師の県内定着を図るため、平成25年度に三重県地域医療支援センター*において作成した**医師不足地域を含む県内複数医療機関をローテーションしながら専門医資格を取得できる後期臨床研修プログラム**について、各貸与者に個別に働きかけること等により周知し、積極的な活用を促進する。

また、平成25年度に実施した医師需給状況調査の結果を踏まえ、修学資金貸与制度のあり方を含め、これまでの医師確保対策について必要な見直しを検討する。

看護職員についても依然として不足していることから、多様な保育ニーズにも対応できる病院内保育所の設置促進や看護管理者への研修会などの取組を通じて、**看護職員の離職防止、復職支援**を図るとともに、勤務環境改善に取り組む医療機関に対して専門家の派遣等の支援を行う。

さらに、在宅医療の充実を図るため、かかりつけ医の在宅医療への参入や、訪問看護ステーションの運営基盤の強化を促進するとともに、**医療依存度の高い子どもの在宅での療養を支援する取組**を行う。

加えて、新しく制定した「**三重県がん対策推進条例**」に基づき、がん予防のための正しい知識の普及啓発やがん検診の受診率向上に協力して取り組む民間企業・団体を増やすなど、県民や関係者と一丸となってがん対策を推進する。

（緊急課題解決4）

働く意欲が生かせる雇用確保プロジェクト

県内の雇用情勢は、有効求人倍率が平成26年1月末時点で、1.19になるなど改善傾向が見られるものの、経済のグローバル化や少子高齢化が進展する中、今後の県内の産業構造の変化を見据え、雇用のミスマッチを解消することに加え、貴重な人材を成長産業や中小企業に橋渡ししていく雇用政策を、産業政策と一体となって展開していくことが必要である。

そのため、**戦略産業雇用創造プロジェクト**に取り組み、本県の基幹産業であり、産業の裾野が広い自動車関連産業における「雇用拡大に向けた地域の環境整備」、「中小企業の新分野展開・事業拡大」、「産業人材の育成」、「雇用マッチング」を総合的に実施することにより、若者や社会人の人材育成をしっかりと地域の雇用へとつなげていく。

また、**女性・若者・高齢者等の雇用拡大と処遇改善を推進し、多様な人づくりを図る地域人づくり事業**にも取り組む。例えば、女性のライフステージに対応した活躍を支援するため、**離職プランクを回復するための職場実習を含めた支援**に取り組む。

加えて、若者の就労や定着支援の一つとして、国や県をはじめとする関係機関の若者就労等支援

情報を、若者視点で再点検するとともに、分かりやすく総合的に発信していく。

特に、長期インターンシップなどによる若者と中小企業のマッチングやキャリア教育の充実については、役割分担のもと、関係機関が連携し、オール三重で推進していくよう検討を進める。

また、農業・漁業分野や福祉・介護分野の求人・求職者のニーズに応えていくことができるよう、関係団体との連携を強化し、求人・求職者のマッチング等の取組を進める。

(緊急課題解決5)

家族の絆再生と子育てのための安心プロジェクト

地域社会全体で子育て家庭を総合的に支援していくことが求められていることから、みえ次世代育成応援ネットワークの会員企業・団体、みえの子育ちサポーター、市町や地域の活動団体が参加する地域別懇談会を開催し、子どもの育ちや子育て家庭を支える地域ごとの取組を促進する。

また、平成 27 年度に予定されている子ども・子育て支援新制度*の本格的な施行に向けて、幼児期の学校教育・保育、子育て支援サービスの需要及びそれらの確保策について市町と協議・調整のうえ、子ども・子育て支援事業支援計画*と少子化対策を含む三重県次世代育成支援行動計画等を一体化した計画を策定する。

子どもを望む夫婦の不妊治療に対しては、国の特定不妊治療助成制度への助成金額の上乗せや、男性の不妊治療、第二子以降の不妊治療への助成を行うとともに、不育症治療助成に取り組む市町を支援するなど、**出産や子育てに関する経済的負担等の軽減**を図る。

さらに、リスクの高い妊婦を早期に発見するため、妊娠届出時のアンケート調査を県内で統一し、出産前からの親子支援体制の強化による児童虐待の未然防止に取り組むとともに、**新たに県の家庭的養護推進計画***を策定し、虐待を受けた子どもなどが、できる限り家庭的な環境のもとで養育されるよう取組の充実を図る。

(緊急課題解決6)

「共に生きる」社会をつくる障がい者自立支援プロジェクト

障がい者の工賃向上に向けて、共同受注窓口*と事業所との連携・協力体制を一層進めるとともに、事業所の販路拡大に対する支援の強化、官公庁における障害者就労施設等からの調達の拡大に取り組む。

また、障がい者雇用を県民総参加で推進するため、障がい者の訓練の場としてのカフェ機能、物品の販路拡大につながるアンテナショップ機能、企業と障がい者をつなぐ中間支援機能の「場」として、「ステップアップカフェ（仮称）」を設置し、誰もが働きやすい環境整備に取り組むとともに、特別支援学校における外部人材の活用による職場開拓、農福連携*などにより、障がい者雇用を促進する。

さらに、福祉的就労でも一般就労でもない新たな就労形態である社会的事業所*の創業を支援し、障がいのある人とない人が対等な立場で共に働く場づくりに取り組む。

子どもの発達支援については、市町における専門人材の養成と保育所等における早期支援ツールの導入などが、県内全域に広がるよう取り組むほか、引き続き、医療、福祉、教育が連携

し、途切れなく一貫した支援ができる体制を充実させるとともに、これらの総合拠点として「三重県こども心身発達医療センター（仮称）」及び併設する特別支援学校の整備を進めることにより、全国的にも先進性の高い支援体制のさらなる充実を図る。

（緊急課題解決7）

三重の食を拓く「^{ひら}みえフードイノベーション」～もうかる農林水産業の展開プロジェクト

首都圏営業拠点「三重テラス」*を核にして、「三重の旬」など魅力ある情報発信を効果的に行うとともに、県内事業者のチャレンジの場を多く提供し、新商品開発や販路拡大につなげていく。関西圏では、ネットワークを生かした営業活動を展開し、一次産品などの売り込みの強化を図る。

また、全国有名百貨店との連携による「平成おかげ参りプロジェクト」を引き続き実施し、最終イベントとして伊勢で物産展を開催するなど、県産品の販路拡大と県内への誘客を進める。

さらに、台湾等での三重県物産展の成果や課題を踏まえて、農林水産物等県産品の輸出支援体制の構築を図り、台湾やアセアンをターゲットに三重県物産展を開催するなど国内外における販路開拓等を強化する。

「食」の魅力等を生かした多様な産学官連携によるプロジェクトの創出、6次産業化*に取り組む意欲ある人材の育成、バイヤー招へいや商談会等を通じた商品力強化など新たな商品やサービスを革新的に生み出す「みえフードイノベーション*」を総合的に推進し、県内農林水産業を牽引していく売れる商品づくりに取り組む。

地域活性化プラン*及び地域水産業・漁村振興計画*の策定地域の拡大と実践に向けた支援を通じて、農水産物の高付加価値化や6次産業化*への取組促進など新たな価値創出につながる産地づくり等を進め、「もうかる農林水産業」への展開を加速する。

（緊急課題解決8）

日本をリードする「メイド・イン・三重」～ものづくり推進プロジェクト

三重県を強じんて多様な産業構造とするため、地域の成長戦略である「みえ産業振興戦略*」を、国の成長戦略とベクトルを合わせ、スピード感を持って実行していく必要がある。

国内外からの投資を推進するため、在日大使館や立地済企業などとのネットワークの活用や、海外ミッションの実施、GNI（グレーター・ナゴヤ・イニシアティブ）*を通じた広域的な取組などによる外資系企業への積極的な誘致活動を展開する。

拡大するアジア市場の獲得・参入をめざす中小企業・小規模企業を支援するため、三重県海外ビジネスサポートデスクを有効活用するとともに、台日産業連携推進オフィスなどとのネットワークを活用し、県内企業の業態等に応じたきめ細かなサポートを実施し、中小企業・小規模企業の海外展開を促進する。

中小企業・小規模企業の販路開拓・拡大をめざす出前商談会等を開催し、川下企業*のニーズ及び中小企業・小規模企業の技術・製品情報を収集・整理するなどして、より効果的にマッチングできるように取り組む。

また、県内事業所との懇談会を開催し、企業の操業環境の改善に取り組むとともに、市町や金融機関等との連携による投資促進セミナーなどを実施することで、県内の投資を促進していく。

さらに、成長分野への取組として、環境・エネルギー関連分野、ライフイノベーション*分野、

航空宇宙分野などといった成長産業の国内外からの県内への投資を促進していく。

(緊急課題解決9)

暮らしと産業を守る獣害対策プロジェクト

野生鳥獣による農林水産被害金額は7億1百万円（平成24年度）となり、前年度より1億2千万円減少したものの、依然として深刻な状況であることから、集落住民の獣害対策に取り組む意識の醸成や集落リーダーの育成、侵入防止柵の整備など獣害につよい地域づくりを進めるとともに、企業等と連携して開発した**大量捕獲わな等の普及**や捕獲技術の向上など地域の捕獲力を強化する。

また、獣害対策に関する施策や統計データを市町単位で取りまとめた「**獣害対策カルテ**」を活用して、市町間や県と市町との連携強化を図るとともに、共同捕獲や広域一斉捕獲、**捕獲後の処分体制の構築**等への支援に取り組む。

さらに、獣肉等の需要を拡大するため、企業と連携した新商品の開発、「**三重テラス**」等を活用した**首都圏での販売促進**等に加え、安全で高品質な獣肉の安定供給を図る施設整備への支援、安全性や品質が確保された獣肉を供給する販売事業者等の登録を進める「**『みえジビエ』登録制度***」の普及などに取り組む。

(緊急課題解決10)

地域を守る産業廃棄物の不適正処理是正プロジェクト

地域の暮らしの安全・安心を確保するため、過去に**産業廃棄物が不適正処理**された4事案（四日市市大矢知・平津、桑名市源十郎新田、桑名市五反田、四日市市内山）については、**産廃特措法による国の支援**を受けて、恒久対策を実施していく。

恒久対策にかかる実施計画については国の同意が得られ、平成25年度から順次、着手している。平成34年度末までに4事案とも対策が完了するよう、実施計画に基づいて適切な事業の進捗を図っていく。

また、新たな不適正処理事案を発生させないよう、産業廃棄物の排出量が多い事業者に対して電子マニフェスト*の利用や優良産廃認定業者の活用促進を強力に働きかけ、**不法投棄を許さない社会づくり**を進める。

② 新しい豊かさ協創プロジェクト

(新しい豊かさ協創1)

未来を築く子どもの学力向上協創プロジェクト

全国学力・学習状況調査の結果から、教科に関する調査の平均正答率は、すべての教科で2年連続して全国を下回っており、これまでの学力向上に向けたさまざまな取組が成果につながっていない状況となっている。具体的には、読解力や、基礎的・基本的な知識・技能の定着とそれらを活用する力に引き続き課題が見られるとともに、学校における授業の進め方や、家庭での学習習慣等についての課題が明らかとなっている。

これらの課題解決のためには、まず、校長をはじめとする教職員一人ひとりが今回の調査結果を自らのこととして受け止めることが重要であり、そのうえで、**各学校が保護者に対し調査**

結果の公表・説明を進めるとともに、全国学力・学習状況調査問題を対象学年以外も含め学校全体で活用し、その結果分析をもとに、すべての教員が改善方策や計画の策定に携わることで、各学校において、授業改善が着実に実践され、学力向上に向けて組織的に取り組む体制の確立を図る。

特に、すべての学校において、児童生徒の学習内容の定着状況について、ワークシートによる日常的な把握、新たに作成する「三重県到達度テスト（仮称）」による学期ごとの把握、全国学力・学習状況調査による定期的な把握を行うことで、授業改善に向けたサイクルを確立し、児童生徒一人ひとりの学力向上につなげる取組を進める。また、課題を抱える市町教育委員会や学校に対しては、学力向上アドバイザーや指導主事の派遣などの重点的な支援を行う。これらの取組をとおして、子どもたちの学習のつまづきを早期に解消し、「学ぶ喜び」「わかる楽しさ」を実感することで、学習意欲を高めていく。

また、家庭や地域との連携のもと、各学校における土曜日の授業等の取組を促進し、子どもたちの教育環境の充実を図る。

さらに、学校図書館を活用した読書活動の充実や、生活習慣の改善につなげるチェックシートの活用など家庭における取組を促進するほか、地域の教育力を生かした「みえの学び場」づくり等を推進し、学校・家庭・地域が一体となって取り組む、みえの学力向上県民運動を着実に進める。

（新しい豊かさ協創2）

夢と感動のスポーツ推進協創プロジェクト

本県を中心に開催される平成30年の全国高等学校総合体育大会に向けて開催競技の決定及び会場地市町の調整、平成33年の国民体育大会に向けては、会場地市町の選定及び広報の充実などの準備を、市町や競技団体関係者と連携・協力して推進する。

あわせて、「三重県競技力向上対策基本方針」にある推進計画に基づき、将来有望なジュニア・少年選手の発掘・育成・強化を計画的に推進する。

また、本県で開催される平成33年の全国障害者スポーツ大会に向けて、平成24、25年度に結成した競技団体の強化や既存の競技団体の支援、専門的な知識を有する障害者スポーツ指導員の育成を行う。

さらに、スポーツを通じた地域の活性化を図るため、「みえのスポーツ・まちづくり会議」での意見を取り入れながら、市町が実施するスポーツコミッションの取組やスポーツ大会・スポーツイベント活動等に県内トップチームの選手を派遣するなど、地域づくりや観光振興につながるよう支援するとともに、県民の皆さんが広くスポーツを支える「みえのスポーツ応援隊」（スポーツボランティアバンク）の登録と活用の促進を図る。

（新しい豊かさ協創3）

スマートライフ推進協創プロジェクト

産業特性及び地域特性など本県の強みを生かし、「三重県新エネルギービジョン」及び「みえグリーンイノベーション構想*」の具現化を図るため、企業や大学などで構成する「みえスマートライフ推進協議会」を核として、産学官の交流・連携の場を設け、プロジェクト化に向けたネット

ワークづくりを行い、新エネルギーの導入など環境・エネルギー関連分野の新たな事業展開を促進し、関連産業の育成・集積につなげていく。

具体的には、市街地（桑名市）、中山間部（熊野市）及び沿岸部（鳥羽市）の地域モデルにおいて、住宅へのエネルギーマネジメントシステムの導入や木質バイオマスの地域内での利用拡大、また、EV（電気自動車）等を活用した新たな観光振興への取組など**環境・エネルギー技術を活用した新たなビジネスモデルの具体化**を図る。

また、「みえバイオリファイナー*研究会」においては、企業が主体となった研究開発プロジェクトの構築を検討し、「メタンハイドレート*地域活性化研究会」では、産業振興など地域活性化につながる取組について、市町や企業等との検討を進める。

さらに、平成26年秋に本格稼働予定の県内初の木質バイオマス発電事業に向けて木質バイオマスを安定供給できる体制づくりや、小水力発電*施設の整備、低炭素社会の実現に向けたEV等で観光できる環境づくりを進める。

「みえICT*を活用した産業活性化推進協議会」においては、会員拡大などネットワークの拡充を図り、オープンイノベーションを推進・加速できる体制を強化するとともに、**ICT・ビッグデータ*等を活用したビジネスの創出**に向けて取組を進める。

（新しい豊かさ協創4）

世界の人びとを呼び込む観光協創プロジェクト

遷宮効果等により、平成25年の神宮参拝者数は、過去最高を大きく上回る1,420万人と対前年比77%増加した。

平成26年はおかげ年であり、熊野古道世界遺産登録10周年でもあることから、引き続き三重県観光キャンペーンにより「三重の認知度向上」、「周遊性・滞在性の向上」、「リピーターの確保」を図る。

三重県観光キャンペーンの骨格となる「みえ旅パスポート」は、平成26年1月末までに、年間目標の10万冊を大幅に上回る15万冊以上を発給していることから、引き続き発給促進に努めるとともに、「みえ旅案内所」、「みえ旅おもてなし施設」のさらなる充実を図る。

また、**ストーリー性やテーマ性を持った情報発信**や観光ルートの企画提案等により、誘客を促進するとともに、観光キーパーソンのネットワーク化を進め、地域の魅力が商品提案に結びつくよう支援する。

さらに、エコツーリズムをはじめとするニューツーリズムや、フィルムコミッションと連携した取組の推進、バリアフリー観光のコンシェルジュ機能の強化、**SNSを活用した観光情報発信**などを進める。

海外誘客については、**台湾やタイをはじめとする東南アジアを重点国・地域としてプロモーションを実施**し、昇龍道プロジェクト推進協議会や中部広域観光推進協議会など広域の協議会や、近隣あるいは遠隔地での連携が可能な県などと協力し、本県のPRや誘客の取組を行う。

また、世界に誇る資源である海女、忍者の積極的な情報発信により、誘客促進に努めるとともに、外国人観光客の利便性向上のため、引き続き主要な観光施設や観光案内所等に受入環境を整備する。

(新しい豊かさ協創5)

県民力を高める絆づくり協創プロジェクト

子どもや若者をはじめ、外国人住民や障がい者など、幅広い層の県民の皆さんが、主体的に社会や地域の活動に参画するための支援や場づくりなどに取り組んでいる中で、さらに活動の質的向上を図るとともに、さまざまな主体の参画が求められている。

このため、「高等教育機関と地域との連携の仕組み」の検討に着手、大学生ボランティアによる非行少年等の立ち直りのための「少年の居場所づくり」の展開、「三重県飲酒運転0（ゼロ）をめざす条例」の施行を受けて多くの県民の皆さんと連携した**飲酒運転0（ゼロ）をめざす普及・啓発の展開**、大規模災害発生時に設置する「みえ災害時多言語支援センター」が機能するよう訓練などに取り組む。また、「市民活動・NPO月間」を活用してNPO活動に対する県民の理解と参加を促進するほか、「美し国おこし・三重」における「**県民力拡大プロジェクト**」の実施などにより、県民による「協創」の地域づくり、社会づくりを進める。

③ 南部地域活性化プログラム

南部地域においては、若者世代の人口流出と高齢化・過疎化が進行している中、南部地域活性化基金を活用するなどして、移住・定住の促進や交流人口を増やす取組が、さまざまな市町の枠組みにより動き出している。平成26年度も引き続き、基金や南部地域活性化推進協議会を軸として、市町と連携し、移住・交流、集落支援、人材育成、観光誘客の取組など、「**若者の働く場の確保と定住促進**」につながる取組を重ね、地域が主体となって南部地域の活性化を推進するための仕組みづくりを進めていく。

東紀州地域においては、高速道路の整備も好機として、関係者と連携しながら、地域資源や魅力を生かした観光振興、産業振興の取組を進め、紀伊半島大洪水からの復興をより確実なものにしていく。

さらに、平成26年7月には熊野古道世界遺産登録10周年を迎えることから、新たなファンやリピーターを増やすさまざまな事業を市町、地域と一体となって実施することにより、賑わいの創出と地域経済の活性化を図る。また、古道の価値を次世代に伝えていくための体制づくりや伊勢と熊野を結ぶための歩きやすい環境づくりなどに取り組むことで、10周年を契機として、古道の保全意識やホスピタリティの向上を図り、地域の人びとが地域に愛着を持ち、主体的に活性化に取り組むことにつなげていく。

3 社会情勢の変化等に対応するため、特に注力する取組

社会情勢の変化に対応するとともに新たな仕組みを構築するため、平成 26 年度は、「少子化対策」を重点テーマとするほか、「県民の命を守る緊急的な取組」、「グローバル化への対応」、「中小企業・小規模企業の振興」、「スポーツの推進」に特に注力して取り組む。

① 少子化対策

少子化対策の実施にあたっては、「子ども・思春期」から、「結婚」、「妊娠・出産」、「子育て」というライフステージに「働き方」を加えた分野毎にきめ細かな対策を展開する¹。

【ライフステージ毎の取組】

(子ども・思春期)

子どもが自己肯定感を持ち、明るい展望を持って人生設計を描けるようにするとともに、家族の大切さを知り、発達段階に合わせて、医学的な知見を踏まえた妊娠、出産に関する知識を身につけるようにするため、児童生徒等を対象としたライフプラン教育を推進する。

(結婚)

結婚を希望する人が結婚できるような地域社会づくりのため、出逢いの場を創出する市町や商工団体、観光協会などのニーズに応じて、コーディネートスキルの向上を図る研修会の開催や専門的な知識をもったアドバイザーの派遣を行うほか、参加者のコミュニケーション力を向上させるための支援等を行う。また、市町等が行う結婚支援に関する取組を一元化して発信するなどの役割を担う「みえの出逢いサポートセンター（仮称）」を設置する。

(妊娠・出産)

産みたい人が安心して産み育てられるように、周産期母子医療センターへの支援や、小児在宅医療に向けた体制整備、男性を含めた不妊治療や不育症治療、第二子以降の不妊治療に対する経済的支援や相談対応に取り組む。また、妊産婦のいる家族に寄り添えるように、フィンランドのネウボラ*の取組を踏まえ²、地域の妊産婦や家族を支える取組、市町が行う産前産後ケア体制の構築を支援するなど、妊娠・出産時における保健・医療対策の充実に取り組む。

(子育て)

保育士の確保や、子育て医師等への就労継続・復帰支援、小児夜間医療・健康電話相談（みえ子ども医療ダイヤル）の深夜帯の時間延長など、安心して子育てできる環境づくりや子どもを守る取組を推進するとともに、男性の育児参画を推進するため、平成 26 年 6 月の「ファザーリング全国フォーラム in みえ」の開催を契機として普及啓発に努め、機運の醸成を図る。

¹平成 26 年度当初予算編成にあたっては、「みえ県民カビジョン・行動計画」に掲げる施策のうち、少子化対策に資する「施策 121 医師確保と医療体制の整備」「施策 212 男女共同参画の社会づくり」「施策 221 学力の向上」「施策 231 子どもの育ちを支える家庭・地域づくり」「施策 232 子育て支援策の推進」「施策 332 働き続けることができる環境づくり」について、重点化施策として経営資源の重点配分を行った。

²フィンランドの地方自治体が設置するネウボラでは、妊娠期から就学前までの間の健診、保健指導、予防接種等をはじめ、妊娠期から子育て期を通じた相談、育児支援などの両親・家族支援をワンストップで実施している。

(働き方)

若者が安定的に就労でき、女性が働き続けることのできる職場環境の整備促進、マタニティ・ハラスメントのない職場づくり、子育て女性の再就職支援などのほか、ワーク・ライフ・バランスの実現を促進する。

企業子宝率調査（企業における合計特殊出生率など職場の子育て環境の調査）により、子育てと仕事の両立を進めている企業の取組を水平展開し、県内の企業全体の少子化対策の推進を図る。

【少子化対策を支える取組】

(機運の醸成)

「地方目線」、「当事者目線」の少子化対策を進めるにあたって重要な役割を担う市町に対して、地域の実情に応じたきめ細かな対策が講じられるよう支援する。

また、少子化対策に資する新たなアイデアを未来志向で、多様な視点から考える交流機会を創設し、参加者の少子化対策に関する意識の醸成や課題解決に向けた実践につなげる。

そのほか、結婚・妊娠・出産から子育てに関する情報等をまとめた、スマートフォンにも対応できる総合ウェブサイトを構築する。

(少子化対策の推進体制)

きめ細かな少子化対策を推進するため、新たに子ども・家庭局に「少子化対策課」を設置するとともに、医療・福祉・教育関係者や市町、地域の活動団体等の参画を得て、「三重県少子化対策推進県民会議（仮称）」を設置し、各主体の取組の相乗効果が発揮され、機運の醸成が図られるように県民運動を進める。

② 県民の命を守る緊急的な取組

【食の安全・安心の確保】

県内の大手米穀取扱事業者等による米の産地偽装事案や複数の事業所による食材の不適正表示などを受けて、米穀監視指導員の配置や不当商取引指導専門員の増員、国との連携強化などにより監視指導体制を強化するとともに、取引先への追跡調査や米DNA検査の実施など検査内容の充実を図る。

さらに、コンプライアンスや景品表示法にかかる研修会の開催、米穀コンプライアンス推進員による啓発に加え、事業者が行う研修会への講師派遣など法令遵守意識の向上に迅速かつ的確に取り組むことで、食の安全・安心に対する県民の不安解消と一日も早い信頼の回復を図る。

【「みえ防災・減災センター」の創設】

東日本大震災では、防災・減災対策における「自助」「共助」の重要性、すなわち、地域の防災力を高めることの重要性が再認識されたところであり、県民の「自助」「共助」の意識を高め、地域全体へと波及させることで、地域の防災力を高めることが喫緊の課題となっている。

この課題に対応していくためには、地域防災、企業防災の要となって活躍する人材の育成・活用が重要であり、さらに人材の育成・活用を支える防災関連情報の収集や調査研究等が必要

である。

また、県内には、防災に関する多くの人材や研究者、研究成果や資料、資源等があるが、これらが有効に活用されておらず、これらの「リソース」を生かした防災・減災対策を実践できる新たな体制の構築が求められている。

このため、三重県と三重大学が中心となって、「みえ防災・減災センター」を創設し、市町や企業、県内他大学との連携・参画を進めながら、それらを結びつける「防災ハブ機能」を持たせるとともに、他県や国の研究機関等とも連携し、県内外のリソースを集結して「シンクタンク機能」も持たせながら、防災人材の育成・活用及び交流、地域・企業支援、情報の収集と発信、調査研究等に取り組む。

【公共土木施設の着実な維持管理に向けた対応】

平成 24 年 12 月に発生した中央自動車道の笹子トンネル天井板落下事故など、道路、河川、海岸、港湾等の公共土木施設の老朽化が懸念される状況にある。

このため、公共土木施設の緊急点検を平成 26 年度に完了するとともに、緊急修繕を実施する。あわせて、予防保全が必要な施設の長寿命化計画策定と計画的な修繕・更新に取り組む。

【災害復旧及び大規模水害等に備えた治水対策の推進（紀伊半島大水害、台風 18 号）】

近年、全国各地で台風や局地的な集中豪雨等による風水害が増加傾向にあり、本県においても、平成 23 年に発生した紀伊半島大水害及び、平成 25 年に発生した台風 18 号による道路の崩壊や堤防の決壊などの被害は、住民の生活に多大な影響を及ぼすとともに、大きな不安を抱かせた。

このため、被災した施設の復旧はもとより、再度の災害等に備え、地域住民の不安解消のための治水対策を進める。

また、河川に堆積した土砂は、風水害の発生時に被害を拡大させる恐れがあることから、実施箇所や実施候補箇所等を市町と共有しながら、土砂の撤去を進める。

【児童虐待、いじめ問題などへの対応】

児童虐待への対応については、平成 24 年度に発生した児童虐待死亡事例の検証での議論を踏まえ、平成 25 年度から取り組んでいる法的対応・介入型支援の強化、市町における児童相談体制強化の支援を引き続き進める。また、妊娠届出時のアンケート調査項目を県内で統一することにより、一定の基準を定め、支援を必要とする妊婦の早期把握に取り組む市町を支援し、児童虐待の未然防止につなげる。

いじめや暴力行為、体罰等の問題が依然としてみられることから、子どもたちが安心して学べる学級・学校づくりがより一層求められている。また、平成 26 年 1 月に策定した「三重県いじめ防止基本方針」に基づき、いじめの未然防止や早期発見及び対処に向けて、学校をはじめ関係機関が一体となり組織的な対応を進めていく必要がある。このため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを各学校へ効果的に配置・派遣するとともに、重大な案件に対しては「学校問題サポートチーム」を派遣するなど、学校における教育相談体制や生徒指導体制の充実を図る。

また、犯罪被害から児童生徒を守るため、警察と学校、関係機関・団体との連携を強化し、統一的な活動を促進するチャイルドガーディアンみえを警察署に配置し、不審者情報等の周知、合同パトロール、見守り活動等の一層の充実を図るとともに、児童生徒の危険予測・回避能力の育成に取り組む。

③ グローバル化への対応

【畜産業・水産業の成長産業化】

関税撤廃等による農林水産業への影響が懸念されるTPP*交渉への参加、為替変動や原油価格上昇に伴う燃油・飼料価格の高騰など第一次産業を取り巻く状況がより厳しさを増す中、県内の畜産業や水産業は、専業経営を行っている割合が高いことから、これらの影響を直接的に受けやすい。

一方、本県の畜産業・水産業は、松阪牛や伊勢エビ、アワビなど全国的なブランドを有するなど、その強みを発揮しやすいことや、ものづくり企業等他産業との連携により、畜産・水産分野の技術革新が進む可能性があることなど、成長産業となるポテンシャルが高く、地域産業への波及も見込まれる。

このため、**畜産業の成長産業化**に向けて、県産牛肉の海外市場調査など新たな販路の開拓、事業者のブランド力向上に向けた取組への支援、受精卵移植技術を活用した和牛子牛の生産や新たな鶏肉流通システムの確立による畜産経営の強化、農場HACCP*認証制度の手法に基づく衛生管理体制の構築などに取り組む。

また、**水産業の成長産業化**に向けて、多様な担い手の確保・育成に取り組む新たな協議会の設置、輸出拡大のための戦略策定、三重県型複合養殖モデルの調査検討、海女の漁獲物の高付加価値化やアワビ資源の増大など海女漁業の振興に加え、美容・健康・教育面などの視点を組み合わせた新たな魚食普及活動などに取り組む。

【グローバル人材の育成】

社会、経済、文化等あらゆる面において、グローバル化がより一層進展しており、国際的な舞台で、日本人・三重県人として積極的に活躍・発信できる人材が求められている。

このため、「**グローバル三重教育プラン**」を踏まえ、児童生徒が自らの考えを発信し課題解決に向けて取り組む機会を創出するとともに、大学・産業界等との連携による課題設定型学習の実施や多文化共生の促進等により、将来のグローバルリーダーとして主体的に行動する力、他者とともに新しい社会を創造する力の育成に取り組む。また、小学校段階からの英語教育の充実や教員等の英語運用力の強化により、英語で積極的にコミュニケーションができる力の育成を図る。

また、次世代経営者を主な対象に、時代認識力を高め、世界潮流を読み解き、グローバルマーケットを見据えて互いに切磋琢磨し、連携しながら展開していくためのネットワークを、高等教育機関等とともに構築する。

④ 中小企業・小規模企業の振興

本県の中小企業・小規模企業は、本県の経済をけん引し、地域社会の持続的な形成や維持に寄与している重要な存在である。昨今、グローバル競争や海外市場の変化が激化している中、世界と直結する事業を展開しているグローバル企業が立地する本県の経済は、世界経済の影響を受けやすい産業構造にあり、世界経済の構造変化への対応が一層求められている。また、国内においては、人口減少社会が到来し、少子高齢化や地域の過疎化など新たな社会的課題の解決が一層求められている。今まさに、本県の中小企業・小規模企業は、その機動性や地域性を発揮し、こうした変化に対応することが必要である。

県が先頭に立って、県内の中小企業・小規模企業を振興していくため、新たに制定した「**三重県中小企業・小規模企業振興条例**」に基づき、中小企業・小規模企業の経営の安定及び向上とともに、中小企業の新たな価値の創造や挑戦を促進する。具体的には、小規模企業に対する支援、**三重県版経営向上計画**の認定、人材の育成、資金供給の円滑化、創業や事業承継など中小企業・小規模企業の特성에応じた支援を行う。また、海外における事業展開については、官民一体となった新たな協議会を設置し、中小企業・小規模企業の海外展開を促進する。さらに、同条例に基づく中小企業・小規模企業の振興を具体的に推進するため、「**みえ中小企業・小規模企業振興推進協議会**」を設置し、地域の実情に応じた中小企業・小規模企業の振興を図る。

⑤ スポーツの推進

平成 30 年の全国高等学校総合体育大会の本県を中心とした東海 4 県での開催、平成 32 年の東京オリンピック・パラリンピックの開催、平成 33 年の国民体育大会・全国障害者スポーツ大会の本県開催という“チャンス”に向かって、スポーツに関する取組を強化・加速する。

こうした中、全国高等学校総合体育大会や国民体育大会で活躍が期待できる選手を育成するため、高等学校運動部の強化指定の拡充に加え、新たに中学校運動部の強化指定を行うとともに、スポーツ少年団や中高運動部の指導者の資質向上の取組を行うことで、**ジュニア・少年選手の計画的な発掘・育成・強化**を推進する。

さらに、ジュニア世代の競技力向上の新たな取組を推進するため、広く県民の皆さんから寄付金等を募るなど、**財源の確保**に取り組む。

あわせて、三重県「東京オリンピック・パラリンピック」キャンプ地誘致等推進本部による**戦略的なキャンプ地等の誘致活動**を推進する。

また、「**三重県スポーツ推進条例（仮称）**」を制定し、子どもたちの体力向上や競技スポーツ水準の向上、地域スポーツ、障がい者スポーツ、スポーツをとおした地域の活性化など、本県のスポーツ推進の取組を充実させる。

Ⅲ 平成 26 年度の行政運営

① コンプライアンスの推進

港湾改修工事にかかる不適正事務の発生後、職員のコンプライアンスの意識向上に向けて取り組んできたが、平成 25 年度に入っても不適切な事務処理等が続いており、県行政に対する信頼が揺らぐ厳しい状況となっている。

平成 25 年度より、「個人」に業務を割り振るという考え方を「組織」に業務を割り振るという考え方に改め、組織内での責任体制や業務分担の明確化を図るとともに、組織としてのチェック機能を強化し、より適正に業務が実施できるよう体制を整えたところであり、不適切な事務処理の防止に向け、組織で仕事をしていくことの再確認、徹底を引き続き行っていく。

加えて、「コンプライアンスの日常化」に力点を置き、全所属におけるコンプライアンス・ミーティングの実施、新たに策定した「コンプライアンスハンドブック（三重県職員コンプライアンス指針）」の周知・活用、研修の充実などに取り組むことにより、コンプライアンスを常に意識した業務推進とすることを県庁の組織文化、風土として定着させていく。

また、法令習熟度の向上にも取り組み、施策や業務等における法的妥当性について、事前に法的観点から検証を行う仕組みの構築に取り組んでいく。

② 三重県行財政改革取組等の推進

（「三重県行財政改革取組」等の着実な推進）

「三重県行財政改革取組」で掲げた具体的取組については、「ロードマップ」で示した工程に基づき、引き続き適切な進行管理を行い、目標達成に向け着実に推進するとともに、既に達成した取組においても成果の維持・向上を図る。

特に平成 25 年度から本格的に運用を開始した「三重県職員人づくり基本方針」、「みえ成果向上サイクル（スマートサイクル）*」、平成 25 年度当初予算編成で見直しを行った「予算編成プロセス」については、円滑な運用に努め、定着を図るとともに、外郭団体等の見直しについても「三重県外郭団体等改革方針」に基づき着実に推進し、その進捗管理を行う。また、自動車税のクレジットカード納税導入や個人住民税にかかる特別徴収義務者の指定の徹底などの税収確保対策、平成 26 年度末の県債残高（臨時財政対策債等を除く）を平成 23 年度末よりも減少させる県債発行の抑制などについては、平成 26 年度に着実に成果を出せるようさらなる取組の推進を図る。

さらに、税外未収金については、新たに制定した「三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例」等に基づき、全庁的な対策を推進し、未収金の縮減に取り組む。

（「みえ成果向上サイクル（スマートサイクル）」による県民に成果を届けていく県政運営）

「みえ成果向上サイクル（スマートサイクル）」においては、「オールインワンシステム」を主要なツールとして、予算要求・年間計画策定・進捗管理・政策評価・事業見直しなど、さまざまな場面で必要とされる情報を一元的に管理し、「政策協議」では、前年度の取組の評価や現年度の上半期の進捗状況を踏まえて、確実に改善につなげるための検討を行い、次年度の経営方針、当初予算に的確につなげていく。また、事務事業の見直しの取組では、「事業改善に向けた有識

者懇話会（ブラッシュアップ懇話会）」等を通じて、改善（Act）機能の強化を図り、施策の目標達成に努める。さらに、「みえ成果向上サイクル(スマートサイクル)」の効果等についても検証を行い、「みえ県民カビジョン」に掲げた理念や目標を着実に実現・達成し、県民の皆さんに成果を届けることができる県政運営に取り組む。

（広聴広報の充実による県政の質の向上）

インターネットの普及や携帯端末の進化など、広報メディアの多様化が進むなか、自治体と県民との接点である広聴広報活動において、より効果的なコミュニケーションのあり方が問われている。また、地域間競争が激化するなか、県外や海外に向けた本県のブランド力を向上していくためには、戦略的な広報活動の実現が不可欠である。

このような状況のなか、これまでの広聴広報のあり方を抜本的に見直し、「三重県広聴広報基本方針」（平成 25 年 2 月策定）に掲げた戦略的・計画的な広報活動及び政策形成につながる広聴活動を全庁一体となって実現し、県政の質を向上させていくため、テレビのデータ放送による県政情報の発信や県ホームページシステムの再構築などを含む、平成 26 年度から 3 カ年の中期行動計画「三重県広聴広報アクションプラン（仮称）」を策定し、県の取組や「協創」の成果を県民の皆さんに届ける。

③ 平成 26 年度の予算及び組織

（本県の財政状況）

平成 26 年度は、歳入面では、法人二税や地方消費税の増収等により県税収入の一定の増加が見込まれるものの、歳出面で、社会保障関係経費や公債費などの義務的経費が前年度より増加している。

平成 26 年度以降も、歳出面で社会保障関係経費や公債費などの義務的経費が増加し、臨時的な財政需要に機動的に対応できない硬直的な財政構造が継続すると見込まれる。

（平成 26 年度当初予算のポイント～20 年後も輝き続けるために～）

平成26年度当初予算は、次の 3 点を基本として編成を行った。

- 平成26年度当初予算は、「みえ県民カビジョン・行動計画」の 3 年目として、行動計画に掲げた目標の実現に向けた取組を着実に推進することを基本方針として編成。
- 国の「好循環実現のための経済対策」を活用して、平成25年度 2 月補正予算とあわせて14ヶ月予算として一体的に編成。
- 極めて深刻な財政状況の下で、県債発行の抑制に努めつつ、厳しい優先度判断により選択と集中を図ることで、本経営方針に掲げた施策には重点化。

このような方針のもと、とりわけ、下記に掲げた 5 つの課題に対して、別枠で予算を確保するなど、特に注力して取り組む。

- ・ 少子化対策
- ・ グローバル化への対応
- ・ 三重県のブランド力アップ Ver. 2

- ・ 中小企業・小規模企業の振興
- ・ 県民の命を守る緊急的な取組

また、上記5つの柱以外の学力向上、スポーツ、障がい者雇用などについても取組を加速化する。

【参考】

○ 予算規模

- ・ 平成26年度当初予算（一般会計）は、対前年度当初予算比2.2%増の6,901億円で2年連続のプラス予算。
- ・ 義務的経費は、対前年度当初予算比1.8%増の4,249億円。
- ・ 投資的経費は、対前年度当初予算比3.8%減の1,044億円。
（公共事業は、対前年度比0.9%減の821億円、そのうち県に裁量の余地のない受託事業・災害復旧事業を除いたベースでは1.1%増の751億円）

○ 財政健全化への取組

- ・ 可能な限り県債発行（臨時財政対策債等を除く）を抑制し、平成25年度当初予算（14ヶ月ベース）における計上額（641億円）から2.0%減の628億円（H26当初591億円＋2月補正37億円）を計上。
- ・ 一般職給与費については、給与の特例的な減額措置は終了するものの、実質ベースで平成25年度当初予算額（2,142億円※）以下の2,120億円。
※平成25年度当初予算額（2,067億円）に「平成25年度地方財政対策」による歳入減への当面の対応として、予算計上を見送った75億円を加えたもの

（平成26年度組織改正等のポイント）

少子化など社会情勢の変化等に対応しつつ、「みえ県民カビジョン・行動計画」を的確に推進できるよう、所要の改正を行った。

○ 少子化対策

- ・ 子ども・家庭局に「少子化対策課」を設置し、ライフステージ毎のきめ細かな対策を多様な主体と連携して推進する。
- ・ 保育所及び私立幼稚園の事務を子ども・家庭局で一元的に所管し、子ども・子育て支援施策の取組をより総合的に進める。

○ 県民の命を守る緊急的な取組

- ・ 米の産地偽装や食材の不適正表示に対応するため、監視・指導やコンプライアンスの推進に係る職員（非常勤）を配置し、監視・指導の強化や法令遵守の取組を推進する。
- ・ 三重大学内に創設する「みえ防災・減災センター」に担当職員を配置し、防災人材の育成と活用、調査研究などに取り組む。
- ・ 平成25年台風18号に伴う災害復旧対策を引き続き的確に推進するため、建設事務所の体制を充実する。
- ・ 「河川・砂防課」を「河川課」、「防災砂防課」とし、治水、土砂災害対策などについて、機能

的、専門的に業務を推進する。

- グローバル化への対応
 - ・ 畜産業、水産業の成長産業化に向けて、新たな販路開拓やブランド力向上、海女漁業の振興などを進めるため、体制を充実する。
- スポーツの推進
 - ・ スポーツ推進局の体制を充実し、平成 33 年の国民体育大会の開催準備、競技力向上の取組をより一層推進する。
- 子どもの発達支援
 - ・ 子ども・家庭局に「発達支援体制推進プロジェクトチーム」を設置し、「三重県こども心身発達医療センター（仮称）」の整備とともに、市町とのさらなる連携を図り、子どもの発達障がいについて途切れのない総合的な支援強化を図る。
- 学力の向上
 - ・ 教育委員会事務局に「学力向上推進監」を設置し、市町等教育委員会と連携して、新たな学力向上取組を集中的に推進する。

IV 職員の業務遂行にあたっての行動指針 ～五つの心得～

- 成熟した社会を迎え、多様化するニーズに対応した新しい三重づくりは、行政だけで進めていくことはできない。県民の皆さん一人ひとりが主体的に参画し、「アクティブ・シチズン」として力を発揮していただくこと、県民の皆さんの力を結集することが必要。
- 「協創」をキーワードに、県民の皆さんが「変化」と「成果」を実感できるよう、三重県職員は、日々の業務を行うにあたり、次の五つを「心得」とし、県庁全体が一丸となって取り組む。

心得1：まず目線を変える

- **自らも県民。** 県民としての目線や「肌で感じる」という原点に常に立ち返る。
- 業務を行うにあたり、「鳥の目」「虫の目」「魚の目」を常に意識。「鳥の目」は、空を飛ぶ鳥のように、高いところから大きな視点でものを見る目。「虫の目」は、虫が目の前の葉っぱを凝視するように、近くのを集中して見る目。「魚の目」は、魚が水の流れに乗りながら周りや行く先をうかがっているように、世の中の潮流を把握しようとする目。
※ 「鳥の目」「虫の目」「魚の目」：小笹芳央著『セルフ・モチベーション』より引用
- 危機管理においては、「このくらいなら大丈夫だろう」という楽観的な視点は禁物。「最悪の事態に発展するかもしれない」と、常に悲観的な想像力を働かせよ。
- 県民の皆さんは「アクティブ・シチズン」として新しい三重づくりの主体。行政サービスの「顧客」との概念に固執せず、むしろ「顧客」から「主体」へと目線の重点をシフトし、**県民の皆さんと「協創」を。**
- **市町は、住民に最も身近な自治体として、県とは異なる重要な役割を担っている。ともに県民の皆さんを幸福にするためのパートナーであり、決して「上から目線」に陥ることなく、真に対等な立場で「協創」を。**
- 県内や組織内のみの内向きな目線から、世界や組織外へも視野を広げ、外向きの目線へ。三重県も世界の潮流の中に存在していることを常に意識。
- かけがえのない三重の豊かな環境を次世代に継承していくため、環境にやさしい仕事の進め方に絶えず見直しを。

心得2：「そもそも」の目的や大義と、実感される「成果」を常に意識

- 自分の仕事の「そもそも」の目的や大義などを常に意識。事業等を実施すること自体が目的となってしまう「やりました」「やっています」思考から脱しなければならない。
- 県政は、成果を県民の皆さんが実感できるものでなければならない。県民の皆さんにとっての「成果」とは何であるのかを見極め、それがきちんと県民の皆さんに届いているかという視点を常に持つ。

- 県民の皆さんとのコミュニケーションは協創の第一歩。県からの一方的なお知らせに留まらず、県民の皆さんの声を幅広く受信して意見やニーズを県政に反映させていくことを常に意識するとともに、県民の皆さんに県政情報をわかりやすく伝え、共有していく視点を大切に

心得3：現場とスピード感を重視

- 職員一人ひとりが徹底的に現場を重視し、幅広い関係者（ステークホルダー）と向き合い、思いを共有し、積極的に関係を構築していく。県民の皆さんに最も身近な自治体である市町とも連携しながら、何が課題であるのか、課題解決に向けて何が求められているのかを的確に判断。
- 従来 of 行政の時間感覚のままでは、県民や企業の皆さんとの乖離が生じてしまう。必要な手続等を根拠なく省くべきではないが、**何事もスピード感を持って対処**。併せて、**タイミングを逸してはならない**。100点の方法であってもタイミングを逸すれば0点と同じ。70点の方法であってもタイミングが合っていればベストの方法となる。

心得4：県庁全体の組織力と職員力の磨き上げ

- 時代の変化に対応できる専門性と、現場を重視し、県民の皆さんとの「協創」の取組を進めるためのスキルを身につけた職員となる。
- 部局間の縦割り打破。「**部局益を忘れ、県益を想え**」との意識（参考：「後藤田五戒」）。常に県民の皆さんのためになっているかという視点で自分を見つめ直す。
※ 「後藤田五戒」とは、元内閣官房長官の後藤田正晴氏が当時の内閣官房職員に対して発した言葉とされる。具体的には、「1. 省益を忘れ、国益を想え」「2. 嫌な事実、悪い報告をせよ」「3. 勇気を以て意見具申せよ」「4. 自分の仕事で非ずというなかれ、自分の仕事であるといって争え」「5. 決定が下ったら従い、命令は直ちに実行せよ」。：佐々淳行著『平時の指揮官・有事の指揮官』より引用
- チームワークを重視。一人で抱え込む必要はない。**職員間のコミュニケーション**を活発にすることにより、県庁全体としての組織力を高めていく。「話し合い、磨き合い、支え合い」の職場を。まずは挨拶から。挨拶さえできなくては職場のコミュニケーションなど程遠い。

心得5：恐れず、怯まず、変革を

- 変化が非常に激しい中であっても常に**コンプライアンス**を意識し、三重らしさや地域の特性を大切にしながら、「**変えてはいけないこと**」、「**変えてもいいこと**」、「**変えなくてはいけないこと**」を職員一人ひとりが判断し、職務を遂行していく。
- 変えることによるリスクより、変えないことや放置することによるリスクの方が大きい時代。特に、「**変えなくてはいけないこと**」については、失敗を恐れて放置するのではなく、変革

に向けて果敢に挑戦していく。

一人ひとりの職員が上記五つの「心得」を着実に身につけることにより、

①職員の意識・行動や組織文化の変革（＝パーソナル・イノベーション）、

②業務の手法やスピードの変革（＝プロセス・イノベーション）、

③アウトプットである政策・事業の変革（＝ポリシー・イノベーション）

につなげる。この「3P I 運動」に取り組むことで、県民の皆さんに幸福を実感していただける新しい三重づくりを実現できる県庁に変わる。

また、職員一人ひとりのライフサイクルや人生設計に応じて必要とされる活動にも的確に対応し、これまで以上に県民の皆さんにとって価値の高い成果を提供できる「ワーク」と「ライフ」の高度な両立の実現に向けて、ワーク・ライフ・マネジメントを労使協働で組織的に推進する。

<参考> 県民の皆さんの「幸福実感」について（「第3回みえ県民意識調査」の概要）

県では、「みえ県民力ビジョン」において、「県民力でめざす『幸福実感日本一』の三重」を基本理念として掲げており、県民の皆さんの幸福実感を把握するため、「みえ県民意識調査」を毎年実施しています。

この調査では、日ごろ感じている幸福感や「みえ県民力ビジョン」に掲げる16の政策分野ごとの地域や社会の状況についての実感（「幸福実感指標」）を毎回質問し、推移を把握することとしています。

また、県民の皆さんに回答していただいた結果は、例えば少子化対策について議論する際の重要な資料とするなど、県政運営に活用させていただいています。

第2回までの調査結果から、「家族」、「結婚」、「子どもを持つこと」、「就労や収入」、「地域や社会とのつながり」などが県民の皆さんの幸福実感と密接な関連があることが分かってきたことから、第3回調査では、これまでの調査のフォローアップをするための質問項目も盛り込んでいます。

平成26年1月から2月にかけて実施した第3回調査の集計結果をまとめた報告書は平成26年4月に公表していますが、調査結果が「三重県経営方針」の策定や当初予算議論等の際に資料等として活用されるよう、より詳細な分析を行い、夏頃までにレポートをまとめ、公表する予定です。

1 調査の設計

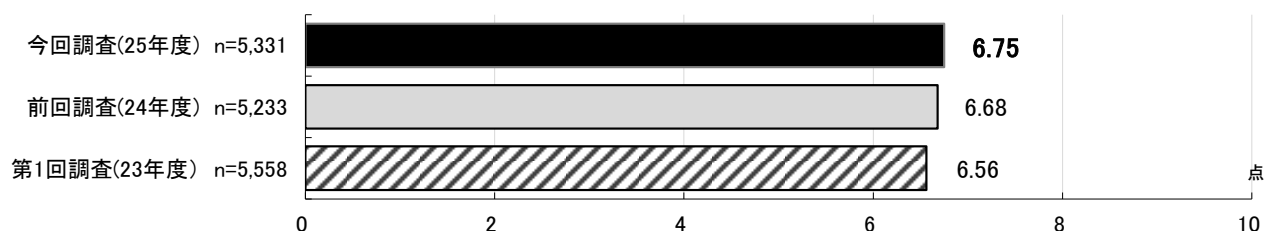
調査地域	三重県全域
調査対象	県内に居住する20歳以上の男女 10,000人
調査方法	郵送による発送・回収
調査期間	平成26年1月～平成26年2月
有効回答数	5,456人（有効回答率 54.6%）

2 調査結果の概要

（1）日ごろ感じている幸福感の平均値

県民の皆さんが日ごろ感じている幸福感について、10点満点で質問したところ、平均値は6.75点で、前回調査より0.07点、第1回調査より0.19点それぞれ高くなっています。

図表1 日ごろ感じている幸福感の平均値



(2) 地域や社会の状況についての実感

「みえ県民カビジョン」に掲げる政策分野ごとの16の「幸福実感指標」に基づいて地域や社会の状況についての実感を聞いたところ、「実感している層」の割合は、『(12)三重県産の農林水産物を買いたい』が85.6%と最も高く、そのうち「感じる」も47.7%と最も高くなっています。次いで、『(10)自分の住んでいる地域に愛着があり、今後も住み続けたい』(72.4%)、『(3)犯罪や事故が少なく、安全に暮らせている』(61.5%)の順となっています。

一方、「実感していない層」の割合は、『(14)働きたい人が仕事に就き、必要な収入を得ている』が65.2%と最も高く、そのうち「感じない」も31.2%と最も高くなっています。次いで、『(6)一人ひとりが尊重され、誰もが社会に参画できている』(60.3%)、『(1)災害等の危機への備えが進んでいる』(59.0%)となっています。

<前回調査との比較>

前回調査より『実感している層』の割合が高くなったのは16項目のうち9項目で、増加幅が大きい順に「(15)国内外に三重県の魅力が発信され、交流が進んでいる」(+11.8ポイント)、「(13)県内の産業活動が活発である」(+6.3ポイント)、「(7)子どものためになる教育が行われている」(+3.8ポイント)となっています。また低くなった7項目の減少幅は全て1ポイント未満となっています。

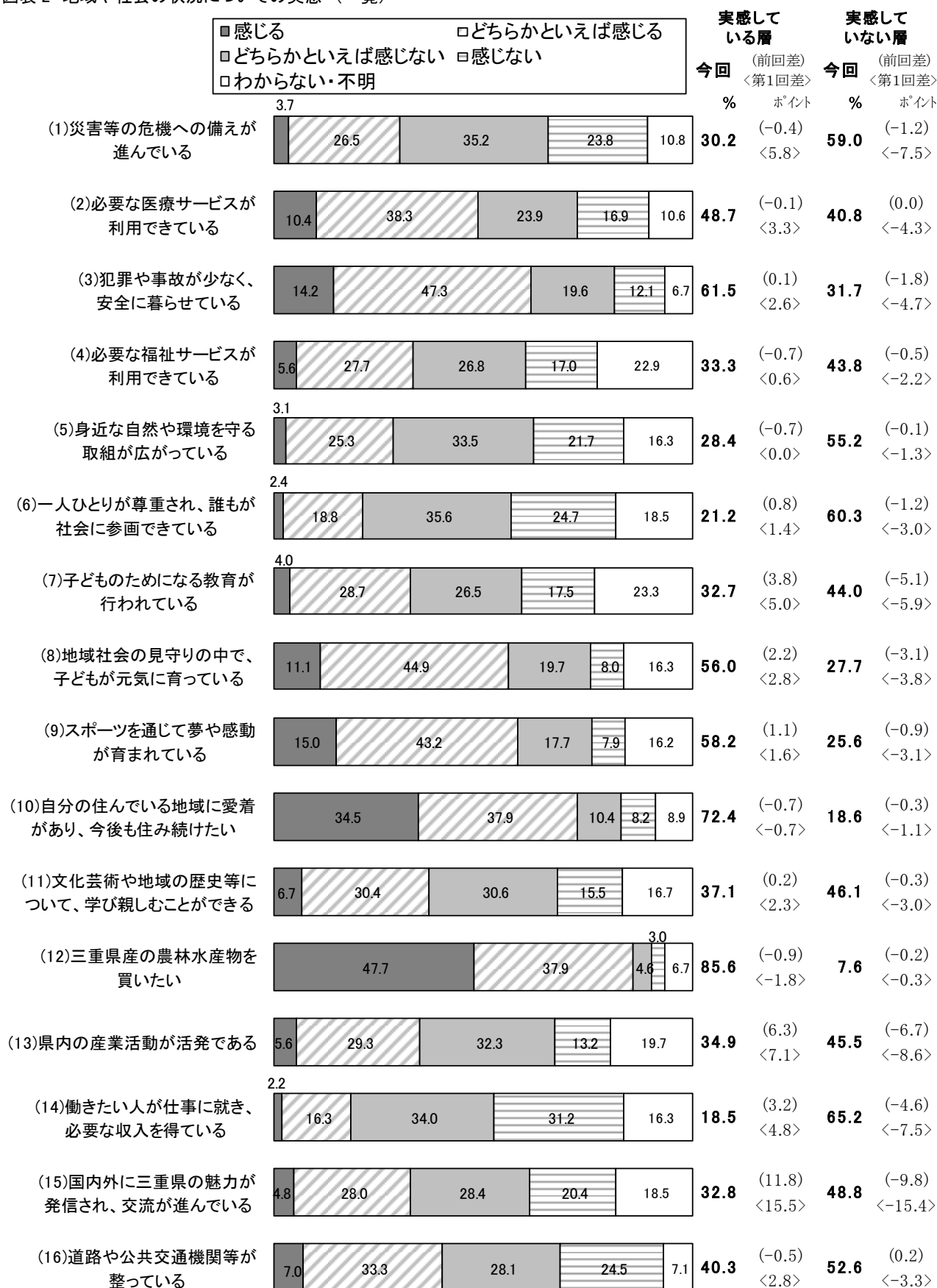
一方、『実感していない層』の割合は「(16)道路や公共交通機関等が整っている」(+0.2ポイント)を除いて前回調査と同率か低くなっており、減少幅が最も大きいのは「(15)国内外に三重県の魅力が発信され、交流が進んでいる」のマイナス9.8ポイントとなっています。

<第1回調査との比較>

第1回調査より『実感している層』の割合が高くなったのは16項目中13項目で、増加幅が大きい順に「(15)国内外に三重県の魅力が発信され、交流が進んでいる」(+15.5ポイント)、「(13)県内の産業活動が活発である」(+7.1ポイント)、「(1)災害等の危機への備えが進んでいる」(+5.8ポイント)となっています。

一方、『実感していない層』の割合は16項目全てで第1回調査より低くなっており、減少幅が大きい順に「(15)国内外に三重県の魅力が発信され、交流が進んでいる」(-15.4ポイント)、「(13)県内の産業活動が活発である」(-8.6ポイント)、「(1)災害等の危機への備えが進んでいる」(-7.5ポイント)及び「(14)働きたい人が仕事に就き、必要な収入を得ている」(同)となっています。

図表 2 地域や社会の状況についての実感（一覧）



※「実感している層」の割合・・・「感じる」と「どちらかといえば感じる」の割合を小数点第2位で四捨五入した数値の合計
 ※「実感していない層」の割合・・・「感じない」と「どちらかといえば感じない」の割合を小数点第2位で四捨五入した数値の合計
 ※割合は、「わからない」や「不明（未回答など）」も分母に含めて算出

第2章

施策の取組

(1) 政策体系とは

政策体系は、「みえ県民力ビジョン」で示す基本理念を実現するために、県が行う取組を目的と手段の関係で整理したものです。

＜政策展開の基本方向＞（三つの柱）のもとに、＜政策＞－＜施策＞－＜基本事業＞－＜事務事業＞の階層で、県の取組等を網羅し、体系的に整理しています。

「みえ県民力ビジョン」でお示しした＜政策展開の基本方向＞（三つの柱）および＜政策＞に加え、「みえ県民力ビジョン・行動計画」（以下、「行動計画」といいます。）において、＜施策＞の内容と構成する＜基本事業＞をお示ししています。

＜施策＞には、県民の皆さんにとっての成果をあらわす指標（「県民指標」と、県（行政）が取り組んだことの効果がわかる指標（「県の活動指標」）を設定しています。

平成 26 年版成果レポートでは、平成 25 年度に県が取り組んだ事業の取組の成果と課題を、この政策体系で整理・検証しています。

また、成果と課題の検証結果を踏まえた、各施策ごとの今後の取組方向について、今年度の改善のポイントと特に注力する取組を中心に明らかにしています。

【施策の指標の考え方】

＜施策＞の進行管理を的確に行うとともに、県民の皆さんに取組の進捗状況をお示しするため、「県民指標」、「県の活動指標」について、それぞれの性質をふまえた実現可能かつ挑戦的な目標値を掲げ、数値目標としています。

平成 26 年版成果レポートでは、行動計画で掲げた平成 27 年度目標値とあわせて、今年度の目標値もお示ししています。

○ 県民指標

「県民指標」は、各＜施策＞のこの計画における目標（「平成 27 年度末での到達目標」）をふまえ、当該＜施策＞において、さまざまな主体の取組によって得られる最終的な成果を、県民の皆さんの立場からあらわそうとしたものです。

＜施策＞の進行管理において、基本的な指標として活用します。

○ 県の活動指標

「県の活動指標」は、各＜施策＞の目標を達成するために、県が＜施策＞を構成する＜基本事業＞として取り組んだことの直接的な事業効果をあらわす指標です。

＜施策＞は複数の＜基本事業＞から成り立っていますので、＜基本事業＞の効果が相まって＜施策＞の成果につながります。このため、＜施策＞の進行管理において、「県民指標」を補足する指標として用います。

なお、「県民指標」として県民の皆さんにとっての成果をあらわす指標に適切なものがない場合には、県（行政）が主体として取り組んだことの効果がわかる指標を設定しています。

(2) 政策体系一覧

	政 策	施 策	頁
「守る」命と暮らしの安全・安心を実現できるために	I-1 危機管理 ～災害等の危機から命と暮らしを守る社会～	111 防災・減災対策の推進	68
		112 治山・治水・海岸保全の推進	80
		113 食の安全・安心の確保	84
		114 感染症の予防と体制の整備	88
	I-2 命を守る ～健康な暮らしと安心できる医療体制～	121 医師確保と医療体制の整備	92
		122 がん対策の推進	100
		123 こころと身体健康対策の推進	104
	I-3 暮らしを守る ～誰もが安全で安心して暮らせる地域社会～	131 犯罪に強いまちづくり	108
		132 交通安全のまちづくり	112
		133 消費生活の安全の確保	116
		134 薬物乱用防止等と医薬品の安全確保	120
	I-4 共生の福祉社会 ～地域の中で誰もが共に支え合う社会～	141 介護基盤整備などの高齢者福祉の充実	124
		142 障がい者の自立と共生	130
		143 支え合いの福祉社会づくり	136
	I-5 環境を守る持続可能な社会 ～自然を大切に、環境への負荷が少ない社会～	151 地球温暖化対策の推進	140
		152 廃棄物総合対策の推進	144
		153 自然環境の保全と活用	148
		154 大気・水環境の保全	152

目 「創る」く人と地域の夢や希望を実感できるためにく	政策	施策	頁
	Ⅱ-1 人権の尊重と多様性を認め合う社会 ～一人ひとりが尊重され、誰もが参画できる社会～	211 人権が尊重される社会づくり	156
		212 男女共同参画の社会づくり	160
		213 多文化共生社会づくり	164
		214 NPOの参画による「協創」の社会づくり	168
	Ⅱ-2 教育の充実 ～一人ひとりの個性と能力を育む教育～	221 学力の向上	172
		222 地域に開かれた学校づくり	182
		223 特別支援教育の充実	186
		224 学校における防災教育・防災対策の推進	190
	Ⅱ-3 子どもの育ちと子育て ～子どもが豊かに育つことができる社会～	231 子どもの育ちを支える家庭・地域づくり	194
232 子育て支援策の推進		198	
233 児童虐待の防止と社会的養護の推進		202	
Ⅱ-4 スポーツの推進 ～夢と感動を育む社会～	241 学校スポーツと地域スポーツの推進	206	
	242 競技スポーツの推進	212	
Ⅱ-5 地域との連携 ～誰もが魅力を感じ、活力のある地域～	251 南部地域の活性化	216	
	252 東紀州地域の活性化	220	
	253 「美し国おこし・三重」の新たな推進	224	
	254 農山漁村の振興	228	
	255 市町との連携による地域活性化	234	
Ⅱ-6 文化と学び ～地域の誇りと心の豊かさを育む社会～	261 文化の振興	238	
	262 生涯学習の振興	242	

目「拓(ひらく)く強みを生かした経済の躍動を実感できるために」	政策	施策	頁	
	Ⅲ-1 農林水産業 ～食や暮らしと地域経済を支える農林水産業～	311	農林水産業のイノベーションの促進	246
		312	農業の振興	252
		313	林業の振興と森林づくり	260
		314	水産業の振興	266
	Ⅲ-2 強じんて多様な産業 ～地域に活力と雇用を生み出す産業構造への転換～	321	三重の強みを生かした事業環境の整備と企業誘致の推進	272
		322	ものづくり三重の推進	278
		323	地域の価値と魅力を生かした産業の振興	284
		324	中小企業の技術力向上支援と科学技術の振興	290
		325	新しいエネルギー社会の構築	294
Ⅲ-3 雇用の確保 ～誰もが働ける社会～	331	雇用への支援と職業能力開発	300	
	332	働き続けることができる環境づくり	306	
Ⅲ-4 世界に開かれた三重 ～観光産業の振興と国際戦略の展開～	341	三重県営業本部の展開	310	
	342	観光産業の振興	314	
	343	国際戦略の推進	320	
Ⅲ-5 安心と活力を生み出す基盤 ～県民の生活や経済活動を支える基盤の整備～	351	道路網・港湾整備の推進	326	
	352	公共交通網の整備	330	
	353	快適な住まいまちづくり	334	
	354	水資源の確保と土地の計画的な利用	338	

(3) 評価結果をふまえた進展度の判断基準及び目標達成状況の算出方法について

1 評価結果をふまえた施策等の進展度の判断基準

- ①平成 25 年度における施策等の進展度を、県民の皆さんに分かりやすくお示しするため、県民指標や活動指標等の達成状況、取組実績等をもとに、総合的に施策等の進展度を A～D で判断し、判断理由を記載しています。
- ②A～Dの判断は、施策等を所管する部長、副部長、次長の判断によるものですが、判断に際しては、春の政策協議での協議内容をふまえるとともに、次の表 1 の考え方を目安としています。

[表 1]

適用 区分	①県民指標 の達成率	②活動指標 の平均達成 率	進展度の算出方法
A. 進んだ	100%	100%	①の結果により A～D を区分する。 ↓
B. ある程度進んだ	85%以上 100%未満	85%以上 100%未満	②の状況により、①の区分のままでよ いか検討する。 ↓
C. あまり進まなかった	70%以上 85%未満	70%以上 85%未満	③活動指標や構成する基本事業の中 身と施策目標との相関関係（活動指標 ごとの重みや取組実績）を考慮し、総 合的に判断する。
D. 進まなかった	70%未満	70%未満	

※選択・集中プログラムについては、「県民指標」が「プロジェクトの数値目標」、「活動指標」が「実践取組の目標」となっています。

2 目標達成状況の算出方法

- ① 標達成状況は、単年度ごとの目標値の場合には、平成 25 年度の実績値を平成 25 年度の目標値で割って算出しています。
- また、目標項目が減少を目指すものである場合には、分子・分母を逆とし、目標値を実績値で割って算出しています。

$$\text{目標達成状況} = \frac{\text{平成 25 年度実績値}}{\text{平成 25 年度目標値}}$$

(例 1) 平成 25 年度の目標値が 130、実績値が 120 の場合

$$= \frac{120}{130} = 0.92 \quad (\text{小数点第 3 位以下四捨五入})$$

0.995～0.999 の場合は 0.99 と記載)

- ② 目標値が累計値の場合は、平成 24 年度の現状（実績）値を平成 25 年度目標値及び実績値から差し引いて計算しています。（下記*参照）

$$\text{目標達成状況} = \frac{\text{平成 25 年度実績値} - \text{平成 24 年度現状（実績）値}}{\text{平成 25 年度目標値} - \text{平成 24 年度現状（実績）値}}$$

（例 2）平成 24 年度の現状（実績）値が 100 で、平成 25 年度の目標値が 130、実績値が 120 の場合

$$= \frac{120 - 100}{130 - 100} = \frac{20}{30} = 0.67 \quad (\text{小数点第 3 位以下四捨五入})$$

0.995~0.999 の場合は 0.99 と記載)

*目標値が累計値の場合に、このような算出方法を用いているのは、成果レポートが単年度の評価や実績を報告するものであることからです。

累計値の場合には、過去の取組の成果である実績値を差し引いて算出することにより、単年度の成果（目標達成状況）を表せるようにしています。

(4) 施策数値目標等一覧

施策		数値目標					進展度	県民一人あたりのコスト(円)
		目標項目	25年度 目標値	25年度 実績値	目標達成 状況			
111	防災・減災対策の推進	県民指標	率先して防災活動に参加する県民の割合	45.0%	57.5%	1.00	B	3,755
		活動指標	新地震・津波対策行動計画の進捗率	20.0%	25.9%	1.00		
			県・市町・防災関係機関等が連携して実施する防災訓練の回数	6回	7回	1.00		
			自主防災組織の実践的な訓練実施率	36.0%	31.9% (速報値)	0.89		
			県防災情報メール配信サービスの登録者数	42,000人	40,200人	0.96		
			災害拠点病院等の耐震化率	68.6%	68.6%	1.00		
			耐震基準を満たした住宅の割合	86.4%	85.2%	0.99		
			緊急輸送道路に指定されている県管理道路の改良率	91.2%	92.3%	1.00		
			消防設備等の充足率	83.5%	83.3%	0.99		
高圧ガス等施設における事故発生防止率	100.0%	99.7%	0.99					
112	治山・治水・海岸保全の推進	県民指標	自然災害への対策が講じられている人家数	235,000戸	235,000戸	1.00	A	23,659
		活動指標	河川整備延長	463.9km	463.9km	1.00		
			土砂災害保全戸数	18,040戸	18,100戸	1.00		
			海岸整備延長	286.3km	287.7km	1.00		
山地災害保全集落数	1,537集落	1,537集落	1.00					
113	食の安全・安心の確保	県民指標	食品検査における適合率	100%	100%	1.00	B	897
		活動指標	自主衛生管理(HACCP手法)導入取組施設数	162施設	163施設	1.00		
114	感染症の予防と体制の整備	県民指標	感染症の集団発生事例数	0件	1件	0.00	B	372
		活動指標	感染症情報システムを活用している施設の割合	100%	97.5%	0.98		
			感染症情報化コーディネーター数(累計)	180人	177人	0.94		
121	医師確保と医療体制の整備	県民指標	人口10万人あたりの病院勤務医師数	122.9人 (24年度)	127.6人 (24年度)	1.00	B	28,378
		活動指標	県内の病院で後期臨床研修を受ける医師数	192人	196人	1.00		
			県内看護師養成施設卒業者の県内就業者数	651人	641人	0.98		
			救急医療情報システムに参加する時間外診療可能医療機関数	618機関	610機関	0.99		
			医療相談件数	767件	804件	1.00		
			県立病院患者満足度	80.0%	71.3%	0.89		
市町が運営する国民健康保険の財政健全化率	58.6% (24年度)	62.1% (24年度)	1.00					
122	がん対策の推進	県民指標	75歳未満の人口10万人あたりのがんによる死亡者数(年齢調整後)	71.6人 (24年)	73.5人 (24年)	0.97	B	116
		活動指標	がん検診受診率(乳がん、子宮頸がん、大腸がん)	乳がん 28.0% 子宮頸がん 30.9% 大腸がん 27.9% (24年度)	乳がん 18.8% 子宮頸がん 30.9% 大腸がん 24.0% (24年度)	乳がん 0.67 子宮頸がん 1.00 大腸がん 0.86		
			がん診療に携わる医師に対する緩和ケア研修修了者数(累計)	804人	783人	0.84		
			特定健康診査受診率	47.1% (24年度)	44.6% (24年度)	0.95		
123	こころと身体の健康対策の推進	県民指標	健康寿命	男77.6歳 女81.0歳 (24年)	男77.4歳 女80.2歳 (24年)	男0.99 女0.99	B	1,705
		活動指標	8020運動推進員数	276人	279人	1.00		
			自殺対策に係るネットワーク組織を設置している地域数	9地域	9地域	1.00		
131	犯罪に強いまちづくり	県民指標	刑法犯認知件数	21,300件以下	19,726件	1.00	B	1,823
		活動指標	街頭犯罪等の認知件数	3,200件以下	3,359件	0.95		
			凶悪犯の検挙率	80.0%	70.8%	0.89		
			主な侵入犯罪の検挙人員	210人	189人	0.90		
			暴力団検挙人員	280人	181人	0.65		
			犯罪被害者等支援の理解者数	3,500人	3,314人	0.95		
交番・駐在所施設の充実度	41.0%	41.0%	1.00					
132	交通安全のまちづくり	県民指標	交通事故死者数	85人以下	94人	0.90	B	2,839
		活動指標	交通事故死傷者数	12,800人以下	12,979人	0.99		
			信号機の整備箇所数(累計)	3,190か所	3,193か所	1.00		
シートベルトの着用率	97.0%	96.5%	0.99					
133	消費生活の安全の確保	県民指標	消費生活情報を県民が利用している件数	54,500件	57,505件	1.00	B	154
		活動指標	消費生活講座が役に立つと回答した受講者の割合	98.4%	99.2%	1.00		
			消費生活相談の解決につながる助言を行った割合	98.6%	98.2%	0.99		

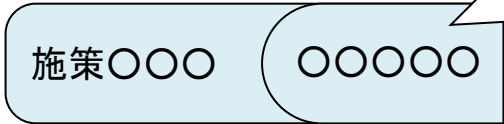
施策		数値目標						
		目標項目	25年度 目標値	25年度 実績値	目標達成 状況	進捗度	県民一人 あたりのコスト (円)	
134	薬物乱用防止等と医薬品の安全確保	県民指標	薬物乱用防止講習会の参加者数(累計)	295,200人	326,721人	1.00	A	287
		活動指標	薬物乱用防止事業の協力者数	3,052人	3,102人	1.00		
			医薬品等の検査件数に対する不適合医薬品等の割合	0%	0%	1.00		
			生活衛生営業施設における健康被害発生件数	0件	0件	1.00		
			犬・猫の引取り数	3,285頭	2,162頭	1.00		
141	介護基盤整備などの高齢者福祉の充実	県民指標	介護度が重度で在宅の特別養護老人ホームの入所待機者数	1,097人	1,805人	0.61	B	13,157
		活動指標	主任ケアマネジャー登録数	706人	741人	1.00		
			特別養護老人ホーム(広域型)および介護老人保健施設整備定員数(累計)	14,837床	14,396床	0.46		
			認知症サポーター数(累計)	87,500人	94,762人	1.00		
			地域貢献活動等に関する研修会に参加する高齢者数	893人	1,598人	1.00		
142	障がい者の自立と共生	県民指標	グループホーム等において地域で自立した生活をしている障がい者数(累計)	1,294人	1,320人	1.00	B	8,376
		活動指標	障がい者の日中活動を支援する事業の利用者数	5,438人	6,227人	1.00		
			雇用契約に基づく就労へ移行した障がい者数	85人	76人	0.89		
			総合相談支援センターへの登録者数	5,740人	4,986人	0.87		
			社会的入院から地域移行した精神障がい者数(累計)	460人	440人	0.52		
県障がい者スポーツ大会参加者数	1,500人	1,501人	1.00					
143	支え合いの福祉社会づくり	県民指標	福祉サービス利用援助を活用する人数	1,250人	1,248人	0.99	B	2,839
		活動指標	民生委員・児童委員活動件数	541,000件	517,791件 (速報値)	0.96		
			介護関係職の求人充足率	32.8%	20.4%	0.62		
			適正な運営を行っている社会福祉法人の割合	79.5%	79.8%	1.00		
			さまざまな主体の連携によるユニバーサルデザインの取組実施数	70件	86件	1.00		
			生活困窮者等の就労・増収達成率	50.0% (24年度)	42.2% (24年度)	0.84		
			戦傷病者等の支援事業への参加者数	1,145人	1,093人	0.95		
151	地球温暖化対策の推進	県民指標	温室効果ガス排出量の基準年度比(森林吸収量を含む)	+4.7%以下 (23年度)	+5.3% (23年度)	0.89	B	264
		活動指標	大規模事業所における温室効果ガスの排出量の増減比率	+1.2%以下 (24年度)	+2.0% (24年度)	0.60		
			三重県版小規模事業所向け環境マネジメントシステム(M-E MS)認証事業所数(累計)	330件	295件	0.33		
			環境活動参加者数	5,600人	5,639人	1.00		
			環境教育参加者数	33,000人	31,911人	0.97		
152	廃棄物総合対策の推進	県民指標	廃棄物の最終処分量	338千トン以下 (24年度)	323千トン (24年度)	1.00	B	956
		活動指標	1人1日あたりのごみ排出量(一般廃棄物の排出量)	939g/人・日 以下(24年度)	976g/人・日 (24年度)	0.96		
			産業廃棄物の再生利用率	41.5% (24年度)	41.8% (24年度)	1.00		
			産業廃棄物の不法投棄総量	370トン以下	623トン	0.59		
153	自然環境の保全と活用	県民指標	生物多様性の保全活動実施箇所	54か所	70か所	1.00	B	190
		活動指標	ニホンジカの推定生息頭数	63,000頭	99,140頭 {63,192頭} (ベイズ推計)	0.64		
			自然環境の新たな保全面積(累計)	56ha	1,018ha	1.00		
			自然とのふれあいの場の満足度	83.0%	81.4%	0.98		
154	大気・水環境の保全	県民指標	大気環境および水環境に係る環境基準の達成率	95.0%	92.1% (速報値)	0.97	B	7,193
		活動指標	大気・水質の排出基準適合率	100%	99.3%	0.99		
			NOx・PM法対策地域内の大気環境基準達成率	100%	100% (速報値)	1.00		
			生活排水処理施設の整備率	79.7% (24年度)	79.5% (24年度)	0.99		
			水環境の保全活動に参加した県民の数	24,500人	21,725人	0.89		
			調査研究成果件数	4件	2件	0.50		
211	人権が尊重される社会づくり	県民指標	人権が尊重されている社会になっていると感じる県民の割合	29.0%	30.3%	1.00	B	635
		活動指標	地域における「人権が尊重されるまちづくり」推進研修の受講者数	1,000人	1,198人	1.00		
			人権イベント・講座等の参加者数	40,000人	40,103人	1.00		
			人権教育を総合的・系統的に進めるためのカリキュラムを作成している学校の割合	60.0%	61.2%	1.00		
			人権に関わる相談員を対象とした資質向上研修会の受講者数	1,100人	896人	0.81		
212	男女共同参画の社会づくり	県民指標	社会全体において男女が平等になっていると思う人の割合	15.0%	11.5%	0.77	C	154
		活動指標	県・市町の審議会等における女性委員の登用率	26.7%	24.9%	0.93		
			男女共同参画フォーラムの男性参加率	43.0%	32.4%	0.75		
			女性の能力発揮促進のため、積極的な取組を行っている企業等の割合	27.0%	29.3%	1.00		
			「女性に対する暴力をなくす運動」期間中の啓発箇所数	18か所	18か所	1.00		

施策		数値目標						
		目標項目	25年度 目標値	25年度 実績値	目標達成 状況	進捗度	県民一人 あたりのコスト (円)	
213	多文化共生社会づくり	県民指標	多文化共生に取り組む団体数	175団体	174団体	0.99	B	143
		活動指標	日本語指導ボランティア数 セミナー、ボランティア研修等参加者数	680人 400人	689人 411人	1.00 1.00		
214	NPOの参画による「協創」の社会づくり	県民指標	NPO・ボランティア・市民活動に参加している住民の割合	12.5%	23.4%	1.00	B	83
		活動指標	NPO法人に対する寄付金総額	160,000千円 (24年)	186,848千円 (24年)	1.00		
			認定NPO法人数 NPOと県の連携・協働事業数	10法人 67事業	4法人 68事業	0.40 1.00		
221	学力の向上	県民指標	学校に満足している子どもたちの割合	82.0%	80.4%	0.98	B	82,653
		活動指標	授業内容を理解している子どもたちの割合	83.0%	83.1%	1.00		
			新規高等学校卒業生が、就職した県内企業に、1年後定着している割合	88.0% (24年度)	84.0% (24年度)	0.95		
			研修内容を「自らの実践に活用できる」とする教職員の割合	99.0%	98.2%	0.99		
			1,000人あたりの暴力行為発生件数	3.2件	4.7件 (速報値)	0.68		
特色化教育実施事例数	90件	91件	1.00					
222	地域に開かれた学校づくり	県民指標	学校関係者評価やコミュニティ・スクールなどに取り組んでいる学校の割合	97.0%	100%	1.00	A	48
		活動指標	学校関係者評価により学校運営や教育活動への保護者や住民等の参画を進めている県立学校の割合	88.0%	100%	1.00		
			教材「三重の文化」を活用した中学校の割合	85.0%	88.8%	1.00		
223	特別支援教育の充実	県民指標	県立特別支援学校高等部卒業生の進学及び就労率	30.0%	34.8%	1.00	B	6,478
		活動指標	個別の教育支援計画を作成している県立高等学校の割合	60.0%	56.9%	0.95		
			県立特別支援学校で職業に係るコース制を導入している学校数	5校	5校	1.00		
			暫定校舎の教室数	8教室	8教室	1.00		
224	学校における防災教育・防災対策の推進	県民指標	地域と連携した避難訓練等を実施している学校の割合	76.0%	73.2%	0.96	B	874
		活動指標	防災ノート等を活用した防災教育を実施している学校の割合	100%	100%	1.00		
			学校防災のリーダーが中核となり防災に取り組んでいる学校の割合	100%	100%	1.00		
			県立学校の非構造部材の耐震対策実施率	20.0%	13.5%	0.68		
231	子どもの育ちを支える家庭・地域づくり	県民指標	「三重県子ども条例」の認知度	60.0%	41.8%	0.70	B	92
		活動指標	キッズ・モニター活用事業数	9事業	9事業	1.00		
			「みえ次世代育成応援ネットワーク」会員数(累計)	1,270会員	1,228会員	0.71		
			子どもの利用の多い店舗のうち青少年健全育成協力店の割合	95.0%	95.0%	1.00		
232	子育て支援策の推進	県民指標	低年齢児(0～2歳)保育所利用児童数	12,550人	12,884人	1.00	B	9,833
		活動指標	病児・病後児保育所の実施地域数(広域利用含む)	17地域	15地域	0.88		
			三重県不妊専門相談センターへの相談件数	220件	285件	1.00		
			ひとり親家庭情報交換会参加者数(累計)	300人	413人	1.00		
233	児童虐待の防止と社会的養護の推進	県民指標	児童虐待通告に対する48時間以内の安全確認の実施率	100%	100%	1.00	A	2,271
		活動指標	市町の児童相談対応力向上のために共に取り組んだ件数	29件	29件	1.00		
			思春期ピアサポーター養成者数(累計)	60人	70人	1.00		
			要保護児童に対する家庭的ケアの実施率	41.0%	49.6%	1.00		
241	学校スポーツと地域スポーツの推進	県民指標	成人の週1回以上の運動・スポーツ実施率	56.5%	55.5%	0.98	B	360
		活動指標	新体カテストの総合評価が「A」・「B」・「C」の子どもの割合	76.0%	70.1%	0.92		
			総合型地域スポーツクラブの会員数	25,000人	26,136人	1.00		
242	競技スポーツの推進	県民指標	国民体育大会の男女総合成績	20位台	41位	0.00	C	580
		活動指標	全国大会の入賞数	111件	102件	0.92		
			県営スポーツ施設年間利用者数	820,953人	884,223人	1.00		
251	南部地域の活性化	県民指標	南部地域の市町における生産年齢人口の減少率	15.6%	17.9%	0.87	B	71
		活動指標	南部地域において市町の連携した取組数(累計)	4取組	11取組	1.00		
			集落を維持するモデル的な取組を行っている地域数(累計)	6地域	6地域	1.00		
252	東紀州地域の活性化	県民指標	東紀州地域に係る1人あたりの観光消費額	26,629円	26,333円	0.99	B	306
		活動指標	公社がまちづくり等に対し参画した件数(累計)	10件	10件	1.00		
			熊野古道の来訪者数	320千人	308千人	0.96		
			地域内で開発された新商品数(累計)	54件	54件	1.00		
253	「美し国おこし・三重」の新たな推進	県民指標	地域の活動などに参加している住民の割合	36.0%	46.4%	1.00	B	156
		活動指標	パートナーグループ登録数(累計)	900グループ	681グループ	0.43		
			パートナーグループネットワーク構築数(累計)	2,700	2,549	0.88		

施策		数値目標						
		目標項目	25年度 目標値	25年度 実績値	目標達成 状況	進捗度	県民一人 あたりのコスト (円)	
254	農山漁村の振興	県民指標	農山漁村地域の交流人口	5,230千人 (24年度)	4,800千人 (24年度)	0.92	B	2,338
		活動指標	生活環境を整備する農山漁村集落数(累計)	8集落	8集落	1.00		
			野生鳥獣による農林水産被害金額	698百万円 (24年度)	701百万円 (24年度)	0.99		
			「いなかビジネス」の取組数	140件	140件	1.00		
			農村の資源保全活動対象集落数	500集落	510集落	1.00		
			漁場・干潟等の保全活動対象面積	278ha	288ha	1.00		
255	市町村との連携による 地域活性化	県民指標	県と市町村の連携により地域づくりに成果があった取組数(累計)	58取組	58取組	1.00	B	651
		活動指標	県と市町村が連携して地域課題の解決に取り組んだ件数(累計)	27件	24件	0.70		
			三重県過疎地域自立促進計画の進捗率	52.0% (24年度)	61.8% (24年度)	1.00		
			特定地域の利用率	41.2%	54.9%	1.00		
宮川流域リニューアル事業の取組に関わる団体数	69団体	73団体	1.00					
261	文化の振興	県民指標	参加した文化活動に対する満足度	64.0%	62.0%	0.97	B	1,646
		活動指標	文化交流ゾーンを構成する施設の利用者数	1,230,000人	1,209,963人	0.98		
			文化芸術情報アクセス件数	75,000件/月	79,538件/月	1.00		
文化財情報アクセス件数	16,800件/月	16,889件/月	1.00					
262	生涯学習の振興	県民指標	参加した学習活動に対する満足度	74.0%	73.3%	0.99	B	1,579
		活動指標	県立生涯学習施設の利用者数	667,000人	651,212人	0.98		
			「協創」による博物館づくりへの参画者数	350人	310人	0.89		
社会教育関係者ネットワーク会議への参加者数	140人	141人	1.00					
311	農林水産業のイノベーションの促進	県民指標	県産品に対する消費者満足度	33.0%	30.9%	0.94	B	1,395
		活動指標	農林水産資源を高付加価値化するプロジェクトの創出数(累計)	(達成済)	37件	1.00		
			農畜産技術の開発成果が活用された商品等の数(累計)	50件	50件	1.00		
			林業の研究成果が活用された商品および技術の数(累計)	10件	11件	1.00		
			水産技術の開発成果が活用された商品等の数(累計)	15件	17件	1.00		
			企業との連携による食育等のPR回数	8回	11回	1.00		
312	農業の振興	県民指標	食料自給率(カロリーベース)	45% (24年度)	42% (推計) (24年度)	0.93	B	8,998
		活動指標	水田利用率	94.5%	94.5% (速報値)	1.00		
			新たな視点の産地展開に挑戦する園芸等産地増加数(累計)	10産地	10産地	1.00		
			近隣府県の畜産産出額に占める割合	13.9% (24年度)	14.6% (24年度)	1.00		
			農業経営体数(認定農業者、集落営農組織等)	2,475経営体	2,335経営体	0.94		
			基盤整備済み農地における担い手への集積率	41.8%	45.9%	1.00		
313	林業の振興と森林づくり	県民指標	県産材(スギ・ヒノキ)素材生産量	336千m ³	324千m ³	0.96	B	5,788
		活動指標	「三重の木」認証材等出荷量	37,000m ³	39,232m ³	1.00		
			施業集約化団地面積(累計)	30,000ha	40,158ha	1.00		
			新規林業就業者数	40人	41人	1.00		
			間伐実施面積(累計)	18,000ha	12,053ha	0.51		
			森林づくり参加者数	28,000人	30,048人	1.00		
			森林文化・森林環境教育の活動回数	1,800回	1,803回	1.00		
314	水産業の振興	県民指標	主要魚種生産額の全国シェア	7.61% (24年)	7.82% (24年)	1.00	B	2,204
		活動指標	県内の沿海地区漁協数	20漁協	20漁協	1.00		
			資源管理に参加する漁業者数	1,000人	980人	0.98		
沿岸の浅海域再生面積(累計)	68ha	68ha	1.00					
321	三重の強みを生かした 事業環境の整備と 企業誘致の推進	県民指標	県内への設備投資額(累計)	660億円	570億円	0.82	B	1,301
		活動指標	企業誘致件数(累計)	80件	91件	1.00		
			クリーンエネルギーバレー構想で取り組むプロジェクト数(累計)	8件	10件	1.00		
			医療・健康・福祉分野の製品開発取組数(累計)	24件	29件	1.00		
新たに構築した産学官等のネットワーク数(累計)	6件	6件	1.00					
322	ものづくり三重の推進	県民指標	製造業に係る中小企業の付加価値額の伸び率	112 (24年)	112 (24年)	1.00	A	234
		活動指標	海外事業展開に取り組む企業数(累計)	20社	20社	1.00		
			経営戦略に基づく事業化への取組企業数(累計)	50社	61社	1.00		
			販路開拓支援により新たな取引につながった数(累計)	100件	173件	1.00		
企業の成長を支える産業技術人材の育成数(累計)	200人	316人	1.00					

施策		数値目標						
		目標項目	25年度 目標値	25年度 実績値	目標達成 状況	進展度	県民一人 あたりのコスト (円)	
323	地域の価値と魅力を 生かした産業の振興	県民指標	地域資源活用関連産業の製造品出荷額等の伸び率	106 (24年)	102	0.96	B	2,279
		活動指標	地域資源を活用した新商品を開発し、売上につながった企業数(累計)	20社	26社	1.00		
			新しい商品・サービス等の創出件数(累計)	20件	22件	1.00		
			商業活性化の取組により集客増や収益向上に結びついた事業者等の数(累計)	6者	6者	1.00		
商工業団体等の支援により新たな事業展開に至った件数(累計)	320件	324件	1.00					
324	中小企業の技術力 向上支援と科学技術 の振興	県民指標	中小企業等との共同研究件数(累計)	60件	71件	1.00	B	312
		活動指標	企業の課題解決数(累計)	40件	46件	1.00		
			県研究機関における新分野関連技術開発件数(累計)	20件	24件	1.00		
県民等の科学技術に対する理解度	80.0%	77.0%	0.96					
325	新しいエネルギー社会の構築	県民指標	新エネルギーの導入量(世帯数換算)	255千世帯 (24年度)	243千世帯 (24年度)	0.95	B	2,557
		活動指標	エネルギー政策を総合的に推進するための取組件数	6件	6件	1.00		
			大規模な新エネルギー施設数(累計)	6件	7件	1.00		
			企業の省エネ取組の件数(累計)	10件	11件	1.00		
			次世代エネルギー等に関連する調査研究のテーマ数(累計)	2件	2件	1.00		
水力発電の年間供給電力目標の達成率	100.0%	75.3%	0.75					
331	雇用への支援と職業 能力開発	県民指標	雇用対策事業による就職者数	1,465人	1,322人	0.90	B	3,300
		活動指標	県が就職に向けて支援した延べ若年者数	16,000人	13,800人	0.86		
			民間企業における障がい者の実雇用率	1.58%	1.60%	1.00		
			地域のさまざまな主体と連携して実施する就職面接会の参加企業数	760社	986社	1.00		
県が実施または支援する職業訓練への参加者数	3,180人	2,720人	0.86					
332	働き続けることができる 環境づくり	県民指標	ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組んでいる事業所の割合	32.0%	31.8%	0.99	B	383
		活動指標	ワーク・ライフ・バランスのセミナー等が役立つと回答した参加者の割合	98.0%	96.8%	0.99		
			「男女がいきいきと働いている企業」の認証件数(累計)	159件	230件	1.00		
			「働くルール」出前講座が役立つと回答した受講者の割合	93.2%	95.0%	1.00		
341	三重県営業本部の 展開	県民指標	三重が魅力ある地域であると感じる人の割合	50.0%	53.0%	1.00	A	307
		活動指標	営業本部活動回数(累計)	300回	477回	1.00		
三重の応援団など三重県を応援する三重県ファン数(累計)	500人	802人	1.00					
342	観光産業の振興	県民指標	観光消費額の伸び率	127	119	0.94	B	533
		活動指標	観光レクリエーション入込客数	4,000万人	4,080万人	1.00		
			県内の外国人延べ宿泊者数	120,000人	121,680人 (暫定値)	1.00		
			リピート意向率	88.0%	84.5%	0.96		
343	国際戦略の推進	県民指標	海外自治体等との連携により新たに創出された事業数(累計)	20件	31件	1.00	A	121
		活動指標	みえ国際協力大使数(累計)	160人	163人	1.00		
			新たに連携構築を行った国際的なネットワークの数(累計)	2件	3件	1.00		
			観光における海外自治体等との連携事業数(累計)	5件	10件	1.00		
351	道路網・港湾整備の 推進	県民指標	県民生活の利便性の向上や地域の経済活動等を支援する道路の新規供用延長	60.6km	72.5km	1.00	B	27,572
		活動指標	県内の幹線道路の新規供用延長	40.6km	42.4km	1.00		
			舗装の維持管理指数	5.0以上	5.3	1.00		
			四日市港における外貿コンテナ貨物の取扱量	22万TEU	19.4万TEU	0.88		
県管理港湾の入港船舶総トン数	1,503万トン (24年度)	1,475万トン (24年度)	0.98					
352	公共交通網の整備	県民指標	県内の公共交通機関の利便性に関する満足度	42.0%	43.0%	1.00	A	357
		活動指標	地域間幹線系統数	43系統	46系統	1.00		
中部国際空港および関西国際空港の就航便数	1,784便	2,029便	1.00					
353	快適な住まいまちづくり	県民指標	コンパクトなまちづくりが進められている都市計画区域の数	6区域	8区域	1.00	B	2,807
		活動指標	鉄道と道路との立体交差化を行う事業の進捗率	85.1%	85.0%	0.99		
			商業施設等でバリアフリー化された施設数(累計)	2,485施設	2,444施設	0.77		
			新築住宅における認定長期優良住宅の割合	26.8%	24.5%	0.91		
特殊建築物等の維持保全適合率	56.5%	56.8%	1.00					
市町、県が制定した景観に関する条例等の件数(累計)	32件	32件	1.00					
354	水資源の確保と土地 の計画的な利用	県民指標	地籍調査の実施面積(累計)	486km ²	473km ²	0.57	C	10,713
		活動指標	飲料水の供給に対する満足度	90.0%	91.3%	1.00		
			浄水場等における主要施設の耐震化率	95.3%	95.3%	1.00		
			地籍調査の実施市町数	25市町	24市町	0.96		

(5) 施策評価表の見方



平成 26 年版成果レポートでは、平成 25 年度の県の取組について、「みえ県民カビジョン・行動計画」（以下、「行動計画」という。）の政策体系で整理し、取組の結果、得られた成果と課題を検証し、今年度の改善・注力の方向をお示ししています。

【担当当部局：〇〇〇〇〇】

県民の皆さんとめざす姿

県民の皆さんとめざす、平成 23 年度からおおむね 10 年後の長期的な目標を記載しています。

平成 27 年度末での到達目標

行動計画に掲げる施策の行動計画期間内（27 年度末）の目標を記載しています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由			
進展度 *	施策の進展度を A～D の 4 段階で評価しています。	判断理由	左欄の判断理由を記載しています。

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標						
目標項目	23 年度	24 年度	25 年度		26 年度	27 年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
行動計画における県民指標を記載しています。		24 年度の 目標値※ 1	25 年度の 目標値※ 1	25 年度の 目標の達成 状況※ 2	26 年度の 目標値※ 1	27 年度の 目標値※ 1
	23 年度の現 状値※ 1	24 年度の 実績値※ 1	25 年度の 実績値※ 1			
目標項目の説明と平成 26 年度目標値の考え方						
目標項目 の説明	この数値目標の意味、内容、用語の説明などを記載しています。					
26 年度目標 値の考え方	この目標項目に設定した、平成 26 年度における目標値設定の考え方、理由などを記載しています。					

※ 1 当該年度の取組結果を評価する時点で、当該年度の現状値・実績値が把握困難な指標は、把握可能な最新年(度)の数値を用い、「(〇〇年(度))」と併記しています。これに関連する目標値も同様に、評価に用いる対象年(度)を「(〇〇年(度))」と併記しています。なお、行動計画策定以降、最新の実績が明らかになったものは当該数値を掲載しています。

※ 2 25 年度における目標達成の状況を 1.00（達成）～0.00 までの数値で表記しています。

活動指標							
基本事業	目標項目	23 年度	24 年度	25 年度		26 年度	27 年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
基本事業名を記載しています。	基本事業の目標項目名(活動指標)を記載しています。		24 年度の 目標値	25 年度の 目標値	25 年度の 目標の達成 状況	26 年度の 目標値	27 年度の 目標値
		23 年度の 現状値	24 年度の 現状値	25 年度の 現状値			

基本事業	目標項目	23年度	24年度	25年度		26年度	27年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値

平成26年版成果レポートでは、事業費（「予算額等」欄）は、平成23年度、平成24年度、平成25年度は決算額、平成26年度は予算額を記載しています。また、概算人件費は施策ごとの配置人員を基礎として算出しています。

（単位：百万円）

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
予算額等	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	
概算人件費		〇〇〇	〇〇〇		
（配置人員）		（〇〇人）	（〇〇人）		

平成25年度 of 取組概要

「*」のついている語句は、巻末（参考）の用語説明のページに説明を掲載しています。

平成25年度の取組内容（県の取組（活動）結果）を具体的に明らかにしています。

平成25年度 of 成果と残された課題（評価結果）

平成25年度の取組結果について、平成27年度末までの到達目標を踏まえ、県民にとっての成果を検証する観点から、取組の成果と残った課題や、環境変化に伴い発生している新たな課題を明らかにしています。

平成26年度の改善のポイントと取組方向【〇〇部 副部長 〇〇 〇〇 電話：059-224-0000】

検証結果を踏まえ、平成26年度における改善のポイントと取組方向を明らかにしています。

「平成25年度の取組概要」「平成25年度の成果と残された課題（評価結果）」「平成26年度の改善のポイントと取組方向」の箇条書き先頭記号は〇番号としています。この番号は、上記の項目にある同じ〇番号の文書の内容を結びつけるものではありません。

* 「〇」のついた項目は、平成26年度に特に注力するポイントを示しています。

施策 1 1 1

防災・減災対策の推進

【主担当部局：防災対策部】

県民の皆さんとめざす姿

県民の皆さんや県、市町および防災関係機関などのさまざまな主体が、自然災害の厳しさを共有し、防災・減災に向けてそれぞれの役割を果たすとともに、「協創」の取組が進み、災害に強い社会が形成されています。

平成 27 年度末での到達目標

東日本大震災で明らかとなった課題や問題点をふまえた防災計画が策定されるとともに、「自助」「共助」「公助」による防災・減災対策が行われ、災害を最小限に抑える体制づくりが進んでいます。また、防災教育が充実し、人材が育成され、県民の皆さんの自主的な防災活動が進み、地域の災害対応力が強化されています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	B (ある程度進んだ)	判断理由	県民指標は十分目標を達成したものの、活動指標で未達成の項目があることから「ある程度進んだ」と判断しました。
----------	----------------	------	---

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標						
目標項目	23 年度	24 年度	25 年度		26 年度	27 年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
率先して防災活動に参加する県民の割合	39.5%	43.0%	45.0%	1.00	50.0%	50.0%
		43.0%	57.5%			
目標項目の説明と平成 26 年度目標値の考え方						
目標項目の説明	過去 1 年間に地域・職場での防災活動に参加したことがある県民の割合					
26 年度目標値の考え方	平成 25 年度は、熊野市・御浜町・紀宝町において、数多くの住民が参画する総合防災訓練を実施するとともに、「My まっぷらん」*を活用した地域の津波避難計画づくり、避難所運営マニュアルの策定促進などに、新たな組織として立ち上げた地域防災総合事務所、地域活性化局と連携して取り組んだ結果、実績値が目標値を大きく上回りました。 平成 26 年度においても、引き続き県民の 5 割以上が防災活動に参加することをめざし、目標を平成 27 年度と同じ 50%としました。					

活動指標							
基本事業	目標項目	23 年度	24 年度	25 年度		26 年度	27 年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
11101 新たな防災・減災対策の計画的な推進（防災対策部）	新地震・津波対策行動計画の進捗率		—	20%	1.00	60%	100%
		—	—	25.9%			

基本事業	目標項目	23年度	24年度	25年度		26年度	27年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
11102 災害対応力の充実・強化（防災対策部）	県・市町・防災関係機関等が連携して実施する防災訓練の回数		6回	6回	1.00	7回	8回
		5回	7回	7回			
11103 「協創」による地域防災力の向上（防災対策部）	自主防災組織の実践的な訓練実施率		29.0%	36.0%	0.89	43.0%	50.0%
		23.1%	27.0%	31.9% (速報値)			
11104 迅速な対応に向けた防災情報の共有化（防災対策部）	県防災情報メール配信サービスの登録者数		40,000人	42,000人	0.96	46,000人	50,000人
		36,000人	38,500人	40,200人			
11105 災害医療体制の整備（健康福祉部医療対策局）	災害拠点病院等の耐震化率		71.4%	68.6%	1.00	71.4%	82.9%
		62.9%	68.6%	68.6%			
11106 安全な建築物の確保（県土整備部）	耐震基準を満たした住宅の割合		84.5%	86.4%	0.99	88.2%	90.0%
		82.2%	83.7%	85.2%			
11107 緊急輸送ルート [*] の整備（県土整備部）	緊急輸送道路 [*] に指定されている県管理道路の改良率		91.2%	91.2%	1.00	92.3%	94.5%
		91.2%	91.2%	92.3%			
11108 消防力向上への支援（防災対策部）	消防設備等の充足率		83.3%	83.5%	0.99	83.7%	84.0%
		82.8%	82.9%	83.3%			
11109 高圧ガス等の保安の確保（防災対策部）	高圧ガス等施設における事故発生防止率		100.0%	100.0%	0.99	100.0%	100.0%
		99.6%	99.6%	99.7%			

（単位：百万円）

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
予算額等	7,062	4,376	5,913	5,384	
概算人件費		848	956		
（配置人員）		（94人）	（104人）		

平成25年度の取組概要

【新たな防災・減災対策の計画的な推進】

- ①三重県防災会議の開催や専門部会の運営を行うとともに、地震・津波対策については、「三重県地震被害想定調査」を進め、「三重県地域防災計画（地震・津波対策編）」の見直し、「三重県新地震・津波対策行動計画」の策定を実施（三重県防災会議及び石油コンビナート等防災本部員会議を2回開催。防災会議専門部会として、防災・減災対策検討会議を2回開催、被害想定調査委員会を2回開催。7月22日～8月9日に防災対策部長等による市町長訪問を実施）。風水害対策については、「三重県地域防災計画（風水害等対策編）」等の見直しに向けた基礎調査を実施
- ②南海トラフ地震対策特別措置法の早期成立と地方の実情をふまえた防災・減災対策への支援の充実を働きかけるため、「南海トラフ地震による超広域災害への備えを強力に進める9県知事会議（以下、「9県知事会議」）」において提言活動（4回）を実施
- ③平成24年度に実施した、「Myまっぷラン」を中核とする「津波避難に関する三重県モデル事業」と、「三重県避難所運営マニュアル策定指針改定」を受け、地域における「Myまっぷラン」を活

用した津波避難計画作成と、避難所単位の運営マニュアル作成を推進（地域防災総合事務所・地域活性化局と連携し、市町の防災担当職員への説明会を地域単位で8回開催。）

- ④防災人材の活用を図るため、みえ防災コーディネーターや三重のさきもりへの研修を実施し、協力体制を構築するとともに、取組が始まった地域への実地支援を展開
- ⑤平成25年4月に、防災対策部と地域防災総合事務所長・地域活性化局長による「地域防災・危機管理会議」を新たに設置し、地域の取組について毎月進捗状況を共有
- ⑥市町が主体的に取り組む防災・減災対策への支援については、地域減災対策推進事業（地域減災力強化推進補助金）に、新たに災害時要援護者避難対策を設け、市町における災害時要援護者の個別避難計画の作成促進を図るとともに、災害時要援護者の避難対策用資機材として、けん引式車いす補助装置、ライフジャケットの整備を対象として追加。また、風水害対策として、洪水・土砂災害ハザードマップの作成や防災倉庫の整備を対象とするなど、市町の対策を促進（3月末実績：28市町、136事業、補助金交付額250,157千円）
- ⑦広域的な応援・受援体制を整備するため、7月4日の「県と市町における災害時広域支援体制構築連携会議」において、災害時における物資支援体制と広域支援体制について、具体的な方針を決定。これを7月の町村会、8月の市長会で説明した後、代表者会議（3回開催）において検討を進め、県内市町の意見を集約したうえで、第2回連携会議において各体制構築に向けた方針案を整理
- ⑧「三重県東日本大震災支援本部」（平成23年3月14日設置）（3月末実績：4回開催）により全庁で情報を共有するとともに、被災地への支援や県内避難者への被災県情報誌等の情報提供（3月末実績：配布33件）を実施

【災害対応力の充実・強化】

- ①防災訓練については、5月26日に伊賀広域防災拠点活動訓練、7月18日及び2月7日に図上訓練、7月28日に4県共同津波避難訓練、8月31日に広域医療搬送訓練、9月1日に三重県・熊野市・御浜町・紀宝町総合防災訓練及び11月29日に緊急地震速報訓練を実施
- ②北勢広域防災拠点の整備方針を決定するために、関係機関との調整を実施
- ③防災ヘリコプター「みえ」は、9月に来襲した台風18号の被害調査などの災害応急対策活動をはじめ、救急・救助活動、火災防衛活動など計74件の緊急運航を実施
- ④国の国民保護に関する基本指針の改正等をふまえた三重県国民保護計画の変更、国民保護対策本部活動要領等の見直しを実施
- ⑤大規模災害発生時に孤立が懸念される熊野灘沿岸地域において道路啓開を迅速に展開できる態勢の整備を推進。道路啓開基地の整備及び道路構造の強化を推進するとともに、国・市町・建設企業との連携による訓練を実施

【「協創」による地域防災力の向上】

- ①三重大学と連携し、地域防災力向上のための人材育成を行うとともに、企業防災力の向上に資する事業を展開
- ②地域防災力向上のための人材育成については、地域における防災・減災活動に女性の参画を促進するため、特に女性を中心とした防災人材の育成を実施
- ③企業の防災力を高めるため、地域企業研修を実施するとともに、「みえ企業等防災ネットワーク」において地域と企業の連携を検討する分科会を設置し取組を展開
- ④地域防災力の向上に役立てていくことを目的に県内の全自主防災組織を対象に「自主防災組織活動実態調査」を実施（調査対象：3,616組織、回収率：70%（2,524組織/3,616組織））

【迅速な対応に向けた防災情報の共有化】

- ①市町、消防本部等とともに防災行政無線運営協議会等に参画し、県防災通信ネットワーク（地上系及び衛星系防災行政無線並びに有線系設備）の維持管理を実施
- ②気象庁の特別警報の追加に対応するため気象情報自動配信装置の改修を実施
- ③県全域の災害現場情報の収集や、地上系防災行政無線の故障時のバックアップに活用するため、衛星系防災行政無線の更新を継続して実施
- ④防災情報提供プラットフォームが常に正常に運用できるよう維持管理を実施
- ⑤気象庁の特別警報の追加に対応するため「防災みえ.jp ホームページ」の改修を実施
- ⑥「防災みえ.jp メール配信サービス」については、登録促進のため、各種会議・イベント等で内容の周知を図るとともに、新たにPM2.5に関する情報を提供するなどの改良を実施

【災害医療体制の整備】

- ①災害拠点病院等2病院において耐震化工事を促進
- ②県全域の災害時医療活動を統括し調整する本部災害医療コーディネーター、地域における災害時医療活動を調整する地域災害医療コーディネーターを設置し、研修会を開催（本部災害医療コーディネーター5名、地域災害医療コーディネーター33名、災害医療コーディネーター研修会3回）
- ③DMAT*（災害派遣医療チーム）隊員を対象とした訓練や研修への参加（広域医療搬送訓練1回、技能維持研修13名、ロジスティック研修8名、統括DMAT研修4名）
- ④訓練を通じて三重県災害医療対応マニュアルの実効性を確認（災害対策本部図上訓練2回、エマールゴ訓練1回、広域医療搬送訓練1回）
- ⑤地域の実情に即した災害医療体制の整備について検討・協議、情報交換等を行う地域災害医療対策会議を県内9地域で開催
- ⑥災害拠点病院を新たに1病院、災害拠点病院を補完する病院として新たに災害医療支援病院を8病院指定
- ⑦三重県地域医療再生計画を策定し、災害拠点病院の設備整備等を支援

【安全な建築物の確保】

- ①木造住宅の耐震診断や補強工事等に対する補助を実施。耐震化を促進するため、市町と連携して未耐震の住宅所有者への住宅訪問、診断を終えた方を対象とした耐震補強相談会を実施
- ②耐震改修促進法の改正に伴い、不特定多数が利用する大規模建築物等（ホテル、旅館等）の耐震化を促進するため、耐震診断及び耐震改修の補助制度を創設

【緊急輸送ルートの整備】

- ①災害時に人員や物資などの交通（輸送）が確保されるよう、緊急輸送道路に指定されている県管理道路の整備を推進

【消防力向上への支援】

- ①「三重県消防広域化推進懇話会」を設置し、意見を聴取しながら「三重県消防広域化推進計画（改訂版）」を策定
- ②消防救急デジタル無線（共通波）整備事業の工程管理、整備後の維持管理の検討を実施
- ③消防設備の増強、消防団員の確保に取り組むとともに、消防職団員等の教育訓練を実施

【高圧ガス等の保安の確保】

- ①コンビナートの防災対策について、「三重県石油コンビナート等防災計画」の見直しに向けて、石油コンビナート防災アセスメント調査を実施
- ②高圧ガスや火薬類等を取り扱う事業者等に対し、保安検査及び立入検査等を実施

【新たな防災・減災対策の計画的な推進】

- ①「三重県地震被害想定調査」については、平成 26 年 3 月 18 日にその調査結果を公表しました。今後は、この成果を活用して本県の地震・津波対策の検証と見直しを進めるとともに、市町や防災関係機関において、この調査結果が有効に生かされるよう、調査結果のさらなる周知を図っていく必要があります。
- ②「三重県地域防災計画（地震・津波対策編）」については、関係機関や各部局との調整を終え、平成 26 年 3 月 24 日の三重県防災会議において承認を得て修正内容を公表しました。法改正や県計画の修正等を受け、平成 26 年度以降は、各市町の地域防災計画の大幅な修正が進められることから、的確に修正が行われるよう、地域防災総合事務所・地域活性化局と連携し、支援を行っていく必要があります。
- ③「三重県新地震・津波対策行動計画」については、平成 26 年 3 月 18 日に計画を公表しました。この計画が県庁内だけでなく、市町、防災関係機関、自主防災組織、県民へと広く周知され、「防災の日常化」の定着が進むよう、啓発に注力するとともに、計画が着実に実践されるよう、的確な進捗管理を行う必要があります。また、この計画の中で新たな課題として提起した、観光地における防災対策、海拔ゼロメートル地帯における防災対策、復興対策などについて、関係部局や市町と連携し、具体的な対策を講じる必要があります。
- ④ 9 県知事会議等での提言活動を重ねた結果、平成 25 年 11 月に南海トラフ地震対策特別措置法が成立し、平成 26 年 3 月には、川越町以南の沿岸 16 市町が同法に基づく「津波避難対策特別強化地域」に指定されました。一方で、海拔ゼロメートル地帯を抱え、県の地震被害想定調査でも甚大な浸水被害が予測されている桑名市と木曽岬町が指定から外れたことから、これら市町が取り組む防災・減災対策への支援を強化する必要があります。
- ⑤ 今後の風水害対策の検討材料とするための基礎調査を終え、本県における風水害対策の課題と今後の方向性をとりまとめました。この調査結果をふまえ、局地的大雨や竜巻・豪雪を始め、原子力災害などへの対策も含め、「三重県地域防災計画（風水害等対策編）」の修正や「三重県新風水害対策行動計画（仮称）」の策定を行っていく必要があります。
- ⑥「津波避難に関する三重県モデル」の水平展開について、地域防災総合事務所・地域活性化局と連携し、実践的なワークショップなど地域における取組の実地支援や財政支援を行った結果、熊野市有馬町の 3 地区で平成 24 年度に引き続き取り組まれたほか、新たに津市や明和町、南伊勢町などでも取組が始まるなど、合わせて 6 市町 17 地区で取組が行われました。また、市町独自の手法による津波避難計画作成の取組も、4 市町 27 地区で行われました。
- ⑦「避難所運営マニュアル」についても実地支援や財政支援を行った結果、津市内の 2 地区において作成に取り組まれたほか、志摩市や伊賀市でも取り組まれるなど、合わせて 7 市町 15 地区で取組が行われました。
- ⑧この 2 つの取組が、市町や地域において広く展開されるために重要なことは、取組の主体は地域と住民であるということであり、避難対策を推進するため、あらゆる機会を通じて「自ら考え、自ら作成し、自ら行動する」ことの必要性など、取組の意義をより一層、市町や地域に対し説明していく必要があります。
- ⑨地域減災力強化推進補助金については、津波避難施設や津波避難路整備、災害時要援護者避難対策事業など、28 市町の 136 事業に対して 250,157 千円（3 月末実績）を補助し、県内各市町の防災・減災対策の推進に活用されましたが、今後、市町の防災・減災対策の進捗状況について、検証を行っていく必要があります。
- ⑩災害対策本部の機能強化に取り組むとともに、原子力防災について、関係府県の対応を参考に対策の検討に着手しました。引き続き学識経験者からの助言を得ながら検討を進めていく必要があります。
- ⑪東日本大震災への支援では、「東日本大震災支援本部」のもと、全庁的に取り組み、被災地への職

員派遣を行うとともに、本部員会議における派遣職員等からの報告等により、被災地の状況把握に努めました。また、岩手県久慈市営の被災水族館へ県内水族館と連携して資機材や魚類を支援するとともに、県内高校生やグリーン・ツーリズム*実践者等の交流事業を同市と実施しました。県内避難者（3月末現在：489名）には被災地の情報紙を配布するとともに、各種相談窓口等の情報をホームページで提供しました。引き続き、できる限りの支援や交流を進めていく必要があります。

【災害対応力の充実・強化】

- ① 9月1日、熊野市、御浜町、紀宝町内の各地において、住民参加、医療対策、海上からの救助をテーマに総合防災訓練を実施し、約7,000人の参加を得ました。この訓練の成果や課題を市町、防災関係機関との連携強化や日頃の防災・減災対策の取組に生かしていく必要があります。また、2月7日実施した図上訓練では、総括部隊各班が作成した活動マニュアルの検証を行いました。今後は、PDCAサイクルによりマニュアルの見直しを行い、災害対策本部活動に生かしていく必要があります。
- ② 北勢広域防災拠点の候補地を四日市市と調整を行い決定しました。今後は、早期整備に向けて準備を進める必要があります。また、災害時の孤立対策活動を確保するため、航空燃料の県南部地域への備蓄を検討する必要があります。
- ③ 防災ヘリコプター「みえ」の安全な運航に努めるとともに、導入以来21年が経過し、更新部品の確保が難しく、老朽化してきたヘリコプター機体本体の更新を検討する必要があります。
- ④ 国の基本指針の改正等をふまえ、三重県国民保護計画の変更、国民保護対策本部活動要領等の改訂を行いました。
- ⑤ 大規模災害発生時に孤立が懸念されている熊野灘沿岸地域において、必要な資材を備蓄する道路啓開基地の整備及びリダンダンシーの確保が困難な箇所の道路構造の強化に取り組みました。引き続き、道路啓開基地の整備及び道路構造の強化を進めていくほか、道路啓開マップを活用した国・市町・建設企業との連携による訓練を実施し、迅速な道路啓開作業に向けた態勢整備を進めていく必要があります。

【「協創」による地域防災力の向上】

- ① 防災人材の育成について内容を充実しました。具体的には、みえ防災コーディネーターの養成について、女性視点での活動が活発となるよう女性に限定して養成を行い、新たに53名を認定しました。女性を中心とした専門職防災研修については、59名の修了者による職種間での交流の動きが始まりました。このほか、女性を中心とした自主防災組織リーダー研修を3地区で延べ6回開催するとともに、みえ防災コーディネータースキルアップ研修を3地区で3回開催しました。
- ② 地域における防災活動を効果的に進めていくためには、防災に関する専門的な知識を持った人材や、災害時に地域で率先して行動することができる人材を養成する必要があります。また、これまで育成してきた防災人材を核として、地域の人々の防災意識を高め、防災行動へと結びつけていくことが必要です。このため、県と三重大学が共同で防災人材の育成と活用、新たな人材資源の発掘、防災人材の連携と交流など、防災に関するさまざまなリソースを活用して新たな取組を展開していくための枠組みとして、平成26年4月1日に「みえ防災・減災センター」を設立し、4月18日に開所式を行ったところです。
- ③ 防災啓発については、地域や住民が主体となった取組の紹介を中心に啓発番組（レッツ！防災）を40本制作し放送しました。また、11月5日の「津波防災の日」に合わせ、11月4日に志摩市で「女性の視点に立った防災・減災対策」をテーマにシンポジウムを開催するとともに、12月7日の「みえ地震対策の日」に合わせ、12月8日に多気町で「円滑な避難所運営」をテーマにフォ

ーラムを開催しました。

- ④企業防災力の向上については、「みえ企業等防災ネットワーク」において、事業者等の防災リーダー育成講座を県内5地区で5回開催するとともに、BCP（業務継続計画）*の策定促進や、地域と企業の連携について、先進的な取組事例の共有を図るなど、具体的な取組開始に向けた検討を行いました。
- ⑤自主防災組織の活性化については、自主防災組織の中心的役割を果たす自主防リーダーの研修を地域単位で開催するとともに、自主防災活動への女性の参画を促進するため、女性を中心とした自主防リーダー研修を実施しました。また、「自主防災組織活動実態調査」を実施し、自主防災組織の体制や活動実態を把握するとともに、活性化に向けた支援策等について、市町と意見交換を行いました。

【迅速な対応に向けた防災情報の共有化】

- ①県、市町、消防本部等からなる防災行政無線運営協議会等により、県防災通信ネットワーク（地上系・衛星系防災行政無線と有線系設備）を維持管理し、正常な通信機能を確保しました。今後も、県防災通信ネットワークの正常な通信機能を確保していくため維持管理を行っていく必要があります。
- ②追加指定された災害拠点病院に地上系防災行政無線設備を設置するための設計を行いました。今後は、設置工事を順次行っていく必要があります。
- ③衛星系防災行政無線の更新工事が完了しました。今後は、新たに追加された機能の活用を図っていく必要があります。
- ④気象情報・災害情報等の収集・伝達や県民への提供を迅速・的確に実施しました。また、新たに設定された特別警報の伝達に対応しました。今後も、気象情報・災害情報等の収集・伝達や県民への提供を迅速・的確に実施するため維持管理を行っていく必要があります。また、より県民にわかりやすく情報が提供できるようにしていく必要があります。
- ⑤「防災みえ.jp メール配信サービス」の登録促進のため、各種会議・イベント等で内容の周知を図りました。今後は、ユーザーのニーズの把握に努め、類似の配信サービスとの差別化を図り、迅速な防災対応に向けた情報を提供するとともに、その利点の啓発に努めることで登録者数増につなげていく必要があります。

【災害医療体制の整備】

- ①災害拠点病院等2病院で耐震化工事を実施しています。今後、この2病院について、計画どおり工事が進むよう進捗状況を確認していく必要があります。また、未耐震の災害拠点病院等について、耐震化を働きかけていく必要があります。
- ②災害医療コーディネーターを設置し災害時対応力の向上を目的とする研修会を開催しました。また、国が行う技能維持研修等にDMAT（災害派遣医療チーム）隊員が参加するとともに、大規模災害時に重症患者を県域外へ搬送する広域医療搬送訓練を実施しました。今後、災害時において必要とされる医療を迅速かつ的確に提供できる体制を強化するため、他の防災関係者の協力を得ながら災害医療コーディネーターや医療従事者への研修、訓練等を引き続き実施していく必要があります。
- ③三重県災害医療対応マニュアルを改訂し、図上訓練、広域医療搬送訓練を通じて実効性を確認しました。今後も引き続き、各種訓練を通じて実効性を確認し更新していく必要があります。
- ④地域災害医療対策会議を開催し、保健所、市町、災害医療コーディネーター、医師会、歯科医師会、薬剤師会、災害拠点病院等の医療関係者、警察、消防等の関係者が地域の災害医療体制の整備について検討・協議、情報交換を行いました。今後、地域災害医療対策会議を引き続き開催す

ることにより、関係機関の連携強化を図る必要があります。

- ⑤災害拠点病院を新たに1病院指定しました。また、大規模災害等により災害拠点病院が機能不全に陥った場合などに対応できる体制を整えるため、災害拠点病院を補完する病院として新たに災害医療支援病院を8病院指定しました。今後、災害拠点病院と災害医療支援病院が連携した訓練を実施するなどにより、災害時の医療提供体制を強化する必要があります。

【安全な建築物の確保】

- ①木造住宅に対する耐震補強工事への補助の申込戸数は過去2番目の実績となりましたが、さらなる耐震化を進めるためには、耐震診断を終えた方が補強工事を実施するよう、直接促していく取組が必要です。
- ②不特定多数が利用する大規模建築物等（ホテル、旅館等）の耐震化を促進するために、補助制度を確実に周知し、耐震診断及び耐震改修の支援を行う必要があります。

【緊急輸送ルートの整備】

- ①緊急輸送道路に指定されている県管理道路について、重点的かつ効率的に整備を進めました。引き続き、大規模災害から県民の皆さんの命と暮らしを守るため、整備を進めていく必要があります。

【消防力向上への支援】

- ①消防の広域化について、三重県消防広域化推進懇話会での議論や各市町、各消防本部との調整をふまえて、「三重県消防広域化推進計画（改訂版）」を策定しました。
- ②消防救急デジタル無線（共通波）整備事業について、建設工事に係る地元調整を含め、順調に事業を進めることができました。また、整備後の維持管理に係る課題について、専門部会で検討を始めています。
- ③市町・消防本部の消防設備等の充実支援や消防団員の加入促進、消防団活性化の取組を進めました。消防団の装備の基準が改正されたことから、消防団の教育訓練について見直しを検討する必要があります。

【高圧ガス等の保安の確保】

- ①コンビナートの防災対策については、防災アセスメント調査を実施し、平常時や地震時の災害発生危険度等を調査しました。
- ②平成26年1月に三菱マテリアル株式会社四日市工場で爆発事故が発生したのをはじめ、高圧ガス関係等の事故も依然発生していることから、保安検査や立入検査等を強化し、事業者に対して適正な保安管理等の徹底を求めるなど、事故防止に向けた取組をより充実していく必要があります。

平成26年度の改善のポイントと取組方向【防災対策部副部長 濱口 尚紀 電話 059-224-2181】

【新たな防災・減災対策の計画的な推進】

- ①地震・津波対策については、「三重県地震被害想定調査」の結果が、県民、事業者、地域、関係機関が自ら取り組む防災・減災対策に生かしていくための基礎的な情報として正しく理解され、効果的に活用されるよう、ホームページで公開するほか、調査結果を関係機関との会議、関係団体や自主防災組織等への研修、出前トークなどの機会を通じて伝達するとともに、「三重県地域防災計画（地震・津波対策編）」、「三重県新地震・津波対策行動計画」についても広く周知を図り、「公助」を担う行政や防災関係機関だけでなく、「共助」や「自助」の取組を実践する地域や県民の力も結集して、これら計画の着実な実践に取り組んでいきます。また、市町が取り組む地域防災計画の修正について、的確な修正がなされるよう、地域防災総合事務所・地域活性化局と連携して支援します。
- ②被害想定調査の結果、深刻な課題が浮き彫りとなった、県北部の海拔ゼロメートル地帯への防災・

減災対策について、「県北部海拔ゼロメートル地帯対策協議会」を立ち上げ、県と関係市町等が対策を検討するとともに、ここで検討された対策について、地域減災力強化推進補助金に新たな支援メニューを設けるなどの支援を行うほか、国への財政支援等を要望していきます。また、新たな課題である復興対策について、「三重県復興指針（仮称）」の策定に向けた検討に着手します。

- ③風水害対策については、平成 25 年度にとりまとめた基礎調査結果などをふまえ、局地的大雨や竜巻・豪雪を始め、原子力災害などへの対策も含めた、「三重県地域防災計画（風水害等対策編）」の修正及び「三重県新風水害対策行動計画（仮称）」の策定を進めます。また、原子力災害対策については、「三重県原子力災害対策アドバイザー」からの助言も得ながら、取り組んでいきます。
- ④「津波避難に関する三重県モデル」や「三重県避難所運営マニュアル策定指針」の取組が、市町や地域において広く展開されるよう、引き続き、地域防災総合事務所・地域活性化局と連携するとともに、「みえ防災・減災センター」と連携し、みえ防災コーディネーターや三重のさきもり等の防災人材の積極的な活用を行いながら、県内各地域への水平展開を図ります。
- ⑤地域減災力強化推進補助金については、「三重県新地震・津波対策行動計画」の着実な推進を図るため、新たに観光客避難対策推進事業を設けるなどにより、市町の積極的な取組を支援していきます。また、平成 27 年度に行う「三重県新地震・津波対策行動計画」の中間評価をふまえた総合的な見直しに向け、これまでの実績や市町の防災・減災対策事業の進捗状況の検証を行います。
- ⑥東日本大震災への支援について、被災地への職員派遣のほか、人やもの、情報が行き交う交流の取組を促進します。また、県内避難者には、被災地の情報誌を配布するとともに、県内の支援・交流事業の情報を広く収集し、提供していきます。さらに、本部員会議において派遣職員等から被災地の状況を把握するなど、全庁的に連携と情報共有を図っていきます。

【災害対応力の充実・強化】

- ①災害対応力の充実・強化に向け、図上訓練において、引き続き、平成 25 年度に作成した災害対策本部総括部隊の活動マニュアルの検証・見直しを進め、災害対応力の着実な向上を図ります。また、実動訓練においては、住民参加、連携強化に加え、地域の課題や特性をふまえた、より実践的な防災訓練を実施していきます。
- ②北勢広域防災拠点の早期整備に向け、必要な測量・調査・設計を実施するとともに、関係機関との調整を行います。また、災害時の孤立対策活動を確保するため、航空燃料の県南部地域への備蓄について検討します。
- ③防災ヘリコプター「みえ」の安全運航を維持するとともに、ヘリコプター機体更新に向けた検討に着手します。
- ④改訂後の国民保護対策本部活動要領等に基づき、国民保護図上訓練を実施し、実効性を確認します。
- ⑤引き続き、道路啓開を迅速に展開できる態勢整備として、道路啓開基地の整備、道路構造の強化を進めます。

【「協創」による地域防災力の向上】

- ①防災人材の育成・活用については、三重県と三重大学が共同して設立した「みえ防災・減災センター」を中心に、地域防災の担い手として、課題解決能力を持ち、実践することができる人材の育成、学校防災に主体的に取り組み、学校と地域を結ぶことのできる人材の育成、災害対応の最前線に立つ市町職員を対象とした系統的な人材の育成等を行うとともに、育成した人材が、直ちに地域、学校、企業等の現場で活躍できる環境を創出していきます。また、同センターにおいて、引き続き、女性を中心とした防災人材の育成に取り組み、災害現場における男女共同参画の促進を図るとともに、災害時要援護者を支援する体制整備を進めます。
- ②「My まっぷらん」と「防災ノート」の連携については、その仕組みとして、「みえ防災・減災セ

ンター」において協議の場を設けるなど、県教育委員会とともに検討を行っていきます。

- ③「みえ防災・減災センター」では、県内外の活用できる「リソース」を集結し、有効活用することで、「シンクタンク機能」を持ちながら地域の防災・減災対策を実践していきます。具体的には、地域・企業支援の分野では、相談窓口を設置し、地域や企業における防災関係の取組を支援するとともに、「みえ企業等防災ネットワーク」と連携して引き続きBCP（業務継続計画）の策定促進や地域防災における企業の役割等について検討を進めます。また、地震・津波観測システム（DONET）研究会を設置し、その利活用に向けた検討を行います。調査・研究の分野では、災害時要援護者の避難支援用具の開発や、県内に存在する津波痕跡の調査を行うなど、県内全体の減災効果が見込める内容の調査研究に取り組みます。情報収集・発信の分野では、県内の被災情報のアーカイブ化への取組を始めるとともに、各種防災情報や資料の収集、活用、発信を行います。啓発の分野では、昭和東南海地震や伊勢湾台風をテーマとしたシンポジウムなどを開催し、県民に防災について考える機会を提供するとともに、収集した資料等を、博物館や図書館の企画展等での啓発に活用します。
- ④自主防災組織について、市町や地域防災総合事務所・地域活性化局と連携し、自主防災リーダー研修の開催や、訓練など活動に対する実地支援を通じて、自主防災活動の活性化や自主防災組織の体制強化を推進していきます。

【迅速な対応に向けた防災情報の共有化】

- ①県防災通信ネットワーク（地上系・衛星系防災行政無線と有線系設備）の正常な通信機能を確保していくため、維持管理を行っていきます。
- ②新たに県防災通信ネットワークに追加されたテレビ会議等の機能の活用を図っていきます。
- ③平成25年度に実施した設計に基づき、災害拠点病院への地上系防災行政無線設備の設置工事を進めていきます。
- ④気象情報・災害情報等の収集・伝達や県民への提供を迅速・的確に実施するため、維持管理を行っていきます。
- ⑤気象情報、災害情報等について、より迅速・的確に収集・伝達し、県民にわかりやすく提供できるよう、新しい防災情報プラットフォームの構築に向けた基本計画の策定を行っていきます。
- ⑥「防災みえ.jp メール配信サービス」については、県民が必要とする防災情報が提供できるようにニーズの把握に努めるとともに、引き続き各種会議・イベント等の場や様々な媒体を活用してサービス内容の周知を図り、登録を促進することにより、県民の迅速な防災対応に繋げていきます。

【災害医療体制の整備】

- ①災害拠点病院等の耐震化については、耐震化工事を実施している病院のうち平成26年度に工事が完了する予定の病院について、進捗状況を確認のうえ、計画どおりに工事が完了するよう働きかけていきます。また、未耐震の災害拠点病院等について、耐震化に関する補助制度の周知など情報提供に努めます。
- ②関係機関との連携を図りながら、災害医療コーディネーターや医療従事者に対して災害医療に関する訓練や研修等を実施します。また、訓練の実施を通じて三重県災害医療対応マニュアルの実効性の確認を行い、必要に応じて内容の更新を行います。
- ③各地域において地域災害医療対策会議を開催し、地域の災害医療体制の整備に取り組むとともに、関係機関の連携強化を図ります。
- ④各種訓練を通じて、災害拠点病院と災害医療支援病院の連携体制の強化を図ります。

【安全な建築物の確保】

- ①木造住宅の耐震化については、引き続き耐震化補助を実施します。さらに、耐震診断を終えた方が、住まいとまちの安全に向けて、それぞれの状況に応じた対策を講じることができるよう、市町と連携してきめ細かな支援を展開していきます。
- ②不特定多数が利用する大規模建築物等（ホテル、旅館等）については、市町と連携して補助制度を周知し、耐震診断及び耐震改修を支援することにより、耐震化を促進していきます。

【緊急輸送ルートの整備】

- ①引き続き、緊急輸送道路の重点的かつ効率的な整備を進めていきます。

【消防力向上への支援】

- ①優先的に広域化に取り組む重点地域の指定や通信指令台の共同運用等の機能別広域化等の取組に向けた協議を関係消防本部と進めるなど、「三重県消防広域化推進計画（改訂版）」に基づき、消防の広域化を推進していきます。
- ②消防救急デジタル無線（共通波）整備の事業完了年度であり、適切な工程管理を行うとともに、整備後の維持管理、さらには運用方法について、専門部会において検討を進めます。
- ③消防設備・装備等の充実とともに、消防学校と連携した消防職団員の教育訓練等の充実強化を図っていきます。また、引き続き市町等と連携し、消防団員の確保や消防団の活性化に取り組んでいきます。

【高圧ガス等の保安の確保】

- ①コンビナート防災については、実施したアセスメント調査結果や発生した爆発事故の検証結果をふまえ、「三重県石油コンビナート等防災計画」の見直しを行います。
- ②高圧ガスや火薬類等を取り扱う事業者等に対して保安検査及び立入検査等を実施し、適正な保安管理等の徹底を図るなど、事故の未然防止に向けた取組を強化します。

* 「○」のついた項目は、平成 26 年度に特に注力するポイントを示しています。

施策 1 1 2

治山・治水・海岸保全の推進

【主担当部局：県土整備部】

県民の皆さんとめざす姿

土砂災害、洪水、高潮、津波など自然災害からの被害を軽減させる「減災」の観点から、地域の実情をふまえた施設整備や適切な維持管理が行われるとともに、県民の皆さんの主体的な警戒避難に資する取組が進み、災害に対して安全・安心な社会づくりが進んでいます。

平成 27 年度末での到達目標

自然災害から県民の皆さんの生命・財産を守るための対策に着実に取り組む中、近年の災害による教訓をふまえ、緊急に対策が必要な施設の整備・改修や維持管理が行われているとともに、被害軽減に向けた市町・住民への的確な水防情報の提供など警戒避難に資するソフト対策が充実しています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	A (進んだ)	判断理由	全ての指標で平成 25 年度目標値を達成しており、自然災害からの被害を軽減する取組が進んだことから、「進んだ」と判断しました。
----------	------------	------	---

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標

目標項目	23 年度	24 年度	25 年度		26 年度	27 年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
自然災害への対策が講じられている人家数	/	234,300 戸	235,000 戸	1.00	236,100 戸	237,100 戸
	233,200 戸	234,200 戸	235,000 戸		/	/

目標項目の説明と平成 26 年度目標値の考え方

目標項目の説明	河川、砂防、海岸、治山事業により自然災害から守られる人家数
26 年度目標値の考え方	27 年度目標値達成に向け、過去の実績等を勘案して、目標値を設定しました

活動指標

基本事業	目標項目	23 年度	24 年度	25 年度		26 年度	27 年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
11201 洪水防止対策の推進 (県土整備部)	河川整備延長	/	463.6km	463.9km	1.00	464.1km	464.3km
		463.4km	463.6km	463.9km		/	/

基本事業	目標項目	23年度	24年度	25年度		26年度	27年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
11202 土砂災害対策の推進 (県土整備部)	土砂災害保全戸数		17,940戸	18,040戸	1.00	18,200戸	18,260戸
		17,843戸	17,964戸	18,100戸			
11203 海岸保全対策の推進 (県土整備部)	海岸整備延長		285.3km	286.3km	1.00	288.0km	288.4km
		284.2km	285.6km	287.7km			
11204 治山対策の推進 (農林水産部)	山地災害保全集 落数		1,521 集落	1,537 集落	1.00	1,554 集落	1,571 集落
		1,504 集落	1,519 集落	1,537 集落			

(単位：百万円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
予算額等	31,143	46,681	40,525	43,943	
概算人件費		2,651	2,749		
(配置人員)		(294人)	(299人)		

平成 25 年度の取組概要

- ①紀伊半島大水害により被災した施設の復旧や再度災害を防止するための河川・道路等の改良復旧を推進
- ②河川堆積土砂の撤去を進めるとともに、撤去箇所の優先度や実施方法の考え方を検討し、当該年度の実施箇所や今後2年間の実施候補箇所を市町と情報共有する仕組みを3建設事務所で試行
- ③地震・津波による被害が懸念されるため、河川堤防や海岸堤防について、空洞やひび割れのある脆弱箇所の計画的な補強や耐震対策を推進するとともに、県北部の海拔ゼロメートル地帯における木曾三川下流域の河川堤防や海岸堤防について耐震対策を推進
- ④河川堤防、急傾斜地崩壊防止施設等について、老朽化等の緊急点検を実施し、点検結果に基づき必要となる対策を検討
- ⑤風水害や地震に対する安全性向上のため、河川・海岸・砂防施設の整備を推進。また、市町の警戒避難体制の整備を支援するため、市町が作成するハザードマップの基礎資料となる浸水想定区域図の提供や、土砂災害警戒区域等の指定などのソフト対策を推進
- ⑥農業用ため池や基幹的農業水利施設の耐震調査等を進め、必要となる補修や耐震対策等を検討し、効果的・効率的な整備を推進。また、住民の避難行動を支援し、安全意識の向上を図るため、避難路等をまとめたハザードマップ作成を促進
- ⑦治山対策について、紀伊半島大水害の災害復旧、山地災害危険地対策、機能の低下した保安林の整備等を推進
- ⑧山地災害危険地区の情報を三重県地理情報システム(M-GIS)に掲載し、住民の警戒避難行動を支援するための情報提供を推進

平成 25 年度の成果と残された課題（評価結果）

- ①紀伊半島大水害により被災した公共土木施設災害復旧（原形復旧）については、平成 25 年度に概ね完成し、改良復旧についても進捗を図りました。引き続き、改良復旧について早期に完成できるよう取組を進める必要があります。また、平成 25 年の台風 18 号により被災した施設についても早期復旧が必要です。
- ②河川の流下能力を回復し、洪水被害の防止、軽減を図るため、河川堆積土砂の撤去を進めるとともに、撤去箇所の優先度や実施方法の考え方をもとに市町の意見を踏まえ選定した、当該年度の実施箇所や今後 2 年間の実施候補箇所を市町と共有する仕組みを 3 建設事務所で試行しました。土砂撤去が必要な河川が多く残っていることから、計画的かつ早急な撤去を進める必要があります。
- ③地震・津波に対して壊れにくい構造とするため、河川堤防については、津波浸水予測区域内の脆弱箇所 183 箇所対策を進める計画のもと、25 箇所補強対策を進めました。海岸堤防については、脆弱箇所 200 箇所対策を進める計画のもと、150 箇所補強対策を進めました。引き続き、計画的に補強対策を進めるとともに、河川改修や海岸高潮対策等に合わせた耐震対策を推進することが必要です。
- ④河川堤防、急傾斜地崩壊防止施設等について、老朽化等の緊急点検を実施しました。点検結果にもとづき、緊急度に応じた対策に取り組む必要があります。
- ⑤風水害や地震に対する安全性向上のため、河川・海岸・砂防施設の整備を推進しました。整備の必要な箇所がまだ多く残っていることから、引き続きハード対策を進めるとともに、市町の警戒避難体制の整備を支援するためのソフト対策のさらなる推進が必要です。
- ⑥農業用ため池や基幹的農業水利施設については、耐震調査に着手しました。引き続き、耐震調査を推進し、調査結果にもとづいた補強や耐震対策を行う必要があります。また、平成 25 年の台風 18 号により被災した施設の早期復旧に向け、市町等と連携して、災害復旧事業を着実に進めていくことが必要です。
- ⑦山地災害を防止するため、紀伊半島大水害の災害復旧、山地災害危険地対策、機能の低下した保安林の整備等、治山対策を実施しています。平成 25 年の台風 18 号による山地災害の早期復旧や山地災害危険地区における治山対策等の推進が必要です。
- ⑧山地災害危険地区の情報を三重県地理情報システム（M-G I S）に掲載しました。今後、掲載した山地災害危険地区の地図情報を広く県民に周知していくことが必要です。

平成 26 年度の改善のポイントと取組方向【県土整備部 次長 舘 敏彦 電話:059-224-2651】

- ①紀伊半島大水害により被災した施設の再度災害を防止するため、河道断面の拡大等を行う改良復旧を引き続き進めます。また、平成 25 年の台風 18 号により被災した施設の復旧や、再度災害等に備えた治水対策を進めます。
- ②河川堆積土砂の撤去については、風水害の発生時に被害を拡大させる恐れがあることから、当該年度の実施箇所や今後 2 年間の実施候補箇所を市町と共有しながら、より一層の取組を進めます。
- ③地震・津波による被害が懸念されるため、河川堤防や海岸堤防について、空洞やひび割れのある脆弱箇所の計画的な補強を行うとともに、南海トラフを震源域とする巨大地震の「津波避難対策特別強化地域」の指定区域はもとより、県北部の海拔ゼロメートル地帯についても耐震対策を進めます。特に海岸堤防において緊急に補強が必要な脆弱箇所(200 箇所)については、対策を重点的に実施し、「みえ県民カビジョン・行動計画」の目標より 1 年早い平成 26 年度中に完了できるよう取り組みます。また、河口部の大型水門等の耐震対策に着手します。

- ④河川堤防、急傾斜地崩壊防止施設等の緊急点検にもとづき、必要な箇所の緊急修繕を実施します。
あわせて、長寿命化計画に基づき予防保全が必要な施設の計画的な修繕・更新に取り組みます。
- ⑤河川・海岸・砂防施設については、引き続き施設整備を推進し、安全性の向上に努めます。また、市町の警戒避難体制整備や住民の安全で的確な警戒避難行動を支援する情報について、引き続き、分かりやすく、きめ細かな提供に努めます。
- ⑥農業用ため池や基幹的農業水利施設については、引き続き、耐震調査を推進し、計画的な補強や耐震対策を行うとともに、浸水防止対策を進めます。また、平成 25 年の台風 18 号により被災した施設について、市町等と連携して復旧に取り組みます。
- ⑦平成 25 年の台風 18 号による山地災害の早期復旧や山地災害危険地区における治山対策、保安林内の森林整備等を進めます。
- ⑧山地災害への備えや避難行動に役立てていただけるよう、三重県地理情報システムに掲載した山地災害危険地区の地図情報について、ホームページ、パンフレット等を活用し、県民への周知に努めます。

* 「○」のついた項目は、平成 26 年度に特に注力するポイントを示しています。

【主担当部局：健康福祉部】

県民の皆さんとめざす姿

農水産物の生産や食品の製造・加工から流通・消費に至る全ての過程において、安全管理の定着、高度化が図られ、食の安全・安心が確保された社会が構築されています。さらに、高病原性鳥インフルエンザ*等の食に関わる課題に対し、県民の皆さんへの影響を最小限に抑えられる体制が整備されています。

平成 27 年度末での到達目標

農水産物の生産や食品の製造・加工から消費に至る一貫した監視指導を行うことにより、安全で安心して食べられる食品が供給されています。また、食に関する危機管理体制の整備が進められています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	B (ある程度進んだ)	判断理由	米穀の産地偽装事案の発生がありました。県民指標、活動指標の目標値をすべて達成しましたので、ある程度進んだと判断しました。
----------	----------------	------	--

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標						
目標項目	23 年度	24 年度	25 年度		26 年度	27 年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
食品検査における適合率	/	100%	100%	1.00	100%	100%
	100%	100%	100%		/	/
目標項目の説明と平成 26 年度目標値の考え方						
目標項目の説明	食品検査の対象食品のうち、「食品衛生法」の規格基準および「農薬取締法」の使用基準等に適合している食品と、不適合であったが適合するように改善した食品の割合					
26 年度目標値の考え方	食の安全・安心の確保には、確実に「食品衛生法」等の基準に適合していることが必要であり、100%達成を目標値として設定しました。					

活動指標							
基本事業	目標項目	23 年度	24 年度	25 年度		26 年度	27 年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
11301 食品の安全・安心の確保 (健康福祉部)	自主衛生管理(HACCP手法)*導入取組施設数	/	157 施設	162 施設	1.00	167 施設	172 施設
		152 施設	159 施設	163 施設		/	/
11302 農水産物の安全・安心の確保 (農林水産部)	高病原性鳥インフルエンザ等家畜伝染病のまん延防止率	/	100%	100%	1.00	100%	100%
		100%	100%	100%		/	/

(単位：百万円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
予算額等	498	304	216	279	
概算人件費		1,479	1,425		
(配置人員)		(164 人)	(155 人)		

平成 25 年度の取組概要

- ①食品監視指導計画に基づき、観光地における食中毒発生の予防対策を重点項目として、食品関係営業施設の監視指導を実施(監視施設数 15,657 件)
- ②食品監視指導計画に基づき、食中毒発生予防のために食品検査を実施し、適正化を図るとともに、不適合があったものに対する改善指導を実施(検査件数 2,174 件、不適合率 2.35%)
- ③HACCP手法を導入した衛生管理プログラムからなる「三重県食品の自主衛生管理認定制度」を推進(新規取組開始施設 4 施設、取組施設数 163 施設)
- ④新しい食品表示制度である食品表示法に適正に対応するための知識を習得するための表示講習会の実施(11 回開催)
- ⑤食品表示の適正化を図るため、食品監視指導計画に基づき監視指導を実施(2,078 施設)
- ⑥牛海綿状脳症(BSE)対策特別措置法施行規則が改正されたことから、これまで実施してきた全頭検査を見直し、平成 25 年 7 月 1 日から 48 か月齢超の牛について検査を実施(検査結果は全頭陰性)
- ⑦消費者や食品関連事業者、学識経験者などの意見を施策に反映させるための「食の安全・安心確保のための検討会議」の開催(3 回)、若年層へ効果的に食の安全・安心に関する情報を提供する手法の検討
- ⑧米トレーサビリティ法に基づく通常の監視指導の実施(192 件)、米穀の産地偽装の再発防止などに向けた、三重県食の安全・安心の確保に関する条例の改正に伴う基本方針の見直しや米穀取扱事業者を対象とした特別監視指導の実施(28 件)、コンプライアンス研修会の開催
- ⑨高病原性鳥インフルエンザ対策対応マニュアル講習会や初動対応演習等の実施など、農家段階での危機管理体制を強化するための取組、県産肉用牛の放射性物質検査等の実施
- ⑩家畜伝染病の発生予防、予察及びまん延防止に向けた、家畜防疫・経営指導をはじめ、衛生面での危機管理意識の徹底
- ⑪県産農産物の安全・安心を確保するためのGAP*導入に向けた産地の取組に対する支援
- ⑫農薬、肥料の適正な流通を確保するための立入検査の実施(356 件)、農薬の適正使用の推進を図る農薬指導管理士の資質向上に向けた研修会の開催

平成 25 年度の成果と残された課題(評価結果)

- ①観光地のホテルや旅館等で、ノロウイルスによる食中毒が発生したことから、引き続き、食中毒発生予防の取組が必要です。
- ②腸管出血性大腸菌及びカンピロバクターによる食中毒が発生し、食肉、食鳥肉等の取扱い施設がその原因施設となっていたことから、これらの施設への重点的な監視指導が必要です。
- ③食品監視指導計画に基づき計画的に食品検査を実施し、不適合があった場合は事業者に対して速やかに改善するよう指導を行いました。今後も県内に流通する食品の安全・安心確保のため、計画的に検査を実施することが必要です。

- ④「三重県食品の自主衛生管理認定制度」を多くの事業者に普及するために、事業者等が制度を理解し積極的に取り組むよう働きかけました。地域による偏りはある程度縮小しましたが、まだ取り組む施設の少ない地域の事業者への働きかけが必要です。
- ⑤（一社）三重県食品衛生協会が実施する自主的な衛生管理活動である巡回指導と連携し、表示制度を周知するとともに、表示の適正化に向けた監視指導を行いました。県内で発生した米穀の産地偽装事案の問題もあり、食品表示の適正化に向けたさらなる取組の推進が必要です。
- ⑥食品衛生法、JAS法、健康増進法の食品表示に関する規定を一元化する食品表示法が6月に公布されました。詳細については、今後、政令等で定められることから、その内容について情報収集に努めるとともに、消費者、事業者への周知が必要です。
- ⑦牛海綿状脳症（BSE）対策特別措置法施行規則が改正されたことから、これまで実施してきた全頭検査を見直し、平成25年7月1日から検査対象を48か月齢超としました。今後も、48か月齢超の牛についてBSE検査を実施することが必要です。
- ⑧消費者や食品関連事業者、学識経験者から食の安全・安心確保のための県の方策に関する意見を聞くための「食の安全・安心確保のための検討会議」を開催（3回）し、「三重県食の安全・安心基本方針」の見直しや「三重県の食の安全・安心行動計画」策定にあたっての参考としました。また、大学生と連携して、若年層への『食の安全・安心を伝えるしくみづくり』に関する検討を行い、大学生のアイデアを活かして「しおり」を制作し、県内大学の図書館に配布しました。
- ⑨米トレーサビリティ法等に基づく通常の監視指導を実施（192件）したほか、県内で米穀の不適正な流通が発生したことをふまえ、三重県食の安全・安心の確保に関する条例の改正に伴って基本方針の見直しを行いました。また、米穀取扱事業者を対象に特別監視指導を実施（28件）し、その結果をホームページで公表するとともに、コンプライアンス意識の醸成を目的とした研修会を開催しました。再発防止に向け、監視体制の強化や法令遵守の徹底などを図る必要があります。
- ⑩高病原性鳥インフルエンザの防疫体制の強化に向け、防疫作業関係者などを対象にした防疫研修会（8地区）や専門家による講演会（1回）、マニュアルの改善に向けた検討会など（6回）を開催しました。また、県産牛の放射性物質に係る全頭検査に取り組み、全頭で基準値以下であることを確認しています。
- ⑪家畜伝染病の発生予防、予察及びまん延防止のため、農家巡回指導のほか、家畜伝染病予防法に基づく検査を実施しました。家畜伝染病予防法に定める監視伝染病のうち、重大な家畜伝染病の発生はありませんでした。重大な家畜伝染病発生に備え、引き続き、家畜防疫の取組を維持、強化するほか、侵入リスクの軽減を図るため、飼養衛生管理基準の徹底を進めていく必要があります。
- ⑫県産農産物の安全・安心を確保するため、産地のGAP導入に向けた取組を支援しました。GAP導入産地は69産地と前年度を31産地上回りました。
- ⑬農薬、肥料の適正な流通を確保するため、販売事業者等に対して立入検査を実施（356件）しました。また、平成26年度から、県公共工事において農薬管理指導士の立会が義務付けられることから、資格更新時の研修会や研修効果確認試験の実施など資質向上に向けた取組を行いました。引き続き、農薬管理指導士の確保と資質向上に取り組む必要があります。

平成26年度の改善のポイントと取組方向【健康福祉部 次長 増田 直樹 059-224-2321】

- ①引き続き多くの観光客が訪れることが見込まれることから、ノロウイルス等による食中毒の発生を未然に防止するため、観光地の飲食店（大規模旅館やレジャー施設等）をはじめ、集団給食施設や食品製造施設に対して食品取扱者の健康管理を含めた監視指導を行います。

- ②食の安全確保のため、危害発生のリスクに応じた施設の監視指導を引き続き実施するとともに、腸管出血性大腸菌やカンピロバクターによる食中毒の発生を未然に防止するため、食肉、食鳥肉等の取扱施設に重点をおいて監視指導を行います。
- ③計画的に食品の残留農薬検査、微生物検査等を実施するとともに、衛生基準等に不適合があった場合は事業者に対して改善するよう指導します。
- ④「三重県食品の自主衛生管理認定制度」について、取り組む施設の少ない地域の事業者を中心に普及を促し、自主衛生管理に取り組む事業者の増加につなげます。
- ⑤食品表示の適正化に向け、引き続き監視を実施するとともに、(一社)三重県食品衛生協会との連携を強化し、食品表示制度の周知の徹底に取り組みます。
- また、米穀の食品表示の確認のためDNA検査等を行い、不適正表示の未然防止に努めます。
- ⑥平成25年6月に公布された食品表示法に対応できるよう、消費者庁を始めとする関係機関からの情報収集に努めるとともに、消費者、事業者等への周知を図り、新しい制度へのスムーズな移行をめざします。
- ⑦と畜検査、食鳥検査とともに、引き続き、48か月齢を超える牛のBSE検査を実施します。
- ⑧危機管理の観点から、食の安全を脅かすリスクの軽減に向けた取組を推進するとともに、危機発生時には、「三重県危機管理計画」に基づく体制のもと、関係部局が連携して、迅速かつ的確に対応します。
- ⑨「食の安全・安心確保のための検討会議」を引き続き開催し、食の安全・安心に向けた県の取組に対する委員の意見などを施策に反映させていきます。
- ⑩米穀の産地偽装などの再発防止と、県民の皆さんの食の安全・安心に対する不安解消・信頼回復を図るため、国との連携を強化するとともに、早期に、新たに配置する監視指導に専任する職員を活用しながら、関係部局が連携して監視指導に取り組みます。併せて、コンプライアンス研修会等の開催や新たに設置するコンプライアンス推進員による巡回指導などにより、米穀取扱事業者等のコンプライアンス意識の醸成を図ります。
- ⑪高病原性鳥インフルエンザの防疫体制を強化するため、防疫研修会や防疫演習等を実施します。また、放射性物質にかかる県産牛の検査については、これまでの検査結果や消費者のニーズ等をふまえて取り組みます。
- ⑫畜産農場自ら、生産ロスの低減や危害要因の発生を未然に防止するため、農場HACCP*の概念を取り入れた養豚・養鶏農場における生産衛生管理の推進などに取り組みます。
- ⑬県産農産物の安全・安心の一層の確保に向け、生産現場でGAP導入を支援する指導者を育成するとともに、県内の優良事例などの情報提供や普及啓発などを通じて産地へのGAP導入を推進します。
- ⑭農薬、肥料の適正流通・使用に向け、販売事業者等への立入検査による監視・指導を計画的に実施します。また、農薬管理指導士の確保に向け、農薬管理指導士の活動のPRを行うとともに、引き続き、資質向上に向けた、認定試験を受ける前に行う研修内容の充実、資格更新時における研修会や研修効果確認試験の実施などに取り組みます。

*「○」のついた項目は、平成26年度に特に注力するポイントを示しています。

施策 114

感染症の予防と体制の整備

【主担当部局：健康福祉部】

県民の皆さんとめざす姿

県民一人ひとりが感染予防に自主的に取り組むとともに、感染症が発生した際は、地域社会全体が的確な情報に基づき、速やかに感染拡大防止対策をとることにより、社会機能が維持できています。

平成 27 年度末での到達目標

県民一人ひとりの感染予防に対する意識を高めるとともに、感染症の発生の兆しを早期探知できる新たな感染症情報システムが、全ての医療機関、保育所、学校等で活用されることにより、関係機関や保護者等が、地域の発生状況を監視して、発生時には速やかに感染拡大防止対策がとられています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	B (ある程度進んだ)	判断理由	県民指標については、飲食店での0157の集団食中毒が1件ありましたが、施設や感染者に対して迅速に二次感染防止対策を講じたことで小規模に収まったことや、活動指標はいずれも目標の90%以上で概ね達成できたことから、「ある程度進んだ」と判断しました。
----------	----------------	------	--

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標						
目標項目	23 年度	24 年度	25 年度		26 年度	27 年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
感染症の集団発生事例数	/	0 件	0 件	0.00	0 件	0 件
	0 件	1 件	1 件		/	/
目標項目の説明と平成 26 年度目標値の考え方						
目標項目の説明	「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づく一、二、三類感染症の県内における集団発生の事例数					
26 年度目標値の考え方	集団発生を無くすことが感染症対策の目的であることから、一、二、三類感染症の集団感染0件を目標値と設定しました。					

活動指標							
基本事業	目標項目	23 年度	24 年度	25 年度		26 年度	27 年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
11401 感染症予防普及啓発の推進 (健康福祉部)	感染症情報システムを活用している施設の割合	/	100%	100%	0.98	100%	100%
		86.7%	95.4%	97.5%		/	/

基本事業	目標項目	23年度	24年度	25年度		26年度	27年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
11402 感染症 危機管理体制の 整備 (健康福祉部)	感染症情報化コ ーディネーター 数(累計)		130人	180人	0.94	230人	280人
		81人	128人	177人			
11403 感染症 対策のための相 談・検査の推進 (健康福祉部)	H I V抗体検査 件数		1,025件	1,050件	1.00	1,075件	1,100件
		796件	862件	1,073件			

(単位：百万円)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
予算額等	2,462	1,146	304	467	
概算人件費		388	377		
(配置人員)		(43人)	(41人)		

平成25年度の取組概要

- ① マダニが媒介する感染症（日本紅斑熱等）の予防に対する啓発の実施（啓発チラシの配布（各市町等105か所）、県広報への掲載）
- ② 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく、三重県新型インフルエンザ等対策行動計画の策定
- ③ 第一種および第二種感染症指定医療機関の感染症病床運営支援（5施設）
- ④ 結核患者への医療費助成、結核患者への直接服薬指導、定期結核健康診断の経費補助（補助施設数：95施設）、結核の正しい知識の啓発
- ⑤ 人権に配慮したH I V相談、啓発等の実施（相談件数336件）
- ⑥ 三重県予防接種センターを設置し、市町が定期予防接種等を円滑に実施できるよう支援（予防接種センターでの接種人数：816人、相談件数：655件）
- ⑦ 全国的な風しんの流行を受けて、「三重県風しんワクチン接種緊急補助事業」を実施（補助対象市町：29市町、ワクチン接種者数 5,334人）

平成25年度の成果と残された課題（評価結果）

- ① 感染症情報システムに県内全ての保育所、学校等が参加するよう、県・市町教育委員会等の関係機関と連携して、未参加施設に対して働きかけをしていく必要があります。
- ② 感染症情報化コーディネーターの新規養成を行うとともに、感染症情報を効果的に活用できるよう引き続き、新規養成コーディネーター等のスキルアップに取り組む必要があります。
- ③ マダニが媒介する日本紅斑熱が全国で最も多く発生しており（平成25年12月末現在 51人）、また、重症熱性血小板減少症候群（以下S F T S）は、ウイルスを保有するマダニが県内に生息していることが報告されたため、マダニが媒介する感染症の予防について引き続き啓発を行う必要があります。
- ④ 今後、三重県新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき、医療体制の整備、保健所や医療機関等との訓練の実施及び市町行動計画の策定支援を行うとともに、特定接種登録事業者の登録を推進していく必要があります。また、改定された国の抗インフルエンザウイルス薬の備蓄目標に対応して

いく必要があります。

- ⑤結核患者が早期に発見され、的確な治療を受けられるように、家族等接触者への健康診断や治療費の助成を行いました。結核の発生は全国的に減少傾向にありますが、集団発生すると社会的影響が大きいと、引き続き結核患者への医療費助成や定期健康診断を実施する施設への経費補助等の対策を推進する必要があります。
- ⑥早期発見が感染拡大防止に効果的であるエイズ(AIDS)等については、保健所において人権に配慮した匿名の相談・無料検査を実施しました。全国的には患者数が増加傾向にあることから、県民に対して引き続き検査の必要性を啓発していく必要があります。
- ⑦三重県予防接種センターにおいて、基礎疾患等を有する接種困難者へのワクチン接種や、県民の皆さんや市町等からの相談に対応しました。医療機関での予防接種事故が依然として発生しているため、医療機関での誤接種がないよう市町と連携し、事故防止に努めていく必要があります。
- ⑧近年の風しんの流行を踏まえ、先天性風しん症候群の発生を防止するため、緊急的に市町が実施するワクチン接種事業に係る費用に対して補助を行いました。今後も再流行が危惧されることから、引き続き対策を講じていく必要があります。

平成 26 年度の改善のポイントと取組方向【健康福祉部 次長 増田 直樹 059-224-2321】

- ①感染症情報システムに県内全ての保育所・学校が参加するように、県・市町教育委員会等の関係機関と連携して、未参加施設等に個別に訪問を実施するなどの働きかけを行い、100%の参加をめざします。
- ②感染症情報化コーディネーター養成研修やスキルアップ研修会を実施し、養成した感染症情報化コーディネーターと連携して、県民に対して感染症のわかりやすい予防方法等の情報を提供します。
- ③マダニが媒介する感染症の予防対策として、引き続き、各関係機関と連携しながら、日本紅斑熱、SFTSの感染予防の啓発用チラシを配布するなど県民に正しい情報を提供していきます。
- ④新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき、指定地方公共機関の指定、医療体制の整備、保健所や医療機関等との訓練の実施及び、市町行動計画の策定支援を行うとともに、特定接種登録事業者の登録を推進します。また、国の抗インフルエンザウイルス薬備蓄方針に沿って対応していきます。
- ⑤結核対策については、早期発見・早期治療に繋がるよう、結核患者の家族等接触者への健康診断の実施、定期健康診断を実施する施設への経費を補助するとともに、患者が適切な治療を受けられるように治療費の助成及び患者支援を行います。
- ⑥エイズ等については、引き続き、人権に配慮した相談・無料検査を実施するとともに、検査の必要性について県民に啓発を行っていきます。
- ⑦予防接種については、市町が適切に事業を実施し、県民が適切に予防接種を受けられるよう、三重県予防接種センターや市町への支援を行います。また、引き続き、市町や医療機関に対して、予防接種事故をなくすための注意喚起を行います。
- ⑧風しん対策について、効率的なワクチン接種を推進するため、風しん抗体検査を実施するとともに、積極的な啓発を行います。

* 「○」のついた項目は、平成 26 年度に特に注力するポイントを示しています。

施策 1 2 1

医師確保と医療体制の整備

【主担当部局：健康福祉部医療対策局】

県民の皆さんとめざす姿

県内の全ての地域において、医師や看護師等の医療従事者の確保や、地域間、診療科目間等の医師の偏在解消が行われることと併せて、県民一人ひとりが医療機関を適切に受診することで、必要ときに安心できる質の高い医療サービスを受けられる環境が整っています。

平成 27 年度末での到達目標

減少傾向にある救急医療等を担う若手医師の確保に向けた仕組みを構築することなどにより、医師の不足・偏在解消に向けた取組や、看護職員の確保に向けた取組が進むなど、救急医療やへき地医療等を含む地域医療体制の整備が進んでいます。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	B (ある程度進んだ)	判断理由	県民指標の目標値を達成したほか、医師確保対策などで三重県地域医療支援センター*による医師確保偏在解消に向けた仕組みづくりに進捗があったことなどから、「ある程度進んだ」と判断しました。
----------	----------------	------	---

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標						
目標項目	23 年度	24 年度	25 年度		26 年度	27 年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
人口 10 万人あたりの病院勤務医師数	118.6 人 (22 年度)	120.0 人 (23 年度)	122.9 人 (24 年度)	1.00	124.0 人 (25 年度)	124.0 人 (26 年度)
		122.3 人 (23 年度)	127.6 人 (24 年度)			
目標項目の説明と平成 26 年度目標値の考え方						
目標項目の説明	人口 10 万人あたりの県内病院に勤務する常勤換算医師数					
26 年度目標値の考え方	平成 25 年度は、医師確保対策等に総合的に取り組んだ結果、平成 27 年度の目標値まで達成することができました。このため、今後の目標値については、124.0 人を下限として維持するとともに、さらなる上積みを図っていきます。					

活動指標							
基本事業	目標項目	23 年度	24 年度	25 年度		26 年度	27 年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
12101 医療分野の人材確保 (健康福祉部医療対策局)	県内の病院で後期臨床研修を受ける医師数	167 人	180 人	192 人	1.00	206 人	217 人
	県内看護師養成施設卒業者の県内就業者数	574 人	644 人	651 人		0.98	658 人

基本事業	目標項目	23年度	24年度	25年度		26年度	27年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
12102 救急・へき地等の医療の確保 (健康福祉部医療対策局)	救急医療情報システムに参加する時間外診療可能医療機関数		593 機関	618 機関	0.99	643 機関	668 機関
		568 機関	576 機関	610 機関			
12103 医療の質の向上 (健康福祉部医療対策局)	医療相談件数		761 件	767 件	1.00	778 件	778 件
		755 件	746 件	804 件			
12104 県立病院による良質で満足度の高い医療サービスの提供 (病院事業庁)	県立病院患者満足度		80.0%	80.0%	0.89	80.0%	80.0%
		73.9%	73.1%	71.3%			
12105 適正な医療保険制度の確保 (健康福祉部医療対策局)	市町が運営する国民健康保険の財政健全化率		37.9% (23年度)	58.6% (24年度)	1.00	65.5% (25年度)	69.0% (26年度)
		24.1% (22年度)	55.2% (23年度)	62.1% (24年度)			

(単位：百万円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
予算額等	67,726	47,753	48,714	46,618	
概算人件費		3,264	3,191		
(配置人員)		(362 人)	(347 人)		

平成 25 年度の取組概要

- ①平成 24 年度策定の「三重県保健医療計画（第 5 次改訂）」に基づき、がん、脳卒中、救急医療等の 5 疾病 5 事業及び在宅医療対策の取組を推進
- ②新たに医師修学資金を 61 名に貸与するなど、今後県内で勤務する若手医師の確保に向けた取組を推進
- ③臨床研修病院の魅力向上に向けて 14 医療機関等に支援を行ったほか、子育て医師等復帰支援として 2 医療機関を支援するなど、医療機関が行う医師確保に向けた環境づくりの取組を促進
- ④地域医療支援センターにおいて、修学資金貸与者等の若手医師の県内定着に向け、県内複数医療機関をローテーションしながら専門医資格を取得できる後期臨床研修プログラムを 17 診療領域で作成するとともに、今後の施策に反映するため医師需給状況調査を実施
- ⑤地域医療支援センターの後期臨床研修プログラム作成の取組について、厚生労働省主催の情報交換会において、全国第 1 位の取組との評価を獲得
- ⑥医学部卒業生が医師免許取得後に実施が義務づけられている医師臨床研修について、MMC 卒後臨床研修センター*との協力のもと、平成 16 年度の制度導入以降過去最大の 101 名が県内医療機関とマッチング
- ⑦看護職員確保対策として、修学資金の貸与（46 名）、実習指導者養成講習会（73 名）、助産実習施設への受入支援（7 施設）、養成所への運営支援（11 施設）を実施
- ⑧定着促進対策として、24 施設に病院内保育所への運営補助を行うとともに、新人看護職員の研修体

制構築のため、体制整備支援（43施設）、アドバイザー派遣（3施設）、多施設合同研修事業（参加者延べ1,225名）、研修責任者研修（参加者22名）、教育担当者研修（71名）、実地指導者研修（101名）等を実施したほか、就労環境改善に係る看護管理者への研修を実施（第1回113名、第2回60名）

- ⑨ナースバンク登録の呼びかけにより933人の登録者を確保し、潜在看護職員417人の再就業を斡旋
- ⑩公立大学法人三重県立看護大学の自主的、自律的かつ効率的な大学運営を支援するため、業務運営に必要な経費を運営費交付金として交付
- ⑪「みんなで守ろう！三重の医療」啓発キャンペーン（平成25年8月～平成26年3月）を実施し、県、市町が開催するイベント等でのポスター掲示、啓発グッズの配布を実施するとともに、地域医療を考えるシンポジウムを2回開催（亀山市、伊賀地域）
- ⑫救急医療情報システム「医療ネットみえ」を運営し、インターネットや電話等で受診可能な医療機関の案内を実施（電話案内件数85,976件）するとともに、医療機関に対し救急医療情報システムへの参加の働きかけを実施（新規参加医療機関34件増加）
- ⑬子どもの病気、薬、事故に関する電話相談「みえ子ども医療ダイヤル」を準夜帯（19:30～23:30）において実施
- ⑭中勢伊賀地域、伊勢志摩地域をモデル地区として情報通信技術を活用した救急搬送システムである「MIE-NET」*構築事業を実施
- ⑮三重県ドクターヘリの運航支援（出動件数352件（うち現場出動237件、病院間搬送115件）、訓練（離島1回、高速道1回、広域医療搬送1回、消防連携2回）を実施するとともに、検証会を毎月開催
- ⑯周産期母子医療センター、地域療育支援施設の運営支援、市立四日市病院の総合周産期母子医療センター指定、伊勢赤十字病院における産科オープンシステムの導入、新生児ドクターカー「すくすく号」の更新を実施
- ⑰二次保健医療圏単位で、地域の在宅医療を核となつて進める地域リーダーを養成する研修を実施し、新たな地域リーダー238名を養成したほか、在宅医療・介護関係者等の多職種を対象として、県内各地の取組を共有するための在宅医療事例報告会を開催
- ⑱多職種の顔の見える関係づくりや、在宅医療の体制整備に向けた総合的な取組等を行う11市町へ支援を実施
- ⑲医師の在宅医療参入を促進するための研修会や、住民の在宅医療に対する理解を深めるための講演会等を郡市医師会単位で実施
- ⑳桑名地域、鈴鹿地域をモデル地域として小児等在宅医療連携拠点事業を実施するとともに、三重大学医学部附属病院小児トータルケアセンターが実施する小児在宅医療ネットワークの構築、小児在宅医療に関わる人材育成の取組を支援
- ㉑地方独立行政法人三重県立総合医療センターについては、県が設置した評価委員会による評価結果等を踏まえ、法人への支援を実施
- ㉒三重県医療安全支援センターの相談窓口において、804件の相談に対応するとともに、医療従事者等に対して医療現場でのコミュニケーションの取り方についての研修会を開催
- ㉓院内暴力の実態、医療従事者の負担や職場環境への影響等を把握することを目的として、県内全病院（103施設）を対象に、「院内暴力等に関するアンケート調査」を実施
- ㉔県立こころの医療センターにおいて、国の精神保健医療福祉政策の動向を踏まえ、病院機能の再編を推進し、外来棟の増築など、外来診療機能の充実を図るとともに、訪問看護（3,751件）などの日中活動支援を実施

- ㊸ 県立一志病院において、地域に最適な包括的で全人的な医療体制づくりを進めるため、医師、看護師などの医療関係者やケアマネジャー、社会福祉協議会職員などの福祉関係者、保健師などの保健関係者とともに「多職種連携ワークショップ 2013」の開催など、多職種が連携した取組を推進
- ㊹ 県立志摩病院について、指定管理者の運営のもと、診療体制の回復を図りつつ、志摩地域における中核病院としての取組を推進
- ㊺ 三重県国民健康保険広域化等支援方針に沿って、財政基盤が脆弱な市町国保の財政の安定化を図るため、市町国保の拠出により負担を共有する共同事業である保険財政共同安定化事業の拡充を推進するとともに、収納率の向上や医療費の適正化に向けた市町の取組の支援を実施

25年度の成果と残された課題（評価結果）

- ① 病床の機能分化・連携、在宅医療・介護の推進、医師・看護師等医療従事者の確保等、「医療・介護サービス提供体制の改革」を推進するため、医療介護総合確保推進法案に地域医療構想（ビジョン）の策定等が盛り込まれるとともに、消費税増収分を財源とした新たな財政支援制度が創設されることから、これらに的確に対応していく必要があります。
- ② 今後、県内で勤務を開始する医師修学資金貸与者（3月末現在貸与者累計：408名、返還者を除く）等の段階的な増加が見込まれ、県全体での医師不足の解消に向けた具体的な取組が進む一方で、依然として地域間、診療科目間の偏在があることから、これらの解消を進める仕組みづくりが急務となっています。また、こうした取組と連携し、子育て医師の復帰支援等、医療機関等への支援を充実する必要があります。
- ③ 就労環境改善に係る看護管理者研修会への参加状況を見ると、各医療機関において看護職員の確保定着に向けた就労環境改善の取組に対する高い意識がうかがわれます。また、病院内保育所運営補助の24時間対応加算について、8施設（平成24年度5施設）から交付申請があり、多様な保育ニーズにも対応できる病院内保育所が増加しましたが、さらに施設規模に応じた病院内保育所整備を進めていく必要があります。就業環境実態調査の分析結果をふまえ、看護職員の働き続ける意欲を高めるために、勤務条件の改善に加え、魅力的な職場環境を整える必要があります。さらなる看護職員の確保を図るため、ナースバンク登録者数の増加、求人・求職のミスマッチの解消等により、潜在看護職員の再就業を促進していく必要があります。なお、昨年度実施した需給状況調査によると、2035年時点でも需給の差や地域偏在が解消されない見込みであることから、対応策を検討していく必要があります。
- ④ 県が策定した中期目標（平成21年度～26年度）の達成に向けて、公立大学法人三重県立看護大学が効果的、効率的な大学運営を行えるよう自主性・自律性に配慮しつつ支援を行う必要があります。
- ⑤ 救急搬送に占める軽症者の割合が5割を超えていることから、かかりつけ医を持つことや医療機関の適正受診などに関して、県民の皆さんの理解と協力が得られるよう、引き続き、普及・啓発に取り組む必要があります。
- ⑥ 「医療ネットみえ」に参加する時間外診療可能医療機関は年々増加していますが、県民の皆さんが休日・夜間等でも安心して受診できるよう、さらに増加させるとともに、インターネットや電話等により、受診可能医療機関の適切な情報提供を行う必要があります。また、平成25年度に参加医療機関を対象に実施したアンケートを分析し、対応できるところからシステムの改善に取り組んでいく必要があります。
- ⑦ 「みえ子ども医療ダイヤル」では、小児科医会による電話相談を実施してきましたが、小児科医の高齢化に伴い実施が困難な状況となっており、今後、新たな事業者により対応する必要があります。また、従前から要望のある深夜帯への延長について検討する必要があります。
- ⑧ 「M I E - N E T」のシステムの構築が完了しました。今後、モデル地域において早期に運用を開

始し、導入効果や課題を検証していく必要があります。また、「傷病者の搬送及び受入れの実施に関する基準」に基づく適正な救急搬送体制を構築するため、各消防本部からの搬送データを調査・分析、検証していく必要があります。

- ⑨ドクターヘリの出動件数が増加しており、救命率の向上や後遺障害の軽減等、救命救急における役割は増えています。今後、出動件数の増加に伴う重複要請への対応や災害時の応援体制の構築など、他県との相互応援について連携体制を構築していく必要があります。
- ⑩周産期母子医療センターの医療機器の整備により、周産期医療体制を整備しました。今後、安心して産み育てる環境づくりを進めるため、周産期母子医療センターの運営を支援するとともに、通常分娩などのローリスク出産を担う医療機関（診療所等）と中等度以上のリスクの出産を担う医療機関（周産期母子医療センター等）の機能分担を推進する必要があります。
- ⑪在宅医療・介護関係者等の多職種連携強化等に努める市町がある一方で、連携の取組が進まない地域もあることから、引き続き、市町の在宅医療体制の基盤づくりを支援していく必要があります。また、人口10万人あたりの訪問診療件数が全国平均より少ないことや、小規模で24時間対応が困難な訪問看護ステーションが多いことなども課題となっており、医師の在宅医療への参入促進や訪問看護機能の充実が必要です。
- ⑫小児在宅医療については、小児等在宅医療連携拠点事業の実施により、小児在宅医療の課題の整理を行うとともに、保健、医療、福祉、教育等の庁内の関係部署の連携体制を構築することができました。今後、引き続き関係部署が連携して課題解決に取り組んでいく必要があります。また、地域における関係機関のネットワーク構築や人材育成による体制整備を引き続き支援していく必要があります。
- ⑬地方独立行政法人三重県立総合医療センターについては、周産期母子センターの増改築により、NICU（新生児集中治療管理室）を計6床で稼働させるなど、診療機能の充実が図られました。今後、県が設置した評価委員会による評価結果等を踏まえ、法人への支援を行う必要があります。
- ⑭医療に関する患者・家族からの相談や苦情に応じることで、患者・家族等と医療機関との信頼関係の構築を支援しましたが、迅速かつ的確に相談等への対応ができるよう、相談員の資質の向上を図る必要があります。
- ⑮院内暴力等に関するアンケート調査結果によると、多くの病院において、実際に患者等から院内暴力・暴言を受け、院内暴力・暴言などが起こる不安を抱えていることから、医療従事者が安全な環境で働くための院内整備を支援していく必要があります。
- ⑯県立病院において、それぞれの役割やニーズに応じた医療を提供し、円滑な病院運営を実施しました。引き続き円滑な病院運営に努めるとともに、経営の健全化を図っていく必要があります。また、患者満足度が向上するよう、一層、良質な医療サービスを提供していく必要があります。
- ⑰県立志摩病院については、指定管理者の運営のもと、診療体制の回復が図られているところであり、引き続き指定管理者に対して適切に指導・監督を行っていく必要があります。
- ⑱国保の運営主体等に関する国での議論の動向を注視し、その動きに適切に対応する必要があります。

26年度の改善のポイントと取組方向

【健康福祉部医療対策局 次長 松田 克彦 059-224-2326】

- ①平成27年度以降の地域医療構想（ビジョン）の策定に向け、平成26年度からはじまる、各医療機関が病棟単位に医療機能を報告する病床機能報告制度に適切に対応するとともに、新たな財政支援制度にかかる都道府県計画の策定を着実に進めます。
- ②医師の不足・偏在解消に向けて、地域医療支援センターにおいて、医師不足地域を含む県内複数医療機関をローテーションしながら専門医資格を取得できる後期臨床研修プログラムの運用を開始するとともに、各貸与者等への個別の働きかけ等を通じて同プログラムの活用を促進します。また、

医師需給状況調査の結果をふまえ、医師修学資金貸与制度のあり方等医師確保対策において必要な見直しを検討します。さらに、病院の魅力づくりや勤務環境整備に向けて、臨床研修の指導・育成体制の強化や子育て医師等復帰支援事業などの取組の促進を図ります。

- ③看護職員等の就労環境改善に向け、多様な勤務形態の導入や看護補助者の活用などの研修会を開催するとともに、医療勤務環境改善支援センターを設置し、各医療機関の職場環境改善の取組を促進します。また、看護職員等の離職防止のため、引き続き、多様な保育ニーズにも対応できる院内保育所設置に向けた、施設規模に応じた働きかけを実施します。さらに、看護職員の復職支援の強化を図るため、ハローワークへの就労支援相談員の派遣等を実施するとともに、医療介護総合確保推進法案による平成 27 年度の免許保持者の届出制度導入に向け、離職後も「つながり」を確保できる方策を検討していきます。
- ④資質の高い看護職者の養成や地域の保健・医療・福祉の向上を図るため、公立大学法人三重県立看護大学が達成すべき業務運営に関する目標として、第二期中期目標（平成 27 年度～32 年度）の策定を行います。
- ⑤県民の皆さんが地域医療に対する理解を深め、適切な医療機関の受診など一人ひとりができることに取り組みめるよう、他府県の事例も参考にしながら効果的な啓発を行います。
- ⑥救急医療情報システムの時間外診療可能医療機関の参加促進について、引き続き新規の開業医を中心に参加を働きかけるとともに、平成 25 年度に実施したアンケートをもとにより参加しやすいシステムへ改善するなど、三重県医師会等の関係団体と連携して取り組んでいきます。
- ⑦「みえ子ども医療ダイヤル」の新たな事業者を確保し、相談時間を深夜帯(23:30～翌 8:00)まで延長して対応します。
- ⑧救急医療体制の整備について、中勢伊賀地域、伊勢志摩地域における「M I E - N E T」の運用を開始し、システムの導入効果や課題について検証を行います。また、各消防本部の搬送データの分析、検証結果について、三重県救急搬送・医療連携協議会等において協議し、必要に応じて「傷病者の搬送及び受入れの実施に関する基準」の見直し等を行うとともに、医療機関と消防機関の連携を促進します。
- ⑨ドクターヘリの広域連携について、和歌山県との相互利用について具体的な連携体制の構築に取り組みます。また、東海・長野地域における連携体制の構築について引き続き検討を進めます。
- ⑩安心して産み育てる環境づくりを進めるため、周産期母子医療センターの運営、設備整備を支援するとともに、産科オープンシステムを運用できる体制の整備を支援します。また、重症な新生児に対し高度で専門的な医療を提供するため、新生児ドクターカー「すくすく号」を引き続き運用します。
- ⑪在宅医療の充実については、引き続き、地域の在宅医療・介護関係者等の顔の見える関係づくりへの支援など、各市町の特性・実情に応じた支援を実施するとともに、医師の在宅医療への参入促進や訪問看護ステーションの運営基盤の強化を図るための研修会等を開催します。
- ⑫小児在宅医療については、引き続き地域の関係機関の連携体制構築に取り組むとともに、NICU 等長期入院児の在宅移行支援体制の構築、在宅での療育を支援する関係機関との連携強化に取り組めます。
- ⑬地方独立行政法人三重県立総合医療センターについて、中期計画に沿った取組を着実に進めることができるよう、評価委員会による評価結果等を踏まえつつ法人への支援を行います。
- ⑭医療の相談や苦情に迅速かつ的確に対応できるよう、研修会への参加等により相談員の資質向上を図るとともに、医療機関等を対象として医療安全や患者相談に関する研修を実施します。
- ⑮院内暴力等に関するアンケート調査の分析を進め、院内暴力対策をはじめとする医療の質の向上のための取組を検討していきます。
- ⑯県立こころの医療センターについては、外来診療機能や訪問看護等の日中活動支援の充実など、病

院機能の整備・充実に引き続き取り組みます。また、県立一志病院については、引き続き家庭医療の実践に取り組むとともに、地域に最適な包括的で全人的な医療の体制づくりに向けて、多職種が連携した取組を推進します。

- ⑰ 県立志摩病院については、基本協定等に基づき、診療体制の回復がさらに図られるよう、指定管理者に対して適切に指導・監督を行います。
- ⑱ 三重県国民健康保険広域化等支援方針に沿って、保険財政共同安定化事業のさらなる拡充を推進するとともに、引き続き、収納率の向上や医療費の適正化に向けた市町の取組を支援するとともに、国保の運営主体等に関する国での議論の動向を注視し、その動きに適切に対応します。

* 「○」のついた項目は、平成 26 年度に特に注力するポイントを示しています。

施策 1 2 2

がん対策の推進

【主担当部局：健康福祉部医療対策局】

県民の皆さんとめざす姿

がんの予防・早期発見から治療・予後までのそれぞれの段階に応じたがん対策が進み、がんにかかる人やがんで亡くなる人が減少しています。

平成 27 年度末での到達目標

県民の皆さん、NPO、企業、医療機関、市町等が連携してがん対策に取り組むことにより、がんに対する意識やがん検診受診率および検診精度の向上が見られ、がんの予防・早期発見が進んでいます。また、がんに対する医療体制や、がん患者とその家族に対する相談支援体制などを強化することにより、がん患者の療養生活の質が向上しています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	B (ある程度進んだ)	判断理由	目標値には到達していないものの、がんによる死亡者数（10万人あたり）は大幅に減少したため、ある程度進んだと判断しました。
----------	----------------	------	--

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標

目標項目	23 年度	24 年度	25 年度		26 年度	27 年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
75 歳未満の人口 10 万人あたりの がんによる死亡者 数（年齢調整後）		74.5 人 (23 年)	71.6 人 (24 年)	0.97 (71.6 人 /73.5 人)	69.8 人 (25 年)	66.0 人以 下(26 年)
	77.4 人 (22 年)	78.5 人 (23 年)	73.5 人 (24 年)			

目標項目の説明と平成 26 年度目標値の考え方

目標項目 の説明	国が策定したがん対策推進基本計画の主目標の一つであり、がんによる 75 歳未満の死亡状況について、年齢構成の異なる地域間の死亡状況が比較できるように年齢構成を調整した県の人口 10 万人あたりの死亡者数
26 年度目標 値の考え方	平成 26 年度の目標値は、平成 25 年度実績値と平成 27 年度目標値の中間値を設定しました。

活動指標		23 年度	24 年度	25 年度		26 年度	27 年度
基本事業	目標項目	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
		12201 がん 予防・早期発 見の推進 (健康福祉部 医療対策局)	がん検診受診 率 (乳がん、子 宮頸がん、大 腸がん)		乳がん 24.4% 子宮頸がん 28.8% 大腸がん 24.2% (23 年度)	乳がん 28.0% 子宮頸がん 30.9% 大腸がん 27.9% (24 年度)	乳がん 0.67 子宮頸がん 1.00 大腸がん 0.86
12202 がん 治療・予後対 策の推進 (健康福祉部 医療対策局)	がん診療に携 わる医師に対 する緩和ケア 研修修了者数 (累計)		681 人	804 人	0.84	916 人	1,050 人
		557 人	673 人	783 人			

(単位：百万円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
予算額等	183	155	176	166	
概算人件費		36	37		
(配置人員)		(4 人)	(4 人)		

平成 25 年度の取組概要

- ① 8 市町において、創意工夫した個別受診勧奨など、がん検診受診率向上の取組を促進するとともにがん検診の受診行動の課題を明らかにするため、県民 1,100 名を対象にアンケート調査を実施
- ② がん対策について民間企業 5 社（信用金庫 4 社、保険会社 1 社）と新たに協定を締結し、民間企業と連携を図り、がん検診受診率向上のための取組を実施
- ③ 地域がん登録によるがん情報のデータ収集の取組を推進（登録届出件数 16,516 件、延べ登録届出件数 59,413 件）するとともに、がん登録の精度向上をめざし、がん登録実務研修会を実施（3 回開催、述べ 37 名参加）
- ④ がん患者の治療効果と療養生活の質の向上をめざし、医科歯科連携による口腔ケアの取組を進めるため、がん診療連携拠点病院等で構成するがん診療連携協議会と三重県歯科医師会、三重県の 3 者が協定を締結（6 月）するとともに、県民公開講座（530 名参加）や人材育成のための研修（909 名参加）を実施
- ⑤ 緩和ケアの体制を充実させるため、がん診療に携わる医師を対象に、7 病院で緩和ケア研修を実施（受講者数 110 名 延べ 783 名修了）
- ⑥ がん患者等に対する支援のため、県がん相談支援センターにおいて、相談、情報提供を実施（相談件数 638 件）するとともに、がん診療連携拠点病院等に設置されているがん相談窓口において、がん患者等に対して相談、情報提供を実施（相談件数 12,324 件）
- ⑦ がん対策の一層の充実を図るため、がん患者とその家族、医療関係者などから多様な意見を聞きながら「三重県がん対策推進条例」を制定

- ⑧ウイルス性肝炎の普及啓発と情報提供を行うとともに、ウイルス検査の受診勧奨を行う肝炎コーディネーター養成講座を開催（193名受講）

平成 25 年度の成果と残された課題（評価結果）

- ①実施したアンケート調査の結果、がん検診未受診の理由（複数回答）として「健康であり必要性を感じない（51%）」「健康診断を受けているので心配ない（35%）」などの理由が上位を占めました。アンケート調査結果をふまえ、受診率向上につながる普及啓発が必要です（がん検診受診率については、ブラッシュアップ懇話会において、県民指標（75歳未満の人口10万人あたりのがんによる死亡者数）との整合性等について指摘を受けており、国が示した考え方に基づく年齢区分（40-69歳、子宮頸がんに関しては20-69歳）における平成23年度のがん検診受診率は、乳がん38.1%、子宮頸がん47.4%、大腸がん29.8%となります。）。
- ②がん検診普及啓発の協定締結を受け、信金4社はがん検診受診者を対象にして、利息優遇の定期預金を販売（口座開設1,557件）するなど、がん検診受診率向上の取組が進みました。引き続き、民間企業・団体等と連携し、がん検診の実効性ある普及啓発を推進していく必要があります。
- ③地域がん登録による罹患・治療情報が蓄積され、平成23年のデータの値が確定しました。今後、当該データをふまえ、実効性のあるがん対策につなげる必要があります。また、平成28年1月のがん登録等の推進に関する法律の施行を見据えて、県内全病院において精度の高いがん登録の実施が出来るよう、がん登録担当者の資質向上に取り組む必要があります。
- ④県とがん診療連携協議会、歯科医師会の3者でがん患者医科歯科連携に関する協定を締結して、連携推進会議を開催するとともに、医科・歯科医療関係者を対象に研修会の実施や、協力歯科医療機関の情報提供を行いました。また、県民の皆さんに対して、がん治療における歯科治療や口腔ケアの重要性について情報提供を行いました。今後、医科歯科連携を推進するため、地域における具体的な働きかけが必要です。
- ⑤新たに緩和ケア等のがん医療に携わる医療機関の医師等に対し、研修の周知及び受講を促す必要があります。
- ⑥県民の皆さんが、県がん相談支援センターやがん診療連携拠点病院等でがん相談ができる体制の充実に努めています。今後、がん患者等の不安や疑問、治療に関する相談に加え、がん患者とその家族が社会的な活動を続けるための支援が必要です。
- ⑦「三重県がん対策推進条例」に基づき、さまざまな主体が連携・協力して効果的ながん検診受診率向上の取組など、がんの予防と検診の重要性について啓発を図るとともに、がん教育、就労支援など新たな課題に取り組む必要があります。
- ⑧肝炎コーディネーター養成講座の修了者に対するフォローアップが必要です。

平成 26 年度の改善のポイントと取組方向

【健康福祉部医療対策局 次長 松田 克彦 059-224-2326】

- ①がん検診の受診率向上の取組が一層拡大するよう、受診率向上の効果がみられる好事例を各市町に紹介するとともに、アンケート調査結果をふまえた効果的な受診勧奨の手法を検討します。また、がんの正しい知識の普及啓発やがん検診受診率向上などの取組をNPO、民間企業・団体等と連携して推進します。
- ②がん登録の推進を図り、がん医療の状況を詳細に把握するため、がんの罹患、診療等に関する精度の高い情報をデータベースに記録、保存する取組を促進します。また、三重大学を中心にがん登録データの分析を行い、今後のがん対策を進めるための企画立案や、市町や医療機関等での利用が出来るよう、情報提供等の取組を進めます。
- ③各地域における医科歯科連携を推進するため、各地域のがん診療連携拠点病院等に対して協力歯科

医療機関についての情報提供を行うなど、連携を働きかけ、がん患者の治療効果の向上や療養生活の質の向上を図ります。

- ④緩和ケアの普及を図るため、新たにごん医療連携推進病院に指定された医療機関や緩和ケア病棟を設置する医療機関に対して、緩和ケア研修の受講を働きかけます。その際、医師のみならず緩和ケアを担う看護師・薬剤師等の医療従事者にも受講を促します。
- ⑤がん患者の就労支援のため、がん相談支援センターに社会保険労務士を派遣し、がん患者の就労関連ニーズや課題を把握して、仕事と治療の両立支援の情報提供、相談支援の仕組みづくりに取り組みます。
- ⑥がん教育の取組を進めるため、教育関係機関等と連携・協力して、がんに対する理解と予防に関する知識を深める教育プログラムを開発していきます。
- ⑦県民のがんに対する理解を深め、併せて予防等に対する意識向上を図るため、市町をはじめ県内関係者と一体となって県民運動を展開します。
- ⑧肝炎コーディネーター養成講座の修了者に対して、医療費助成制度の改正などの情報提供を行っていきます。

* 「○」のついた項目は、平成 26 年度に特に注力するポイントを示しています。

施策 1 2 3

こころと身体 の健康対策の推進

【主担当部局：健康福祉部医療対策局】

県民の皆さんとめざす姿

健康づくりから病気の予防・早期発見・治療・予後までの一連の健康対策が進み、県民一人ひとりに、適正な生活習慣が身につくことにより、生涯を通じて健康的な生活を送っています。また、県民の皆さんが生活習慣病や難病等の病気のと きも、適切な治療や支援を受けています。

平成 27 年度末での到達目標

地域の実情に応じて、県民の皆さん、NPO、企業、学校、市町等が連携してこころと身体 の健康づくりに取り組むことにより、自殺者数の減少や特定健康診査受診率の向上、歯科疾患の改善がみられ、県民一人ひとりの健康の増進と生活習慣の改善が進んでいます。また、生活習慣病患者や難病患者等に対する切れ目のない医療連携体制の充実や医療費助成などにより、安心して療養できる体制の整備が進んでいます。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	B (ある程度進んだ)	判断理由
		県民指標及び活動指標は、いずれも目標の 95%以上を達成していることから、「ある程度進んだ」と判断しました。

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標						
目標項目	23 年度	24 年度	25 年度		26 年度	27 年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
健康寿命		男 77.4 歳 女 80.7 歳 (23 年)	男 77.6 歳 女 81.0 歳 (24 年)	男 0.99 女 0.99	男 77.8 歳 女 80.9 歳 (25 年)	男 78.1 歳 女 81.5 歳 (26 年)
	男 77.1 歳 女 80.4 歳 (22 年)	男 77.1 歳 女 80.1 歳 (23 年)	男 77.4 歳 女 80.2 歳 (24 年)			
目標項目の説明と平成 26 年度目標値の考え方						
目標項目 の説明	国が定めた国民健康づくり運動「健康日本 21」の目的の一つであり、県民の皆さんが日常的に介護を必要とせず自立して心身ともに健康的な日常生活を送ることができる期間					
26 年度目標 値の考え方	平成 26 年度の目標値は、平成 25 年度実績値と平成 27 年度目標値の中間値を設定しました。					

活動指標							
基本事業	目標項目	23 年度	24 年度	25 年度		26 年度	27 年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
12301 健康づくり活動の推進 (健康福祉部医療対策局)	8020 運動推進員数		249 人	276 人	1.00	305 人	330 人
		222 人	225 人	279 人			

基本事業	目標項目	23年度	24年度	25年度		26年度	27年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
12302 こころの健康づくりの推進 (健康福祉部医療対策局)	自殺対策に係るネットワーク組織を設置している地域数		7地域	9地域	1.00	9地域	9地域
		6地域	9地域	9地域			
12303 生活習慣病・難病対策の推進 (健康福祉部医療対策局)	特定健康診査受診率		43.2% (23年度)	47.1% (24年度)	0.95	49.8% (25年度)	55.0% (26年度)
		39.2% (22年度)	41.1% (23年度)	44.6% (24年度)			

(単位：百万円)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
予算額等	2,667	2,735	2,632	2,766	
概算人件費		370	487		
(配置人員)		(41人)	(53人)		

平成25年度の取組概要

- ① 県民の皆さんの健康づくりの意識の醸成を図るため「県民健康の日こころの絆づくりチャリティー・コンサート」(1,068人参加)や慢性腎臓病(chronic kidney disease:CKD)対策の県民公開講座(417人参加)を実施
- ② ソーシャルキャピタル(人々の信頼関係や結びつき)を活用した健康づくりに関する「地域の健康づくり研究会」の開催(市町職員、健康づくりに関する関係者等46名参加)
- ③ 特定健康診査の受診率向上を図るため、市町・保険者と連携した特定健康診査とがん検診との同時実施に向けた意見交換を実施(3市4町実施)
- ④ 特定健診・特定保健指導の質の向上のために健診・保健指導担当者を対象に研修を実施(6日間、172名受講)
- ⑤ 歯科保健対策を一元的に取りまとめ、乳幼児から高齢者、障がい児(者)等すべての県民に対する歯科保健の向上をめざして、県口腔保健支援センターを設置(9月)
- ⑥ 関係者の理解を得ながらフッ化物洗口の実施箇所の拡大(フッ化物洗口モデル保育所・幼稚園10園)に取り組むとともに、児童虐待予防に資する要保護児童スクリーニング指数(MIES*)を小学校30校で試行的に実施
- ⑦ 悩んでいる人に気づき、必要な支援につなげるメンタルパートナーを養成(24,336人)するとともに、自殺企図者(自殺を目的として自損行為を行い救急搬送された者)の実態調査を実施
- ⑧ 特定疾患治療研究事業など難病対策の見直しが検討されており、公平で安定的な制度構築について、国、患者団体と意見交換を実施(3回)

平成25年度の成果と残された課題(評価結果)

- ① ソーシャルキャピタルを活用した健康づくりを進めるため、具体的な方策の検討が必要です。
- ② 特定健康診査とがん検診との同時実施に向けて働きかけた結果、新たに平成26年度から2市3町が同時実施に取り組むこととなり、合わせて8市町で同時実施されることになりました。今後は、同時実施の効果について評価を行うとともに、未実施の市町に対して働きかけることが必要です。また、健診の質の向上を図るため、健診・保健指導担当者の資質の向上が必要です。さらに、受診対象者への特定健康診査の必要性等について周知を図るとともに、受診率の低い集団への働きかけが

必要です。

- ③県口腔保健支援センターの設置により県内体制を強化し、市町・関係機関等で実施している歯科保健対策を一元的に管理・運営しました。今後は、地域ごとに連携が進むよう支援する必要があります。
- ④フッ化物洗口の年齢層の拡大やM I E Sの小学校での普及を図るため、関係者と連携しながら取組を進める必要があります。
- ⑤自殺企図者の実態調査結果から、自殺企図者の多くは精神疾患を抱えており、再企図の危険性を持ちながら医療機関による精神的ケアが充分でない状況が明らかになりました。そのため再企図を防ぐため、地域において必要な支援が継続して受けられる仕組みづくりが必要です。
- ⑥特定疾患治療研究事業など難病対策の法制化に伴う新制度への移行が円滑に進むよう、対応が必要です。

平成 26 年度の改善のポイントと取組方向

【健康福祉部医療対策局 次長 松田 克彦 059-224-2326】

- ①ソーシャルキャピタルを活用した健康づくりを進めるため、引き続き「地域の健康づくり研究会」を開催し、大学・関係機関・団体・企業・市町等の関係者と意見交換を行うとともに、県内外の先進的な取組について情報収集し、これをもとに具体策を検討します。
- ②県民の健康づくり推進のため、喫煙・食生活・運動等の生活習慣が健康に及ぼす正しい知識の普及啓発を進めるとともに、NPO等と連携した健康な地域づくりの支援や、「健康づくり応援の店」の拡大など、地域における健康づくりの取組を進めます。また、医療関係者と連携した脳卒中対策の活動を促進するとともに、糖尿病等と関連がある慢性腎臓病（CKD）対策に取り組みます。
- ③特定健康診査受診、特定保健指導を通じた生活習慣病予防の推進のため、特定健康診査とがん検診との同時実施をさらに進めるとともに、健診・保健指導担当者の資質の向上を図るための研修の実施や、市町、保険者の取組を支援します。
- ④「みえ歯と口腔の健康づくり基本計画」に基づく施策を各地域において推進するため、県口腔保健支援センターから市町・関係機関に対して地域ごとの連携体制づくりを働きかけます。
- ⑤学校等で安全にフッ化物洗口が実施できるよう、マニュアルを作成し普及に努めます。また、M I E Sの活用についても、小学校での検証結果をもとに、本格的な実施に向けて市町教育委員会などに働きかけを行います。
- ⑥自殺対策のためメンタルパートナーなどの人材育成や啓発事業、相談事業の充実に努めるとともに、自殺未遂者の再企図防止のため、救急医療機関と精神科医療、保健所等が連携を強化して、自殺未遂者を切れ目なくケアする体制の整備に取り組めます。
- ⑦国における難病対策の法制化に伴い、医療費助成の対象となる難病患者が拡大する見通しとなっており、今後医療機関・関係団体と連携して、新制度に適切に対応していきます。

* 「○」のついた項目は、平成 26 年度に特に注力するポイントを示しています。

施策 131

犯罪に強いまちづくり

【主担当部局：警察本部】

県民の皆さんとめざす姿

地域社会における絆と人びとの高い規範意識が相まって、犯罪の起きにくい社会が構築されています。また、社会全体で犯罪被害者等に対する支援が行われています。

平成 27 年度末での到達目標

県民に強い不安を与える凶悪犯罪や県民の身近で発生する街頭犯罪等が、地域と一体となった犯罪抑止活動、検挙活動等により減少しています。また、社会全体で犯罪被害者等を支援する機運が高まっています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	B (ある程度進んだ)	判断理由	県民指標は、目標値を達成しましたが、活動指標の達成率が約 89%であることから、「ある程度進んだ」と判断しました。
----------	----------------	------	---

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標						
目標項目	23 年度	24 年度	25 年度		26 年度	27 年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
刑法犯認知件数	/	21,900 件 以下	21,300 件 以下	1.00	21,000 件 以下	21,000 件 以下
	22,215 件	21,493 件	19,726 件		/	/
目標項目の説明と平成 26 年度目標値の考え方						
目標項目 の説明	刑法犯（道路上の交通事故に係る危険運転致死傷、業務上（重）過失致死傷および自動車運転過失致死傷を除く）について、1 年間に被害の届出や告訴・告発を受理等した件数					
26 年度目標 値の考え方	地域と一体となった犯罪抑止活動、検挙活動等を推進した結果、刑法犯認知件数は減少傾向にあり、平成 25 年度の件数（実績値）を勘案して目標値を設定しました。					

活動指標							
基本事業	目標項目	23 年度	24 年度	25 年度		26 年度	27 年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
13101 みんなで進める犯罪に強いまちづくりの推進（警察本部）	街頭犯罪等の認知件数	/	3,200 件 以下	3,200 件 以下	0.95	3,200 件 以下	3,200 件 以下
		3,641 件	3,458 件	3,359 件		/	/
13102 犯罪の徹底検挙と抑止のための活動強化（警察本部）	凶悪犯の検挙率	/	80.0%	80.0%	0.89	80.0%	80.0%
		71.6%	73.0%	70.8%		/	/

基本事業	目標項目	23年度	24年度	25年度		26年度	27年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
13102 犯罪の徹底検挙と抑止のための活動強化（警察本部）	主な侵入犯罪の検挙人員		210人	210人	0.90	210人	210人
		194人	193人	189人			
13103 組織犯罪対策の推進（警察本部）	暴力団検挙人員		280人	280人	0.65	280人	280人
		250人	216人	181人			
13104 犯罪被害者等支援対策の充実（警察本部）	犯罪被害者等支援の理解者数		3,500人	3,500人	0.95	3,500人	3,500人
		2,603人	4,284人	3,314人			
13105 県民の安全を守る活動基盤の整備（警察本部）	交番・駐在所施設の充実度		40.0%	41.0%	1.00	42.0%	43.0%
		38.8%	40.0%	41.0%			

（単位：百万円）

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
予算額等	3,949	3,416	3,334	4,026	
概算人件費					
（配置人員）					

平成25年度の取組概要

- ①地域における自主防犯活動の活性化を図るため、関係機関、団体等と連携し、防犯活動物品の配布や犯罪情報・地域安全情報の提供等の支援を推進（防犯ボランティア5団体に防犯活動物品支援）
- ②少年の非行防止と健全育成を図るため、大学生ボランティア等と連携した非行少年等の立ち直り支援活動などを推進（「少年の居場所づくり」を10回実施）
- ③街頭犯罪や子ども・女性を対象とする犯罪等を抑止するため、街頭緊急警報装置を整備（26基を更新）
- ④県民に強い不安を与える凶悪犯罪や県民の身近で発生する侵入犯罪等を早期・徹底検挙するため、組織の総合力を発揮した初動捜査と現場検挙活動の徹底、捜査の科学化、各種捜査支援システムの拡充などを推進（平成26年3月2日、三重郡朝日町地内における女子中学生被害に係る強盗殺人等事件を検挙）
- ⑤暴力団の壊滅に向け、あらゆる法令を活用した戦略的な取締りを推進するとともに、暴力団対策法及び三重県暴力団排除条例を活用した社会全体での暴力団排除対策を推進（「三重県暴力団排除対策推進会議」、「鳥羽市旅館業不当要求拒否宣言の街」を設立）
- ⑥社会全体で犯罪被害者等を支援する機運を醸成するため、関係機関・団体と連携した各種広報・啓発活動を実施（「命の大切さを学ぶ教室」を16回開催、平成25年11月14日「犯罪被害者支援を考える集い」を開催、「犯罪被害者支援キャラバン隊」が南伊勢町、大紀町、大台町の3町を訪問）
- ⑦地域における「生活安全センター」である交番・駐在所の機能を強化するため、相談室を始め、地域住民がより利用しやすい環境に配慮し、建て替え整備を推進（駐在所2か所を建て替え）

平成25年度の成果と残された課題（評価結果）

- ①「安全で安心な地域社会」の実現に向けて、県民の皆さんと連携・協働した活動を推進した結果、県内における平成25年中の刑法犯認知件数は、17年ぶりに2万件を下回りましたが、街頭犯罪等、中でも

侵入犯罪や自動車盗の発生が後を絶たず、県民の皆さんの不安を解消するには至っていません。

引き続き、県民の皆さんが、安全・安心を実感できる地域社会づくりを実現するため、地域と一体となった犯罪抑止活動や検挙活動を一層推進する必要があります。

- ②インターネットが日常生活に不可欠な社会基盤として定着している中、インターネットを利用した犯罪等が増加傾向にあり、サイバー空間の安全・安心の確保が喫緊の課題となっています。
- ③県民に強い不安を与える凶悪犯は、減少傾向にあるものの、検挙率は70.8%で目標値の80.0%を9.2ポイント下回り、また、県民の身近で発生する侵入犯罪は、検挙件数が増加しましたが、検挙人員は189人と目標値210人には至らず、捜査力を一層強化する必要があります。
- ④暴力団の活動が低下する一方、事件の端緒把握が困難になる等の背景から、検挙人員が減少傾向にあるため、実態解明を徹底し、事件検挙につなげていくことが課題となっています。
- ⑤「命の大切さを学ぶ教室」の受講者約5,630人からアンケート調査を実施した結果、約83%が「命を大切にしなければならない」、約64%が「被害者や遺族の人たちは、大変な思いをしている」と回答しています。命の大切さへの理解は深まっていますが、被害者等が置かれている現状に対する理解をより浸透させていく必要があります。

また、平成25年度から「犯罪被害者支援を考える集い」、「犯罪被害者支援キャラバン隊」のイベントの運営に大学生ボランティアが参加したところです。引き続き、大学生を始めとする多くの若者に支援活動への参加を呼び掛ける必要があります。

平成26年度の改善のポイントと取組方向 【警察本部 警務部首席参事官 里村 薫 059-222-0110】

- ①地域住民、防犯ボランティア団体等と連携し、地域の犯罪情勢に即した効果的な犯罪抑止対策を展開します。特に、子どもや女性が犯罪の被害に遭わない生活環境づくりに結び付く情報発信活動を積極的に行うほか、チャイルドガーディアン*を配置して、子どもの見守り活動を一層強化します。
- ②性犯罪等に係る不審者情報を始め、関連情報を可能な限り収集する一方、現場鑑識活動や犯罪手口分析を一層強化して、凶悪犯罪の未然防止と徹底検挙に努めます。
- ③県民の皆さんが強い不安を感じるサイバー犯罪やサイバー攻撃に迅速・的確に対処するため、「サイバー犯罪対策課」、「警備企画課」を新設し、捜査力、解析力、事態対処力の強化を図るほか、民間事業者の知見を活用した捜査の推進、官民一体となった抑止対策を推進します。
- ④県民アンケート結果では、「空き巣等の侵入犯罪」が、被害に遭うかもしれないと不安になる犯罪の第1位となっています。刑法犯認知件数の約8割を占める窃盗犯に対する捜査体制の充実・強化を図るため、「捜査第三課」を新設し、県民の身近で発生する職業的犯罪とも言える侵入犯罪等の早期・徹底検挙に努めます。
- ⑤暴力団を壊滅させるためには、一極集中状態にある山口組の弱体化が急務であり、山口組の強大化を支える弘道会の弱体化が不可欠です。よって、あらゆる法令を活用した戦略的な取締りを強化するとともに、暴力団排除条例を活用した社会全体での暴力団排除や薬物・銃器の根絶など、総合的な組織犯罪対策を推進します。
- ⑥社会全体で犯罪被害者等を支える機運を醸成し、自分や他人の命を大切にする意識、罪を犯してはいけないという規範意識の高揚を図るため、「命の大切さを学ぶ教室」を開催するほか、行政機関、民間支援団体、事業所等と連携し、若者の参加促進を図った上で、「犯罪被害者支援を考える集い」、「犯罪被害者支援キャラバン隊」等の広報啓発活動を実施します。
- ⑦警察活動を支える基盤を充実強化するため、交番、駐在所等の施設や、複雑化、多様化、広域化する犯罪等に的確に対応する各種捜査支援システムなどを整備・充実します。

*「○」のついた項目は、平成26年度に特に注力するポイントを示しています。

施策 132

交通安全のまちづくり

【主担当部局：環境生活部】

県民の皆さんとめざす姿

県民一人ひとりが、「交通事故を起こさない、交通事故に遭わない」という交通安全意識の高揚に加え、「地域で支え合い、地域の安全は地域で確保する」という意識を持って行動することで、交通事故が減少しています。

また、交通安全施設等の整備が進み、誰もが安全で快適に通行できる道路交通環境が整備されています。

平成 27 年度末での到達目標

市町、学校、関係団体等さまざまな主体との連携が進み、それぞれの特性を生かした交通安全教育や啓発活動が行われ、交通事故をなくすという地域主体の交通安全活動の輪が広がり、交通事故による死者数が減少しています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	B (ある程度進んだ)	判断理由	県民指標については、過去最少であった平成 24 年から 1 人減少したものの目標を達成できませんでしたが、活動指標については、3 項目のうち 1 項目は目標を達成し、残り 2 項目においても目標の 90% を超える実績であることから、「ある程度進んだ」と判断しました。
----------	----------------	------	--

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標						
目標項目	23 年度	24 年度	25 年度		26 年度	27 年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
交通事故死者数	95 人	90 人以下 95 人	85 人以下 94 人	0.90	80 人以下	75 人以下
目標項目の説明と平成 26 年度目標値の考え方						
目標項目の説明	交通事故発生から 24 時間以内の死者数					
26 年度目標値の考え方	第 9 次三重県交通安全計画において平成 27 年の目標値を 75 人以下としていることから、平成 25 年の現状を踏まえ、14 人の減少をめざすこととしました。					

活動指標							
基本事業	目標項目	23 年度	24 年度	25 年度		26 年度	27 年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
13201 交通安全意識と交通マナーの向上に向けた啓発・教育の推進（環境生活部）	交通事故死傷者数	13,908 人	13,300 人以下 13,382 人	12,800 人以下 12,979 人	0.99	12,300 人以下	11,800 人以下

基本事業	目標項目	23年度	24年度	25年度		26年度	27年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
13202 安全で 快適な交通環境 の整備（警察本 部）	信号機の整備箇 所数（累計）		3,160 か所	3,190 か所	1.00	3,220 か所	3,250 か所
		3,133 か所	3,163 か所	3,193 か所			
13203 交通秩 序の維持（警察 本部）	シートベルトの 着用率		96.5%	97.0%	0.99	97.5%	98.0%
		95.9%	95.6%	96.5%			

（単位：百万円）

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
予算額等	4,658	4,642	5,054	4,608	
概算人件費		144	138		
（配置人員）		（16 人）	（15 人）		

平成 25 年度の取組概要

- ①「三重県飲酒運転^{ゼロ}をめざす条例」をふまえ、基本計画を策定するとともに、12月1日の「飲酒運^{ゼロ}転^{ゼロ}をめざす推進運動の日」に合わせた交通安全県民大会の開催等をはじめ、条例の周知と飲酒運^{ゼロ}転^{ゼロ}をめざした広報・啓発の展開
- ②四季の交通安全運動など、市町、関係機関・団体等と連携した啓発活動の実施（四季の交通安全運動への参加者数：125,855人）
- ③交通安全教育の裾野を広げ、地域等に根付かせるため、三重県交通安全研修センターを活用した市町や企業等の職員など地域や職域で交通安全教育を推進する指導者（交通安全教育指導者）の養成及び資質向上（1,611人）
- ④高齢者の事故防止のため、老人クラブを中心に地域の交通安全活動に自ら取り組む高齢者（シルバーリーダー）の育成（288人）とシルバーリーダーによる交通安全活動の実施（交通安全講習会、街頭啓発活動等を通じた啓発延べ人数18,916人）
- ⑤子どもの事故防止のため、幼児・児童を主な対象とした「交通安全アドバイザー」による交通安全教育・啓発活動の実施（交通安全教室開催回数：346回、交通安全教室への参加者数：21,750人）
- ⑥通学路緊急合同点検等による交通安全施設の整備や信号機の新設・改良、歩道や照明灯の整備（信号機新設：30基）
- ⑦飲酒運転や速度超過などの悪質・危険な違反に重点を置いた取締り、シートベルトの着用の徹底に重点を置いた取締りや街頭等における啓発活動の実施

平成 25 年度の成果と残された課題（評価結果）

- ①平成 25 年中の県内の飲酒運転絡みの死亡事故件数は 3 件（対前年比 1 件減）で、飲酒運転人身事故件数は 63 件（対前年比 10 件減）でした。平成 26 年 4 月からスタートする「三重県飲酒運転^{ゼロ}をめざす基本計画」による施策、事業を展開し、飲酒運転根絶の取組を強化する必要があります。
- ②県内の交通事故による死者数・負傷者数は、長期的に見るといずれも減少を続けていますが、1 日当たり約 36 人もの県民の方が死傷するなど厳しい情勢が続いていることから、引き続き、県民の

皆さん一人ひとりの交通安全意識の高揚を図るとともに、交通ルールの遵守と正しいマナーの実践を習慣づけ、交通安全教育や広報啓発活動を推進していく必要があります。

- ③三重県交通安全研修センターにおいて、参加・体験・実践型教育を推進し、地域や職域で活動する交通安全教育指導者を養成するとともに、全ての県民に対して質の高い交通安全教育を提供できるよう、事業の充実や改善等を図っていく必要があります。
- ④高齢社会の進展に伴い、平成 20 年以降、交通事故死者数の半数以上を 65 歳以上の高齢者が占める状況（平成 25 年 52.1%）が続いていることから、引き続き、高齢者などの交通弱者に重点を置いた交通安全教育や広報啓発活動を推進するとともに、高齢者自らが安全な交通行動を実践するだけでなく、他の高齢者や地域の交通安全に貢献できる仕組みづくりを進め、地域主体の交通安全活動の輪を広げていく必要があります。
- ⑤「交通安全アドバイザー」による子ども等を対象とした交通安全教育を推進するとともに、変化する交通情勢に的確に対応し、絶えず交通安全に対する県民力を高める必要があります。
- ⑥通学路等の生活道路や新設道路等の安全確保を図っていますが、交通事故を防止し、安全で快適な交通環境を実現するためには、引き続き、信号機の新設・改良、横断歩道等の設置等を重点的に推進していく必要があります。
- ⑦交通事故死者数のさらなる減少に向けて、シートベルト着用を含め運転者等の交通ルール遵守意識の向上等を図るため、交通指導取締り、交通安全教育、広報啓発活動等を一層推進する必要があります。

平成 26 年度の改善のポイントと取組方向【環境生活部 次長 北村文明 059-224-2468】

- ①「三重県飲酒運転^{ゼロ}をめざす条例」の施行及び同基本計画をふまえ、規範意識の定着のための教育および知識の普及や、再発防止のため、飲酒運転違反者に対してアルコール依存症に関する受診義務通知および飲酒運転とアルコール問題に関する相談等の取組を推進します。
- ②三重県交通対策協議会を構成する 122 機関・団体との幅広い連携・協力のもと、四季の交通安全運動などを中心に交通安全教育や広報啓発活動を展開し、県民一人ひとりの交通安全意識の高揚を図ります。
- ③三重県交通安全研修センターにおいて、交通安全教育を地域等に根づかせるため、地域や職域で活動する交通安全教育指導者をその特性に応じ段階的・継続的に育成します。また、センターがより有効活用されるよう、教育内容・手法等の協議・検討を行い、参加・体験・実践型の交通安全教育の充実強化を図ります。
- ④高齢者の交通事故防止に向けて、高齢者の方に「自分たちが中心になって地域の安全を確保する」という意識のもとに交通安全を推進していただけるよう、シルバーリーダーの育成・活用に力点を置いて取り組んでいきます。また、本県の交通事故発生状況等をふまえ、交通事故の発生割合が高い地域に重点を置くなど、効果的な啓発活動等に取り組んでいきます。
- ⑤「交通安全アドバイザー」による出前方式の交通安全教育及び広報啓発活動の一層の推進を図ります。
- ⑥生活道路や新設道路等において、信号機の新設・改良、横断歩道等の設置等の計画的な推進を図り、安全・安心な交通環境の実現に努めます。特に、通学路においては、引き続き重点的な交通安全施設整備に取り組めます。
- ⑦交通ルール遵守意識の向上を図るため、飲酒運転、信号無視などの悪質性・危険性の高い交通違反やシートベルト着用、チャイルドシートの正しい使用の徹底に重点を置いた指導取締りを行うとともに、関係機関・団体等と連携した交通安全教育・広報啓発活動を促進します。

* 「○」のついた項目は、平成26年度に特に注力するポイントを示しています。

施策 133

消費生活の安全の確保

【主担当部局：環境生活部】

県民の皆さんとめざす姿

事業者から安全で安心な商品やサービスが提供されるとともに、消費者団体、地域住民、事業者団体、教育機関、市町等のさまざまな主体の連携により、消費者啓発や消費者教育、情報提供が行われ、県民一人ひとりが消費生活に関する正しい知識や情報を得て、自主的かつ合理的な消費活動を行っています。

平成 27 年度末での到達目標

身近なところで、さまざまな主体の連携による消費者啓発や消費者教育、情報提供が行われ、地域で支え合う意識が高まることにより、消費者トラブルの予防や解決など県民の皆さんの自主的な取組が広がっています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	B (ある程度進んだ)	判断理由	県民指標は目標値を達成していますが、ホテル等における食材の不適切表示が県内においても発生したことから、完全に進展したとは言えないと判断し、「B」としました。
----------	----------------	------	--

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標						
目標項目	23 年度	24 年度	25 年度		26 年度	27 年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
消費生活情報を県民が利用している件数		54,500 件	54,500 件	1.00	56,000 件	56,000 件
	53,322 件	51,032 件	57,505 件			
目標項目の説明と平成 26 年度目標値の考え方						
目標項目の説明	消費生活に関する講座、研修会、情報提供事業の情報を利用している件数（交通安全・消費生活課調べ）					
26 年度目標値の考え方	平成 27 年度目標値達成に向けて、目標値を 56,000 件としました。					

活動指標							
基本事業	目標項目	23 年度	24 年度	25 年度		26 年度	27 年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
13301 消費者の自立のための支援（環境生活部）	消費生活講座が役に立つと回答した受講者の割合		97.6%	98.4%	1.00	99.6%	100%
		96.8%	98.4%	99.2%			

基本事業	目標項目	23年度	24年度	25年度		26年度	27年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
13302 消費者被害の防止・救済（環境生活部）	消費生活相談の解決につながる助言を行った割合		97.3%	98.6%	0.99	99.3%	100%
		96.8%	98.0%	98.2%			

（単位：百万円）

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
予算額等	118	132	135	159	
概算人件費		135	147		
（配置人員）		（15 人）	（16 人）		

平成 25 年度の取組概要

- ①「みえ・くらしのネットワーク」会員との連携による消費者月間記念講演会や消費者フェスタ等の講演会（3回 989人）、出前講座（25回 752人）、青少年消費生活講座（20回 2,403人）等啓発事業を実施するとともに、ホームページ等さまざまな広報媒体による情報提供を実施
- ②消費者啓発地域リーダー養成講座（5回 49人増）を開催するとともに教材提供等により活動を支援（リーダー登録者累計 108人）
- ③三重県消費者教育推進地域協議会の設置、教職員研修会やeラーニング教材作成（3本）の支援
- ④消費生活相談員の養成講座（62人）の開催、研修への派遣による消費生活相談員の資質向上
市町の相談窓口充実のため、巡回訪問、市町ホットラインによる助言、相談マニュアル作成等により支援を行うとともに、市町の広域的連携の調整（会議4回）、助言により2町が相談員配置
- ⑤事業者に対して、特定商取引法に基づく行政指導（2件）、近隣県や関係機関との連携強化による情報共有と合同指導（1件）を実施
- ⑥食材の表示の適正化のため、不当商取引指導専門員を2名増員し、研修会開催や講師派遣（4回）、自己点検等自主的取組の支援を実施。また景品表示法に基づく指導、業界団体への要望（6件）を実施

平成 25 年度の成果と残された課題（評価結果）

- ①消費生活講座等の開催、さまざまな広報媒体による情報提供や啓発活動、平成 24 年度に制作した Web コンテンツの配信等により、県民の皆さんの消費者被害の未然防止に関する意識が醸成されつつありますが、依然として消費者問題が発生しているため、今後も相談の状況に応じて効果的に啓発を行っていく必要があります。
- ②高齢者の消費者被害防止のため、老人クラブや福祉関係者等に働きかけ、消費者啓発地域リーダーを養成しました。高齢者の相談割合が増加していることから、今後さらに、地域リーダーの実践力を高め、地域啓発を促進する必要があります。
- ③消費者、事業者、教育関係者、福祉関係者等で構成する三重県消費者教育推進地域協議会を設置したことから、今後、総合的・体系的な消費者教育推進計画について検討する必要があります。
- ④市町の広域的連携の調整を行った結果、2町に消費生活相談員が配置されるなど徐々に相談体制が充実されていますが、小規模な市町における単独の消費生活相談員配置は難しい状況にあります。市町と十分意見交換しながら、市町の相談体制充実に向けてさらに働きかけや助言を行っていく必要があります。

- ⑤健康食品の送りつけ商法など悪質な被害事例が依然として発生していることから、消費者被害の発生・拡大防止を図るため、さらに関係機関等との連携を強化し、事業者指導に取り組む必要があります。
- ⑥ホテル等における食材の不適切表示が県内においても発生したことから、事業者における研修会開催や自己点検等の自主的取組を支援しました。また、消費者や食品関連事業者、学識経験者からの意見をふまえ、食品関連事業者の責務等を明確化するなど「三重県食の安全・安心確保に関する条例」の一部を改正しました。今後も引き続き、農林水産部、健康福祉部等関係部と連携し、食品表示の適正化に向けて、事業者に対する啓発や監視指導を強化していく必要があります。

平成 26 年度の改善のポイントと取組方向【環境生活部 次長 北村文明 059-224-2468】

- ①さまざまな主体が参画するネットワークの拡大を進め、連携して幅広く啓発活動を行います。また、本県で相談の多い工事・建築関連のトラブルや急増する悪質商法、振り込め詐欺など、相談状況に応じて、警察や関係団体等と連携して啓発を行い、消費者トラブルの未然防止、拡大防止を図ります。
- ②高齢者の消費者被害防止のため、市町や関係団体等と連携し、地域の状況に応じて消費者啓発地域リーダーの増員や実践力向上のための研修会開催、教材の提供など、地域啓発の促進に取り組みます。
- ③関係部局、関係機関と連携し、消費者教育の教材の充実など具体的推進策を進めるとともに、三重県消費者教育推進地域協議会において、総合的・体系的な消費者教育推進計画等について検討します。
- ④県消費生活センターは、県内の消費者行政の中核センターとして、消費者事故等に関する情報集約や情報提供を行うとともに、専門的な相談対応等を行います。また、県民の皆さんに一番身近な市町で消費生活相談に対応できるよう、広域的連携による相談体制の充実等について働きかけや助言を行います。
- ⑤悪質な商取引や不当な表示等について、市町や警察、近隣県、関係機関等と連携して合同指導を行うなど効果的・効率的な事業者指導を行います。
- ⑥食材の表示の適正化に向けて、平成 25 年度に増員した不当商取引指導専門員を活用し、事業者に対して巡回訪問を実施することにより啓発を強化します。また、消費者庁、関係部局、事業者団体等との連携により、国の示したガイドラインによる研修会の開催、事業者の自主的取組の支援、監視指導の強化に取り組みます。

* 「○」のついた項目は、平成 26 年度に特に注力するポイントを示しています。

施策 134

薬物乱用防止等と医薬品の安全確保

【主担当部局：健康福祉部】

県民の皆さんとめざす姿

さまざまな主体との連携により、薬物乱用防止や動物愛護について地域全体で取り組んでいます。また、医薬品や医療機器などの品質管理体制の整備により、医薬品等の安全が確保された社会が構築されています。

平成 27 年度末での到達目標

多くの関係機関等と連携して普及啓発活動を行うことにより、薬物乱用防止や動物愛護に対する意識が向上しています。また、医薬品や医療機器などの製造から販売に至る一貫した監視指導を行うことにより、安全な医薬品等が供給されています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	A (進んだ)	判断理由
		県民指標及び4つの活動指標いずれにおいても平成 25 年度目標値を達成したため、「進んだ」と判断しました。

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標						
目標項目	23 年度	24 年度	25 年度		26 年度	27 年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
薬物乱用防止講習会の参加者数（累計）	/	245,200 人	295,200 人	1.00	345,200 人	395,200 人
	204,790 人	264,566 人	326,721 人		/	/
目標項目の説明と平成 26 年度目標値の考え方						
目標項目の説明	県等が行う薬物乱用防止講習会に参加した人数					
26 年度目標値の考え方	平成 27 年度の目標達成に向けて、平成 24 年度目標値を基準として毎年 5 万人の参加をめざす目標値を設定しました。					

活動指標							
基本事業	目標項目	23 年度	24 年度	25 年度		26 年度	27 年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
13401 薬物乱用防止対策の推進 (健康福祉部)	薬物乱用防止事業の協力者数	/	2,981 人	3,052 人	1.00	3,123 人	3,194 人
		2,933 人	3,014 人	3,102 人		/	/
13402 医薬品等の安全な製造・供給の確保 (健康福祉部)	医薬品等の検査件数に対する不適合医薬品等の割合	/	0%	0%	1.00	0%	0%
		0%	0%	0%		/	/
13403 生活衛生営業の衛生水準の確保 (健康福祉部)	生活衛生営業施設における健康被害発生件数	/	0 件	0 件	1.00	0 件	0 件
		0 件	0 件	0 件		/	/

基本事業	目標項目	23年度	24年度	25年度		26年度	27年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
13404 人と動物との共生環境づくり (健康福祉部)	犬・猫の引取り数		3,351 頭	3,285 頭	1.00	3,285 頭	3,285 頭
		3,373 頭	3,249 頭	2,162 頭			

(単位：百万円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
予算額等	164	156	157	164	
概算人件費		361	368		
(配置人員)		(40 人)	(40 人)		

平成 25 年度の取組概要

- ①薬物依存者やその家族からの相談に対して薬物問題に取り組む関係機関と連携して対応（相談件数 63 件）
- ②民間団体と連携して薬物依存者の家族を対象とした家族教室を開催（教室開催 5 回）
- ③医療用麻薬等の不正流通を防止するため、医療用麻薬や向精神薬等を取り扱う医療機関や薬局等に立入検査を実施（1,508 件）
- ④医薬品等の安全確保のため、医薬品製造業者や販売業者等に対する監視指導を実施（2,123 施設）
- ⑤「くすりの相談テレホン」で県民の皆さんからの問い合わせに対応（相談件数 4,154 件）
- ⑥高校生、大学生等の若年層を対象に献血に関する意識調査を実施（回答者数 10,266 名）
- ⑦高校生を中心とした献血啓発ボランティアであるヤングミドナサポーターの募集（622 名）
- ⑧「愛の血液助け合い運動」、「はたちの献血キャンペーン」等の街頭献血ページェントを実施（39 回）
- ⑨生活衛生営業施設に対し監視指導を行うとともに、特にレジオネラ菌による健康被害の発生しやすい公衆浴場の自主衛生管理を促進（公衆浴場の自主衛生管理定着率 98.2% 25 年度目標 85%）
- ⑩犬・猫の殺処分をなくすため、動物愛護教室などの普及啓発活動、譲渡事業、引取り数を減らす取組等を実施（犬譲渡数 56 頭、猫譲渡数 18 頭、動物愛護教室等参加者 2,797 名）
- ⑪改正された「動物の愛護及び管理に関する法律」や「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針」に則し、災害時対策を含む動物愛護管理の具体的な取組を定めた第 2 次三重県動物愛護管理推進計画を策定

平成 25 年度の成果と残された課題（評価結果）

- ①「平成 25 年度三重県薬物乱用対策推進計画」を策定し、警察本部、教育委員会等関係機関と連携して薬物乱用防止対策を推進しました。また、保健所ごとに組織された各地区薬物乱用指導者協議会が中心となり、自主的、かつ地区の特色を生かした啓発活動を展開できました。今後も引き続き、県民への普及啓発に取り組む必要があります。
- ②違法（脱法）ドラッグの販売のおそれのある店舗への立入調査を行うとともに、その危険性について、県民に対して啓発を行いました。また、平成 26 年 4 月 1 日から指定薬物の所持・使用が禁止されることを受けて更に啓発を行う必要があります。
- ③製造管理を起因とする不良医薬品等の発生を防止するため、引き続き医薬品等の製造業者等の監視指導を行う必要があります。
- ④若年層を対象に実施した献血の意識調査では、献血について知らない人や関心がない人、献血に対

して不安感を持っている人が多いことがわかりました。今後は、これらの調査結果を踏まえ、ヤングミドナサポーターの協力も得ながら、若年層の献血率の向上を図っていく必要があります。

- ⑤生活衛生営業施設における健康被害の発生はありませんでしたが、レジオネラ菌による健康被害発生を防止するため、公衆浴場の自主衛生管理を更に定着させる必要があります。
- ⑥動物愛護教室などの普及啓発活動、譲渡事業、引取り数を減らす取組等により、犬・猫の殺処分数は減少傾向にあります。将来的に殺処分がなくなることをめざし取組を強化することが必要です。また、動物愛護管理事業や災害時のペット対策の中核となる「三重県動物愛護管理センター」の機能の拡充等について、さらに検討していく必要があります。

平成 26 年度の改善のポイントと取組方向【健康福祉部 次長 増田 直樹 059-224-2321】

- ①「第四次薬物乱用防止五か年戦略」に基づき「平成 26 年度三重県薬物乱用対策推進計画」を策定し、引き続き、民間団体、学校、市町等と連携して、地域の実情に応じた薬物乱用防止啓発活動や再乱用防止対策に努めるとともに、麻薬等を取り扱う施設の監視指導や自生しているけしの除去などを行います。
- ②違法（脱法）ドラッグ対策については、引き続き県民への啓発活動を実施するとともに、関係機関と連携して関係事業者への立入調査を実施し、違法脱法行為に対しては厳正・的確な対応をしていきます。
- ③医薬品等の安全確保のため、医薬品製造業者や販売業者等に対する監視指導を行うとともに、県民の皆さんに対して医薬品等の副作用や服用方法などに関する正しい知識の情報提供を進めます。
- ④献血については、若年層に対して、効果的な啓発を実施するとともに、ヤングミドナサポーターを対象にグループ討議の場を設け、啓発方法等、今後の取組に反映させることで、若者の献血率の向上を図ります。
- ⑤生活衛生営業施設に対して監視指導を行うとともに、レジオネラ菌による健康被害の発生を防止するため、公衆浴場における自主衛生管理をさらに促進します。
- ⑥第 2 次三重県動物愛護管理推進計画に基づき、動物の適正飼養について普及啓発等を行うとともに、殺処分数の減少をめざし、保健所での犬および猫の引取り数のさらなる減少や、譲渡事業、災害時のペット対策などに取り組みます。また、これらの動物愛護管理事業の中核となる「三重県動物愛護管理センター」の機能の拡充に向けた具体的な検討を行います。

* 「○」のついた項目は、平成 26 年度に特に注力するポイントを示しています。

【担当部局：健康福祉部】

県民の皆さんとめざす姿

利用者のニーズに応じて介護サービス等が継続的に提供され、地域住民等による地域における見守りなどが行われることで、高齢者が地域で自立し、安心して暮らせるとともに、生きがいを持って「支え合いの地域社会」の担い手として活動しています。

平成 27 年度末での到達目標

施設への入所申込を行っている高齢者が多く、介護度が重度で在宅生活をしている入所待機者のための介護基盤の整備が進むとともに、地域包括ケアの取組や認知症対策の実施により、高齢者や認知症の人が安心して暮らせる環境整備が進んでいます。

また、高齢者が生きがいを持って地域貢献活動などを行っています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	B (ある程度進んだ)	判断理由	県民指標の目標を達成することはできませんでしたが、介護度が重度で在宅の特別養護老人ホームの待機者の中には、入所を断った方が多く存在すること（入所待機者数から入所を断った方を除くと 1,282 人となり、目標達成状況が 0.86 となる。）を勘案すると、待機者の解消は概ね進んでいることや活動指標の 4 項目のうち 3 項目について目標を達成していることから、「ある程度進んだ」と判断しました。
----------	----------------	------	--

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標						
目標項目	23 年度	24 年度	25 年度		26 年度	27 年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
介護度が重度で在宅の特別養護老人ホームの入所待機者数	2,123 人	1,572 人	1,097 人	0.61	786 人	0 人
	2,123 人	1,740 人	1,805 人		786 人	0 人
目標項目の説明と平成 26 年度目標値の考え方						
目標項目の説明	県内で在宅生活をしている高齢者のうち、介護度が重度の特別養護老人ホームの入所待機者数					
26 年度目標値の考え方	県内で在宅生活をしている高齢者のうち、介護度が重度の特別養護老人ホームの入所待機者について、施設整備等により平成 26 年度中に計画的に解消することを目指し、平成 26 年度の施設整備の見込み等を勘案のうえ目標値を設定しました。					

活動指標		23 年度	24 年度	25 年度		26 年度	27 年度
基本事業	目標項目	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
		14101 介護保険事業の円滑な運営とサービスの質の向上 (健康福祉部)	主任ケアマネジャー登録数	566 人	636 人 656 人	706 人 741 人	1.00
14102 介護基盤の整備促進 (健康福祉部)	特別養護老人ホーム(広域型)および介護老人保健施設整備定員数(累計)	13,477 床	14,227 床 14,027 床	14,837 床 14,396 床	0.46	15,436 床	16,497 床
14103 在宅生活支援体制の充実 (健康福祉部)	認知症サポーター数(累計)	49,385 人 (22 年度)	63,000 人 (23 年度) 65,525 人 (23 年度) 79,983 人 (24 年度)	87,500 人 94,762 人	1.00	(達成済)	87,500 人
14104 高齢者の社会参加環境づくり (健康福祉部)	地域貢献活動等に関する研修会に参加する高齢者数	678 人	741 人 874 人	893 人 1,598 人	1.00	930 人	930 人

(単位：百万円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
予算額等	25,055	25,587	23,752	26,429	
概算人件費		325	313		
(配置人員)		(36 人)	(34 人)		

平成 25 年度の取組概要

- ①認定調査員などの資質向上に向けた研修の実施(参加者数 1,646 人)
- ②介護支援専門員(ケアマネジャー)の資質向上に向けた研修の実施(参加者数 1,519 人)
- ③介護従事者を対象とした資質向上のための研修の実施(参加者数 348 人)
- ④「三重県介護保険事業支援計画(第5期計画)」に基づき、特別養護老人ホームの整備促進(特別養護老人ホーム 350 床(内 230 床は平成 26 年度に繰越))
- ⑤介護基盤緊急整備等特別対策事業による地域密着型介護サービス施設整備(14 施設)や既存施設のプリンクラー整備等防災対策の促進(13 施設)および既存の特別養護老人ホーム等のユニット化整備(2 施設)
- ⑥特別養護老人ホームが実施する耐震改修の費用に対する助成(1 施設)
- ⑦施設間等の災害時相互支援協定の締結の支援など防災対策の実施
- ⑧地域包括ケアに関する市町、地域包括支援センター職員に対する研修等の実施(参加者数 293 人)
- ⑨医療と介護の関係者を対象とした合同研修の実施(参加者数 70 人)
- ⑩介護予防に関する市町、地域包括支援センター職員等に対する研修の実施(参加者数 424 人)
- ⑪市町が実施する介護予防事業の事業評価の実施

- ⑫高齢者虐待の早期発見・早期対応に向けた研修の実施（参加者数 340 人）
- ⑬認知症専門医療等を実施する「基幹型認知症疾患医療センター」の指定（1 か所）、「地域型認知症疾患医療センター」の指定（4 か所）
- ⑭認知症にかかる相談対応を行う「認知症コールセンター」の設置
- ⑮老人クラブに対する活動費助成（1,870 クラブ）、全国健康福祉祭への県選手団の派遣（118 人）

平成 25 年度の成果と残された課題（評価結果）

- ①平成 24～26 年度を計画期間とする第 5 期三重県介護保険事業支援計画・第 6 次三重県高齢者福祉計画について、引き続き計画の進捗状況を検証するとともに、第 6 期三重県介護保険事業支援計画・第 7 次三重県高齢者福祉計画の策定作業を行う必要があります。
- ②認定調査員や介護認定審査会委員等に対して研修を実施し、認定調査等に関する知識の修得が進みました。要介護認定は公平かつ適切に行われる必要があることから、今後も認定調査員等の質の向上を図る必要があります。
- ③介護支援専門員の資質向上に向けた研修を行い、目標数を超えた主任介護支援専門員を養成することができました。また、介護支援専門員研修の質の向上を図るため、「介護支援専門員研修検討委員会」を開催し、国が作成する各研修ガイドラインの内容と三重県が実施している現行の研修内容を精査しました。今後も継続して「介護支援専門員研修検討委員会」において検討する必要があります。
- ④喀痰吸引等の医療的ケアを行うことができる介護職員を養成するため、「喀痰吸引等研修」を実施するとともに、この研修の講師等を担う看護師の養成を行いました。医療的ケアを必要とする利用者の増加が見込まれるなか、医療的ケアに従事できる介護職員の養成が求められます。
- ⑤特別養護老人ホームの施設整備の支援に加えて、特別養護老人ホームに併設するショートステイの特養転換を行いました。また、平成 26 年度整備計画の募集にあたって、施設基準に沿った整備計画が作成されるよう、施設整備を予定している事業者に対して説明会を実施しました。そのほか、特別養護老人ホームへの入所の透明性・公平性を確保するため、施設に対して「三重県特別養護老人ホーム入所基準策定指針」*の運用状況に関する現地調査を行いました。しかしながら、平成 25 年度整備のうち、230 床が繰越しとなったこと、圏域によっては募集数より応募数が少なかったこと、及び応募数が市町の整備予定数を超過したことにより選定できなかったこと等により選定数が計画数を下回りました。また、施設によっては指針が適正に運用されていないために、介護度が重度で在宅生活をしている入所申込者が優先的に入所していない状況があります。
- ⑥地域密着型介護サービス施設の整備、既存の施設のスプリンクラー整備や認知症高齢者グループホーム等の防災補強改修の支援を行いました。今後も高齢者が住み慣れた地域で介護サービスが受けられるよう、地域密着型サービス施設等の整備を進めるとともに、入居者の安心・安全が確保されるよう施設の防災対策を促進する必要があります。
- ⑦避難所指定を受けている特別養護老人ホーム 1 施設に対して耐震化の支援を行い、入所施設の耐震化を進めました。耐震診断の結果、耐震工事が必要な養護老人ホーム 1 施設の耐震化の支援を行う必要があります。
- ⑧介護保険施設の防災対策について、東紀州地域をモデルとして、施設間の災害支援に関して関係者で協議を進めた結果、施設間の災害時相互支援協定が締結されました。今後も、施設間の災害支援の仕組みが県内の施設において広がるよう支援する必要があります。
- ⑨市町及び地域包括支援センター職員を対象とした「地域包括ケア推進担当者会議」を県内 6 会場で開催し、地域ケア会議*に関する知識を習得するとともに情報交換を行い、地域ケア会議の取組の

共有化を図りました。この会議により、地域ケア会議が実施されていない市町においては開催方法がわからないなど課題が明確になりましたので、アドバイザーを派遣して支援する必要があります。

- ⑩医療・介護関係者を集めた研修会を実施し、医療と介護の連携構築のための取組を進めました。市町によっては連携のための取組が進んでいないところもあるため、引き続き研修会等を通して市町における医療連携のための取組を促進する必要があります。
- ⑪市町、地域包括支援センター職員等を対象とした介護予防に関する研修会を実施し、介護予防事業を行う上で有益な知識の修得が進むとともに、市町が実施する介護予防事業の情報収集や分析を行うことにより、市町における介護予防事業のより詳細な効果の分析が行えました。今後は、事業評価の結果を市町と共有するとともに、国の制度改正の動向を踏まえ、新しい介護予防・日常生活支援総合事業*の導入の検討を市町へ働きかける必要があります。
- ⑫市町や地域包括支援センター職員等を対象とした高齢者虐待に関する研修を実施し、高齢者虐待への対応力を高めました。高齢者虐待は、毎年のように発生していることから、今後も市町、地域包括支援センター職員等に対する研修を実施するとともに、民生委員など地域関係者から構成される見守りネットワークの構築の推進や専門家と連携して相談支援体制を充実させる必要があります。
- ⑬基幹型認知症疾患医療センター1か所、地域型認知症疾患医療センター3か所を指定するとともに、8月1日付けで新たに東紀州圏域に地域型認知症疾患医療センターを指定することにより、認知症に関する専門医療や専門医療相談を充実させました。これにより、二次医療圏域ごとに認知症疾患医療センターを指定するという当面の目標が達成できました。今後、基幹型認知症疾患医療センターを中心にして、各地域型認知症疾患医療センターが認知症サポート医やかかりつけ医、地域包括支援センター等の連携を図りながら、認知症の人やその家族への支援を充実させていくことが必要です。
- ⑭認知症の人やその家族が気軽に相談できるよう、認知症コールセンターを設置し、相談支援体制の充実を図りました。また、市町や企業と連携して認知症サポーター養成講座を開催した結果、目標数を超えるサポーターを養成することができました。そのほか、各市町の認知症担当で構成する市町認知症連絡会において、認知症サポーターの自主的活動の推進について意見交換を行いました。認知症コールセンターについては、利用促進を図るため周知に取り組んでいるところですが、さらなる周知・普及が必要です。また、引き続き認知症サポーターを養成し、認知症を正しく知るための普及啓発に取り組むとともに認知症サポーターの自主的活動を推進する必要があります。
- ⑮健康づくりや地域貢献活動等を行う老人クラブ活動を支援するとともに、高齢者を対象とした研修を実施した結果、目標数を大幅に超える高齢者に対して地域貢献活動等に関する知識・理解の促進を図ることができました。一人暮らし高齢者や認知症高齢者等が増加し、特に軽度者を中心に生活支援のニーズが高まるなか、高齢者による生活支援の担い手を養成する必要があります。

平成26年度の改善のポイントと取組方向【健康福祉部 次長 宮川 一夫 059-224-2251】

- ①第5期三重県介護保険事業支援計画・第6次三重県高齢者福祉計画の進捗状況の検証を行うとともに、介護保険法の改正を踏まえ、平成27年～29年度を計画期間とする第6期三重県介護保険事業支援計画・第7次三重県高齢者福祉計画を策定します。
- ②要介護認定の適正化に向け、認定調査員等を対象とした研修を実施します。
- ③介護支援専門員の資質向上および資格更新に必要な研修を実施するとともに、「介護支援専門員研修検討委員会」を開催し、研修の質を高めるための取組を進めます。
- ④介護施設等におけるサービスの質が向上するよう、介護施設等における看護職員や介護職員に対する研修を実施します。

- ⑤施設サービスを必要とする高齢者が依然として多いことから、できる限り円滑に施設へ入所できるよう、特別養護老人ホームをはじめとする介護基盤の整備を促進します。また、次年度の施設整備を予定している事業者に対して説明会を実施するとともに、施設に対して「三重県特別養護老人ホーム入所基準策定指針」に沿った入所基準の適切な運用を促します。さらに、市町が介護保険事業計画を策定するにあたって、特別養護老人ホーム等の整備予定数について市町と調整を行います。
- ⑥避難所指定を受けた養護老人ホーム1施設の耐震改修の取組を支援するとともに、施設間の災害時相互支援協定の締結が、県内の東紀州以外の地域にある施設においても進むよう検討します。
- ⑦地域包括ケアシステムの構築が進むよう、市町、地域包括支援センター*職員を対象に地域包括ケア*実現に向けた研修を実施するとともに、市町または地域包括支援センターで実施される地域ケア会議に専門アドバイザーを派遣します。また、医療と介護の連携を進めるための研修を実施します。
- ⑧市町が介護予防に効果的な事業を実施できるよう、効果的な取組方法などの研修を実施するとともに、介護予防・日常生活支援総合事業が円滑に実施されるよう市町を支援します。また、介護予防活用支援事業による事業評価の結果や先進事例の情報提供を行います。
- ⑨認知症の専門医療等を実施する「認知症疾患医療センター」を指定するとともに、かかりつけ医への研修や認知症サポーターの養成など、地域における支援体制の構築を進めます。
- ⑩高齢者虐待の早期発見・早期対応や成年後見制度の利用促進に向けて、市町、地域包括支援センター職員や介護施設従事者を対象とした研修を関係機関と連携して開催します。また、虐待防止に向け民生委員など地域関係者から構成される見守りネットワークの構築を支援するとともに、市町における困難事例への対応が円滑に行われるよう、弁護士等で構成される「三重県高齢者虐待防止チーム」と連携して相談支援体制の充実を図ります。
- ⑪元気な高齢者が生活支援の担い手となるよう研修を実施するとともに、老人クラブによる地域貢献などの活動を支援します。また、全国健康福祉祭に三重県選手団を派遣します。

*「○」のついた項目は、平成26年度に特に注力するポイントを示しています。

施策 1 4 2

障がい者の自立と共生

【主担当部局：健康福祉部】

県民の皆さんとめざす姿

障がい者が、必要な支援を受けながら、障がいのない人と等しく自らの決定・選択に基づき、社会のあらゆる分野の活動に参加、参画できる仕組みを構築することで、地域において自立した生活を営み、県民一人ひとりが相互に人格と個性を尊重し合い共生する社会が実現しています。

平成 27 年度末での到達目標

障がい者のハード・ソフト両面での居住の場や日中活動の場を整備するとともに、一般就労に加え、新たな働き方を見据えた取組を進めることにより、地域で自立した生活をしている障がい者が増えていきます。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	B (ある程度進んだ)	判断理由	県民指標を達成するとともに、活動指標も平均 85% 以上達成しており、障がい者の自立と共生に向けた取組が進んでいることから「ある程度進んだ」と判断しました。
----------	----------------	------	--

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標						
目標項目	23 年度	24 年度	25 年度		26 年度	27 年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
グループホーム等において地域で自立した生活をしている障がい者数（累計）		1,203 人	1,294 人	1.00	1,385 人	1,476 人
	1,122 人	1,233 人	1,320 人			
目標項目の説明と平成 26 年度目標値の考え方						
目標項目の説明	グループホーム、ケアホームおよび福祉ホーム等、障がい者の地域生活を支援する居住系サービス事業を利用し、障がいの程度に関わらず地域で生活をしている障がい者数					
26 年度目標値の考え方	毎年度入所施設から 30 人、障害児施設から 16 人、地域からの利用 45 人の計 91 人の地域移行を見込み目標設定しました。					

活動指標							
基本事業	目標項目	23 年度	24 年度	25 年度		26 年度	27 年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
14201 障がい者福祉サービスの基盤整備の推進（健康福祉部）	障がい者の日中活動を支援する事業の利用者数		4,838 人	5,438 人	1.00	5,438 人	5,438 人
		4,622 人	5,622 人	6,227 人			

基本事業	目標項目	23年度	24年度	25年度		26年度	27年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
14202 障がい者福祉サービスの充実 (健康福祉部)	雇用契約に基づく就労へ移行した障がい者数		80人	85人	0.89	90人	95人
		75人	80人	76人			
14203 障がい者の相談支援体制の整備 (健康福祉部)	総合相談支援センター*への登録者数		5,520人	5,740人	0.87	5,960人	6,180人
		5,299人	5,315人	4,986人			
14204 精神障がい者の保健医療の確保 (健康福祉部)	社会的入院から地域移行した精神障がい者数 (累計)		410人	460人	0.52	510人	560人
		372人	418人	440人			
14205 障がい者の社会参加環境づくり (健康福祉部)	県障がい者スポーツ大会参加者数		1,450人	1,500人	1.00	1,550人	1,600人
		1,303人	1,300人	1,501人			

(単位：百万円)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
予算額等	15,188	13,999	14,604	15,782	
概算人件費		766	717		
(配置人員)		(85人)	(78人)		

平成25年度の取組概要

- ①障がい者の暮らしと日中活動の場の整備を支援（グループホーム整備数5か所）
- ②県内4か所の福祉型障害児入所施設に入所している加齢児の地域移行を促進（13人）
- ③障がい者の安全・安心確保のため県内の障がい関係入所施設の耐震化等を促進（2か所）
- ④医療的ケアが必要な障がい児（者）への支援を検討するため、重症心身障害児（者）と遷延性意識障害者の実態調査を実施
- ⑤官公需を中心に「共同受注窓口」*を通じた受注拡大を推進（37,896千円）
- ⑥障害者優先調達推進法に基づく調達方針を策定し、県から障害者就労施設等への調達拡大に向けて、環境を整備（30,586千円）
- ⑦雇用契約に基づく就労への移行を進めるため、一般就労した障がい者のフォローアップなどを行うほか、県庁舎における宿場実習やホームペルパー研修等を実施（76人）
- ⑧一般就労でも福祉的就労でもなく、一定の社会的支援のもとに、障がいのある人もない人も対等な立場で共に働く場となる「社会的事業所」*の創設に向けて、関係機関との調整と支援制度を検討
- ⑨障がい者が安心して地域で生活をしていくための相談支援の窓口の整備と自閉症・発達障がい、高次脳機能障がい、重症心身障がいに関する専門性の高い相談事業を実施
- ⑩サービス等利用計画の作成が促進されるよう、圏域の自立支援協議会における助言、計画作成促進のための研修会を開催
- ⑪精神障がい者とその家族の地域生活定着のため、アウトリーチ（訪問支援）*事業を実施
- ⑫輪番制による精神科救急医療体制を確保し、電話による24時間精神科医療相談を実施
（緊急入院366件、外来診療375件、救急輪番の相談助言593件、24時間精神科医療相談2,113件、合計3,447件）
- ⑬三重県飲酒運転0をめざす条例に係る医療機関を指定（平成26年2月1日時点で10医療機関）

- ⑭障がい者スポーツの普及のため、新たな障がい者スポーツ競技団体結成を支援（1団体結成）
- ⑮芸術文化活動に取り組む障がい者が作品等を発表する「障がい者芸術文化祭」を開催（平成25年12月開催：ステージ発表（25組、285人）、作品展示（231点） 入場者数 1,820人）
- ⑯災害時における聴覚障がい者の情報保障のため、伊勢市と協定を締結（平成25年4月）

平成25年度の成果と残された課題（評価結果）

- ①平成24～26年度を計画期間とする「みえ障がい者共生社会づくりプラン」について、引き続きプランの進捗状況を検証するとともに、次期プランの策定作業を行う必要があります。
- ②新たにグループホーム5か所を整備するとともに入所施設の耐震化を進め、障がい者の暮らしと日中活動の場の確保、充実を図りました。グループホームとともに、障がい福祉サービス事業所の整備に対するニーズも高いため、こうした施設整備の促進が必要です。また、県内4か所の福祉型障害児入所施設に入所している加齢児の地域移行は一定程度進みましたが、残された加齢児への対応を検討する必要があります。
- ③平成26年度から重度訪問介護の対象が拡大され、自傷・他害等を繰り返す強度行動障がいのある知的障がい者についても対象となりました。今後は、これまで地域移行が難しかった、強度行動障がいのある知的障がい者の地域移行を促進する取組が必要です。
- ④重症心身障害児（者）と遷延性意識障害者の実態調査により、県内の人数等、基礎的データが収集できました。今後は医療的ケアが必要な障がい児（者）の地域におけるニーズと課題を把握し、支援策を検討していく必要があります。
- ⑤「共同受注窓口」の受注は、昨年度の実績を上回る37,896千円となりました。民間企業などへの営業活動を強化し、受発注のマッチングを一層進める必要があります。
- ⑥調達方針に基づいた県からの障害者就労施設等への発注額は30,586千円となりました。調達方針を見直したうえで、来年度も引き続き、県庁内各所属において調達に努めるとともに、障害者就労施設等の受注体制を強化する必要があります。
- ⑦障がい者就労支援事業に取り組んだ結果、76人の障がい者の一般就労につながりましたが、より多くの障がい者の就労促進と就労定着を図る必要があります。
- ⑧「社会的事業所」について市町や関係法人に説明を行い、理解を得ることができました。今後は、「社会的事業所」の創業を支援していく必要があります。
- ⑨平成25年6月に成立した「障害を理由とする差別の解消を推進する法律（障害者差別解消法）」の平成28年4月の施行に向け、準備を進める必要があります。
- ⑩相談事業により、障がい者が安心して地域で暮らしていくことを支援しました。今後も引き続き専門性の高い相談事業を実施していく必要があります。
- ⑪サービス等利用計画については、圏域の自立支援協議会や研修会を実施したところ、一部の市町で体制整備が進みました。こうした取組が全市町に広がるよう取り組んでいく必要があります。
- ⑫精神科病院と関係機関等が連携したアウトリーチや精神科救急医療の輪番制により、精神障がい者が地域生活を送るための医療体制を整備することができましたが、精神障がい者の地域移行については、相談支援事業所、精神科病院や市町等関係機関の連携を促進していくことが必要です。今後も、精神障がい者やその家族が、安心して医療などを受けられる体制を継続していく必要があります。
- ⑬飲酒運転違反者が医療機関を受診できる体制について、ほぼ県内全域で整えることができました。今後は、より一層受診しやすくなるよう、指定医療機関の増加に取り組むとともに、アルコール依存症及び多量飲酒者の早期発見、早期受診のための取組を進める必要があります。

- ⑭平成 33 年に本県で開催される全国障害者スポーツ大会に向けて競技団体の育成に取り組み、1 競技団体が結成されました。今後、残る競技団体の結成を図るとともに、平成 24・25 年度に結成した競技団体を含め、既存の障がい者スポーツ競技団体の強化や障害者スポーツ指導員の育成が必要です。
- ⑮「障がい者芸術文化祭」については、特別支援学校特設コーナーの設置、コンビニエンスストアでのポスター掲示などにより、展示作品等の応募数や入場者数が平成 24 年度実績を上回りました。平成 26 年度は、引き続きより多くの方に参加してもらえるような取組が必要です。
- ⑯音訳・点訳奉仕員研修の実施により、視覚障がい者の意思疎通支援者は増加しましたが、手話通訳者・要約筆記者の養成制度が変更になったことにより、聴覚障がい者の意思疎通支援者は減少傾向にあります。今後は広く情報保障の必要性を啓発するほか、視覚障がい者への支援の充実と聴覚障がい者の意思疎通支援者の養成に取り組むことが重要です。

平成 26 年度の改善のポイントと取組方向【健康福祉部 次長 宮川 一夫 059-224-2251】

- ①「みえ障がい者共生社会づくりプラン」の進捗状況を検証するとともに、障がい者のニーズを踏まえ、平成 27 年～29 年度を計画期間とする次期プランを策定します。
- ②障がい者の地域移行を進めるため、グループホームや障がい福祉サービス事業所の整備を進めます。また、加齢児の地域移行の支援状況を確認しながら、今後の障害児入所施設のあり方について検討します。
- ③強度行動障がいのある知的障がい者の地域移行を促進するため、支援者を養成する研修を実施していきます。
- ④医療的ケアの必要な障がい児（者）への支援策について、自立支援協議会において検討を進めます。
- ⑤福祉事業所における工賃等のさらなる向上に向けて、「共同受注窓口」と事業所との連携・協力体制を一層推進するとともに、品質の向上やパッケージの工夫による、より魅力的な商品の開発や新たな販路の開拓など事業所の自主的な取組を促進し、受注拡大を進めます。
- ⑥障害者就労施設等への発注事例を共有するなど、調達方針に基づいた障害者就労施設等への発注のさらなる推進に取り組みます。
- ⑦障がい者の経済的自立を支援するため、今後も、就労支援のための職場実習やスキルアップ講座を開催するほか、生活介護事業所等から一般就労した障がい者のフォローアップを充実するなど障がい者の職場定着のためのサポートの取組を進めます。
- ⑧市町とともに、「社会的事業所」の創業に向けた取組と安定的な運営を支援します。
- ⑨「障害者差別解消法」の円滑な施行のため、国の基本方針に則して必要な要領の策定を検討します。
- ⑩自閉症・発達障がい、高次脳機能障がい、重症心身障がいに関する専門性の高い相談事業を継続するとともに、今後の相談支援体制について検討します。
- ⑪サービス等利用計画の作成が進むよう、市町における体制の整備を促進し、効率的な作成方法について助言するとともに、相談支援専門員の養成を進めます。
- ⑫関係機関の連携強化や退院支援体制の確保を図ることにより、精神障がいのある人の地域移行を推進するとともに、地域で安心して生活できるよう、24 時間対応できる支援体制や精神科救急医療体制を継続します。
- ⑬指定医療機関の増加に向けて、内科医や産業医を対象にした研修を実施するとともに、アルコール依存症患者の早期発見や適切な対応方法等について、講演会を開催するなど普及啓発に努めます。
- ⑭引き続き、全国障害者スポーツ大会の競技団体の結成に努めるとともに、平成 24・25 年度に結成した競技団体を含め、県内全域で活動する障がい者スポーツ競技団体の活動支援や、中級障害者スポ

ーツ指導員養成のための講習会を実施し、競技スポーツの充実を図ります。

- ⑮「障がい者芸術文化祭」への参加者、入場者がより一層増加するよう、開催方法や広報等について検討し、開催地と連携して開催します。
- ⑯三重県聴覚障害者支援センターや三重県視覚障害者支援センター等における、意思疎通支援者の養成や派遣を充実させ、障がいの特性に応じた情報・コミュニケーション支援を行います。

* 「○」のついた項目は、平成 26 年度に特に注力するポイントを示しています。

施策 1 4 3

支え合いの福祉社会づくり

【主担当部局：健康福祉部】

県民の皆さんとめざす姿

地域住民による支え合いの体制づくりが進み、福祉分野における必要な人材が確保されることで、高齢者や障がい者、生活困窮者などが、その人の状況に応じて、必要な福祉サービス等を利用し、誰もが安心して暮らせる地域社会が構築されています。

平成 27 年度末での到達目標

地域住民がボランティアに参加するなど、地域福祉活動が活発化するとともに、福祉・介護人材の確保・養成等を進めることにより、地域の高齢者や障がい者、生活困窮者などのうち福祉的支援を必要とする人びとに対し、質の高い福祉サービスの提供や利用のための支援が行われています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	B (ある程度進んだ)	判断理由	県民指標は目標をほぼ達成し、活動指標についても平均85%以上達成できていることから、「ある程度進んだ」と判断しました。
----------	----------------	------	---

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標						
目標項目	23 年度	24 年度	25 年度		26 年度	27 年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
福祉サービス 利用援助を活 用する人数	1,026 人	1,150 人 1,149 人	1,250 人 1,248 人	0.99	1,350 人	1,450 人
目標項目の説明と平成 26 年度目標値の考え方						
目標項目 の説明	三重県地域福祉権利擁護センターが実施する福祉サービス利用援助事業の契約人数					
26 年度目標 値の考え方	事業の円滑な推進に努めた結果、平成 25 年度の目標値はほぼ達成できました。平成 26 年度においては、平成 27 年度の目標達成に向けて、100 人の増加をめざして目標値を設定しました。					

活動指標							
基本事業	目標項目	23 年度	24 年度	25 年度		26 年度	27 年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
14301 地域福 祉活動と権利擁 護の推進 (健康福祉部)	民生委員・児童 委員活動件数	519,755 件	530,000 件 545,951 件	541,000 件 517,791 (速報値)件	0.96	551,000 件	562,000 件

基本事業	目標項目	23年度	24年度	25年度		26年度	27年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
14302 福祉分野の人材確保・養成 (健康福祉部)	介護関係職の求人充足率	/	29.2%	32.8%	0.62	36.4%	40.0%
		25.6%	22.6%	20.4%		/	/
14303 福祉サービスの適正な確保 (健康福祉部)	適正な運営を行っている社会福祉法人の割合	/	79.0%	79.5%	1.00	80.0%	80.5%
		78.6%	79.3%	79.8%		/	/
14304 ユニバーサルデザインのネットワークづくりの推進 (健康福祉部)	さまざまな主体の連携によるユニバーサルデザインの取組実施数	/	45件	70件	1.00	95件	120件
		22件	51件	86件		/	/
14305 生活困窮者の生活保障と自立支援 (健康福祉部)	生活困窮者等の就労・増収達成率	/	50.0% (23年度)	50.0% (24年度)	0.84	50.0% (25年度)	50.0% (26年度)
		41.9% (22年度)	44.2% (23年度)	42.2% (24年度)		/	/
14306 戦傷病者等の支援 (健康福祉部)	戦傷病者等の支援事業への参加者数	/	1,145人	1,145人	0.95	1,145人	1,145人
		1,122人	1,096人	1,093人		/	/

(単位：百万円)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
予算額等	4,700	4,638	4,705	4,481	/
概算人件費	/	514	487	/	/
(配置人員)	/	(57人)	(53人)	/	/

平成25年度の取組概要

- ① 県社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業を支援
- ② 市町職員等を対象とした成年後見制度に関する研修会を実施 (参加者数 54 人)
- ③ 県福祉人材センターにおいて無料職業紹介、マッチング支援、就職フェア (3 回)、福祉職場インターンシップ等の福祉・介護人材確保事業を実施
- ④ 社会福祉法人等に対する指導監査や実地指導、不適切な運営を行っている法人等に対する継続した改善指導 (指導監査 43 法人 322 施設、実地指導 226 事業所、継続した改善指導 8 法人)
- ⑤ ユニバーサルデザインをテーマとする学校出前授業 (37 回) や、「三重おもいやり駐車場利用証制度」普及啓発キャンペーン (40 回)、「おもいやり駐車場」設置に係る事業者等への協力依頼を実施 (平成 26 年 3 月末時点 「三重おもいやり駐車場利用証制度」の利用交付者数 19,061 人(累計)、「おもいやり駐車場」の登録届出数 1,889 施設、3,781 区画)
- ⑥ 生活保護制度による被保護世帯への支援 (平成 26 年 3 月時点 保護率 9.6%、生活保護世帯 13,133 世帯、生活保護受給者 17,639 人)
- ⑦ 平成 27 年 4 月の生活困窮者自立支援法の施行に向けた福祉事務所設置市町への情報提供及び県所管区域 (福祉事務所を設置していない町) における実施事業・体制を検討
- ⑧ 県戦没者追悼式の開催 (参加遺族等 863 人)、政府主催の全国戦没者追悼式への知事の参列 (参加遺族 184 人)、県議会議長とともに沖縄「三重の塔」慰霊式への 8 年ぶりの知事の参列

平成 25 年度の成果と残された課題（評価結果）

- ①県社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業を支援しましたが、今後も当事業の利用者の増加が見込まれることから、それに対応できる実施体制を確保する必要があります。
- ②県福祉人材センターによる福祉・介護人材確保事業と離職者等を対象にした就労支援事業により、平成 25 年度に 481 人の就職（内定）が決定しましたが、介護保険施設等の施設整備が進められるなかで、依然として介護人材の確保が困難な状況が続いています。
- ③介護保険・障害福祉サービス事業者への実地指導については、苦情・通報等のある事業所を対象に実施しているため、全法人を対象とした集団指導の見直しを行い、法人単位から事業所単位に参加者を拡大しました。今後とも、集団指導を充実させていく必要があります。
- ④社会福祉法人の指導監督権限の一部が、平成 25 年度から市に移譲されたことに伴い、市担当職員を対象とした研修会を開催するとともに、県と市の連絡調整等を図るため、県市連絡会議を開催しました。今後とも市との連携が必要となっています。
- ⑤「三重おもいやり駐車場利用証制度」の利用証交付者数は、累計 10,201 人（平成 25 年 3 月末）から 19,061 人（平成 26 年 3 月末）となり、また、「おもいやり駐車場」の登録届出施設数は、1,560 施設（平成 25 年 3 月末）から 1,889 施設（平成 26 年 3 月末）となるなど、着実に当制度が定着しつつあるほか、利用証の取得者に対するアンケートで、8 割近くの方が「制度の導入により車をとめやすくなった」と回答し、制度の導入効果が認められました。一方、依然として「おもいやり駐車場」で利用証を掲示していない車が多く見られることから、引き続き利用証を持たない方に対する啓発を進める必要があります。
- ⑥平成 23～26 年度を計画期間とする第 2 次三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画について、引き続きプランの進捗状況を検証するとともに、第 3 次推進計画の策定作業を行う必要があります。
- ⑦生活保護の保護率が高止まりしている中で、必要な方には確実に保護を実施するという基本的な考え方を維持しながら不正受給対策等の強化を図るとともに、就労自立の一層の促進のため、保護開始直後から切れ目のない支援を行い、対象者の自立への意欲をさらに高めていく必要があります。
（保護率 平成 25 年 4 月 9.7%、平成 26 年 3 月 9.6%）
また、生活保護世帯の子どもが、大人になって再び生活保護を受給するといった「貧困の連鎖」の防止が課題です。
- ⑧平成 27 年 4 月の生活困窮者自立支援法の施行に向けて、法施行時の実施事業や体制について、福祉事務所設置市町と協議を行っていく必要があります。

平成 26 年度の改善のポイントと取組方向【健康福祉部 次長 宮川 一夫 059-224-2251】

- ①判断能力が不十分な高齢者や障がい者が、地域で安心して生活することができるように、県社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業を引き続き支援します。
- ②福祉・介護人材の確保を図るために、労働局等の関係機関と連携し、県福祉人材センターによる職業紹介などの人材確保事業を実施します。
- ③介護保険・障害福祉サービス事業者に対する集団指導について、より指導効果を高めるため、開催時期や開催場所の見直しを行い、法制度の理解と法令遵守の意識啓発に努めます。
- ④社会福祉法人・施設の指導監査等については、県市連絡会議を継続し、指導監査の合同実施等、市との連携を図りながら、社会福祉法人・施設の適正な運営を指導していきます。
- ⑤「三重おもいやり駐車場利用証制度」の普及啓発活動やユニバーサルデザイン研修などの取組を通

じ企業等との連携をさらに深め、さまざまな主体をつなぐネットワークづくりや、地域における自主的、自律的なユニバーサルデザインのまちづくりの取組を支援します。

- ⑥第2次三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画の進捗状況を検証するとともに、「障害者差別解消法」の制定など、ユニバーサルデザインをとりまく社会の変化を踏まえ、平成27～30年度を計画期間とする第3次推進計画を策定します。
- ⑦7月から本格施行される生活保護法の改正では、主に「就労による自立の促進」「不正・不適正受給対策の強化」について見直しが行われたところであり、県内福祉事務所が対象世帯の自立の促進等について適切に対応できるよう指導、支援を行っていきます。また、引き続き、「貧困の連鎖」の防止を図るため、生活保護世帯の中学生の高校進学を支援する学習支援モデル事業に取り組みます。
- ⑧平成27年4月の生活困窮者自立支援法の施行に向けて、モデル事業実施の調整や法施行時の実施事業や実施体制について福祉事務所設置市町と協議を行っていくとともに、県所管区域（福祉事務所を設置していない町）における実施事業や実施体制について検討していきます。

* 「○」のついた項目は、平成26年度に特に注力するポイントを示しています。

県民の皆さんとめざす姿

低炭素社会の実現に向けた県民一人ひとりの日常生活や事業者の事業活動における温室効果ガス排出削減の取組によって、温室効果ガス排出量の削減が進んでいます。

平成 27 年度末での到達目標

意識を行動に移すきっかけを提供することにより、ライフスタイルの転換が進み、省エネ等の温室効果ガス排出削減の取組が浸透しています。事業者においても環境経営が促進され、事業活動の中で、温室効果ガス排出削減の取組が広がっています。

また、県民の皆さん、事業者が一体となった地域ぐるみでの取組が活発化しています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	B (ある程度進んだ)	判断理由	県民指標の目標はおおむね達成しているものの、活動指標において、目標に対してあまり進まなかった項目もあり、それらを総合的に判断しました。
----------	----------------	------	---

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標						
目標項目	23 年度	24 年度	25 年度		26 年度	27 年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
温室効果ガス排出量の基準年度比（森林吸収量を含む）	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> +3.6% (21 年度) +6.3%以下 (22 年度) </div>	+4.9% (22 年度)	+5.3% (23 年度)	0.89 (※)	+3.1%以下 (24 年度)	+1.5%以下 (25 年度)
目標項目の説明と平成 26 年度目標値の考え方						
目標項目の説明	三重県域から排出される二酸化炭素などの温室効果ガス排出量の基準年度（平成 2（1990）年度）比。なお、「三重県地球温暖化対策実行計画」では、平成 32（2020）年度の目標値は基準年度比で、-10%としています。 ※平成 23 年度は、東日本大震災後、原子力発電が稼働停止したことに伴い、火力発電に移行したことから、前年度に比べて、電気の供給 1 kW あたりの二酸化炭素の排出量を示す指標である排出係数*が上がったため、温室効果ガスの排出量が増加しました。 なお、平成 22 年度の排出係数で平成 23 年度の温室効果ガス排出量の基準年度比を算定すると+2.2%となり、目標値を達成しています。					
26 年度目標値の考え方	平成 20 年秋のリーマンショックによる影響がある平成 21、22 年度の値ではなく、影響の少ない平成 20 年度の値（+9.7%）から、「三重県地球温暖化対策実行計画」の目標を達成するため、毎年、均等に削減するという前提のもとに目標値を設定しました。					

活動指標		23 年度	24 年度	25 年度		26 年度	27 年度
基本事業	目標項目	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
		15101 温室効果ガス排出削減の取組推進（環境生活部）	大規模事業所における温室効果ガスの排出量の増減比率	0% (22 年度)	+0.6%以下 (23 年度) +1.9% (23 年度)	+1.2%以下 (24 年度) +2.0% (24 年度)	0.60
15102 環境経営の促進（環境生活部）	三重県版小規模事業所向け環境マネジメントシステム（M-EMS）* 認証事業所数（累計）	246 件	290 件 278 件	330 件 295 件	0.33	350 件	420 件
15103 環境行動の促進（環境生活部）	環境活動参加者数	4,957 人	5,300 人 4,875 人	5,600 人 5,639 人	1.00	5,800 人	6,000 人
15104 環境教育の推進（環境生活部）	環境教育参加者数	29,454 人	30,000 人 33,797 人	33,000 人 31,911 人	0.97	33,000 人	33,000 人

（単位：百万円）

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
予算額等	590	419	326	378	
概算人件費		153	156		
（配置人員）		（17 人）	（17 人）		

平成 25 年度の取組概要

- ①各主体の自主的かつ積極的な温暖化対策を盛り込んだ「三重県地球温暖化対策推進条例」を制定
- ②低炭素なまちづくりを進めるため、伊勢市における電気自動車（EV）等を活用した低炭素社会モデル事業において、平成 24 年度に策定した協議会の取組や各主体の役割等を定めた行動計画「おかげさま Action」に基づき、小型電気自動車の導入などその環境整備の実施
- ③温暖化が進む中、平成24年度に実施した気候変動による影響の調査結果等をふまえ、県や市町などの施策や事業を実施するに当たり、温暖化に適応するための必要な考え方を整理
- ④省エネなど環境に配慮した環境経営を進めるため、商工会議所等と連携し、三重県版小規模事業所向け環境マネジメントシステム（M-EMS）の普及啓発を実施（新規認証取得：17社）
- ⑤家庭からの温室効果ガスの排出量を削減するため、地球温暖化防止活動推進センターを拠点とし、地球温暖化防止活動推進員等による出前講座やイベント等における地球温暖化防止に係る啓発活動の実施（参加者数：18,403人）
- ⑥環境保全活動を推進するため、環境学習情報センターを中心に環境の保全に係る講座、イベント等を実施（環境教育参加者数：31,911人）
- ⑦国際環境協力の一環として、ブラジルサンパウロ州との共同宣言をふまえ、サンパウロ州における環境分野での協力内容について協議を実施

平成 25 年度の成果と残された課題（評価結果）

- ①地球温暖化対策を進めていくため、条例の制定趣旨をふまえ、温室効果ガスの排出削減や地球温暖化対策に関する環境教育・学習など各主体の自主的な取組を進めていく必要があります。
- ②低炭素なまちづくりを進めていくためには、電気自動車（EV）等で走れるインフラ整備（充電施設の設置）が必要です。
- ③地球温暖化に伴う気候変動による影響への適応については、温暖化に適応するための必要な考え方を県や市町の各種計画に反映させていく必要があります。
- ④三重県版小規模事業所向け環境マネジメントシステム（M-EMS）については、M-EMS 取得の効果を紹介したリーフレットを活用し、企業訪問を行うなどその普及啓発を図ってきましたが、認証取得数が減少しており、導入促進を図っていく必要があります。
- ⑤県民の省エネ・節電に対する意識が高まりましたが、意識の高まりを行動につなげていく必要があります。
- ⑥環境保全活動の推進については、環境活動を展開する指導者をさらに育成するとともに、県民や企業等の自主的な活動だけではなく、多くの企業やNPO等との連携が必要です。
- ⑦サンパウロ州における環境汚染の状況、環境規制制度等を把握したうえで、サンパウロ州のニーズに応じた協力を行う必要があります。

平成 26 年度の改善のポイントと取組方向【環境生活部 次長 岡本 弘毅 電話:059-224-2305】

- ①ボイラーや空調設備の運用改善や新たな省エネ設備の導入等、事業活動や建築物における地球温暖化対策を行ううえで必要な事項を定めた指針の周知を図るなど、昨年度制定した条例の実効性を高める取組を行います。
- ②電気自動車等を活用した低炭素なまちづくりを行うため、環境にやさしい電気自動車（EV）等の普及啓発を行うとともに、大規模集客施設や宿泊施設を中心に充電施設の設置の促進を図ります。また、昨年度導入された電気バスについては、事業者と連携しながらその導入効果を確認するためのアンケート調査等を実施し、その結果をふまえ、より効果的な啓発を行います。
- ③地球温暖化に伴う気候変動に適応していく必要性について、広く周知するとともに、必要な考え方を県や市町の各種計画へ反映するよう取り組みます。
- ④環境に配慮した事業者の拡大を図るため、昨年度に引き続き、M-EMS 取得の効果を紹介したリーフレットを活用した企業訪問や業界団体への啓発など一層の普及拡大を図ります。
- ⑤地球温暖化防止活動推進員等が行う啓発活動等において、省エネ等に係る具体的な事例や効果を示した啓発冊子等を活用するなど、引き続き、「見える化」の取組を通じて、県民一人ひとりの行動へとつなげていきます。
- ⑥環境学習情報センターにおいて、県民の環境活動、環境学習に対するニーズなどをふまえ、指導者養成講座等の内容の充実を図るとともに、市町や学校等関係機関、企業等との連携により環境教育・環境活動への参加者の増加を目指します。
- ⑦サンパウロ州の行政職員等を対象に、公益財団法人国際環境技術移転センター（ICE TT）を活用し、ニーズにあった環境保全に関する研修を実施します。

* 「○」のついた項目は、平成 26 年度に特に注力するポイントを示しています。

施策 152

廃棄物総合対策の推進

【主担当部局：環境生活部 廃棄物対策局】

県民の皆さんとめざす姿

私たちの生活や事業活動から生じる廃棄物について、県民の皆さんや事業者などのさまざまな主体の連携により、発生抑制、再使用、再生利用が進み、環境への負荷が最小限に抑えられ、また、再使用・再生利用ができない廃棄物が適正に処理されている循環型社会の構築が進んでいます。

平成 27 年度末での到達目標

従来の再使用・再生利用の取組に加えて、排出事業者責任の一層の徹底や県民の皆さんの環境配慮に関する意識醸成、さまざまな主体の連携による地域での廃棄物（生ごみ等）の循環利用を図ることによって、焼却や埋立処分される廃棄物が減少しています。また、産業廃棄物の不適正処理に対する監視指導の強化と、地域自らによる監視の取組が広がることによって不法投棄を許さない社会づくりが進むとともに、過去の不適正処理事案が迅速に是正されてきています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	B (ある程度進んだ)	判断理由	県民指標は目標を達成しているが、活動指標の平均達成率を考慮して、「ある程度進んだ」と判断しました。
----------	----------------	------	---

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標						
目標項目	23 年度	24 年度	25 年度		26 年度	27 年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
廃棄物の最終 処分量		352 千トン 以下 (23 年度)	338 千トン 以下 (24 年度)	1.00	323 千トン 以下 (25 年度)	306 千トン 以下 (26 年度)
	360 千トン (22 年度)	345 千トン (23 年度)	323 千トン (24 年度)			
目標項目の説明と平成 26 年度目標値の考え方						
目標項目 の説明	最終処分された一般廃棄物と産業廃棄物の総量					
26 年度目標 値の考え方	廃棄物処理計画の目標値の考え方をふまえて設定した平成 27 年度目標値の達成に向けて、平成 26 年度の目標値を 323 千トン以下と設定しました。					

活動指標		23 年度	24 年度	25 年度		26 年度	27 年度
基本事業	目標項目	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
		15201 ごみゼロ社会づくりの推進（環境生活部廃棄物対策局）	1 人 1 日あたりのごみ排出量（一般廃棄物の排出量）	966 g/人・日 (22 年度)	951 g/人・日 以下 (23 年度)	939 g/人・日 以下 (24 年度)	0.96
15202 産業廃棄物の適正処理・再生利用の推進（環境生活部廃棄物対策局）	産業廃棄物の再生利用率	36.9% (22 年度)	39.2% (23 年度)	41.5% (24 年度)	1.00	41.8% (25 年度)	42.2% (26 年度)
15203 不法投棄等の早期発見・未然防止、不適正処理の是正の推進（環境生活部廃棄物対策局）	産業廃棄物の不法投棄総量	462 トン (22 年度)	440 トン 以下	370 トン 以下	0.59	370 トン 以下	370 トン 以下

（単位：百万円）

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
予算額等	1,015	1,012	985	3,672	
概算人件費		775	763		
（配置人員）		（86 人）	（83 人）		

平成 25 年度の取組概要

- ①南海トラフ巨大地震等の大規模災害に備え、環境省の災害廃棄物対策指針をふまえた上で、市町の災害廃棄物処理計画策定のためのマニュアルを作成するとともに、市町職員を対象とした研修を実施することにより災害に強い人づくりを推進
- ②一般廃棄物の減量化やリサイクルを推進するため、ごみゼロキャラクター「ゼロ吉」を活用した普及啓発や市町と連携して学校等での出前授業を実施し、「もったいない」という環境意識を高揚するとともに、排出削減や資源化を進めている先進的な事例について市町へ情報提供。また、市町の廃棄物処理施設の円滑な整備に向けて、国の循環型社会形成推進交付金を確保できるよう支援を実施
- ③RDF*焼却・発電事業について安全で安定した運転を行い、関係市町等と協議を進め処理委託料の改定等を実施するとともに、事業が終了する平成 33 年度以降の関係市町等のごみ処理体制について市町等の要請に応じ検討に参画。また、廃棄物処理センター事業による産業廃棄物最終処分場について国や県補助金を交付し、平成 25 年度末で施設整備を完了
- ④産業廃棄物の適正処理を一層推進するため、多量排出事業者や横ならび意識の強い業界に対して、電子manifest*や優良認定処理業者の利活用について個別訪問による働きかけを実施（408 社）。また、関係団体と連携して、優良認定処理業者の育成を進めるためのセミナーを開催（166 名参加）
- ⑤廃棄物の再資源化を促進するため、廃棄物系バイオマスを対象に県内 2 地域において有機性汚泥の固形燃料化と水産加工残さ等のメタン発酵によるバイオガス発電等の事業化検討を実施。また、再生資源の有効活用のため、三重県リサイクル製品利用推進条例を的確に運用

- ⑥産業廃棄物の不適正処理事案等について迅速な対応を行い、悪質事業者に対し改善命令（3件）を行うなど厳正に対処。また、監視・指導において民間パトロールや監視カメラの活用に加え、市町、民間事業者および県内自主活動団体等さまざまな主体と連携を強化することにより、不適正処理の未然防止や早期発見に取組
- ⑦産業廃棄物が不適正処理され、生活環境保全上の支障等のある4事案全てについて、産廃特措法に基づく国の支援を得て恒久対策に着手

平成25年度の成果と残された課題（評価結果）

- ①南海トラフ巨大地震等における災害廃棄物処理を円滑に進めるため、南海トラフ巨大地震の新たな被害想定に基づき、「市町災害廃棄物処理対策マニュアル」を作成しました。今後は、本マニュアルを活用し、市町における計画策定を促進するとともに、県の災害廃棄物処理計画を策定し、災害廃棄物の広域処理体制を構築する必要があります。
- ②一般廃棄物の3Rの推進により、最終処分量（平成24年度4万2千t（災害廃棄物を除く）→平成25年度（推計値）4万1千t）、1人1日あたりのごみの排出量（平成24年度976g/人・日（災害廃棄物を除く）→平成25年度（推計値）963g/人・日）は減少する見込みです。今後も、一般廃棄物の3Rをさらに進めるため、生ごみ等の排出削減や資源化に向けた取組を一層推進する必要があります。
- ③RDF焼却・発電事業について、固定価格買取制度への移行等をふまえ収支計画を見直し、処理料金を改定しました。引き続き、安定した事業運営が行えるよう、RDF運営協議会において関係市町等との協議が必要です。また、RDF焼却・発電事業終了後の関係市町等のごみ処理体制の構築に向けて、市町等と一体となって検討を進める必要があります。
- ④産業廃棄物の3Rの推進により産業廃棄物の最終処分量（平成24年度28万1千t→平成25年度（推計値）28万t）は減少する見込みで、再生利用率（平成24年度41.8%→平成25年度（推計値）41.9%）は増加する見込みです。今後も、産業廃棄物の3Rや適正処理を進めていく必要があります。また、多量排出事業者に対しては適正管理計画の策定指導を行うとともに、電子マニフェストや優良認定処理業者の利活用が一層進むよう取り組む必要があります。
- ⑤廃棄物系バイオマスの再資源化等に関し県内2地域において事業化検討を行い、平成26年度に民間事業者主体で実証実験を実施するための基本計画を策定しました。今後は事業化につながるよう、実証実験を支援し、廃棄物の再資源化を促進する必要があります。
- ⑥平成25年度の不法投棄量は、規模の大きな事案や通報件数の増加もあったため、623トンと年度目標値（370トン）を上回りましたが、県民等からの不法投棄に関する通報等に対し速やかな対応を行うことで早期是正を図りました。今後も、より効果的で効率的な監視指導となるよう各主体と連携を図り、不法投棄の根絶に努める必要があります。
- ⑦産業廃棄物が不適正処理された4事案全てについて、恒久対策に着手しました。産廃特措法の期限である平成34年度までに完了させる必要があります。

平成26年度の改善のポイントと取組方向

【環境生活部廃棄物対策局 次長 田畑 知治 電話：059-224-2375】

- ①南海トラフ巨大地震等における災害廃棄物処理に対応できるよう、市町の災害廃棄物処理計画策定を促進するとともに、国の検討状況をふまえ、県の災害廃棄物処理計画を策定し、災害廃棄物の広域処理体制の構築を進めます。
- ②学校等と連携し、学校現場や地域において、「もったいない」という環境意識の普及啓発を進めるた

めの環境教育を行うとともに、市町の循環型廃棄物処理施設の整備について技術的支援を行います。

- ③RDF焼却・発電事業について、安全で安定した運転を確保するとともに、事業終了後の関係市町等のごみ処理体制における枠組みや処理の方法等について、引き続き関係市町等と一体となって検討を行います。
- ④産業廃棄物の適正処理を進めるため、マニフェスト発行件数の多い事業者や横ならび感の強い業界を重点的に訪問するなど、効率的、効果的な方法により、電子マニフェストと優良認定処理業者の利活用を促進します。
- ⑤廃棄物系バイオマスの事業化にかかる基本計画に沿って民間事業者主体で実施される実証実験を支援し、廃棄物の再資源化を促進していきます。
- ⑥不適正処理の未然防止や早期発見をするため、引き続き、厳正な監視・指導を行うとともに、民間パトロールの継続活用や監視カメラによるチェック体制の強化に加え、さまざまな主体との連携を強め県民への啓発活動を実施します。また、行政、排出事業者及び処理業者等の連携を図り、それぞれが歩調を合わせた不法投棄対策を推進するための情報交換の場を設けること等により、「不法投棄を許さない社会づくり」を進めます。
- ⑦産業廃棄物が不適正処理された4事案全てについて、地域の暮らしの安全・安心を確保するため、実施計画に基づいて着実に恒久対策を実施します。

* 「○」のついた項目は、平成26年度に特に注力するポイントを示しています。

施策 153

自然環境の保全と活用

【主担当部局：農林水産部】

県民の皆さんとめざす姿

県民生活や事業活動の中で自然環境への配慮が浸透し、生物多様性をはじめとする自然環境を県民の皆さんやNPO、事業者などさまざまな主体が自主的に保全・再生する社会が形成され、三重県の豊かな自然が継承されています。また、県民の皆さんと自然とのふれあいや野生鳥獣との共存が進み、自然資源の持続可能な活用により自然からの恩恵が享受されています。

平成 27 年度末での到達目標

生物多様性をはじめとする自然環境の保全の方向性の明確化や、保全活動のサポート機能を充実することで、県民の皆さんや事業者、NPOによる生態系や希少野生動植物、里地・里山・里海の自主的な保全活動が活発に行われています。また、こうした取組をとおして、県民の皆さんが自然とのふれあいや地域への愛着を深めながら暮らすとともに、増えすぎた野生鳥獣の生息密度が減少し、適正な状態で管理されています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	B (ある程度進んだ)	判断理由	県民指標は目標値を大きく上回り、活動指標も1項目を除いておおむね目標値に達していることから「ある程度進んだ」と判断しました。
----------	----------------	------	--

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標						
目標項目	23 年度	24 年度	25 年度		26 年度	27 年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
生物多様性の 保全活動実施 箇所	/	44 か所	54 か所	1.00	70 か所	74 か所
	34 か所	44 か所	70 か所		/	/
目標項目の説明と平成 26 年度目標値の考え方						
目標項目 の説明	絶滅のおそれのある野生動植物種の保護活動および里地里山の保全活動の実施箇所数の合計					
26 年度目標値 の考え方	平成 27 年度の目標値 74 か所を計画的に達成できるよう目標値を設定しました。					

活動指標							
基本事業	目標項目	23 年度	24 年度	25 年度		26 年度	27 年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
15301 生物多 様性保全の推進 (農林水産部)	ニホンジカの推 定生息頭数	/	49,000 頭	63,000 頭	0.64	60,000 頭	10,000 頭
		51,800 頭	75,335 頭	99,140 頭 (63,192 頭) (ベイズ推計*)		/	/

基本事業	目標項目	23 年度	24 年度	25 年度		26 年度	27 年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
15302 自然環境の維持・回復（農林水産部）	自然環境の新たな保全面積（累計）		3ha	56ha	1.00	(達成済)	163ha
		—	9.9ha	1,018ha			
15303 自然とのふれあいの促進（農林水産部）	自然とのふれあいの場の満足度		82.0%	83.0%	0.98	84.0%	85.0%
		81.4%	81.2%	81.4%			

* 「ベイズ推定法」を活用した推計値。

(単位：百万円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
予算額等	115	177	155	109	
概算人件費		198	193		
(配置人員)		(22 人)	(21 人)		

平成 25 年度の取組概要

- ①三重県の豊かな自然が継承され、県民が自然とのふれあいや地域への愛着を深めることができるよう、県民が自主的に行う里地里山保全活動の団体認定や保全活動を支援（9 団体）
- ②県内の希少野生動植物種の生息・生育状況を的確に把握し、野生生物の保全に対する県民の理解や活動を広めるため、引き続き子どもたちが参加する生物多様性にかかる観察会を行いながら「三重県レッドデータブック *」の改訂を目指してレッドリストの見直しを進めるほか、県指定希少野生動植物種の保全、保護管理計画の策定、外来生物対策にかかる普及啓発の実施
- ③ニホンジカやイノシシについて、狩猟期間終了後の捕獲頭数を調べ、その結果を適正な生息管理等に反映させるとともに、ニホンジカの生息頭数の推定方法は、「糞粒法 *」とともに、より信頼性の高い推定方法とされる「ベイズ推定法 *」の導入を検討、また、鳥獣の保護および狩猟等の適正化を図るため、鳥獣保護員により、狩猟の取締りや指導を実施
- ④死亡野鳥等に係る高病原性鳥インフルエンザ * の対応については、国、県、市町等の関係機関と連携し、情報等の共有を図りながら迅速に対応（糞便調査 4 回、簡易検査および遺伝子検査 15 件）
- ⑤香肌峡県立自然公園における平成 24 年度の実態調査等を踏まえ、特別地域の指定を含めた公園計画の変更を行い、優れた自然の保全や生態系の維持回復を推進
- ⑥祓川生態系維持回復事業計画 * に基づき、地域住民、関係団体、関係行政機関と連携・協力して事業を実施し、祓川自然環境保全地域の生態系の維持回復を推進
- ⑦県民の自然とのふれあいの場の満足度を高めるため、自然公園施設等の適正な維持管理に努めるとともに、大杉谷登山歩道など被災している施設の復旧や老朽化した施設の補修等を計画的に実施また、関係機関と協力し、体験イベント等の取組の推進

平成 25 年度の成果と残された課題

- ①生物多様性の保全を目的として「里地里山保全活動計画 *」の認定団体のうち、28 団体で自主的な保全活動が行われました。また、国の新規事業で、里山林の保管理や資源利用するための活動団体に支援を行う「森林・山村多面的機能発揮対策事業」の説明会を各地域で実施し、新たに 27 の活動団体が増えました。今後も、県民が自然とのふれあいや地域への愛着を深めることができるよう、各種の支援制度を活用して、県民の自主的な保全活動を促進する必要があります。
- ②三重県レッドデータブックの改訂に向けて、県内の希少野生動植物種の生息・生育状況の調査を実

施し改訂版レッドリスト（案）を作成しました。また、豊かな自然環境を支える担い手づくりのため、子どもたちが参加する生物多様性にかかる観察会を実施しました。さらに、希少野生動植物種および生物多様性の保全活動が15箇所で行われ、外来生物対策として、外来生物被害予防3原則の入れない・捨てない・拡げないことについて、地域のイベント等に参加し普及啓発を図りました。引き続き野生生物の保全に対する県民の理解や活動を広めるためには、県内の希少野生動植物種の生息・生育状況を把握するとともに、県民・NPO等団体・行政等が連携し、自主的な保全活動の取組を進めて行く必要があります。

- ③「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」に基づき、狩猟免許試験や狩猟免許更新講習、鳥獣保護員による、狩猟等の取締りや指導を実施しました。引き続き、安全な狩猟等を推進する必要があります。
- ④ニホンジカの推定生息数については、「糞粒法」による調査とともに、この結果に捕獲頭数や狩猟における野生獣の目撃情報等を加味して推定する「ベイズ推定法」による調査を実施しました。また、平成26年4月から平成29年3月を計画期間とした特定鳥獣保護管理計画*（ニホンザル）を策定しました。引き続き、鳥獣の保護および狩猟の適正化を図っていくとともに、各地域において適切に被害対策が行えるよう、野生鳥獣の適正な生息管理に努める必要があります。
- ⑤野鳥における鳥インフルエンザウイルスの保有状況調査（糞便調査）を実施しました。また、死亡野鳥の鳥インフルエンザに係る簡易検査および遺伝子検査を行いました。いずれも陰性でした。韓国等近隣諸国で鳥インフルエンザの発生が見られることから、死亡野鳥等にかかる対応などについて関係機関と連携し、情報等の共有を図りながら迅速に行う必要があります。
- ⑥香肌峡県立自然公園の優れた自然の保全を図るため、新たに特別地域977haを指定するとともに、同公園区域のうち、特に生態系の維持回復が必要な区域約38haを指定しました。今後は、これらの保護および規制する地域について、三重県立自然公園条例に基づいた確かな運用を行い、自然の風景地の保護と生態系の維持回復の継続的な調査を実施して生物多様性の確保に努める必要があります。
- ⑦祓川自然環境保全地域の生態系の維持回復を図るため、祓川の保護すべき野生動物に指定されている淡水二枚貝類を多く摂食するコイ（ユーラシア大陸からの導入型）や外来魚の捕獲を実施しました。今後も地域住民、関係団体等と協力して祓川の生態系の維持回復に取り組む必要があります。
- ⑧県民に安全で快適な環境を提供し自然とのふれあいを促進するため、県内7つの自然公園施設について、市町等と維持管理契約を締結し適切な管理を行いました。平成16年度に甚大な被害を受けた大杉谷登山歩道については、残り2kmの復旧工事が完了し、約10年ぶりに全線開通することができました。また、平成23年の台風12号および15号により被災した飛雪ノ滝野営場や近畿自然歩道の復旧が完了したことから、たくさんの方々の利用が期待されます。今後は、平成25年9月の台風18号および10月の台風26号で被災した自然公園施設や老朽化した施設を含め早期に復旧する必要があります。
- ⑨自然環境や歴史文化を自然観光資源にとらえ、自然環境の保全に配慮しながら観光や地域振興、環境教育に生かす仕組み（エコツーリズム）を推進するため、伊勢志摩地域の団体の活動を支援しています。今後は、観光部局等と連携して自然公園施設や各種イベントの開催などの情報提供を行い、自然とのふれあいを促進する必要があります。

- ①三重県の豊かな自然が継承され、県民が自然とのふれあいや地域への愛着を深めることができるよう、県民が自主的に行う里地里山保全活動の団体認定や保全活動を支援します。また、森林・山村多面的機能発揮対策事業については、地域住民、森林所有者、NPO等団体などに事業内容を説明し、里山林の保全管理や資源を利用する活動の拡大を促します。
- ②県内の希少野生動植物種の生息・生育状況を的確に把握し、野生生物の保全に対する県民の理解や活動を広めるため、「三重県レッドデータブック」の改訂版を発刊するとともに、子どもたちが参加する生物多様性にかかる観察会を行うほか、外来生物対策にかかる普及啓発、県民やNPO等団体と協働した県指定希少野生動植物種の保全等を実施します。
- ③農林水産業への被害の大きい野生鳥獣について、特定鳥獣保護管理計画等に基づき、適正な生息管理に努めていきます。また、引き続き、鳥獣の保護および狩猟の適正化を図るため、鳥獣保護員により、狩猟の取締りや指導を行うとともに、狩猟団体等と連携し、狩猟の安全対策を推進していきます。さらに、改正された「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に基づき、鳥獣保護事業計画の改定などに的確に対応します。
- ④死亡野鳥等にかかる高病原性鳥インフルエンザの対応については、国、県、市町等の関係機関と連携し、情報等の共有を図りながら迅速に対応します。
- ⑤香肌峡県立自然公園については、生態系維持回復事業計画に基づき、地元、有識者および行政で構成する協議会での情報交換を行いながら効果的な取組を実施するとともに、これらの取組による野生動植物の生育・生息状況の変化について調査を行い、その動向を定期的に把握していきます。
- ⑥祓川の生態系維持回復事業で行う、大陸からの導入型コイや外来魚の有効な駆除については、実施時期および捕獲方法などを祓川環境保全全体会議で協議し、地域住民、関係団体、関係行政機関と協力して取り組みます。
- ⑦老朽化が目立つ自然公園施設や台風で被災した自然公園施設の補修を計画的に進めます。また、自然公園施設や三重県民の森、三重県上野森林公園など県民が自然とふれあう拠点となる施設について、管理主体と連携し、魅力あるイベントの開催や情報発信などを行い、利用者の満足度の向上に努めます。
- ⑧エコツーリズムに取り組む団体が活動しやすいような環境整備を進めるとともに、関係部局やNPOなどさまざまな主体との連携・協力により、情報等の共有を図りながら自然とのふれあいを促進します。また、平成 28 年の伊勢志摩国立公園指定 70 周年にあたってのイベントについて、豊かな自然を生かしたエコツーリズムの定着や、地域の活性化につながっていくよう、関係者や関係部局とも連携しながら協議を進めます。

* 「○」のついた項目は、平成 26 年度に特に注力するポイントを示しています。

県民の皆さんとめざす姿

自動車排出ガスや生活排水など身近な暮らしの環境問題に対する意識が高まり、県民の皆さんやさまざまな主体が協力して大気や水環境の保全に積極的に取り組んでいます。

また、大気や河川、海域の環境基準*が達成され、県民の皆さんが良好な大気・水環境のもとで、健康的な生活を営んでいます。

平成 27 年度末での到達目標

県民や事業者の皆さんによる、自動車排出ガスによる局地的な大気汚染の解消への取組が進み、大気環境測定地点における大気環境基準が達成されるとともに、生活排水処理アクションプログラムの目標の達成等により、河川や海域における水質が維持または改善しています。

また、地域において森・川・海のつながりを意識しながら、さまざまな主体による連携した取組が活発に行われるようになっていきます。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	B (ある程度進んだ)	判断理由	県民指標については、目標を達成できませんでしたが、生活排水処理施設の整備が進むなどの活動指標の達成状況もふまえ、「ある程度進んだ」と判断しました。
----------	----------------	------	---

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標						
目標項目	23 年度	24 年度	25 年度		26 年度	27 年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
大気環境および水環境に係る環境基準の達成率	76.7%	93.9%	95.0%	0.97	96.0%	97.0%
		92.9%	92.1% (速報値)			
目標項目の説明と平成 26 年度目標値の考え方						
目標項目の説明	大気環境測定地点および河川・海域水域における環境基準の達成割合					
26 年度目標値の考え方	全地点および全水域で環境基準を達成することを前提とし、一部の環境基準の達成が著しく困難な水域については、水質改善を図ることとして目標値を設定しました。					

活動指標							
基本事業	目標項目	23 年度	24 年度	25 年度		26 年度	27 年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
15401 大気・水環境への負荷の削減（環境生活部）	大気・水質の排出基準適合率		100%	100%	0.99	100%	100%
		99.2%	99.3%	99.3%			

基本事業	目標項目	23年度	24年度	25年度		26年度	27年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
15402 自動車 環境対策の推進 (環境生活部)	NOx・PM 法対策 地域内の大気環 境基準達成率		100%	100%	1.00	100%	100%
		60.0%	100%	100% (速報値)			
15403 生活排 水対策の推進 (環境生活部)	生活排水処理施 設の整備率		78.8% (23年度)	79.7% (24年度)	0.99	80.5% (25年度)	81.4% (26年度)
		78.0% (22年度)	79.1% (23年度)	79.5% (24年度)			
15404 伊勢湾 の再生(環境生 活部)	水環境の保全活 動に参加した県 民の数		19,000人	24,500人	0.89	25,500人	26,500人
		16,475人	23,834人	21,725人			
15405 環境保 全のための調 査研究の推進(環 境生活部)	調査研究成果件 数		4件	4件	0.50	4件	4件
		3件	4件	2件			

(単位：百万円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
予算額等	15,597	14,330	11,924	15,212	
概算人件費		1,244	1,232		
(配置人員)		(138人)	(134人)		

平成 25 年度の取組概要

- ①31 測定局（四日市市測定局 10 局を含む）で二酸化窒素、光化学オキシダント等を測定して、大気環境基準の達成状況を把握し、測定結果（速報値）をホームページに掲載
- ②工場・事業場の立入検査を実施（検体採取を伴う立入工場・事業場数 46、その他の立入工場・事業場数 578）し、ばい煙（いおう酸化物、ばいじん、有害物質）、揮発性有機化合物*及びダイオキシン類の排出基準の適合状況を確認
- ③光化学スモッグ予報*を延べ7回（5日、4地域）に、注意報を1回（1地域）に発令し、光化学スモッグ*による被害を未然に防止（光化学スモッグによる被害報告なし）
- ④平成 32 年度までにNOx・PM法*対策地域の全域で二酸化窒素および浮遊粒子状物質の環境基準を確保するため、NOx・PM総量削減計画に基づき、実情に応じた流入車対策の具体策を流入車対策検討会議で検討
- ⑤PM2.5（微小粒子状物質）*の常時監視を実施し、指針値超過のおそれがある場合には注意喚起（2月26日、3月18日）を行うとともに、防災メール配信システムによる情報提供を開始（3月19日から）し、注意喚起の情報提供体制を充実
- ⑥47 河川 62 水域、4 海域 8 水域におけるBOD*、COD*等の水質測定および地下水 42 地点における水質測定を実施し、公共用水域の環境基準の達成状況を把握
- ⑦工場・事業場の排水量や有害物質の使用を考慮して立入検査を実施（採水を伴う立入工場・事業場数 271、その他の工場・事業場数 321）
- ⑧水生生物の保全に係る水質環境基準の設定に向けた調査を実施し、類型指定案を作成
- ⑨伊勢湾の再生に向け、三重大学など研究機関と連携し貧酸素水塊等の対策に係る調査研究を実施
- ⑩国の平成 24 年度補正予算で措置された「海岸漂着物地域対策推進基金」を活用し、県内の海岸漂着物の回収・処理を進めるとともに、発生抑制対策として普及啓発用DVD、リーフレットを作成。

また、東海三県一市の海岸漂着物対策検討会において、海岸漂着物問題の普及啓発に向けたポスターおよびパネルを作成し、各県市の環境イベント等で活用したほか、問題の解決に向けた財政措置等について国への提言活動を実施

- ⑩海岸清掃等のボランティア活動である「伊勢湾 森・川・海のクリーンアップ大作戦」を愛知県、岐阜県等に呼びかけて実施
- ⑪市町および関係部と連携して、下水道、集落排水や浄化槽などの生活排水処理施設の整備を進めたところ、整備率が79.1%（平成23年度）から79.5%（平成24年度）に進捗

平成25年度の成果と残された課題（評価結果）

- ①県内の二酸化いおう、二酸化窒素、浮遊粒子状物質等における環境基準は、すべての測定局（31測定局）において達成（速報値）する見込みであり、おおむね良好な大気環境が維持されてきました。
- ②大気環境に与える影響が大きいと思われる46工場・事業場で検体採取を伴う立入検査を実施したところ、2工場で排出基準を超過したことから改善指導を行いました。
- ③光化学スモッグ予報等を毎年発令していることなどから、引き続き光化学スモッグの主な原因物質と考えられる揮発性有機化合物等の排出抑制に取り組む必要があります。
- ④NO_x・PM法対策地域における環境基準の3年連続の達成（平成25年度は見込み）に伴い、流入車対策の実施を延期したところであり、今後、対策地域内の大気環境の状況を注視していく必要があります。
- ⑤PM_{2.5}の常時監視測定局として新たに県内で2局が整備されたことにより、平成26年度は23局（四日市市測定局3局を含む。）で監視測定を行い、指針値超過のおそれのある場合は的確に注意喚起を行う必要があります。
- ⑥閉鎖性海域である伊勢湾の環境基準達成率（COD）は56%（平成25年度速報値）であり、近年60%弱の達成率で推移しており、毎年、赤潮や貧酸素水塊も発生するなど、改善対策が必要な状況にあります。
- ⑦採水を伴う立入検査の結果、13工場・事業場において排出基準の超過があったことから、改善指導を行いました。
- ⑧水生生物の保全に係る水質環境基準の類型指定案を作成しましたが、環境基準項目の追加に伴う調査を実施したことから、類型指定は平成26年度に実施することとなりました。
- ⑨伊勢湾再生に向け、三重大学など研究機関と連携し、貧酸素水塊等の対策に係る調査研究を実施しましたが、貧酸素水塊等の対策に向けては、さらなる知見の蓄積が必要です。
- ⑩東海三県一市で連携し、海岸漂着物問題の解決に向け取り組みました。問題の解決に向けては継続的な取組が必要ですが、国による財政措置（平成24年度補正予算）が平成25～26年度の2ヶ年とされていることから、以降の対策の実施に係る財源確保が課題となっています。
- ⑪「伊勢湾 森・川・海のクリーンアップ大作戦」に県内で2万1千名以上の方々が参加されたほか、民間団体による広域圏で連携した活動も拡大しました。
- ⑫生活排水処理施設の整備は着実に進展していますが、その整備率（79.5%）は全国平均（88.1%）に比較してまだ低く、単独処理浄化槽（約11万基）（平成24年度末）や汲み取り世帯（約5万世帯）（平成24年度末）が多く残されており、引き続き生活排水処理アクションプログラムに基づき生活排水処理施設の整備を進める必要があります。また、現行の生活排水処理アクションプログラムは、目標年度が平成27年度であるため見直しの準備を行う必要があります。

- ①大気環境の常時監視は、平成 25 年度に新たに整備した 1 測定局も含め、32 測定局（四日市市測定局 10 局を含む。）での的確な測定を実施し、引き続き測定結果を公開していきます。
- ②大気環境の改善のため、引き続き、工場・事業場における排出基準の遵守を徹底するほか、立入検査時に工場・事業場の経営者等と対話を行い、コンプライアンス意識の向上を図ります。
- ③揮発性有機化合物を使用する工場・事業場に対して排出抑制に係る取組を求めるなど、引き続き光化学スモッグへの対策を進めます。
- ④NO_x・PM法対策地域における大気環境の状況を見極めながら、必要に応じ、流入車対策の検討を行います。
- ⑤PM_{2.5}については、測定結果に応じて迅速な注意喚起の情報提供を行うなど、県民の関心に応じていきます。
- ⑥公共用水域等の水質改善のため、引き続き、平成 23 年度に策定した第 7 次の伊勢湾水質総量削減計画に基づき、工場・事業場からの汚濁負荷を一層削減するほか、生活排水について、生活排水処理アクションプログラムに基づく施設整備を着実に進めていきます。
- ⑦工場・事業場における排水基準等の遵守について、引き続き徹底するほか、立入検査時に工場・事業場の経営者等と対話を行い、コンプライアンス意識の向上を図ります。
- ⑧水生生物の保全に係る水質環境基準について、平成 26 年度中に県内 43 河川を対象に指定を行います。
- ⑨伊勢湾の再生に向け、三重大学など研究機関と連携し、貧酸素水塊等の対策に係る調査研究を進めるほか、関係部局と連携し、伊勢湾再生行動計画に基づく施策を着実に実施します。
- ⑩国の平成 24 年度補正予算で措置された「海岸漂着物地域対策推進基金」を活用し、引き続き、海岸漂着物の回収・処理及び発生抑制対策を実施します。また、東海三県一市の海岸漂着物対策検討会において、本県がリーダーシップを取り、発生抑制等の普及啓発に取り組むとともに、平成 27 年度以降の恒常的な財政措置等を求め、国への提言などを行います。
- ⑪海岸漂着物対策においても、民間団体等によるボランティア活動が非常に重要であることから、県民、民間団体、企業などさまざまな主体の参画による「伊勢湾 森・川・海のクリーンアップ大作戦」を拡大していきます。
- ⑫生活排水処理未普及人口の早期解消に向けて、引き続き生活排水処理アクションプログラムに基づき、市町および関係部と連携して、生活排水処理施設の整備を進めます。また、県費上乗せ補助制度を活用し、単独処理浄化槽や汲み取りから合併処理浄化槽への転換を促進します。さらに、平成 26 年 1 月に国において「都道府県構想策定マニュアル」が策定されたことから、本県の生活排水処理アクションプログラムの見直しのための「生活排水処理基本方針」を策定します。

* 「○」のついた項目は、平成 26 年度に特に注力するポイントを示しています。

【主担当部局：環境生活部】

県民の皆さんとめざす姿

さまざまな主体と連携した人権施策が展開され、県民一人ひとりが、互いの人権を尊重し、多様性を認める意識を高めるとともに、あらゆる差別の解消が進み、個性や能力を発揮できる機会が誰にでも与えられる社会になっています。

平成 27 年度末での到達目標

人権啓発・教育が推進され、県民一人ひとりが、人権に対する理解と認識を深めるとともに、人権尊重の視点に立ったまちづくりに主体的に取り組んでいます。

また、差別や人権侵害等に対する人権相談体制等が整備され、差別や人権侵害を許さない、人権文化が定着した社会づくりが進展しています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	B (ある程度進んだ)	判断理由	県民指標および活動指標 4 項目中 3 項目で目標を達成し、活動指標の平均達成率が約 95% であることから、「ある程度進んだ」と判断しました。
----------	----------------	------	--

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標						
目標項目	23 年度	24 年度	25 年度		26 年度	27 年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
人権が尊重されている社会になっていると感じる県民の割合	24.9%	27.0%	29.0%	1.00	31.0%	33.0%
		26.7%	30.3%			
目標項目の説明と平成 26 年度目標値の考え方						
目標項目の説明	e-モニターおよび啓発イベントによるアンケートにおいて、人権が尊重されている社会になっていると感じる」「どちらかといえば感じる」と回答した人の割合					
26 年度目標値の考え方	県内における人権教育・啓発の推進や相談体制の充実等を図ることにより、人権が尊重されている社会になっていると感じる県民の割合を、4 年間で 8% 程度増加させることをめざしていることから、平成 26 年度の目標値を 31.0% と設定しました。					

活動指標							
基本事業	目標項目	23 年度	24 年度	25 年度		26 年度	27 年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
21101 人権が尊重されるまちづくりの推進 (環境生活部)	地域における「人権が尊重されるまちづくり」推進研修の受講者数		950 人	1,000 人	1.00	1,040 人	1,040 人
		903 人	881 人	1,198 人			

基本事業	目標項目	23年度	24年度	25年度		26年度	27年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
21102 人権啓発の推進（環境生活部）	人権イベント・講座等の参加者数		39,500人	40,000人	1.00	40,500人	41,000人
		38,649人	40,247人	40,103人			
21103 人権教育の推進（教育委員会）	人権教育を総合的・系統的に進めるためのカリキュラムを作成している学校の割合		55.0%	60.0%	1.00	65.0%	70.0%
		41.2%	55.2%	61.2%			
21104 人権擁護の推進（環境生活部）	人権に関わる相談員を対象とした資質向上研修会の受講者数		1,050人	1,100人	0.81	1,150人	1,200人
		994人	990人	896人			

（単位：百万円）

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
予算額等	818	609	619	695	
概算人件費		514	543		
（配置人員）		（57人）	（59人）		

平成25年度の取組概要

- ①「第二次人権が尊重される三重をつくる行動プラン」（平成23年3月策定）に基づく取組の進捗管理および年次報告の作成と公表、人権問題に関する県民意識調査（平成25年1月実施）結果の詳細分析の実施
- ②地域のさまざまな主体が主催する、人権が尊重されるまちづくりに関する研修会等への講師等の派遣（講師派遣件数31件、参加者数 1,198人）
- ③市町が設置する隣保館が、地域住民の福祉の向上や人権啓発のための住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして、生活上の各種相談事業、人権問題の解決のための各種事業を総合的に実施することができるよう隣保館職員への人材育成支援および事業費の一部補助を実施
- ④各種媒体を活用した広報や感性に訴える啓発、参加型啓発等および幅広い年齢層に対応した多様な手法を活用した人権を身近に感じてもらうための啓発活動の実施（人権メッセージ・フォトコンテスト等の募集、スポーツ組織と連携した啓発イベント、テレビ・ラジオスポットの放送、県民人権講座の開催（4講座）等の開催、商業施設等での啓発活動など）
- ⑤自他の人権を守るための実践行動力を育む教育活動全体を通じた取組の推進（いじめの問題を解決するための指導資料の作成・配付、人権学習教材等の活用のための連続講座の実施、小中学校および県立学校の管理職等を対象とした人権教育研修会の開催、人権教育に係る実践研究の公開・報告集の発行、人権教育推進協議会の活性化など）、人権問題に関する教職員意識調査の実施
- ⑥人権センターの人権相談窓口における相談対応（相談件数 841 件、弁護士による法律相談月 2 回、臨床心理士によるカウンセリング月 1 回実施）。人権相談に関わる人材の育成支援を目的とした県内の各種相談機関の相談員を対象とする講座・研修会の開催（17 講座等、参加者数 896 人）、および相談員相互のネットワーク形成のための支援（交流会 2 回開催）
- ⑦インターネット上の差別的な書き込み等に対するモニタリング活動の実施。モニタリング活動等の地域における展開を目的としたネットモニターリーダー養成講座の開催（3 回開催、参加者数 123 人）

平成 25 年度の成果と残された課題（評価結果）

- ①地域においてさまざまな主体により人権啓発に関する自主的な取組が展開されていますが、平成 25 年中には、津地方法務局管内で 615 件の人権侵犯事件が発生するなど、偏見等による差別や人権侵害は未だに発生しています。このため、国や市町などさまざまな主体と連携・協働し、「第二次人権が尊重される三重をつくる行動プラン」に基づく施策を推進していく必要があります。
- ②人権が尊重されるまちづくりを推進するため、さまざまな主体が実施する研修会へ講師派遣等の支援を行いましたが、県内各地に広げていくためには、これまで取り組まれていなかった地域や団体等への働きかけが必要です。
- ③市町が設置する隣保館を交流拠点として、相談事業など地域住民への福祉の向上、人権問題解決のための人権啓発の充実、地域交流の促進が図られました。今後も、隣保館が地域の拠点としての機能を発揮するためには、引き続き支援を行っていく必要があります。
- ④県人権センターを拠点として、各種人権啓発事業を実施しましたが、県民一人ひとりが人権問題を自らの問題として考え、行動に移していくためには、参加型啓発や感性に訴える啓発事業の実施、地域の特性を生かした人権啓発講座の開催など多様な機会を提供することが必要です。
- ⑤人権の大切さについて一定の理解が図られてきましたが、一方では、今もなお子どもたちの生活の中で差別やいじめなどの人権に関わる問題が発生しています。そのような課題を解決するためには、学校・家庭・地域が一体となった人権教育を推進する必要があります。また、地域の実情に応じた特色ある人権教育の取組を市町教育委員会が展開できるよう、引き続き支援していく必要があります。
- ⑥県人権センターにおいて人権相談に対応しましたが、その内容は多様化・複雑化してきています。速やかな問題解決には、県人権センターだけでなく、各相談機関がその機能を充実させるとともに、相互に連携強化を図っていくよう環境づくりを推進していく必要があります。
- ⑦インターネット上の差別的な書き込みに対して、県人権センターにおいてモニタリングを実施し、削除要請等の対応を行いましたが、依然として発生していることから、インターネット上の人権侵害・差別事象の状況把握に努め、早期発見や拡大防止等に取り組むことが必要です。

平成 26 年度の改善のポイントと取組方向【環境生活部 次長 北村文明 電話：059-224-2468】

- ①「第二次人権が尊重される三重をつくる行動プラン」に基づき、全庁的な調整と進捗管理を行うとともに、さまざまな主体と連携・協働して、人権尊重の視点に立った行政を総合的に推進します。
- ②人権が尊重されるまちづくりが県内全域で進められるよう、市町等と連携し、講師派遣等を活用した研究会の実施について地域で活動する団体等に働きかけを行うことで、人権が尊重されるまちづくりに取り組む地域や団体等の拡大を図ります。
- ③市町が設置する隣保館に対して引き続き支援を行い、同和問題をはじめとする人権課題の解決に向けた環境づくりを進めます。
- ④人権啓発事業の実施にあたっては、人権問題に関する県民意識調査結果をふまえ、より多くの県民が啓発の機会を得られるよう多様な機会を提供するとともに、県政だよりのデータ放送を活用するなどの周知方法の見直しを行います。
- ⑤人権教育の推進にあたっては、学校・家庭・地域が連携して子どもたちを取り巻く差別やいじめなどの解決や未然防止を図るなど、総合的かつ効果的に実施します。また、人権問題に関する教職員意識調査の結果をとりまとめ、人権教育基本方針見直しのための基礎資料とします。
- ⑥相談員にとって身近なテーマによる研修会を開催し、より多くの相談員の参加を求めるとともに、資質向上を支援します。また、各相談員の交流を促進し、連携を深めていくことを通じて、相談体制の充実につなげていきます。

⑦インターネット上の差別的書き込み等に対応するため、引き続きモニタリング活動やネットモニターリーダー養成講座を開催し、地域におけるモニタリング活動の指導や啓発を行う人材の育成支援に取り組めます。

* 「○」のついた項目は、平成 26 年度に特に注力するポイントを示しています。

施策 2 1 2

男女共同参画の社会づくり

【主担当部局：環境生活部】

県民の皆さんとめざす姿

県民一人ひとりが性別に関わらず、自立した個人としてその個性と能力を十分に発揮できる機会が確保され、それぞれに多様な生き方が認められる社会が実現しています。そこでは、男女が、対等な立場で家庭、学校、職場、地域など社会のあらゆる分野における活動に積極的・主体的に参加し、共に責任を担っています。

平成 27 年度末での到達目標

男女共同参画意識の普及が進み、行政や企業、各種団体等において男女が対等な構成員として、政策や方針の決定過程に共に参画し活動する社会づくりが進展しています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	C (あまり進まなかった)	判断理由	県民指標が目標を達成できなかったことに加え、4つある活動指標のうち目標を達成できたのが2つであることをふまえ、「あまり進まなかった」と判断しました。
----------	------------------	------	--

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標

目標項目	23 年度	24 年度	25 年度		26 年度	27 年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
社会全体において男女が平等になっていると思う人の割合	/	15.0%	15.0%	0.77	16.5%	18.0%
	13.9%	11.5%	11.5%		/	/
目標項目の説明と平成 26 年度目標値の考え方						
目標項目の説明	e－モニターによるアンケートにおいて、「社会全体で男女の地位が平等になっていると思いますか」という設問に対して、「平等である」と回答した人の割合					
26 年度目標値の考え方	平成 27 年度の目標を計画的に達成できるよう、16.5%としました。					

活動指標

基本事業	目標項目	23 年度	24 年度	25 年度		26 年度	27 年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
21201 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進（環境生活部）	県・市町の審議会等における女性委員の登用率	/	25.7%	26.7%	0.93	27.2%	28.7%
		24.7%	25.1%	24.9%		/	/

基本事業	目標項目	23年度	24年度	25年度		26年度	27年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
21202 男女共同参画に関する意識の普及と教育の推進（環境生活部）	男女共同参画フォーラムの男性参加率		30.0%	43.0%	0.75	43.0%	45.0%
		23.5%	42.2%	32.4%			
21203 働く場と家庭・地域における男女共同参画の推進（環境生活部）	女性の能力発揮促進のため、積極的な取組を行っている企業等の割合		24.6%	27.0%	1.00	27.0%	27.0%
		23.6%	27.9%	29.3%			
21204 性別に基づく暴力等への取組（健康福祉部）	「女性に対する暴力をなくす運動」期間中の啓発箇所数		15 か所	18 か所	1.00	21 か所	24 か所
		12 か所	15 か所	18 か所			

（単位：百万円）

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
予算額等	205	150	126	140	
概算人件費		189	156		
（配置人員）		（21 人）	（17 人）		

平成 25 年度の取組概要

- ①三重県男女共同参画審議会から県の男女共同参画施策の実施状況に対する評価、知事への提言を実施（審議会開催状況：全体会 4 回、部会 3 部会を各 3 回開催、知事への提言：10 月 1 日）
- ②庁内各部局に対して、県附属機関等の委員への積極的な女性登用および「第 2 次三重県男女共同参画基本計画第一期実施計画」に沿った男女共同参画施策の推進を要請（4 月 25 日および 10 月 16 日開催の男女共同参画推進会議幹事会で要請）
- ③市町主管課長会議、担当職員研修会を開催し情報共有・連携を図り、市町審議会等への女性登用を働きかけるとともに、各市町の基本計画の推進や基本計画の策定等を支援し、市町における男女共同参画を促進（主管課長会議 1 回、担当職員研修 2 回、度会町基本計画策定にオブザーバー参加）
- ④三重県男女共同参画センター（フレンテみえ）において、講座・セミナーや研修講師の派遣等の研修学習事業、男女共同参画フォーラム等の参画交流事業、情報誌およびホームページ・情報コーナー等の情報発信事業、女性のための総合相談（電話相談、面接相談、健康相談、法律相談）および男性のための電話相談等の相談事業、男女共同参画に係る情報収集および資料作成等の調査研究事業を実施し、男女共同参画意識を普及（講座・セミナー等 24 回開催、新規参加率 45%、出前講座等 102 回実施、フレンテまつり（6 月 7、8 日）、フォーラム（11 月 3 日）、相談件数 2,087 件）
- ⑤雇用経済部が実施する女性の再就職支援事業等への協力・連携（女性のための就労支援相談開催に係る市男女共同参画担当課への協力要請、ブース出展時の人的支援）
- ⑥DV*被害者に対する相談、緊急一時避難・通訳派遣・同行支援等の保護、自立支援を実施するとともに「三重県DV防止及び被害者保護・支援基本計画（第 4 次改定版）」を策定
- ⑦「女性に対する暴力をなくす運動」期間（11 月 12 日～25 日）における警察、市町、関係機関・団体等と連携した街頭啓発やDV相談先カードの公共施設、コンビニエンスストア、ショッピングセンター等への配置により相談・支援先を周知。また、女性に対する暴力防止啓発セミナー等を実施。デートDV対策として、デートDV防止パンフレットを県立高校 1 年生に配布し、啓発を実施（街

頭啓発 18 か所、DV相談先カードの配置 576 か所、セミナー 1 回開催（11 月 23 日：桑名市）、デートDV防止パンフレットの配付：14,375 冊）

平成 25 年度の成果と残された課題（評価結果）

- ①三重県男女共同参画審議会から男女共同参画の推進に関する知事への提言が行われました。今回の提言や同時に行われた施策の評価に対する取組の進捗状況を確認していく必要があります。
- ②平成 25 年 4 月 1 日時点の県・市町の審議会等委員への女性の登用率は 24.9%と 0.2 ポイントの減となりました（県：32.3%で 0.4 ポイント減、市町：24.0%で 0.1 ポイント減）。政策・方針決定過程への女性の参画を進めるため、県が率先して委員への女性登用に積極的に取り組むよう、各部局により一層働きかける必要があります。
- ③市町主管課長会議や担当者研修会を開催し、情報提供、市町間の情報交換等を行ったほか、基本計画を策定する町を支援しました。また、これまで養成した男女共同参画サポーターに担当者研修会に参加してもらい、サポーターと市町をつなぐとともに新しい情報や知識を提供しました。市町との連携を図り、各市町が審議会等への女性登用をはじめとする男女共同参画の取組を進めるよう働きかけるとともに、支援を行っていく必要があります。
- ④三重県男女共同参画センターが実施する各種の事業により、男女共同参画意識の普及を進めましたが、県民の意識を十分に高めるには至っていません。講座、セミナー等の開催にあたって、目的や対象者の明確化などさらに工夫し、広く意識啓発していく必要があります。
- ⑤雇用経済部が取り組む女性の再就労支援事業等により働く場への女性の参画を進めてきましたが、国が成長戦略の中核として女性の活躍促進に取り組んでいることを追い風とし、県においても地域経済団体等と連携して企業等における女性の活躍促進に取り組む必要があります。
- ⑥「三重県DV防止及び被害者保護・支援基本計画（第4次改定版）」に基づき、市町や関係機関・団体等と連携し、DVの防止と被害者の立場に立った支援を実施していく必要があります。
- ⑦街頭啓発やDV相談先カードの配置により、DV被害者の身近なところで相談・支援先の情報提供を行いました。また、啓発セミナー等により性別に基づく暴力を許さない意識を高めるとともに、高校生等に対する啓発によりデートDV防止の意識を高めることができました。引き続き、DV等の被害の発生に気づき、支援につなげることができる社会になるよう啓発していく必要があります。

平成 26 年度の改善のポイントと取組方向【環境生活部 次長 北村 文明 059-224-2468】

- ①三重県男女共同参画審議会による知事への提言及び評価に対する取組の進捗状況を把握するとともに、さまざまな施策・事業が男女共同参画の視点を持って実施されるよう各部局に働きかけ、男女共同参画施策の総合的・効果的な推進を図ります。
- ②県審議会等の委員への女性登用を進めるため、男女共同参画推進会議等の場で委員への女性登用の継続的な取組を強く働きかけるとともに、委員選任にあたり男女いずれか一方の委員の割合が十分の四未満となる場合の事前協議の徹底を図ります。また、女性登用率の低い審議会等に対して個別に女性の登用を促します。
- ③市町主管課長会議や担当者研修会を開催し、情報提供、市町間の情報交換等を行うとともに、市町審議会等への女性登用をはじめとする男女共同参画の取組を進めるよう働きかけ、各市町が必要とする支援、特に町の基本計画策定について支援します。また、これまで養成した男女共同参画サポーターが、市町において男女共同参画の推進に取り組めるようしていきます。
- ④三重県男女共同参画センターとの連携を密にし、研修学習や参画交流等の事業を実施していきます。「フレンテまつり」「男女共同参画フォーラム」をセンター開設 20 周年記念事業として拡充すると

ともに、「ファザーリング全国フォーラム in みえ」とのタイアップ事業としてその内容を工夫し、若年層、男性、企業等の新規参加者の増加を図り、男女共同参画の理解、男性の育児参画、女性の活躍等がより一層進むよう取り組みます。また、企業等における女性の管理職登用につながるよう、女性リーダー養成講座を開催します。

- ⑤働く女性が安心して妊娠・出産し、男女で子育てしながら仕事を継続し活躍できるよう、企業に対してマタニティ・ハラスメント、パタニティ・ハラスメントの防止と支援制度の整備、支援制度を利用しやすい職場風土の醸成を促すとともに、女性の働き続ける意欲を支援します。また、雇用経済部等とも連携し、地域経済団体や労働局等が参画する「みえ女性活躍推進連携会議」（仮称）を設け、企業等に女性の登用、活躍を働きかけるとともに、女性人材の育成・交流等を支援していきます。
- ⑥市町や関係機関・団体等と連携し、DVの未然防止や若年層の予防施策等に取り組むとともに、女性相談所（配偶者暴力相談支援センター）を中核として、被害者の心理的回復をはじめとする被害者の立場に立った支援や相談員や関係者等の資質向上のための研修会の実施等、相談支援体制の充実に取り組みます。
- ⑦DV被害者に相談・支援先の情報が届くよう健康福祉部と連携して取り組むとともに、DVをはじめとする性別に基づく暴力を許さない意識を高めるため、女性に対する暴力防止啓発セミナー等の開催や高校等への出前講座等を実施していきます。

* 「○」のついた項目は、平成26年度に特に注力するポイントを示しています。

【担当部局：環境生活部】

県民の皆さんとめざす姿

NPO、経済団体、行政等のさまざまな主体が連携して、多文化共生社会づくりに取り組むことにより、国籍や民族などの異なる人びとが、互いの文化の違いを認め合い、対等な関係のもとで、地域社会の一員として安心して快適に暮らしています。

平成 27 年度末での到達目標

外国人住民が抱える教育、就労などの生活課題の解決に向け、NPO、経済団体、行政等のさまざまな主体が連携し、それぞれが役割、取組方向を理解して、外国人住民が地域社会に参画しやすい環境づくりを進めています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	B (ある程度進んだ)	判断理由	活動指標は目標値を上回ったものの、県民指標が目標値を下回ったことから、ある程度進んだと判断しました。
----------	----------------	------	--

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標						
目標項目	23 年度	24 年度	25 年度		26 年度	27 年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
多文化共生に取り組む団体数		160 団体	175 団体	0.99	190 団体	200 団体
	146 団体	161 団体	174 団体			
目標項目の説明と平成 26 年度目標値の考え方						
目標項目の説明	多文化共生事業に県と協働で取り組む団体・企業および国際交流団体の数					
26 年度目標値の考え方	平成 27 年度の目標に向けて、平成 26 年度の目標値を 190 団体と設定しました。					

活動指標							
基本事業	目標項目	23 年度	24 年度	25 年度		26 年度	27 年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
21301 外国人住民との円滑なコミュニケーション支援（環境生活部）	日本語指導ボランティア数		670 人	680 人	1.00	690 人	700 人
		655 人	671 人	689 人			

基本事業	目標項目	23年度	24年度	25年度		26年度	27年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
21302 外国人 住民の地域社会 参画支援（環境 生活部）	セミナー、ボラ ンティア研修等 参加者数		350人	400人	1.00	450人	500人
		279人	383人	411人			

（単位：百万円）

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
予算額等	202	143	161	140	
概算人件費		81	101		
（配置人員）		（9人）	（11人）		

平成 25 年度の取組概要

- ①多言語ホームページ（ポルトガル語、スペイン語、英語、日本語）で、外国人住民に必要な行政や制度に関する情報を外国人住民のニーズに合った形で迅速に提供（①情報掲載数：ビデオ情報 24 本、文字情報 122 件②ページビュー数：月平均 約 10,000）
- ②日本語指導ボランティア研修（入門研修、ブラッシュアップ研修）を開催
（①入門研修：松阪市 参加者数 69 名、②ブラッシュアップ研修：鈴鹿市 修了者数 25 名）
- ③多言語による外国人住民の相談窓口を設置して、生活全般にわたるさまざまな相談に応じるほか、専門家（弁護士・臨床心理士等）による個別相談会などを開催（①相談窓口等相談件数：1,045 件、②出前講座：年間 8 回開催（参加者数 226 名）、③専門家による個別相談会：年間 7 回開催（参加者数 110 名）
- ④医療通訳の育成研修を開催するなど、医療通訳の利用を促進（①医療通訳育成研修：津市 参加者数 22 名、②公開セミナー：津市 参加者数 39 名）
- ⑤ポルトガル語およびスペイン語の医療通訳のニーズの多い医療機関等に緊急雇用創出事業を活用して、モデル的に医療通訳を配置（10 医療機関等に配置。通訳実績 2,205 件、外国人患者数 769 名）
- ⑥大規模災害発生時における外国人住民への支援体制を整備するため、災害時外国人サポーター研修（2回 参加者数 50 名）と外国人住民を主な対象とした避難所訓練（2回 参加者数 69 名）を実施。「みえ災害時多言語支援センター」の運営等について関係機関と協議し、「みえ災害時多言語支援センター」の設置・運営に関する協定を締結（5月1日）するとともに、大規模災害発生時を想定した図上訓練を実施（1回 参加者数 44 名）
- ⑦外国につながる子どもたち・保護者・関係者を支援するため、キャリアガイド出前セミナーを開催（16回開催）
- ⑧NPO、経済団体、行政等のさまざまな主体が連携して、多文化共生の啓発イベントを開催（ヒューマンフェスタ in 亀山との同時開催 参加者数 150 名）
- ⑨日本語指導が必要な外国人児童生徒に対し、外国人児童生徒巡回相談員（12名）による日本語指導や、学校生活への適応指導の充実、日本語で学ぶ力の育成を目指したカリキュラム（JSLカリキュラム*）の実践研究を実施
- ⑩外国人児童生徒のための教科指導研究推進会議を2回開催し、日本語で学ぶ力の育成を目指したカリキュラム（JSLカリキュラム）を活用したわかりやすい授業づくりに向けた取組について協議
- ⑪小・中・高等学校の外国人児童生徒教育担当者を対象とした会議の開催（6回）
- ⑫市町教育委員会が行う外国人の子どもの就学支援および「初期適応指導教室*」の取組を支援（7

市町)

- ⑬保護者向け連絡文書例（ビザイヤ語版）のホームページ掲載および外国人児童生徒支援コミュニケーションハンドブック（ビザイヤ語版）の作成

平成 25 年度の成果と残された課題（評価結果）

- ①多言語ホームページ（ポルトガル語、スペイン語、英語、日本語）では、防災講座「台風について」を映像で提供して外国人住民の防災に関する意識啓発を行うとともに、学校教育に関する映像情報「教育シリーズ①～⑨」を提供することで外国人住民に教育の大切さについての理解を深めてもらうことができました。今後も外国人住民の関心が高い話題を取り上げていくとともに、ホームページ閲覧者を増やしていく必要があります。
- ②日本語指導ボランティア研修（入門研修）を松阪市で開催したところ、定員を大幅に超える参加がありました。研修会では、日本語教室を開設している団体を紹介するなど、団体との連携を図り、日本語教室の活動の活性化に努めました。また、日本語教室間の連携を図るとともに、コーディネーター機能を担っていただくための研修会を開催しました。
- 外国人住民の地域社会への参加・参画をより一層促進するために、今後とも日本語指導ボランティアに外国人住民と地域をつなぐコーディネーターの役割を担っていただく必要があります。
- ③多言語での外国人住民相談窓口を設置するとともに、専門家による相談会・出前講座を開催して、外国人住民が抱える課題に対応しました。複雑化、多様化する相談への的確な対応が必要です。
- ④医療通訳制度の進展に向けて、医療通訳育成研修を開催して医療通訳人材の育成に努めました。また、公開セミナーを開催し、医療機関等の関係者や外国人住民に、医療通訳の周知を行いました。より多くの言語による医療通訳人材が、今後ますます求められることから、計画的な人材育成が必要です。
- ⑤10 医療機関等に医療通訳をモデル的に配置しましたが、多くの利用があり、利用者・医療機関等を対象としたアンケートの結果でも、通訳がいて助かったという回答が多数でした。医療通訳の必要性・有用性について一定の理解がなされ、複数の医療機関等で、医療通訳の雇用・配置につながりました。利用者等のアンケートの結果等をふまえて、引き続き医療機関等に対して、医療通訳のあり方を考えていただくための情報発信を行っていく必要があります。
- ⑥外国人住民向け防災セミナーおよび災害時外国人サポーター研修では「避難所情報伝達キット」を活用し、外国人とサポーターが合同で実践的な研修を行うことができました。また、大規模災害を想定した多言語情報提供に特化した図上訓練では、併せて「みえ災害時多言語支援センター」の設置・運営訓練を行うことで、より実践的な訓練にすることができました。
- 外国人住民が災害時要援護者の立場から、地域社会を支える側へと活動の場を広げることができる環境を作る必要があります。また、大規模災害時には、NPO等の中核的支援機関をはじめとするさまざまな主体と一体となって、「みえ災害時多言語支援センター」を設置・運営していく必要があります。
- ⑦キャリアガイドの普及啓発では、外国につながる子どもたちや保護者に直接「学ぶことの大切さ・教育の大切さ」を伝える進路ガイダンスを実施するとともに、地域社会の担い手を対象とした研修においてキャリアガイドDVDを上映し、外国人住民の状況について説明を行いました。さまざまな主体の協力のもと、外国人住民を支援する裾野を地域で広げていく必要があります。
- ⑧多文化共生啓発イベントとして、外国人住民・留学生・支援者・一般県民がグローバルな視点で意見交換を行うワークショップ形式で開催しました。多文化共生社会づくりには、共通認識が不可欠であることから、関わりの少なかった団体等の主体的な参加促進や連携強化などへ取組を広げてい

く必要があります。

- ⑨外国人児童生徒教育担当者会議において、「外国人児童生徒の在籍学級における教科指導の方法」、「小・中・高等学校の円滑な引継ぎ」についての協議を行い、共有を図ることができました。小・中・高等学校において、日本語能力の育成に向けた指導方法やJ S Lカリキュラムに係る効果的な指導事例について調査研究、情報共有を深める必要があります。
- ⑩学校・家庭・地域が一体となった日本語支援体制づくりに取り組むとともに、外国人生徒支援専門員を活用してJ S Lカリキュラムの実践研究を進め、効果的な指導事例の収集に努めていますが、その成果を県内高等学校へ普及・拡大する必要があります。

平成 26 年度の改善のポイントと取組方向【環境生活部 次長 北村文明 059-224-2468】

- ①多言語ホームページでは、外国人住民を支援するさまざまな団体の活動や、外国人住民に参加・参画を期待する地域の各種活動（消防団等）を紹介する新たな映像情報を制作し、地域社会への積極的な参加・参画を進めていきます。また、ホームページの閲覧者を増やすため、外国人住民の関心が高い話題（防災・在留管理制度など）を取り上げていきます。
- ②日本語教室間の連携が図れるようネットワークを強化するとともに、日本語指導ボランティアに外国人住民と地域をつなぐコーディネーターの役割を果たしていただけるよう研修会を引き続き開催します。
- ③外国人住民の生活全般にわたるさまざまな相談について、市町では配置が難しい少数言語も含めた多言語による相談窓口を設置するとともに、専門家による相談会・出前講座を開催して、複雑化、多様化する外国人住民の相談に適切に対応します。
- ④市町・N P O等と連携をして、同行型および配置型の医療通訳の利用促進に取り組みます。医療通訳育成研修を3言語（ポルトガル語、スペイン語、フィリピン語）で実施し、医療通訳の人材育成に努めるとともに、医療通訳制度のあり方について考えるセミナーを開催します。また、医療通訳を増加させる方針の国の動向を注視しつつ、医療通訳の利用促進に取り組むN P O等を支援していきます。
- ⑤緊急雇用創出事業を活用した「医療通訳配置モデル緊急雇用創出事業」は今年度限りですが、医療機関等において医療通訳の雇用・配置が進むように引き続き働きかけていきます。
- ⑥大規模災害発生時に外国人住民の支援等を行うための各種事業に取り組むほか、外国人住民等を円滑に支援するため「みえ災害時多言語支援センター」の設置・運営について関係機関と十分な協議を行い、さまざまな主体と連携して外国人住民の支援に取り組みます。
- ⑦外国につながる子どもたちや保護者が、職業について理解を深め、夢や目標を持って学校での学習や日本語、母国語の習得に意欲的に取り組めるよう作成した、外国人の先輩の成功例を紹介する「キャリアガイドDVD」について、啓発事業などさまざまな機会を通じて活用していきます。
- ⑧多文化共生のための啓発イベントを新たな地域で開催し、さまざまな主体に参画していただくことで、多文化共生の意識の浸透を図ります。また、留学生による発表の場を新たに組み入れるなど、大学等との連携の試行や新たな手法の導入など、さまざまな主体による多様な活動の拡大を一層進めます。
- ⑨J S Lカリキュラムの三重県モデルの確立に向け、J S Lカリキュラムに係る事例収集について対象となる教科を拡大し、研究を進めます。また、既に収集した事例について授業における活用を通じて検証を進め、J S Lカリキュラムの普及・拡大を図ります。さらに、小・中・高等学校において、それぞれの外国人児童生徒への指導の状況を円滑に引き継ぐための効果的な方法について検討します。

* 「○」のついた項目は、平成 26 年度に特に注力するポイントを示しています。

施策 214

NPOの参画による「協創」の社会づくり

【主担当部局：環境生活部】

県民の皆さんとめざす姿

県民一人ひとりが、自らを社会の担い手であると認識し、NPO（ボランティア団体・市民活動団体等）に対する理解を深め、さまざまな手段によりNPO活動に参画するとともに、NPOは社会づくりの主要な担い手として自立した活動を展開し、さまざまな主体と力を合わせ、地域の諸課題に取り組んでいます。

平成 27 年度末での到達目標

県民の皆さんや企業等から、NPO活動に必要な資源（資金、人材、情報など）が提供される仕組みが強化され、NPOが自立して活動する環境が整備されています。

また、NPOとさまざまな主体がめざす姿を共有するとともに、お互いに力を合わせて社会づくりを進めていくための体制が整備されています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	B (ある程度進んだ)	判断理由	県民指標の数値は、目標値を大きく超えましたが、活動指標3項目中1項目が目標値を下回ったことから、ある程度進んだと判断しました。
----------	----------------	------	---

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標						
目標項目	23 年度	24 年度	25 年度		26 年度	27 年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
NPO・ボランティア・市民活動に参加している住民の割合	/	12.5%	12.5%	1.00	20.0%	20.0%
	9.5%	7.7%	23.4%		/	/
目標項目の説明と平成 26 年度目標値の考え方						
目標項目の説明	e-モニターによるアンケートにおいて、NPO・ボランティア、市民活動への参加状況について「参加している」と答えた人の割合					
26 年度目標値の考え方	平成 25 年度実績値が最終目標値を上回ったことから、平成 26 年度の目標値は、最終目標値に合わせて 20.0%としました。					

活動指標							
基本事業	目標項目	23 年度	24 年度	25 年度		26 年度	27 年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
21401 県民の社会参画活動への支援（環境生活部）	NPO法人に対する寄付金総額	/	140,000 千円 (23 年)	160,000 千円 (24 年)	1.00	190,000 千円 (25 年)	200,000 千円 (26 年)
		124,938 千円 (22 年)	152,088 千円 (23 年)	186,848 千円 (24 年)		/	/

基本事業	目標項目	23年度	24年度	25年度		26年度	27年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
21402 NPO が活発に活動で きる環境の充実 (環境生活部)	認定NPO法人数		5法人	10法人	0.40	20法人	30法人
		1法人	3法人	4法人			
21403 NPO とさまざまな主 体との「協創」 の推進 (環境生活部)	NPOと県の連 携・協働事業数		65事業	67事業	1.00	71事業	75事業
		58事業	65事業	68事業			

(単位：百万円)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
予算額等	308	221	88	69	
概算人件費		63	64		
(配置人員)		(7人)	(7人)		

平成25年度の取組概要

- ①NPO法に基づく認証事務、法人運営に係る相談、助言、会計事務支援等を実施（新規認証50件、解散・取消26件、25年度末法人数663法人）。NPO法人の活動基盤の強化に向けて、県民が寄附を行った場合に税額控除を受けられる対象となるNPO法人を指定する手続を定める条例を10月に施行。制度の周知を行い、3月に1法人を指定（条例説明会8回開催）
- ②「事業改善に向けた有識者懇話会」からの事業および施策全般にわたる意見を受け、事業のあり方を見直し
- ③平成24年度に策定した「夢をかたちにするまちづくり～『新しい公共』のヒント集～」(以下「ヒント集」という)を活用し、NPO活動の現状と課題を聴き取るため、平成25年6～8月に県内の全NPO法人（641法人）と面談
- ④県民のNPO活動への理解を深めるため、「市民活動・NPO月間」（12月）を新たに設け、多様な主体と協働して県内9地域で18件のイベントやセミナーを集中的に実施。また、1月には集大成イベントとして「協創シンポジウム」を開催（200人参加）
- ⑤多様な主体の連携を進める視点から、NPOの新たなパートナー開拓の方策について、NPOと企業、大学、行政によるワーキンググループで研究(20回)。また、人材育成のため、「協創」に取り組むNPO、地縁団体、市町職員等を対象とした研修や「NPOの活動基盤強化」をテーマとした「ふるさと知事ネットワーク若手政策塾」を9月に実施（鳥取県と共催）
- ⑥「みえ災害ボランティア支援センター」では、25年9月まで東日本大震災の被災地にボランティアバスを派遣（8便、175人参加）するとともに、「災害ボランティアシンポジウム」（12月、103人参加）など災害の教訓や活動の成果を今後につなげる取組を行った。12月末の閉所以降は、県が平常時の事務局を担うとともに、市町、市町社協、NPO等を対象に現地災害ボランティアセンターの準備態勢の重要性について理解を深めるための研修を実施
- ⑦県内の被災地で行う活動を支援する協定を公益財団法人三重県国際交流財団と締結。また、NPOが災害時に行う継続的な支援活動への助成に充てるため、県内3銀行に専用口座を開設し「三重県災害ボランティア支援および特定非営利活動促進基金」への寄附を募集

平成 25 年度の成果と残された課題（評価結果）

- ①NPO法に基づく認定NPO法人の拡充に向けた環境を整備しましたが、条例指定を活用した認定法人の増加は1件にとどまっており、法人の基礎的運営力の強化を促すとともに、審査等の的確な運用に努める必要があります。
- ②法人との面談で得た情報や「有識者懇話会」からの意見をふまえて見直した取組については、関係部局やみえNPOネットワークセンター（みえ県民交流センター指定管理者）の事業と連携あるいは役割分担しながら、効果的に進めていく必要があります。
- ③「ヒント集」を活用した法人との面談で、活動の現状と課題を把握できました。この情報を、NPOが自立し活動しやすい環境整備に向けた今後の施策に生かしていく必要があります。
- ④「市民活動・NPO月間」期間中に、みえNPOネットワークセンターや地域の市民活動センターなどが連携してイベント等を実施しました。今後は関係機関相互の連携を深め、より効果的な情報発信を図る必要があります。
- ⑤協働事業提案の取組や「協創」の人材育成については手法の定着等の成果があったため廃止し、企業等との連携促進については中間支援団体の行う市民活動促進事業の中で取り組むこととしました。人材育成やNPOと企業との相互理解を進める取組は、中間支援団体と役割分担する中で進めていく必要があります。また、NPOの財政基盤強化のあり方について、寄附など多様な資金調達の見直しから見直していく必要があります。
- ⑥「みえ災害ボランティア支援センター」では、平成 23 年4月から2年半にわたりボランティアバスを派遣し、72 便、延べ1,290 人にボランティアの機会を提供しました。また、研修では平常時からのネットワークの構築や連携強化の必要性を参加者が改めて認識しましたが、地域での取組はあまり進んでいません。災害発生時に速やかに活動を開始できるよう、平常時のセンター事務局のあり方を検討するとともに、地域における関係者の「顔の見える関係づくり」が必要です。
- ⑦NPO1 団体と協定を締結し、県内での災害発生に備えるとともに、基金に約 31 万円の寄附を受けました。引き続き、災害時の支援活動を担うことができるNPOの発掘と基金の活用によるNPOの団体が災害時に活動しやすい環境づくりが必要です。

平成 26 年度の改善ポイントと取組方向【環境生活部 次長 北村文明 059-224-2468】

- ①NPO法人の管理運営に係る助言・指導を的確に行うとともに、法人の財政基盤強化に向けて、条例による指定制度を効果的に運用していきます。
- ②12 月の「市民活動・NPO月間」において、みえNPOネットワークセンターや地域の市民活動センターとの連携・協働をさらに進め、集中的に取り組めます。
- ③NPOの活動基盤の強化と自立に向けて、企業等との連携・協働や寄附の活用促進に係る研修等をみえ県民交流センター指定管理事業の中で集約して実施するとともに、資金調達の仕組みについて関係部局や中間支援団体と連携して検討していきます。
- ④平常時の「みえ災害ボランティア支援センター」について、幹事団体と連携して事務局のあり方を検討します。また、東日本大震災等の災害に学び、NPOの主体的な活動・交流を促進するとともに、県社会福祉協議会と連携して、市町・市町社会福祉協議会、NPO等が平常時から緊密な関係づくりに取り組むよう働きかけます。
- ⑤専門性の高いNPOに災害時の活動を支援する協定や助成の仕組みを周知し、活用を促すとともに、基金への寄附促進のため県民や企業等に働きかけます。

* 「○」のついた項目は、平成 26 年度に特に注力するポイントを示しています。

施策 2 2 1

学力の向上

【主担当部局：教育委員会】

県民の皆さんとめざす姿

さまざまな主体による教育への取組が進む中で、子どもたちに自ら課題を解決する力、他者と共に学び高め合う力が育まれています。

平成 27 年度末での到達目標

学校・家庭・地域が一体となり、子どもたちの学力向上を図ることで一人ひとりが主体的に学習に取り組み、社会人・職業人として自立するために必要な能力や態度・知識を身につけるとともに、安心して学習できる環境の中で、充実した学校生活をおくっています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	B (ある程度進んだ)	判断理由	県民指標が目標値をやや下回りましたが、平成 24 年度より数値が改善したことや、全国学力・学習状況調査の結果を教育指導の改善に生かしている小中学校の割合が伸びていること、活動指標の達成状況も踏まえ、「ある程度進んだ」と判断しました。
----------	----------------	------	--

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標

目標項目	23 年度	24 年度	25 年度		26 年度	27 年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
学校に満足している子どもたちの割合	78.7%	80.5%	82.0%	0.98	83.5%	85.0%
		78.7%	80.4%			

目標項目の説明と平成 26 年度目標値の考え方

目標項目の説明	県内の公立小学校 5 年生、中学校 2 年生、高等学校 2 年生の子どもたちを対象とする「学校生活についてのアンケート（授業内容の理解、相談や質問ができる雰囲気、学校生活の安心感、目的意識の有無の 4 項目）」の平均値から算出した、学校に満足している割合
26 年度目標値の考え方	平成 25 年度の実績値は、目標値をやや下回りましたが、平成 27 年度の目標値（85.0%）の達成を目指して、平成 26 年度の目標値を 83.5%に設定しました。

活動指標

基本事業	目標項目	23 年度	24 年度	25 年度		26 年度	27 年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
22101 子どもたちの学力の定着と向上（教育委員会）	授業内容を理解している子どもたちの割合	81.2%	82.0%	83.0%	1.00	84.0%	85.0%
			80.6%	83.1%			

基本事業	目標項目	23 年度	24 年度	25 年度		26 年度	27 年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
22102 社会に 参画する力の育 成(教育委員会)	新規高等学校卒 業者が、就職し た県内企業に、 1 年後定着して いる割合		86.0% (23 年度)	88.0% (24 年度)	0.95	90.0% (25 年度)	92.0% (26 年度)
		84.4% (22 年度)	84.5% (23 年度)	84.0% (24 年度)			
22103 教職員 の資質の向上 (教育委員会)	研修内容を「自 らの実践に活用 できる」とする 教職員の割合		91.0%	99.0%	0.99	99.5%	100%
		87.8%	98.1%	98.2%			
22104 学びを 支える環境づく りの推進(教育 委員会)	1,000 人あたり の暴力行為発生 件数		3.3 件	3.2 件	0.68	3.1 件	3.0 件 以下
		4.0 件	4.0 件	4.7 件 (速報値)			
22105 私学教 育の振興(環境 生活部)	特色化教育実施 事例数		85 件	90 件	1.00	95 件	100 件
		71 件	87 件	91 件			

(単位：百万円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
予算額等	15,867	15,363	15,303	17,477	
概算人件費		133,437	135,874		
(配置人員)		(14,799 人)	(14,777 人)		

平成 25 年度の取組概要

- ①「みえの学力向上県民運動推進会議」を開催（2 回）するとともに、「みえの学力向上県民運動アクションプラン」を策定（10 月）、家庭での読書習慣や生活習慣等を身につけさせるためのチェックシートを作成・配付（2 月）。さらに、推進会議委員を地域で開催される研修会等に派遣したほか、リーフレットの配付、ホームページの活用等による県民運動の周知・啓発を推進（推進会議委員の研修会への派遣 7 回実施）
- ②まなびのコーディネーター*（52 人）を活用し、子どもたちの学びを地域で支える「みえの学び場」づくりを推進（195 ヶ所の「みえの学び場」で取組）
- ③民間委託による専門性の高い図書館司書資格者を小中学校（6 市町、10 校）に派遣し、学校図書館を活用した効果的な授業実践の取組に対し支援するとともに、ファミリー読書の取組を推進
- ④実践推進校(100 校)に対して、非常勤講師の配置や授業改善の指導助言を行う学力向上アドバイザー（5 名）の派遣を実施
- ⑤学校現場の教員や学識経験者等を委員とする「フューチャー・カリキュラム実践研究委員会」を設置・開催し、「授業改善モデル」の作成に当たっての指針を策定
- ⑥基礎的な知識・技能の定着と向上を図りつつ、思考力・判断力・表現力を育む「授業改善モデル」の作成及び実践研究の実施（教科別プロジェクトチームを設置し、協議や授業研究を 9 チームで計 92 回実施）
- ⑦中学生が対象となる「科学の甲子園ジュニア」三重県予選大会の開催（10 月）
- ⑧高等学校における基礎的・基本的な学力の定着・向上に向けて研究校を指定（6 校）し、生徒の学

力や学習状況の把握・分析、課題の洗い出し、効果的な指導方法の研究を実施（高校生の基礎学力定着のための検討会を5月及び7月に開催）

- ⑨市町教育委員会からの要望を受け、土曜日の授業についての基本的な考え方等をまとめ、市町や学校に通知（2月、3月）
- ⑩Mie SSH（Super Science High School）（5校）を指定し、大学等と連携した講習会やセミナー、最先端技術の研究を行う施設・研究室等での研修、小学校向け理科教室を実施
- ⑪高校生科学オリンピック大会を開催（12月）
- ⑫Mie SELHi（Super English Language High School）（8校）を指定し、三重県高校生英語キャンプや高校生英語スピーチ・スキット・英作文コンテスト等高校生が英語を使う機会を提供、英語教育のリーダーシップを取れる教員を育成（三重県高校生英語キャンプを8月に実施）
- ⑬専門高校（6校）を指定し、大学や企業等との連携、高い専門技術の指導、学科間連携による共同研究、知的財産に関する指導方法の研究を実施
- ⑭社会経済のグローバル化が進展する中、子どもたちがグローバル社会で主体的に活躍し、他者と共に生きていく基盤を確立するための具体的な方向性を示すため、全庁で「グローバル三重教育プラン」を策定（2月）。また、三重県におけるグローバル人材の育成等に寄与することを目的に、レゴジャパン株式会社と「三重県における教育振興のための研究等に関する包括協定」を締結（2月）。
- ⑮小学校1、2年生での30人学級（下限25人）、中学校1年生での35人学級（下限25人）を継続するとともに、国の加配定数を活用し、引き続き小学校2年生の36人以上学級を解消
- ⑯地域を指定し、各学校段階を通じたキャリア教育の実践研究を実施（6地域）
- ⑰生徒の社会的・職業的自立に向けた取組を支援するため、高等学校3年間のキャリア教育プログラムを作成（3月）
- ⑱インターンシップやデュアルシステム等を行う県立高等学校を支援（延べ37校）
- ⑲就職支援相談員（12人）を県立高等学校に配置し、進路相談や求人開拓、進路ガイダンス等を行い、就職活動を支援
- ⑳就業体験拡充支援員（2名）を採用し、職場体験・インターンシップ受入事業所を開拓（新規に94事業所を開拓）
- ㉑NPOと連携した「しごと密着体験」を実施（8月に実施し、県内の35の事業所で、小学生100人、中学生19人、高校生27人が参加）
- ㉒経験年数の異なる教職員（初任者、5年・10年経験者830名）が、校種別、教科別の研修班を構成し、授業研究を通じて相互に学び合う「授業実践研修」を実施（年間4回）
- ㉓11市町の小中学校16校を重点推進校に指定し、「授業研究担当者育成研修」を実施（集合研修3回、研究協力校研修1回、実践交流会1回、学校支援は随時）
- ㉔県内4地域において、授業研究担当者を対象とした地域別研修を実施（年間2回）
- ㉕教職員の学校・学級づくりの力を向上するために中核となって取組を進める人材を養成する集合研修を実施（年間延べ9回）
- ㉖「三重県 心のノート」について、小学校高学年用及び中学校用を配付・活用するとともに、小学校低学年用及び中学年用を作成・配付
- ㉗スクールカウンセラーを487校（小学校288校、中学校163校、高等学校36校）に配置。とりわけ、中学校区を単位とする重点的に取り組む地域にスクールカウンセラーを配置し、小中学校間のスムーズな連携と教育相談体制の充実・活性化（15中学校区）
- ㉘学校におけるいじめや体罰の未然防止・早期対応を支援する「子ども安全対策監」を設置
- ㉙いじめを許さない「絆」プロジェクトの事業推進校を指定するとともに、プロジェクト会議を開催

(5回)し、学級満足度調査を活用した児童生徒の問題解決能力の育成を推進

- ⑩ケータイ・ネット対策事業において、保護者による「ネット啓発チーム」の派遣、専門業者に委託した「ネットパトロール」の実施
- ⑪各学校において、学期に1回程度の児童生徒へのいじめのアンケート調査を実施するとともに、県教育委員会として、9月に一斉アンケート調査を実施
- ⑫体罰防止に係る取組報告を2回実施(9月、3月)
- ⑬三重県政策アドバイザーの原田隆史氏を講師に迎え、部活動マネジメント研修講座を2期開催
- ⑭子ども支援ネットワーク*を構築し、相互に連携を密にしながら安心して学べる環境づくりを推進(11中学校区)

平成25年度の成果と残された課題(評価結果)

- ①「みえの学力向上県民運動推進会議」を開催(8月、3月)し、県民運動について、具体的な取組の報告や今後の方向性を審議しました。今後は、審議結果を基に県民運動をより広く周知・啓発するとともに、アクションプランをもとに県民運動のさらなる充実を図る必要があります。
- ②学び場の活動の様子等を紹介する「学び場通信」の作成や、各地の学び場の資料をホームページに掲載しました。さらに、みえの学び場推進会議でコーディネーター等の研修や情報交換を行い、コーディネーター同士の連携を深めました。しかし、地域によっては学校現場に学び場の情報が浸透していないため、今後、全ての学校に学び場の活動について周知を図る必要があります。
- ③読書活動の推進については、モデル小中学校において継続的な読書指導に取り組み、学校図書館を活用した授業が推進されるなど、学校全体で効果的に学校図書館の活用機運が醸成されました。また、専門的人材の必要性が認識され、司書配置の事業化や公立図書館司書との連携など、本事業を次年度からの新たな取組の契機とした市町教育委員会がありました。一方、「ファミリー読書」の推進には、保護者へのチラシ配布や、読書教室、講演会の実施などの啓発に努めたものの、実践的取組の普及に課題が残りました。さらに、学校段階が上がるにつれて読書離れが進む傾向があることから、今後は高校生の読書機会を拡充する新たな取組が必要です。
- ④全国学力・学習状況調査結果では、小中学校の全ての教科において平均正答率が全国と比較して低く、基礎的・基本的な知識・技能の定着とそれらを活用する力に課題が見られます。また、授業の進め方や、家庭での復習など学習習慣についての課題も明らかになっています。このため、全国学力・学習状況調査の有効活用や具体的な授業改善の取組等について一層啓発を図るとともに、今後さらに、市町教育委員会等の関係機関と連携・協力して、結果の公表や説明をすることで情報を共有するなど、家庭や地域の協力を得ながら、子どもたちの学力向上に向けて取り組む必要があります。
- ⑤学力向上アドバイザーを実践推進校等へ派遣するとともに、全国学力・学習状況調査結果等を踏まえた効果的な取組の共有を進めるため、実践推進校等の教員が参加する地域別学力向上推進会議等を開催しました。その結果、「三重県教育ビジョン」の目標指標の進捗状況に関する調査では、「全国学力・学習状況調査や学校で活用している学力の到達度検査の結果等を、子どもたちの学力や学習・生活の状況を客観的に把握し、教育活動の改善に生かしている」とした小中学校の割合が伸びました。〔平成25年度：92.7%（前年度比+5.6）〕今後は、特に課題を抱える市町教育委員会や学校に対して重点的な支援を行う必要があります。
- ⑥平成25年度は「授業改善モデル」(指導案)を作成し、授業改善を進めてきました。今後、基礎的・基本的な知識・技能の習得とそれらを活用する力の育成に向け、授業や家庭学習等で活用できる教科別・学年別の領域ごとの「ワークシート」の作成を進める必要があります。

- ⑦これまでの全国学力・学習状況調査結果から、中学生になると、科学に関する興味・関心、意欲、理解度等が低下する傾向があり、科学を学ぶことの意義を実感できる場を提供する必要があります。
- ⑧学校、家庭、地域住民等の連携の下で、土曜日を有効に活用し、子どもたちの教育環境の充実を図る取組を一層充実する必要があることから、土曜日の授業についての基本的な考え方等をまとめ、市町や学校に示しました。今後は、県内の公立小中学校において、土曜日の授業が効果的に実施されるよう、市町教育委員会を支援していく必要があります。
- ⑨高校生の義務教育段階の学習内容も含めた基礎学力定着を図るため、研究校（6校）において生徒の学力等に係る状況把握・分析を進めるとともに、課題に対応する効果的な指導のあり方を研究しています。今後は、各研究校で研究を深めるとともに、成果を他の高等学校に普及する必要があります。
- ⑩Mie SSH 指定校（5校）では、連携する企業・大学で研修を実施するとともに、理科教室の開催など、小中学校と連携した取組を進めました。また、Mie SELHi 指定校（8校）では、それぞれのテーマに基づく研究の実施や、小中学校との連携や公開授業等の取組を進めました。今後は、理数教育や英語教育に係る小中高が連携した教育モデルを作成するとともに、他の高等学校等に普及していく必要があります。
- ⑪若き「匠」育成プロジェクトにおいては、平成 24 年度からの指定校（3校）に加え、新たに 3 校を追加指定し、各校が定めたテーマに沿った研究に取り組んでいますが、職業教育を引き続き充実させていくためには、若手教員の技術力向上や学科間のさらなる連携が求められています。
- ⑫理数教育や職業教育の充実に向けた結果、県立伊勢高等学校が「第 3 回科学の甲子園全国大会」で総合優勝（3月）、県立相可高等学校が「高校生国際料理コンクール 2013」で 1 位を獲得（9月）するなど、優れた成果を収めました。
- ⑬子どもたちがグローバル社会で主体的に活躍し、他者と共に生きていく基盤を確立するため、「グローバル三重教育プラン」に基づき、チャレンジ精神、課題解決力、日本人・三重県人としてのアイデンティティ、英語によるコミュニケーション力等の育成が必要です。
- ⑭小学校 1、2 年生での 30 人学級（下限 25 人）、中学校 1 年生での 35 人学級（下限 25 人）を継続することで、平成 25 年 4 月 1 日現在、小学校 1 年生では 89.7%、2 年生では 87.9%の学級が 30 人以下となり、中学校 1 年生では 91.6%の学級が 35 人以下となりました。また、国の加配定数を活用し、引き続き小学校 2 年生の 36 人以上学級を解消しました。少人数での授業を実施した学校からは、「児童生徒が意欲的に学習する姿が見られた」などの効果が報告されています。また、保護者からは少人数学級の継続や拡充への期待が寄せられています。基本的な生活習慣や確かな学力の定着・向上を図るため、引き続き、子どもたちの実態や各学校の課題に応じた教員定数の配置に努める必要があります。
- ⑮就業体験の充実や地域社会で活躍する卒業生等による授業の実施等により、児童生徒の職業意識が高まりました。また、地域の小・中・高等学校が連携した実践研究の推進や実践交流会の開催や、モデルプログラムの作成と周知等により、キャリア教育プログラムの策定が進みました。今後は、プログラムの策定や改善がより進むよう、研修会等の充実を図るとともに、小・中・高等学校の各学校段階を通じたキャリア教育を一層推進する必要があります。
- ⑯多様な主体との連携や就職支援相談員の配置等により、高校生の就職支援に取り組んだ結果、就職内定率が向上しました（平成 25 年度県立高等学校卒業者の就職内定率：97.9%）。今後は、障がいのある生徒や外国人生徒等、個別の支援が必要な生徒に対して、早期からの就職支援を充実する必要があります。
- ⑰各高等学校においては、教員や就職支援相談員が新規高等学校卒業者の就職した事業所を訪問し、

- 卒業生の就業状況の把握や卒業生への激励等を行い、卒業生が職場に定着できるよう取り組みました。今後は、事業所とより一層連携し、卒業生の離職状況や職場定着に向けた課題の把握等を進めるとともに、卒業後の職場定着を見据えた在校生へのキャリア教育をさらに推進する必要があります。
- ⑱ 児童生徒が将来の家庭生活や家族の大切さについて知るとともに認識を深めるため、学校教育において、家庭を築き、子どもを生み育てる意義を考える機会を設ける必要があります。
- ⑲ 「授業実践研修」をとおして、若手教員一人ひとりが授業実践の基礎・基本を身につけることができました。今後は、若手教員が相互に学び合いながら、実践的指導力を高めることができるよう、研修内容の充実を図るとともに、研修を体系的に実施していく必要があります。
- ⑳ 「授業研究担当者育成研修」をとおして、重点推進校における校内研修の改善や活性化を図ることができました。より教員一人ひとりの授業改善につながるよう、外部講師の活用など学校支援の充実を図るとともに、県内全ての市町に重点推進校を広げていく必要があります。
- ㉑ 学校・学級づくりのための中核的な人材養成講座において、アクションプランの作成（演習）をとおして、組織マネジメントの基礎的な知識・スキルの向上を図りました。今後は、受講者の企画立案力や実行力がより向上するよう、受講者を支援する必要があります。また、研修内容と受講者の所属校での実践がよりつながるよう、研修プログラムの充実を図る必要があります。
- ㉒ 「三重県総合博物館」は、学びと交流を通じて人づくりに貢献することを使命の一つとしています。今後は、各学校が博物館を活用した学習活動を促進するとともに、教育面におけるより有効な活用の在り方を検討する必要があります。
- ㉓ 道徳教育の質の向上とその一層の充実を図るため、教員の指導力の向上や意識変革に努める必要があります。また、道徳教育用の教材「三重県 心のノート」を各学校に配付しましたが、今後は、各学校での活用がより一層図られるよう取り組む必要があります。
- ㉔ 学級満足度調査を用いて児童生徒の実態把握を行い、児童生徒自身の課題解決能力を高める取組を積み重ね、その情報をプロジェクト会議等で県全体に共有することで、学級の満足群が増加し、いじめの未然防止に関して一定の成果が見られました。特に、人間関係づくりのための取組として、エンカウンターやソーシャルスキルトレーニング、ピア・サポート等を取り入れたところ、児童生徒の自己肯定感や自己有用感を高めることが、未然防止に効果的であることがわかりました。一方、学習意欲に課題が見られるため、わかる授業をめざし、学級の実態を把握したうえでの授業改善に取り組む必要があります。また、暴力行為の発生件数が増加しました。暴力行為の背景には、児童生徒の特性や生活環境など、さまざまな要因があることから、スクールソーシャルワーカーや生徒指導特別指導員などの効果的な活用を図り、学校や市町教育委員会における早期対応の取組への支援を行う必要があります。
- ㉕ スクールカウンセラーについては、配置校数を平成 24 年度から 174 校増やし、487 校に配置（113 名）しました。とりわけ、県内 15 中学校区（中学校 15 校、小学校 45 校、計 60 校）において、校区ごとに同一のスクールカウンセラーを配置し、小学校から中学校への途切れのない支援を行うことで、教育相談体制の充実を図ることができました。一方、中学校区への配当時間数の弾力的、効果的な活用を進めていますが、小学校でのスクールカウンセラーの活用が進むにつれて、時間数の確保が難しくなっています。
- ㉖ 「ネット啓発チーム」による啓発や、「ネットパトロール」によるインターネット上の問題のある書き込みへの対応を進めてきました。今後は、これらの取組に加え、児童生徒自身の情報モラル・リスクに対する能力を身につけさせていく必要があります。
- ㉗ 体罰防止に向けて、映像教材を活用した校内研修や生徒指導担当者や部活動指導者を対象とした研修会を実施し、コンプライアンス意識等の確立を図りましたが、今後も引き続き、体罰の未然防止

や再発防止を目的とした研修会を行う必要があります。

⑳11 中学校区の子ども支援ネットワークが「保幼小中親子学習会」、「大学・職業体験」等、教育的に不利な環境のもとにある子どもを支援する活動に取り組み、学習や学校生活への意欲を高めることができました。今後は、指定中学校区以外にもその成果を広げていくことが必要です。

㉑公教育の一翼を担う私立学校の教育環境の維持が図られ、個性豊かで多様な教育サービスが充実されるよう、私立学校への支援や保護者等の経済的負担の軽減を行う必要があります。

平成 26 年度の改善のポイントと取組方向

【教育委員会 次長 山口 顕 電話 059-224-2942】

- ①みえの学力向上県民運動のさらなる浸透を図るため、「フォローアップイベント」を開催するほか、広報の充実やホームページの活用・充実等を進めます。また家庭における取組を推進するため、チェックシートが活用されるよう、関係団体と連携して取り組みます。
- ②子どもに、自己肯定感を醸成し、学ぶことへの意欲を引き出すために、みえの学び場推進会議での優良事例の発表等や、コーディネーター間の情報交換の充実を図り、学び場の活動を促進します。また、県内小中学校に「学び場通信」を配布し、学校現場に学び場での活動の周知を行います。
- ③学校における読書活動の推進に向けて、学校全体で効果的に学校図書館が活用されるよう、適切な進捗管理を行います。「ファミリー読書」における実践的取組の普及などの充実を図ります。また、小中学校図書館の人的体制が充実するよう引き続き働きかけを行います。さらに、高校生の「思考力・判断力・表現力等」を育成するため、県立高等学校へビブリオバトル（書評合戦）を普及させ、大学や企業等と連携した大会を開催するなど、高校生の読書活動を推進します。
- ④全国学力・学習状況調査を活用した学力の定着状況の検証（小6・中3）に加え、対象学年以外（小5・中2等）における調査問題の実施を通じて、学校全体での授業改善を促進します。また、全国学力・学習状況調査結果に係る公表のためのモデル様式の作成等に取り組み、市町教育委員会や学校における保護者や地域への主体的な公表・説明の促進を図るとともに、すべての教員が改善方策や計画の策定に携わることにより、各学校において、授業改善が着実に実践され、学力向上に向けて組織的に取り組む体制の確立を図ります。特に課題を抱える市町教育委員会や学校に対しては、学力向上アドバイザーや指導主事の派遣などの重点的な支援を行います。
- ⑤基礎的・基本的な知識・技能の習得とそれを活用する力の定着状況を児童生徒及び教員が確認できる「ワークシート」の作成・活用や、「授業改善モデル」（平成 25 年度作成）の普及を図ります。また、学期ごとに児童生徒の学習状況をきめ細かく把握できる「みえスタディ・チェック」を実施し、教員が授業改善や個に応じたきめ細かな指導につなげ、児童生徒が目標を持って意欲的に学習に取り組めるようにします。これらの取組を通じて、児童生徒の活用力や応用力等を重視した学力の質の向上を図ります。
- ⑥科学好きの裾野を広げるとともに、未知の分野に挑戦する探求心や創造性に優れた人材を育成するため、中学生が対象となる「科学の甲子園ジュニア」三重県予選大会を開催します。
- ⑦高校生の学力定着を図るため、研究校における研究実践結果の分析を踏まえ、進路指導と関連付けた効果的な指導のあり方を検討し、その指導実践例の県内高等学校への共有を図ります。
- ⑧土曜日の授業について、各市町における取組状況等を把握するとともに成果や課題を収集しながら、県教育委員会が示した基本的な考え方等に基づき、土曜日の効果的な活用について支援していきます。
- ⑨高等学校における理数教育、英語教育の充実を図るため、Mie SSH や Mie SELHi 指定校で、研究実践を進めるほか、小中高等学校の連携教育モデルを作成し、その成果を県内に普及します。

- ⑩平成 28 年度に三重県で開催する第 10 回国際地学オリンピック（主会場：三重大学）に向けて、気運の醸成を図るとともに、国の SSH や Mie SSH、「未来を拓く科学者育成プロジェクト」等を活用しながら高大連携等を進め、地学教育の充実を図ります。
- ⑪若き「匠」育成プロジェクトにおける指定校を Mie SPH (Super Professional High School) と称し、職業教育の充実を図るため、学科間連携による商品開発、知的財産等に関する手引書の作成、若手教員の技術力向上へ向けた研修を進めます。
- ⑫「グローバル三重教育プラン」に基づき、将来のグローバルリーダーとして主体的に行動する力の育成や英語コミュニケーション力の向上を図るため、小学校段階からの英語教育の充実や英語使用環境の創出等に取り組むとともに、高等学校においては、大学・産業界と連携したテーマ別ワークショップ等の実施、留学促進、英語キャンプの開催、SGH (Super Global High School) 指定校における教育課程の研究開発・実践、ICT機器を活用した双方向授業の研究などの取組を進めます。また、中学校・高等学校英語教員の英語指導力や、小学校外国語活動担当教員の外国語活動指導力を向上させるため、教職員研修を実施します。さらに、レゴ社との包括協定に基づき、効果的な学習指導方法及び教材の研究・開発に取り組みます。
- ⑬少人数学級と少人数授業との両面による、きめ細かな少人数教育を継続するとともに、多人数となる学級の実態を踏まえた教員定数の配置に努めます。少人数教育をより推進するため、小学校 2 年生以降の学級編制標準の引き下げについて、引き続き国に要望します。
- ⑭児童生徒が、社会人・職業人として自立するため、様々な分野で活躍する地域人材を活用し、その生き方や価値観、勤労観・職業観に触れ、自らの生き方を考える機会をつくります。また、小・中・高等学校が連携した体系的なキャリア教育を推進するとともに、高等学校においてキャリア教育プログラムの策定が進むよう、支援を行います。
- ⑮関係機関との連携をより一層強めるとともに、就職支援相談員による就職支援を充実することで、求人や雇用機会の維持・拡大と、個別の支援が必要な生徒に対する就職支援の充実を図ります。
- ⑯児童生徒の実態や発達段階に応じて、結婚、子育て等のライフプランにかかる講演会等を実施するとともに、妊娠、出産の医学的知識等を身につけられるよう指導の充実を図ります。
- ⑰若手教員の教育課題に応じた複数年にわたる学びの機会を設定し、実践的指導力の向上を図ります。
- ⑱「授業実践研修」をより効果的に実施するため、経験に応じて求められる力を明らかにし、研修内容の充実を図ります。
- ⑲学校の組織的な取組により教職員の授業力向上を図るため、「授業研究担当者育成研修」をより実践的な研修プログラムに改善するとともに、引き続き、校内研修担当者を対象とした研修を各地域で実施し、県内の学校に研修成果を普及します。
- ⑳学校・学級づくりのための中核的な人材を養成するために、受講者の企画立案力や実行力がより向上するよう、研修プログラムの改善を図ります。
- ㉑道徳教育を一層推進するため、授業研究における指導主事等の派遣や、中核となる指導者の研修を行い、教員の指導力の向上に取り組みます。また、道徳教育用の教材「三重県 心のノート」等の活用状況を詳細に把握するとともに、年間を通じて計画的な活用が図られるよう、各市町の担当者が集まる道徳教育推進会議や学校訪問等を通じて働きかけます。
- ㉒各学校が博物館を積極的に活用するよう働きかけるとともに、教職員研修の一環として博物館の活用を図ります。また、今後、教育において博物館をより有効に活用できるよう、関係部局と連携しながら効果的な方策を検討していきます。
- ㉓いじめの未然防止には、学校いじめ防止基本方針に基づき学校全体で組織的に取り組む必要があることから、各学校が児童生徒の実態把握に取り組み、課題解決のために、調査・計画、実践、評価、

改善のサイクルの構築を更に進めていくよう支援していきます。また、学期に1回程度の児童生徒へのアンケート調査を引き続き実施します。

- ②④教育相談体制の充実を図るため、スクールカウンセラーの増員を図りつつ、事案の内容に応じて中学校区の配置時間数を調整したりするなど、より効果的な運用を図ります。また、いじめや暴力行為等に対しては、自律性や対人関係性を育成する予防教育など未然防止の取組を進めるとともに、スクールソーシャルワーカーや生徒指導特別指導員を効果的に活用して、早期対応に向けた支援を進めます。
- ②⑤スマートフォン等ネットに関する最新の情報と、児童生徒に指導すべき情報モラルやリスク等をまとめた教員用の指導書を作成して、全小中学校及び県立学校に配付し、授業等で活用することで、子どもたちの情報モラルの向上を目指します。また、スマートフォンを持ち始める可能性が高い小学校4年生から中学校1年生を対象に、モデル小中学校10校において、情報モラルやリスクに対する能力を把握する「ネット検定」を実施して、子どもたちのインターネット利用等の知識・態度を育成します。
- ②⑥体罰の実態把握と未然防止の取組として、児童生徒へのアンケート調査の実施や体罰の発生件数及び体罰防止にかかる取組内容を把握するとともに、研修会を実施して教職員の意識の向上を図ります。
- ②⑦新たに10中学校区に子ども支援ネットワークを構築し、学校・家庭・地域が連携を密にしながら教育的に不利な環境のもとにある子どもを支援する活動を行います。さらに市町教育委員会と連携し、指定中学校区の優れた取組をもとに他中学校区における子ども支援ネットワークの普及を図ります。
- ②⑧「三重県教育ビジョン」の計画期間が平成27年度で終了することから、本県教育の目指すべき姿とその実現に向けた施策の方向性を示す、次期「三重県教育ビジョン（仮称）」の策定に向けた検討を進めます。
- ②⑨私立学校への支援や保護者等の経済的負担の軽減を行うことにより、私立学校の教育環境の維持が図られ、個性豊かで多様な教育サービスが充実されるよう努めます。
- ②⑩子ども・子育て支援新制度*の平成27年度本格施行に向けて、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進できるよう、幼稚園における提供体制について準備を進めます。

* 「○」のついた項目は、平成26年度に特に注力するポイントを示しています。

施策 2 2 2

地域に開かれた学校づくり

【主担当部局：教育委員会】

県民の皆さんとめざす姿

子どもたちの学びと育ちを支えるため、家庭や地域と連携した開かれた学校づくりが進み、学校・家庭・地域が一体となって教育に取り組む社会が形成されています。

平成 27 年度末での到達目標

それぞれの地域において、開かれた学校づくりの取組が進められ、家庭や地域と連携した学校運営や教育活動が展開されています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	A (進んだ)	判断理由	県民指標の数値目標を達成するとともに、全ての活動指標において目標値を達成していることから、「進んだ」と判断しました。
----------	------------	------	--

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標						
目標項目	23 年度	24 年度	25 年度		26 年度	27 年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
学校関係者評価やコミュニティ・スクールなどに取り組んでいる学校の割合	90.0%	93.0%	97.0%	1.00	100%	100%
		95.3%	100%			
目標項目の説明と平成 26 年度目標値の考え方						
目標項目の説明	学校関係者評価やコミュニティ・スクールなど、保護者や住民等が学校運営や教育活動へ参画する仕組みを取り入れている学校の割合					
26 年度目標値の考え方	引き続き、地域に開かれた学校づくりの推進を図り、現状を維持するとともに、取組の充実をめざして、平成 26 年度から平成 27 年度までの目標値を(100%)に設定しました。					

活動指標							
基本事業	目標項目	23 年度	24 年度	25 年度		26 年度	27 年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
22201 地域とともにある学校づくりの推進 (教育委員会)	学校関係者評価により学校運営や教育活動への保護者や住民等の参画を進めている県立学校の割合		40.0%	88.0%	1.00	100%	100%
		—	81.2%	100%			
22202 地域で支える教育活動の推進 (教育委員会)	教材「三重の文化」*を活用した中学校の割合		80.0%	85.0%	1.00	90%	100%
		—	61.9%	88.8%			

(単位：百万円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
予算額等	36	40	32	38	
概算人件費		99	55		
(配置人員)		(11 人)	(6 人)		

平成 25 年度の取組概要

- ①コミュニティ・スクールを導入した学校数は 55 校（小学校 38 校、中学校 15 校、高等学校 2 校）となり、前年度より 4 校増加
- ②学校支援地域本部事業*を実施している学校数は 198 校（小学校 133 校、中学校 37 校、幼稚園 28 園）となり、前年度より 54 校増加
- ③市町教育委員会と連携し、地域の状況に応じた開かれた学校づくりを促進するため、県内 4 地域に設置する「開かれた学校づくり推進協議会」における協議を実施（各地域年間 1 回）
- ④コミュニティ・スクール等の実践経験を持つ退職校長、学校運営協議会委員等、開かれた学校づくりサポーターを学校の研修会等に派遣（26 回）
- ⑤地域とともにある学校づくりを、指定した市町全体で推進する実践的研究をモデル的に実施し、研究の成果を他の市町に普及・啓発（研究委託 1 市町）
- ⑥学校関係者評価の質を高めるため、学校関係者評価研修会を実施（3 会場）
- ⑦すべての県立学校で行われる学校関係者評価等に基づく改善活動に対して、組織的・継続的な支援を実施（25 校）
- ⑧市町が実施する地域による学力向上の取組を支援するため、学校と地域住民等をつなぐコーディネーターの育成等を支援（年間 1 回）
- ⑨地域人材を活用した学習支援活動について、すべての市町での実施・定着に向け、取組成果に係る報告会等の取組を実施（10 市町）
- ⑩教材「三重の文化」を用いた郷土教育を一層充実させるため、「ふるさと三重かるた」を作成・配付

平成 25 年度の成果と残された課題（評価結果）

- ①市町教育委員会と連携し、各地域における取組状況についての情報交換や今後の推進に向けた課題の解決方策について協議を行いました。各地域における開かれた学校づくりの推進を図るためには、今後も、地域別の「開かれた学校づくり推進協議会」を開催し、課題の解決に取り組む必要があります。また、学校や保護者に対してコミュニティ・スクールについての理解を深め、今後更にコミュニティ・スクールの導入が図られるよう働きかけを継続していく必要があります。
- ②開かれた学校づくりサポーターを学校や教育委員会等に派遣し、開かれた学校づくりの推進に向けた助言を行いました。今後は、サポーターのさらなる活用に向けて各市町教育委員会に働きかけていく必要があります。
- ③多くの学校で、学校関係者評価委員会が開催されています。また、県立学校が地域の関係者とともに進める改善活動に対する財政的支援を行いました。引き続き、各学校における学校関係者評価を活用した学校運営や教育活動の取組を支援する必要があります。
- ④学校関係者評価研修会を実施し、学校関係者や教職員の学校関係者評価についての理解を深めました。より多くの学校関係者や教職員の理解を深め、各校の学校関係者評価の質を高めるよう、今後も継続的に研修を実施する必要があります。
- ⑤県立高等学校の活性化については、「県立高等学校活性化計画」（平成 25 年 3 月策定）に基づいて取り

組むとともに、少子化が大きく進行すると予想される地域（伊勢志摩・伊賀・紀南）に、保護者・地域の教育関係者・教員代表等からなる「協議会」を設置し、地域の声を聞きながら、地域の高等学校の活性化の方策やあり方を検討しています。今後もこれらの取組を引き続き進める必要があります。

- ⑥地域人材を活用した学習支援活動を先進的に行っている市町の取組について、情報共有を図りました。今後は、土曜日や放課後等に地域人材を活用した学習支援活動の促進を図るとともに、仕組みづくりが十分ではない地域に対し、働きかけを継続していくことが必要です。
- ⑦郷土教育の一環として、「ふるさと通信」VOL.1「知ろう語ろう伊勢神宮」を作成・配付するとともに、「ふるさと三重かるた」の年度末の完成・配付に向け、絵札作成に取り組みました。また、教材「三重の文化」については、授業での活用例を教育委員会 Web ページに掲載し、様々な活用のポイントを示した結果、授業に関しては、社会科だけではなく他教科や総合的な学習の時間、道徳の時間等で利用されるなど、さまざまな広がりを見せています。

平成 26 年度の改善のポイントと取組方向

【教育委員会 次長 山口 顕 電話：059-224-2942】

- ①学校や保護者に対してコミュニティ・スクールについての理解を深め、今後更にコミュニティ・スクールの導入が図られるよう働きかけを行うなど、開かれた学校づくりを推進するため、市町と連携して、開かれた学校づくり推進協議会を開催し、それぞれが抱える課題の解決に向けて取り組みます。
- ②学校や地域の状況に応じた開かれた学校づくりを支援するため、学校や教育委員会等に、開かれた学校づくりサポーターを派遣し、適切な助言等を行います。
- ③各県立学校の改善活動が、地域や他校種との協創活動として有効なものとなるよう、助言するとともに、優れた取組や成果を県立学校に還流します。
- ④より多くの学校関係者や教職員が、学校関係者評価の目的や実施内容について理解を深め、各校の学校関係者評価が効果的に実施され、学校経営に生かされるよう、学校関係者評価研修会の内容の充実を図ります。
- ⑤県立高等学校の特色化・魅力化を進めるために、引き続き「県立高等学校活性化計画」に基づいて県立高等学校の活性化に取り組むとともに、地域協議会において、地域住民や教育関係者と十分に協議しながら、教育環境の整備を進めます。
- ⑥土曜日や放課後等に地域人材を活用した学習支援活動がさらに多くの学校で取り込まれるよう、開かれた学校づくりの推進に向けた啓発を進めるとともに、学校と地域住民等をつなぐコーディネーターの育成など、地域の教育力の活用に向けた支援を進めます。
- ⑦教材「三重の文化」が、授業においてより一層活用されるようにするため、授業での活用例を充実させるとともに、「三重県 心のノート」や「ふるさと三重かるた」の活用促進とも合わせた取組を市町教育委員会と連携して進めます。また、「ふるさと通信」VOL.2「熊野古道」（仮称）を作成、配布することにより、総合的に郷土教育の推進を図り、誇りと自信を持って三重の良さを発信できる人づくりを推進します。

* 「○」のついた項目は、平成 26 年度に特に注力するポイントを示しています。

施策 2 2 3

特別支援教育の充実

【主担当部局：教育委員会】

県民の皆さんとめざす姿

障がいに対する理解が進み、子どもたちが、障がいの有無に関わらず、互いに尊重し合う感性を、幼少時から育むことができる教育環境が形成されています。

平成 27 年度末での到達目標

障がいのある子どもたちの教育的ニーズを的確に把握し、早期からの一貫した指導と支援の充実を図ることで、子どもたちが安心して学習できる環境の中で、自立と社会参加に向けて必要な力を育てています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	B (ある程度進んだ)	判断理由	全ての指標において、平成 25 年度の目標値に概ね到達することができ、特別支援教育の推進が着実に進んでいることから、「ある程度進んだ」と判断しました。
----------	----------------	------	---

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標

目標項目	23 年度	24 年度	25 年度		26 年度	27 年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
県立特別支援学校高等部卒業生の進学及び就労率	34.2%	30.0%	30.0%	1.00	30.0%	30.0%
		38.7%	34.8%			
目標項目の説明と平成 26 年度目標値の考え方						
目標項目の説明	県立特別支援学校高等部卒業生に占める進学および一般企業就労者の割合					
26 年度目標値の考え方	平成 25 年度は、外部人材による職場開拓を進めた結果、目標値を達成できましたが、生徒の障がいの状況や一般企業就労希望者数の変動をふまえ、平成 25 年度に引き続き 30% を目標値に設定しました。					

活動指標

基本事業	目標項目	23 年度	24 年度	25 年度		26 年度	27 年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
22301 特別支援教育の推進（教育委員会）	個別の教育支援計画*を作成している県立高等学校の割合	31.0%	50.0%	60.0%	0.95	80.0%	100%
			41.1%	56.9%			
2230 就労の実現（教育委員会）	県立特別支援学校で職業に係るコース制を導入している学校数	2 校	3 校	5 校	1.00	7 校	8 校

基本事業	目標項目	23 年度	24 年度	25 年度		26 年度	27 年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
22303 学習 環境の整備（教 育委員会）	暫定校舎の教室 数		10 教室	8 教室	1.00	8 教室	0 教室
		18 教室	8 教室	8 教室			

（単位：百万円）

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
予算額等	2,019	1,073	1,293	2,424	
概算人件費		10,144	10,556		
（配置人員）		（1,125 人）	（1,148 人）		

平成 25 年度の取組概要

- ①情報引継ぎツールであるパーソナルカルテ*を活用し、発達障がいを含むすべての障がいのある幼児児童生徒への就学前から卒業までの一貫した教育支援体制を推進（パーソナルカルテ推進強化市町として 15 市町を指定）
- ②高等学校に在籍する発達障がいのある生徒を支援するため、発達障がい支援員（5 名）を活用した巡回相談や医師・言語聴覚士等の専門家チームの派遣を実施するとともに、個別の教育支援計画の作成を促進
- ③市町等教育委員会及び県立学校において、特別支援教育を推進する中心的な役割を担う人材の育成を目的とした特別支援教育連続講座（シードプロジェクト）を開催（8 日間 20 講座）
- ④特別支援学校において職業に係るコース制を導入する学校の拡大（5 校）
- ⑤特別支援学校におけるキャリア教育や進路指導の充実を図る手引きの作成（3 月）
- ⑥ビルメンテナンス協会と連携した清掃技能検定（年 2 回）、サービス業に係る企業と連携した接客サービスに関するカリキュラムの開発及び接客サービス技能講習会（年 2 回）を実施
- ⑦キャリア教育マネージャー等外部人材を活用し、生徒の可能性や強みを企業に提示する提案型の職場開拓を実施（延べ訪問数 8,531 件）
- ⑧「県立特別支援学校整備第二次実施計画（改定）」（平成 25 年 3 月）に基づき、県立特別支援学校を整備
- ⑨児童生徒が安全に安心して通学するため、スクールバスを効果的に運行するとともに、児童生徒増に対応したスクールバスの配備を実施
- ⑩今後の三重県における特別支援教育のあり方を示す「三重県特別支援教育総合推進計画（仮称）」の策定に向けた検討に着手

平成 25 年度の成果と残された課題（評価結果）

- ①発達障がいを含むすべての障がいのある幼児児童生徒への就学前から卒業までの一貫した支援を行うため、情報引継ぎツールであるパーソナルカルテの作成及び活用を推進するパーソナルカルテ推進強化市町として 15 市町を指定し、支援体制の整備を進めました。一方で、パーソナルカルテの作成及び活用が進まない市町もあり、円滑な情報の引継ぎができる支援体制の整備をさらに進める必要があります。

- ②高等学校に在籍する発達障がいのある生徒を支援するため、発達障がい支援員（5名）による巡回相談の実施や専門家の派遣を行い、高等学校における支援体制の整備を進めました。また、発達障がいのある生徒への指導と支援について理解を進めるため、「高等学校支援ハンドブック」を作成しました。一方で、生徒の支援に係る情報を中学校から高等学校へ引き継ぐことに課題があることから、市町等教育委員会及び高等学校と連携し、円滑に情報を引き継ぐことができる体制を整備する必要があります。また、個別の教育支援計画を作成している県立高等学校の割合が目標値を下回ったことから、作成率の向上を図る必要があります。
- ③特別支援教育を推進する中心的な役割を担う人材を育成するため、特別支援教育連続講座（シードプロジェクト）を8日間20講座実施し、教員の特別支援教育に係る専門性の向上を図りました。受講者からは、講座について平均80%を超える満足度を得ることができました。引き続き、講座内容の充実を図り、教員の特別支援教育に係る専門性の向上に取り組む必要があります。
- ④特別支援学校において、職業に係るコース制を導入する学校を5校に拡大しました。高等部生徒の進路希望を実現するため、職業に係るコース制を導入する学校を更に拡大する必要があります。
- ⑤特別支援学校におけるキャリア教育や就労支援を促進するため、「特別支援学校におけるキャリア教育の手引き」を作成しました。今後は、この手引きの活用により、キャリア教育と就労支援の実践を進める必要があります。
- ⑥企業と連携した清掃技能検定（2回）や接客サービス講習会（2回）を実施しました。また、農福連携*による取組では、農業経営体の協力を得て職場実習を実施し、トマトやイチゴの栽培、小松菜の水耕栽培等を行いました。引き続き、企業と連携した技能検定の実施や、農福連携を進めることにより、特別支援学校における職業教育の充実を図る必要があります。
- ⑦生徒の進路希望を実現するため、外部人材であるキャリア教育マネージャー（1名）、キャリア教育サポーター（4名）及び職域開発支援員（13名）を活用した職場開拓を行いました。また、生徒本人の適性と職種のマッチングを図るため、職業適性アセスメントの活用を促進しました。その結果、特別支援学校高等部卒業生の進学及び就労率については、34.8%となり、目標である30%台を達成することができました。平成24年度の実績（38.7%）からは下がりましたが、これは、生徒の進路希望が年度毎に異なること、特別支援学校においては希望者数の変動が数値に反映されやすいことによるものです。一方で、希望者に占める就労の実現率は昨年引き続き100%を保つことができました。引き続き、生徒の可能性や強みを企業に提示する提案型の職場開拓を進め、生徒の進路希望を実現する必要があります。
- ⑧「県立特別支援学校整備第二次実施計画（改定）」に基づく特別支援学校の整備を進めました。また、整備に係る諸課題を解決するため、市町及び特別支援学校との連携や情報共有を進めました。特別支援学校の整備を円滑に進めるためには、関係機関との連携や情報共有を更に進める必要があります。
- ⑨スクールバスの運行により、児童生徒が安全に安心して通学でき、身体的にも安定した状態で学習活動に参加することができました。また、特別支援学校に在籍する児童生徒の増加に伴い、スクールバス1台を増車しました。引き続き、児童生徒の通学手段としてスクールバスを効果的に運行する必要があります。
- ⑩三重県教育改革推進会議での審議を経て、「三重県特別支援教育総合推進計画（仮称）」の策定に向けた骨子案を作成しました。今後も、計画の策定に向けた審議を継続する必要があります。

平成 26 年度の改善のポイントと取組方向

【教育委員会 次長 山口 顕 電話：059-224-2942】

- ①発達障がいを含むすべての障がいのある幼児児童生徒への就学前から卒業までの一貫した支援を行うため、情報引継ぎツールであるパーソナルカルテの作成・活用を推進するパーソナルカルテ推進強化市町として 11 市町を指定し、全 29 市町における活用の拡大を図ります。
- ②高等学校に在籍する発達障がいのある生徒を支援するため、発達障がい支援員による巡回相談や医師・言語聴覚士等の専門家チームの派遣を実施するとともに、「高等学校支援ハンドブック」の活用を促進します。また、生徒の支援に係る情報について、市町等教育委員会及び高等学校と連携し、引継ぎの必要性についての理解と事例の蓄積を進めることで、中学校から高等学校へ情報を引き継ぐ体制の整備を進めます。さらに、高等学校特別支援教育コーディネーター等連絡会において、個別の教育支援計画の作成方法に係る研修内容を一層充実するとともに、センター的機能を有する特別支援学校が高等学校を支援することで、教員のスキルアップを図り、個別の教育支援計画の作成率向上を目指します。
- ③特別支援教育を推進する中心的な役割を担う人材を育成するため、特別支援教育連続講座（シードプロジェクト）を実施し、教員の特別支援教育に係る専門性の向上を図ります。
- ④特別支援学校高等部生徒の進路希望を実現するため、職業に係るコース制を導入する学校を拡大します。
- ⑤「特別支援学校におけるキャリア教育の手引き」を活用し、キャリア教育を推進するとともに就労支援を促進します。
- ⑥企業等と連携した技能検定を実施するなど、関係部局、関係機関、企業、NPO等と連携した就労支援を促進するとともに、「ステップアップカフェ（仮称）」における職場実習の実施や、農福連携による農業分野での職場実習などの取組を推進します。
- ⑦特別支援学校高等部生徒の進路希望を実現するため、キャリア教育マネージャー等の外部人材を活用し、生徒の可能性や強みを企業に提示する提案型の職場開拓を行うとともに、生徒本人の適性と職種のマッチングを図る職業適性アセスメントの活用を促進します。
- ⑧「県立特別支援学校整備第二次実施計画（改定）」に基づき、くわな特別支援学校及び杉の子特別支援学校石薬師分校に校舎を増築するとともに、特別支援学校東紀州くろしお学園（本校）の統合整備、松阪地域特別支援学校（仮称）の整備、三重県こども心身発達医療センター（仮称）に併設する特別支援学校の整備及びセンター的機能に係る検討を円滑に進めるため、市町、関係部局、特別支援学校との連携・情報共有を進めます。
- ⑨児童生徒が安全に安心して通学でき、身体的にも安定した状態で学習活動に参加することができるよう、スクールバスを運行します。また、児童生徒数の増加等に対応するため、スクールバスを計画的に配備します。
- ⑩三重県教育改革推進会議において審議を進め、今後の三重県における特別支援教育のあり方を示す「三重県特別支援教育総合推進計画（仮称）」を策定します。

* 「○」のついた項目は、平成 26 年度に特に注力するポイントを示しています。

施策 2 2 4

学校における防災教育・防災対策の推進

【主担当部局：教育委員会】

県民の皆さんとめざす姿

子どもたちが、災害対応能力を身につけるとともに、大規模地震や津波、風水害などの自然災害への対策が十分に行われた、安全で安心して学習できる環境が形成されています。

平成 27 年度末での到達目標

東日本大震災で明らかとなった学校防災の課題をふまえた防災教育・防災対策が行われ、子どもたちが安全で安心して学習できる環境の中で学校生活をおくっています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	B (ある程度進んだ)	判断理由	県民指標については、目標には及ばなかったものの、昨年度より実施率が一定向上したことから、「ある程度進んだ」と判断しました。
----------	----------------	------	---

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標

目標項目	23 年度	24 年度	25 年度		26 年度	27 年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
地域と連携した避難訓練等を実施している学校の割合	/	63.0%	76.0%	0.96	88.0%	100%
	—	64.9%	73.2%		/	/

目標項目の説明と平成 26 年度目標値の考え方

目標項目の説明	自主防災組織や地域住民等と連携した避難訓練等を実施している学校の割合
26 年度目標値の考え方	いつ発生してもおかしくないと言われていた南海トラフ地震等に対する対策として、地域での連携は不可欠であるためこの指標を採用しています。4 年間で 100% を実現するために、88.0% とします。

活動指標

基本事業	目標項目	23 年度	24 年度	25 年度		26 年度	27 年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
22401 防災教育の推進 (教育委員会)	防災ノート等を活用した防災教育を実施している学校の割合	/	100%	100%	1.00	100%	100%
		—	98.3%	100%		/	/
22401 防災教育の推進 (教育委員会)	学校防災のリーダーが中核となり防災に取り組んでいる学校の割合	/	50.0%	100%	1.00	100%	100%
		—	99.7%	100%		/	/
22402 防災対策の推進 (教育委員会)	県立学校の非構造部材*の耐震対策実施率	/	10.0%	20.0%	0.68	50.0%	100%
		—	4.1%	13.5%		/	/

(単位：百万円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
予算額等	2,288	1,596	1,469	1,013	
概算人件費		126	129		
(配置人員)		(14 人)	(14 人)		

平成 25 年度の取組概要

- ①防災に関する専門的な知識、スキルを持つ学校防災のリーダーとなる教職員を養成するため、災害発生時及び発生後の対応に係る研修会を開催（10 回）
- ②学校における体験型防災学習や地域と連携した防災の取組を広めるため、引き続き、防災マップづくりや地域住民等との合同避難訓練、防災学習等を行う学校に対する支援を実施
- ③児童生徒や教職員が、自分の命を自分で守れるよう、全ての公立小中学校及び県立学校において、「防災ノート」を活用した学習の実施を促進
- ④生徒の防災意識を高めるため、「子ども防災サミット in みえ」での交流を継続し、三重県の中学生が宮城県を訪問し、被災地での防災学習を実施（8 月）
- ⑤小中学校の防災機能を強化するため、平成 24 年度からの 2 か年事業として、市町が実施する非常用発電機、投光器、簡易トイレ、トイレ処理剤の整備等を支援（平成 25 年度はライフジャケットの配備を補助対象に追加）
- ⑥津波による浸水が予想され、想定される最大級の津波から避難するのに時間的な余裕が少ない高等学校及び避難に配慮が必要な児童生徒が在籍する特別支援学校にライフジャケットを配備（5 校）するとともに、災害時の非常連絡手段としてすべての県立学校に衛星携帯電話を配備
- ⑦解体工事(5 棟)の実施により、県立学校施設の耐震化が完了（99.4%から 100%に向上）
- ⑧平成 24 年度に実施した専門家による非構造部材の点検結果を受けて、県立学校 74 校のうち改善が必要な 71 校について、非構造部材の耐震対策が平成 27 年度までに完了するよう計画を策定し、計画に基づいて取り組んだ結果、平成 25 年度に 7 校が完了
- ⑨県立学校施設の老朽化対策と併せて非構造部材の耐震対策工事を実施（外壁改修 4 校、吊り天井改修 1 校、内部改修 1 校、体育施設改修 4 校、屋上防水 1 校、給水管等設備改修 4 校）
- ⑩公立小中学校施設の安全性確保を目的に、校舎等の建物の耐震化や非構造部材の耐震対策、老朽化対策、防災機能強化のための対策を市町が実施する場合、補助制度の活用等について積極的に情報提供と助言を実施

平成 25 年度の成果と残された課題（評価結果）

- ①すべての公立小中学校及び県立学校において防災ノートを活用した学習が実施されるよう取り組んだ結果、平成 25 年度は全校で防災ノートを活用した学習が実施されました。また、学校現場の意見を踏まえ、発達段階に応じてより学習効果が高められる防災ノートとなるようこれまでの 3 種類から見直しを行い、小学校低学年版・小学校高学年版・中学生版・高校生版の 4 種類に改訂し、小・中・県立学校の新入生及び新小学 4 年生に配布することとしました。加えて外国語版についても、ポルトガル語、スペイン語、中国語、タガログ語、ビザイヤ語を作成することとしました。今後は、防災ノートを活用した防災教育のより一層の充実が図られるよう取り組む必要があります。
- ②教職員を対象とした研修については、初任者・5 年・10 年・新任管理職の階層別研修に防災教育の内容を盛り込んで実施したほか、平成 24 年度に受講できなかった者も含め、学校防災リーダー養成研修を実施しました。これまでに各学校に少なくとも 1 名の学校防災リーダー養成に取り組んでき

ましたが、今後は、リーダーのスキルを引き続き向上させていく必要があります。

- ③平成 26 年 3 月末現在で、地域と連携した防災学習が 232 校、防災に関する訓練が 338 校で実施されました。防災学習の支援の要望が増えていることから、引き続き学校における取組を支援していく必要があります。また、小中学校に比べて県立学校での取組が進んでいないことから、市町や消防機関等の、地域と連携した取組について、県立学校の取組をさらに進める必要があります。
- ④県内 5 市町 9 校の中学生 23 名、教職員などあわせて 38 名が宮城県を訪問し、宮城県内の 3 中学校と一緒に実施したフィールドワークや仮設住宅の訪問等を通して、宮城県の中学生や被災者と交流を深め、現地を目で見て肌で感じる防災学習に取り組みました。(8 月 5 日～9 日) 今後は、交流を通じて培った取組を、防災教育・防災対策につなげていく必要があります。
- ⑤学校防災機能強化事業については、平成 24・25 年の 2 カ年で事業を終了しましたが、多くの小中学校が地域住民の避難所に指定されていることに鑑み、今後は、国の補助制度の活用を促すほか、防災教育や防災訓練などソフト面での支援を行うことなどにより、学校の災害への備えを支援していきます。
- ⑥児童生徒や教職員の防災意識のさらなる向上を図るとともに、避難行動等の取組を継続的に見直していく必要があります。
- ⑦県立学校施設の非構造部材の耐震対策について、外壁改修等の工事は計画どおりに完了し、テレビ・収納棚の固定等は全体計画に基づき対策を実施した結果、平成 24 年度の点検時に指摘された 2,540 件のうち、49.1%にあたる 1,248 件は対策済みとなり、一定の対策が進んだものの、学校において全ての対策が講じられないと耐震対策実施校数として計上しないことから、目標値を下回りました。平成 27 年度の完了を目指して、指摘箇所の耐震対策を進めるとともに、平成 25 年 8 月に文部科学省から「学校施設における天井等落下防止対策のための手引」が示されたことを踏まえ、学校における屋内運動場等の天井落下防止のための点検・耐震対策に計画的に取り組んでいく必要があります。
- ⑧公立小中学校施設については、1 市が平成 27 年度までに建物の耐震化を完了するよう耐震化年次計画の見直しを行いました。また、非構造部材の耐震対策は、全市町において屋内運動場等の天井等落下防止対策の実施や検討を行うなど、取組が進みましたが、財政事情等により、平成 27 年度にすべての耐震対策が完了するのは困難な状況です。

平成 26 年度の改善のポイントと取組方向

【教育委員会 副教育長 信田 信行 電話：059-224-2942】

- ①防災ノートについては、改訂版の配布を行うとともに、ノートを活用した学習がより効果的に実施されるよう、指導者用の教材について充実を図っていきます。また、「防災ノート」と防災対策部の作成する「My まっぷラン*」の連携について、「みえ防災・減災センター」に設ける協議の場に参画するなど防災対策部とともに検討していきます。
- ②「みえ防災・減災センター」と連携して、これまで養成してきた学校防災リーダーのスキルアップを図ります。
- ③学校における防災学習の支援について要望件数が増えていることや、津波浸水予測地域に立地している学校への支援が引き続き必要なことから、防災の専門家を配置し、市町教育委員会等と連携して学校における防災教育の推進を支援していきます。また、県立学校における市町や消防機関等の、地域と連携した取組がさらに進むよう支援を行います。
- ④東日本大震災の記憶の風化防止を図り、その教訓を活かしていくため、宮城県の中学生との交流を通じて培った取組を普及・啓発することにより、県内の防災教育・防災対策につなげていきます。

- ⑤児童生徒や教職員の防災意識の向上、避難行動等の取組の見直しを図るための調査を実施し、改善につなげていきます。
- ⑥県立学校の非構造部材の耐震対策については、全体計画に基づき、指摘箇所の耐震対策を進めるとともに、学校における屋内運動場等の天井落下防止のための点検・耐震対策に計画的に取り組めます。
- ⑦公立小中学校施設については、市町に対する財政措置が拡充されるよう国に要望するとともに、引き続き市町に対して、耐震化推進の必要性や国の財政的支援制度についての情報提供を積極的に行い、補助制度活用の際には、事業内容の確認を行うなど、市町と連携を密にして、耐震対策が進むよう支援を行っていきます。

* 「○」のついた項目は、平成 26 年度に特に注力するポイントを示しています。

施策 231

子どもの育ちを支える家庭・地域づくり

【担当部局：健康福祉部子ども・家庭局】

県民の皆さんとめざす姿

子ども自身の持つ力を育み伸ばそうとする「子どもの育ちを支える視点」が社会全体で共有され、子どもを見守り、豊かに育てることのできる家庭・地域づくりが進んでいます。

平成 27 年度末での到達目標

「三重県子ども条例」の普及啓発、条例に基づく取組の推進などを通じて、大人が子どもの育ちや子育てについての理解を深めるとともに相互に連携し、子どもへの体験・交流機会の提供、有害環境からの保護などに自発的に取り組んでいます。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	B (ある程度進んだ)	判断理由	県民指標については目標を達成できませんでしたが、活動指標は3項目のうち2項目を達成できたこと、少子化対策の取組強化に向けた土台作りができたことから、「ある程度進んだ」と判断しました。
----------	----------------	------	---

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標						
目標項目	23 年度	24 年度	25 年度		26 年度	27 年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
「三重県子ども条例」の認知度	/	50.0%	60.0%	0.70	70.0%	100%
	35.0%	35.5%	41.8%		/	/
目標項目の説明と平成 26 年度目標値の考え方						
目標項目の説明	「三重県子ども条例」を知っている県民の割合					
26 年度目標値の考え方	平成 26 年度は、新たに取り組む少子化対策関連の事業も含め、あらゆる機会を生かして三重県子ども条例の啓発に努めることとし、25 年度の実績値を踏まえ 70.0%に設定します。					

活動指標							
基本事業	目標項目	23 年度	24 年度	25 年度		26 年度	27 年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
23101 子ども条例の普及と推進 (健康福祉部子ども・家庭局)	キッズ・モニター活用事業数	/	8 事業	9 事業	1.00	10 事業	10 事業
		7 事業	8 事業	9 事業		/	/

基本事業	目標項目	23年度	24年度	25年度		26年度	27年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
23102 家庭力・地域力の向上支援 (健康福祉部子ども・家庭局)	「みえ次世代育成応援ネットワーク」会員数 (累計)		1,155 会員	1,270 会員	0.71	1,385 会員	1,500 会員
		1,048 会員	1,124 会員	1,228 会員			
23103 子どもの保護対策の推進 (健康福祉部子ども・家庭局)	子どもの利用の多い店舗のうち 青少年健全育成協力店の割合		92.5%	95.0%	1.00	97.5%	100.0%
		90.0%	92.7%	95.0%			

(単位：百万円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
予算額等	245	72	59	220	
概算人件費		126	110		
(配置人員)		(14人)	(12人)		

平成 25 年度の取組概要

- ①県民の方が結婚や出産・子育てに希望がもてる三重をめざして、7月に三重県少子化対策総合推進本部を設置（6回開催）
- ②全国知事会や少子化危機突破タスクフォースでの活動等を通して、少子化対策の財源確保を国に要望。創設された「地域少子化対策強化交付金」の効果的な活用を図る「三重県地域少子化対策強化計画」を策定（2月）
- ③子育て支援について志を高くする10県で子育て同盟を結成、7月28日に鳥取県で子育て同盟サミットを開催、共同事業としてポータルサイトの開設等に着手
- ④子どもを主体とした取組が県内各地で促進されるように、こども会議等の開催手法をマニュアルとしてとりまとめ
- ⑤子どもの意見が県の施策に反映できるよう取り組んでいるキッズ・モニターの登録者数477人（前年度比22.6%増）
- ⑥子ども専用相談電話「こどもほっとダイヤル」を運営し（相談受付件数3,267件）、専門的な対応が必要な案件については児童相談所や教育委員会等関係機関と連携して対応（14件）
- ⑦子どもや家族等に「ありがとう」の気持ちを伝える「家族の絆一行詩コンクール」（応募数：8,123点）を実施
- ⑧教育委員会や市町に活用を働きかけて出前講座を実施し、みえの子育ちサポーターを2,660人養成
- ⑨親なびワークを小学校等県内17か所で開催（参加者446名）するとともに、親なびワークを「子育てはっぴいパパ・ママワーク」としてリニューアル
- ⑩10月5日、6日に県立みえこどもの城を中心として「第8回子育て応援！わくわくフェスタ」を開催（参加者：1万6千人）
- ⑪県内4か所で、みえ次世代育成応援ネットワークの会員を中心とした地域別座談会を開催（参加者：101人）
- ⑫三重県青少年健全育成条例に基づく立入調査を実施、子どもの利用が多い店舗に対して青少年健全育成協力店の登録を働きかけ（登録件数979件）

平成 25 年度の成果と残された課題（評価結果）

- ①結婚したい人が結婚でき、子どもを産みたい人が安心して産み育てられる社会とするため、三重県少子化対策総合推進本部を設置し、全庁をあげて取り組む体制を整えました。また、少子化対策を平成 26 年度の重点テーマと位置付けました。
- ②「三重県地域少子化対策強化計画」を策定する中で、少子化対策に関して、「子ども・思春期」「結婚」「妊娠・出産」「子育て」のライフステージごとに、働き方も含めた課題と現場のニーズを「地方目線」「当事者目線」で洗い出し、県民の方が結婚や出産・子育てに希望がもてる三重をめざして、新たに取り組むべき対策をとりまとめました。今後、計画に基づき、切れ目のない取組を進めていく必要があります。
- ③市町や企業、地域の団体等が進めている様々な取組の相乗効果が発揮されるよう、少子化対策に取り組む機運の醸成等を図る必要があります。
- ④結婚を望んでいる人をはじめ、妊娠・出産期や子育て期の県民の皆さんに対して県から発信されている情報が、必ずしも利用者にとって入手しやすいものとなっていません。必要とする方が入手しやすい方法で、県から情報を発信していく必要があります。
- ⑤男性の育児参画や地域全体で子育てを支援する機運を醸成するために、平成 26 年 6 月 27 日、28 日に開催する「ファザーリング全国フォーラム in みえ」の準備を進めています。フォーラム開催後も引き続き啓発活動等を行っていく必要があります。また、男性の育児休業取得率や育児参加時間等が諸外国と比較して低率であり、男性の育児参画に関するこれまでの啓発活動は、子育て前や子育て中の男性に対して十分浸透していないと思われるため、効果的な取組が必要です。
- ⑥未婚者の約 9 割が、将来結婚する意志を持っているにも関わらず、出逢いの場がないなどの理由から、晩婚化が進み、生涯未婚率が上昇しています。市町や地域の団体においては、出逢いの場の創出等に取り組んでいますが、参加者の確保に苦勞している地域もあるほか、参加者に対するコミュニケーション力向上のための支援などが求められています。
- ⑦子育て同盟サミットを開催し、地方の立場から、少子化対策・子育て支援策について共同事業の実施や国への提言を発表しました。はぐくみ支援ポータルサイトの開設など、子育て支援の共同事業について検討・実施していく必要があります。
- ⑧子ども条例に基づき、子どもが意見を表明する機会や子どもを主体とした取組が県内各地で促進されるよう、市町に対し働きかける必要があります。
- ⑨キッズモニター制度を利用して、幅広い意見をいただくために登録者（小学 4 年生～高校 3 年生）をさらに増やすとともに、子どもの意見がどのように施策に活用されたかを伝えていく必要があります。
- ⑩今後も子どもに対し、専用相談電話「こどもほっとダイヤル」の一層の周知を図る必要があります。
- ⑪「家族の絆一行詩コンクール」については、応募者及びその関係者等に取組がとどまっていることから、広報媒体等を活用して受賞作品等を周知・啓発することが必要です。
- ⑫養成したみえの子育ちサポーターが、地域において子どもの育ちや子育てを支える活動ができるよう取り組む必要があります。
- ⑬子育ての喜び等について直接保護者に理解を深めていただくための「子育てはっぴいパパ・ママワーク」の普及促進のため、市町や関係機関と連携して取り組んでいく必要があります。
- ⑭子どもの育ちを地域で支援し家族の絆を深めるためのイベントを開催し、みえ次世代育成応援ネットワークの会員をはじめ企業・団体による取組がさらに進むように促す必要があります。
- ⑮三重県青少年健全育成条例に基づく立入調査や協力店への登録要請など、引き続き子どもを有害環境から守る取組が必要です。

- ①医療・福祉・教育関係者や行政、地域の活動団体等の参画を得て、三重県少子化対策推進県民会議（仮称）を設置し、各主体の取組の相乗的な効果が発揮され、機運の醸成が図られるように県民運動を進めます。また、少子化対策のアイデアを未来志向で検討し、実践につなげます。そのほか、市町の創意工夫により実施する「地方目線」「当事者目線」での少子化対策に関する取組を支援します。
- ②県を始めとする多様な主体の少子化対策に関する取組について情報発信するとともに、県民が求める情報が的確に届けられるよう、スマートフォン及びPC向けの総合情報サイトを構築します。
- ③「ファザリング全国フォーラム in みえ」を開催し、男性の育児参画や地域全体で子育てを支援する機運を醸成するとともに、「みえの育児男子」プロジェクトとして、男性の育児参画の普及啓発を牽引する人材の育成などを行います。
- ④子育てと仕事の両立を進めている企業の取組をPRすることにより、男性の育児参画の意義を企業に働きかけるほか、子どもの生き抜く力を育てる男性等の表彰、管理職の子育て意識を高めるための「育ボス」*等の推進、子育て支援の雰囲気づくりを進めるための「子ども参観」の取組など、県民や企業の意識醸成につながる様々な取組を新たに進めます。
- ⑤結婚を希望する人が結婚できるような地域社会づくりのため、出逢いの場を創出する市町や団体などのニーズに応じて、コーディネートスキルの向上を図る研修会の開催、相談やアドバイスのできる専門的な知識をもったアドバイザーの派遣、参加者のコミュニケーション力を向上させるためのツールの提供などを行うとともに、市町等が行う結婚支援に関する取組を一元化して発信するなどの役割を担う「みえの出逢いサポートセンター（仮称）」を設置します。
- ⑥子育て同盟加盟各県で全国のモデルとなる子育て支援の取組を検討し、他県と連携しながら実施していきます。
- ⑦「こども会議」等の開催手法をまとめたマニュアルを活用して、会議の意義等を市町に伝え、各地での開催を促します。
- ⑧「キッズ・モニター制度」の目的や取組結果について、募集段階からHPやチラシで子どもにわかりやすく伝えます。
- ⑨「こどもほっとダイヤル」を運営し、子どもからの相談に対して、児童相談所や教育委員会などの関係機関と連携して対応するとともに、小学校、中学校、高校、特別支援学校などを通じて子ども専用相談電話の一層の周知に努めます。
- ⑩「ありがとう」の気持ちを通して、家族の絆や地域の絆を深め広げるため、教育委員会や広報関係者と連携して「家族の絆一行詩コンクール」の一層の周知・啓発を行います。
- ⑪引き続き、みえの子育ちサポーターを養成するとともに、養成したサポーターにより、地域における子どもの育ちや子育てを支える活動が促進されるよう市町等と連携して取り組みます。
- ⑫「子育てはっぴいパパ・ママワーク」について、子育て支援拠点や子育てサークル等で実施されるよう進行役養成講座を開催するとともに、市町や地域の関係機関での実施を働きかけます。
- ⑬子どもの育ちを地域で支援し家族の絆を深めるためのイベントを開催し、少子化対策や子育て支援に積極的に取り組もうとするみえ次世代育成応援ネットワークの会員や企業、団体に対して、市町や地域の活動団体等との情報交換・交流の機会を提供します。また、地域別懇談会を開催するなどして、みえ次世代育成応援ネットワークの会員が、主体的に子ども・子育て家庭をささえあう地域社会づくりを進めるための活動を促進するとともに、会員の拡大を図ります。
- ⑭三重県青少年健全育成条例に基づく立入調査を実施するとともに、青少年健全育成協力店への登録について、子どもの利用の多い店舗を重点的な対象として働きかけを行います。

* 「○」のついた項目は、平成 26 年度に特に注力するポイントを示しています。

施策 232

子育て支援策の推進

【担当部局：健康福祉部子ども・家庭局】

県民の皆さんとめざす姿

子育てサービスを提供するさまざまな主体と共に、子育て支援策を進めることにより安心して子どもを産み育てられる環境が整っています。

平成 27 年度末での到達目標

保育サービス、母子保健対策等が、地域のニーズや実情に応じて提供されることにより、安心して妊娠・出産・子育てのできる体制整備が進んでいます。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	B (ある程度進んだ)	判断理由	県民指標のほか、2つの活動指標で 25 年度目標値を達成しており、子育て支援策全体が進んでいることから、「ある程度進んだ」と判断しました。
----------	----------------	------	---

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標						
目標項目	23 年度	24 年度	25 年度		26 年度	27 年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
低年齢児（0～2 歳）保育所利用児童数	/	12,200 人	12,550 人	1.00	12,920 人	12,950 人
	11,962 人	12,418 人	12,884 人		/	/
目標項目の説明と平成 26 年度目標値の考え方						
目標項目の説明	入所待機となりがちな低年齢児（0～2 歳）の保育所利用児童数					
26 年度目標値の考え方	平成 26 年度の目標値は、平成 25 年度実績値と平成 27 年度目標値の中間値を設定しました。					

活動指標							
基本事業	目標項目	23 年度	24 年度	25 年度		26 年度	27 年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
23201 保育・放課後児童対策等の充実（健康福祉部子ども・家庭局）	病児・病後児保育所の実施地域数（広域利用含む）	/	16 地域	17 地域	0.88	18 地域	20 地域
		15 地域	15 地域	15 地域		/	/
23202 母子保健対策の推進（健康福祉部子ども・家庭局）	三重県不妊専門相談センターへの相談件数	/	200 件	220 件	1.00	220 件	220 件
		193 件	273 件	285 件		/	/
23203 ひとり親家庭等の自立の支援（健康福祉部子ども・家庭局）	ひとり親家庭情報交換会参加者数（累計）	/	100 人	300 人	1.00	600 人	1,000 人
		36 人	121 人	413 人		/	/

(単位：百万円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
予算額等	16,083	16,631	16,248	16,425	
概算人件費		1,713	1,738		
(配置人員)		(190 人)	(189 人)		

平成 25 年度の取組概要

- ①待機児童対策として、保育士を加配して低年齢児保育の充実を図る市町を支援
- ②平成 25 年度開設した保育士・保育所支援センターにおいて、11 月 30 日に指定保育士養成施設学生向けのガイダンス (91 名参加) や保育所就職フェア (77 名参加) を実施
- ③病児・病後児保育事業に取り組む市町に補助を実施 (取組実績 9 ヶ所、15 地域)
- ④県と市町の連携・協働協議会の検討会議において、子ども・子育て支援新制度の情報提供や市町子ども・子育て支援事業計画 * の策定にかかる協議を 2 回実施
- ⑤放課後児童クラブの運営費と施設整備に関し、市町に対し補助を実施 (県内の放課後児童クラブ数：平成 25 年 5 月 1 日時点で 297 か所)
- ⑥産婦人科医や助産師等、思春期保健に携わる関係者を対象に、思春期ライフプラン教育の普及に向け思春期保健指導セミナーを実施 (参加者 256 人)
- ⑦住み慣れた地域で安心して子育てができるよう、出産前後からの支援体制の充実に向け、保健・医療・福祉関係従事者を対象に講習会を実施 (出席者 71 名)
- ⑧不妊に悩む夫婦に対し、経済的負担の大きい特定不妊治療にかかる医療費の一部助成を実施 (助成件数 2453 件)
- ⑨市町が行う子ども医療費助成事業に対し、小学校 6 年生までを補助対象として助成を実施
- ⑩ひとり親家庭情報交換会 (参加者 292 名) や、ひとり親家庭の子どもに対する学習支援事業 (対象者 40 名) を実施
- ⑪三重県こども心身発達医療センター (仮称) の整備について、用地の取得及び建築の基本設計を完了するとともに、建築の実設計並びに建築関連の工事に着手
- ⑫三重県立小児心療センターあすなろ学園に市町職員を 4 名受け入れ、市町での取組の核となるみえ発達障がい支援システムアドバイザーを育成、発達障がい児等に対する早期支援のツールである「C L M (Check List in Mie：発達チェックリスト) と個別の指導計画」の保育所等への導入促進 (巡回保育所・幼稚園数：56 か所 (園))
- ⑬「健やか親子いきいきプランみえ」に基づき市町の意見交換や母子保健関係者を対象とした研修会の支援等を実施。

平成 25 年度の成果と残された課題 (評価結果)

- ①県と市町の役割、待機児童の発生状況や子ども・子育て支援新制度 * に関する国の検討状況等を踏まえ、待機児童対策に関する県の支援のあり方を検討することが必要です。
- ②保育士・保育所支援センターにおいて、関係機関の連携会議を開催するなどして、効果的な保育士人材確保策を検討・実施していくことが必要です。
- ③病児・病後児保育は、協力医療機関等の確保が難しいことから、実施施設数が伸び悩んでいます。
- ④平成 27 年度からの子ども・子育て支援新制度の本格的な施行に向けて、国の動向を注視し市町と協議して、県及び市町が策定する計画について着実に準備を進めることが必要です。
- ⑤小規模な放課後児童クラブでも必要な地域で運営できるよう、国庫補助における人数要件の撤廃等を国に求めていく必要があります。
- ⑥妊娠、出産の適齢期や母体への影響等の医学的な知識の教育、自分や他者を大切にする心や家族観の醸成に向け、引き続き思春期のライフプラン教育を推進することが必要です。

- ⑦出産、育児の孤立化が進む中で、妊娠期・出産直後から子育て期に至る相談や家事・育児の手助け等を含めた、途切れのない支援が求められています。
- ⑧不妊専門相談センターにおいて男性不妊や不育症を含め、多様な相談に対応していくとともに、特定不妊治療費助成について国の制度改正を踏まえ、希望する治療が受けられるよう経済的支援が必要です。
- ⑨市町が行う子ども医療費助成事業に対し助成を行うことにより、子育て家庭の経済的負担を軽減し、子どもが安心して医療を受けられるようにしました。引き続き市町と連携しながら取組を進める必要があります。
- ⑩ひとり親家庭情報交換会の参加者が292名となり、ひとり親家庭同士の交流が広がりました。また、ひとり親家庭の子どもに対する学習支援により、対象となった子どもの勉強に対する姿勢が変わってきました。より多くのひとり親家庭で学習習慣を根付かせ、子どもの可能性を引き出し、強みを伸ばすことによって、貧困の世代間連鎖をなくすために、学習支援事業のさらなる展開を図る必要があります。
- ⑪三重県こども心身発達医療センター（仮称）の整備については、引き続き、建築の実施設設計及び建築関連工事を円滑に進めるとともに、運営面の検討を進める必要があります。
- ⑫発達障がい児等に対する早期支援を図るため、引き続き、市町の人材育成の支援を行うとともに、「CLMと個別の指導計画」の保育所等への導入を促進する必要があります。また、小学校において発達障がい児等への支援ニーズが高まる中、就学前後での適切な支援の引き継ぎが重要となっています。
- ⑬「健やか親子いきいきプランみえ」は、平成26年度をもって平成22年度に延長した計画期間が終了します。当初計画を策定した平成14年度以降の母子保健を取り巻く社会環境、県の役割の変化を踏まえた計画の見直しが必要です。

平成26年度の改善のポイントと取組方向

【健康福祉部子ども・家庭局 次長 栗原 正明 059-224-2317】

- ①県内の待機児童の発生状況や子ども・子育て支援新制度の検討状況を注視しながら、年度途中での低年齢児の入所希望の増加への対応など、市町が行う保育サービス事業に対する支援を進めます。
- ②保育士・保育所支援センターにおいて、引き続きガイダンスや就職フェアを開催するとともに、県内の潜在保育士に対する就職意向等の調査を行い、その結果を活用した就職相談等により保育士の確保につなげます。
- ③実施施設数の拡大に向けて、病児・病後児保育を開設する際の施設整備に要する経費の支援を行うとともに、広域利用により実施地域を拡大できるよう市町に働きかけていきます。
- ④三重県子ども・子育て会議の開催、市町との協議等を踏まえ、子ども・子育て支援事業支援計画と、少子化対策を含む次世代育成支援行動計画等を一体化した三重県子ども・少子化対策計画（仮称）を策定します。
- ⑤引き続き、市町の放課後児童対策の支援を行うとともに、国庫補助制度の拡充等について国への提言を行います。
- ⑥小中学生を対象とした赤ちゃんふれあい体験事業や中高生を対象とした思春期ライフプラン教育の取組が県内全域に進むように、県教育委員会と連携しながら、市町の取組を支援します。
- ⑦子育ての負担感や孤立感の軽減のため、フィンランドの地方自治体が設置するネウボラ*を参考にしながら、産後ケア事業を行う市町への費用の一部助成を行うとともに、母子保健コーディネーターや育児支援ヘルパーの養成等の母子保健支援者育成事業に取り組みます。
- ⑧特定不妊治療費助成について、国に保険適用の拡大を求めるとともに、県の上乗せ助成事業を拡充します。また、新たに不育症や男性不妊治療、第2子以降の不妊治療などに対する助成事業を開始するなど、不妊や不育症に悩む夫婦への支援を拡充します。

- ⑨子どもに必要な医療を安心して受けさせられるよう、引き続き市町が実施する子ども医療費助成事業を支援します。
- ⑩引き続きひとり親家庭情報交換会を実施するとともに、ひとり親家庭の子どもの学習支援については、対象地域を拡大し、県事業の実施に加え、市町が実施する事業への支援を行います。
- ⑪三重県こども心身発達医療センター（仮称）の整備について、関係機関との連携を図りながら組織体制及び業務運営についての検討を進めます。
- ⑫発達障がい児等に対する早期支援を図るため、専門人材の育成及び保育所等への「CLMと個別の指導計画」の導入について、市町等との連携を進めます。また、「CLMと個別の指導計画」が小学校に引き継がれ、就学後においても幼児期からの途切れのない支援が継続できるように取り組みます。
- ⑬国の「健やか親子21」の改訂状況を踏まえ、「三重県医療審議会 健やか親子推進部会」等で検討のうえ次期「健やか親子いきいきプランみえ」を策定します。

* 「○」のついた項目は、平成26年度に特に注力するポイントを示しています。

施策 233

児童虐待の防止と社会的養護の推進

【主担当部局：健康福祉部子ども・家庭局】

県民の皆さんとめざす姿

児童虐待相談が増加傾向にある中で、地域社会全体で未然防止や早期発見・早期対応に取り組むことにより、児童虐待から子どもが守られています。また、社会的養護を必要とする児童に対する適切な支援が行われています。

平成 27 年度末での到達目標

市町等と連携した児童虐待相談への適切な対応や、地域社会全体の児童虐待防止に対する理解が進んでいます。また、児童養護施設などに入所している児童等に対する家庭的ケアの環境整備が進んでいます。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	A (進んだ)	判断理由	全ての指標で目標を達成するとともに児童虐待防止のための体制及び取組の強化を図ることができたため、「進んだ」と判断しました。
----------	------------	------	---

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標

目標項目	23 年度	24 年度	25 年度		26 年度	27 年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
児童虐待通告 に対する 48 時 間以内の安全 確認の実施率	/	100%	100%	1.00	100%	100%
	100%	100%	100%		/	/

目標項目の説明と平成 26 年度目標値の考え方

目標項目 の説明	児童虐待通告を受けて、48 時間以内に安全確認を実施した割合
26 年度目標 値の考え方	児童相談所運営指針において、児童虐待通告を受けて 48 時間以内に安全確認を行うことが望ましいとされていることから、これを 100%達成することをめざして目標値を設定しました。

活動指標

基本事業	目標項目	23 年度	24 年度	25 年度		26 年度	27 年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
23301 児童虐待 対応力の強化 (健康福祉部子 ども・家庭局)	市町の児童相談 対応力向上のため に共に取り組 んだ件数	/	29 件	29 件	1.00	29 件	29 件
		—	29 件	29 件		/	/
23302 児童虐待 の未然防止の 推進 (健康福祉部子 ども・家庭局)	思春期ピアサポ ーター養成者数 (累計)	/	30 人	60 人	1.00	90 人	120 人
		—	29 人	70 人		/	/

基本事業	目標項目	23 年度	24 年度	25 年度		26 年度	27 年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
23303 社会的 養護が必要な児 童への支援 (健康福祉部子 ども・家庭局)	要保護児童に対 する家庭的ケア の実施率		35.8%	41.0%	1.00	43.0%	43.0%
		34.3%	40.2%	49.6%			

(単位：百万円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
予算額等	2,883	2,856	2,939	3,430	
概算人件費		1,118	1,214		
(配置人員)		(124 人)	(132 人)		

平成 25 年度の取組概要

- ①県内 5 か所の児童相談所において、虐待、養護、障がい及び非行等の相談を受け付け、助言や児童及び保護者への支援を実施 (3,570 件)
- ②県内 2 か所の一時保護所において、虐待からの保護や指導を必要とする児童を保護し処遇方針を定めるための専門的診断等を実施 (7,641 人・日)
- ③児童虐待対応にかかる組織体制を充実 (本庁に子ども虐待対策監の配置、児童相談センターに法的対応室、市町支援プロジェクトチームの設置及び弁護士・警察官の配置等職員 15 人の増員等)
- ④虐待通告時の初期対応の的確性等を向上するためのリスクアセスメントツール (アセスメントシート及び活用マニュアル) を開発
- ⑤市町との定期協議に基づき、市町ごとに児童相談体制の強み弱みを把握し、アドバイザーの派遣 (19 市町 22 回) や児童相談センター等によるフォローアップにより取組を支援
- ⑥親や教師には話しにくい悩みを同世代の先輩 (大学生) に相談をすることで、自己肯定感を高めることができるよう、大学生による思春期ピアサポーターを養成。本年度は、ピア活動 (同世代による仲間教育) の実施校を中学校から高校へも拡大し実施。(活動回数 6 回)
- ⑦若年層の望まない妊娠への電話相談「予期せぬ妊娠『妊娠レスキューダイヤル』」を実施 (相談件数 50 件) すべての高校やコンビニへ案内カードを配布する等周知を実施 (カード配布枚数 約 67,000 枚)。
- ⑧児童虐待の未然防止に向け、特定妊婦の早期把握、早期支援体制の構築や出産前後からの親子支援事業の推進等、保健、医療分野との連携体制を強化 (周産期連携会議開催地域 4 地域)
- ⑨平成 24 年度の「三重県社会的養護のあり方検討」結果を踏まえ、県内すべての乳児院 (2 施設)、児童養護施設 (12 施設) を訪問して、各施設の「家庭的養護推進計画」*の策定に向けた協議を実施
- ⑩乳児院 (津市) の創設、母子生活支援施設 (四日市市) の整備補助を決定 (完成は平成 26 年度に繰越)
- ⑪新規里親の登録 (20 件 (養育 5 件、専門 2 件、養子縁組 11 件、親族 2 件)、里親委託の推進 (新規委託 24 件) 及び家庭訪問等による里親支援 (家庭訪問 126 回、電話相談 117 回)、里親研修 (16 回 延べ 199 人受講) の実施
- ⑫児童養護施設 (全 12 施設) に入所する小学生 (延べ 139 人) に対する学習支援を実施
- ⑬県内唯一の児童自立支援施設である国児学園を運営。平成 25 年度中の延べ在籍人員 31 人のうち、

10人が中学校を卒業し、9人が高校進学（うち7人が退所）、1人が就職内定。

平成25年度の成果と残された課題（評価結果）

- ①平成25年度に開発したリスクアセスメントツールに加え、初期対応以降における児童・家庭への的確な支援を行うためのアセスメントの充実が必要となっています。
- ②市町における児童相談体制の強化に向けて、人材の育成、要保護児童対策地域協議会（以下、「要対協」）の運営強化などに、市町とともに取り組みました。引き続き、定期協議を実施し、規模、体制など市町の実情に応じた支援を行っていく必要があります。
- ③中高生へのピア活動を実施した結果、大人に話しにくい思春期の悩みが相談でき、自己肯定感を高める機会につながりました。引き続き、ピアサポーターを務めた大学生や相談をした中高生等の意見を反映した取組にする必要があります。
- ④「予期せぬ妊娠『妊娠レスキューダイヤル』」への相談事例の中には、若年妊娠で中絶の時期を過ぎていたため、関係者会議を行い家族や周囲の協力を得て出産し、その後も地域での見守りにつなげているケースもあります。電話の利用について、広報を工夫しながら、関係機関と連携して取組を進める必要があります。
- ⑤児童虐待の未然防止に向け、多くの市町において妊娠届出時の機会にアンケートや面接を行うなど、妊娠期から支援の必要な家庭を把握する取組が進められましたが、アンケートの内容や支援内容のばらつきが見られるため、一定の基準を定めて取組を行う必要があります。
また、支援の必要な家庭に対しては、出産前からの保健、医療分野の連携強化を図り、取り組むことが必要です。
- ⑥乳児院、児童養護施設が策定した「家庭的養護推進計画」を踏まえ、県としての「家庭的養護推進計画」を策定するとともに、施設における小規模グループケア化などの環境整備等、家庭的養護の推進を図っていく必要があります。
- ⑦乳児院、児童養護施設に配置された里親支援専門相談員との連携を密にし、新規里親の開拓、里親等委託の推進及び家庭訪問等による里親支援の実効性を高めていく必要があります。
- ⑧児童養護施設の小学生を対象とする学習支援により、学習に対する積極性や自己肯定感の醸成が図られました。児童の自立を支援していくため、継続して実施する必要があります。
- ⑨国児学園では、第三者評価を受審した結果、人材確保のためのプランの策定など、将来的なあり方検討の必要性について指摘を受けました。

平成26年度の改善のポイントと取組方向

【健康福祉部 子ども・家庭局 次長 栗原 正明 059-224-2317】

- ①児童虐待ケースの初期対応以降における適切な支援を判断するため、ニーズアセスメントツールの研究開発に取り組むとともに、モデル的に保育所、学校等でのモニタリングを行うことにより、関係機関からの情報収集や家庭訪問を行い、迅速かつ的確な対応につなげます。
- ②市町の児童相談体制の強化をはかるため、定期協議を通じて、ケース進行管理の充実や要対協の運営強化などの取組に対するきめ細かい支援を行うとともに、職員のスキルアップに向けた研修等を実施します。
- ③引き続き、思春期ピアサポーターの養成と、ピアサポーターによるピア活動を展開し、中高生が抱える思春期の性をめぐる課題の解決や自己肯定感の醸成を図ります。
- ④「予期せぬ妊娠『妊娠レスキューダイヤル』」については、引き続き相談窓口としての周知に努めるとともに、福祉、教育、医療等関係者会議を開催し、情報を共有して的確に連携を図ります。

- ⑤妊娠届出時の市町アンケートの調査項目、要支援基準等を県内で統一することにより、若年妊婦や支援の必要な妊婦を早期に把握し、出産前からの早期支援に取り組みます。さらに周産期に携わる医師、助産師等支援者や支援機関との連携体制の充実に向けたネットワーク会議を開催するなど地域支援を行います。
- ⑥三重県における家庭的養護の充実に向け、関係施設の代表者や有識者等による検討会を開催し、施設の小規模化・地域分散化や家庭的養護の支援を進める具体的方策を盛り込んだ「家庭的養護推進計画」を策定します。
- ⑦児童養護施設の小規模グループケア化等の環境整備を促進し、要保護児童の処遇向上及び家庭的養護の推進を図ります。また、県内2か所目となる児童家庭支援センターの開設、運営を支援し、地域における子育て支援の充実を図ります。
- ⑧新たに9施設（乳児院2、児童養護施設7）に配置され、県内で12人となる里親支援専門相談員との連携を密にし、新規里親の開拓、里親等委託とともに里親支援等の推進を図ります。
- ⑨引き続き、児童養護施設（全12施設）に入所する小学生に対する学習支援に取り組みます。
- ⑩国児学園については、第三者評価の結果も踏まえ、入所児童の変化にも対応した、より専門性の高い指導及び支援が行えるよう検討していきます。

* 「○」のついた項目は、平成26年度に特に注力するポイントを示しています。

施策 2 4 1

学校スポーツと地域スポーツの推進

【主担当部局：地域連携部スポーツ推進局】

県民の皆さんとめざす姿

子どもたちが、学校や地域で主体的に運動やスポーツに取り組み、いきいきと活動しています。

県民の皆さんが、スポーツを「する」「みる」「支える」といったさまざまな関わりをとおして、健康で生きがいのある生活を営むとともに、人と人、地域と地域との絆づくりが進み、地域に活力が生まれています。

平成 27 年度末での到達目標

学校スポーツが充実することによって、子どもたちが運動に親しむ習慣を身につけ、体力が向上しています。

また、地域に総合型地域スポーツクラブ*が定着することによって、より多くの方がスポーツに取り組むようになっています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	B (ある程度進んだ)	判断理由	県民指標の目標値は達成できませんでしたが、活動指標 2 項目中 1 項目は目標を達成し、県民指標ともう一つの活動指標が目標の 90% を超える実績であったことから、「ある程度進んだ」と判断しました。
----------	----------------	------	---

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標						
目標項目	23 年度	24 年度	25 年度		26 年度	27 年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
成人の週 1 回以上の運動・スポーツ実施率	/	55.0%	56.5%	0.98	58.0%	60.0%
	53.7%	54.5%	55.5%		/	/
目標項目の説明と平成 26 年度目標値の考え方						
目標項目の説明	e-モニターを活用した調査において、1 週間に 1 回以上、運動やスポーツ（ウォーキング、ランニング、水泳、テニス、バレーボールなど）を実施している県民（成人）の割合					
26 年度目標値の考え方	平成 23 年度から平成 25 年度までの実績値は着実に伸びてきており、平成 27 年度目標値（60%）の達成を目指して、平成 26 年度の目標値を 58% に設定しました。					

活動指標							
基本事業	目標項目	23 年度	24 年度	25 年度		26 年度	27 年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
24101 学校スポーツの充実（教育委員会）	新体力テストの総合評価が「A」・「B」・「C」の子どもの割合	/	74.0%	76.0%	0.92	78.0%	80.0%
		71.9%	70.6%	70.1%		/	/

基本事業	目標項目	23年度	24年度	25年度		26年度	27年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
24102 地域スポーツの活性化 (地域連携部スポーツ推進局)	総合型地域スポーツクラブの会員数		24,750人	25,000人	1.00	25,500人	25,500人
		24,216人	27,005人	26,136人			

(単位：百万円)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
予算額等	590	494	503	509	
概算人件費		162	156		
(配置人員)		(18人)	(17人)		

平成25年度の取組概要

- ①子どもたちの運動習慣の確立と、食習慣や睡眠など基本的な生活習慣の見直し、その改善に向けた取組を総合的に推進する子どもの体力向上総合推進事業の新規実施（体力向上推進アドバイザーの小学校訪問：386校に延べ551回、体力向上サポーターの小学校等派遣：延べ6回221人）
- ②学識経験者、市町教育長代表者、医師会代表者、小中学校長代表者、保護者代表者等からなる「子どもの体力向上推進会議」を開催（3回）するとともに、子どもの体力向上に関する県民の意識向上を目的として「みえ子どもの元気アップフェスティバル with EXILE USA」を開催（参加者約1,800人）
- ③子どもたちの体力向上を図るため、学習指導要領に基づき、運動量の確保された安全かつ効果的な授業の実施。そのための授業担当教員が継続して最新の指導方法を学ぶ研修の実施（5回）と、高い指導力を有する外部指導者の学校への派遣（41校に51名）
- ④運動部活動の充実を図るため、専門性を有する地域の指導者を外部指導者として学校に派遣（中学校61校に101人、高等学校50校に70人）するとともに、顧問及び外部指導者を対象とした研修の実施（5回：参加者延べ281人）
- ⑤運動部活動における適切かつ効果的な指導ができる指導者を育成するため、「部活動マネジメント研修講座」を新たに実施（4回の連続講座を2期開催：参加者158人）
- ⑥中学校及び高等学校等の全国大会において、優秀な成績を収めた生徒及び指導者を表彰（生徒134人、指導者31人）
- ⑦平成30年度の全国高等学校総合体育大会における本県開催種目を決定するため、東海各県との調整（18回）を進めるとともに、東海各県の教育委員会及び高等学校体育連盟で構成する関係者会議を開催（10回）
- ⑧スポーツ推進の取組への活用を図るため、「三重県スポーツ推進審議会」（4回）、「みえのスポーツ・まちづくり会議」（2回）を開催し、幅広い分野やさまざまな立場の方からのスポーツ施策に対する意見を聴取
- ⑨「みえのスポーツ応援隊（スポーツボランティアバンク）」の登録者拡大のため普及啓発（登録者数523名）や登録者への講習会・研修会を開催するとともに、市町等が開催するスポーツイベント等へ派遣（延べ187人）
- ⑩スポーツを通じた地域活性化を推進するため、市町におけるスポーツコミッションの取組支援（4市町）、市町のスポーツイベント・スポーツ教室等に国内トップリーグの県内クラブチームの派遣（5市町）及びメディカルサポートの実施（4市町）

- ⑪総合型地域スポーツクラブの現状・課題を把握し、安定した運営と定着を図るため、みえ広域スポーツセンター*を中心に、各市町、総合型地域スポーツクラブへの訪問（113回）等を実施
- ⑫地域スポーツの場で適正な指導が行われるよう、研修会や指導者養成講習会等での意識啓発の実施
- ⑬県内のスポーツを「する」「みる」「支える」全ての関係者、関係団体等が一堂に会し、地域のスポーツ推進の機運を高めるため、「みえのスポーツフォーラム 2013」を開催（9月6日）
- ⑭「みえスポーツフェスティバル」を県内各地で開催（64種目、参加者 24,506人）
- ⑮各市町・各種関係団体・関連企業等、様々な主体との連携、協力のもと、「第7回美し国三重市町対抗駅伝」を開催（2月16日）
- ⑯東京オリンピック・パラリンピックのキャンプ地誘致等を推進するため、推進本部を設置（12月24日）
- ⑰スポーツに関わる様々な取組を支えるため、県民や企業などから広く支援を得られるよう、新たな財源確保の検討
- ⑱地域スポーツの推進における功労者、功労団体等に対する顕彰事業の実施（地域スポーツ推進特別功労者6名、特別優良団体・企業1団体、地域スポーツ推進功労者12名、優良団体4団体）

平成 25 年度の成果と残された課題（評価結果）

- ①新体力テストの総合評価が「A」・「B」・「C」の子どもたちの割合は減少しました。とりわけ、小学校の値が低いことが課題となっており、ほとんど運動しない子どもが増加していることが要因の一つと考えられます。このため、体力向上推進アドバイザー（3人）が、県内全ての公立小学校を訪問（386校に延べ551回）し、新体力テストの継続実施と結果の有効活用により、子どもたちへの動機づけを促しました。その結果、平成25年度に新体力テストを実施した小学校は237校（60.9%）で、そのうち毎年継続して実施する小学校が159校（40.9%）となり、前年度の113校（28.9%）から大きく向上しました。引き続き、新体力テストの継続実施と結果の有効活用を促進する必要があります。
- ②「子どもの体力向上推進会議」を開催（3回）し、「新体力テストの結果を子ども自身や保護者が知ることが、意欲や意識の変化につながる」、「子どもたちが楽しいと思える体育の授業が大切」など、子どもたちの体力向上に関する有益な意見交換ができました。また、「みえ子どもの元気アップフェスティバル with EXILE USA」の開催（参加者約1,800人）により、子どもの体力向上に関する県民の意識向上を図ることができました。
- ③体育担当教員を対象とした研修会を開催（5回：参加者535人）し、子どもたちが意欲的に運動できる効果的な授業の実施に向けて、教員の指導力を高めることができました。また、中学校の保健体育科で必修となった武道とダンスの授業に、高い指導力を有する外部指導者を派遣（41校に51名）し、授業の安全確保（外部指導者の活用により「安全性が向上した」と回答した教員97.6%、事故件数0件）と指導の充実を図ることができました。（指導を受けた生徒の満足度88.4%）引き続き、体育科・保健体育科の授業における安全確保と指導の充実を図る必要があります。
- ④中学校及び高等学校の運動部活動に、専門性を有する地域の指導者を外部指導者として派遣（中学校61校に101人、高等学校50校に70人）し、指導の充実を図ることができました。（指導を受けた生徒の満足度：中学校95.9%、高等学校97.2%）また、運動部活動の指導者を対象とした研修会を開催（5回：参加者延べ281人）し、指導力向上を図りました。今後も、外部指導者の活用を進めるとともに、指導者の指導力向上を図る必要があります。
- ⑤県政策アドバイザーの原田隆史氏を講師として「部活動マネジメント研修講座」を開催（4回の連続講座を2期開催：参加者158人）し、部活動における体罰防止を図るとともに、適切かつ効果的

な指導ができる指導者の育成を進めることができました。参加者からは「部活動の意義がはっきりした」、「部員との向き合い方を振り返ることができた」など、充実した研修であったとの意見が多く寄せられ、たいへん好評を得ました。引き続き「部活動マネジメント研修講座」の開催により、指導者の資質向上を図る必要があります。

- ⑧ 中学校及び高等学校等の全国大会において、優秀な成績を収めた生徒及び指導者を表彰（生徒 134 人、指導者 31 人）し、その内容を報道等を通じて広報するなどにより、県民のスポーツに対する意識の向上を図ることができました。
- ⑨ 平成 30 年度の全国高等学校総合体育大会の開催について、東海各県との調整（18 回）を進めるとともに東海関係者会議を開催（10 回）し、本県における開催種目（15 種目）を内定することができました。今後は、本県開催種目の会場地決定に向けて、市町、競技団体等との調整を進める必要があります。
- ⑩ 「三重県スポーツ推進審議会」においては、「三重県スポーツ推進条例（仮称）」の素案についてご審議いただきました。今後は、中間案を作成し、ご審議いただくとともに、県議会をはじめ、県民の皆さんのご意見もうかがいながら、最終案の制定に向けて取り組んでいく必要があります。
- ⑪ 「みえのスポーツ応援隊（スポーツボランティアバンク）」の登録者数が目標の 400 人を上回る 523 名となりました。今後は、登録者の確保に加えて、資質向上にも努め、スポーツを支える人材の育成と活用の拡大を図っていく必要があります。
- ⑫ みえのスポーツ地域づくり推進事業（スポーツコミッション事業、トップチーム派遣事業、メディカルサポート活用事業）については、未実施市町への働きかけを行い、取組市町の拡充を図っていく必要があります。
- ⑬ 総合型地域スポーツクラブについては、今後も市町や関係団体と連携し、各クラブの課題解決を図り、安定した運営に向けて支援していくとともに、未設置町の取組を支援するなど、会員数の確保、拡大に向けて取り組んでいく必要があります。
- ⑭ 「みえのスポーツフォーラム 2013」の開催により、地域スポーツ推進の機運の醸成を図ることができました。引き続き、関係機関、団体等と広く連携しながら、地域スポーツ推進の取組を充実させていく必要があります。
- ⑮ 「みえスポーツフェスティバル」を県内各地で開催し、幅広い年代からの参加者を得て、スポーツ・レクリエーション活動を実践する場を提供できました。今後も県民への周知と実施方法を工夫しながら、参加者の拡大を図っていく必要があります。
- ⑯ 「美し国三重市町対抗駅伝」については、関係者並びに関係団体・企業等の協力により、3 チームのオープン参加や小中学生の友好レースの開催、市町相互の交流・連携の促進をふまえた「市町交流選手制度」の新規導入などを行うことができました。今後もより充実したイベントになるよう取り組んでいく必要があります。
- ⑰ 東京オリンピック・パラリンピックキャンプ地誘致等に関する情報を収集し、関係団体と連携を図りつつ市町と一体となって、一般財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会や中央競技団体への要望活動を行うなど、誘致の実現に向けて取り組んでいく必要があります。
- ⑱ 「三重から発信！未来のトップアスリート応援募金」を創設し、県民や企業の皆さんに寄附金の募集を行うこととしました。今後、広く県民や企業の皆さんに協力を呼び掛け、財源の確保を図っていく必要があります。

- ①体力向上推進アドバイザーの小学校訪問や体育担当者研修等を通して、新体力テストを継続して実施する学校の割合を増加させるとともに、個人カード（体力の成長記録）等の利活用により、子どもたちへの動機づけを促進することで、子どもたちの体力向上を図ります。
- ②「子どもの体力向上推進会議」を開催し、その意見を子どもの体力向上に関する施策の推進に生かします。また、子どもの体力向上に関する県民の意識を向上させるため、「みえ子どもの元気アップフェスティバル」を効果的に開催します。
- ③体育担当教員を対象とした研修会を通して、体育科・保健体育科の授業を充実させるとともに、県内の武道関係団体等と連携して、中学校の保健体育科における武道とダンスの授業に外部指導者を派遣し、授業の安全確保と指導の充実を図ります。
- ④中学校及び高等学校の運動部活動に、専門性を有する地域の指導者を外部指導者として派遣し、指導の充実を図るとともに、指導者を対象とした研修会を通して、指導力の向上を図ります。
- ⑤「部活動マネジメント研修講座」を開催し、部活動における体罰防止を図るとともに、適切かつ効果的な指導ができる指導者の育成を進めます。
- ⑥中学校及び高等学校等の全国大会において、優秀な成績を収めた生徒及び指導者を表彰し、運動部活動に取り組む生徒及び指導者の意欲向上と、県民のスポーツに対する意識の向上を図ります。
- ⑦平成 30 年度に開催する全国高等学校総合体育大会における本県開催種目について、早期に会場地を決定できるよう、市町、競技団体等との調整を進めるとともに、同大会の開催が県全体のスポーツ推進に繋がるよう、関係部局等との連携を図ります。
- ⑧「三重県スポーツ推進審議会」や「みえのスポーツ・まちづくり会議」での意見を、「三重県スポーツ推進条例（仮称）」や次期スポーツ推進に係る基本計画などに反映させ、本県スポーツ推進の取組に活かしていきます。
- ⑨「みえのスポーツ応援隊」のさらなる加入促進と登録者の資質向上に取り組むとともに、活躍の機会の拡大を図っていきます。
- ⑩スポーツ地域づくり推進事業（スポーツコミッション事業、トップチーム派遣事業、メディカルサポート活用事業）について、未実施の市町での事業実施を働きかけ、スポーツを通じた地域の活性化を推進していきます。
- ⑪総合型地域スポーツクラブについては、広域スポーツセンターを中心に、クラブアドバイザーを活用しながら、関係団体とも連携を強化し、効果的・継続的な支援を行うなど、会員数の確保・拡大に向けて取り組んでいきます。
- ⑫一般社団法人三重県レクリエーション協会等と連携し、「みえスポーツフェスティバル」の参画者の拡大を図るなど充実に努めていきます。
- ⑬「美し国三重市町対抗駅伝」がより充実したイベントとなるよう、関係機関・団体等と連携して、繰上スタートとなるチーム数を削減するための工夫など、課題解決に取り組んでいきます。
- ⑭東京オリンピック・パラリンピックキャンプ地誘致等に関する情報を収集し、関係団体と連携を図りつつ市町と一体となって、一般財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会や中央競技団体に向けて要望活動をするなど、効果的な誘致活動に取り組みます。また、誘致についてホームページ等で情報発信を行い、機運の醸成を図っていきます。
- ⑮「三重から発信！未来のトップアスリート応援募金」の取組を広く広報し、本県のスポーツ推進のための施策を支える、新たな財源確保に取り組みます。

* 「○」のついた項目は、平成 26 年度に特に注力するポイントを示しています。

施策 2 4 2

競技スポーツの推進

【主担当部局：地域連携部スポーツ推進局】

県民の皆さんとめざす姿

オリンピックなどの国際大会や全国規模の大会における本県出身選手の活躍をとおして、県民の皆さんが、夢、感動、勇気を得るとともに、郷土を愛する意識や一体感が醸成されています。

ジュニア競技者が発掘・育成され、三重生まれ、三重育ちのアスリートが国内外の大会で活躍しています。

平成 27 年度末での到達目標

県内のトップアスリートの強化、将来を担うジュニア競技者の育成や指導者の確保・養成に取り組むことにより、選手の育成・強化が進んでいます。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	C (あまり進まなかった)	判断理由	2つの活動指標のうち1項目が目標を達成し、1項目が前年度実績を上回ったものの、県民指標の実績値が41位と目標値の20位台を達成できなかったことから、あまり進まなかった、と判断しました。
----------	------------------	------	--

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標						
目標項目	23 年度	24 年度	25 年度		26 年度	27 年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
国民体育大会 の男女総合成 績	/	30 位台	20 位台	0.00	20 位台	20 位台
	32 位	38 位	41 位		/	/
目標項目の説明と平成 26 年度目標値の考え方						
目標項目 の説明	国民体育大会における正式競技の参加得点（ブロック大会を含む）と冬季大会および本大会の競技得点の合計による都道府県ごとの男女総合順位					
26 年度目標 値の考え方	平成 25 年度は目標が達成できなかったものの、平成 33 年の国民体育大会へ向けて、競技力の向上対策に取り組んでいく必要があることから、目標値を 20 位台に設定しました。					

活動指標							
基本事業	目標項目	23 年度	24 年度	25 年度		26 年度	27 年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
24201 競技力 の向上（地域連 携部スポーツ推 進局）	全国大会の入賞 数	/	106 件	111 件	0.92	116 件	121 件
		101 件	96 件	102 件		/	/

基本事業	目標項目	23年度	24年度	25年度		26年度	27年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
24202 スポーツ施設の充実 (地域連携部スポーツ推進局)	県営スポーツ施設年間利用者数		804,856 人	820,953 人	1.00	854,000 人	854,000 人
		802,313 人	847,468 人	884,223 人			

(単位：百万円)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
予算額等	738	729	941	1,044	
概算人件費		63	120		
(配置人員)		(7人)	(13人)		

平成25年度の取組概要

- ①三重県競技力向上対策本部の設置、開催（5月29日）及び競技力向上対策委員会（6月3日、3月24日）、各専門委員会（ジュニア・少年選手強化専門委員会：12月13日、成年選手強化専門委員会：11月19日、企業等連絡調整専門委員会：12月16日）の開催
- ②本県の競技力向上対策の指針となる「三重県競技力向上対策基本方針」の決定（第1回本部会議：5月29日）
- ③各競技団体の県内トップレベルの成年選手及び少年（高校）選手の強化活動の支援（39競技）、ジュニア選手（小中学校）選手の育成・強化活動支援（32競技）
- ④各競技団体の指導者や強化担当者、ジュニア選手や中学校及び高等学校運動部の指導者を対象とした研修会の開催（5回）
- ⑤競技経験の少ない小中学生を対象とした競技者の発掘・育成（6競技）
- ⑥競技団体へのアスレティックトレーナー等の派遣（4競技）
- ⑦みえスポーツアドバイザーを競技団体や学校運動部に派遣し、ジュニア選手の育成強化等に関する指導・助言（月16回派遣）
- ⑧高等学校運動部の強化指定による高等学校運動部活動の支援（15校21部）
- ⑨大学運動部、企業・クラブチームの強化指定による強化活動の支援（1部、10チーム）
- ⑩公認スポーツ指導者の資格取得の促進（34名）
- ⑪各競技団体と連携し、広報誌「輝くみえのアスリートNEWS」を作成し、県内で活躍しているアスリートを幅広く情報発信（54,500部）
- ⑫「第76回国民体育大会三重県準備委員会」第2回総会や総務企画専門委員会などの開催、広報・県民運動専門委員会の設置
- ⑬平成33年第76回国民体育大会の会場地市町の選定（15市町、25競技）
- ⑭スポーツ推進局の所管する4施設（鈴鹿スポーツガーデン、ライフル射撃場、松阪野球場、総合競技場）について、指定管理者制度を活用した適切な管理運営
- ⑮施設の安全性や利便性を確保するための修繕等の計画的実施（鈴鹿スポーツガーデン（サッカー・ラグビー場の選手各室への空調設備の新設、シェルターコート遮光ネットの補修、避難誘導灯の設置）、総合競技場（体育館の屋根及びエントランスの改修）等）
- ⑯平成26年度からの指定管理者選定に向けた、公募選定のための手続きと指定管理者の選定

平成 25 年度の成果と残された課題（評価結果）

- ①第 68 回国民体育大会の男女総合成績は 41 位（昨年度 38 位）となりました。一方で全国大会（全国中学校体育大会、全国高等学校総合体育大会、国民体育大会）の入賞数は前年に比べて増加しました。
また、国民体育大会でレスリング競技が 3 回目の総合優勝や山岳競技の少年女子が初優勝、全日本実業団女子駅伝でデンソー女子長距離部が初優勝する等の成果もみられました。
- ②「三重県競技力向上対策本部」を設立し、その専門委員会の中で、課題であると指摘を受けた、ジュニア・少年選手の発掘・育成・強化、成年選手の強化、指導者の養成・確保に向けた取組を進める必要があります。
- ③各競技団体の指導者や強化担当者、ジュニア選手や中学校及び高等学校運動部の指導者を対象に研修会を開催し、指導者のニーズに応じた指導技術やメンタルトレーニング、コンディショニングの方法など多様な指導技術を提供できました。本県の競技力向上を図るうえで、引き続き、指導者の資質向上に取り組む必要があります。
- ④ジュニア選手の育成のため、ウェイトリフティング、なぎなた、ヨット、カヌー、山岳（クライミング）、水球の 6 競技団体において、ジュニア発掘に取り組み、新たな参加者を確保できました。一方で、将来国内外で活躍できるようなトップジュニア選手のさらなる競技力向上に向けた取組を図る必要があります。
- ⑤競技団体が行う強化活動にアスレティックトレーナー等を派遣することで、選手の競技力や指導者の指導力の向上を図ってきました。今後も、派遣する競技団体の拡充を図っていく必要があります。
- ⑥高校運動部強化指定事業については、全国トップレベルにある運動部及び女子に特化した運動部を強化指定し、合宿や遠征等の強化活動を支援しました。今後は、強化指定の対象範囲の拡充を検討していく必要があります。
- ⑦大学運動部や企業・クラブチームについては、平成 25 年度から新たに強化指定を行い、合宿や遠征等の強化活動を支援しました。今後は、成年選手の強化を推進するため、競技団体と連携し、強化指定の対象を拡充していく必要があります。
- ⑧平成 33 年の国民体育大会に向けて、競技人口が少ない競技団体に対して、競技者を確保できるよう取組を進める必要があります。また、トップアスリートが県内に定着できる環境づくりを進める必要があります。
- ⑨国民体育大会の監督やコーチに必要な公認スポーツ指導者の資格取得を促進し、優秀な指導者の養成・確保の取組を進める必要があります。
- ⑩平成 33 年第 76 回国民体育大会の本県開催や毎年の国民体育大会等での県内のアスリートの活躍について県民の皆さんへ幅広く周知し、本県のスポーツ推進に係る情報発信を進めていく必要があります。
- ⑪第 76 回国民体育大会の会場地市町について、15 市町 25 競技を選定しました。残された 15 競技については、個別に課題を整理したうえで、市町、競技団体と対応策の検討等、協議、調整を進めていく必要があります。
- ⑫所管する 4 つのスポーツ施設全てで、利用者数が平成 24 年度の実績を上回りました。引き続き指定管理者と連携のうえ、施設の効果的、効率的な運営に努めていく必要があります。
- ⑬今後も、施設の安全性や利便性を確保するため、計画的な施設の修繕等を進める必要があります。
- ⑭「三重県スポーツ施設整備計画」に位置づけた総合競技場陸上競技場の大規模改修について、地元自治体や関係団体と協議を行い、整備概要を取りまとめました。今後は、平成 29 年度中の完成をめざし、事業を具体化していく必要があります。

⑮所管する4つのスポーツ施設に係る平成26年度からの指定管理者について、平成25年7月に公募を行い、外部有識者からなる指定管理者選定委員会による審査・選定に基づき、平成25年12月に指定管理者を指定しました。

平成26年度の改善のポイントと取組方向 【地域連携部スポーツ推進局 次長 村木 輝行
電話：059-224-2986】

- ①三重県競技力向上対策本部の中で、各競技団体の活動状況を検証し、成果と課題を踏まえた短期的、中長期的な強化活動のあり方について、関係団体と連携し検討していきます。
- ②各競技団体と連携し、ジュニア選手の発掘・育成を計画的に進めるとともに、新たに中学校運動部の強化指定を行います。あわせて、国内外で活躍できるトップジュニア選手の育成のために、トップアスリート応援募金を活用して個々の活動を支援します。
- ③アスレティックトレーナー等を派遣する競技団体を拡充するとともに、指導者のニーズに応じた研修会を計画的に開催するなど指導者の資質向上に取り組みます。また、新たに、全国トップアスリートを指導者として配置するとともに、オリンピック選手や国内外で活躍する優秀な指導者を競技団体等へ派遣します。
- ④高等学校運動部の強化指定については、これまでの指定に加え、新たに、今後の活躍が期待できる運動部も強化指定の対象とするなど、高等学校運動部の強化指定を拡充していきます。
- ⑤成年選手の強化のため、大学運動部や企業・クラブチームに対する強化指定や今後活躍が期待できるチームの育成指定をするなど指定の対象を広げていきます。
- ⑥競技人口が少ない競技団体の育成・強化やトップアスリートの県内定着が図られるよう、関係団体と連携し取組を進めます。
- ⑦各競技団体と連携し、国民体育大会の監督やコーチに必要な公認スポーツ指導者の資格取得を促進し、優秀な指導者の養成・確保の取組を進めていきます。
- ⑧平成33年第76回国民体育大会の本県開催や県内のアスリートの活躍について、県民の皆さんへ幅広く周知するため、広報誌「輝くみえのアスリートNEWS」の発行回数の増加やメディアを活用した情報発信を行うなど、本県のスポーツ推進に係る広報活動に取り組みます。
- ⑨平成33年の国民体育大会の開催に向け、平成25年度中に会場地が選定できなかった競技については、できるだけ早期に選定できるよう、引き続き市町や競技団体との協議を進めていきます。また、公開競技及び総合開・閉会式の会場地の選定に着手します。
- ⑩競技役員等の養成については、各競技団体別の養成計画に基づき、計画的に進めます。
- ⑪所管する4つのスポーツ施設について、指定管理者との連携を図りながら、より一層のサービス向上や経費の削減に努めます。また、ネーミングライツの導入など新たな財源の確保に取り組みます。
- ⑫指定管理者と十分に連携しながら、施設の安全性や利便性を確保するために必要な修繕等の計画的な実施に努めます。
- ⑬「三重県スポーツ施設整備計画」に沿って、総合競技場陸上競技場の大規模改修に係る調査・設計に着手します。

* 「○」のついた項目は、平成26年度に特に注力するポイントを示しています。

施策 251

南部地域の活性化

【主担当部局：地域連携部南部地域活性化局】

県民の皆さんとめざす姿

南部地域において、働く場の確保が図られ、定住が促進されているとともに、生まれ育った地域に住み続けたいというあらゆる世代の地域住民の思いがかなう地域社会が創られています。

平成 27 年度末での到達目標

南部地域の課題解決や活性化に向け、市町が連携した取組が進むとともに、県、市町、大学等の連携した中間支援機能が構築され、県の取組が市町や地域のニーズに応じて効率的・効果的に進められています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	B (ある程度進んだ)	判断理由	県民指標は若干目標値を下回りましたが、南部地域の課題解決や活性化に向けた取組が順調に進んでいることから、「ある程度進んだ」と判断しました。
----------	----------------	------	---

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標

目標項目	23 年度	24 年度	25 年度		26 年度	27 年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
南部地域の市町における生産年齢人口の減少率	/	15.6%	15.6%	0.87	15.6%	15.6%
	15.4%	16.4%	17.9%		/	/

目標項目の説明と平成 26 年度目標値の考え方

目標項目の説明	南部地域の市町における生産年齢人口（15 歳から 64 歳）の平成 17 年から平成 27 年までの減少率
26 年度目標値の考え方	平成 25 年度から南部地域活性化基金を活用した複数市町の取組等が本格化しており、平成 26 年度においても、平成 12 年と平成 22 年の国勢調査による確定値を基に比較した生産年齢人口の減少率（15.6%）以内に維持することをめざすこととしました。

活動指標

基本事業	目標項目	23 年度	24 年度	25 年度		26 年度	27 年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
25101 市町のフレキシブルな連携（地域連携部南部地域活性化局）	南部地域において市町の連携した取組数（累計）	/	2 取組	4 取組	1.00	(達成済)	10 取組
		—	2 取組	11 取組		/	/
25102 課題解決に向けた県の取組（地域連携部南部地域活性化局）	集落を維持するモデル的な取組を行っている地域数（累計）	/	3 地域	6 地域	1.00	8 地域	10 地域
		—	2 地域	6 地域		/	/

(単位：百万円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
予算額等	—	88	46	107	
概算人件費		72	83		
(配置人員)		(8人)	(9人)		

平成 25 年度の取組概要

- ①南部地域活性化基金（以下「基金」という。）を活用して市町が実施する若者の働く場の確保や定住の促進に向けた取組の着実な進捗を図るとともに、これらから得られたノウハウの蓄積・共有等、活性化に向けた取組が地域で継続していけるよう市町等を支援
- ②13市町・有識者・県で構成する「南部地域活性化推進協議会」（以下「協議会」という。）や市町との個別協議において、南部地域の活性化に関する各種取組の情報共有や基金を活用した事業化等、課題解決に向けた検討を実施
- ③三大都市圏における移住相談会やセミナーの開催等、効果的な情報発信を行うとともに、空き家バンクの整備や田舎暮らし体験の実施など、市町と連携しながら移住者の受入体制を充実
- ④市町・大学と連携した集落機能を維持するための取組を、これまでの尾鷲市と志摩市の2地域に加えて、新たに南伊勢町、紀北町、御浜町、紀宝町の4つのモデル地域において実施するとともに、他の市町や市町内の他地域への波及に向けてノウハウ等の蓄積・共有
- ⑤地域資源を活用して新たな事業展開や事業拡大を行う事業者に対し、基金を活用して雇用の創出を支援

平成 25 年度の成果と残された課題（評価結果）

- ①基金を活用して若者の働く場の確保や定住の促進に向けた複数市町の主体的な取組が平成 25 年度から本格的に動き出しており、地域活性化局とともに各取組に積極的に参画し、事業内容の充実を図るための助言等協力・支援を行いました。市町が連携して取り組むことで、スケールメリットや資源、ノウハウの活用など効率的で効果的な事業実施が可能だけでなく、市町間における一体感の醸成が図られています。今後は、各取組をさらに発展させていくとともに、連携による枠組みを強固なものにしていく必要があります。

なお、基金を活用した複数市町による取組は次のとおりです。

・第一次産業の担い手確保対策事業

熊野市、御浜町、紀宝町、JA三重南紀が連携して、柑橘関連の就農希望者と産地のマッチングを図るため、就農研修や各地の就業フェアへの出展などを実施。また、尾鷲市、志摩市が実施する漁業の担い手育成事業に関して副収入対策を支援。

・移住交流推進事業

地域を体験してもらうことで移住につなげる取組として、熊野市、大紀町、紀北町が田舎暮らし体験ツアーを実施。3市町合同で案内チラシを作成してPR。また、尾鷲市、志摩市、大紀町が空き家調査事業を実施し、志摩市では今回の調査を基に新たに空き家バンク制度の運用を開始。

・幹線道路を活用した誘客促進事業

玉城町、度会町、南伊勢町でサニーロードに係る取組を、大台町、大紀町、紀北町でR42号に係る取組をそれぞれ実施。いずれも合同情報紙を作成し、道の駅等の情報発信拠点や高速道路のサービスエリアで配布。また、サニーロードの取組では3町交流による物産市「サニー市」を計

4回開催。

・子どもの地域学習推進事業

宮川小学校（大台町）、七保小学校（大紀町）の総合学習で、地域の魅力を発見し、地域への愛着を育む授業を実施。また、昴学園高等学校（大台町）、南伊勢高等学校（南伊勢町）において、地域の次代を担う人材を育成するカリキュラムを実施。

・企業立地セミナー開催事業

伊勢市、鳥羽市、志摩市、玉城町、度会町、南伊勢町が連携して大阪で企業誘致を目的としたセミナーを開催。参加者に対して地域の操業環境、生活環境等をPRするとともに、企業とのネットワークを構築。

・婚活支援事業

鳥羽市、南伊勢町、大台町、玉城町、熊野市、紀宝町で婚活イベントを実施。

・東紀州地域資源魅力発信事業

東紀州地域の5市町が連携して、熊野古道を核とする地域資源の魅力を発信。

- ②協議会において、基金事業や集落維持に向けた取組の進捗状況等について関係市町と情報共有を図るとともに、基金の在り方について意見交換を行いました。基金については、市町からの評価は高まっており、取組の成果や新たなニーズも出始めていることから、平成26年度も引き続き市町が事業に取り組む財源とするため、積み増しを行うこととしました。
- ③市町や他県と共同で東京、大阪、名古屋において、計8回移住相談会やセミナーを開催するとともに、希望者へのメールマガジンの発行やホームページの充実など効果的な情報発信を行いました。併せて、ワークショップや先進地視察などを実施することで市町職員の移住の取組に対するノウハウの習得や意識の醸成を図りました。引き続き、市町とともに移住施策についての議論等を深め、地域の受入体制の充実と効果的な情報発信を行っていく必要があります。
- ④集落機能を維持する取組を尾鷲市、志摩市、南伊勢町、紀北町、御浜町、紀宝町の6市町のモデル地域において実施しました。取組を始めて2年目となる尾鷲市と志摩市では、住民と学生の話し合いを通じて、交流施設での手作り弁当販売、アンテナショップ開設、フェイスブックページの立ち上げなど、それぞれ地域の魅力を発信する具体的な取組が動き出しています。これらについては3月に開催した「三重発！地域と大学のイキイキ連携フォーラム」で発表し、成果の共有を行いました。また、話し合いを通じて多様な住民の意見をまとめていくスキルを身に付けるため、大学と連携して市町職員等を対象に人材育成講座を開催しました。モデル地域での取組をより充実した内容にするため、今後さらにサポート人材のスキルアップとノウハウの蓄積・共有を進めていく必要があります。
- ⑤地域資源を活用した事業者への支援については、新規雇用を伴う事業拡大を行う3事業者を採択し、3名の雇用創出につなげました。採択した事業の円滑な進捗とさらなる拡大に向けて、関連施策の情報提供等、事業者に対して継続的な支援を行っていく必要があります。

平成26年度の改善のポイントと取組方向

【地域連携部南部地域活性化局 次長 小野 美治 電話：059-224-2192】

- ①めざす姿を実現するためには、各市町を中心とする「地域」が主体的に考え、取組を進めていくことが重要であり、協議会や基金を軸として、そのための「仕組みづくり」を進めます。基金を活用した複数市町による主体的な取組がさまざまな枠組みで平成25年度から本格的に動き出しており、これらを継続、発展させていくため、基金の積み増しを行うとともに、地域活性化局と連携して、助言、協力等引き続き積極的に関わることで市町を支援していきます。また、他市町への波及を目的として、これらの取組の成果を協議会等において共有していきます。

なお、基金を活用した複数市町による平成 26 年度の取組は次のとおりです。

- ・ 第一次産業の担い手確保対策事業
- ・ 移住交流推進事業
- ・ 幹線道路を活用した誘客促進事業
- ・ 子どもの地域学習推進事業

高校生の地域人材育成事業について、これまでの 2 校に加えて新たに尾鷲高等学校（尾鷲市）で実施。

- ・ 企業立地セミナー開催事業
- ・ 出逢い・結婚支援事業（旧：婚活支援事業）
- ・ 熊野古道世界遺産登録 10 周年キャンペーン事業

東紀州地域の 5 市町が連携して、10 周年のキャッチコピーやロゴマークを効果的に活用し、地域の魅力やイベント情報を発信する等、10 周年キャンペーンを展開。

- ・ 伊勢から熊野へ～熊野古道伊勢路魅力発信事業

伊勢市、玉城町、多気町、大台町、大紀町が連携して、伊勢から始まる熊野古道伊勢路の魅力を発信。

- ②引き続き、市町と共同で三大都市圏における移住相談会やセミナー等を開催します。他県との共同開催で得たノウハウも取り入れながら、内容を充実させていきます。また、希望者へのメールマガジン配信やホームページの充実など、地域の情報をより効果的に発信します。さらに、移住者を交えたワークショップを開催するなど、市町と連携して移住者の受入体制の充実を進めます。
- ③市町・大学と連携した集落機能を維持するための取組を、平成 25 年度から実施している 4 つの地域に加えて、新たなモデル地域において実施します。これらの取組を推進するためには「人づくり」が不可欠であり、地域のリーダー的な役割を担う人材の育成や成果発表の場づくりなど、大学と市町・地域が連携した「人づくり」の取組を進め、ノウハウ等の蓄積・共有を図っていきます。
- ④南部地域における就労支援については、引き続き、地域資源を活用した新たな事業展開や事業拡大を行う事業者に対し、基金を活用して雇用の創出を支援します。また、採択事業が順調に推移するよう進捗状況を把握し、関連施策の情報提供や関連部局の窓口紹介等、事業者に対して支援を行います。

* 「○」のついた項目は、平成 26 年度に特に注力するポイントを示しています。

【主担当部局：地域連携部南部地域活性化局】

県民の皆さんとめざす姿

東紀州地域は多様で豊かな自然や歴史風土の中で、豊かでゆとりある暮らしが実現できる地域です。地域の人びとだけでなく都市部の人びとにとっても魅力的な地域をめざし、地域のさまざまな主体が連携し、地域の自然や歴史とともに生きる暮らしを大切にしながら、地域経済が活性化され、地域社会が健全に維持されています。

平成 27 年度末での到達目標

台風 12 号等の災害復興が進み、これまでの熊野古道を核とする地域の資源や魅力を生かした観光振興、産業振興、まちづくりの取組を一層進めることにより、個性豊かな地域づくりが行われ、地域の人びとが誇りを持った魅力的な地域となることで、集客交流人口が増加するとともに、地域産品の販路拡大や商品開発等の促進が図られています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	B (ある程度進んだ)	判断理由	県民指標、活動指標ともにほぼ目標値を達成し、紀伊半島大水害からの観光面での復興も進んでいることから、「ある程度進んだ」と判断しました。
----------	----------------	------	---

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標

目標項目	23 年度	24 年度	25 年度		26 年度	27 年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
東紀州地域に係る 1 人あたりの観光消費額	/	25,853 円	26,629 円	0.99	27,428 円	28,936 円
	25,100 円	25,956 円	26,333 円		/	/
目標項目の説明と平成 26 年度目標値の考え方						
目標項目の説明	東紀州地域において観光客が消費する 1 人あたりの平均利用額					
26 年度目標値の考え方	平成 25 年度は、ほぼ目標値を達成したため、平成 26 年度においても毎年平均 3%増をめざし目標値を設定しました。					

活動指標

基本事業	目標項目	23 年度	24 年度	25 年度		26 年度	27 年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
25201 地域の自立に向けた環境整備（地域連携部南部地域活性化局）	公社がまちづくり等に対し参画した件数（累計）	/	9 件	10 件	1.00	11 件	11 件
		8 件	9 件	10 件		/	/

基本事業	目標項目	23年度	24年度	25年度		26年度	27年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
25202 地域資源を生かした集客交流 (地域連携部南部地域活性化局)	熊野古道の来訪者数		285千人	320千人	0.96	360千人	
		250千人	274千人	308千人			
25203 地域資源を生かした産業振興 (地域連携部南部地域活性化局)	地域内で開発された 新商品数(累計)		51件	54件	1.00	57件	59件
		48件	51件	54件			

(単位：百万円)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
予算額等	504	410	422	430	
概算人件費		126	138		
(配置人員)		(14人)	(15人)		

平成25年度の取組概要

- ①紀伊半島大水害からの復興を確実なものとしていくため、関係者と連携して地域の資源や魅力を生かした観光振興、産業振興などの取組の推進
- ②地域のコーディネーターとしての役割を担う東紀州地域振興公社が実施する観光振興、産業振興などの取組への支援
- ③熊野古道センターでの地域と連携した企画展や交流イベント等の開催による情報収集、情報発信、集客交流の機能の充実および紀南中核的交流施設での魅力的な宿泊プラン等の設定、地域資源を活用した体験プログラムの実施や地域と連携したイベント等の開催による集客交流機能の充実
- ④平成25年は式年遷宮や高速道路の延伸に加え、熊野古道世界遺産登録10周年の前年にあたることから、地域と連携した熊野古道セミナーの開催やモデルウォークの実施など誘客促進に向けた取組と10周年事業の検討・準備
- ⑤情報誌の発行等による東紀州地域の観光・産業の情報発信の充実と地域産品の販路拡大を図るため、商品の付加価値を高める取組や通販事業者等へのセールスの実施
- ⑥紀勢自動車道および熊野尾鷲道路の整備の促進およびこれらにアクセスする県管理道路の整備の推進
- ⑦木質バイオマスを安定的に供給できる体制の構築に向けた「東紀州木質バイオマス利用協議会」および「くまの地域林業活性化協議会」への未利用間伐材等の搬出に対する支援

平成25年度の成果と残された課題(評価結果)

- ①熊野古道等への年間来訪者数が過去最多の30万8千人(対前年比12.7%増)となるなど紀伊半島大水害からの観光面での復興が着実に進んでいます。引き続き、地域や関係機関等と連携し、地域の魅力の発信や来訪者の利便性の向上に取り組み、東紀州地域への誘客促進を図る必要があります。
- ②東紀州地域振興公社では、熊野古道伊勢路を核として、県外での観光展等への出展やホームページなどを活用した情報発信、旅行商品の企画やエージェントセールスを行うとともに、県外での物産販売への支援や商談会等への出展支援を行いました。今後も東紀州地域振興公社が東紀州の観光振興、産業振興などの取組を総合的に推進する役割を果たすよう支援することが必要です。
- ③熊野古道センターでは、東紀州地域の自然、歴史、文化に関する魅力ある企画展や地域と連携した交流イベントを開催しました。紀南中核的交流施設では、伊勢志摩の宿泊施設と連携したプランや

「蘇りの地熊野の自然と歴史を堪能する連泊プラン」など魅力的な宿泊プランを展開しました。引き続き魅力的な企画等を実施することで、さらなる集客交流を図るよう支援していく必要があります。

- ④熊野古道世界遺産登録 10 周年に向けて機運を高めるため、神宮来訪者等への情報発信や首都圏営業拠点「三重テラス」*における伊勢と熊野の歴史的なつながりを紹介する熊野古道セミナーの開催、熊野古道伊勢路沿いの霊場を巡るモデルウォークなどを実施しました。併せて、市町や東紀州地域振興公社と連携して10周年キャンペーンのキャッチコピーやロゴマークを活用したポスター、ダイジェスト版ガイドブック、ホームページにより情報発信を行いました。引き続き、10周年に関して効果的な情報発信を行うとともに、市町や関係団体等と連携してさまざまな記念事業等を実施することで、熊野古道への関心を高め、地域の賑わいを創出する必要があります。また、10周年を契機として、古道の価値を次世代に守り伝えていくことが必要です。
- ⑤旬の情報を発信する季刊情報誌「みよら東紀州」を発行することで、東紀州地域の観光・産業の情報発信を行ったほか、通販カタログに東紀州産品を掲載することにより地域産品の販路拡大を図りました。引き続き、通販事業者等へのセールスを行い、新たな販路開拓につなげる必要があります。
- ⑥熊野尾鷲道路の全長約 18.6kmのうち、未供用区間であった約 13.6km（三木里 I C～熊野大泊 I C）およびアクセス道路について、平成 25 年 9 月に供用開始するとともに、紀勢自動車道（紀伊長島 I C～海山 I C）について、平成 26 年 3 月に供用開始しました。引き続き、紀伊半島のミッシングリンク解消に向けて取組を進める必要があります。
- ⑦東紀州地域での木質バイオマスの安定供給体制を構築するため、「東紀州木質バイオマス利用協議会」および「くまの地域林業活性化協議会」に対して、高性能林業機械のリース費用や流通経費の支援を行いました。今後の自立した供給体制の構築に向けて、運搬などコスト面の課題があることから、引き続き、木質バイオマスを安定供給できる体制づくりに取り組む必要があります。

平成 26 年度の改善のポイントと取組方向

【地域連携部南部地域活性化局 次長 小野 美治 電話：059-224-2192】

- ①関係者と連携し、観光振興や産業振興などの取組を進め、紀伊半島大水害からの復興をより確実なものにしていきます。
- ②東紀州地域振興公社が、東紀州の観光振興、産業振興などの取組を総合的に推進する地域のコーディネーターとしての役割を果たし、10周年を契機として熊野古道の保全と活用を一層推進するよう引き続き支援します。
- ③熊野古道センターでは、地域との連携を図りながら世界遺産登録 10 周年関連の魅力ある企画展や交流イベント等を開催することにより、情報収集、情報発信、集客交流の機能を充実させていきます。紀南中核的交流施設では、魅力的な宿泊プラン等の設定、地域資源を活用した体験プログラムの実施や地域と連携したイベントの開催等により、集客交流の機能が充実するよう支援していきます。
- ④平成 26 年は熊野古道世界遺産登録 10 周年を迎えることから、熊野古道伊勢路を「幸^{さち}結びの路」として積極的に情報発信するとともに、新たなファンやリピーターを増やすさまざまな事業を市町、地域と一体となって実施することにより、賑わいの創出と地域経済の活性化を図ります。また、熊野古道サポーターズクラブの立ち上げなど古道の価値を次世代に伝えていくための体制づくりや伊勢と熊野を結ぶための歩きやすい環境づくりなどに取り組むことで、10周年を契機として、古道の保全意識やホスピタリティの向上を図り、地域の人びとが地域に愛着を持ち、主体的に活性化に取り組むことにつなげていきます。

- ⑤紀伊半島のミッシングリンク解消に向け、熊野尾鷲道路（Ⅱ期）および新宮紀宝道路、熊野道路の整備促進を図るとともに、未事業化区間（熊野 I C（仮称）～紀宝 I C（仮称））の早期事業化などを図ります。
- ⑥平成 26 年秋に本格稼働予定の県内初の木質バイオマス発電事業に向けて、地域林業活性化協議会等と連携し、木質チップ原料の供給事業者に対し収集・運搬機械等の導入支援を行うなど、木質バイオマスを安定的かつ自立的に供給できる体制づくりに取り組みます。

* 「○」のついた項目は、平成 26 年度に特に注力するポイントを示しています。

施策 253

「美し国おこし・三重」の新たな推進

【担当部局：地域連携部】

県民の皆さんとめざす姿

地域住民、企業、NPO等のさまざまな主体が、「アクティブ・シチズン」として自主的・主体的に地域づくり活動を行うことで、人と人、人と地域、人と自然の絆を深め、特色ある地域資源を生かした自立・持続可能で元気な地域づくりが進められています。

平成 27 年度末での到達目標

県内各地で、地域づくりの担い手育成が進み、自主的・主体的に地域をよりよくしていこうとする住民の皆さんによる、特色ある地域資源を生かして地域の魅力や価値を向上させる活動が展開されるとともに、地域内外や分野を問わず交流・連携の輪が広がっています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	B (ある程度進んだ)	判断理由	県民指標については目標を達成しましたが、活動指標において目標を達成できなかったことから、「ある程度進んだ」と判断しました。
----------	----------------	------	---

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標						
目標項目	23 年度	24 年度	25 年度		26 年度	27 年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
地域の活動などに参加している住民の割合		34.6%	36.0%	1.00	40.0%	40.0%
	33.6%	33.8%	46.4%			
目標項目の説明と平成 26 年度目標値の考え方						
目標項目の説明	e-モニターを活用した調査で、地域の活動への参加状況について、「積極的に参加している」、「お付き合いで参加している」と答えた人の割合					
26 年度目標値の考え方	平成 26 年度までのパートナーグループの増加をもとに、住民への活動の広がりを年 1%の増加と見込み、さらに、「美し国おこし・三重」の取組は、取組の最終年に向けてさらなる広がりが見込まれることから、より高い目標設定を行うこととし、平成 26 年度の目標値は 40.0%と設定しました。					

活動指標							
基本事業	目標項目	23 年度	24 年度	25 年度		26 年度	27 年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
25301 「地域での美し国おこし」の推進 (地域連携部)	パートナーグループ登録数(累計)		700 グループ	900 グループ	0.43	1,000 グループ	1,000 グループ
		342 グループ	513 グループ	681 グループ			

基本事業	目標項目	23年度	24年度	25年度		26年度	27年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
25302 イベント手法を活用した情報発信力のある取組の展開（地域連携部）	パートナーグループネットワーク構築数（累計）		2,100	2,700	0.88	3,000	3,000
		388	1,455	2,549			

（単位：百万円）

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
予算額等	178	161	157	164	
概算人件費		126	129		
（配置人員）		（14 人）	（14 人）		

平成 25 年度の取組概要

- ①座談会や説明会等を市町と調整のうえ平成 25 年度は 776 回、取組の開始以降 3,303 回開催
- ②パートナーグループに、170 グループが新たに登録、平成 25 年度末で 681 グループが登録
- ③専門家派遣を、22 件（延べ 60 回（日））実施
- ④パートナーグループによる地域づくりを進めるため必要な初期投資にかかる経費を対象に、パートナーグループに対して 8 件、市町が参画する実行委員会に対して 1 件、計 9 件、市町と合わせて約 545 万円（うち実行委員会負担約 278 万円）の財政的支援を実施
- ⑤地域や活動分野を越えた連携・交流のきっかけづくりや「美し国おこし・三重」の取組をアピールするための拡大座談会を 36 か所で開催し、2,431 人が参加
- ⑥平成 26 年の「^{えんぼく}縁博 みえ 2014」のプレイベントとして、「^{えんぼく}プレ 縁博 みえ」を 9 月～12 月に実施。パートナーグループ等が企画・実施する「^{えんぼく}プレ 縁博 イベント」や県・市町・企業等が企画・実施する「^{えんぼく}プレ 縁博 パートナーシップイベント」など、422 件のイベントが県内各地で展開
- ⑦「^{えんぼく}プレ 縁博 イベント」の一つとして、平成 22 年～24 年に展開してきた「テーマに基づき全県的に取り組む美し国おこし」（「海の命・森の命」、「地域の誇り・地域の夢」、「つむぐ想い・つながる心」）をもとに、新たな展開方法や規模の拡大など創意工夫を行い、地域資源の付加価値を高め、元気な地域づくりにつながるモデルとなる「^{えんぼく}プレ 縁博 イベント」企画提案モデル事業をパートナーグループを含むグループ・団体へ委託し 9 事業を実施
- ⑧『^{だいえんかい}プレ三重県民大縁会』～^{エン}縁 ジョイ！みえの地域づくり～を 12 月に開催し、約 8,180 人の参加・来場者数を記録
- ⑨平成 26 年の県民力拡大プロジェクトに向けて、県内外からの注目を喚起し、県内外の皆さんの参加・参画につなげていくため、『^{えんぼく}プレ 縁博 みえ』ガイドブックの発行や「^{えんぼく}地域情報誌」の活用、懸賞プログラム、路線バス・鉄道車両の活用、PR キャラバン、「^{えんぼく}縁博 みえ 2014」キックオフイベントなど、さまざまな情報発信を実施

平成 25 年度の成果と残された課題（評価結果）

- ①パートナーグループに、平成 25 年度は 170 グループが新たに登録し、合計 681 グループになるとともに、パートナーグループ「39 の輪」のイベント「ピンクエクスプロージョン」や「M's Total Produce」の「～度会縁遊祭～Joint」、「ふらり人。」の「きほく とっておき☆NAVI」等、複数のグループが連携した取組事例も増えているなど、地域の皆さんが地域づくりに自発的に取り組む機運も着実に向上しています。
- ②「県民力拡大プロジェクトプレイベント」では、地域づくりの博覧会「プレ縁博みえ」に、パートナーグループ等が実施する 422 件のイベントがエントリーされ、「プレ三重県民大縁会」の参加・来場者も前年に比べて約 2.2 倍の約 8,180 人となるなど、「美し国おこし・三重」の取組に広がりが見られるようになってきました。
- ③パートナーグループアンケートの「活動の充実度」についても、平成 22 年度から 70%前後で推移してきたものが、平成 25 年度は 80%を上回るなど、グループ活動の自立・持続に向けた支援の成果が表れてきています。
- ④しかし、この取組があと 1 年であるということをお案すると、取組が終了した後も自立・持続可能で元気な地域づくりが続けられるよう、県内の中間支援組織・機能との連携を一層密にし、グループ同士の広域的なネットワークづくりなどの支援を地域の実情に応じた形でさらに進めていく必要があります。
- ⑤また、「県民力拡大プロジェクト」については、単なるイベントで終わらせることなく、グループ活動の自立・持続につながるようなものにする必要があります。

平成 26 年度の改善のポイントと取組方向【地域連携部 次長 紀平 勉 電話：059-224-2420】

- ①「美し国おこし・三重」の取組終了後の姿を見据えつつ、プロデューサーの助言や専門家派遣、広報支援、ネットワーク化支援、財政的支援など、「地域での美し国おこし」に引き続き取り組みます。
- ②「県民力拡大プロジェクト」（縁博みえ 2014、三重県民大縁会、第 32 回地域づくり団体全国研修交流会三重大会）を通して、グループ内の取りまとめやイベントの企画・運営を行っていく中心的な役割を担う人材の育成、ならびに他グループとの交流を進めていくことにより、グループ活動の自立・持続につなげていきます。

* 「○」のついた項目は、平成 26 年度に特に注力するポイントを示しています。

県民の皆さんとめざす姿

農山漁村地域に暮らす人びとや地域内外のさまざまな主体が参画する中で、農山漁村地域で新しい経済活動（「いなかビジネス*」）が展開されることにより、就業等の機会が創出されるとともに、地域の有する多面的機能*が次世代に引き継がれる体制が整い、農山漁村地域の持続性が高まっています。

平成 27 年度末での到達目標

これまでの農山漁村の地域づくりや都市農村交流の促進などの取組の発展をとおして、農林水産業をはじめ豊かな地域資源を生かした地域の産業が活性化され、地域を訪れる人びとが増加しています。また、農林水産業の鳥獣被害が軽減されるなど安全・安心な農山漁村づくりや資源保全活動が積極的に進められ、農山漁村地域の活力向上につながっています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	B (ある程度進んだ)	判断理由	県民指標の交流人口は目標値を下回りましたが売上額は増加していること、「いなかビジネス」取組団体については交流人口・売上額ともに増加していること、活動指標において野生鳥獣による農林水産被害金額の減少が大幅に進んだこと、4項目において目標を達成していることから、「ある程度進んだ」と判断しました。
----------	----------------	------	--

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標						
目標項目	23 年度	24 年度	25 年度		26 年度	27 年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
農山漁村地域の交流人口	/	5,160 千人 (23 年度)	5,230 千人 (24 年度)	0.92	5,300 千人 (25 年度)	5,370 千人 (26 年度)
	5,086 千人 (22 年度)	4,874 千人 (23 年度)	4,800 千人 (24 年度)		/	/

目標項目の説明と平成 26 年度目標値の考え方

目標項目の説明	農山漁村地域において、農山漁村の暮らしや食文化、農林水産業等を身近に体験することのできる主要な施設の利用者数
26 年度目標値の考え方	県内 65 施設における交流人口について、平成 25 年度目標値の 1.5% 増として目標を設定しました。

活動指標

基本事業	目標項目	23 年度	24 年度	25 年度		26 年度	27 年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
25401 安全・安心な農山漁村づくり（農林水産部）	生活環境を整備する農山漁村集落数（累計）	/	4 集落	8 集落	1.00	13 集落	18 集落
		2 集落	4 集落	8 集落		/	/

基本事業	目標項目	23 年度	24 年度	25 年度		26 年度	27 年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
25402 獣害につよい農山漁村づくり（農林水産部）	野生鳥獣による農林水産被害金額		728 百万円 (23 年度)	698 百万円 (24 年度)	0.99	660 百万円 (25 年度)	600 百万円以下 (26 年度)
		751 百万円 (22 年度)	821 百万円 (23 年度)	701 百万円 (24 年度)			
25403 人や産業が元気な農山漁村づくり（地域連携部）	「いなかビジネス」の取組数		125 件	140 件	1.00	155 件	170 件
		108 件	125 件	140 件			
25404 農業の多面的機能の維持増進（農林水産部）	農村の資源保全活動対象集落数		460 集落	500 集落	1.00	500 集落	500 集落
		424 集落	502 集落	510 集落			
25405 水産業の多面的機能の維持増進（農林水産部）	藻場・干潟等の保全活動対象面積		273ha	278ha	1.00	284ha	290ha
		268ha	286ha	288ha			

（単位：百万円）

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
予算額等	4,480	3,676	3,477	3,464	
概算人件費		857	800		
（配置人員）		（95 人）	（87 人）		

平成 25 年度の取組概要

- ①農山漁村の生活環境や生産基盤の機能向上に向けた、農道（13 地区）、集落道路や用排水路などの地域の総合整備（10 地区）、農業集落排水施設（7 地区）等の整備の実施
- ②農山漁村の豊かな地域資源を生かした「いなかビジネス」の創出と質的向上に向けた、交流アドバイザーの派遣（12 回）や農村起業を促進するコーディネーターの養成（9 名）、取組団体相互の連携を促す交流会の開催、県内外のイベント（14 回）での PR やホームページを通じた情報発信による農山漁村（里）を応援してくれる「三重の里ファン倶楽部」会員の募集
- ③市町、農協等と連携した「地域活性化プラン *」の策定地域の拡大と継続的な実践支援、ビジネス指向の取組へ専門家を派遣し、取組のスタートアップを促す試作・試行等を支援（H25:33 プラン、累計 93 プラン）
- ④農業用水を活用した小水力発電 * 施設の導入に向けた中勢用水地区における実施設計の策定、小水力発電の普及に向けた地域の小水力発電量の賦存量調査や市町及び水路管理者への情報提供及び説明会の実施
- ⑤獣害につよい地域づくりに向けた、地域の獣害対策を担う人材の確保や育成、地域における野生獣の追い払い活動への支援（8 市町）、侵入防止柵整備（整備延長 16 市町 272km（累計 21 市町、1,798km））など市町が主体となる地域協議会の取組への支援
- ⑥捕獲効率向上に向けた、シカ専用のドロップネットなど大量捕獲わな等の技術向上研修会の開催（2

回、53名参加)、市町やものづくり企業等と連携したニホンザルの大量捕獲技術やニホンジカ・イノシシの誘導式囲いわな技術等の開発

- ⑦ 獣肉の安全性や品質の確保に向けた、「『みえジビエ *』品質・衛生管理マニュアル *」研修会開催（3地域、96名参加）、解体処理施設への金属探知機など設備の導入支援（1件）、食中毒菌等のモニタリング検査、安全性や品質が確保された獣肉を提供する販売事業者等を登録する「みえジビエ登録制度 *」の創設
- ⑧ 獣肉等の需要の拡大に向けた、首都圏などの飲食店事業者や大規模な流通事業者へのPRなどの販売促進、解体処理業者と食品産業事業者等との連携・マッチングによる新商品の開発・販売の推進
- ⑨ 農業・農村の多面的機能の維持増進につながる農地保全などの取組の支援（510集落、17,007ha）、農地保全などの取組の継続的な発展に向けた学校・NPOと連携した地域コミュニティ活動としての定着や、地域資源を活用した経済活動の創出を促進させるための取組の実施
- ⑩ 中山間地域等の農地の耕作放棄の防止に向けた農業生産活動における経費負担を軽減するための直接支払いの実施や、地域の広域連携による営農のサポート体制の構築に向けた取組の実施
- ⑪ 水産業の多面的機能の発揮に向けた地域や企業が主体となった藻場 *・干潟 *等の保全・再生活動への支援や民間主導により活動が持続的に発展していける体制の構築のための取組の実施
- ⑫ 子ども達が農山漁村を体験するために必要な環境整備を行う団体等に対する支援
- ⑬ 多様な主体が農山漁村を支えていく仕組みづくりに向けた企業のCSR（社会貢献）活動や企業と地域の連携活動に対する支援

平成25年度の成果と残された課題

- ① 農山漁村の生活環境や生産基盤の機能向上に向け、8地区の農道整備、4集落における集落道路などの生活環境整備、2地区の農業集落排水施設整備が完了し、利便性の向上や生活環境の改善が図られました。引き続き、関係機関等との調整を図り、事業を計画的に進めることが必要です。
- ② 「いなかビジネス」に取り組む団体は140団体（H24年度末125団体）に三重の里ファン倶楽部会員数も6,500名（H24年度末5,800名）に増加しました。交流人口については、県民指標の対象としている県内65施設では、前年度実績を下回りましたが、「いなかビジネス」取組団体では、交流人口は前年比3.8%、売上額は前年比5.1%増加しており、地域の活性化につながる成果が見られました。そのほか、これまでに養成した農村起業を促進するコーディネーターが起点となり、日替わりシェフによる農村レストランの開店や、都市部の若者をターゲットとして農業を体験させるビジネスなど新たな発想による農村起業の取組が生まれつつあります。「いなかビジネス」のさらなる取組の拡大に向け、引き続き取組に対する助言や情報提供などの支援を行うとともに、企業等との連携による情報発信やPRイベントの開催などにより、集客力の向上に向けた取組を進める必要があります。また、交流人口の増減に関する要因分析のために実施した交流施設調査や利用者アンケート調査の結果を踏まえ、課題の対応を進めるとともに、集客数が減少している団体・施設に対する重点的な支援に取り組む必要があります。
- ③ 「地域活性化プラン」については、前年度までの113プランに加え、新たに54プランが策定されました。これまでに策定された167プランで地域営農の維持・発展に向けた取組やビジネス展開に向けた取組が始まっています。引き続き、策定地域のさらなる拡大と、プランの実践により新たに創出された産物や商品の改良、販路開拓など、実践取組のステップアップを支援するとともに、今後は、少子化など地域の社会的課題の解決に向けた新たな取組を促進する必要があります。
- ④ 中勢用水地区において、小水力発電施設の整備のための実施設計を行いました。また、小水力発電の普及に向け、市町・土地改良区など関係機関への情報提供や賦存量調査などに取り組みました。

- ⑤「獣害につよい地域づくり」に向け、獣害対策を担う人材を育成するとともに、集落ぐるみで野生獣の追い払いなどを行う取組に対する支援や、侵入防止柵の設置に対する支援に取り組みました。「獣害対策に取り組む集落」が64集落増え累計251集落において、継続的な獣害対策が行われていますが、県内全体では、依然として800以上の集落で被害が発生しており、今後も「獣害対策に取り組む集落」づくりを推進していく必要があります。
- ⑥捕獲効率の向上を図るため、シカ専用のドロップネットなど大量捕獲わな等の捕獲技術の向上を図る研修会を開催したほか、民間企業と連携し、現地実証を経て、ニホンザルの大量捕獲技術を開発しました。ニホンザルの被害は、特に深刻であることから、今後、開発した大量捕獲技術を現場に普及させていくとともに、新たな捕獲技術について研究・開発を進めていくことが必要です。
- ⑦獣肉等の利活用を促進するため、『「みえジビエ」品質・衛生管理マニュアル』の普及や解体処理施設への金属探知機など設備の導入支援、食中毒菌等のモニタリング検査など、安全性や品質の確保に向けた取組を進めました。また、安全性や品質が確保された獣肉を提供する販売事業者等であることを証明する「みえジビエ登録制度」を創設しました。今後、制度の普及を図っていく必要があります。
- ⑧獣肉等の需要の拡大に向け、県内の飲食店7店舗において、ジビエ料理フェアの開催などに取り組みました。また、「みえフードイノベーション・ネットワーク*」を活用した企業等とのマッチングにより、外食チェーンにおいて期間限定の鹿肉メニューが提供されたほか、食肉加工業者と獣肉解体処理事業者の連携により新商品（鹿肉の調味生肉）が開発され、量販店の県内5店舗での販売や飲食店1店舗での提供につながりました。引き続き、獣肉等の需要拡大に向け新商品の開発に取り組む必要があります。
- ⑨農業の多面的機能の維持増進に向けた「農地・水保全管理支払交付金」の活用により、農地等の保全活動を支援しました。平成26年度から開始される「日本型直接支払制度（多面的機能支払）」への円滑な移行に向け、説明会などを通じて市町や活動組織への情報提供に努めました。さらなる保全活動の拡大に向け、制度の普及啓発に取り組むことが必要です。また、子どもたちも参加し、地域が一体となって農地等の保全活動に取り組んでいる地域もありますが、活動の継続に向けて、人材育成や持続的に活動を支える体制づくりを進め、地域コミュニティ活動として定着させていく必要があります。
- ⑩中山間地域等における農業生産活動を支援する「中山間地域等直接支払制度」を通じ、230集落1,695haの農地において、耕作の継続により地域の多面的機能の維持が図られています。集落内の農業者だけでは耕作の継続が困難な集落については、地域の実状にきめ細かく対応しつつ、広域的なサポート体制を構築する必要があります。
- ⑪水産業の多面的機能維持増進に向け、県、市町、漁連等で構成する「三重県水産多面的機能発揮対策協議会」を平成25年6月に設立し、34組織（15市町）においてウニなど食害生物の除去および堆積物の除去等による藻場・干潟の保全や、ヨシの刈り取り等による内水面域の環境保全などの活動が開始されました。活動を行っている組織に対して、活動内容の充実を図るための情報提供を引き続き行う必要があります。
- ⑫子ども・学生のグループによる農山漁村地域でのふるさと体験活動を推進するため、受入地域の意見交換会（5月）や、受入体制整備に必要な経費に対する助成（6組織）、体験指導者育成研修（9月、24名受講）、農林漁業体験民宿の開業セミナー（2月、79名受講）の開催などにより、受入体制の整備を進めたほか、県内各市の小学校校長会開催に併せて受入地域のPR（6市）を行いました。現在、ふるさと体験活動の受入組織は10組織あり、今後、受入の拡大に向け、学校関係者等へ広くPRしていく必要があります。

- ⑬CSRや従業員の福利厚生など企業側にもメリットがあり、かつ農山漁村側の課題解消にもつながるような新しい関係づくりを推進していくため、リーフレット配布やポスター掲示（県内コンビニ240ヶ所等）を通じた情報発信、フォーラムの開催（11月、339名参加）、個別企業へ直接提案（企業訪問30社）などにより、農山漁村と企業が連携した取組への協力依頼を行い、新たに1地域（いなべ市藤原町）で連携した活動が始まりました。また、同様の取組を展開している都道府県担当者が集まる意見交換会を開催（11月、15県参加）し、情報交換を行いました。今後、フォーラム開催や個別訪問、各種媒体などを通して情報発信を強化し、取組の拡大を図っていく必要があります。

平成26年度の改善のポイントと取組方向 【農林水産部 次長 福岡 重栄 059-224-2501】

- ①農業の生産性向上や農村地域の利便性・快適性向上を図るため、関係機関・地元との連携・調整に努め、生産基盤や生活環境の整備を進めます。平成26年度に事業完了を予定している農道1地区について、着実に事業を進めるとともに、農業集落排水施設については、「生活排水処理アクションプログラム」に基づき、市町との連携を図りながら整備を進めます。
- ②「いなかビジネス」の取組拡大と顧客の獲得及びリピート率向上に向け、専門家派遣やコーディネーター養成講座開催などによる人材育成や、継続的な情報発信などに取り組むとともに、平成25年度の施設調査結果（要因分析）や利用者アンケート調査結果を踏まえ、より効果的な情報発信やサービス改善につなげていきます。具体的には、集客力の向上に向け、体系的な選択専門研修（サービス開発、トレンドセミナー、おもてなし向上、SNS*活用講座など）を開催し、取組団体の商品開発や情報発信などのスキル向上を支援します。また、被災地支援の一環として、引き続き、岩手県久慈市と県内のいなかビジネス取組地域との相互交流に取り組めます。
- ③「地域活性化プラン」については、市町・JA等と連携し、農業者等の意欲醸成を図りつつ、策定地域の拡大と継続的な実践支援に計画的に取り組めます。また、販路開拓等に向けて、展示・商談会等への参加促進や6次産業化*事業等への誘導など、ビジネス展開に向けた意欲醸成を進めるとともに、少子化など地域の社会的課題の解決に向けた実践取組の創出を図ります。さらに、新たに創出された商品等の高付加価値化をめざして、食品関連事業者等異業種からの提案に対応できる産地づくり等を支援します。
- ④中勢用水地区において、実施設計に基づき、平成27年度末の発電開始に向け小水力発電施設の整備に着手します。また、農業用水における発電量の賦存量調査結果をもとに、小水力発電の導入に向けた普及啓発に取り組めます。
- ⑤「獣害対策に取り組む集落」づくりに向け、引き続き、集落アンケートによる実態調査や座談会等を実施しながら、集落住民の意欲の醸成や、集落リーダーの育成に取り組むほか、野生獣の追い払いなど、地域ぐるみの活動に対する支援や侵入防止柵の計画的な整備を推進します。
- ⑥捕獲効率の向上に向け、大量捕獲わな等の技術実証・改良等を重ねるとともに、技術の確立した大量捕獲わな等の普及や集落における捕獲技術の向上に取り組めます。特に、ニホンザルの被害対策については、平成26年4月から平成29年3月を計画期間とした特定鳥獣保護管理計画*（ニホンザル）に基づき、群れの加害レベルに応じて、集落ぐるみでの追い払いや侵入防止柵の整備、大量捕獲技術を活用した適正な捕獲などを的確に進めるとともに、産学官の連携による新たな大量捕獲技術の開発等に取り組めます。また、被害軽減に向けて、産学官が連携し、ICT*技術を用いたニホンザル、ニホンジカ、イノシシの防除、捕獲、処理の一貫体系技術の構築に向けた現地実証に取り組めます。
- ⑦安全で高品質な獣肉の安定的な供給を図るため、「『みえジビエ』品質・衛生管理マニュアル」を遵守した解体処理施設の整備を引き続き推進していきます。また、安全性や品質が確保された獣肉を提供する販売事業者等であることを証明する「みえジビエ登録制度」の説明会を開催するなど、

登録制度の普及を図るとともに、みえジビエの普及や新たな商品の開発等をめざし、業種を越えた事業者が参画する、「みえジビエ協議会（仮称）」の設立を検討します。

- ⑧ 獣肉等の需要を拡大するため、首都圏営業拠点「三重テラス」*を活用した販売促進や「みえジビエ」取扱店舗の拡大、ジビエ料理フェアや料理教室の開催等による「みえジビエ」の普及啓発などに取り組みます。また、「みえフードイノベーション・ネットワーク」を活用した企業等とのマッチングにより、新商品の開発・販路開拓に取り組みます。
- ⑨ 農業の多面的機能の維持増進に向けた「日本型直接支払制度（多面的機能支払）」の活用により、農地法面の草刈り、水路の泥上げなど農業の多面的機能を支える地域の共同活動や水路等の軽微な補修・施設の長寿命化のための活動などを支援します。また、「日本型直接支払制度（多面的機能支払）」の取組拡大に向け、営農組織や地域の活性化に取り組む農業者組織等を対象に、先進事例や制度概要の説明会を開催し、取組意欲の醸成を図るほか、地域コミュニティ活動として定着を図るため、景観保全活動など学校や自治会と連携した取組を推進します。
- ⑩ 「中山間地域等直接支払制度」の活用が円滑に進むよう、他県の先進的な取組事例の収集や取組意欲を醸成する事例報告会の開催などにより、地域の実状を踏まえながら営農等の広域的なサポート体制の構築に取り組みます。
- ⑪ 藻場・干潟の保全や内水面域の環境保全などの水産業の多面的機能の維持増進に向けた取組を着実に進展させるため、「三重県水産多面的機能発揮対策協議会」を通じて、活動組織を対象とした成果報告会を開催するとともに、効果的な活動方法や優良取組事例等に関する情報を活動組織に提供します。また、活動組織が行う食害生物・堆積物の除去等による藻場・干潟の保全や、ヨシの刈り取り等を行う活動組織に対し、技術的な指導や助言を行い、活動内容の充実を図ります。
- ⑫ 子ども・学生のグループによる農山漁村地域でのふるさと体験活動を推進するため、グリーン・ツーリズム*インストラクターの養成、農林漁業体験民宿の開業支援及び学校や子ども会等へのPRに積極的に取り組みます。
- ⑬ 農山漁村と企業が連携した取組を推進するため、イベントやリーフレット・ポスター、HPなどを通じた情報発信に取り組むほか、大企業だけではなく中小企業も直接訪問するなど、働きかけを強化し、県内での連携活動事例を増やし取組の拡大につなげていきます。

* 「○」のついた項目は、平成26年度に特に注力するポイントを示しています。

施策 255

市町との連携による地域活性化

【主担当部局：地域連携部】

県民の皆さんとめざす姿

県と市町が連携した魅力と活力ある地域づくりの推進に向けた取組により、さまざまな地域課題が解決されて、県内各地域での活性化が進んでいます。

平成 27 年度末での到達目標

県と市町の連携が一層強化されることにより、各地域の特性に応じた地域資源の活用や地域課題の解決が図られるなどの成果があらわれ始めています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	B (ある程度進んだ)	判断理由	県民指標については、目標を達成することができましたが、活動指標四つのうち一つが目標を達成できなかったことから、「ある程度進んだ」と判断しました。
----------	----------------	------	--

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標						
目標項目	23 年度	24 年度	25 年度		26 年度	27 年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
県と市町の連携により地域づくりに成果があった取組数（累計）		36 取組	58 取組	1.00	76 取組	90 取組
	21 取組	40 取組	58 取組			
目標項目の説明と平成 26 年度目標値の考え方						
目標項目の説明	「県と市町の地域づくり連携・協働協議会」において特定の地域課題を解決するために検討会議を設置して取り組んだ結果、成果があった取組数					
26 年度目標値の考え方	各地域防災総合事務所および各地域活性化局（9ヶ所）が「県と市町の地域づくり連携・協働協議会」（地域会議）検討会議において、地域課題の解決に向けて取り組むことで、毎年2取組の成果を得ることを目標としており、25 年度目標値の 58 取組に対して、26 年度は 76 取組を目標として設定					

活動指標							
基本事業	目標項目	23 年度	24 年度	25 年度		26 年度	27 年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
25501 市町との連携・協働による地域づくり（地域連携部）	県と市町が連携して地域課題の解決に取り組んだ件数（累計）		18 件	27 件	0.70	36 件	45 件
		9 件	17 件	24 件			

基本事業	目標項目	23 年度	24 年度	25 年度		26 年度	27 年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
25502 過疎・離島・半島地域の振興（地域連携部南部地域活性化局）	三重県過疎地域自立促進計画の進捗率		36.0% (23 年度)	52.0% (24 年度)	1.00	68.0% (25 年度)	84.0% (26 年度)
		19.8% (22 年度)	41.2% (23 年度)	61.8% (24 年度)			
25503 特定地域の活性化（地域連携部）	特定地域の利用率		31.7%	41.2%	1.00	42.3%	42.3%
		31.5%	32.8%	54.9%			
25504 宮川流域圏づくりの推進（地域連携部）	宮川流域ルネッサンス事業の取組に関わる団体数		65 団体	69 団体	1.00	77 団体	77 団体
		61 団体	68 団体	73 団体			

（単位：百万円）

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
予算額等	1,061	921	995	1,136	
概算人件費		270	221		
（配置人員）		（30 人）	（24 人）		

平成 25 年度の取組概要

- ①「県と市町の地域づくり連携・協働協議会」地域会議の取組等により、市町との連携を強化して、市町や地域の実情に応じた地域づくりを支援
- ②「三重県過疎地域自立促進計画」及び「三重県離島振興計画」の着実な進捗、過疎地域活性化の取組の支援、離島航路事業の支援
- ③木曾岬干拓地における「わんぱく原っぱ」未供用部分の造成工事の実施、メガソーラー*設置運営事業者の事業進捗に伴う諸調整、及び「木曾岬干拓地土地利用検討協議会」による将来の土地利用に向けた土地利用の方向性の決定（調整会議開催 3 回、協議会開催 2 回）
- ④大仏山地域における土地利用の具体化に向け「大仏山地域土地利用検討協議会」等を通じた土地利用構想策定に向けた取組（調整会議開催 2 回、協議会開催 1 回、検討委員会開催 1 回）
- ⑤宮川流域ルネッサンス協議会に多様な主体の一員として参画して、地域資源を生かした地域づくりの取組を推進（宮川流域ルネッサンス事業の取組に関わる団体数 73 団体）

平成 25 年度の成果と残された課題（評価結果）

- ①県と市町で構成する「県と市町の地域づくり連携・協働協議会」地域会議において、1 対 1 対談およびサミット会議、調整会議、検討会議を合計 163 回開催しました。また、地域づくり支援補助金を 7 事業採択し、市町等が取り組む地域づくりを支援しました。引き続き、地域課題解決のための連携を強化する必要があります。
- ②「三重県過疎地域自立促進計画」及び離島振興法の改正に伴い新たに策定した「三重県離島振興計画」の着実な進捗を図りました。また、地域活性化の取組や離島航路の維持を支援するため、地域活性化支援事業費補助金及び離島航路整備事業補助金を交付しました。

- ③木曾岬干拓地の土地利用の方向性として、伊勢湾岸自動車道より北側は、企業ニーズに合わせた柔軟な区画割や企業進出の熟度に合わせた段階的な整備を行っていくことを基本とし、新エネルギーランドより南側は、運動広場として利用計画している区域について、盛土造成による活用を図ることを決めました。
- ④県、地元市町で構成する「大仏山地域土地利用検討協議会」において、土地利用の指針となる大仏山地域土地利用構想案について協議を行い、合意を得たため、庁内で設置する大仏山地域検討委員会に同構想案を諮り、同構想を確定しました。
- ⑤宮川流域ルネッサンス協議会に参画し、関係市町や宮川流域案内人の会と連携し、地域資源を生かした地域づくりに取り組んでいます。また、「宮川プロジェクト活動集」に寄せられる事業が着実に実施されるなど、地域住民等の主体的な活動が定着してきました。

平成26年度の改善のポイントと取組方向【地域連携部 次長 紀平 勉 電話:059-224-2420】

- ①「県と市町の地域づくり連携・協働協議会」の取組等により、市町との連携を強化して市町や地域の実情に応じた地域づくりの支援等に取り組めます。
- ②過疎・離島地域の振興に向けて、引き続き「三重県過疎地域自立促進計画」、「三重県離島振興計画」の着実な進捗を図るとともに、地域活性化の取組や離島航路の確保・維持を支援します。
- ③木曾岬干拓地全体の土地利用については、愛知県や東海農政局等関係機関との協議を行うとともに、関係市町と連携を図りながら、「木曾岬干拓地土地利用検討協議会」を通じて土地利用計画の策定に向けた取組を進めていきます。
- ④大仏山地域について、大仏山地域土地利用構想に基づく土地利用の具体化に向けた取組を進めます。
- ⑤宮川の流量の回復や水質をはじめとした自然の保全、地域が主体的に取り組む地域づくりを促進していくため、引き続き宮川流域ルネッサンス協議会にも参画し、宮川流域圏づくりを推進します。

* 「○」のついた項目は、平成26年度に特に注力するポイントを示しています。

施策 261

文化の振興

【主担当部局：環境生活部】

県民の皆さんとめざす姿

さまざまな主体がそれぞれの力を生かし、協力し合いながら三重の文化活動を支えており、県民の皆さんが多様な文化にふれ親しみ、文化活動への参加をとおした幅広い交流が行われるとともに、歴史的・文化的資産等が地域の誇りとして、大切に守り伝えられ、活用されています。

平成 27 年度末での到達目標

三重の文化や文化財が効果的に県内外へ情報発信されるとともに、それらを生かした取組が活発になり、県民の皆さんが、主体的に文化活動に参加・参画し、地域の魅力や価値を高めています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	B (ある程度進んだ)	判断理由	県民指標および活動指標 3 項目中 1 項目で目標を達成できませんでしたが、いずれも目標の 90% を超える実績となっていること、幅広く文化にふれ親しむ環境づくりを進めることができたことから、「ある程度進んだ」と判断しました。
----------	----------------	------	---

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標						
目標項目	23 年度	24 年度	25 年度		26 年度	27 年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
参加した文化活動に対する満足度	63.3%	64.0%	64.0%	0.97	65.0%	66.0%
		63.2%	62.0%			
目標項目の説明と平成 26 年度目標値の考え方						
目標項目の説明	三重県文化会館が実施した公演事業および歴史的・文化的資産を生かしたまちづくり事業などにおけるアンケート調査で、公演やイベントの内容について、「とても満足している」と回答した人の割合					
26 年度目標値の考え方	文化交流ゾーン * を構成する施設等の連携・協働によるイベントや効果的な情報発信などにより、平成 26 年度においては、満足度を 3% 程度向上させることをめざし、目標値として設定しました。					

活動指標							
基本事業	目標項目	23 年度	24 年度	25 年度		26 年度	27 年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
26101 文化にふれ親しみ、創造する機会の充実（環境生活部）	文化交流ゾーンを構成する施設の利用者数		1,210,000 人	1,230,000 人	0.98	1,506,000 人	1,360,000 人
		1,190,377 人	1,180,672 人	1,209,963 人			

基本事業	目標項目	23年度	24年度	25年度		26年度	27年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
26101 文化にふれ親しみ、創造する機会の充実 (環境生活部)	文化芸術情報アクセス件数		70,000 件/月	75,000 件/月	1.00	90,000 件/月	100,000 件/月
		57,927 件/月	64,952 件/月	79,538 件/月			
26102 歴史的資産等の発掘・保存・継承・活用 (教育委員会)	文化財情報アクセス件数		16,700 件/月	16,800 件/月	1.00	16,900 件/月	17,000 件/月
		16,623 件/月	16,723 件/月	16,889 件/月			

(単位：百万円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
予算額等	2,388	2,017	2,274	2,569	
概算人件費		703	736		
(配置人員)		(78人)	(80人)		

平成 25 年度の取組概要

- ①三重県文化審議会の開催や県民の意識調査などにより、外部の意見を幅広く取り入れ、新たな文化振興方針の策定に向けた検討を実施するとともに、同審議会に「文化交流ゾーン検討部会」を設置し、文化交流ゾーンの魅力を高めるための事業や運営のあり方の調査・審議を実施
- ②文化交流ゾーンを構成する施設等が、さまざまな主体と連携・協働し、「伊勢」をテーマとしたシンポジウム、展覧会、講座、演劇などの取組を実施
- ③文化交流ゾーンを構成する施設等が所蔵する歴史的・文化的資産等の情報を一元的に管理する「統合型」デジタルアーカイブの構築
- ④三重県総合文化センターと三重県総合博物館の一体的な利用を促進するため連絡ブリッジ等を整備
- ⑤文化交流ゾーンの魅力をアピールするため、県内各地において、所蔵資料や大型ディスプレイ電子ミュージアム、巨大絵本の展示などを実施
- ⑥芸術性の高い音楽・舞台や美術、優れた生活文化などの文化活動の成果を発表する場として、県展、県民文化祭、音楽コンクールを総合的に行う「みえ文化芸術祭」を開催
- ⑦地域の文化団体が、文化振興を目的に自ら企画して行う活動に対し助成（23件）
- ⑧県民の文化芸術活動及び功績を顕彰する「三重県文化賞」を12人・団体に授与
- ⑨学校や文化団体などと連携し、次世代を担う子どもたちを対象に、文化にふれ親しむアウトリーチ*事業を実施
- ⑩県ホームページ「三重の文化」の充実を図り、ツイッター、フェイスブックなどのツールによる情報発信を強化するとともに、文化情報を利用し町歩きを支援するアプリ「伊勢ぶらり」「四日市ぶらり」「伊賀ぶらり」「三重ぶらり」のサービスを提供
- ⑪俳句の創作を通じて地域に対する愛着を育み、三重の認知度を向上させるため、全国俳句募集「天の一句」を実施（応募総数 82,478 句）
- ⑫劇場法の施行を受け、三重大学と「実演芸術の振興等に係る連携に関する協定」を全国に先駆け締結。この協定締結により、三重県総合文化センターでは、三重大学の協力を得て、青少年を対象に新しい演劇の創り手となる人材育成をめざした制作演劇「ミエ・ユース・演劇ラボ」を開始
- ⑬市町ホールとの連携により、ワンコインコンサートの県内開催を拡大

- ⑭歴史街道やまちかど博物館等の歴史的・文化的資産を生かして、地域住民が主体的に取り組むまちづくりを支援
- ⑮三重県史全 29 巻 35 冊のうち、資料編（古代中世、中世 3）および通史編（原始古代、近代 I、現代 I）の県史編さんを実施
- ⑯「史跡齋宮跡東部整備基本計画書」に基づき、3 棟の復元建物の建築工事に着手
- ⑰貴重な文化財を守り伝え、地域づくりに生かしていくために、国指定等、県指定を新たに指定し、国・県指定等文化財の所有者等が行う保護事業に対して支援
- ⑱総合的な調査を実施して「鳥羽・志摩の海女による伝統的素潜り漁技術」の文化財としての価値を明らかにし、無形民俗文化財に指定

平成 25 年度の成果と残された課題（評価結果）

- ①新しい文化振興方針の策定に向けて、三重県文化審議会での調査・審議を進め、中間案をとりまとめたところで、引き続き、取組を進める必要があります。
- ②「伊勢」を統一テーマとした取組では、シンポジウム、展覧会、セミナーなどさまざまな取組を展開し、三重の持つ多様な文化の魅力を県内外に発信することができました。今後も引き続き、地域における文化活動の促進と文化交流ゾーンの魅力発信に取り組む必要があります。
- ③三重県総合文化センターは、県民のニーズに応える公演やワンストップサービスの充実などにより、利用率と満足度がともに高く、多くの方から好評を得ました。引き続き、県民の皆さんの多様なニーズに対応した公演事業等を提供し、満足度の向上に努める必要があります。
- ④みえ文化芸術祭は、音楽コンクール記念コンサート、県展及び県民文化祭を気候の良い春期に総合的に開催し、事業の相乗効果の創出を図ることで、入場者数の増加に繋がりましたが、より効果的な運営手法等を検討し、さらなる満足度の向上に努める必要があります。
- ⑤歴史街道やまちかど博物館については、街道ウォークやまちかど博物館同士の連携イベントなど、地域の歴史的・文化的資産を生かしたまちづくり活動が行われ、地域の自主的な取組として定着するなど一定の成果が収められました。今後も、地域住民の皆さんの自主的な活動を支援していくことが必要です。
- ⑥史跡齋宮跡東部整備については、3 棟の復元建物工事の整備に着手しました。今後、地域と連携・協働しながら、史跡全体の活発な利活用と情報発信の強化に取り組む必要があります。
- ⑦県にとって歴史的・文化的に重要な文化財を県指定等とするため、文化財保護審議会等を開催しました。また、既に指定等を受けている文化財や埋蔵文化財の適切な保護・継承が行われるよう、所有者等に財政的・技術的な支援を行いました。今後は、地域を中心としたさまざまな主体が参画して文化財を守り、生かしていく取組が求められています。
- ⑧三重県指定無形民俗文化財となった「鳥羽・志摩の海女による伝統的素潜り漁技術」の文化財としての価値を正確に伝える取組が求められています。

平成 26 年度の改善のポイントと取組方向

【環境生活部 副部長 田中 功 電話：059-224-2620】

- ①県民の皆さんの幸福実感の向上にむけて、広域自治体としての県の役割や施策の方向性などを明らかにするため、引き続き、三重県文化審議会を開催して、10 年先を見据えた新たな文化振興方針を策定します。
- ②文化交流ゾーンを構成する各施設の連携を一層強化し、文化交流ゾーンの魅力や価値を高めるために、施設の運営のあり方を検討します。

- ③三重県総合文化センターについて、施設の適切な維持と有効活用を図るとともに、多彩で魅力的な文化芸術公演の実施、アウトリーチ活動等による文化・芸術の普及・人材育成などを進めます。
- ④みえ文化芸術祭は、有識者や関係団体等の意見を聴きながら、より効果的な運営方法の検討など、県民の皆さんの満足度の向上に向けて取り組んでいきます。
- ⑤まちかど博物館や歴史街道等の地域の資産を活用した地域の皆さんの自主的な地域づくりを、広報や情報提供等を通じて、引き続き支援します。
- ⑥国史跡斎宮跡について、史跡の保存と活用のための計画的・継続的な発掘調査を進めるとともに、地域と連携・協働しながら、平成 27 年夏に完成予定の 3 棟の復元建物を含めた史跡全体の活発な利活用と情報発信の強化に取り組みます。
- ⑦地域を中心としたさまざまな主体が参画して、国・県指定文化財の永続的な保存と活用を図るとともに、文化財に関する調査を通じて、県にとって歴史的・文化的に重要なものを県文化財に指定し、さらに国文化財の指定等になるように働きかけを行います。
- ⑧三重県指定無形民俗文化財となった「鳥羽・志摩の海女による伝統的素潜り漁技術」の文化財としての価値を正確に伝えるための映像記録を作成し、保護・継承の取組を推進します。

* 「○」のついた項目は、平成 26 年度に特に注力するポイントを示しています。

【主担当部局：環境生活部】

県民の皆さんとめざす姿

県民の皆さんの多様な学習ニーズに応えることができる学びの場や機会が、さまざまな主体の力を合わせた活動により数多く生み出され、県民の皆さんが楽しく学びながら、自らの知識や経験を生かして積極的に活動しています。

平成 27 年度末での到達目標

これまで自己の関心やライフスタイルにあった学習機会を得られなかった県民の皆さんが、容易に自己のニーズにあった学習情報を得ることができ、気軽に学びの場や機会を利用しています。

また、これまで学習活動を行ってきた県民の皆さんも、より高度な三重の文化や文化財が効果的に県内外へ情報発信されるとともに、それらを生かした取組が活発になり、県民の皆さんが、主体的に文化活動に参加・参画し、地域の魅力や価値を高めています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	B (ある程度進んだ)	判断理由	県民指標および3項目中2項目の活動指標で目標を達成できませんでしたが、いずれも目標の85%を超える実績となっていること、県民の皆さんが生涯学習を行ううえでの環境整備を進めることができたことから「ある程度進んだ」と判断しました。
----------	----------------	------	---

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標						
目標項目	23 年度	24 年度	25 年度		26 年度	27 年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
参加した学習活動に対する満足度	70.2%	72.0%	74.0%	0.99	75.5%	77.0%
		71.8%	73.3%			
目標項目の説明と平成 26 年度目標値の考え方						
目標項目の説明	県立の図書館、博物館、美術館、斎宮歴史博物館および生涯学習センターが実施した展覧会、講座・セミナーにおけるアンケート調査で、講座の内容等について、「満足している」と回答した人の割合					
26 年度目標値の考え方	総合博物館の開館による記念イベントの実施やさまざまな学習機会を提供することなどにより、平成 26 年度においては、満足度を 2%程度向上させることをめざし目標値として設定しました。					

活動指標							
基本事業	目標項目	23 年度	24 年度	25 年度		26 年度	27 年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
26201 学びあう場の充実（環境生活部）	県立生涯学習施設の利用者数		655,000 人	667,000 人	0.98	952,000 人	855,000 人
		636,972 人	700,446 人	651,212 人			

基本事業	目標項目	23年度	24年度	25年度		26年度	27年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
26201 学びあう場の充実（環境生活部）	「協創」による博物館づくりへの参画者数		330人	350人	0.89	450人	550人
		286人	324人	310人			
26202 地域と連携した社会教育の推進（教育委員会）	社会教育関係者ネットワーク会議への参加者数		110人	140人	1.00	170人	210人
		72人	132人	141人			

（単位：百万円）

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
予算額等	2,321	6,158	2,218	1,028	
概算人件費		676	671		
（配置人員）		（75人）	（73人）		

平成25年度の取組概要

- ①三重県立博物館においては、三重県総合博物館（Mi eMu）の平成26年4月開館に向けて、収蔵資料の適切な保管・管理に努めるとともに、建築および展示に係る工事を推進
- ②三重県総合博物館の開館前のイベントやさまざまな広報活動を展開することによって、三重県総合博物館に対する共感や期待感を幅広く喚起
- ③参加型のMMM（みえマイミュージアム）プロジェクトや民間企業等との連携などの取組を進め、協創と連携による効果的かつ効率的な博物館の活動と運営のための組織や仕組みを構築
- ④県立図書館は、改革実行計画「明日の県立図書館」に基づく取組を着実に進めるとともに、図書館情報ネットワーク（MILAI）を活用した図書の検索やオンライン予約サービスを安定的に運用
- ⑤県立美術館は、「アジアをつなぐー境界を生きる女たち1982-2012」や「三沢厚彦 ANIMALS 2013 in 三重」など、魅力的な展覧会を開催するとともに、美術講演会やギャラリートークなどの教育普及活動を実施
- ⑥斎宮歴史博物館は、特別展「斎宮誕生」や企画展「いにしへの赤色」等を実施し、活動成果を広く紹介するとともに、地元小学校への出前授業（11回）や外部への講師派遣のほか、他地域での広報活動や関係団体との協働による地域交流イベントを実施
- ⑦生涯学習センターは、県内外の高等教育機関と連携した「みえアカデミックセミナー」や多様な主体と連携した「まなびいすとセミナー」のほか、県内博物館と連携した「見る知る巡る！みえミュージアムセミナー」を4館から6館に拡大して開催するなど多様な学習機会を提供
- ⑧県立美術館、斎宮歴史博物館および生涯学習センターは、文化芸術に対する感性を育み、本県の文化の継承、発展につなげるため、次世代を担う子ども等を対象に参加体験型の学習機会を提供
- ⑨「みえの学力向上県民運動における社会教育のあり方について」をテーマとして、三重県社会教育委員の会議を開催
- ⑩「すごいやんか！きらり輝く人・まちづくり in 三重」を大会スローガンとして、全国の社会教育委員をはじめとする社会教育関係者が一堂に会する第55回全国社会教育研究大会三重大会を10月23日から25日までの3日間、伊勢市と志摩市で開催（参加者1,626人）
- ⑪各市町社会教育主事等行政職員、社会教育委員等の社会教育関係者の資質の向上および連携強化を図るため、研修および県内各地における情報交換を実施

- ⑫ 県立青少年教育施設において指定管理者制度を更新し、施設利用者の拡大と社会教育の普及・振興を図り、効率的な管理運営の実施。また、青少年を自然に親しませ、主として集団宿泊研修を通じて、心身ともに健全な青少年を育成
- ⑬ 「第二次三重県子ども読書活動推進計画」に基づき、市町図書館職員や行政職員、読書ボランティア、保護者等を対象にした読書に係る講演会や研修会を実施するとともに、小中学校図書館における環境整備推進員を配置するなど、公立図書館や学校図書館を充実させることにより子どもの読書活動を促進

平成 25 年度の成果と残された課題（評価結果）

- ① 三重県総合博物館の開館 1 年前、3 か月前、1 か月前などの節目の時期に合わせて集中的にイベントや広報活動を展開することによって、新博物館の発信を効果的に展開しました。これらを通して得たノウハウを開館後の広報活動につなげていく必要があります。
- ② 思い出ミュージアムやイワシづくりプロジェクトなどの参加型のMMM（みえマイミュージアム）プロジェクトを実施するとともに、寄附金や企業パートナーシップ、交流展示の企画などを通して民間企業等との連携などの取組を推進しました。開館後も継続的な取組を行う必要があります。
- ③ 県立図書館は、改革実行計画「明日の県立図書館」に基づき、より充実したサービスを多くの県民・関心層に向けて提供することに努めました。今後も、多様化する県民のニーズに合った図書館サービスを全県域に展開していく必要があります。
- ④ 県立美術館は、子どもから大人まで楽しめる動物をテーマにした彫刻展や参加体験型の事業の実施などにより、幅広い年齢層の方々の来館がありました。引き続き、多くの県民が気軽に美術館を訪れ、多彩な美術作品にふれることができる機会を提供する必要があります。
- ⑤ 斎宮歴史博物館では、遷宮に関係した企画展や、連携協定を締結した奈良県・島根県との共催による記念講演会の開催など広域での取組を実施しました。今後、さらに県民の皆さんに郷土の歴史的・文化的資産への関心を深めていただけるよう、さまざまな歴史体験事業プログラムを提供する必要があります。
- ⑥ 生涯学習センターは、さまざまな主体と連携したセミナーやアウトリーチ*事業などの実施により、県民の皆さんに多彩な学びの機会を提供しました。今後も引き続き、さまざまな学習機会の提供により、多くの学習情報の発信を行っていく必要があります。
- ⑦ 「みえの学力向上県民運動における社会教育のあり方について」をテーマとして、三重県社会教育委員の会議を 3 回開催しました。今後も、本県の社会教育振興を図るための審議をしていただく必要があります。
- ⑧ 10 月に開催した「全国社会教育研究大会三重大会」の成果として、学生に焦点を当てた社会教育実践交流広場「地域と関わる学生」を実施し、学生を含めて 100 人を超える社会教育関係者が参加しました。今後は、県内社会教育関係者との情報交換から事業のコラボレーションを含めたネットワークの形成等へつながるよう拡充していく必要があります。
- ⑨ 県立青少年教育施設は、集団宿泊研修施設として、多様な自然体験や生活体験の機会の提供を行うとともに、伝統工芸の出前講座など施設外でも事業を実施しました。指定管理者に求めた成果目標数値は概ね達成していますが、広報活動の充実による新規開拓や魅力ある主催事業の実施によるリピーターの増加などにより、閑散期における利用者拡大に努めるとともに、施設・設備の安全な管理運営に取り組む必要があります。
- ⑩ 読書活動推進講演会をはじめとした啓発や資質向上の機会を設け、図書館関係者や学校教育関係者、読書ボランティア団体、子どもとその保護者等の幅広い層に啓発を実施しました。今後は、広報活

動の充実に努め、さらなる参加者の増加を図る必要があります。また、「第三次三重県子ども読書活動推進計画」の策定に向けて引き続き検討を進める必要があります。

平成 26 年度の改善のポイントと取組方向

【環境生活部 副部長 田中功 電話：059-224-2620】

- ①三重県総合博物館は、三重が持つ「多様性の力」をテーマに、ともに考え、活動し、成長する博物館をめざしていきます。開館までに取り組んできたイベントや広報活動のノウハウを生かし、企画展や各種団体・企業との交流展のほか、学習交流プログラムなどを実施することにより、県内外から訪れた多くの方々が、三重の自然と歴史・文化に触れ、学び交流する場を提供します。
- ②開館後も引き続き、住民参加型の取組を推進するとともに、民間企業等との連携を継続的に進展させるよう体制を整えて取り組めます。
- ③県立図書館は、広域ネットワークを形成し、県内図書館の利用拡大を図るとともに、全県域へのサービス、先進的なサービスを提供します。
- ④県立美術館は、県ゆかりの作家を取り上げる特集展示や、熊野古道世界遺産登録 10 周年にちなんだ企画展、子どもを対象にしたワークショップを開催するなど、多くの県民が気軽に美術館を訪れ、多彩な美術作品に触れることができる機会を提供します。
- ⑤斎宮歴史博物館は、熊野古道世界遺産登録 10 周年にちなんだ展覧会などを実施するとともに、史跡東部整備事業の進展を意識した情報発信の強化や魅力ある歴史体験事業プログラムの提供により、斎宮跡の魅力を発信します。また、引き続き、奈良県・島根県と連携し、広域での情報発信に取り組み、県内外からの集客につなげます。
- ⑥生涯学習センターは、市町や学校等との連携により、魅力ある講座の開催やアウトリーチ事業など、さまざまな学習機会を提供するとともに、三重県生涯学習情報提供システムの運営を行い、多様で魅力ある学習機会を提供します。
- ⑦本県の社会教育振興を図るための審議をしていただくため、審議のテーマを喫緊の課題を反映した内容とし、社会教育行政施策に結びつくよう社会教育委員の会議を運営します。
- ⑧高等教育機関の学生を含めた社会教育関係者の交流の場の拡充を図るとともに、社会教育推進の体制強化および連携に向けた支援を展開するため、情報交換、ネットワークづくりを進めます。さらに、社会教育関係者の会議や研修会を通じて人材育成を推進します。
- ⑨県立青少年教育施設は、引き続き指定管理者制度により、施設利用者の拡大と社会教育の普及・振興を図り、安全かつ効率的な管理運営を行っていきます。施設の改修については、指定管理者と協議しながら、緊急度に応じて必要な措置を講じていきます。
- ⑩読書に係る講演会や研修会の実施に際しては参加者の増加に努め、子どもの読書活動の意義のさらなる普及を図ります。また、「第三次三重県子ども読書活動推進計画」を 11 月に策定し、計画に基づいた取組の推進に努めます。さらに、これまで以上に社会全体で子どもの読書活動が推進されるよう、第三次計画における取組方向や具体的な方策等について関係機関等に広く周知を図ります。

* 「○」のついた項目は、平成 26 年度に特に注力するポイントを示しています。

施策 3 1 1

農林水産業のイノベーションの促進

【主担当部局：農林水産部】

県民の皆さんとめざす姿

豊かで健全な食生活への志向が広がる中で、多様化する期待に応える新たな価値が農林水産業や食品関連産業等に関わるさまざまな主体から積極的に提案され、地域資源の特徴を生かした競争力ある製品等が提供されることにより、県民の皆さんの豊かな暮らしや「もうかる農林水産業」につながっています。

平成 27 年度末での到達目標

本県がこれまで取り組んできた食育や地産地消運動、三重ブランド*をはじめとする取組の戦略的な発展と商品等の研究開発を強化する中で、地域の資源や特徴を生かして新たなビジネスに取り組む農林水産業者や事業者、地域が増加するとともに、新たな市場の開拓や環境など社会の成熟化に伴うさまざまな期待に対応した取組が増加しています。

評価結果

をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	B (ある程度進んだ)	判断理由	県民指標は目標値を下回りましたが、活動指標はすべて目標を達成していることから「ある程度進んだ」と判断しました。
----------	----------------	------	---

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標						
目標項目	23 年度	24 年度	25 年度		26 年度	27 年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
県産品に対する消費者満足度	25.2%	28.0%	33.0%	0.94	36.5%	40.0%
		29.5%	30.9%			
目標項目の説明と平成 26 年度目標値の考え方						
目標項目の説明	県産の農林水産物に対して、満足していると回答した県内消費者の割合					
26 年度目標値の考え方	平成 25 年度目標値に、残り 2 か年で目標値の 40%を達成するよう、その差の半分の 3.5%を加え、36.5%としました。					

活動指標							
基本事業	目標項目	23 年度	24 年度	25 年度		26 年度	27 年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
31101 新たなビジネス創出に向けた基盤づくり（農林水産部）	農林水産資源を高付加価値化するプロジェクトの創出数（累計）	10 件	(達成済)	37 件	1.00	(達成済)	25 件
		—	29 件				

基本事業	目標項目	23年度	24年度	25年度		26年度	27年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
31102 農畜産 技術の研究開発 と移転(農林水産 部)	農畜産技術の開 発成果が活用さ れた商品等の数 (累計)		25件	50件	1.00	75件	100件
		—	25件	50件			
31103 林業・森 林づくりを支え る技術の開発と 移転(農林水産 部)	林業の研究結果 が活用された商 品および技術の 数(累計)		5件	10件	1.00	15件	20件
		—	5件	11件			
31104 水産技 術の研究開発と 移転(農林水産 部)	水産技術の開 発成果が活用さ れた商品等の数 (累計)		5件	15件	1.00	25件	35件
		—	9件	17件			
31105 県民の 皆さんと農林水 産業の支え合う 関係づくり(農林 水産部)	企業との連携に よる食育等のP R回数		8回	8回	1.00	8回	8回
		—	11回	11回			

(単位：百万円)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
予算額等		801	721	922	
概算人件費		1,785	1,830		
(配置人員)		(198人)	(199人)		

平成25年度の取組概要

- ①「みえフードイノベーション・ネットワーク*」等を活用したさらなるプロジェクトの促進による、市場ニーズや県外からの来訪者を意識した売れる商品づくり
- ②地域の特徴を生かした戦略的なブランド化に向けた支援やマーケティングが実践できる人材の育成の推進
- ③「みえセレクション*」などによる県内の優れた商品の選定や首都圏営業拠点等を活用した積極的な営業支援
- ④神宮式年遷宮*や日台観光サミットの機会等を最大限生かした、国内外における物産と観光を合わせた情報発信と販路開拓の積極的な推進(平成おかげ参りプロジェクト実施 15店舗)
- ⑤農林水産各研究所における、食品産業事業者等のニーズを踏まえた研究テーマの設定、「みえフードイノベーション・ネットワーク」等との連携や研究コンソーシアム*の形成、研究所と企業等をつなぐ「商品化等コーディネーター*」の活用等による研究成果を生かした商品開発等の取組の展開(研究成果の商品化(実用化)6件)
- ⑥農業生産の効率化技術や実需者が求める食味等を実現するための環境制御技術、畜産の生産性を向上させるための飼料給与技術など、農業・畜産研究所における生産現場の課題解決に向けた技術の開発や移転を図るための取組の実施
- ⑦林業研究所における先進的な森林管理システム、新たなきのこ栽培などの技術開発やニホンジカによる食害防除に関する調査研究や林業者等への技術移転・商品化の推進
- ⑧水産研究所における真珠やイセエビの生産効率向上のための技術開発、放流技術や養殖技術などの漁業生産技術の向上、低未利用水産資源の新たな活用や水産物の付加価値向上などの漁業者等への

技術移転・商品化の推進

- ⑨産地情報や旬に応じた食品の良さやおいしさに加え、機能性や環境保全等の着眼点も加えた情報を「みえ地物一番」キャンペーン*等の活動を通じて発信することによる食育・地産地消に対する消費者の理解促進および購買促進
- ⑩給食現場のニーズに対応した県産食材の供給体制の構築および食材加工や商品開発の推進による学校給食への県産食材の活用の拡大
- ⑪「みえの安全・安心農業」の定着に向けた地球温暖化防止に効果の高い営農活動等を行う農業者に対する支援や消費者の理解促進
- ⑫産学官のさまざまな主体の知識や技術等を結集した新たな商品開発、生産体制の強化、販路の確立等の推進

平成 25 年度の成果と残された課題

- ①みえフードイノベーション*では、ネットワーク会員数は 302 者となり、平成 24 年度に立ち上げたプロジェクトを引き続き支援するとともに、新たに 8 つのプロジェクトを立ち上げ、みえのソフトクリーム、みえックスキャンディ、鹿肉の調味生肉、みえの調味料等の販売を開始しました。また、新たな連携を促進するためシンポジウムや素材提案会を開催しました。もうかる農林水産業を実現するためには、販売力のある事業者や研究機関等との連携のもと開発商品の商品力を強化し、売れる商品を生み出す取組や県内資源の活用検討会などを定期的に開催することで、さらなる連携を促進する必要があります。また、経営アドバイスや 6 次産業化*ファンドなどと連動したサポート体制により、企業と連携できる意欲ある生産者の 6 次産業化を支援する必要があります。
- ②戦略的ブランド化推進事業に関しては、三重ブランド認定志向を持つ事業者に対し、実施計画に沿った支援を進めています。みえセレクションについては、平成 25 年 8 月、平成 26 年 3 月に選定を行い、合計 35 品目を選定しました。フードコミュニケーションプロジェクト*集中研修については、受講者 12 者を対象に、事業者の商品力・営業力向上に向けた研修を実施しました。引き続き、みえセレクションなどの品目の増加を図るとともに、事業者の商品力・営業力等の向上に向けた取組を促すことが必要です。
- ③県産品の販路拡大と県内への誘客を図るため、神宮式年遷宮を生かした「平成おかげ参りプロジェクト」を平成 25 年 10 月から実施し、全国の老舗百貨店で開催した物産展では、目標を上回る売上や新規の百貨店の掘り起こしができました。平成 26 年度も引き続き実施し、効果的な情報発信を進めていくことが必要です。
- ④日台観光サミットを契機とした台湾での「三重県物産展」を平成 25 年 8～9 月および平成 26 年 3 月に計 2 回実施しました。また、延べ県内 19 事業者、55 商品が出品され、平成 24 年度からの累計で延べ 51 事業者 197 品目、合計約 429 万円の売上があり、平成 24 年度と比較して売上が約 3 割向上しました。また、平成 22 年度から三重南紀みかんの輸出を始めたタイでは、高級スーパーにおいてみかんの他にいちご、柿といった青果物と加工品を販売する物産展を平成 25 年 11～12 月に初めて開催し、県産品の販路拡大に取り組みました（6 事業者 19 品目、販売実績約 1,065 万円）。これら取組の結果、日本酒や醤油などが定番商品となったほか、現地で売り込みを行った事業者が現地ニーズ等を把握できたことで、現地での営業展開と定番化に向けた足掛かりを築きました。さらに、輸出促進の取組を進めるため、平成 26 年 3 月に三重県農林水産物・食品輸出促進協議会を設置しました。今後は、物産展の開催にとどまらず、さらなる販路開拓に向け現地バイヤーとの商談会や意見交換の場作りを進めていくことが必要です。加えて、タイにおける青果物の販路拡大のためには、輸送保管方法や販売時期の検討並びに輸出向けの産地の生産体制の整備が必要です。

- ⑤農林水産各研究所における、研究所と企業等をつなぐ「商品化等コーディネーター」の活用等により、研究成果の商品化を進めたところ、シマサルナシを使用したジェラートやアテモヤを使用したペースト加工品の試験販売等の商品化（実用化）を実現しました。引き続き、開発商品等の円滑な技術移転に向け、食品産業事業者や生産者等との連携強化が必要です。
- ⑥農業研究所、畜産研究所では、研究コンソーシアムによる活動などを通じ、これまでに、実需者のニーズに対応したトマトを生産するための「専用給液装置」の試作機や伊勢茶活用の「濃厚カテキン茶」の農業者への技術移転、育成した赤米品種を活用した甘酒や腎臓病患者向け低リン米の商品化、肉用牛への飼料米給与技術の畜産事業者への移転につなげることができました。また、国等の研究資金を活用し、トマト養液栽培における病害の簡易診断技術や田植えと同時に肥料を散布する機械に使用できる鶏糞肥料のペレット化などの技術を開発しました。今後も、食品産業事業者や農業者等との連携を強化し、生産現場の課題に応じて計画的に研究を行うとともに、開発した商品や技術については円滑に農業者等へ技術移転していくことが必要です。
- ⑦林業研究所では、全国で初めてのオオイチョウタケの施設人工栽培に成功したほか、林地における木材の収穫予測ができるシステム収穫表など6件の技術移転を行いました。さらに技術移転を促進するためには、林業者等が求めている技術をきめ細かく把握し、林業者等と連携して技術開発に取り組むことが必要です。
- ⑧水産研究所において、真珠の生産効率の向上、イセエビの稚エビ生残率の向上と人工飼料の開発、高品質マハタ種苗の提供等、重要水産資源の増養殖技術の研究開発やクルマエビ等放流マニュアルの漁業現場への普及を進めました。今後、高品質真珠の作出率の向上、イセエビの稚エビの大量生産技術の確立、マハタなどの魚類養殖や藻類養殖の生産性の向上、魚類養殖業における収益性の向上、放流マニュアルの遵守によるアワビやクルマエビ等の放流効果の向上が課題です。
- ⑨「みえ地物一番」キャンペーンの推進や、「人と自然にやさしいみえの安心食材表示制度」の運用、学校給食への県産食材の活用を進めることにより、食育・地産地消の取組を強化し、消費者と農林水産業との支え合う関係づくりに取り組みました。しかしながら、県産品に対する県民の満足度は十分でない（平成25年度調査：生鮮物に満足している41.4%、加工品に満足している20.3%）ことから、県産食材のPRや「人と自然にやさしいみえの安心食材表示制度」の活用促進をはじめ、県産食材を使った加工食品の商品力の向上が必要です。
- ⑩県・市町教育委員会、生産者等をメンバーとした地場産品導入促進検討会において、学校現場のニーズをもとに県産食材を利用した給食アイテムとして、新たに4品目を開発しました。学校給食における県産食材の利用率は、平成27年度目標の40%に対して平成24年度は28.2%と依然低いことから、現場ニーズに合った商品のさらなる開発などによる利用率の向上が必要です。
- ⑪環境に配慮した農業生産活動に対する消費者の理解促進に向け、環境貢献度を示す指標を活用した販促ツールを用いて、農産物の販売実証の取組を進めています。今後、活用指標を用いた効果的なPRなど情報発信手法を確立する必要があります。
- ⑫「みえフードイノベーション・ネットワーク」を活用して、産学官連携によるマダイ、マグロ、ノリ、アサリを対象とした新たな商品開発や商品化に向けた技術開発を進めました。特に水産研究所で作出し、養殖に成功したアサクサノリ^{*}は、平成25年度の入札会で通常のノリの5倍の高値で取引されました。今後、マダイ、マグロにおいては知名度の向上や流通販売体制の充実が、ノリ、アサリにおいては生産の安定化や流通販売体制の構築が課題です。

- ①引き続き、みえフードイノベーション・ネットワーク会員の拡大を図るとともに、事業者連携によるプロジェクトのさらなる創設と的確な進行管理に加え、生産者や事業者だけでは取組が困難な新品种の育成・改良、生産性向上技術の開発など農林水産各研究所が主体となるプロジェクトや、マダイ、マグロ、ノリ（アサクサノリを含む）、アサリなどの生産流通体制の確立・強化、販売戦略の検討など産地と連携したプロジェクトを推進します。また、バイヤー等の県内招へいや大都市圏での試験販売等による開発商品の商品力強化、さらには、三重県6次産業化サポートセンターによる支援、国交付金・6次産業化ファンドなどの活用による伊勢たくあん製造業者と連携した御菌大根の生産拡大や、県内若手農業者による、みえ次世代ファーマーズ「ミエル」、県内水産物の新たな流通に取り組む「みえ水産くらぶ」などの意欲ある生産者等の6次産業化支援などに総合的に取り組むことで、県内農林水産業を牽引する新たな商品やサービスを創出します。
- ②戦略的ブランド化推進事業では、平成 25 年度に支援対象となった事業者を優先して必要な支援を行います。また、みえセレクションの選定に引き続き取り組むとともに三重テラス *等と連携して情報発信に取り組んでいきます。フードコミュニケーションプロジェクトでは、研修会の開催等事業者の商品力・営業力の向上に向けた支援を行います。
- ③「平成おかげ参りプロジェクト」では、県産品の販路拡大と県内への誘客につながるよう全国5店舗の百貨店で物産展を開催するとともに、平成 26 年秋には、おかげ参りの終着地の伊勢市内で、これまでプロジェクトを実施してきた都道府県の物産を販売する最終イベントを開催します。
- ④台湾、タイでの三重県物産展の成果や課題並びに輸出状況調査結果から明らかとなった県内事業者が抱える課題を踏まえ、三重県農林水産物・食品輸出促進協議会において、東アジア、アセアンを中心に物産展を開催し、商品の定番化をめざすとともに、国際見本市への出展やバイヤー招へいを通じた商談機会の提供、青果物の輸送保管方法等の検討などにより輸出拡大を図っていきます。
- ⑤農林水産各研究所の職員が商品化等コーディネーターとの連携を深め、より積極的に企業訪問等の活動を推進し、研究成果の商品化（実用化）に取り組めます。
- ⑥農業研究所では、植物工場を活用したトマトなどの周年栽培技術の実証、育成した種子繁殖型品種を用いたイチゴ生産技術やナシの無受粉栽培技術の開発などに取り組むとともに、畜産研究所では、飼料用米などの自給飼料を活用した牛乳生産技術の開発などを進め、その成果を農業者等に移転します。
- ⑦林業研究所では、オオイチョウタケ施設人工栽培の実用化に向けた安定的な栽培技術の確立や先進的な森林管理システム（e-forest）などの研究を推進するほか、新たに、低コスト搬出のための最適な搬出機械の選択や組み合わせ方法、伐採跡地の更新を促進するための広葉樹林の育成手法、ニホンジカの効率的な捕獲技術の研究など林業者等のニーズを的確に踏まえた技術開発に取り組み、情報発信を強化してその成果の移転を進めます。
- ⑧水産研究所では、低塩分養生技術を活用した高品質真珠の品質の安定化、イセエビの稚エビ飼育設備の大型化や人工飼料の栄養強化による大量生産技術の確立、マハタ種苗生産技術や藻類養殖技術の改良による生産性向上、魚類養殖業者の収益改善のための複合養殖技術の確立、クルマエビ等放流マニュアルの漁業者や市町への周知徹底等に取り組めます。
- ⑨事業者と連携した「みえ地物一番」等の活動を通じ、消費者の要望に対応できる販売促進員の設置や、他産地との交流による商品のブラッシュアップなどにより、県産食材の魅力アップを図ります。
- ⑩学校給食に対応した県産食材を使った加工食品の開発に取り組むなど、県・市町教育委員会等の関係機関と連携して県産食材の利用率の向上を図ります。
- ⑪有機農業など地球温暖化防止に効果の高い営農活動等を行う農業者を支援する「環境保全型農業直接支援対策」に取り組むとともに、環境貢献度を示す指標を活用した効果的な消費者への情報発

信手法について検討を進めます。

* 「○」のついた項目は、平成 26 年度に特に注力するポイントを示しています。

【主担当部局：農林水産部】

県民の皆さんとめざす姿

農業者をはじめ食に関わるさまざまな主体の自主的な活動が継続的に営まれる中で、消費者の多様化する期待に応えた安全で安心な農産物が生産され、県民の皆さんに安定的に供給されることにより、三重県の食料自給力が高まっています。

平成 27 年度末での到達目標

「作る農業」から「売れる農業」、さらには「もうかる農業」への発展をめざす取組を促進することとあわせて、安全で安心な農産物が安定的に供給される生産から流通に至る体制が構築されるとともに、意欲ある農業者が経営の発展に取り組める環境が整備されることなどにより、消費者の期待に的確に対応した県産農産物の供給や県農業を中心となって支える農業経営体が増加しています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	B (ある程度進んだ)	判断理由	県民指標は目標値を下回りましたが、園芸産地の形成など活動指標の4項目で目標を達成していることから、「ある程度進んだ」と判断しました。
----------	----------------	------	--

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標

目標項目	23 年度	24 年度	25 年度		26 年度	27 年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
食料自給率（カ ロリーベース）	/	45% (23 年度)	45% (24 年度)	0.93	45% (25 年度)	46% (26 年度)
	44% (22 年度)	42% (23 年度)	42% (推計) (24 年度)		/	/

目標項目の説明と平成 26 年度目標値の考え方

目標項目 の説明	県民の皆さんが食料として消費する農水産物のうち県内農水産物により供給が可能な割合
26 年度目標値 の考え方	食料自給率について、10 年間で 9 ポイントの増加を図ることとして、主要作物の作付面積をふまえつつ、4 年間分の数値向上分を加えて目標値を設定（1 ポイント/年）しました。

活動指標

基本事業	目標項目	23 年度	24 年度	25 年度		26 年度	27 年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
31201 水田農 業の推進 (農林水産部)	水田利用率	/	94.0%	94.5%	1.00	95.0%	96.0%
		93.4%	94.3%	94.5% (速報値)		/	/

活動指標		23 年度	24 年度	25 年度		26 年度	27 年度
基本事業	目標項目	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
		31202 園芸等 産地形成の促進 (農林水産部)	新たな視点の産 地展開に挑戦す る園芸等産地増 加数(累計)	—	5 産地	10 産地	1.00
31203 畜産業 の健全な発展 (農林水産部)	近隣府県の畜産 産出額に占める 割合	13.7% (22 年度)	13.8% (23 年度)	13.9% (24 年度)	1.00	14.0% (25 年度)	14.1% (26 年度)
31204 多様な 農業経営体の確 保・育成 (農林水産部)	農業経営体数 (認定農業者*、 集落営農組織 等)	2,346 経営体	2,410 経営体	2,475 経営体	0.94	2,540 経営体	2,610 経営体
31205 農業生 産基盤の整備・ 保全 (農林水産部)	基盤整備済み農 地における担い 手への集積率	33.4%	36.9%	41.8%	1.00	46.3%	50.0%

(単位：百万円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
予算額等	10,322	9,985	14,095	11,960	
概算人件費		2,290	2,363		
(配置人員)		(254 人)	(257 人)		

平成 25 年度の取組概要

- ①「三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する条例」に基づく基本計画的な進捗管理、
T P P*をはじめとする経済連携に関する状況の的確な把握と施策への反映に向けた取組の実施
- ②経営所得安定対策*と米政策の見直しに関する地域特性を踏まえた適切な対応
- ③一等米比率向上のための技術指導の徹底や「三重 23 号(結びの神)」の計画的な作付け拡大と販売
促進に向けた取組の実施
- ④小麦について、反収と品質を向上させるための「さとのそら」への品種転換や湿害対策の徹底に向
けた取組の実施
- ⑤野菜や果樹について、産地改革計画等を策定している産地の取組や特色ある品種・生産技術を生か
した統一ブランド化など産地の挑戦的な取組に対する支援
- ⑥伊勢茶の県外での認知度を向上させるための取組の展開、花き・花木の販路開拓に向けた展示商談
会への出展促進や現地商談会開催などの取組の展開
- ⑦畜産経営の発展に向けた、肉用子牛の県内増産システムの構築、地域畜産物のブランド力の向上、
水田を活用した自給飼料の生産拡大に向けた取組などの推進
- ⑧家畜伝染病の発生予防、予察及びまん延防止に向けた、家畜防疫・経営指導をはじめ、衛生面での
危機管理意識の徹底
- ⑨高病原性鳥インフルエンザ*対策対応マニュアル講習会や初動対応演習等の実施など農家段階での
危機管理体制を強化するための取組や、県産肉用牛の放射性物質検査等の実施
- ⑩市町、農協等と連携した「地域活性化プラン*」の策定地域の拡大と継続的な実践支援、ビジネス
指向の取組へ専門家を派遣し、取組のスタートアップを促す試作・試行等を支援(H25:33 プラン、
累計 93 プラン)
- ⑪水田営農システム確立地域の拡大を図るための「人・農地プラン*」の作成や集落の土地利用の合

意形成の促進に向けた取組の実施、多様な農業経営体を育成するための集落営農組織等の確立、法人化、多角化の促進

- ⑫担い手への農地集積・集約化及び農業の生産性向上に向けた、農地中間管理機構*の設置準備
- ⑬農業及び農村における男女共同参画促進に向けた、女性登用や女性起業家の育成等を進める取組の実施
- ⑭付加価値の高い農産物生産等を実践できる、マーケティングスキルの高い農業者の育成に向けた、農業大学校における研修の実施（4講座開講（延べ41経営体が受講））
- ⑮「三重県農林漁業就業・就職フェア」の開催や青年就農給付金の給付（準備型37名、経営開始型83名）、「みえの就農サポートリーダー制度」による支援（9市町、22名対象）など、新規就農者や企業など多様な担い手の確保・定着を図る取組の実施
- ⑯農福連携*による障がい者の農業への参画を促す取組の実施
- ⑰生産コストの低減と農業経営体への農地集積を図るための計画的な生産基盤の整備（ほ場整備（4地区）、パイプライン化（9地区））、農業用施設の長寿命化のための機能保全対策の実施（8地区）
- ⑱紀伊半島大水害等や大雪により被害を受けた農地や農業用施設等の早期復旧に向けた取組の実施

平成25年度の成果と残された課題

- ①「三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する条例」に基づき策定した基本計画について、平成24年度の取組状況や成果をとりまとめ、実施状況報告書として公表しました。国において「食料・農業・農村基本計画」の見直しに向けた検討が開始されたことから、動向を注視するとともに、的確に県の施策に反映させていく必要があります。
- ②国の経営所得安定対策と米政策の見直しの概要が平成25年12月に公表されたことを受け、速やかに研修会を開催して関係者への周知に努めました。米、麦、大豆、加工用米、新規需要米*（飼料用米、米粉用米）等の水田活用作物について、需要に応じた安定生産を推進するとともに、関係機関と連携して経営所得安定対策の活用を進める必要があります。また、5年後（平成30年産から）を目途に、米政策が見直されることを踏まえ、行政による生産数量目標の配分に頼らずとも需要に応じた米の生産が行える状況になるよう、行政と現場が一体となり、環境整備を着実に進めていくことが必要です。
- ③米の品質向上に向けた技術指導を徹底しましたが、猛暑の影響もあり、一等米比率は38.9%（速報値）と昨年産（54.7%）を下回りました。一方、夏場の高温に強い県開発新品種「三重23号」については94.5%（速報値）と他の品種や全国平均を大きく上回りました。「三重23号」の作付面積は77haと前年より47ha増えており、今後も計画的に作付拡大を進めていく必要があります。また、「結びの神」のブランド化に向け、流通事業者の販路拡大に向けたPR活動を支援したところ、取扱事業者は県内の量販店や飲食店等41事業者（対前年18者増）となりました。今後も、継続して販売・購入していただけるコアなファンづくりに向け、他産地との差別化を図りながら効果的なPRに取り組む必要があります。
- ④小麦の単収及び品質向上に向け、「農林61号」から「さとのそら」への品種転換が完了し、「さとのそら」の作付面積は1,031ha（対前年631ha増）となりましたが、収量の増大と品質の安定が課題です。大豆については、湿害を回避し品質を向上させる栽培技術（大豆300A技術）の普及に取り組む、導入実績は1,911ha（対前年1,285ha増）、導入率は46%となりました。生産を安定させるため、さらに技術の普及を進める必要があります。
- ⑤新たな取組に挑戦する野菜・果樹産地を育成するため、タイ王国への国内初となる中晩柑類「せとか」の輸出や国内外食チェーン店と連携して「なばな」を用いた料理を提供する取組など、販路の開拓や知名度向上に向けた取組への支援を進めました。また、県外でも生産される県育成いちご新品種「かおり野」の品質向上を目指し、全国から生産者を集めて「かおり野サミット」を開催しました。

- ⑥県外における伊勢茶の認知度向上に向け、茶業関係団体と連携し、観光地などの伊勢茶販売店（99店）においてパンフレットやのぼりを用いたPRに取り組みました。また、花き・花木の販路開拓に向け、国内最大級の花の展示商談会「フラワーEXPO」への出展を促進（5農業者が参加）したほか、フラワーバレンタインPR活動や現地商談会開催（25名参加）など、花き生産者団体の取組を支援しました。引き続き、県内外におけるPRや販路開拓に取り組むことが必要です。
- ⑦畜産物のブランド力向上に向け、黒毛和牛2品目及び肉用鶏1品目を対象に、販路拡大などの取組を支援したほか、肉用子牛の県内増産システムの構築、飼料の自給力向上などに取り組みました。本県の畜産業は全国的なブランドを有するなど、その強みを発揮しやすいことや、他産業との連携により技術革新が進む可能性があることから、グローバル化に対応し畜産業を成長産業化していくため、海外も視野に入れた販路の拡大やブランド力のある畜産物の生産に向けた取組などを進める必要があります。
- ⑧家畜伝染病の発生予防、予察及びまん延防止のため、農家巡回指導のほか、家畜伝染病予防法に基づく検査を実施しました。家畜伝染病予防法に定める監視伝染病のうち、高病原性鳥インフルエンザや口蹄疫*など家畜伝染病の発生はなかったものの、届出伝染病である豚流行性下痢（PED）*が発生しました。監視伝染病の発生に備え、引き続き、家畜防疫の取組を維持、強化するほか、侵入リスクの軽減を図るため、飼養衛生管理基準の徹底を進めていく必要があります。
- ⑨高病原性鳥インフルエンザの防疫体制強化に向け、防疫研修会（8地区）や専門家による講演会（1回）、マニュアルの改善に向けた検討会など（6回）を開催しました。さらなる、初動防疫体制の強化が課題です。また、県産牛の放射性物質に係る全頭検査に取り組み、全頭で基準値以下であることを確認しています。
- ⑩「地域活性化プラン」については、前年度までの113プランに加え、新たに54プランが策定されました。これまでに策定された167プランで地域営農の維持・発展に向けた取組やビジネス展開に向けた取組が始まっています。引き続き、策定地域のさらなる拡大と、プランの実践により新たに創出された産物や商品の改良、販路開拓など、実践取組のステップアップを支援するとともに、今後は、少子化など地域の社会的課題の解決に向けた新たな取組を促進する必要があります。
- ⑪農業経営体の経営基盤の強化及び耕作放棄の未然防止に向け、農地集積を円滑に進めるための「人・農地プラン」の作成や集落営農組織の広域化などを推進しました。「人・農地プラン」は172プラン（対前年78プラン増）が作成されたほか、広域化に取り組む集落営農組織は42組織（対前年6組織増）となりました。担い手の確保や高齢化などの課題を抱えている地域があるため、地域や集落の話し合いを促し、プランの作成・見直しを進めていく必要があります。
- ⑫平成26年3月に「農地中間管理事業の推進に関する法律」が施行されたことを踏まえ、担い手への農地集積・集約化を図るため、同法に基づく基本方針を策定するとともに、三重県農林水産支援センターを農地中間管理機構に指定しました。意欲ある農業経営体への農地集積率は32.7%（対前年1.1%減）と年度目標（38%）を下回っており、特に担い手の確保や農業者の高齢化などの課題を抱える中山間地域において農地集積が進んでいません。
- ⑬農業及び農村における男女共同参画を進めるため、農村女性アドバイザー研修会や6次産業化*研修会などを通じて、女性起業家の能力開発支援や市町農業委員会委員への女性登用を推進しました。農村女性アドバイザーは147名（新規で5名認定）となったほか、農業委員への女性登用実績は56名（対前年1名減）となりました。農業及び農村において、女性が生き生きと働くためには、仕事と子育てを両立できる環境づくりが必要です。
- ⑭農業大学校における農業者のマーケティングスキル向上に向けた研修プログラムについては、商談会シートの作成実績が23件、商談会への出展実績が25件となり、実践力向上の成果が見られました。引き続き講座の周知と的確な実施に努めるとともに、研修終了後も、研修効果を高めるための継続的な支援に取り組む必要があります。
- ⑮新規就農者数（45歳未満）は前年度実績を18名上回る135名に、そのうち自営就農者数は前年度

実績を 25 名上回る 57 名となり、大幅に増加しました。一方、農業法人等へ就業した者の定着状況に関する調査の結果、3 年後の農業定着率が 5 割程度と他産業より低いことから、定着率を高くしていく必要があります。また、県内の全農村集落（2,065 集落）を対象に実施したアンケート調査の結果、回答のあった集落のうちおよそ 1/4 が、企業も含む就農希望者などに貸せる農地があると回答しているため、まとまった農地の確保が課題となっている企業とのマッチングを進める必要があります。

- ⑩農業分野への障がい者就労の促進に向け、セミナーの開催や農業経営体におけるインターンシップの働きかけなどに取り組み、農業参入した福祉事業所は 29 件（平成 25 年度新規 12 件）と、大幅に増加したほか、障がい者を雇用した農業経営体も 12 件（平成 25 年度新規 2 件）となりました。引き続き、農業経営体への意識啓発や年間を通じた農作業の確保に取り組む必要があります。また、農業と福祉をつなぐ人材の育成に向け、農業大学校での「農業と福祉」講座の開設（8 名受講）や福祉事業所の支援員に対する農業基礎研修（受講 7 名）の実施に取り組みました。
- ⑪営農の低コスト化、高度化等を図るためのほ場整備やパイプライン化に取り組み、1 地区でパイプライン化が完了しました。また、用水路など農業用施設の老朽化が進む中、長寿命化のための機能保全対策を実施しました。農業の生産性向上を図り、核となる農業経営体への農地集積を進めるため、計画的な農業基盤の整備や、老朽化の状況に応じた農業用施設の耐震対策・機能保全対策を進めていく必要があります。
- ⑫紀伊半島大水害により被災した農地や農業用施設等の復旧については、事業対象の 99%が完了し、すべての農地で作付けが可能となりました。平成 25 年台風 18 号により被災した農地・農業用施設の復旧事業を進め、復旧率は 9 %となったほか、平成 26 年 2 月の大雪により被災した農林業ハウス等について、国の支援策に関する情報の収集・周知や県の支援策の早期発動に向けた予算措置を図りました。今後、早期復旧に向け、市町等と連携して、災害復旧事業を着実に進めていくことが必要です。

平成 26 年度の改善のポイントと取組方向 【農林水産部 次長 赤松 斉 059-224-2501】

- ①「三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する条例」に基づく基本計画について、的確な進捗管理を行うとともに、施策の取組状況を公表していきます。また、TPPをはじめとする経済連携や、食料・農業・農村基本計画の見直しに係る国の動向を的確に把握し、施策に反映させていきます。
- ②新しい経営所得安定対策を地域に定着させていくため、引き続き、関係機関との情報共有や地域への情報提供を的確に行っていくほか、米、麦、大豆、加工用米、新規需要米（飼料用米、米粉用米）等水田活用作物について、需要への的確な対応と地域の実状にあわせた安定生産に向け、経営所得安定対策を現場の実態に応じて有効に活用しつつ、生産性向上対策に取り組めます。また、米政策の見直しへの的確に対応できるよう、三重県農業再生協議会を核として、需要に応じた米生産を進める体制などの検討を始めるとともに、県産米の需要を維持拡大するため、消費拡大に向けた PR 活動を展開します。
- ③米については、一等米比率の向上に向け、生産者団体や行政等で構成する「米品質対策改善会議」を中心に、気象や生育状況を的確に分析して適切な栽培技術の周知徹底を図るとともに、「三重 23 号（結びの神）」の計画的な作付拡大を進めます。また、「結びの神」の知名度向上に向け、レシピ集やリーフレットを用いて、首都圏営業拠点「三重テラス」*や関西・中部圏の量販店等において魅力発信に取り組むほか、継続して販売・購入してくれるコアなファンづくりに向け、産地見学会や現地商談会を実施します。
- ④需要が供給を上回っている小麦については、需給ミスマッチの早期解消に向け、稲・麦二毛作栽培体系の確立に向けたモデル実証ほの設置や収量の向上に向けた技術指導の徹底などに取り組めます。大豆については、引き続き、「大豆 300A 技術」の導入による生産の安定化に取り組めます。

- ⑤野菜や果樹については、引き続き、産地改革計画等を策定した産地への支援として、野菜の価格安定対策、施設園芸における省エネルギー設備の導入、果樹の高品質生産技術や新品種の導入、共同選果場の整備などの取組を推進します。また、産地を代表する高品質商品については、新たな販路の開拓に向け、首都圏営業拠点「三重テラス」*を活用して情報発信に取り組むほか、タイ王国へのみかんの輸出拡大やいちご、柿の試験輸出の取組を進めます。さらに、拡大している加工・業務用需要に対応できる野菜産地を育成するため、品目に適した省力・低コスト栽培技術の導入を進めます。
- ⑥茶については、県内外での認知度向上や販路拡大に向け、茶業団体と連携しながら新たな商品の開発や「三重テラス」および県内観光地等におけるPR活動、商談会への出展促進などの取組を展開するとともに、高品質で安全安心な伊勢茶を提供するため、老齢茶園の改植や伊勢茶GAP*の導入を促進します。また、消費拡大に向け、お茶の入れ方教室などを通じてお茶のある暮らしを普及していきます。花き・花木については、販路拡大に向け、首都圏や花き市場で開催される商談会への出展促進やバイヤー等実需者を対象にした生産者のほ場見学会などの取組を進めます。また、消費拡大に向け、関係団体と連携して県産品をPRする花き品評会や植木祭り、フラワーアレンジメント教室などの開催に関係団体と連携して取り組むほか、教職員や地域住民と連携して小中学校で花壇づくりを通じての花育を推進します。
- ⑦畜産業の成長産業化に向けて、輸出など新たな販路の拡大や、地域特産物を飼料として活用した畜産物の高付加価値化、事業者自らのブランド力向上への支援、酪農経営の多角化等を進めるとともに、食品残渣など未利用資源を活用した飼育技術の確立などに取り組みます。
- ⑧畜産農場において、生産ロスの低減や危害要因の発生を未然に防止するため、農場HACCP*の概念を取り入れた養豚・養鶏農場における生産衛生管理の推進などに取り組みます。
- ⑨高病原性鳥インフルエンザの防疫体制を強化するため、養鶏関係者等を対象に初動防疫にかかる研修会や演習等を実施します。また、豚流行性下痢（PED）の感染拡大防止・予防対策として、消毒の徹底やワクチンの確保などに取り組むほか、発生農家の経営の安定化に向け、制度資金などに関する情報の提供に努めます。放射性物質にかかる県産牛の検査については、これまでの検査結果や消費者のニーズ等をふまえて取り組みます。
- ⑩「地域活性化プラン」については、市町・JA等と連携し、農業者等の意欲醸成を図りつつ、策定地域の拡大と継続的な実践支援に計画的に取り組みます。また、販路開拓等に向けて、展示・商談会等への参加促進や6次産業化事業等への誘導など、ビジネス展開に向けた意欲醸成を進めるとともに、少子化など地域の社会的課題の解決に向けた実践取組の創出を図ります。さらに、新たに創出された商品等の高付加価値化をめざして、食品関連事業者等異業種からの提案に対応できる産地づくり等を支援します。
- ⑪担い手への農地利用集積の推進に向け、県や農業団体などで構成する「農業再生協議会」と連携して、市町による「人・農地プラン」の作成や見直しなどを支援します。また、集落を対象としたアンケート調査結果も踏まえつつ、担い手が不足する中山間地域等での農地集積や集落営農組織の育成に取り組みます。
- ⑫設立初年度となる「県農地中間管理機構」の取組が円滑に進むよう、農地の権利移動や農地管理の仕組みづくりを進めるほか、新規就農者確保や企業の農業参入促進など、他の施策とも密接に連携させ、担い手への農地集積を加速化します。
- ⑬農業及び農村における男女共同参画を進めるため、引き続き、6次産業化などを通じ女性起業家の能力開発支援に取り組むほか、農村女性が仕事と子育てを両立できる環境の整備に向け、農業・農村リーダー等と連携して、少子化などの課題解決に向けた活動方策の検討や県民の意識啓発等に取り組みます。

- ⑭農業大学校が行うマーケティングスキル向上に向けた研修プログラムについては、新たな受講者の確保に向け、講座を開催する各地域のニーズに応じて、開催時期や方法、内容などを見直していきます。また、講座修了者に対する研修後のフォローアップとして、地域農業改良普及センターによる、商工会等と連携した地域マッチング交流会の開催や助言、各種商談会情報の提供などに取り組みます。
- ⑮新規就農者の農業定着率を高めるため、新規就農者への重点的な技術・経営指導や「みえの就農サポートリーダー制度」の活用促進に取り組むほか、新規就農者の受け入れに対する地域の農業者の意識向上に取り組みます。また、企業の農業参入を促進するため、市町や県農地中間管理機構などの関係機関と連携して、企業からの相談にきめ細かく対応するとともに、全農村集落を対象に実施した遊休農地等に関する意向調査の結果も踏まえ、県農地中間管理機構からの情報提供などにより、企業と遊休農地のマッチングを進めます。
- ⑯農業分野における障がい者就労の促進に向け、「三重県農福連携・障がい者雇用推進チーム」を核に、福祉事業所の農業参入や規模拡大・6次産業化に向けた支援のほか、農業の知識や技術を有する福祉指導者の確保・育成、「共同受注窓口 *」と連携した農作業の斡旋、研修会の開催や特別支援学校との連携によるインターンシップの実施などを通じた農業経営体への意識啓発などに取り組みます。
- ⑰農業の生産性向上を図り、核となる農業経営体への農地集積を進めるとともに、優良農地を維持・保全するため、引き続き、ほ場整備やパイプライン化などの生産基盤の整備や、老朽化した農業用施設の長寿命化や耐震性向上のための調査、改修を計画的に進めます。
- ⑱台風 18 号及び大雪により被害を受けた農地や農業用施設等について、早期の営農再開に向け、市町等と連携して復旧に取り組むほか、経営の安定化に向け、普及指導員による助言や制度資金など各種支援策に関する情報の提供に取り組みます。

* 「○」のついた項目は、平成 26 年度に特に注力するポイントを示しています。

施策 3 1 3

林業の振興と森林づくり

【主担当部局：農林水産部】

県民の皆さんとめざす姿

県産材の需要が拡大し、活発で持続的な林業が展開されるとともに、県民の皆さんによる、さまざまな形での森林づくりへの参画により、森林の再生が進んでいます。

平成 27 年度末での到達目標

建築用材だけでなく、エネルギー源など新たな用途での利用が進み、木材生産量が増加しています。また、森林環境教育や森林に親しむ機会の提供に加え、県民の皆さんや企業、ボランティア等が森林づくりに参画しやすい環境整備が進み、さまざまな主体による森林づくり活動が活発に行われるとともに、間伐等の森林整備が進み、森林の適正な管理が進んでいます。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	B (ある程度進んだ)	判断理由	県民指標は目標値を下回りましたが、三重の木認証等出荷量など活動指標の5項目で目標を達成していることから、「ある程度進んだ」と判断しました。
----------	----------------	------	---

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標						
目標項目	23 年度	24 年度	25 年度		26 年度	27 年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
県産材（スギ・ヒノキ）素材生産量		303 千 m ³	336 千 m ³	0.96	369 千 m ³	402 千 m ³
	255 千 m ³	290 千 m ³	324 千 m ³			
目標項目の説明と平成 26 年度目標値の考え方						
目標項目の説明	県内で生産されるスギ・ヒノキの供給量					
26 年度目標値の考え方	平成 26 年度は、平成 27 年度の目標達成に向け、計画的な生産量の増大をめざし目標値を設定しました。					

活動指標							
基本事業	目標項目	23 年度	24 年度	25 年度		26 年度	27 年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
31301 県産材の利用の促進（農林水産部）	「三重の木」認証材等出荷量		32,000 m ³	37,000 m ³	1.00	43,000 m ³	50,000 m ³
		26,737 m ³	33,899 m ³	39,232 m ³			

基本事業	目標項目	23年度	24年度	25年度		26年度	27年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
31302 持続可能な林業生産活動の推進 (農林水産部)	施業集約化団地面積(累計)		20,000ha	30,000ha	1.00	45,000ha	50,000ha
		6,669ha	26,312ha	40,158ha			
31303 林業・木材産業の担い手の育成 (農林水産部)	新規林業就業者数		40人	40人	1.00	40人	40人
		41人	42人	41人			
31304 森林の適正な管理と公益的な機能の発揮 (農林水産部)	間伐実施面積(累計)		9,000ha	18,000ha	0.51	21,000ha	36,000ha
		—	5,870ha	12,053ha			
31305 森林づくりへの県民参画の推進 (農林水産部)	森林づくり参加者数		27,000人	28,000人	1.00	30,000人	30,000人
		23,449人	32,539人	30,048人			
31306 森林文化および森林環境教育の振興 (農林水産部)	森林文化・森林環境教育の活動回数		1,700回	1,800回	1.00	1,900回	2,000回
		1,538回	1,749回	1,803回			

(単位：百万円)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
予算額等	8,268	8,400	9,887	8,195	
概算人件費		685	699		
(配置人員)		(76人)	(76人)		

平成25年度の取組概要

- ①住宅等への利用促進に向けた「三重の木」等のPR活動を選定・支援(15取組)、住宅や商業施設に「あかね材」を利用する「パートナー企業」選定しPR活動を支援(20社)、首都圏における県産材の販路開拓、公共建築物における県産材利用を促進、「木材利用ポイント」制度のPRを実施
- ②木質バイオマス発電・熱利用施設の整備を促進、「三重県木質バイオマスエネルギー利用推進協議会」を活用した関係者間の連携強化、木質チップ*原料を供給する事業者の収集・運搬機械の導入等を支援(5事業体)
- ③森林経営計画制度の普及・定着を促進、森林組合等の林業事業者が森林所有者と合意形成を図るための活動を支援
- ④林業就業フェアの開催(2回)、高校生を対象にした職場体験研修を開催(5校)、新規参入促進のための研修などを開催、県産材の効率的な生産に必要な機械操作に習熟した技術者を育成、森林施業の集約化を担う森林施業プランナー*などを育成
- ⑤森林組合等と連携して森林整備に関する地区説明会を開催(県内7地域で合計53回)、森林施業の集約化、路網整備、高性能林業機械*の導入等による搬出間伐*の低コスト化を促進
- ⑥イベント、ホームページやフェイスブック、森林づくりニュース等の森林づくりに関する啓発ツールを活用したPRを実施(258回)、10月の「三重のもりづくり月間」での重点的な取組を実施、関係団体等との連携による1年を通じたさまざまな啓発活動を実施(254回)、三重県緑化推進協会等と連携して5月に植樹祭を開催

- ⑦森林環境教育の指導者養成講座を開催、小学校へ必要な情報を提供、小学校7校の森林環境教育活動を支援、森林環境教育の普及・推進方法等を検討する庁内検討会を設置
- ⑧「みえ森と緑の県民税」の円滑な導入に向けて、市町との協議や災害に強い森林づくりを行う予定地の調査を実施、県民の皆さんの理解促進を図るため、植樹祭や森林フェスタなどのイベントやショッピングセンター等での周知活動、地域でのさまざまな集会等を活用した説明、主要駅やコンビニ等へのポスターの掲示、テレビ・ラジオなどさまざまな媒体を活用した広報など、丁寧な普及啓発活動
- ⑨紀伊半島大水害により被災した林道施設の復旧を支援

平成25年度の成果と残された課題

- ①「三重の木」「あかね材」等の利用拡大を図るため、住宅等への利用促進に向けたPR活動などに取り組んだ結果、「三重の木」認証材等出荷量は39,232m³となり目標を達成しました。また、公共建築物等の木造・木質化の推進並びに県民における木材利用を関係部局が連携して促進するため、「三重県県産材利用推進本部」を設置しました。加えて、市町に「公共建築物等木材利用方針」の策定を働きかけた結果、新たに11市町（合計27市町）において方針が策定されました。今後は、さらなる「三重の木」「あかね材」等の県内外での販路開拓に取り組むとともに、公共建築物等での利用が進むよう、市町や民間の商業施設、私立の保育園などに働きかけることが必要です。
- ②県内初の木質バイオマス発電事業について事業者に対して計画的に資金融通支援を行い、平成26年秋の稼働に向けて施設整備を進め、工事進捗率は56%となりました。また、木質チップ原料の供給事業者に対し、収集・運搬機械等の導入支援を行うなど、木質バイオマスの安定供給体制づくりに取り組んだ結果、供給量は73,857tとなりました。今後も、さらに関係者間の連携を強化するとともに、引き続き供給事業者に対する収集・運搬機械の導入支援等を通じて木質バイオマスの安定供給体制を構築することが必要です。
- ③森林経営計画の作成を促進するため、三重県森林組合連合会と連携して、市町および森林組合等の林業事業体を対象にワークショップを開催するなど森林経営計画制度の普及・定着を進めた結果、森林経営計画を含む施業集約化団地面積は40,158haとなり目標を達成しました。今後もさらなる制度の普及・定着を図ることが必要です。
- ④新規林業就業者を確保するため、就業フェアや高校生を対象にした職場体験研修などに取り組んだ結果、新規林業就業者数は41人となり目標を達成しました。今後は、学校等の関係機関と連携して、職場体験研修を受講した生徒と林業事業体等とのマッチングに取り組み、林業への就業につなげる必要があります。
- ⑤間伐実施面積の増加を図るため、森林施業の集約化、路網整備、高性能林業機械の導入等による搬出間伐の低コスト化を進めるとともに、地区説明会等を活用して、森林所有者等に森林整備に対する支援制度の周知や施業の働きかけを行いました。間伐実施面積は6,183ha（累計12,053ha）となり目標を下回りました。今後は、さらなる搬出間伐の低コスト化を進めるとともに、手入りを放棄している森林所有者に対して、間伐の実施を働きかけるなど、間伐実施面積の増加に取り組む必要があります。
- ⑥森林づくりへの県民参画を推進するため、植樹祭や森林づくり講演会の開催、技術研修会への開催支援、森林や木材利用についての啓発イベントなどに取り組んだ結果、森林づくり参加者数は30,048人となり目標を達成しました。今後も、ホームページ等での情報発信とともに、イベント等での啓発活動、企業や森林ボランティアによる森林づくりへのサポートを引き続き行う必要があります。

- ⑦森林文化および森林環境教育の振興については、指導者養成講座の開催や小学校への森林環境教育活動支援などに取り組んだ結果、森林文化・森林環境教育の活動回数は1,803回となり目標を達成しました。また、森林環境教育推進庁内検討会を設置し、森林環境教育の普及・推進方法等の検討を行いました。今後は、検討結果を踏まえ、森林環境教育の副読本を作成するなど小学校への森林環境教育の効果的な普及を図る必要があります。
- ⑧「みえ森と緑の県民税」の円滑な導入に向け、県民参加の植樹祭やショッピングセンター等での周知活動、地域の集会や会議等での説明を行うとともに、フリーペーパーへの広告掲載、コンビニ等へのチラシの配架やポスターの掲示、県庁舎への懸垂幕の掲出、高校野球三重県大会でのテレビCM放送やラジオによる広報、バスマスク広告など、さまざまな媒体を活用した広報を行いました。また、市町や経済団体等の協力を得て、広報誌等へ記事を掲載しました。さらに、市町交付金を活用した事業の具体化を市町とともに進めるとともに、県が実施する災害に強い森林づくり事業について、予定箇所の予備調査を行うなど準備を進めました。今後も、引き続き普及啓発活動を実施するとともに、市町と連携して「災害に強い森林づくり」、「県民全体で森林を支える社会づくり」に向けた事業を着実に進める必要があります。
- ⑨紀伊半島大水害で被災した林道施設について、年度内復旧に向けて取り組みましたが、平成25年の台風18号による他事業の遅れ等により、一部箇所で繰越となりました。今後は、繰越箇所および台風18号で被災した林道施設の早期復旧が必要です。
- ⑩森林所有者の森林への関心の低下や開発等を目的とした森林売買等による水源地域の森林の荒廃が懸念される中、森林売買等をする際に事前届出を義務づける条例を既に制定している他道県の調査や市町の意向調査を行いました。今後は、水源地域の森林の保全を図るための条例の制定に向けて検討を進める必要があります。

平成26年度の改善のポイントと取組方向【農林水産部 次長 吉川 敏彦 059-224-2501

- ①「三重の木」、「あかね材」等の公共建築物への利用促進のため、「公共建築物等木材利用方針」の未策定市町（2市町）について策定を働きかけるとともに、県内工務店が実施する住宅等への利用拡大に向けたPR活動などを支援します。また、首都圏および関西・中京圏における住宅展示会への出展や三重テラスを活用した商談会の開催など「三重の木」等の販路開拓に取り組むとともに、公共建築物等での利用を拡大するため、私立の保育園などに積極的に利用を働きかけます。さらに、「あかね材」の認知度向上と利用拡大を図るため、住宅や商業施設に「あかね材」を利用する「パートナー企業」のPR活動について、ショッピングセンター等の商業施設に重点を置いて支援するとともに、県内外の工務店等に対して「あかね材」の利用を働きかけます。
- ②県内初の木質バイオマス発電事業について平成26年度秋の本格稼働に向けて支援するなど、木質バイオマスのエネルギー利用の拡大に取り組めます。また、木質バイオマスの安定供給に向け、引き続き、収集・運搬機械の導入や運搬経費等に支援します。
- ③森林経営計画の作成を促進するため、市町や森林組合等と連携して計画未作成の森林所有者等を対象に説明会や意見交換会を開催するなど、さらなる制度の普及・定着を図るとともに、森林組合等の林業事業体が森林所有者と合意形成を図るための活動を支援します。
- ④新規林業就業者の確保を図るため、引き続き、高校生を対象にした職場体験研修等を開催するとともに、林業への就業につながるよう、研修を受講した林業に関心の高い生徒と林業事業体等とのマッチングに取り組めます。また、就業後の人材育成として県産材の効率的な生産に必要な高性能林業機械の操作に習熟した技術者や、森林施業の集約化を担う森林施業プランナーなどを育成します。

- ⑤間伐実施面積の増加を図るため、森林施業の集約化、路網整備、高性能林業機械の導入、架線での搬出技術の向上等による搬出間伐の効率化・低コスト化を進めるとともに、森林所有者に収支や作業内容を事前に提示し、施業を促す提案型施業を森林組合等事業体と連携して推進するなど、森林所有者等の森林整備に対する意欲向上を図ります。また、手入れを放棄している森林所有者に対して、森林整備に対する様々な支援制度を周知するなど間伐等の森林整備の実施を働きかけます。
- ⑥森林づくりへの県民参画を進めるため、森林づくりへの理解を深めるためのイベントを開催するとともに、県民参加の植樹祭を市町、関係団体、企業、県等が連携して開催します。また、森林づくりに取り組みたいと考える企業等への必要な情報提供・技術支援や森林ボランティアへの技術・安全研修を実施するなど、多様な主体による森林づくりを支援します。
- ⑦森林文化および森林環境教育の振興については、「みえ森と緑の県民税」を活用して、森林環境教育の副読本の作成を行うなど、小学校等で三重県の森林を学習する機会の増加や内容の充実を図るとともに、森林環境教育や森林づくり活動を総合的に支援するサポートセンターの設置準備を進めます。また、小学校等からのさまざまな要望に応えられるよう、相談窓口の設置や森林環境教育指導者のスキルの向上をさらに進めます。
- ⑧「みえ森と緑の県民税」を活用して、「災害に強い森林づくり」と「県民全体で森林を支える社会づくり」を市町と連携して着実に進めます。県営事業では、流木となる恐れのある溪流沿いの樹木の伐採・搬出や治山施設等に異常堆積した土砂や流木の撤去等を行いません。加えて、市町が地域の実情に応じて創意工夫した森林づくりの施策を展開できるよう市町交付金を交付し、里山や集落周辺の森林の整備、森林や木材について学び・ふれあう機会の提供、公共建築物の木造・木質化などを促進します。また、さまざまな媒体を活用して引き続き税の周知を実施するとともに、税を活用した事業の実施状況の公表を行いません。
- ⑨紀伊半島大水害で被災した林道施設の早期復旧と平成25年の台風18号で被災した林道施設の復旧に取り組みます。
- ⑩水源地域の森林の保全を図るための条例の制定に向け、検討を進めます。

* 「○」のついた項目は、平成26年度に特に注力するポイントを示しています。

施策 3 1 4

水産業の振興

【主担当部局：農林水産部】

県民の皆さんとめざす姿

県内産の魚介類などを安定的に供給できる希望ある水産業・漁村が実現され、県民の皆さんは豊かな水産物等をとおして水産県であることのすばらしさを実感しています。

平成 27 年度末での到達目標

県 1 漁協 * のもと、さまざまな主体の参加による豊かな海の回復、持続的な水産資源の利用と収益性向上などを図ることにより、県民の皆さんの多様化する期待に応える水産物の安定的な供給が進んでいます。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	B (ある程度進んだ)	判断理由	県民指標は目標値を上回り、活動指標も 1 項目を除いて目標値に達していることから「ある程度進んだ」と判断しました。
----------	----------------	------	---

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標

目標項目	23 年度	24 年度	25 年度		26 年度	27 年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
主要魚種生産額の全国シェア	/	7.46% (23 年)	7.61% (24 年)	1.00	7.61% (25 年)	7.61% (26 年)
	7.41% (22 年)	7.64% (23 年)	7.82% (24 年)		/	/

目標項目の説明と平成 26 年度目標値の考え方

目標項目の説明	海面漁業における主要 18 種の生産額の全国シェア
26 年度目標値の考え方	全国シェア 7.61% を当面維持することとして、26 年度目標値を設定しました。

活動指標

基本事業	目標項目	23 年度	24 年度	25 年度		26 年度	27 年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
31401 水産業・漁村のマネジメント体制の確立（農林水産部）	県内の沿海地区漁協数	/	21 漁協	20 漁協	1.00	20 漁協	1 漁協
		21 漁協	20 漁協	20 漁協		/	/
31402 高い付加価値を生み出す水産業の確立（農林水産部）	資源管理に参加する漁業者数	/	700 人	1,000 人	0.98	1,200 人	1,500 人
		441 人	712 人	980 人		/	/
31403 自然と共生する生産性の高い水産業・漁村の構築（農林水産部）	沿岸の浅海域再生面積（累計）	/	65ha	68ha	1.00	72ha	74ha
		63ha	65ha	68ha		/	/

(単位：百万円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
予算額等	4,772	3,433	3,112	4,335	
概算人件費		929	919		
(配置人員)		(103 人)	(100 人)		

平成 25 年度の取組概要

- ①「地域水産業・漁村振興計画*」の策定・実践への支援
- ②県 1 漁協の実現に向けた漁協合併への支援
- ③県内産カキ種苗の安定生産技術の確立等や、養殖漁業者への減災ガイドライン*の普及並びに養殖施設改良による減災への取組（2 地区）の推進
- ④重要魚種の種苗生産・放流、より多くの漁業者が参加する資源管理計画*の策定の推進や遊漁者に対する資源管理の取組への指導、老朽化した取締船の点検・整備
- ⑤漁業経営の安定化に向けた対策としての漁業共済や漁業経営セーフティーネット構築事業の加入促進
- ⑥就職体験や就業相談、就業に必要な資金の融資、地域外からの新たな参入希望者を受け入れる仕組みづくり（漁師塾*）など水産業の担い手確保に向けた漁協の取組に対する支援
- ⑦水産物の安全・安心の確保のため、養殖衛生管理指導の推進、貝毒検査*の実施（49 回）、安全で安心な水産物を安定的に供給する体制づくりの推進
- ⑧干潟造成や藻場造成等による沿岸域の漁場環境の再生・改善
- ⑨漁港施設における機能保全計画*の策定及び計画に基づく施設の維持修繕の推進
- ⑩内水面資源の安定化のため内水面漁協が実施するアユの種苗放流、漁協等が行うカワウや外来魚の駆除対策への支援
- ⑪漁船への船舶自動識別装置*（AIS：Automatic Identification System）の導入促進や、救命胴衣の着用推進、パンフレットの配布等などによる啓発（延べ 10 回）
- ⑫海女漁業の振興のため、「里海を創る海女の会」の調査報告会の開催、全国海女文化保存・振興会議の設立への協力、共通ブランド名「海女もん」の登録商標の取得支援
- ⑬もうかる魚類養殖ビジネスモデルの確立に向けた取組の検討
- ⑭県産水産物の輸出促進に向けた取組の検討
- ⑮新たな魚食普及に向けた取組の検討
- ⑯水福連携*の事業化に向けた取組の検討

平成 25 年度の成果と残された課題（評価結果）

- ①水産業・漁村振興計画について、鳥羽市答志地区など 10 地区の計画策定を支援しました。また、平成 24 年度までに計画を策定した伊勢市今一色地区における黒ノリ加工製品の開発や紀北町三野瀬地区におけるヒロメ*の試験養殖など 7 地区の活動経費を補助しました。リーダーとなる人材の確保・育成に遅れが生じている地区があるほか、地域間における活動の情報共有が十分に図られていません。
- ②県 1 漁協への合併に向け、県漁連等系統団体の行う合併推進活動を支援するとともに、県漁連と連携して各漁協との意見調整に努めてきましたが、合併スケジュールの合意には至っておらず、具体的な合併後の漁協の姿を早急に組合員に示すことが必要です。
なお、平成 22 年 2 月に合併した三重外湾漁協では、合併時に国・県・市町等の支援のもと経営改

善計画が策定され、計画通りに経営改善が進行しています。

- ③県内産カキ種苗の安定生産に向け、カキ養殖漁場の浮遊幼生の発生状況や海洋環境の調査を実施し天然採苗マニュアルを作成しました。今後、マガキの天然採苗が確実にできるような技術の普及を速やかに行うことが必要です。また、平成 25 年 12 月に広島県と養殖マガキの消費拡大に関する連携に向けた協議を行いました。魚類養殖施設の減災ガイドラインについて、県内の養殖漁業者への普及を図るとともに、改良工法の検討などを支援したところ、南伊勢町の 2 地区でガイドラインに基づく施設改良が行われました。今後、さらに他の地区のガイドラインの普及と、施設改良の実施に向けた取組の拡大が必要です。
- ④水産資源の増殖や管理の徹底を図るため、マダイ等の重要魚類の種苗生産・放流や資源管理計画 4 件の計画策定指導を行い、これまでに合計 24 地区で計画が策定されました。今後とも策定した計画の取組への参加者を増やすとともに、新たな地区での計画策定を進めていくことが課題です。また、沿岸漁業者とまき網業者の両者が出席した会議において、船舶位置監視装置 *（VMS : Vessel Monitoring System）の導入も含めた違法操業の抑止に係る話し合いが行われました。さらに、密漁防止協議会の活動等を通じて密漁者に対する監視・取締りを強化しました。遊漁者の資源管理の重要性に対する理解の促進や、漁業取締船 * の航行の安全性確保が必要です。
- ⑤漁業経営の安定化に向け、漁協や漁業者向けの説明会を開催し、漁業共済及び漁業経営セーフティネットへの加入や省燃費機器等の導入によるコスト削減に向けた取組を促進しました。また、省燃油活動推進事業の取組を推進するため、漁協、市町、漁連、県で構成される三重県水産業再生委員会を設立し、船底清掃や減速航行など燃油削減を図るための取組を定めた省燃油活動プランを国に申請しました。引き続き、これらの取組を促進し、漁業経営の安定化を図っていく必要があります。
- ⑥水産業の担い手の確保に向け、就業就職フェア等を通じて、三重県漁業の紹介や漁業就業に係る情報提供を行いました。県内の漁師塾については平成 25 年度に 1 つ増えて 3 つとなり、水産業普及指導員が座学研修の講師を務めるなど支援しました。漁師塾のさらなる研修内容の充実に加え、若者等の就業時の経済的不安の解消や円滑に就労できる体制づくりが必要です。
- ⑦養殖水産物の水産用医薬品残留検査 * や貝毒検査、養殖業者に対する衛生管理指導の実施により、医薬品の残留事案や貝毒の発生による出荷停止措置を講じることなく、安全・安心な水産物を消費者に供給することができました。今後は、通常のプランクトン調査や貝毒検査だけでなく、簡便な調査・検査手法の確立により安全な水産物供給体制を構築することが必要です。
- ⑧漁場の改善では、漁港漁場整備計画に基づき、伊勢湾や熊野灘沿岸の 5 工区において、藻場 * や干潟 * の造成を行うとともに、英虞湾において有機物の堆積が多い箇所の底泥浚渫を実施しました。引き続き、関係者の合意を得ながら施工区域を拡大していくことが必要です。
- ⑨漁港施設の長寿命化を図るため、答志漁港他 12 漁港で機能保全計画を策定するとともに、策定済みの和具漁港他 5 漁港において、機能保全計画に基づく保全工事を実施しました。今後、機能保全計画が未策定の漁港において、施設の補修・改修が計画的に行えるよう策定を進めていくことが必要です。
- ⑩内水面漁協により、アユの義務放流量である約 160,000 尾を大幅に上回る 573,600 尾の放流が行われました。また、外来魚やカワウ 793 羽の駆除が行われましたが、カワウによる被害は依然として減少していません。さらに、三重県内水面漁連の研修会において、漁協関係者を対象に、案山子（かかし）やロケット花火を用いたカワウの飛来防止策等の紹介を行いました。引き続き、アユ等内水面資源の保護・安定化を図る対策を継続していくことが必要です。
- ⑪漁業操業の安全に向け、A I S の導入を促進するとともに、漁業者が集まる会議等の場で救命胴衣

着用推進や海難防止等に関する啓発を行いました。平成 25 年度末現在、外洋を航行する総トン数 19 トン以上の三重県漁船 53 隻のうち、A I S の未装備船が 32 隻あり、今後これらの船への導入を促進することが必要です。

- ⑫海女を中心とした組織である「里海を創る海女の会」が活動報告会を開催し、海女同士の情報共有を図りました。また、平成 26 年 1 月に、本県をはじめ石川県など全国 8 県で構成する全国海女文化保存・振興会議の設立に協力しました。さらに、鳥羽・志摩の海女が採取した漁獲物に付ける共通のブランド名として平成 26 年 3 月 28 日付けで商標登録された「海女もん」について、その登録商標取得に対し支援しました。今後、海女の代表的な漁獲物であるアワビの漁獲量の減少や生息する藻場の減少などの対策に取り組み、海女漁業の所得向上を図る必要があります。
- ⑬県南部地域の基幹産業である魚類養殖業は、近年、飼料費高騰や魚病発生による生残率低下などで経営状態が悪化しています。県内の魚類養殖業者については小規模経営体が多いことから、少量多品種生産を核とした魚類養殖ビジネスモデルを確立し、経営改善が必要です。
- ⑭国が農林水産物の輸出戦略で水産物輸出額の倍増を目標に掲げるなか、県産水産物の輸出については、輸出ルートや販路が確保されておらず、個々の事業者がシンガポールなど東南アジアを対象に、冷凍ブリなどを 5 億円程度輸出する規模にとどまっています。今後、県産水産物の輸出促進のため、輸出に意欲的な事業者と連携し、輸出ルートや販路の確保などの課題に取り組む必要があります。
- ⑮食生活の変化による消費者の魚離れは、水産物の需要低下に伴う漁家収入の減少はもとより、漁業従事者の減少や地域水産関連産業の衰退につながります。このような問題を解決するため、「骨があって食べにくい」「調理がめんどう」などの消費者が魚を敬遠するハードルを解消する取組が必要です。
- ⑯若手職員による水福連携の可能性を研究するワーキングを立ち上げ、水福連携の課題や可能性について検討を行うとともに、県内の農福連携の取組や全国の先進地事例調査を行いました。その結果、水産業においても障がい者が担える作業があることが分かりました。水産事業者に対して、こうした障がい者が担える作業を紹介し、障がい者雇用の促進に向けた意識の向上を図ることが必要です。

平成 26 年度の改善のポイントと取組方向【農林水産部 次長 藤吉利彦 電話 059-224-2501】

- ①平成 25 年度までに策定済みの 23 地区における水産業・漁村振興計画の実践を支援するとともに、紀北町紀伊長島地区等新たに 10 地区での計画策定を促進していきます。さらに、地域リーダーの育成を通じて地域が主体となった推進体制の構築や、実践成果の共有を図るための発表会の開催などの活動を促進します。併せて、鳥羽市や志摩市の海女漁業を核とした地域活性化の取組など、漁村地域が所得向上に向けた取組を展開するための「浜の活力再生プラン」の策定を推進します。
- ②県 1 漁協への合併に向け、合併準備が進むよう基本計画づくりに係る指導、助言を行います。また、経営改善計画に基づく三重外湾漁協の経営改善に向け、国・市町等と連携して支援していきます。
- ③県内カキ養殖業者に対し、当年出荷マガキやシングルシード養殖 * 方式など、養殖マガキの品質向上に係る情報提供や助言に取り組みます。また、養殖施設の減災ガイドラインを養殖漁業者へ普及し、施設改良による減災の取組を進めます。さらに、広島県と連携して、平成 27 年 1 月頃に開催の全国カキ・サミットにおいて、全国の養殖ガキ生産県とともに、養殖マガキの消費拡大に向けた取組を行います。
- ④水産資源の適正管理に向け、重要魚種の種苗生産・放流の実施とその放流効果を高めるための取組を行います。また、資源管理計画への参加者の増加と新たな資源管理計画の策定の推進、遊漁者に対する資源管理への取組の啓発を通じ、持続的な生産が可能な水産業の確立を図ります。さらに、沿岸漁業者とまき網業者の信頼関係を構築していくため、両者による話し合いの場を年 1 回から年

3回に増やし、違法操業の抑制を図ります。密漁防止協議会の設置地区を1地区増やし、密漁者に対する監視・取締りを強化します。加えて、漁業取締船の安全航行の確保に向け、漁業取締船の代船建造のための設計を実施します。

- ⑤漁業の経営安定対策として、引き続き、説明会等を開催し、漁業共済へのさらなる加入促進や漁業経営セーフティーネットへの加入、省燃油機器等の導入によるコスト削減に向けた取組を促進します。また、三重県域水産業再生委員会と連携を図り、燃油削減を図るため省燃油プランの実践を推進します。
- ⑥漁師塾への支援を継続するとともに、漁師塾の取組の中で明らかになった課題を解決するため、一定水準の知識・能力を備えた担い手の育成に必要な共通教材の作成、漁業協同組合がリースする漁船や漁具の整備への支援など就業時の経済的不安解消への対策、市町、水産関係団体による新たな協議会の設置・運営への支援を通じ、地域ごとの実情に応じた多様な担い手の確保・育成に取り組みます。
- ⑦安全・安心な水産物を消費者に供給するため、養殖水産物の水産用医薬品残留検査や貝毒検査等を定期的実施し、養殖魚やアサリ等二枚貝類の安全性を確認します。また、通常のプランクトン調査や貝毒検査に加え、簡便な調査・検査手法を確立します。
- ⑧漁場の改善に向け、伊勢湾や熊野灘沿岸での藻場や干潟の造成、英虞湾での浚渫*等、沿岸域の漁場環境の再生・改善に向けた取組の拡大を図ります。
- ⑨漁港施設の長寿命化及び安全で使いやすい施設として維持していくため、機能保全計画の策定や保全工事を着実に実施するとともに、平成29年度を目標にすべての漁港での機能保全計画の策定を推進します。
- ⑩内水面資源の安定を図るため、引き続き、内水面漁協が実施するアユの種苗放流を支援するとともに、新たなカワウ防除に関する情報の収集と関係者への提供、カワウ等の駆除経費に対する助成枠の拡大など、支援を強化します。また、行動範囲の広いカワウを効果的に駆除するため、平成26年4月から5月にかけて全国内水面漁業協同組合連合会が実施するカワウ全国一斉対策に、県内の内水面漁協が参加します。
- ⑪漁業操業の安全確保に向け、AISの導入促進や救命胴衣の着用推進等漁業操業の安全を確保するための研修会を開催し、海難事故の防止に取り組みます。
- ⑫海女漁業の振興に向け、アワビの大型種苗を1万個生産する体制の構築やアワビ種苗放流マニュアルの普及・定着に加え、藻場・干潟の再生・造成に取り組むことにより、アワビやサザエなどの資源回復を図ります。また、アワビとともに重要な収入源である赤ナマコの種苗生産技術の開発に取り組み、平成26年度は1万個の赤ナマコの種苗生産に取り組みます。さらに、「海女もん」のロゴマークやパッケージデザインを作成し、海女が漁獲した水産物のPRに取り組みます。
- ⑬養殖業の振興対策として、複数の魚種を組み合わせた複合養殖について、導入実態の把握や経営分析に加え、リスク低減のための各魚種の技術課題の解明や魚病発生予防試験などに取り組み、「もうかる魚類養殖ビジネスモデル」の確立を図ります。
- ⑭県産水産物の輸出を促進するため、水産物輸出に意欲のある事業者と連携して、シンガポールと上海を対象とした市場開拓調査やバイヤーを通じた商品のサンプル輸出などによる県産水産物の評価・検証を行います。
- ⑮新たな魚食普及対策として、消費者の関心の高い美容、健康、教育の視点からの魚食のメリットを理解していただき、骨を軟らかくする調理法の紹介など、簡単・便利に魚を楽しんでいただくトークイベント等を開催し、「魚を食べたくなる消費者づくり」を進めます。
- ⑯水福連携ワーキングを継続し、水産業と福祉分野との情報共有を積極的に図るとともに、社会福祉

団体や特別支援学校等関係機関の協力を得ながら水福連携のさらなる可能性について調査研究を進めます。また、水産事業者に対する障がい者雇用に向けた意識啓発を図るとともに、今後の事業化などを視野に検討を進めます。

* 「○」のついた項目は、平成 26 年度に特に注力するポイントを示しています。

【主担当部局：雇用経済部】

県民の皆さんとめざす姿

国際競争力のある産業や成長性のある産業など多様な産業が活発に事業活動を行える環境づくりが進むとともに、企業や関係機関などのネットワークが広がっていく中で、国内外の企業から県内への投資が続く強いで多様な産業集積につながっています。

平成 27 年度末での到達目標

県内には高い技術を有する中小企業や国際競争力の高い大手企業の集積があり、この強みを生かした国内外とのネットワークが構築されるとともに、県内において、多様な産業の活発な事業活動が展開され、県内への企業立地等設備投資が活発に行われています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	B (ある程度進んだ)	判断理由	県民指標は目標値を達成することができませんでした。活動指標は全て目標値を達成したことと、企業誘致件数は大きく伸びたことから、「ある程度進んだ」と判断しました。
----------	----------------	------	---

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標						
目標項目	23 年度	24 年度	25 年度		26 年度	27 年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
県内への設備投資額 (累計)	/	330 億円	660 億円	0.82	990 億円	1,320 億円
	—	160 億円	570 億円		/	/
目標項目の説明と平成 26 年度目標値の考え方						
目標項目 の説明	県と立地協定を締結した誘致企業に対するアンケート調査による県内への設備投資額の合計					
26 年度目標 値の考え方	平成 24 年度の投資額は 160 億円(達成率 49%) に留まったものの、平成 25 年単年度では 470 億円となり、累計目標値に対する達成率が 82%と進捗したことから、平成 26 年度については、当初どおり累計で 990 億円 (達成率 100%) の投資額をめざして取り組みます。					

活動指標							
基本事業	目標項目	23 年度	24 年度	25 年度		26 年度	27 年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
32101 国内外の企業 誘致の推進 (雇用経済 部)	企業誘致件数 (累 計)	/	40 件	80 件	1.00	120 件	160 件
		—	26 件	91 件		/	/
32102 クリーンエネ ルギーバレー構想 * の 推進 (雇用経済部)	クリーンエネルギー バレー構想 * での プロジェクト数 (累計)	/	3 件	8 件	1.00	13 件	18 件
		—	3 件	10 件		/	/

基本事業	目標項目	23年度	24年度	25年度		26年度	27年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
32103 ライフイノベーション*の推進（健康福祉部）	医療・健康・福祉分野の製品開発取組数（累計）		16件	24件	1.00		40件
		9件	18件	29件			
32104 国内外のネットワークづくり（雇用経済部）	新たに構築した産学官等のネットワーク数（累計）		3件	6件	1.00	9件	12件
		—	3件	6件			

（単位：百万円）

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
予算額等	2,360	2,190	2,076	2,070	
概算人件費		261	303		
（配置人員）		（29人）	（33人）		

平成25年度の取組概要

- ①「みえ産業振興戦略」アドバイザリーボード*を開催し、「みえ産業振興戦略*」の進捗管理や今後の新政策の方向性などを検討（5月、10月 計2回開催）
- ②企業誘致の推進について、研究者などの「人材」を誘致、新たな企業投資促進制度である「マイレージ制度*」を導入し、成長産業の誘致、マザー工場化*につながる設備投資を支援（誘致件数 91件）
- ③多くの企業本社が立地する首都圏・関西圏を中心に集中的な企業誘致を実施（7月と2月で計約100件）、県内企業等の投資活動を支援（首都圏での県内に立地する企業との小規模な懇談会 4回開催）
- ④金融機関等と連携した投資セミナーを開催（平成26年3月12日大阪市内で開催、参加者約150人）
- ⑤市町等が行うセミナーに延べ9回参画するなど、関係機関等とも連携しながら、本県の操業環境の魅力などについてPRを実施
- ⑥欧米等先進国の技術力の高い企業をターゲットとした海外ミッションの実施（8月：米国）や、外資系企業を対象とした投資促進セミナー開催による県内操業環境情報を発信（11月：三重テラス*で開催、約60名の外資系企業、大使館関係者参加）
- ⑦国際競争力のある外資系企業の誘致に向け、外国商工会議所やグレーター・ナゴヤ・イニシアティブ協議会（GNI）*等の事業への参加や、大使館など日外国公館や関係機関等とのネットワークを活用したうえでの外資系企業の動向に関する情報交換を実施
- ⑧県内の航空機関連企業による設備投資等を促進するため、国に対して国際戦略総合特区の申請を行い、平成25年10月に県内企業7社の工場が特区に指定
- ⑨海外ミッションにおいて世界有数の航空機製造企業を訪問し三重の立地環境についてPRするなど、航空機産業を成長分野の一つととらえ誘致活動を展開
- ⑩企業、大学、市町など産学官で構成する「みえスマートライフ推進協議会」に設置された「エネルギー関連技術研究会」において、4つの分科会（燃料電池、太陽エネルギー、二次電池、省エネ・システム）を開催するとともに、県内中小企業と工業研究所が燃料電池や太陽電池等にかかる創エネ・省エネに関する共同研究開発を実施
- ⑪「みえスマートライフ推進協議会」の地域モデル検討部会において、マイクロ水力発電の実証事業や先進的都市型スマート住宅供給事業など、企業等と連携した創エネ・蓄エネにかかるプロジェクト

ト化に向けた取組の実施

- ⑫再エネ・省エネ技術を活用した新たな商品やビジネスを創出するため、環境省の「地域の技術シーズを活用した再エネ・省エネ対策フィージビリティ調査」の採択を受け、県内企業に対してシーズ・ニーズの調査を実施し、低炭素社会の実現につながる商品開発の方向性を検討
- ⑬バイオリファイナリー*、バイオケミカル分野での産業創生をめざし、四日市コンビナート企業などと「みえバイオリファイナリー研究会」を設立するとともに、国内外のバイオマス資源の賦存量やバイオリファイナリーに関する技術等の調査及びセミナーの実施（平成25年5月27日研究会設立）
- ⑭最新技術動向や研究シーズの提供を行う高度部材イノベーションセンター（AMIC）*セミナー（8回）及びAMICサロン（6回）を開催し、企業から寄せられた技術課題等について連携可能性がある大学や企業の紹介など事業の具体化に向けたマッチング活動等を経て、6研究会（12回）の運営により開発プロジェクト構築等を促進
- ⑮自動車の共通課題である軽量化・省エネ化を背景にして、自動車の軽量化等に向けた研究会を昨年度に引き続き開催（開催実績：金属材料研究会（2回開催、22社）、複合プラスチック研究会（2回開催、51社）、接合・複合技術研究会（3回開催、58社）、CAE活用研究会（3回、73社）、電装・電動部品研究会（1回、4社） 計11回 延べ208社の参加）
- ⑯みえライフイノベーション総合特区では、国から財政的支援を受け、みえライフイノベーション推進センター（Mi e L I P）を県内に開設（Mi e L I P開設7か所）
- ⑰特区への国内外の企業等の参画を促進するため、首都圏をはじめ、関西圏、中部圏の大手製薬メーカー等を訪問するとともに、これらの企業を対象として三重テラスで特区促進セミナーを開催（大手製薬メーカー等訪問65社）
- ⑱医薬品や医療機器等の開発を支援するため、医療従事者とのマッチングや試作品製作に対する補助を行うとともに、特に医療機器の販路開拓に向け、県内のものづくり企業と東京都・本郷地区の医療機器製造販売業者との交流・展示会を開催し、都内医療機器メーカーとの連携を深化（試作品製作に対する補助12事業者、都内医療機器メーカー53社）
- ⑲新産業創出に向け、生薬研究の先進地調査や国内生薬メーカー及び介護・健康増進関連事業所へのアンケート等の基礎調査を実施し、生薬・薬用植物の活用については4件のビジネスモデルを、また、介護予防及び予防医学分野については7件のビジネスモデルを策定

平成25年度の成果と残された課題（評価結果）

- ①「みえ産業振興戦略」アドバイザーボードを開催し、有識者から知恵や知識をいただき、「みえ国際展開に関する基本方針」や「三重県中小企業・小規模企業振興条例」をはじめとした三重県の産業振興の方向性に反映をしました。今後、これらの取組を効果的に成果につなげていくためには、国の成長戦略とも連動した取組を進めていくことが必要です。
- ②県内での投資を促進するため、成長産業における投資やマザー工場化の促進、外資系企業の誘致、サービス産業の立地促進などを柱とする企業投資促進制度を活用し誘致活動を展開するとともに、通常の企業訪問に加え、成長が見込まれる分野をターゲットに、多くの企業本社が立地する首都圏・関西圏を中心に集中企業訪問を行いました。これらの取組の結果、誘致件数は91件と増加したものの、施策の目標である投資額（累計）については、目標の8割程度の達成率となりました。今後は、関係機関等と連携した投資制度のPRの強化、県内事業所の操業環境の整備・向上に向けてのニーズの把握、さらに「事業改善に向けた有識者懇話会」の意見を踏まえた新たな誘致手法の

検討などに取り組む必要があります。

- ③金融機関等と連携した投資セミナーの開催や、市町等が行うセミナーへの参画など、関係機関等と連携しながら本県の操業環境の魅力をPRしました。また、首都圏での県内立地企業との懇談会では、企業の投資動向の把握や操業環境に関する意見交換を行い、県内での再投資の働きかけや、操業の継続・拡大などに向けた課題の把握に努めてきました。このように、企業及び関係機関の協力も得ながら操業環境の改善に取り組み、四日市市内の半導体工場新棟建設においては、高圧ガス等に関する規制の合理化等が進み、コスト削減に大きく寄与しました。今後、特に県南部地域においては、製造業のほか地域の優れた資源を活用する企業等の誘致に向け、継続して取り組み、地域の活性化にもつなげていく必要があります。
- ④外資系企業の誘致について、「三重テラス」での投資セミナーの開催、GNIが主催する、CFKバレーやフ라운ホーファー等の研究機関等が参加した次世代産業高度化セミナーへの参加、大使館や米国商工会議所の訪問等さらなるネットワーク構築に向け積極的に取り組みました。こうした取組により、6月に日本マイクロサム（海外の高機能断熱材メーカーの日本法人）が、生産規模の拡大に伴う津市内への工場移転と併せて本社機能を東京から津市に移転しました。また、8月の知事ミッションによる米国訪問においては、グローバル企業を対象にトップセールスを行い、11月にサンディスク（フラッシュメモリー開発・製造・販売メーカー）が四日市市内に単独で「イノベーションセンター」を開設することが決定しました。今後は、GNIをはじめこれらの活動を通して外資系企業の誘致活動を展開するとともに、欧米などの先進国と連携した研究開発や商品づくりなどにも取り組み、県内へのさらなる投資を呼び込んでいく必要があります。
- ⑤平成26年2月に三菱重工業株式会社において、MRJ*量産拠点の一つに松阪工場が選定され、今後、航空部品製造に係る産業クラスターの展開が計画されています。また、航空機関連産業については、MRJ量産拠点の一つに松阪工場が選定されたことを絶好の機会と捉え、県内中小企業の航空関連分野への参入に向けた技術の高度化などを進めるとともに、関連企業に対する積極的な誘致活動を展開し、県内における航空機産業の集積につなげていく必要があります。
- ⑥「エネルギー関連技術研究会」の参加者の増加を図るとともに、県内中小企業と工業研究所が環境・エネルギーに関する新たな共同研究開発に取り組み、県内企業の環境・エネルギー関連分野への展開を促進しました。今後、オープンイノベーション*を推進・加速させ、さらなる創エネ、蓄エネ、省エネに関するプロジェクトの形成を図るため、産学官のネットワークを拡充し、研究開発を促進していく必要があります。
- ⑦環境省の「地域の技術シーズを活用した再エネ・省エネ対策フィージビリティ調査」によるニーズとシーズのマッチングの取組を、低炭素化に資する商品化やビジネス化に結びつけていくことが必要です。
- ⑧「みえバイオリファイナリー研究会」を設立し、セミナーでの議論を通じて、県内企業や大学などとのネットワークを構築し、研究開発プロジェクト化に向けた検討や情報交換を行いました。今後は、本県の強みである資源の種類・量・転換技術などのポテンシャルを生かしたバイオマスのマテリアル利用やエネルギー利用など新たな連携テーマについて、企業や大学などが役割分担をしながら技術開発を進めるためのアクションプランを明らかにすることや、新たなプレーヤーを呼び込むことが必要です。

- ⑨高度部材イノベーションセンター（AMIC）において、最新技術動向や研究シーズの提供を行うセミナーやサロンを開催し、連携可能性がある大学や企業の紹介など事業の具体化に向けたマッチング活動を行いました。特に、医工連携分野では、展示商談会の開催や、先進県内企業の見学会のほか、具体的な開発案件の相談などに進展しました。また、コーディネーター活動では、冷凍技術やIH技術の開発案件が進んだほか、国の補助金等の競争的資金につき、申請のブラッシュアップ支援を行い、採択企業の輩出につながりました。今後は、AMICを活用する新規の意欲ある企業（顧客）の開拓が必要であるとともに、企業の技術力や経営力に合致し、商品化までの期間が短い中小企業が参画しやすいような産学官連携のスキームやテーマを模索・検討していく必要があります。
- ⑩自動車の軽量化について、金属材料等の5テーマについて研究会を計11回開催し、延べ208社292名の参加につながりました。このうち、8社が研究会活動をきっかけとして、新たな取組にチャレンジしました（金属材料研究会からアルミ溶湯清浄化に取り組む企業3社、CAE活用研究会から構造解析に取り組む企業6社（重複1社））。今後、本事業で培われたネットワークを生かし、多様な分野の県内ものづくり中小企業・小規模企業に共通する基盤技術の高度化を図ることなど、さらに発展的な取組につなげていくことが必要です。
- ⑪特区において、MieLIPが企業等への製品開発支援を実施し、多くの試作品や製品を生み出しました。統合型医療情報データベースの構築については、財政的支援が得られていないことから、引き続き国との協議を行っていく必要があります。
- ⑫特区への国内外の企業等の参画を促進するため、企業訪問の際に把握した本特区に対する期待やニーズを特区の運営に生かすことが必要です。
- ⑬医療機器については、東京・本郷地区の医療機器製造販売業者との連携により、製品開発や販路確保などの具体的な案件が進行しています。今後も医薬品や医療機器等の総合的な開発支援を行う必要があります。
- ⑭策定したビジネスモデルを活用し、「薬」と「農」が連携した産業及び介護・疾病予防を目的とした産業の新たな創出を支援していく必要があります。

平成26年度の改善のポイントと取組方向

【雇用経済部雇用経済企画総括監 村上 亘 電話：059-224-2414】

- ①「みえ産業振興戦略」について、アドバイザーボードにおいて有識者から知恵や知識をもらいながら、現在の経済情勢を踏まえた新たな取組の方向性について検討していきます。その際、時期を捉え、政府に対して地域からの実感を踏まえた具体的な提案を行っていくようボードの運営を行っていきます。
- ②県内投資の促進に向け、企業の幅広いニーズにワンストップサービスで迅速に応えるとともに、25年度から運用している新たな企業投資促進制度の活用や規制の合理化取組などを進めます。特に、成長が見込まれる分野の企業への集中訪問や金融機関、市町等との連携によるセミナーを実施するなど、首都圏・関西圏を中心にターゲットを絞りながら、効果的な誘致活動を展開し、県内の工場の機能診断や産業別の立地特性に関する調査研究を行いながら新たな誘致手法を検討していきます。また、操業環境に関する県内事業所の生の声を聞く懇談会を地域ごとに開催し、操業環境の一層の整備・向上につなげていきます。
- ③本県の操業環境の魅力などの周知について、本県の魅力ある観光資源や豊富な食材を生かして、地域経済への波及効果の高いサービス産業の立地を進めます。そのため、引き続き情報収集を行いながら関係機関や地域の様々な取組と連携し、サービス産業に関連する企業等に対する誘致活動を進

め、市町とも十分な連携を行いながら操業し易い環境を整えるなど丁寧な取組を行っていきます。

- ④外資系企業の誘致について、競争力のある企業を誘致するため、欧米等の先進国における研究機関や地域との連携を強め、そのネットワークを活かした効果的な誘致活動を進めるとともに、本県の高度部材産業群などの強みを生かした産業連携を模索します。その際、海外の展示会への参加など、本県単独では取り組みにくい事業は、G N I の機能を十分に活用しながら進めていきます。さらに、国内に既に立地済みの企業の県内立地を進めるため、首都圏での投資促進セミナー等の開催など積極的なP Rにも取り組みます。
- ⑤県内企業の航空関連分野への参入や取引拡大が図れるよう技術の高度化への支援や商談会の開催などの取組を進めるとともに、新しい投資促進制度や国の国際戦略総合特区制度を活用し、外資系も含めて航空関連企業の誘致を進めていきます。また、特区の指定区域の追加申請を行うほか、特区制度や地域推進協議会のネットワーク等を活用して、航空機関連の設備投資を促進していきます。
- ⑥企業の環境・エネルギー関連分野への展開を促進するため、「エネルギー関連技術研究会」において、引き続き4つの分科会を運営し、ネットワークの拡充を図るとともに、共同研究に向けた技術支援やモデルプロジェクトの構築等、企業ニーズに沿った研究開発を促進していきます。
- ⑦引き続き、環境省の「地域の技術シーズを活用した再エネ・省エネ対策フィージビリティ調査」により、ニーズとシーズをマッチングしたテーマについて、事業化に向けた課題抽出等に取り組み、環境・エネルギー関連産業の育成につなげます。
- ⑧「みえバイオリファイナリー研究会」において、県内外から新たなプレーヤーを呼び込むため、バイオリファイナリーの動向を把握するとともに、産学官が役割分担をしながら技術開発を進めるため、基礎研究・モデルプラント実証試験など、フェーズごとに重要な課題を調査分析し、研究開発プロジェクト化の目標達成に向けたロードマップを作成します。
- ⑨高度部材イノベーションセンター（A M I C）における取組において、入居企業をはじめ北勢地域のものづくり企業に、産官学ネットワークを活用した技術高度化や人材育成の支援、成長分野への参入促進等を行うことを通じて、自社の強みを生かした付加価値の高いものづくり企業を育成していきます。
- ⑩自動車の軽量化に向けた研究会について、平成25年度後半から国（厚生労働省）の補助事業を活用した「戦略産業雇用創造プロジェクト」がスタートしたことから、平成26年度は、これまでに培われたネットワークを戦略産業雇用創造プロジェクトのメニューを通じて発展させていきます。
- ⑪三重大学等が運営しているM i e L I Pの活動を支援するとともに、統合型医療情報データベースの構築及びM i e L I Pの安定的な運営のため、国の財政的支援が得られるよう実施主体である三重大学等と連携し、国との協議を行っていきます。また、引き続き企業訪問等を通じて、特区事業への参画に向けた営業活動を行っていきます。
- ⑫医薬品や医療機器等、製品開発の意欲の高い企業等に対して、継続して研究・製品開発が取り組まれるよう支援を行っていきます。
- ⑬「薬」と「農」が連携した産業及び介護・疾病予防を目的とした産業の新たな創出に向け、関係部局と連携し、企業等への支援を実施していきます。

* 「○」のついた項目は、平成26年度に特に注力するポイントを示しています。

【主担当部局：雇用経済部】

県民の皆さんとめざす姿

三重のものづくり産業が、強みを生かしてさらに国際競争力を高め、国内外から「メイド・イン・三重」として広く認知されることで、技術力向上、市場開拓、雇用創出の好循環につながり、日本経済の活性化を支えています。

平成27年度末での到達目標

多くの県内ものづくり企業が、それぞれが持つ特徴や強みを生かして自らまたは連携して課題解決に取り組み、三重県ならではのオンリーワン型の企業^{*注)15}として、海外市場を取り込んで事業活動を展開しています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	A (進んだ)	判断理由	県民指標及び活動指標について、全て目標値を達成したことと、多くの企業が新たな展開に取り組むことができたことから、「進んだ」と判断しました。
----------	------------	------	---

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標

目標項目	23年度	24年度	25年度		26年度	27年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
製造業に係る中小企業の付加価値額の伸び率	/	103 (23年)	112 (24年)	1.00	112 (25年)	112 (26年)
	100 (22年)	115 (23年)	112 (24年)		/	/

目標項目の説明と平成26年度目標値の考え方

目標項目の説明	中小企業（製造業）の従業員1人あたり付加価値額（利益、減価償却費、人件費）の平成23年（平成22年実績数値）を100とした場合の伸び率（工業統計より）
26年度目標値の考え方	近年の経済情勢から減少傾向にある中（平成18年から平成21年の4年間で22.5%減。毎年減少している。）、ものづくり三重を強力に推し進めてきたことなどにより、平成25年度の実績値は平成27年度の目標値を上回りました。平成26年度の目標値については、平成27年度目標値を維持することとして、平成27年度目標値と同値としました。

活動指標

基本事業	目標項目	23年度	24年度	25年度		26年度	27年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
32201 海外事業展開の促進（雇用経済部）	海外事業展開に取り組む企業数（累計）	/	10社	20社	1.00	30社	40社
		—	10社	20社		/	/
32202 中小企業の基盤技術の高度化（雇用経済部）	経営戦略に基づく事業化への取組企業数（累計）	/	25社	50社	1.00	75社	100社
		—	32社	61社		/	/

基本事業	目標項目	23年度	24年度	25年度		26年度	27年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
32203 新分野展開・市場開拓への支援（雇用経済部）	販路開拓支援により新たな取引につながった数（累計）		50件	100件	1.00	185件	200件
		—	73件	173件			
32204 産業技術人材の育成と確保（雇用経済部）	企業の成長を支える産業技術人材の育成数（累計）		100人	200人	1.00	350人	400人
		—	153人	316人			

（単位：百万円）

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
予算額等	470	381	207	373	
概算人件費		307	221		
（配置人員）		（34人）	（24人）		

平成25年度の取組概要

- ① 県内中小企業等の海外展開を促進するため、日本貿易振興機構（ジェトロ）等専門機関との連携による個々の企業ニーズに応じた販路開拓の支援、海外市場動向・制度に関する情報の収集・提供等のサービスを実施
- ② 日本貿易振興機構（ジェトロ）の支援メニューを活用し、台湾との産業連携の手法に関する研究会を立ち上げ（5月）、台湾企業とのマッチング手法を研究
- ③ ブラジルミッション（8月実施）では、大学を含む行政団、経済団、民間団の3団からなる総勢66名の「オール三重」でミッション団を構成してサンパウロ州を訪問し、県内各界が連携して三重県の総合的なプロモーションを実施
- ④ 三重県海外ビジネスサポートデスクにおいて、セミナー開催等による海外展開に関する情報提供、個別相談会の実施、海外現地における商談機会を提供（相談実績：中国ビジネスサポートデスク222社・233件、アセアンビジネスサポートデスク90社・131件）
- ⑤ 県内環境関連企業等の技術・製品等の海外展開を図るため、公益財団法人国際環境技術移転センター（ICETT）において、マレーシアへの環境関連企業の展開可能性調査や、アセアンビジネスサポートデスクと連携協力して、ビジネスマッチングを実施
- ⑥ 県内企業がタイへの海外展開に取り組みやすくするために、タイ投資委員会（BOI）とMOUを締結（11月）
- ⑦ 県内中小企業の課題を解決し、商品開発につなげていくため、県研究機関と産業支援機関が連携し、ものづくり技術基盤の開発、新たな市場開拓につながる改良開発型の技術開発に加え、ニーズの高い中小企業の予備的な研究としての「可能性試験」の3段階で企業の段階・業態に応じて支援
- ⑧ 中小企業連携体の自立化に向けた活動支援を図るとともに、県内中小企業による地域を超えた交流に取り組んでいる全国的な中小企業連携体との連携を促進
- ⑨ 三重県と北海道のそれぞれの産業の強みを生かした連携を進めるとともに、「ものづくりテクノフェア2013（札幌市）」及び「第11回リーディング産業展みえ（四日市市）」へ出展し、商品開発などの連携事例を紹介するとともに、参画メンバーの交流を促進
- ⑩ 中小企業が出願する特許等の取得活動に係る資金を補助するとともに、県公設試験研究所等が取

得した特許権等を活用することで中小企業等の技術高度化や新商品開発を支援

- ⑪川下企業*、中小企業双方のニーズを把握し、川下企業の製造拠点又は研究開発拠点で、県内ものづくり中小企業の技術等を紹介する出前商談会等を開催し、県内中小企業の販路拡大の機会を創出。
- ⑫工業研究所が中心となり商談会等で明らかになった技術課題等について支援を行い、県内中小企業の技術力の向上を促進
- ⑬自動車の軽量化に係る研究会活動を通じて、新たな取組にチャレンジする県内ものづくり企業を支援
- ⑭産業人材育成については、内容、カリキュラムについて、企業からのヒアリング等を適宜行い、ニーズを反映した、より効果的な講座にするとともに、広報も見直して実施
- ⑮前年度実施した全国アンケート調査結果をもとに他府県へのベンチマーキング及び有識者へのヒアリングを行い、いかに表彰制度の価値を生み出し、表彰者等の販路開拓に繋げるかを検討し、制度設計を検討

平成 25 年度の成果と残された課題（評価結果）

- ①県内中小企業等の海外展開について、平成 25 年 9 月、三重県の強みを発揮できる分野及び国・地域に対し、限られた資源の中で、重点的かつ集中的に国際展開を行うため、三重県が取り組むべき方向性を定めた「みえ国際展開に関する基本方針」*を策定しました。今後は、同方針を具体的に推進していくため、これまで本県と連携して海外展開に取り組んできた企業だけでなく、国際展開に関心のある幅広い県内企業等が参画し、官民一体の体制で推進する仕組みが必要です。
- ②台湾との産業連携について、平成 24 年 7 月に三重県と台日産業連携推進オフィス（T J P O）が結んだ産業連携に関する覚書（MOU）をきっかけに、行政間の連携、三重大学と台湾の大学等の連携を進めました。11 月に開催したリーディング産業展では、T J P O が来県し、日台産業連携に関するセミナーを開催したほか、台湾区機器工業同業公会（T A M I）の会員企業が来県し、県内企業との商談会を開催しました。今後は、これらの交流をさらに促進させる必要があります。
- ③8 月に実施したブラジルミッションにおいて、大学を含む行政団、経済団、民間団の 3 団からなる「オール三重」でサンパウロ州を訪問し、県内各界が連携して三重県の総合的なプロモーションを実施し、「教育」「環境」「産業と商業」「観光」の 4 つの分野で相互連携して両県州が発展していくために「姉妹提携 40 周年記念共同宣言」（署名）を行いました。今後、これらの産学官のネットワークを活用し、具体的な経済交流につなげる必要があります。
- ④三重県海外ビジネスサポートデスクについて、県内中小企業における中国、アセアンへの事業展開を支援するためのワンストップ窓口として効果的な現地サポートを実施してきました。今後は、サポートデスクだけでは対応することが困難な専門的課題に対しては、「中小企業等の海外展開支援に係る業務協力に関する覚書」を締結したジェトロ等と連携して県内企業の課題解決支援に取り組む必要があります。特に、中国デスクにおいては、税制面や商標の問題など進出企業に対するきめ細かな支援を行う必要があります、アセアンデスクにおいては、タイ以外の周辺諸国におけるサポート機能を充実していく必要があります。
- ⑤県内環境関連企業等の技術・製品等の海外展開を図るため、アセアンビジネスサポートデスクが I C E T T と連携し、タイ・バンコクで開催された国際見本市「メタレックス 2013」において、ビジネスマッチングを支援しました。今後は、I C E T T に委託したマレーシアへの展開可能性調査の結果を生かして、同国をはじめアセアン地域への県内環境関連企業等の海外展開の支援を

行うとともに、支援モデルを検討することが必要です。

- ⑥メイド・イン・三重ものづくり補助金事業は、採択された事業が効果的に実施されるよう関係機関と連携して行っていくため、「町の技術医」としての工業研究所が、産業界や大学・研究機関などの「連携窓口」としての機能を担っていくことが求められています。また、国の平成25年度補正予算において創設された、「中小企業・小規模事業者ものづくり・商業・サービス革新事業」は、これまでより多くの中小企業・小規模企業の方が対象となったので、この制度を有効に活用し、両事業ともに、採択されなかった事業者のフォローアップについても行う必要があります。
- ⑦優れた技術等を有する県内の中小企業が連携し、取引拡大、技術力向上、新分野進出等につなげていく中小企業連携体の取組を支援しました（3者）が、共通する課題として、補助金終了後を見据え組織体制のさらなる整備と受注拡大への取組を促し、活動の自立化や継続化を図る必要があります。また、国の中小企業連携体支援事業の活用も図っていく必要があります。
- ⑧北海道との産業連携について、本県の企業が北海道産牛乳を使用したプリンなどの商品化や、北海道の企業が三重のものづくり技術を活用し高品質なたね油の製造・販売を行うなど具体的な取組も出てきています。今後、連携した地域ラウンドの拡大や新たな販路開拓などにも取り組む必要があります。
- ⑨中小企業等による特許等の出願支援について、12件（国内9件、外国3件）の出願補助金を交付し、特許権等の取得の支援を行いました。また、県公設試験研究所等においては5件（工業研究所1件、農業研究所2件、林業研究所1件、松阪農林事務所1件）の特許出願を行い、特許出願中であった14件のうち、9件（うち1件は外国特許を含む）の特許権を取得しました。引き続き、県内事業者の特許戦略への支援や特許権等の有効活用を図って行く必要があります。
- ⑩出前商談会等を11回開催し、県内企業が延べ265社参加しました。合計341件の新たな取引に向けた「きっかけ」が生まれ、12件の取引が成立しています。一方で、商談が進んでいない案件や取引成約に至らなかった案件もあることから、その理由の把握・整理、技術的課題等の解決に向けた試験・評価及び共同研究等の技術的支援を進めていく必要があります。また、自動車の軽量化にかかる研究会活動を通じて、新たな取組にチャレンジする県内企業が出ており、今後は、こうした活動をより幅広い基盤技術分野で展開し、県内企業を支援する必要があります。
- ⑪産業人材育成事業は、演習やグループワークを含めた実践的な講座として、受講者等から好評をいただき、化学・プロセス産業基礎講座で、一部カリキュラムを選択受講できる試みを行ったところ、受講生が大幅に増加しました。また、地域産業担い手の技能者育成事業では、特に企業内研修として活用が図られました。今後、県内中小企業等の持続的な発展に必要なとされる人材の育成・確保の取組を大学、県内大企業などと連携してさらに充実し継続する必要があります。
- ⑫国や本県で実施している顕彰事業の県内受賞企業については、ものづくり及びサービス分野においては、特に大企業及び規模の大きい中小企業が多くを占める状況にあります。このため小規模企業を主に対象とした顕彰制度の検討を進めました。今後、県内ものづくり企業について、より広く、効果的にPRするための取組を検討する必要があります。

- ①産学官と金融機関、関心のある企業が参画する「三重県企業国際展開推進協議会」を設立し、県内企業の課題やニーズを把握するとともに、支援機関が連携して、幅広い分野での中小企業・小規模企業の海外展開を支援していきます。また、既存の観光誘客、農林水産品の輸出促進、ライフノベーション*にかかる海外展開の協議会を含めた4つの協議会の情報共有や中期戦略の協議等を行う「みえ国際展開推進連合協議会」（仮称）を設立します。
- ②台湾について、台日産業連携推進オフィス（T J P O）をカウンターパートとして、台湾の企業団体、大学などとの連携をさらに進めます。また、JETROの支援事業等を活用して、企業団による現地企業訪問や県内への有力企業の招へいなどを進めます。
- ③ブラジルについて、サンパウロ州知事との共同宣言に記載された4分野の取組を推進していくため、庁内関係課等からなる「サンパウロ州との共同宣言フォローアップ会議」を開催し、①教育、②環境ならびに気候変動、③商工業、④観光の分野ごとに、情報の共有や具体的な取組の検討を進めていきます。また、ブラジル三重県人会のネットワーク等を活用し、環境分野のビジネス展開の可能性を探るため、県内環境関連企業等のシーズを踏まえた現地のニーズ等を調査します。
- ④三重県海外ビジネスサポートデスクについて、企業団体等と連携したPRに取り組み、県内企業の活用頻度の向上を図るとともに、相談企業ごとに記録し、方策を整理しながら対応します。また、「三重県企業国際展開推進協議会」の取組に対し、海外現地機関等との仲介機能を果たします。さらに、中国デスクにおいては、税制面や商標など専門的課題を、JETROをはじめ専門的機関と連携して解決していくとともに、アセアンデスクにおいては、タイ以外のアセアン諸国への対応について、JETRO等の外部機関との連携や関係諸国の駐日在外公館等とのネットワークを強化して、支援を充実していきます。
- ⑤県内企業が強みを有する環境関連技術について、I C E T Tによるネットワークを活用するとともに、中部経済産業局とも連携して海外展開を支援していきます。
- ⑥県内中小企業・小規模企業が取り組む研究開発や商品開発により付加価値を高め、販路開拓にまでつなげていくために、メイド・イン・三重ものづくり補助金事業や国の「中小企業・小規模事業者ものづくり・商業・サービス革新事業補助金」により支援します。また、補助金等の採択がされなかった事業者に対して、採択に至らなかった原因をともに考え、課題を把握し、次回の補助金獲得につながるよう支援するとともに、技術的なアドバイスを行うことで、計画内容のブラッシュアップを支援し、必要に応じて職員が現場に出向いて課題解決のための共同研究の提案を行うなど、事業者の意欲を引き出すよう取り組んでいきます。
- ⑦中小企業のグループ化・ネットワーク化は中小企業単独では困難な販路開拓・拡大、技術力向上や新分野展開等に有効であることから、平成 26 年度も引き続き、県内中小企業の連携体の組成、育成を支援し、系列関係にない、様々な強みを持つ複数の中小企業が取り組む、「成長産業」や「海外展開」への取組を促進していきます。
- ⑧北海道との産業連携について、十勝ラウンドの取組を検証し、参画メンバーや他の地域ラウンドへの拡大、新たな販路の開拓などについて北海道庁とも連携し取組を進めていきます。
- ⑨中小企業等による特許等の出願について、出願補助金を交付することによって、県内中小企業の特許出願をさらに促進します。また、県公設試験研究所等における研究成果を新たに知的財産として権利化（出願・審査請求等）し、継続して権利の維持を行うことで、県内企業関係者等が県保有知的財産を有効活用できる環境の整備に努めます。

- ⑩出前商談会等について、多様な産業分野の川下企業のニーズ、及び県内中小企業等の技術・製品情報について収集・整理をすることにより、川下企業のニーズの開発要素、緊急性、地域性等に応じて、出前商談会の形式を検討し、効果的にマッチングする仕組みを構築していきます。また、県内中小企業等に共通する基盤技術に関する研究会を開催し、新たな取組にチャレンジする県内中小企業等の掘り起しを行うとともに、企業の生産現場における課題解決支援を行います。
- ⑪産業人材育成講座について、企業や商工団体、産業支援機関、大学や高校などの教育・研究機関、市町等との連携を一層緊密にするとともに、「戦略産業雇用創造プロジェクト」を活用し、これまでの講座カリキュラムの細分化と新たな科目の導入を行います。また、講座実施期間等を大幅に見直しリニューアルします。
- ⑫優れたものづくり技術やサービスの高付加価値化などを実現している小規模企業をはじめとした中小企業・小規模企業等の魅力を周知するための顕彰制度「みえ産業企業選（仮称）」の検討を進めます。

* 「○」のついた項目は、平成 26 年度に特に注力するポイントを示しています。

施策 3 2 3

地域の価値と魅力を生かした産業の振興

【主担当部局：雇用経済部】

県民の皆さんとめざす姿

地域の中小企業者等が、経営環境の変化をふまえて自らの創意工夫や地域が持つ価値や魅力など地域資源の活用により、新たな事業活動を活発に行うことで地域の産業が活性化しています。

平成 27 年度末での到達目標

地域資源を活用した新たな産業創出に向けた取組が増えてきている中、さまざまな主体が活力を結集して地域づくりを進め、地域の中小企業者等が自らの経営革新、地域資源を活用した新商品の開発および販路開拓への積極的なチャレンジや、市町の取組と連携した商店街等の魅力向上により、地域産業の活性化が図られています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	B (ある程度進んだ)	判断理由	県民指標は目標値を達成することができませんでした が、活動指標は全て目標値を達成したことから、「ある程度進んだ」と判断しました。
----------	----------------	------	---

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標

目標項目	23 年度	24 年度	25 年度		26 年度	27 年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
地域資源活用関連産業の製造品出荷額等の伸び率	/	103 (23 年)	106 (24 年)	0.96	109 (25 年)	112 (26 年)
	100 (22 年)	100	102		/	/

目標項目の説明と平成 26 年度目標値の考え方

目標項目の説明	工業統計調査産業分類における地域資源活用関連産業分野（食料品製造業、木材・木製品製造業、陶磁器・鋳物製造関連）の製造品出荷額等の平成 23 年（平成 22 年実績数値）を 100 とした場合の伸び率（経済産業省「工業統計調査」）
26 年度目標値の考え方	平成 25 年度は、伸び率が大きく増加した産業分野がある一方で、製造品出荷額全体の 8 割弱を占める食料品製造業が漸減した影響もあり、目標を達成することができませんでしたが、今後、式年遷宮効果による増加要因や、食に関する産業振興にも取り組んでいくことから、平成 26 年度については、平成 25 年度と同様の年平均 3% の伸びを目標として設定しました。

活動指標

基本事業	目標項目	23 年度	24 年度	25 年度		26 年度	27 年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
32301 地域資源を活用した産業の振興（雇用経済部）	地域資源を活用した新商品を開発し、売上につながった企業数（累計）	/	10 社	20 社	1.00	30 社	40 社
		—	11 社	26 社		/	/
32302 新たなビジネスの創出等の促進（雇用経済部）	新しい商品・サービス等の創出件数（累計）	/	10 件	20 件	1.00	30 件	40 件
		—	10 件	22 件		/	/

基本事業	目標項目	23年度	24年度	25年度		26年度	27年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
32303 地域の特性に 応じた商業の振興 (雇用経済部)	商業活性化の取組 により集客増や収益 向上に結びついた事 業者等の数(累計)		3者	6者	1.00	9者	12者
		—	3者	6者			
32304 経営基盤の 強化(雇用経済部)	商工業団体等の支 援により新たな事 業展開に至った件 数(累計)		160件	320件	1.00	485件	650件
		—	155件	324件			

(単位：百万円)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
予算額等	4,968	4,945	3,866	3,888	
概算人件費		316	303		
(配置人員)		(35人)	(33人)		

平成25年度の取組概要

- ①地域資源を活用した取組について、ファンドの活用による県内事業者の取組を支援するとともに、採択された中小企業者等に対するフォローアップ活動などを実施(35件の取組支援)
- ②伝統産業・地場産業や地域資源活用事業者の商品開発、販路開拓への支援を行うため、首都圏や県内外で活躍するデザイナー、クリエイター等とのマッチングを通じた具体的な仕組みづくりや、県内の集客拠点におけるテスト販売機会の創出を通じた商品のブラッシュアップを支援
- ③伝統工芸に携わる技術者の人材育成や後継者育成につながる勉強会等を実施
- ④中小企業が自らの強みを生かし、時代のニーズを捉えた新分野への進出を促すとともにニュービジネス創出のため、大学等の関係機関と連携し、人的ネットワークの構築を含めた力強い企業家人材育成への取組を実施、併せて関係機関と連携し専門的な知見からアドバイスを行う体制を構築
- ⑤中小企業新事業活動促進法に基づく経営革新計画申請の承認と計画策定時・計画実施後の取組を支援(承認件数 24件：平成26年3月末現在)
- ⑥生産性向上等によりサービス産業の高付加価値化を目指す事業者を支援するため、事業者、支援機関等が課題や改善活動(QC等)を考える地域別勉強会を開催し、各勉強会の課題と成果をネットワーク化することにより、事例や手法の共有とPDCAを支援する体制づくりを推進、業種別課題の解決手法やシラバス(学習計画)などを検討する研究会を開催
- ⑦地域の商業活性化を進めるため、商店街において、市町や住民等さまざまな主体が連携した地域ぐるみの取組と課題に対応するためのプロジェクトを支援、地域産品等を生かした販売力向上につながるトライアルショップ*開設等の取組を支援
- ⑧県内中小企業の経営の安定を図るため、引き続きセーフティネット資金を実施するとともに、みえ産業振興戦略*の推進に向けた、中小企業の取り組みを支援するため、みえ産業振興戦略関連資金等を創設し、中小企業における金融の円滑化を促進
- ⑨商工団体の創意工夫による地域資源の活用、新たなビジネスの創出、人材育成等の中小企業支援の取組を支援
- ⑩商工団体の経営指導員による経営全般にわたる基礎的支援や、中小企業・小規模企業が抱える課題解決のため、専門家を活用した専門的支援を実施

- ⑪ ICT*を活用して、住民・観光客の満足度向上や産業振興、地域活性化につなげていくため、「みえICTを活用した産業活性化推進協議会」を設立し、新たなビジネスモデル・社会モデルを検討（平成25年7月17日設立、37社・団体が参画）
- ⑫「三重県中小企業・小規模企業振興条例」の制定に向けて、中小企業関係者や有識者などによる検討会議（7～1月）を設置、県民の意見を聴くためのパブリックコメントを実施（11～12月）、現場の声を聴くための各商工会及び商工会議所単位での意見交換を実施（12月）
- ⑬新しい会社や事業を立ち上げるといった「スタートアップ」に意欲的な自治体が連携し、共同事業の実施などにより、各自治体のスタートアップ企業を増やし、地域経済の活性化をめざすため、「スタートアップ都市推進協議会」を設立（平成25年12月23日設立総会、参画自治体：三重県、広島県、佐賀県、千葉市、横須賀市、浜松市、奈良市、福岡市（3県5市））

平成25年度の成果と残された課題（評価結果）

- ①「地域コミュニティ応援ファンド」「農商工連携推進ファンド」の活用により、地域資源を活用した新商品開発や販路開拓等35件の取組に対して支援を行いました。今後も、国、県の様々な支援制度の情報提供やフォローアップ等を行っていくとともに、クール・ジャパンとして海外に高く評価されている「食」に着目し、県内事業者の食分野への参入を促進していく必要があります。
- ②県内の伝統産業、地場産業の振興について、現在のライフスタイルに対応した新たな取組を進めるため、首都圏、中部圏のデザイナー等とのネットワークづくり等を進めた結果、萬古焼や伊賀くみひも等において12件の新商品づくりに結びつき、「三重テラス」*等で成果発表会を開催しました。また、地域資源を活用した商品を掘り起こし、県内集客拠点等を活用したテスト販売やブラッシュアップを行う取組を進め、ネクソコ中日本との連携により4種類のパッケージ商品等の開発を行うとともに、県内サービスエリア等での新商品のテスト販売を行いました。今後は、これらの商品の新たな販路開拓支援を行っていく必要があります。
- ③伝統産業や地場産業事業者の人材育成の取組を支援するため、「伝統産業・地場産業新たな魅力創出事業費補助金」を活用して、萬古焼の後継者育成の取組を支援するとともに、県内各地で事業者の情報交換やネットワークづくりにつながる勉強会を開催しました。今後も、デザイナーとの連携を通じた商品開発や販路開拓を促進する取組と一体的に、事業者が自らの取組をブラッシュアップする勉強会などを実施し、人材育成等を支援していく必要があります。
- ④三重大学と連携して実施した経営者育成道場において、受講生同士が連携して新事業を立ち上げた事例や道場にてブラッシュアップを行ったビジネスプランを事業展開し、地域に新たな雇用を生んだ事例など、具体的な動きが出てきました。また、ニュービジネス支援事業では、アドバイザーの設置や関係機関・団体等の担当者の人材育成等により、支援体制の強化を図りました。しかしながら、県内中小企業の競争力の底上げや強化のためには、広がりのある人的ネットワークの構築が重要であるとともに、地域内での事業展開のみでなくグローバルな視点をもった経営戦略を経営者が持つことが必要です。
- ⑤経営革新計画の申請について、平成26年3月末現在で24件承認しましたが、申請件数は、年々減少傾向にあります。今後、県内中小企業・小規模企業の経営革新の取組を促進していくためには、新たな支援の仕組みを検討していく必要があります。
- ⑥サービス産業の高付加価値化に向け、観光業者等に対し、勉強会を実施するとともに現場診断を行いました。また、小集団による改善活動（いわゆるQC活動）を積極的に展開している県内製造業者と連携し、サービス産業での現場改善につなげることができました。今後は、サービス産業の人材育成にも取り組んでいく必要があります。

- ⑦商店街活性化の取組支援について、松阪市内の商店街が実施する勉強会に講師を派遣するとともに、商店街での「まちゼミ」等、優れた取組を他の地域でも展開するための支援を行いました。また、津市内の商店街では幼い子ども連れのお客さんが安心して買い物ができるための拠点づくり事業を支援する等、集客の促進に向けた具体的な取組に対して市町と連携して支援を行いました。商店街は地域の暮らしを支え、コミュニティの中核的役割を担っていることから、今後も、商店街の現状や課題等を把握した上で、まちづくりと一体となった支援策を進めていく必要があります。
- ⑧中小企業金融の円滑化の促進について、三重県信用保証協会への保証料補助と金融機関への利子補給による低利融資によって、融資を受ける中小企業者の負担を軽減するとともに、資金供給の円滑化により中小企業者の経営基盤の強化を図りました。今後、三重県中小企業融資制度による資金供給をより効果的なものとするため、商工会議所、商工会、金融機関および信用保証協会との連携を促進し、事業計画の作成から融資判断、融資後のフォローまで経営支援の充実を図ることが必要です。また、三重県中小企業・小規模企業振興条例やみえ産業振興戦略の具現化につながる中小企業の前向きな事業活動への資金供給が円滑化されるよう支援する必要があります。
- ⑨経営指導員の地域を越えたネットワークづくりと情報交換の場として、経営指導員等ネットワーク会議を開催し、各商工団体の取組事例発表をはじめ、各経営指導員が事業者の個別課題や地域課題を持ち寄り、課題解決に向けた支援策等の検討を行いました。今後も、これらの取組を通して、各地域に密着して支援してきた経営指導員の知識やノウハウを蓄積していく必要があります。
- ⑩商工団体が実施する地域のニーズを踏まえた地域産品の販路拡大や創業塾の開催などの取組について、支援を行いました。今後も引き続き、商工団体ごとの課題解決に向けた取組を支援することで、地域の小規模事業者等の振興や地域経済の活性化を図っていく必要があります。
- ⑪7月に設立した「みえICTを活用した産業活性化推進協議会」について、37社の企業、団体等が参画し、キックオフセミナーを開催するとともに、ICT・ビッグデータ*を活用して産業活性化をめざすネットワークづくりを行いました。また、協議会の方向性を議論する運営委員会を3回開催し、具体的なテーマ（観光、健康、共通基盤）ごとにワーキンググループを設置し、新たなビジネスモデル構築の検討を行いました。今後、取組を推進していくためには、アグリ（農業関連）等新たなワーキンググループ設置の検討に加え、積極的な企業の参画や県内自治体の協議会への参加促進を促す必要があるとともに、行政が保有する情報のオープンデータ化に取り組むことが必要です。
- ⑫「三重県中小企業・小規模企業振興条例」については、平成26年3月19日に県議会において可決されました（同年4月1日施行）。今後は、条例に基づく中小企業・小規模企業の振興について、地域において具体的かつ計画的に取り組むことが必要です。
- ⑬平成25年12月の「スタートアップ都市推進協議会」設立に合わせ、参画する自治体の長により、「それぞれの地域において、地域の特性を生かして地域の力を結集し、スタートアップ都市の実現に取り組むこと」、「多様な地域の資源や人材の相互交流により、イノベーションを起こし、スタートアップを生むこと」、「日本の再興に向け、国家戦略特区制度などを活用し、スタートアップを阻害する規制の緩和や、スタートアップ企業への重点的な支援を求める」といった、アベノミクスの第3の矢として、地域から日本を変えるイニシアティブを発表しました。今後、具体的な取組について、参画自治体と協議していく必要があります。

- ①地域資源を活用した新商品開発や、商品の改良、販路開拓等の取組を支援していくため、「地域コミュニティ応援ファンド」や「農商工連携推進ファンド」については申請様式等を簡略化し活用を促進するとともに、国の各種支援制度の活用を図ります。また、地域資源を生かした新たな取組として、「和食」のユネスコ無形文化遺産登録で、世界から日本の食文化に関心が寄せられているなか、本県の食の産業振興につなげるため、「食のサミット」を開催し、県内事業者の販路拡大と幅広い食関連事業者のプラットフォーム構築を目指します。さらに、平成 27 年度に開催される「ミラノ国際博覧会」について、出展の有効性を検証するため、事業化可能性調査を行います。
- ②伝統産業・地場産業が、国内、海外の消費者やユーザーに価値を提供する「感性価値創造型産業」へと展開していくために、これまでの取組を通じて構築してきたデザイナー等とのネットワークを強化して新商品開発を促進し、「三重テラス」等との連携を通じたテストマーケティングにより、販路開拓等の取組を支援していきます。
- ③伝統工芸等に携わる技術者の人材育成等につなげていくため、事業者の取組をブラッシュアップする勉強会の開催や、展示会等の開催を支援していきます。
- ④県内中小企業の競争力の底上げや強化を図るために、県内企業の広がりのある人的ネットワークづくりを支援するとともに、グローバルマーケットにおいて新たな市場の獲得をめざす世界を見据えた経営者育成の支援に取り組みます。また、国の事業引継ぎ支援センターを開設し、中小企業・小規模企業の円滑な事業承継を支援していきます。
- ⑤県内中小企業・小規模企業の経営課題の抽出・発見やその解決に向けた取組、さらには新事業展開等を段階的に支援するため、「三重県版経営向上計画」の認定制度を創設し、商工団体等関係機関と一体になって取り組みます。
- ⑥サービス産業は中小・小規模企業者が多いため、独自で人材育成をすることが困難であるとともに、人材確保や定着にも苦勞しています。また、サービス産業は社員数が相対的に少ないことから、一人あたりの付加価値を高めることが、企業の生産性向上にとって極めて重要であるため、サービス産業の中核的な役割を担っている人材に対して、テーマを明確にしたフィールドワークを含む連続形式の講座の実施や課題別の勉強会を実施するなど、きめ細かな人材育成の取組を行い、体系的な知識と現場運営スキルの習得、生産性向上を支援します。また、若手経営者の先進的取組現場での実践的な研修などにも取り組んでいきます。
- ⑦商店街の支援に際しては、市町と連携するとともに、商店街の勉強会等に参加し、地域の課題等を把握することで、現場と密着した支援を進めていきます。また、まちづくりと一体となった支援を進める観点から、商店街が地域活性化に取り組む活動を行った場合、その経費の一部を支援する制度や、商店街の空き店舗等を活用して創業を行う場合にも、その経費の一部を支援する制度を新たに創設する等、地域のニーズに沿った支援を展開していきます。
- ⑧中小企業に対する資金供給の円滑化の促進について、商工会議所、商工会及び金融機関等の支援機関と連携して、「三重県版経営向上計画」の認定を受けた中小企業・小規模企業や新規開業者の支援等、企業の事業活動に必要な資金が円滑に供給されるよう金融支援制度の充実を図ります。
- ⑨小規模事業者の経営課題等の解決支援のため、商工団体の経営指導員の知識やノウハウを共有し、県内他地域へ水平展開させる場として、経営指導員等ネットワーク会議の充実を図っていきます。
- ⑩地域の事業者精通し、事業者とのネットワークを有する商工団体等と連携し、地域特性を生かした商品の販路開拓、創業支援や小規模事業者等が連携したトライアル事業を支援していきます。
- ⑪企業や県内自治体に対し、みえ I C T を活用した産業活性化推進協議会への参画促進を図るとともに

に、県庁内で保有する行政情報のオープンデータ化に向けた検討を行います。また、ワーキンググループで検討したビジネスモデルの実証試験に取り組みます。さらにアグリ関連では、農地や植物工場にセンサを配置した農作物の栽培や、農業経営等に係る各種データを集積するプラットフォームの構築など、地域に賦存するデータの集積を活用した農業ビジネス創出の検討に取り組みます。

- ⑫「三重県中小企業・小規模企業振興条例」の理念に基づき、県が先頭に立って取組み、中小企業・小規模企業の経営の安定及び向上、新たな価値の創造や挑戦を促進していきます。具体的には、三重県版経営向上計画の認定、人材の育成、資金供給の円滑化、創業及び事業承継、海外展開など、中小企業・小規模企業の特성에応じた支援を行っていきます。また、地域ごとに中小企業・小規模企業振興を推進するため、「みえ中小企業・小規模企業振興推進協議会」を県内5ブロックに設置し、三重県産業支援センター、市町、商工会、商工会議所等といった関係機関と地域での支援策を十分協議・検討しながら、その取組を進めていきます。
- ⑬「スタートアップ都市推進協議会」での具体的な活動として、スタートアップに関する国への提言活動、小中高校生・大学生向けチャレンジマインド醸成教育、交流会などのマッチング事業などの共同事業を行うこととしており、詳細について、今後、参画自治体と協議しながら取組を進めていきます。

* 「○」のついた項目は、平成26年度に特に注力するポイントを示しています。

施策 3 2 4

中小企業の技術力向上支援と科学技術の振興

【主担当部局：雇用経済部】

県民の皆さんとめざす姿

県内中小企業が、技術の高度化を図り、高付加価値化や新分野への展開に結びついていることで、地域の産業の活性化が進み、県民の皆さんの豊かさにつながる科学技術の進展に寄与しています。

平成 27 年度末での到達目標

県内の中小企業が、自らの技術課題解決や新たな分野展開に挑戦するための技術・開発力向上に向けて、県研究機関のハブ機能を生かして、共同研究などに積極的に取り組んでいます。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	B (ある程度進んだ)	判断理由	活動指標の一部は目標値を達成できませんでしたが、昨年度よりも達成状況は改善したとともに、連携機能を強化したことにより多くの企業の技術的課題を発掘し共同研究につなげ、県民指標の目標値を達成したため、「ある程度進んだ」と判断しました。
----------	----------------	------	---

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標						
目標項目	23 年度	24 年度	25 年度		26 年度	27 年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
中小企業等との共同研究件数（累計）	/	30 件	60 件	1.00	90 件	120 件
	—	39 件	71 件		/	/
目標項目の説明と平成 26 年度目標値の考え方						
目標項目の説明	県研究機関と県内中小企業等が産学官（産官）で連携しながら、新製品や新技術等の開発に取り組んだ共同研究の件数					
26 年度目標値の考え方	連携機能を生かした新たな共同研究先の開拓に取り組み、年 30 件の目標値を維持します。					

活動指標							
基本事業	目標項目	23 年度	24 年度	25 年度		26 年度	27 年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
32401 研究開発の推進 (雇用経済部)	企業の課題解決数 (累計)	/	20 件	40 件	1.00	60 件	80 件
		—	23 件	46 件		/	/
32402 県研究機関による技術開発の推進 (雇用経済部)	県研究機関における新分野関連技術開発件数（累計）	/	10 件	20 件	1.00	30 件	40 件
		—	12 件	24 件		/	/

基本事業	目標項目	23年度	24年度	25年度		26年度	27年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
32403 科学技術 の担い手づくり (雇用経済部)	県民等の科学技術 に対する理解度		75.0%	80.0%	0.96	85.0%	90.0%
		67.3%	65.9%	77.0%			

(単位：百万円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
予算額等	538	296	184	242	
概算人件費		388	386		
(配置人員)		(43人)	(42人)		

平成 25 年度の取組概要

- ① 県研究機関としてのハブ機能を生かし、所内に配置した連携担当を中心に、産業支援センターとの連携も図りつつ、企業訪問（221件）による業況や企業ニーズなどの聞き取りなどを行い、中小企業が抱える技術課題の掘り起こしや助成金申請のブラッシュアップ支援（97件）、可能性試験等の技術支援（26件）を実施するとともに、企業の課題解決に向けた共同研究プロジェクト（22件）を実施
- ② 地域資源の活用などによる技術開発を推進するため、産学官連携による連携会議を開催。また、研究会を7回開催し、試作品13件を製作
- ③ 「エネルギー関連技術研究会」を通じて、ネットワークの構築・充実を図るとともに、燃料電池等に係る企業との共同研究（7件）を行うことにより、企業の課題解決に向けた支援を実施
- ④ 次世代自動車産業の振興を技術面から進めるため、自動車の軽量化等に関する研究会（複合プラスチック、軽量金属、接合技術、CAE活用、電動・電装部品の5研究会）を年間11回開催し、工業研究所による技術調査や共通課題に対する試験の実施及び情報提供等を推進（共同研究及び技術支援 各2件4回）
- ⑤ 技術研究講座や先進技術セミナー、機器取扱講習会を開催し、中小企業技術者の技術習得を支援（22講座、50回実施、282名受講）
- ⑥ 県公設試験研究所の研究に対する県民の理解増進や特に次世代を担う子どもたちの科学技術への関心を高めるため、工業研究所の施設公開を実施（科学技術週間（4月15日から20日まで）中、入場者486名）

平成 25 年度の成果と残された課題（評価結果）

- ① 中小企業・小規模企業の技術力向上等を図るため、企業訪問を実施し、補助金申請にあたってのブラッシュアップ支援を行いました。また、技術課題の掘り起こしや可能性試験等の技術支援（26件）、課題解決型共同研究（22件）を実施し、23件の直接課題解決につながりました。今後は、技術支援による共同研究やプロジェクト等への展開、補助金申請で不採択であった企業のフォローアップをしていく必要があります。

- ②地域資源を活用した技術開発、新商品開発について、共同研究（食品関連3件、陶磁器関連2件、鋳物関連3件）を実施するとともに、工業研究所と農業研究所が公益財団法人中央果実協会に共同提案した研究プロジェクト「ニホンナシの新しいドライフルーツ作製と省力栽培技術の確立」を実施し、企業が利用可能な梨のドライフルーツ製造技術の確立及び製造マニュアルの作成を行いました。今後は、得られた研究開発成果を商品化につなげるため、地域の特産品等を活用した商品づくり等に対し、引き続き技術的な支援を行う必要があります。
- ③環境省の委託事業として実施している地域の技術シーズを活用した再エネ・省エネ対策フィージビリティ調査を平成25年度から平成26年度の2カ年で進めています。今後、地域ニーズ等とのマッチングを図り、新たな製品開発につながる取組を「エネルギー関連技術研究会」等と連携して展開していくことが必要です。
- ④自動車軽量化の研究会について、開催数11回、延べ208社292名の参加に繋がり、また、企業による技術開発に向けた情報提供も行い、県内中小企業による自動車軽量化に資する技術開発への取組を推進することができました。今後は、県内企業が多様な川下企業*等の技術ニーズに対応した技術提案を行っていくために、多様な分野の県内ものづくり中小企業・小規模企業に共通する基盤技術の高度化を図ることが必要です。
- ⑤中小企業技術者の人材育成について、新たに「3DCAD・CAE講座」を開催するなど、技術研修講座や先進技術セミナー、機器取扱講習会を開催し282名が受講するなど、中小企業技術者の人材育成を図ることができました。今後は、企業の課題解決を図る技術開発人材を育成するために、ステップアップできる人材育成の支援を行う必要があります。
- ⑥工業研究所で開催した「科学体験教室」（4月）並びに、「Jr. ロボコン2013in三重」におけるアンケートの結果、県民の皆さんの科学技術に対する理解度（実績：77%）は、昨年度（実績：65.9%）より向上しましたが、目標達成（80%）には至りませんでした。このため今後は幅広い年齢層に向けた情報発信を進めるとともに、理解度向上へつなげる工夫を重ねていく必要があります。

平成26年度の改善のポイントと取組方向

【雇用経済部 副部長 佐伯 雅司 電話：059-224-2414】

- ①平成25年度に実施した可能性試験について、共同研究（研究プロジェクト）へ進展させることにより企業の課題解決につなげます。また、外部機関との連携などにより、課題発掘・可能性試験から共同研究への展開という事業スキームがより効果的に連動していくような事業運営を図ります。また、工業研究所のハブ機能を活用して、（公財）三重県産業支援センターや大学、公的試験研究機関と連携を強化し、効果的な支援を行うことにより、企業の課題解決や新商品開発をめざします。
- ②地域資源活用について、事業終了後も地域や業界の多様な主体が連携して技術ニーズを集約し、工業研究所の共同研究などの支援業務を利用して解決を図る仕組みが継承するよう取り組みます。
- ③環境・エネルギー関連技術について、新エネルギーの導入に取り組む事業者等を支援するため、必要に応じた共同研究やプロジェクトの提案を進めます。
- ④県内企業のものづくり基盤技術の底上げを図るため、「設計」「生産技術」「評価・分析」の3つの研究会テーマの深堀りや研究会参加企業によるプロジェクト化等を進めていきます。
- ⑤企業技術者の育成について、研修講座とともに人材育成型共同研究メニューのPRを行い、研修に留まらず、受講者の技術開発への展開を促進するステップアップ展開も図っていきます。

⑥平成 25 年度「第 3 回科学の甲子園」で伊勢高校が優勝し、さらに、平成 28 年には日本で初めて地学オリンピックが三重県で開催されるなど、県民の科学・技術に対する意識や気運が高まりつつあります。こうしたことから、平成 26 年度は教育機関等と連携を深めつつ、科学体験教室についても、子どもの科学に対する興味がより深まるようテーマの内容等を検討するとともに、幅広い年齢層に向けた情報発信を進めます。

* 「○」のついた項目は、平成 26 年度に特に注力するポイントを示しています。

【主担当部局：雇用経済部】

県民の皆さんとめざす姿

県内企業の技術と地域資源を生かして、環境・エネルギー分野の産業が戦略的に展開され、安全で安心な新エネルギーの導入が広がるとともに、ライフスタイルや生産プロセスなどあらゆるシーンで変革が進み、省エネルギーや多様なエネルギーの適切な組み合わせのもと、県民生活や産業活動の基盤となるエネルギーが安定的に供給されています。

平成 27 年度末での到達目標

県民の皆さん、事業者、市町等と連携した取組により、地域資源を生かした新エネルギーの導入による「安全で安心なエネルギー」が確保されています。また、県民生活や産業活動等での省エネルギーが促進されエネルギーが効率的に利用されています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	B (ある程度進んだ)	判断理由	県民指標及び一部の活動指標は、目標値を達成することができませんでしたが、新エネルギーに係る活動指標は達成できたことから「ある程度進んだ」と判断しました。
----------	----------------	------	--

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標

目標項目	23 年度	24 年度	25 年度		26 年度	27 年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
新エネルギーの導入量（世帯数換算）	/	230 千世帯 (23 年度)	255 千世帯 (24 年度)	0.95	281 千世帯 (25 年度)	307 千世帯 (26 年度)
	204 千世帯 (22 年度)	226 千世帯 (23 年度)	243 千世帯 (24 年度)		/	/

目標項目の説明と平成 26 年度目標値の考え方

目標項目の説明	県内に導入された新エネルギーによって家庭で消費されるエネルギーを賄ったと仮定した場合の世帯数
26 年度目標値の考え方	三重県新エネルギービジョンで掲げた平成 32 年度の目標値（461 千世帯）に向けて設定しました。

活動指標

基本事業	目標項目	23 年度	24 年度	25 年度		26 年度	27 年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
32501 エネルギー政策の総合的推進（雇用経済部）	エネルギー政策を総合的に推進するための取組件数	/	5 件	6 件	1.00	7 件	8 件
		4 件	5 件	6 件		/	/
32502 地域における新エネルギーの導入促進（雇用経済部）	大規模な新エネルギー施設数（累計）	/	5 件	6 件	1.00	8 件	8 件
		4 件	5 件	7 件		/	/

基本事業	目標項目	23年度	24年度	25年度		26年度	27年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
32503 省エネルギー技術等の導入促進（雇用経済部）	企業の省エネ取組の件数（累計）		5件	10件	1.00	15件	20件
		—	3件	11件			
32504 次世代エネルギー等の調査研究（雇用経済部）	次世代エネルギー等に関連する調査研究のテーマ数（累計）		1件	2件	1.00	3件	3件
		—	1件	2件			
32505 公営電気事業における電力の供給（企業庁）	水力発電の年間供給電力目標の達成率		100%	100%	0.75	100%	—
		85.0%	96.5%	75.3%			

（単位：百万円）

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
予算額等	3,173	4,026	3,996	3,173	
概算人件費		658	680		
（配置人員）		（73人）	（74人）		

平成 25 年度の取組概要

- ①三重県エネルギー対策本部 *において、夏・冬の厳しい電力需給を踏まえ、省エネ・節電対策を県民の皆さまに呼びかけるとともに、県庁 I S O 14001 を中心とした庁舎内の省エネ・節電への取組を実施
- ②市町や地域コミュニティ単位で取り組む新エネルギーを活用したまちづくり・地域づくりを促進するため、バイオマス活用推進計画策定への支援や、家庭・事業者の木質バイオマス熱利用など新エネルギー設備の導入を支援
- ③メガソーラー*事業に関する相談の実施、また、メガソーラーの整備とともに行う環境教育や防災対策などの地域貢献策を支援
- ④「メガソーラー地域活性化研究会」を開催し、木曾岬干拓地メガソーラーの整備を周辺地域の産業振興などに結びつけるため、事業者や関係市町等と協議
- ⑤「エネルギー関連技術研究会」において、4つの分科会（燃料電池、太陽エネルギー、二次電池、省エネ・システム）を開催するとともに、県内中小企業と工業研究所が燃料電池等にかかる創エネ・省エネに関する共同研究開発を実施
- ⑥バイオリファイナリー*、バイオケミカル分野での産業創生をめざし、四日市コンビナート企業などと「みえバイオリファイナリー研究会」を設立するとともに、国内外のバイオマス資源の賦存量やバイオリファイナリーに関する技術等の調査やセミナーなどを実施（平成 25 年 5 月 27 日研究会設立）
- ⑦「メタンハイドレート *地域活性化研究会」を開催し、国や（独）石油天然ガス・金属鉱物資源機構（JOGMEC）の調査研究の動向を市町や経済団体等と情報共有するとともに、将来的に地域活性化につながる取組方策を検討

- ⑧桑名市の「陽だまりの丘」をフィールドに、地域の安全・安心、子育て環境等の課題に対応するため、電気自動車（EV）等のシェア事業、住居等へのHEMS（ホーム・エネルギー・マネジメント・システム）の導入等、環境・エネルギー技術を活用したモデル提案を地元関係者と協議
- ⑨熊野市をフィールドに、地域産業の振興、雇用の場の創出等の課題に対応するため、観光周遊手段としての電気自動車（EV）等の活用や木質バイオマスの地産地消システム等、環境・エネルギー技術を活用したモデル提案を地元関係者と協議
- ⑩鳥羽市の離島（答志島）をフィールドに、地域の安全・安心や観光振興等の課題に対応するため、島内の周遊性向上を図る超小型電動車両や災害時に利用可能な太陽光発電の導入等、環境・エネルギー技術を活用したモデル提案を地元関係者と協議
- ⑪県自らが実施する水力発電、RDF*焼却・発電による安定した電力供給に努めるとともに、水力発電事業の民間譲渡に向けての取組を計画的に実施

平成 25 年度の成果と残された課題（評価結果）

- ①県庁においては、県庁ISOの取組を進め、庁舎内における冷房や照明等の省エネ・節電やLED照明への切り替えなどに努めた結果、6月から9月までの電力使用量は、平成22年度に比べて県施設全体では約5.3%の節減、総合庁舎（本庁舎・各地域庁舎）に限っては約17.2%の節減につながりました。今後もエネルギーを取り巻く状況は不透明であり、引き続き、省エネ・節電に取り組む必要があります。
- ②地域資源や地域特性を生かした太陽光発電や木質バイオマス利用等、新エネルギーの導入は着実に進んでいます。今後、さらなる普及を図るためには、市町や企業等と連携し、環境教育や防災対策等、特色あるまちづくり・地域づくりの観点で取り組むことが必要です。
- ③再生可能エネルギー固定価格買取制度を利用したメガソーラー等の建設が民間主導で進んでいます。今後、地球温暖化対策や防災対策に生かせる新エネルギーを民間企業等と連携してPRし、地域の住民に新エネルギーの普及啓発を図ることが必要です。
- ④木曾岬干拓地メガソーラー事業では、5月に地元に特別目的会社（木曾岬メガソーラー株式会社）が設立され、平成27年1月の運転開始をめざして工事が進められています。今後も、メガソーラー等の新エネルギー導入を産業振興など周辺地域の活性化に結びつけられるよう「メガソーラー地域活性化研究会」において検討していくことが必要です。
- ⑤県内企業の環境・エネルギー関連分野への展開促進について、「エネルギー関連技術研究会」において分科会を開催するとともに、県内中小企業と工業研究所が環境・エネルギーに関する共同研究開発を実施しました。今後、企業等と連携したプロジェクトにおいては、オープンイノベーション*を推進・加速させ、さらなる創エネ、蓄エネ、省エネに関するプロジェクトの形成を図るため、産学官のネットワークを拡充し、研究開発を促進していく必要があります。
- ⑥「みえバイオリファイナリー研究会」を設立し、セミナーでの議論を通じて、県内企業や大学などとのネットワークを構築し、研究開発のプロジェクト化に向けた検討や情報交換を行いました。今後は、本県の強みである資源の種類・量・転換技術などのポテンシャルを生かしたバイオマスのマテリアル利用やエネルギー利用など新たな連携テーマについて、企業や大学などが役割分担をしながら技術開発を進めるためのアクションプランを明らかにすることや、新たなプレイヤーを呼び込むことが必要です。
- ⑦メタンハイドレートについて、国や（独）石油天然ガス・金属鉱物資源機構（JOGMEC）の調査研究の動向を注視するとともに、エネルギー関連企業のニーズを把握し、漁業との共生や環境・エネルギー関連産業の創出等、地域経済への波及効果が高まるような取組を「メタンハイドレート

地域活性化研究会」において検討していくことが必要です。

- ⑧桑名市の「陽だまりの丘」では、桑名市と大手ハウスメーカーが、まち全体のネットゼロエネルギー化、HEMS（ホーム・エネルギー・マネジメント・システム）や超小型電動モビリティのシェアシステム導入等、スマートタウンの整備に係る基本協定を締結しました。また、熊野市では、新鹿小中学校周辺の農業用水路で、持ち運び可能なマイクロ水力発電装置の商品開発に向けた課題抽出をねらいとした実証試験を開始するとともに、未利用木質バイオマスの地産地消型熱利用検討分科会を設置し、プロジェクト化に向けた検討を開始しました。さらに、鳥羽市（答志島）及び熊野市では、企業、大学などが新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）から採択を受けた「固体水素源型燃料電池を用いた充電機能付き非常用電源の開発と実証実験」と連携し、小型燃料電池を活用した非常用電源確保のユーザーニーズの把握など製品開発に向けた調査を進めました。引き続き、桑名、熊野、鳥羽の3つの地域モデル検討会では、産学官民参加による分科会を設置・運営し、課題・制約条件等を整理するとともに、地域ニーズをビジネスへ展開しようとする積極的な企業の参加を促進し、プロジェクト化を進めていくことが必要です。
- ⑨水力発電事業については、民間譲渡完了に向けた取組を進める必要があります。また、RDF焼却・発電事業については、庁内ワーキンググループでの検討結果を踏まえて、平成29年度以降のあり方について引き続き関係部局や市町との協議を進める必要があります。

平成26年度の改善のポイントと取組方向

【雇用経済部 雇用経済企画総括監 村上 亘 電話：059-224-2414】

- ①「三重県エネルギー対策本部」において、電力需給を踏まえ、省エネ・節電を県民の皆さまに呼びかけるとともに、庁舎内の省エネ・節電への取組を行います。
- ②市町と連携した新エネルギーを活用したまちづくりの取組や家庭、事業者の木質バイオマス熱利用等、新エネルギー設備導入への支援を行います。
- ③民間企業等によるメガソーラーの整備とともに行う環境教育や防災対策等の地域貢献策への支援を通じて、地域住民への新エネルギーの普及啓発につなげます。
- ④メガソーラーの整備を契機として、産業振興など周辺地域の活性化に結びつけるため、「メガソーラー地域活性化研究会」において、事業者や市町等と連携しながら取り組みます。
- ⑤企業の環境・エネルギー関連分野への展開促進について、「エネルギー関連技術研究会」において、引き続き4つの分科会を運営し、ネットワークの拡充を図るとともに共同研究に向けた技術支援やモデルプロジェクトの構築等、企業ニーズに沿った研究開発を促進していきます。
- ⑥「みえバイオリファイナリー研究会」において、県内外から新たなプレーヤーを呼び込むため、バイオリファイナリーの動向を把握するとともに、産学官が役割分担をしながら技術開発を進めるため、基礎研究・モデルプラント実証試験など、フェーズごとに重要な課題を調査分析し、研究開発プロジェクト化の目標達成に向けたロードマップを作成します。
- ⑦次世代のエネルギー資源として開発が期待されるメタンハイドレートに関しては、「メタンハイドレート地域活性化研究会」において、その実用化に向けた技術開発に関する最新情報の把握に努めるとともに、将来的にエネルギー関連産業の誘致等、地域の活性化に結びつけられる取組方策について検討します。
- ⑧桑名・熊野・スマートアイランドプロジェクト検討会を引き続き運営するとともに、テーマごとに分科会を設置・運営し、様々なステークホルダーの参加促進を図りながら、国等の支援策を活用しつつ、プロジェクト化に向けて取組を進めます。

⑨水力発電事業については、必要な設備改修を行うなど民間譲渡完了に向けた取組を進めます。また、RDF焼却・発電事業については、引き続きRDFに対する安全対策に取り組み、安全で安定した運転を行うとともに、平成29年度以降のあり方について引き続き関係部局や市町との協議を進めるとともに、水力発電事業譲渡後のRDF焼却・発電事業の経営手法については、平成26年度上半期を目途に方針を決めていきます。

* 「○」のついた項目は、平成26年度に特に注力するポイントを示しています。

【主担当部局：雇用経済部】

県民の皆さんとめざす姿

企業、NPO、行政等が連携して地域の実情に応じた雇用支援や職業能力開発が行われることにより、働く意欲のある人が、性別や年齢、障がいの有無等に関わりなく働いています。

平成 27 年度末での到達目標

働く意欲はあるものの就労が困難な若年者、障がい者、高齢者などの就労や、若年無業者の職業的自立が進んでいます。

また、雇用のセーフティネットとしての職業訓練等が充実するとともに、技能向上に積極的に取り組む企業や勤労者が増加しています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	B (ある程度進んだ)	判断理由	県民指標及び一部の活動指標は目標値を達成することができませんでしたが、景気回復の影響から県や労働局といった就職支援機関が実施する事業への参加者自体が減少している中、就職につながった事業が多かったことから、「ある程度進んだ」と判断しました。
----------	----------------	------	---

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標

目標項目	23 年度	24 年度	25 年度		26 年度	27 年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
雇用対策事業による 就職者数	/	1,440 人	1,465 人	0.90	1,490 人	1,520 人
	1,410 人	1,382 人	1,322 人		/	/

目標項目の説明と平成 26 年度目標値の考え方

目標項目 の説明	県が実施する（共催を含む）雇用対策事業により支援した人のうち支援終了後 3 か月以内に就職した人数
26 年度目標 値の考え方	雇用対策事業による就職者数を毎年約 2%増加させる目標としています。平成 25 年度は目標を達成できませんでしたが、若年者雇用対策を充実させる等により目標達成をめざし、従来目標値のままとしました。

活動指標

基本事業	目標項目	23 年度	24 年度	25 年度		26 年度	27 年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
33101 若年者の 雇用支援（雇用経済 部）	県が就職に向け て支援した延べ 若年者数	/	15,750 人	16,000 人	0.86	16,250 人	16,500 人
		15,503 人	14,214 人	13,800 人		/	/
33102 障がい者、 高齢者等の雇用支 援（雇用経済部）	民間企業におけ る障がい者の実 雇用率	/	1.54%	1.58%	1.00	1.70%	1.80%* (1.65%)
		1.51%	1.57%	1.60%		/	/

基本事業	目標項目	23年度	24年度	25年度		26年度	27年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達 成状況	目標値 実績値	目標値 実績値
33103 雇用施策 の地域展開（雇用経 済部）	地域のさまざま な主体と連携し て実施する就職 面接会の参加企 業数		750社	760社	1.00	770社	780社
		733社	815社	986社			
33104 職業能力 開発への支援（雇用 経済部）	県が実施または 支援する職業訓 練への参加者数		3,140人	3,180人	0.86	3,220人	3,250人
		3,099人	3,086人	2,720人			

※民間企業における障がい者の実雇用率については、法定雇用率の引き上げ（平成25年4月より、「1.8%」から「2.0%」）など法制度上の改正という社会情勢の変化等を踏まえ、平成27年度の目標値を1.65→1.80に上方修正します。

（単位：百万円）

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
予算額等	6,590	5,895	5,595	4,034	
概算人件費		397	441		
（配置人員）		（44人）	（48人）		

平成25年度の取組概要

- ①若年者の安定した就労に向け、国等関係機関と一体的に運営する「おしごと広場みえ」を拠点に、雇用関係情報の提供、職業相談、職業紹介、キャリアカウンセリングや各種セミナー等の就職支援サービスをワンストップで提供（延べ13,800名の利用：平成26年3月末時点）
- ②県内及び中京圏等で、若年求職者の就労を支援する国等の関係機関と連携して合同企業説明会を開催（9回、参加企業491社、参加者1,529名）
- ③未就職卒業者等の早期の就職促進を図るため、社会人としての基礎的な知識習得と企業での実地研修を組み合わせた研修を開催（県内3か所で開催、研修受講者60名）
- ④若者が若年無業者*になることを防ぐため、学校から社会への移行を円滑に行えるよう学校、教育委員会、地域若者サポートステーションと連携した取組を実施（新規登録者1,009名、延べ8,105名利用）
- ⑤障がい者雇用促進会議等において障がい者雇用支援の新たなしくみの1つとして、ステップアップカフェ（仮称）の整備について検討
- ⑥民間企業における法定雇用率（2.0%）の早期達成をめざすため、「障害者雇用率改善プラン」を発表（平成25年11月19日）、三重労働局と合同で企業を訪問（19企業1自治体：平成26年3月末実績）
- ⑦障がい者雇用実際に取り組んでいる企業等の事例を紹介する「障がい者雇用促進セミナー」を開催（4回、409名参加）
- ⑧障がい者雇用アドバイザーによる事業主への啓発、ジョブサポーターを活用した職場定着支援等を実施、特例子会社に対する補助金を交付、障がい者の就職面接会を開催
- ⑨女性の就労を支援するため、就労意欲を持つ女性を中心に就労に関する相談を実施（延べ件数355件）
- ⑩就労支援セミナーを県内4カ所延べ9回開催（参加者延べ253名）、子育てしながら働く先輩女性（ロールモデル）との意見交換会（サロン）を県内3カ所で延べ9回（参加者延べ192名）開催

- ⑪子育て期の女性を対象とした就労に関するアンケート調査を実施
- ⑫既に社会で活躍している女性の交流と、更なる女性の社会進出と活躍を促進するため「みえ・花しょうぶサミット」の発足会並びにフォーラムを開催（210名参加）
- ⑬高齢者の多様な就労を促進するため、シルバー人材センターに対する指導、助言、研修等の支援や、ハローワーク等関係機関と連携した就職面接会を開催
- ⑭国の「緊急雇用創出事業臨時特例交付金」により創設した基金を活用し、緊急雇用創出基金事業及び起業支援型雇用創造事業を市町とともに実施（1,577名の雇用創出）
- ⑮安定的かつ良質な雇用を創造していくため、国とも連携し、地域の産業政策と一体となった地域の自主的な雇用創造である戦略産業雇用創造プロジェクトを実施
- ⑯職業訓練のうち、県内の製造業等が求める人材の育成への支援として、在職者訓練を拡充、関係機関と連携した求人・求職ニーズの把握やキャリア・コンサルティング等による職業訓練を充実

平成 25 年度の成果と残された課題（評価結果）

- ①「おしごと広場みえ」において、雇用労働に関する総合的な情報提供を行うとともに、企業面接会（一般向け、大学生等向け、障がい者向け）及びU・Iターン就職希望者を対象とした就職フェアを名古屋等で実施しました。また、国や関係機関と連携し、職業相談、職業紹介、キャリアカウンセリングや各種セミナー等の就職支援サービスをワンストップで提供し、延べ13,800人の利用がありました。今後は、さらに若者に訴求するような支援情報等の提供と、関係機関が連携した就労支援サービスの提供が必要です。
- ②国、三重県中小企業団体中央会等と共催で、合同企業説明会を開催（計9回）し、491社の参加企業と1,529名の参加者となりました。今後は、合同企業説明会の参加者が減少していることや、学生の就職活動開始時期が後ろ倒しになるため、開催時期、募集方法、面接方法などの見直しを検討するとともに、求人（企業）側と求職側のニーズを的確に把握し、離職防止を含め就職先での定着を見据えた就労支援に取り組んでいくことが必要です。
- ③未就職卒業者等の早期の就職促進について、特定非営利活動法人人材育成センターに委託して、社会人としての基礎的な知識習得（社会人基礎力）と企業での実地研修を組み合わせた研修を県内3カ所で開催し、60名の研修受講者のうち53名が就職につながりました。こうした企業での実地研修を組み合わせた研修は効果的であることから、今後も引き続き実施していくことが必要です。
- ④若年無業者防止対策について、学校から社会への移行を円滑に行えるよう学校、教育委員会、地域若者サポートステーションと連携した取組を実施してきました。平成25年度は、県内4ヶ所のサポートステーションにおいて1,009名が新規登録され、延べ8,105名が利用し、443名の就職等の進路決定につながりました（平成26年3月末時点）。今後も、引き続き関係機関と連携しながら、一人ひとりの状況に応じた丁寧な相談、支援を行っていくことが必要です。
- ⑤障がい者雇用の促進について、産業界や労働界、就労支援現場の意見等を取り入れながら、障がい者雇用の課題を解決するための一つの事業として、ステップアップカフェ（仮称）を津市のフレんテみえ内に整備することとしました。今後は、関係者の意見を聞きながら整備を進めるとともに、障がい者雇用に対する県民の理解の場としての仕組みを検討する必要があります。
- ⑥本県の障がい者の実雇用率（1.60%：平成25年6月1日現在）は全国最下位となり、これを早急に改善し、民間企業における法定雇用率（2.0%）の早期達成をめざすため、平成26年6月1日現在の障がい者の実雇用率を1.70%とすることを目標とした「障害者雇用率改善プラン」を平成25年11月19日に三重労働局長と三重県知事の連名で発表しました。このプランに基づき、三重労働局と県等が合同で企業等に働きかけを行い、訪問した企業が真剣に受け止められたことから、今後

も三重労働局との緊密な連携、関係機関等との情報共有を図りながら、障がい者雇用の推進に取り組んでいく必要があります。

- ⑦障がい者雇用アドバイザーにおける取組について、企業訪問により求人開拓し、28人分の求人票の提出と14件（平成26年3月末現在）の就職に結びつきました。また、特例子会社が2社（平成24年度交付決定1社、平成25年度交付決定1社）設立され、障がい者の働く場の拡大につながったため、引き続き取り組んでいく必要があります。
- ⑧女性の再就職支援について、託児付きで就労支援相談を県内2カ所で定期的にも実施するとともに、就労支援セミナーを県内4カ所で、子育てしながら働く先輩女性（ロールモデル）との意見交換会（サロン）を県内3カ所で開催しました。相談利用者のうち43名が再就職につながり、セミナーやサロンを通じて、女性の就労意欲を高めることができました。
- ⑨「子育て中の女性の就労意識に関するアンケート調査」において、就労意識や現在の状況、ニーズ等の実態把握を行った結果、現在働いていない女性の約8割は潜在的な就労ニーズは高いものの、再就職にあたっての不安（必要なときに休めるか、希望する条件（短時間勤務等）、ブランク等）を数多く抱えていることが伺えました。また、保育環境整備（延長保育や病児保育等）や職場環境整備・企業の取組（社内託児所や退職人材活用等）に対する要望も多くなっており、このため、女性の不安を解消し、確実に就業に結び付けながら、その後の活躍へとつながる女性の再就職支援策を充実させる必要があります。
- ⑩既に社会で活躍している女性の交流を深めるとともに、更なる女性の社会進出と活躍を促進するための仕組みとして「みえ・花しょうぶサミット」が発足し、フォーラムを開催（210名参加）し、分野を超えた交流が始まりました。今後は、企業意思決定の場に女性の参画が進むよう、働き方の改革や企業内で女性活躍推進の意識の浸透を図っていく必要があります。
- ⑪高齢者に対して多様な就労機会を提供するシルバー人材センターの適正な運営を支援（補助）するとともに、三重労働局等の関係機関と連携して就職面接会を2回開催するなど高齢者の就労を支援してきました。高齢者の就労ニーズは様々であり、それぞれの状況に応じて無理なく働くことができるような場の拡大や、就労及び社会参画したいという意欲と能力のある高齢者に対して、地域で働ける場や社会を支える場の提供が必要です。
- ⑫国の「緊急雇用創出事業臨時特例交付金」により創設した基金を活用し、1,577人の雇用を創出しました。平成26年度は、「地域人づくり事業」を活用して、雇用拡大や処遇改善を図っていく必要があります。
- ⑬戦略産業雇用創造プロジェクトを円滑に実施するため、事業の委託である公益財団法人三重県産業支援センターにプロジェクト推進室を設置し、企業、商工団体、金融機関、大学等研究機関、三重労働局、中部経済産業局、県からなる「戦略産業雇用創造プロジェクト協議会」を設立しました。また、中小企業の生産性向上のための講座等（5日間）、三重大学に研究講座の開設、合同企業面接会（2回）、再就職マッチングセミナー、人材育成セミナー（3回）を実施しました。平成27年度までのプロジェクトとして、協議会への参加企業数を増やししながら、自動車関連産業の振興と雇用の拡大につながる事業を効果的に実施していく必要があります。
- ⑭職業訓練のうち、委託訓練では、2年間課程の介護福祉士養成科（1年生）には25名（定員35名）が入校しました。ビジネスパソコンをはじめとした3ヶ月の委託訓練の51コースでは、636名（定員785名）が入校し、修了生の就職率は75.1%（11月まで修了分16コース）となりました。公共職業訓練については、年度後半から委託訓練各コースの定員充足率が下がってきていることから、求職・求人のニーズを的確に把握し、訓練コースを設定する必要があります。また、女性の就労支援や、より就業に直結するという観点からの訓練コース設定の必要があります。

平成 26 年度の改善のポイントと取組方向

【雇用経済部 副部長 佐伯 雅司 電話：059-224-2414】

- ①「おしごと広場」において、国や関係機関と役割分担を明確にして、就労支援を図ります。また、「おしごと広場」のホームページについて、若者など求職者に対して、さらに分かり易い情報の提供を行います。
- ②若者などの就労支援について、就職活動期の変更に伴う合同企業説明会の開催時期、募集方法、面接方法等について労働局や商工関係団体と検討します。また、「三重テラス」*を活用したUターン就職者向けのセミナーの実施など県外に進学した学生と県内企業とのマッチングを促進するとともに、求職者に対し、企業情報の提供や座学と企業での実地研修を組み合わせた研修を行います。こうした取組により、求人側と求職側のミスマッチを防ぎ、離職防止や定着にもつなげていきます。
- ③社会人としての基礎的な知識習得と企業での実地研修を組み合わせた就職に直結する研修を開催し、未就職卒業者等の人材育成及び早期の就職を支援します。
- ④県内4ヶ所のサポートステーションや市町と連携しながら、若年無業者の自立訓練・就労体験を支援し、若年無業者の早期の就職をめざします。
- ⑤障がい者雇用の推進については、ステップアップカフェ（仮称）を設置し、県民総参加で推進していきます。また、地域人づくり事業を活用し、ステップアップカフェ（仮称）において、一緒に「ものづくり体験」を協働することや福祉事業所等でつくられた商品をブラッシュアップし展示販売することなど、取組を進めるうえで必要なプログラムづくりや、障がい者就業・生活支援センター、障がい者就労支援事業所と連携し、ステップアップカフェ（仮称）を活用した実習・訓練ができるカリキュラムづくりなどに取り組みます。
- ⑥民間企業における法定雇用率（2.0%）の早期達成のため、「障害者雇用率改善プラン」に基づき、関係機関の緊密な連携、情報共有を図りながら、個別企業の課題に沿った支援策を検討し、目標の達成をめざします。また、委託訓練等を経て就職した障がい者について、ハローワークと県による事業所訪問等を行い、就職後の定着支援を強化していきます。
- ⑦雇用アドバイザー等による事業主への啓発等については、ターゲットを絞り、より効率的・効果的な求人開拓ができるよう改善を図るとともに、障害者雇用優良事業所の表彰制度において、対象事業所の拡大をするなど優良雇用事例の普及を図ります。
- ⑧女性の再就職支援について、子育て等により一定期間仕事から離れていた女性が、再就職への不安を解消するとともに、企業においても子育て期の女性を新戦力として位置づけられるよう、企業ニーズに対応するスキルアップ研修と離職ブランク回復等のための職場実習をあわせて行います。
- ⑨企業向けセミナー及び女性向けセミナーを開催し、マザーズ雇用（子育てをしながら就職を希望している方の雇用）に対する理解を図りながら、出産等を機に離職した女性の再就職支援を実施し、潜在的な女性労働力の活用と、女性の能力がこれまで以上に発揮できるよう取り組んでいきます。
- ⑩女性の社会進出と活躍の促進について、女性経営者等の交流の場として「みえ・花しょうぶサミット」や、地域の女性活躍を推進する会議等のネットワークと連携し、女性経営者を含め、若手女性が結婚・出産等を機に離職せず、継続して就労し活躍できるよう、さらなる女性の能力活用に取り組みます。
- ⑪高齢者の就労ニーズや地域のニーズにマッチした就労の場の提供とともに、安定した雇用につながるために、三重県シルバー人材センター連合会が実施する一般労働者派遣事業の拡充に対する取組などを支援（補助）します。また、地域人づくり事業を活用し、生涯現役社会の実現に向け、働く意欲と能力のある高年齢者へ地域ニーズに応じた就業機会を提供するための取組を、各市町と連携

して、支援していきます。

- ⑫若者や女性、高齢者等の潜在力を引き出し、雇用の場の拡大と労働者の処遇改善を図るため、民間企業等の活力を用いた多様な「人づくり」事業を効果的に実施します（厚生労働省補助事業「地域人づくり事業」の実施）。
- ⑬国とも連携し、県内はもとより我が国の基幹産業である自動車産業やエレクトロニクス産業の産業構造の変化を見据え、大学と連携した研究人材等の育成（寄附講座等）、中小企業等の試作品づくりや次世代技術開発の支援、技術系退職人材の活用による新分野展開・技術開発の支援、中小企業の魅力体験事業（雇用マッチング）など、「雇用拡大に向けた地域の環境整備」、「中小企業の新分野展開や事業拡大」、「求職者等の人材育成」、「雇用マッチング」を総合的に実施していくことにより、産業政策と一体となった雇用政策を展開していきます（厚生労働省補助事業「戦略産業雇用創造プロジェクト」の実施）。
- ⑭職業訓練について、三重労働局等関係機関と連携し、求職・求人双方のニーズを踏まえた訓練コースを設定するなど、就業に直接結び付く訓練、女性の再就職を支援するための託児サービスを付加した委託訓練、雇用を前提とした企業現場での実践的な訓練を実施します。

* 「○」のついた項目は、平成 26 年度に特に注力するポイントを示しています。

施策 3 3 2

働き続けることができる環境づくり

【主担当部局：雇用経済部】

県民の皆さんとめざす姿

企業、経済団体、労働団体、行政等が、働き続けることができる環境づくりに向けて主体的に取り組むことにより、働いている人が、性別や年齢等に関わりなくいきいきと働くとともに、家庭生活や社会貢献活動、地域づくり活動なども充実し、仕事と生活を調和させています。

平成 27 年度末での到達目標

企業等で働き続けることができる環境の整備が進み、勤労者と経営者双方が協力し、ワーク・ライフ・バランス*推進のための自主的な取組が増加しています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	B (ある程度進んだ)	判断理由	県民指標及び一部の活動指標は目標値を達成することができませんでしたが、おおむね目標値に近い実績であったことから、「ある程度進んだ」と判断しました。
----------	----------------	------	---

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標

目標項目	23 年度	24 年度	25 年度		26 年度	27 年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組んでいる事業所の割合		29.5%	32.0%	0.99	34.5%	37.0%
	27.1%	28.6%	31.8%			
目標項目の説明と平成 26 年度目標値の考え方						
目標項目の説明	調査対象事業所（従業者規模 10 人以上 300 人未満の県内事業所から抽出）のうち、「何らかの形でワーク・ライフ・バランスに取り組んでいる」と回答した事業所の割合					
26 年度目標値の考え方	23 年度の現状値から、毎年度約 2.5 ポイントずつ上昇させた数値を目標としています。平成 25 年度は目標を達成できませんでしたが、「男女がいきいき働いている企業」への申請が増えていること等から、現在実施している様々な取組によりワーク・ライフ・バランスに取り組んでいる企業が増加し、目標を達成可能と考え従来からの目標値のままとしています。					

活動指標

基本事業	目標項目	23 年度	24 年度	25 年度		26 年度	27 年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
33201 ワーク・ライフ・バランスの推進（雇用経済部）	ワーク・ライフ・バランスのセミナー等が役立つと回答した参加者の割合		95.0%	98.0%	0.99	98.0%	98.0%
		94.2%	98.0%	96.8%			
33202 男女が共に働きやすい職場づくり（雇用経済部）	「男女がいきいきと働いている企業」の認証件数（累計）		126 件	159 件	1.00	(達成済)	200 件
		73 件	141 件	230 件			

基本事業	目標項目	23年度	24年度	25年度		26年度	27年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
33203 勤労者福祉の推進（雇用経済部）	「働くルール」出前講座が役立つと回答した受講者の割合		93.0%	93.2%	1.00	93.4%	93.5%
		92.6%	95.4%	95.0%			

（単位：百万円）

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
予算額等	1,186	1,021	645	627	
概算人件費		54	55		
（配置人員）		（5人）	（6人）		

平成 25 年度の取組概要

- ①働き方改革推進のためのプログラムやワーク・ライフ・バランスに取り組む企業の紹介、職場復帰した女性の体験談など、仕事と家庭が両立できる職場づくりに参考となる情報を集めた専用ホームページを開設
- ②男女の雇用均等や女性の活躍支援（ポジティブ・アクション）、仕事と家庭の両立支援などを積極的に推進する企業等を「男女がいきいきと働いている企業」として認証・表彰するとともに、認証登録企業（以下「認証企業」と表記）・表彰企業の優れた取組内容等をセミナーやホームページ等で広報（申請 92 件、認証企業数 88 社）
- ③高校生の職場定着促進のため、自分に合った就職先を見つけるための企業見学を実施
- ④コミュニケーション力、働く意義や労働時間、給料、休暇・休日など働く際に必要な知識を掲載した「働くルールブック」の作成・配布（7,000 部）や出前講座（22 校）を実施

平成 25 年度の成果と残された課題（評価結果）

- ①企業におけるワーク・ライフ・バランスへの取組を促進するための新たなツールとして、専用ホームページを作成し、企業に対する情報提供体制が充実しました。また、県民指標であるワーク・ライフ・バランスの推進に取り組んでいる企業の割合は、おおむね目標を達成しましたが、ワーク・ライフ・バランスの推進や男女がともに働き続けることができる職場を作ることは、県民の幸福実感を向上させるための課題であるとともに（「みえ県民意識調査研究レポート（平成 25 年度）」より）、少子化対策としても効果が期待されているところであり、なお一層の推進が求められています。
- ②「男女がいきいきと働いている企業」への申請は、92 件（平成 24 年度 71 件）、認証企業数は 88 社（平成 24 年度 68 社）といずれも前年度から増加しており、当制度の普及が進んでいる状況が伺われます。当制度への申請は、企業において男女が働き続けることができる職場づくりへの取組促進につながることから、申請する企業の一層の増加を図ることや、啓発セミナー等の開催にあたっては、引き続き高い満足度が得られるよう内容を充実させていく必要があります。特に、県内企業の大部分を占める中小企業や小規模企業からの申請につながるよう申請内容等の見直しが必要です。また、労働基準法、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法など女性の就労や仕事と家庭の両立等に関する様々な法律を踏まえて職場の規則を見直すには専門的な知識が必要であり、小規

模な企業では独自の見直しが困難な面があることから、規則の見直しに対する支援を検討する必要があります。

- ③県内の高等学校等に「働くルールブック」を配布するとともに、希望する高等学校には職員が出向いて内容を説明する出前講座を実施しました。なお、出前講座への満足度は高い数値を維持していますが、働くルールに関する知識を学ぶことは、若年者の就職支援としても重要であることから、若年就労者支援施策における活用を検討する必要があります。

平成 26 年度の改善のポイントと取組方向

【雇用経済部 副部長 佐伯 雅司 電話：059-224-2414】

- ①少子化対策の観点から、インターンシップ等による就職に必要なスキルを身に付けることで若者の就労安定を促進することにより、経済的理由で結婚を躊躇している若者を支援するとともに、子育て期の女性の就職支援や仕事と家庭が両立できる職場づくりに向けての取組を支援することにより、安心して産み育てることができる環境づくりに取り組みます。
- ②「男女がいきいきと働いている企業」認証・表彰制度において、中小企業や小規模企業独自の取組をアピールできるような申請様式とし、様々な業界団体等に対して働きかけることで、当制度への申請の増加に取り組むとともに、セミナー等により優れた取組を広く周知していきます。また、社会保険労務士などの専門家を派遣するなどして、就労規則の改正への支援など、働き続けることができる職場づくりを進めようとする企業の取組を促進します。
- ③「働くルールブック」について、若年者就労支援、定着につながるよう、高等学校への配布や「おしごと広場」でのセミナー等に活用し、働くことに対する意識の向上に努めます。

* 「○」のついた項目は、平成 26 年度に特に注力するポイントを示しています。

【主担当部局：雇用経済部】

県民の皆さんとめざす姿

三重の産業の持つ魅力や価値が、県が先頭に立った営業活動を通じて国内外から共感を呼び、産業の活発化や地域経済の活性化につながるとともに、県内への企業立地、製品・県産品等の売り上げ向上や観光旅行者の増加につながっています。

平成 27 年度末での到達目標

首都圏等における営業（セールス）機能が強化され、三重が誇れるものづくり中小企業や観光商品・県産品等の魅力や価値が、トップセールスを中心とした強力な営業活動により広く情報発信されることで、国内外から共感を呼び、魅力ある地域として三重の認知度が高まっています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	A (進んだ)	判断理由	県民指標並びに活動指標について、全て目標を達成したことから、「進んだ」と判断しました。
----------	------------	------	---

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標

目標項目	23 年度	24 年度	25 年度		26 年度	27 年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
三重が魅力ある地域であると感じる人*の割合	/	45.0%	50.0%	1.00	55.0%	60.0%
	40.0%	52.5%	53.0%		/	/

目標項目の説明と平成 26 年度目標値の考え方

目標項目の説明	首都圏等における県事業を通じて把握した、三重が魅力ある地域であると感じる人の割合
26 年度目標値の考え方	最終年度の目標値である 6 割の人が、「三重がとても魅力的である」と感じていただける状態になっていることをめざし、毎年度高めていく視点から 26 年度の目標値を設定しました。

活動指標

基本事業	目標項目	23 年度	24 年度	25 年度		26 年度	27 年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
34101 営業機能の強化（雇用経済部）	営業本部活動回数（累計）	/	100 回	300 回	1.00	(達成済)	400 回
		—	233 回	477 回		/	/
34102 効果的な情報発信戦略の推進（雇用経済部）	三重の応援団など三重県を応援する三重県ファン数（累計）	/	250 人	500 人	1.00	900 人	1,000 人
		—	105 人	802 人		/	/

(単位：百万円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
予算額等	2	105	368	134	
概算人件費		162	193		
(配置人員)		(18人)	(21人)		

平成 25 年度の取組概要

- ①首都圏営業拠点「三重テラス」* (平成 25 年 9 月 28 日オープン) において、多目的ホールを活用したイベント (平成 26 年 3 月末現在 126 件)、ゲストを招いて三重の旬な魅力を語り合う「知事トークライブ」、三重の食材を引き立てるペアリング講座、県内でのフィールドワークを組み入れた多様な講座を開催
- ②「三重テラス」の成果を指標化し数値目標の設定及び目標達成に向けた運営管理や運営改善を検討・実施 (指標検討会：平成 24 年度の 1 回を含み 5 回開催、アドバイザーボード：2 回開催)
- ③「三重テラス」で取り扱う商品を公募及び選定、オリジナル商品を開発、県内事業者の開発商品等のブラッシュアップを実施、テストマーケティングによるトライアル支援を実施
- ④「食」をテーマにしたフェアの開催等による県食材の販路拡大につながる取組を実施、県内生産者と首都圏流通事業者との商談会を開催 (9 回)、大手流通事業者との連携により三重の魅力を総合的に発信する三重県フェアを開催 (首都圏 3 回、関西圏 1 回、中部圏 1 回)
- ⑤「三重テラス」のオープンに向け、「三重テラス」近隣の商業施設等と連携した三重県フェアを開催 (平成 25 年 9 月 28 日～10 月 19 日：オープン記念、平成 26 年 3 月 16 日～3 月 30 日：三重うらら)、日本橋イベント等を活用した PR、情報発信 (18 回) の実施、日本橋地域の三重ゆかりの企業等との連携、三重の応援企業や応援店舗等との連携などによるフェア、イベント、商談会等を開催
- ⑥首都圏におけるコアな三重ファン *となる「三重の応援団」の拡大に向けての取組を実施、三重の情報発信や営業活動に協力いただける「三重の応援企業」や「三重の応援店舗」のネットワークの拡大に向けた営業活動を展開 (平成 26 年 3 月末実績：応援団員 802 名、応援企業 23 社、応援店舗 45 店舗)
- ⑦「三重テラス」の活用に向けた県内市町や商工団体等との意見交換及び協議を実施 (地域別意見交換会 6 地域×各 4 回実施、訪問による協議を随時実施 (延べ 302 回))、三重県営業本部 *に関わる庁内の連絡会議である営業本部推進チームの会合及び協議を実施 (平成 26 年 3 月末現在 10 回)
- ⑧関西圏における営業展開の基本的な方向性等を示す「関西圏営業戦略」*を策定 (平成 26 年 3 月末)
- ⑨関西圏における県人会をはじめ、経済界、大学、鉄道事業者、小売・流通事業者などとのネットワークづくりとネットワークを活かした営業活動を展開
- ⑩関西圏の店舗や企業などのニーズを踏まえた県産食材等のスーパー等への紹介、観光展・物産展への出展、関西圏の商業施設や集客施設等での三重県フェアの開催 (3 回)
- ⑪三重の認知度向上につながるパブリシティ展開 (プレスツアー 5 回、マスコミキャラバン 9 回、情報発信実績 92 件)、三重の応援団等の拡大に向けた営業活動を展開 (平成 26 年 3 月末現在：応援団員 121 名)

平成 25 年度の成果と残された課題（評価結果）

- ①「三重テラス」において、オープンに向けた多様な P R 活動やメディアへの情報提供などを行うとともに、オープン後は多様なイベントの開催やショップ、レストランの運営、神宮式年遷宮 * の効果もあり、来館者数は約 27.5 万人に達しました。今後は、来館者増に向けてメディアの特性に応じた情報提供や旬の情報の効果的な発信、2 階の多目的ホールと 1 階のショップ・レストランが連動したイベント展開など、「三重テラス」全体を活用した運営改善等に取り組む必要があります。
- ②「三重テラス」で取り扱う商品は、2,511 商品（平成 26 年 3 月末現在）を選定し、これまで約 1,500 商品を取り扱い、季節や年中行事などにきめ細かく対応し、常に三重の旬の情報を発信できる店舗づくりに努めました。今後は、生鮮品の取扱や試食等の販売方法の工夫等による販売促進、旬の魅力を訴求する新たな商品の発掘、首都圏の消費者ニーズ等をフィードバックしていく仕組みの構築を進める必要があるとともに、県内事業者の首都圏での販路開拓においては、流通のしくみ・ルートが少ないため、商品を首都圏へ供給するための環境づくりを進める必要があります。
- ③日本橋地域の企業、団体、商業施設、日本橋で活躍する個人などとのネットワークづくりを進めてきたことにより、具体的な連携事業を企画できる環境が整いつつあり、「ECOEDO 日本橋・ダイナミクスクラブ・ナイトアクアリウム」での三重の地酒を味わう「三重ナイト」の開催や、「江戸桜ルネッサンス&夜桜うたげ」での P R 機会の創出などにつながりました。なお、日本橋再生計画の一環として「三重テラス」周辺に大規模商業施設がオープンするため、今後は、幅広い顧客の獲得に向け、周辺施設や団体等とのさらなる連携に取り組んでいく必要があります。
- ④「三重テラス」の活用や三重の情報発信に協力いただけるネットワークづくりとして、営業活動や加入促進の取組を行い、三重の応援団や応援企業、応援店舗の登録拡大につながりました。今後は、ネットワークをさらに拡大するための取組内容を充実していくことが必要です。
- ⑤県内市町や商工団体等との連携強化に向けて、職員をエリア別に担当として配置し、意見交換や訪問活動を進めてきた結果、共同で企画を考えることができる関係の土台づくりができつつあります。今後は、さらに十分な意思疎通ができるよう、「三重テラス」活用イベントの事前・事後のフォローを丁寧に行うなどの取組を続けていく必要があります。また、県庁内の横の連携を図っていく必要があります。
- ⑥関西圏での営業活動の展開においては、ネットワークの拡大、市町との連携や観光事業者との連携の強化を図るなど、ネットワーク形成が進みました。今後は、兵庫県や京都府などの人的ネットワークの形成など、関西圏全域でのさらなるネットワークづくりや、関西圏のメディアで取り上げてもらえるよう効果的な情報発信に努める必要があります。また、平成 26 年 3 月に策定しました「関西圏営業戦略」に基づき、関西圏における三重の魅力の効果的な情報発信、観光誘客、「食」の販路拡大につなげる営業展開などの取組を具現化していく必要があります。

平成 26 年度の改善のポイントと取組方向

【雇用経済部 雇用経済企画総括監 村上 亘 電話：059-224-2414】

- ①「三重テラス」において、集客力を強化し、リピーター獲得につなげるため、来館者が新しい発見や三重の本物を実感していただけるようにショップ、レストラン、多目的ホールが連動した拠点運営など、常に旬な三重の魅力を感じられる拠点づくりに取り組みます。また、「熊野古道世界遺産登録 10 周年」、「遷宮おかげ年」の機会を捉え、旬発力（旬な情報の発信力）のある活動を効果的に展開し、三重の魅力発信・三重テラスへの集客活動につなげていきます。
- ②「三重テラス」における県内企業・事業者のチャレンジ支援を強化するため、県、市町、関係団体、

運営事業者が連携して、魅力ある三重ならではの商品や生鮮品、小規模事業者ならではのまだ知られていない逸品など、商品等の発掘と出品に向けた支援に取り組むとともに、出品前段階から店頭販売までの一連の取組の中でのフォローアップを通して、商品のブラッシュアップにつなげます。また、首都圏への県商品の供給体制が弱いなどの課題等について、具体的な解決方法を検討・整理し、「三重テラス」における県内事業者を支援するトライアル機能の強化につなげていきます。

- ③「三重テラス」周辺施設や団体等との連携については、島根県及び奈良県との三県が連携したイベントの開催等、連携によるメリットを活かせるよう、「三重テラス」での企画づくりに取り組んでいくとともに、平成 26 年 4 月に日本橋にオープンした福島県の情報発信拠点とも連携し、県域を越えた多様な取組を進めていきます。
- ④首都圏におけるネットワークの拡大と連携を進めるため、三重県出身者、三重県関係企業、日本橋地域の勤務者・居住者・来訪者をメインターゲットとして、三重の応援団・応援企業・応援店舗等への加入促進など、ネットワークづくりに取り組み、コアなファン層の拡大をめざします。また、2階の効果的なイベント企画や日本橋周辺地域でのイベント等とのタイアップ企画など、ネットワークの強みを活かしたイベント等の企画を展開します。
- ⑤市町や商工団体等関係団体との連携の強化を図るため、市町や商工団体等関係団体等に、「三重テラス」を有効に活用いただけるよう、一層の情報共有を図り、「三重テラス」での企画立案、告知等連携を密にして効果的な催しの開催を支援します。そのため、三重県営業本部の推進体制を十分活用し、営業本部員会議と営業本部推進チーム会議を開催し、情報共有を図り横の連携を強化していきます。
- ⑥「関西圏営業戦略」に基づき、効果的な営業活動を展開するため、関西圏での効果的な情報発信により、一般消費者、マスコミ等に三重の魅力を訴求し、三重への観光誘客増や「食」の販路拡大につなげていきます。また、営業活動展開の基盤となる多様なネットワークの充実・強化を図り、経済界（関西経済連合会など）、マスコミ、旅行会社、小売・流通関係者、三重ゆかりの店舗、三重の応援団、県人会、高校同窓会の会員等との「顔の見える」関係を構築するとともに、市町、商工団体、事業者、広域的な組織等との連携を強化していきます。

* 「○」のついた項目は、平成 26 年度に特に注力するポイントを示しています。

【主担当部局：雇用経済部 観光・国際局】

県民の皆さんとめざす姿

県民の皆さん、市町、観光事業者および観光関係団体等との連携により、観光振興の取組が進み、国内外からの誘客が促進されるとともに、県内地域において魅力ある観光地が形成され、観光産業が本県の経済をけん引する産業の一つとして確立され、持続的に発展しています。

平成 27 年度末での到達目標

式年遷宮*により全国から本県に注目が集まる絶好の機会を生かした国内外に対する観光宣伝活動の強化、県内での周遊性・滞在性の向上、観光人材の育成等、観光産業の基盤強化を進めるなどの取組が展開され、本県の認知度が高まり来訪者が増加し、観光産業の活性化が図られています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	B (ある程度進んだ)	判断理由	県民指標については、目標を達成できませんでしたが、90%を超える実績となっており、活動指標についても、3項目中2項目で達成していることから、「ある程度進んだ」と判断しました。
----------	----------------	------	---

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標

目標項目	23 年度	24 年度	25 年度		26 年度	27 年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
観光消費額の 伸び率	/	116	127	0.94	127	127
	100	101	119		/	/

目標項目の説明と平成 26 年度目標値の考え方

目標項目 の説明	観光旅行者が県内において支出した観光消費額（交通費、宿泊費、土産品費、その他の費用）の平成 23 年を 100 とした場合の伸び率
26 年度目標値 の考え方	平成 25 年に最終目標値を前倒しし、高い水準での維持を図っていくこととします。

活動指標

基本事業	目標項目	23 年度	24 年度	25 年度		26 年度	27 年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
34201 式年遷宮 の好機を生かした 国内誘客戦略 (雇用経済部 観光・国際局)	観光レクリエー ション入込客数	/	3,650 万人	4,000 万人	1.00	4,000 万人	4,000 万人
		3,565 万人	3,787 万人	4,080 万人		/	/

基本事業	目標項目	23年度	24年度	25年度		26年度	27年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
34202 三重県を訪れる海外誘客戦略（雇用経済部観光・国際局）	県内の外国人延べ宿泊者数		100,000 人	120,000 人	1.00	135,000 人	150,000 人
		90,990 人	94,660 人	121,680 人（暫定）			
34203 来訪を促進する観光の基盤づくり（雇用経済部観光・国際局）	リピート意向率		82.0%	88.0%	0.96	94.0%	100.0%
		77.8%	83.9%	84.5%			

（単位：百万円）

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
予算額等	914	2,329	718	581	
概算人件費		243	257		
（配置人員）		（27 人）	（28 人）		

平成 25 年度の取組概要

- ①式年遷宮や世界遺産登録 10 周年などの好機を捉え、三重の認知度向上、周遊性・滞在性の向上、おもてなしの向上をめざす官民一体となった三重県観光キャンペーンを実施
三重県観光キャンペーンの核となる、「みえ旅パスポート」（発給数：205,976 件）、「みえ旅案内所」（68 施設⇒87 施設）、「みえ旅おもてなし施設」（640 施設⇒820 施設）の構築を行うとともに、地域部会の活用やテーマ性・ストーリー性を持った情報発信、SNS*を利用した三重の観光情報発信の強化により、キャンペーン終了後も持続する魅力的な観光地づくりを推進
- ②「遷宮」や「古事記」など共通テーマを持つ他県や東大和西三重観光連盟、西美濃北伊勢観光サミットなど近隣地域との県境を越えた地域間連携により効果的な情報発信を推進
- ③「2013 日台観光サミット in 三重」の開催を契機として、継続的に台湾からの誘客促進を図るとともに、国際戦略の指針を策定し、「選択と集中」によりターゲットを明確にした海外誘客戦略を展開
- ④「昇龍道プロジェクト」など広域連携によるスケールメリットを活かした海外誘客を推進
- ⑤外国人が多く訪れる県内観光地を対象に、外国人観光客受入環境の整備を促進
- ⑥本県が世界に誇る観光資源である「海女」や「忍者」を積極的に活用し、国内外への情報発信及び誘客を促進
- ⑦ロケツーリズムやエコツーリズム、スポーツツーリズム*、産業観光など地域資源を生かしたニューツーリズムを支援
- ⑧バリアフリー観光に先進的に取り組む特定非営利法人伊勢志摩バリアフリースターセンター等との連携により、日本一のバリアフリー観光県づくりを推進
- ⑨観光事業者等を対象とした観光面での防災対策の啓発と三重県新地震・津波対策行動計画における観光防災に関する取組のとりまとめ
- ⑩産学官の連携による「ICT*を活用した産業活性化協議会」の観光分野での検討の実施

平成 25 年度の成果と残された課題（評価結果）

- ①観光キャンペーンでは、官民連携して「みえ旅パスポート」の発給促進、「みえ旅案内所」及び「みえ旅おもてなし施設」の充実を図りました。観光客実態調査において、主要観光地への立寄地点数が県内すべての地域で上昇（北勢：1.13→1.32、中南勢：1.20→1.45、伊勢志摩：2.78→3.20、伊賀：1.48→1.49、東紀州：1.96→2.10）していることから周遊性が向上したものと思われます。これらの結果を踏まえ、今後とも効果的な情報発信や誘客促進につなげていく必要があります。
- また、県内全市町に5つの地域部会の参画を得て、県内各地の地域の魅力発見や情報発信、地域連携事業の実施など、地域と一体となった取組を進めました。
- 情報発信については、オフィシャルガイドブック（発行30万部）やエリアパンフレットを半年ごとにテーマを更新して発行し、県内各地の旬の情報やキャンペーン企画の情報を提供しています。また、オフィシャルホームページを11月にはスマートフォン対応にするとともに、観光連盟と連携して、フェイスブックやツイッター、LINEを利用した観光情報発信に取り組みました。
- 首都圏等大都市圏においては、三重テラス*、名古屋桜通りカフェや雑誌媒体を活用した女性、シニア等に狙いを絞った情報発信やメディア等を対象にした企画提案、情報発信を行うとともに、地方では、百貨店の物産展などでPRを行いました。（メディア掲載件数159回　うち新聞115回、雑誌25回、TV19回）
- 民間事業者等との連携では、75社を超える企業等に協力いただき、商品開発、ロゴマークの活用、ポスターの掲出など、官民が一体となった三重県の認知度向上に取り組みました。また、県ゆかりの著名人8人を新たに「みえの国観光大使」に任命し、イベントやメディアを通じて、三重県のPRを行いました。
- 引き続き、地域部会や民間企業等と連携した取組を実施することで、官民が一体となった継続的な観光誘客や周遊性、滞在性の向上を進めていく必要があります。
- ②「遷宮」や「古事記」などの共通テーマを持つ他県と連携し情報発信を行いました。これらの取組により、日経トレンドの2013ヒット商品ベスト30の5位に「伊勢・出雲」が選ばれるなど、全国的に認知度が向上しました。また、東大和西三重観光連盟や西美濃北伊勢観光サミットなど近隣地域が県境を越えて情報発信することで、誘客の促進や周遊性の向上に努めました。今後とも、共通テーマを持つ他県や近隣地域との県境を越えた広域連携により、効果的な情報発信を行い、認知度を高めていく必要があります。
- ③「2013日台観光サミット in 三重」を契機に、継続的な誘客促進を図るため、サミット終了直後に台湾にミッション団を派遣し、台北、台中、高雄で説明会や商談会を開催するとともに、三重県に協力的な旅行会社による「三重県観光アドバイザー会議」を開催するなど、台湾との取組を集中的に実施しました。その結果、三重区のある台湾新北市との観光交流協定締結（10月）、天灯祭における新北市との交流、台湾ランタン祭への出展など日台双方の観光文化交流促進が評価され、2月には台湾交通部観光局から「2014台湾観光貢献賞」を受賞しました。これら取組の結果、平成25年の台湾から三重県への延べ宿泊者数は27,360人となり、目標としていた25,000人を上回り過去最高を記録しました。また、海外から三重県への誘客を促進するために「三重県海外観光特使」制度を創設し、平成26年3月に、マレーシアからの誘客を進めるため、マレーシアの旅行会社のトップに初めて委嘱しました。国際戦略の指針となる「みえ国際展開の基本方針」*を平成25年9月に策定したことから、今後とも海外誘客については、同方針に基づき、ターゲットとする国・地域を絞り込んで展開していく必要があります。

- ④海外でのPRについては、「昇龍道プロジェクト」など広域連携による取組を中部運輸局や中部広域観光推進協議会と一体となって進めていく必要があります。
- ⑤外国人観光客の受入環境の向上を図るため、外国人観光客が訪れるみえ旅案内所等に指さし案内や、Wi-Fi整備（平成25年度までに73カ所整備）を行いました。今後とも、引き続き、整備を進めていく必要があります。
- ⑥本県が世界に誇る観光資源である「海女」や「忍者」については、海外のプレスを招いてプレスツアー開催など、地域が中心となった協議会が実施するイベントや情報発信等への支援が必要です。平成26年度は、全国海女サミットが志摩市で予定されており、サミット成功に向けて地域と連携していく必要があります。
- ⑦JFC（ジャパンフィルムコミッション）の総会を9月に伊勢市に誘致し開催しました。また、県内9つのフィルムコミッションにおいて、映画やドラマ、CM等、年間200件を越える取材協力や撮影支援を行うとともに、テーマを絞ったロケ地巡り用の冊子「映画旅文学旅みえ」の作成や今年5月公開の映画「WOODJOB」の全国公開に併せて、ロケ地マップを作成しました。今後、映画配給会社とタイアップしたPRなど、関係市町と連携しロケツーリズムを推進する必要があります。また、周年事業や県内各地域の取組等と連携しながらエコツーリズムやスポーツツーリズムを推進するなど地域資源を生かしたニューツーリズムが地域に定着するよう、取組を進める必要があります。
- ⑧6月の「バリアフリー観光全国フォーラム伊勢大会」において、「日本一のバリアフリー観光県推進宣言」を行い、研修会や高齢者、障がい者を対象としたモニターツアーを実施しました。今後、県内全域でバリアフリー観光を推進することを通じて、おもてなしの向上にもつなげていく必要があります。
- ⑨観光事業者を対象とした観光地の防災に関する啓発活動を2回実施するとともに、三重県新地震・津波対策行動計画に基づき、観光地の防災対策を進めていく必要があります。
- ⑩「みえICTを活用した産業活性化推進協議会」に観光ワーキンググループを設置し検討を始めました。

平成26年度の改善のポイントと取組方向

【雇用経済部 観光・国際局 次長 岩田 賢 電話：059-224-2077】

- ①式年遷宮「おかげ年」の機運を持続させるとともに、平成26年の熊野古道世界遺産登録10周年等の好機を最大限活用し、引き続き、みえ旅パスポートの発給促進、みえ旅案内所、みえ旅おもてなし施設の充実を図るとともに、地域部会や民間事業者等幅広い主体と連携した取組を進めることで、官民一体となった誘客促進を図ります。三重テラスを活用した首都圏等での情報発信、みえ旅パスポート八十八カ所めぐりスタンプ帳の配布、全国規模の観光展である「ツーリズムEXPO2014」への出展、熊野古道世界遺産登録10周年を記念したドライブプランの実施、おもてなし施設ガイドマップの作成、旅行商品造成の働きかけ等展開することで、本県への誘客促進、来訪者の周遊性・滞在性の向上に取り組めます。
- ②別宮の遷宮、古事記、歴史街道などテーマやストーリーづくりを重視し、神話や古事記等を通じて共通の話題を有する島根県、奈良県、和歌山県等との連携や県境を越えた連携を強化し、旅こころをひきつける、テーマ性、ストーリー性を有した情報発信を実施し、誘客の促進と周遊性の向上を図ります。
- ③「みえ国際展開に関する基本方針」に基づき、台湾、タイ、マレーシア、香港、フランスについて、集中的なセールスや「三重県海外観光特使」の委嘱等により、効果的、重点的にプロモーションを

実施します。台湾については、台北だけでなく、台中や南部の高雄での取組を強化し、台湾全域からの誘客を促進します。

- ④観光誘客のみならず、産業や物産と一体となり三重県の魅力を総合的にPRし、ビジネス客も含めた海外来県者全体の増加を目指します。また、「昇龍道プロジェクト」など広域連携を進め、中部地域全体での知名度向上を行います。
- ⑤W i - F i、案内表示等の外国人観光客の受入環境整備について、みえ旅案内所等への整備を促進します。
- ⑥本県が世界に誇る観光資源である「海女」や「忍者」について、引き続き、地域の協議会での取り組みを支援することで、地域全体の連携を促し国内外への発信を強化します。
- ⑦ロケ地マップやテーマを絞った冊子、周年事業等を活用し、ロケツーリズム、スポーツツーリズム、エコツーリズムなどの地域資源を生かしたニューツーリズムの取組について、情報発信を中心に連携して取り組みます。
- ⑧障がい者、高齢者など移動に困難を伴う方に、県内のバリアフリー観光情報を発信するとともに、受け入れ側の情報提供機能や相談機能を高めることで、地域におけるコンシェルジュ機能を充実します。
- ⑨三重県新地震・津波対策行動計画にもとづき、防災対策部と連携して観光防災にかかる人材育成、課題検討の場づくり、避難訓練の実施などに取り組みます。
- ⑩I C Tについては、産学官連携による観光ワーキンググループにおいて、引き続き、観光客の利便性向上や観光産業の振興につながる実証事業の実施に向けた取組を進めます。

* 「○」のついた項目は、平成26年度に特に注力するポイントを示しています。

【主担当部局：雇用経済部 観光・国際局】

県民の皆さんとめざす姿

姉妹・友好提携先に加えて、欧米やアジアなど、今後結びつきを強める必要のある地域を設定し、産業や観光、文化などのさまざまな分野で横断的に取り組むことにより、世界から優れた企業、人材の呼び込みや県内企業の海外展開が進み、地域に新たな活力と価値が創造されています。

平成 27 年度末での到達目標

国際社会のグローバル化に対応するため、姉妹・友好提携先や各国の駐日大使館等との連携を強化するとともに、新たな国際ネットワークを構築し、海外に向けて県の持つ高い技術や観光資源等の魅力を発信することにより、海外自治体等との連携が進み、文化、経済的交流が活性化しています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	A (進んだ)	判断理由	県民指標並びに活動指標については、全て目標値を達成したことから「進んだ」と判断しました。
----------	------------	------	--

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標

目標項目	23 年度	24 年度	25 年度		26 年度	27 年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
海外自治体等との連携により新たに創出された事業数(累計)	/	5 件	20 件	1.00	(達成済)	20 件
	—	15 件	31 件			/

目標項目の説明と平成 26 年度目標値の考え方

目標項目の説明	海外の自治体や駐日大使館等との連携から、新たに生まれた、産業や観光、文化関連の事業数
26 年度目標値の考え方	目標値については、既に達成していますが、取組内容の充実を図ります。

活動指標

基本事業	目標項目	23 年度	24 年度	25 年度		26 年度	27 年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
34301 国際交流・貢献活動のネットワーク化の推進(雇用経済部観光・国際局)	みえ国際協力大使数(累計)	/	140 人	160 人	1.00	180 人	200 人
		125 人	142 人	163 人		/	/

基本事業	目標項目	23年度	24年度	25年度		26年度	27年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
34302 企業活動を支える国際的なネットワークづくりの推進（雇用経済部観光・国際局）	新たに連携構築を行った国際的なネットワークの数（累計）		1件	2件	1.00	4件	6件
		—	1件	3件			
34303 海外自治体等と連携した誘客戦略の展開（雇用経済部観光・国際局）	観光における海外自治体等との連携事業数（累計）		2件	5件	1.00	（達成済）	10件
		—	3件	10件			

（単位：百万円）

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
予算額等	78	90	101	91	
概算人件費		144	120		
（配置人員）		（16人）	（13人）		

平成25年度の取組概要

- ① 県の強みを発揮できる分野及び国・地域に対して、限られた資源の中で、重点的かつ集中的に国際展開を行うために、三重県が取り組むべき方向性を定めた「みえ国際展開に関する基本方針」*を策定
- ② 「2013 日台観光サミット in 三重」の開催を通じ、台湾における観光PR、誘客活動を強化、産業面においても産業連携に関する覚書（MOU）に基づき連携を推進
- ③ 三重県海外ビジネスサポートデスク（中国及びアセアン）を活用した、セミナー開催等による海外展開に関する情報提供、個別相談会等での相談対応及び海外現地における商談機会を提供
- ④ ブラジルミッション団を構成してサンパウロ州を訪問し、県内各界が連携して三重県の総合的なプロモーションなど友好交流から経済交流への取組を実施
- ⑤ 国際競争力のある外資系企業の誘致に向け、外国商工会議所やグレーター・ナゴヤ・イニシアティブ協議会（GN I）*等の関係機関への参加や、大使館など在外外国公館や関係機関等とのネットワークを活用したなかでの、外資系企業の動向に関する情報交換を実施また、欧米等先進国の技術力の高い企業をターゲットとした海外ミッションの実施や、外資系企業を対象とした投資促進セミナー開催による県内操業環境情報を発信
- ⑥ 「昇龍道プロジェクト」など広域連携による取組を中部運輸局、中部広域観光推進協議会と一体となって推進
- ⑦ 台湾、タイやマレーシアなど東南アジアへの知事をトップとする海外ミッション派遣や観光展出展を推進
- ⑧ 県内在住外国人、在外外国人、大学生等を活用して外国人の視点で三重県の観光情報をSNS*等で発信
- ⑨ 公益財団法人国際環境技術移転センター（ICETT）との連携については、県内環境関連企業等の技術・製品等の海外展開を図るため、マレーシアへの環境関連企業の展開可能性調査や、アセアンビジネスサポートデスクがICETTと連携協力して、ビジネスマッチングを実施
- ⑩ 東京、名古屋、大阪など在外公館等との人的ネットワークの強化を継続

- ⑩台湾高級スーパー等での三重県物産展開催、南紀みかんを核としたタイ高級スーパーでの三重県物産展を開催

平成 25 年度の成果と残された課題（評価結果）

- ①平成 25 年 9 月、海外展開の取組をさらに促進し、三重県の強みを発揮できる分野及び国・地域に対し、限られた資源の中で、重点的かつ集中的に国際展開を行うため、三重県が取り組むべき方向性を定めた「みえ国際展開に関する基本方針」を策定しました。今後は、同方針に基づき、県内企業の海外展開、海外誘客活動、外資系企業誘致、農林水産物の輸出促進等の国際関連施策を産学官で、一体的、効率的に展開できるよう、関係機関との情報共有や意見交換を進めていく必要があります。
- ②台湾関係（観光）については、志摩市にて「2013 日台観光サミット in 三重」（平成 25 年 5 月 30 日～6 月 2 日）を開催、2016 年までに日台相互交流人口 400 万人をめざす「日台観光サミット三重宣言」が合意されました。サミット終了後直ちに、台湾へミッション派遣を行い、観光説明会を行うとともに、三重県に協力的な旅行会社による三重県観光アドバイザー会議を開催しました。また、三重区のある新北市との観光交流協定締結（10 月）、新北市天灯祭（2 月）へのブース出展、ランタンフェスティバル（2 月）への出展などを通じて、観光文化交流促進の実績が評価され、台湾交通部観光局から「2014 台湾観光貢献賞」を受賞しました。これら取組の結果、平成 25 年の台湾から三重県への延べ宿泊者数は 27,360 人となり、目標としていた 25,000 人を上回り過去最高を記録しました。今後とも、これらの取組を一過性のものとしなため、関係事業者等との連携を強化する必要があります。
- ③台湾関係（産業）については、台日産業連携推進オフィス（T J P O）との産業連携に関する覚書（MOU）を具体的に進めるため、三重大学地域戦略センターと台湾政府経済部の外郭団体である財団法人資訊工業策進会との間で産業連携に関する覚書（MOU）を締結するとともに、「第 11 回リーディング産業展みえ」（11 月）に T J P O が出展するなど交流を図りました。今後も、これらのネットワークを活かし、層の厚い取組を行っていく必要があります。
- ④三重県海外ビジネスサポートデスクについて、県内中小企業における中国、アセアンへの事業展開を支援するためのワンストップ窓口として効果的な現地サポートを実施してきました。今後は、サポートデスクだけでは対応することが困難な専門的課題に対しては、「中小企業等の海外展開支援に係る業務協力に関する覚書」を締結したジェットロ等と連携して県内企業の課題解決支援に取り組む必要があります。特に、中国デスクにおいては、税制面や商標の問題など進出企業に対するきめ細かな支援を行う必要があります、アセアンデスクにおいては、タイ以外の周辺諸国におけるサポート機能を充実していく必要があります。
- ⑤8 月に実施したブラジルミッションにおいて、大学を含む行政団、経済団、民間団の 3 団からなる「オール三重」でサンパウロ州を訪問し、県内各界が連携して三重県の総合的なプロモーションを実施し、「教育」「環境」「産業と商業」「観光」の 4 つの分野で相互連携して両県州が発展していくために「姉妹提携 40 周年記念共同宣言」（署名）を行いました。今後、これらの産学官のネットワークを活用し、具体的な経済交流につなげる必要があります。
- ⑥わが国とブラジルの短期滞在査証の免除措置要望につき、帰国後、知事から外務大臣等へ査証免除の提言書提出、全国知事会等での提言採択を行いました。今後も引き続き提言の実現に向けて働きかけを行っていく必要があります。また、ブラジル三重県人会一行 39 名の来県（10 月）に合わせ、ブラジル経済セミナー、県内企業・観光地視察などを実施し、県人会等との関係強化を図りました。これらの取組を活かし、サンパウロ州との交流が相互の利益となり持続可能なものとしていくこと

が課題です。

- ⑦外資系企業の誘致について、「三重テラス」*での投資セミナーの開催、G N I が主催する、C F K バレーやフ라운フォーファー等の研究機関等が参加した次世代産業高度化セミナーへの参加、大使館や米国商工会議所の訪問等さらなるネットワーク構築に向け積極的に取り組みました。こうした取組により、6月に日本マイクロサーム（海外の高機能断熱材メーカーの日本法人）が、生産規模の拡大に伴う津市内への工場移転と併せて本社機能を東京から津市に移転しました。また、8月の知事ミッションによる米国訪問においては、グローバル企業を対象にトップセールスを行い、11月にサンディスク（フラッシュメモリー開発・製造・販売メーカー）が四日市市内に単独で「イノベーションセンター」を開設することが決定しました。今後は、G N I をはじめこれらの活動を通して外資系企業の誘致活動を展開するとともに、欧米などの先進国と連携した研究開発や商品づくりなどにも取り組み、県内へのさらなる投資を呼び込んでいく必要があります。
- ⑧昇龍道プロジェクト推進協議会のハイレベルミッション（5月）に副知事が参加し、「2013 日台観光サミット in 三重」の開催地である三重県をPRしました。また、台北駅で行われた「日本の観光物産博」に参加し、伊賀忍者を活用し三重県をPRしました。引き続き、広域での外国人観光客の誘致を図っていく必要があります。
- ⑨タイについては、タイのテレビ局の旅行番組の撮影（7月）を誘致しました。また、駐日タイ大使と知事との面談（11月）やリーディング産業展でタイ投資セミナーを実施するなど連携を進めています。また、マレーシアにおいては、昨年11月の知事の訪問により、大手旅行会社の社長等を三重県海外観光特使として任命（3月）するとともに三重県への旅行商品を造成し、誘客促進を図っています。
- ⑩鈴鹿市のNPOが伊勢・鳥羽地域で実施した県内在住ブラジル人を対象にしたファミ・トリップ（視察旅行）（6月）に協力し、ブラジル人の目線からSNS等により三重県の魅力を発信しました。また、新北市の平溪天灯祭（2月）では、外務省の事業で三重県を視察した台湾の学生に三重県の観光ブース運営を応援してもらいました。今後も、県内在住外国人を対象にしたイベントの活用や外国人学生の活用など、外国人による三重県情報の発信に注力する必要があります。
- ⑪県内環境関連企業等の技術・製品等の海外展開を図るため、アセアンビジネスサポートデスクがI C E T T と連携し、タイ・バンコクで開催された東南アジア最大級の金属加工・工作機械の国際見本市「メタレックス 2013」の会場において、ビジネスマッチングを支援しました。今後は、I C E T T に委託したマレーシアへの展開可能性調査の結果を生かして、同国をはじめアセアン地域への県内環境関連企業等の海外展開の支援を行うとともに、支援モデルを検討することが必要です。
- ⑫駐日ベトナム大使、駐日インド大使、駐日タイ大使などが来県した機会等を活用して、総領事館や大使館とのネットワークを構築しました。今後、大使館等との関係をさらに強化していく必要があります。
- ⑬農林水産物や食品の輸出については、県産品輸出の本格的な推進のために立ち上げた「三重県農林水産物・食品輸出促進協議会」（3月）において、輸出に関心のある生産者や食品関連事業者、農林漁業団体、経済団体などと一体となって取り組む必要があります。

平成 26 年度の改善のポイントと取組方向

【雇用経済部観光・国際局 次長 岩田 賢 電話：059-224-2077】

- ①「みえ国際展開に関する基本方針」に基づき、長期的視点から次なる成長市場を見据えた新たなネットワークづくりを進めるとともに、これまでに構築したネットワークの活用や、様々な機会を捉えて海外政府機関等との連携を図るなど具体的な取組を展開していきます。また、同方針に基づき、本県の国際関連施策を産学官で、一体的、効果的に展開できるよう、産業、観光、物産など各分野の代表者で構成する「みえ国際展開推進連合協議会（仮称）」を設置します。
なお、同方針については、同協議会及び「みえ産業振興戦略アドバイザーボード*」における意見を踏まえ、適宜、戦略的に内容の見直しを行っていきます。
- ②台湾関係（観光）については、今後とも、台湾の旅行会社との関係を重視し、観光説明・商談会や旅行博出展、物産展開催などを通じ、連携を強化するとともに、観光交流協定（25年10月締結）に基づき、新北市との相互交流を進めます。また、台北だけでなく、台中や南部の高雄での取組を強め、台湾全域からの誘客を促進します。
- ③台湾関係（産業）については、台日産業連携推進オフィス（T J P O）との産業連携に関する覚書（MOU）に基づき、若手経営者交流会の開催など相互交流、三重大学やジェトロ、公益財団法人三重県産業支援センター等と連携した台湾と県内企業との技術連携の取り組みを進めます。
- ④三重県海外ビジネスサポートデスクについては、企業団体等と連携したPRに取り組むなど、県内企業の活用頻度の向上を図るとともに、「三重県企業国際展開推進協議会」（仮称）に積極的に参画し、海外現地機関等との仲介機能を果たします。特に、中国デスクにおいては、税制面や商標の問題など専門的課題を、ジェトロをはじめ専門的機関と連携して支援に取り組み、アセアンデスクにおいては、タイ以外のアセアン諸国への対応について、ジェトロ等の外部機関との連携や関係諸国の駐日在外公館等とのネットワークの強化を通じて、サポート機能を充実していきます。
- ⑤ブラジルについては、サンパウロ州との共同宣言に記載された4分野の取組を推進していくため、①教育、②環境ならびに気候変動、③商工業、④観光の分野につき、情報の共有や具体的な取組の検討を進め、同州からの環境技術研修生の受入や県内環境関連企業のブラジルへの展開可能調査、ブラジル旅行会社の招へいなどの事業に取り組んでいきます。
- ⑥外資系企業の動きを敏感に察知するため、各国の大使館などのネットワークをしっかりと継続していきます。また、海外の展示会への参加など、三重県単独では取り組みにくい事業でG N Iの機能を十分に活用できる事業を進めていきます。さらに、競争力のある外資系企業を誘致するため、欧米等の先進国における研究機関や地域との連携を強めそのネットワークを活かした効果的な誘致活動を進めるとともに、本県の高度部材産業群などの強みを生かした産業連携を模索します。
- ⑦外国人観光客の誘客については、「昇龍道プロジェクト」など広域連携を中部運輸局や中部広域観光推進協議会と一体となって進め、地域全体での知名度向上を行います。また、W i - F i等の外国人観光客の受入環境整備につき、みえ旅案内所等への整備を促進し、さらなる受入環境向上に取り組んでいきます。
- ⑧タイ、マレーシア、香港、フランスなどからの誘客については、集中的なセールスや三重県海外観光特使の委嘱等により、重点的にプロモーションを実施します。加えて、観光誘客のみならず、産業や物産と一体となって三重県の魅力を総合的にPRし、ビジネス客も含めた海外からの来県者の増加を目指します。
- ⑨外国人による三重県情報の発信については、三重県海外観光特使の委嘱、在住外国人を対象にしたイベントへの参加、国の外国人学生招聘事業への協力など、機会を捉え行っていきます。

- ⑩三重県企業が強みを有する環境関連技術について積極的な海外展開を図っていくこととしており、現地のニーズを的確に把握し、ICE T Tや中部経済産業局とも連携しながら、海外展開を支援していきます。
- ⑪大使館等とのネットワークについては、大使、総領事等の来県の機会などを効果的に活用し、関係の維持強化を図っていきます。
- ⑫農林水産物や食品の輸出については、「三重県農林水産物・食品輸出促進協議会」を活用しながら関係者との連携を図っていきます。

* 「○」のついた項目は、平成 26 年度に特に注力するポイントを示しています。

県民の皆さんとめざす姿

中部圏と近畿圏を結ぶ高速道路ネットワークが形成されるなど、県民の皆さんの生活や地域の経済活動を支える道路網や港湾の整備が進み、人と人、地域と地域が力強く結ばれ、県内外、海外との交流・連携を広げています。

平成 27 年度末での到達目標

道半ばにある道路網・港湾の現状に対し、県内外との交流・連携に資する道路整備や、大規模地震発生への備えや柔軟な対応など、地域の新たな課題や県民の皆さんの多様なニーズに的確に対応する道路・港湾の整備が進み、道路・港湾が担うべき機能を強化・充実することにより、利用者の安全性と利便性が向上しています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	B (ある程度進んだ)	判断理由	道路については全ての指標で 25 年度目標値を達成しており、幹線道路等の整備推進や適切な維持管理により、利用者の安全性と利便性が向上しました。また、港湾については目標値に届かなかったものの、四日市港の外貿コンテナ貨物取扱量が過去最高値を記録したことなどから「ある程度進んだ」と判断しました。
----------	----------------	------	---

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標

目標項目	23 年度	24 年度	25 年度		26 年度	27 年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
県民生活の利便性の向上や地域の経済活動等を支援する道路の新規供用延長	/	15.3km	60.6km	1.00	80.9km	94.9km
	0.3km	21.3km	72.5km		/	/

目標項目の説明と平成 26 年度目標値の考え方

目標項目の説明	県内の高規格幹線道路*や直轄国道、県管理道路の新規に供用した延長
26 年度目標値の考え方	北勢バイパス、中勢バイパス、国道 260 号錦峠、県道神戸長沢線、県道鈴鹿環状線磯山バイパス（I 期）、県道津久居線半田バイパス等を新規供用することをめざし、目標値を設定しました。

活動指標

基本事業	目標項目	23 年度	24 年度	25 年度		26 年度	27 年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
35101 道路ネットワークの形成(県土整備部)	県内の幹線道路の新規供用延長	/	10.3km	40.6km	1.00	52.9km	59.9km
		—	10.3km	42.4km		/	/

基本事業	目標項目	23 年度	24 年度	25 年度		26 年度	27 年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
35102 適切な道路の維持管理 (県土整備部)	舗装の維持管理 指数		5.0 以上	5.0 以上	1.00	5.0 以上	5.0 以上
		5.3	5.3	5.3			
35103 四日市港の機能充実(雇用経済部)	四日市港における外貿コンテナ貨物の取扱量		20 万 TEU	22 万 TEU	0.88	24 万 TEU	26 万 TEU
		17 万 TEU*	18.3 万 TEU	19.4 万 TEU			
35104 県管理港湾の機能充実(県土整備部)	県管理港湾の入港船舶総トン数		1,503 万トン (23 年度)	1,503 万トン (24 年度)	0.98	1,503 万トン (25 年度)	1,503 万トン (26 年度)
		1,503 万トン (22 年度)	1,475 万トン (23 年度)	1,475 万トン (24 年度)			

(単位：百万円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
予算額等	45,368	51,826	47,075	51,569	
概算人件費		3,354	3,356		
(配置人員)		(372 人)	(365 人)		

平成 25 年度の取組概要

- ①災害時の復旧・復興を担うとともに、式年遷宮を契機とした県内外との交流・連携の促進に向けて、新名神高速道路、東海環状自動車道、紀勢自動車道、熊野尾鷲道路等の高規格幹線道路、北勢バイパス、中勢バイパス等の直轄国道の整備促進や未事業化区間の早期事業化に向けた取組、これらにアクセスする道路等の整備を推進
- ②道路利用者の安全性や利便性の向上を目的に、緊急輸送道路 *等の県管理道路の整備を推進するとともに、道路防災総点検 *に基づく要対策箇所、落石・崩壊等の変状発生箇所における路線の重要度や変状の状況による優先度を考慮した対策を計画的に実施。また、通学路における児童等の安全確保を図るため、平成 24 年度に実施した合同点検をふまえ、防護柵やラバーポール等の簡易対策について、地域との協議のうえ実施
- ③将来にわたって機能を充分発揮するよう、道路施設の長寿命化に向けて効率的かつ計画的に維持修繕を行うとともに、式年遷宮に向け主要地周辺の修繕を実施。また、道路利用者や沿線住民等の津波被害を軽減するための対策として、国や市町において設置されている海拔表示シートについて、県管理道路への設置に向けた検討を実施。さらに、老朽化する道路施設を適正に維持管理するため、従来の点検に加えてトンネル等の詳細な点検を実施し、その結果をふまえた対策を実施
- ④四日市港では、国道 23 号への環境負荷増大の回避、貨物輸送の定時性・即時性の確保、災害時のリダンダンシーの確保を図るため、臨港道路霞 4 号幹線の早期供用に向けて、事業主体の国と協力し、引き続き地元関係者や関係機関との協議を実施。また、緊急時の物資輸送等に資する岸壁の耐震整備のほか、海岸保全施設や上屋の耐震補強を推進。さらに、県や四日市市、民間企業等で構成する四日市港利用促進協議会による四日市港セミナーの開催など、官民が連携したさらなる利用促進に向けた取組を実施
- ⑤県管理港湾について、今後、更新を迎える施設が急増することから、計画的な維持管理を実施。ま

た、物資輸送等の災害復興活動等に利用できるよう、臨港道路にある橋梁の耐震検討を進め、必要な箇所について耐震対策を実施

平成 25 年度の成果と残された課題（評価結果）

- ①紀宝バイパス約 1.6km が平成 25 年 6 月に、第二伊勢道路約 7.6km や、熊野尾鷲道路（三木里 I C～熊野大泊 I C）約 13.6km およびアクセスする県管理道路が平成 25 年 9 月に、中勢バイパス（鈴鹿市内の一部）約 1.8km や、紀勢自動車道（紀伊長島 I C～海山 I C）約 15.1km が平成 26 年 3 月に供用開始しました。また、地域と一体となった国などへの粘り強い働きかけにより、熊野市大泊町から新宮市間については、地域の皆さんの声や学識経験者等の意見を踏まえ、平成 25 年 4 月に概ねのルートが決定されました。このうち、紀宝町から新宮市間約 2.4km については、新宮紀宝道路（熊野川河口大橋（仮称）含む）として、平成 25 年 5 月に新規事業化され、詳細なルートや構造を決定するための地質調査や測量等の現地調査に着手しました。さらに、平成 26 年度には熊野市大泊町から熊野市久生屋町間の約 6.7km が熊野道路として新規事業化されるなど、紀伊半島のミッシングリンク*の解消に向け前進しました。なお、松阪多気バイパス（松阪市上川町）約 0.8km を平成 28 年度、東海環状自動車道（大安 I C～東員 I C）約 6.1km および中勢バイパス（鈴鹿市御菌町～津市河芸町三行）約 2.9km を平成 30 年度の開通予定とすることが、平成 26 年 4 月に国から新たに公表されました。
- ②県管理道路において、緊急輸送道路整備や道路防災対策等を進めています。また、平成 24 年度に実施した通学路の合同点検の結果をふまえ、防護柵やラバーポール等の簡易対策を実施しています。道半ばにある道路網の現状に対し、道路利用者が安全・安心に通行でき、県内外との交流・連携に資するとともに、大規模災害等に備えた道路整備をさらに推進する必要があります。
- ③式年遷宮に向け、外宮と内宮を結ぶ県道伊勢磯部線や伊勢と鳥羽を結ぶ国道42号の一部区間等について舗装修繕を実施し、走行性や安全性の向上が図られました。また、海拔表示シートの県管理道路への設置に向け、市町との調整のもと設置方針の策定に取り組みました。さらに、老朽化する道路施設を適切に維持管理するために長寿命化修繕計画等に基づく道路施設の修繕、橋梁やトンネル等の点検を推進しています。加えて、円滑な道路管理を促進し、道路インフラの予防保全・老朽化対策の体制強化を図るための「三重県道路インフラメンテナンス協議会」を平成26年3月に開催し、技術基準の共有や市町への支援などに取り組んでいくことを確認しました。引き続き、道路施設を適正に維持管理する必要があります。
- ④四日市港においては、臨港道路霞 4 号幹線について、天カ須賀工業団地地先や川越緑地公園内の橋梁下部工の工事を進めました。また、15号岸壁の耐震強化整備について、グラウンドアンカー工等の工事を進めたほか、海岸保全施設や上屋の耐震化等に取り組みました。さらに、四日市、大阪、東京、マレーシアにおいて、四日市港利用促進協議会による四日市港セミナーを開催しました。背後圏産業の国際競争力強化を物流面から支えるため、臨港道路等施設の早期整備や、四日市港のさらなる利用促進を図るため、国内外の企業に対し、より一層のポートセールスを行っていく必要があります。
- ⑤港湾利用者や地域の安全・安心を向上させるために、津松阪港（大口地区）および宇治山田港において、老朽化した港湾施設の補修工事を進めています。また長島港の江ノ浦大橋について、耐震対策が必要であることから、詳細設計を進めています。港湾は、県民生活の安全・安心の確保および地域経済の活性化、発展に不可欠なものであることから、今後とも、港湾施設を適切に整備、維持管理する必要があります。また、大規模地震発生時の輸送路を確保するため、臨港道路の橋梁について、耐震検討・対策が必要です。

- ①県内外との交流・連携を広げ、大規模災害に備えた道路ネットワークの早期整備を目指し、新名神高速道路、東海環状自動車道、北勢バイパス、中勢バイパス等の整備促進を図るとともに、これらと一体となって道路ネットワークを形成する県管理道路の計画的な整備を推進します。特に、平成26年度の供用開始予定となっている、北勢バイパス(四日市市内の一部)、中勢バイパス(津市内の一部)、国道260号錦峠等の整備促進を図るとともに、県管理道路の整備を推進します。また、紀伊半島のミッシングリンク解消に向け、「新たな命の道」として熊野尾鷲道路(Ⅱ期)および新宮紀宝道路、熊野道路の整備促進を図るとともに、未事業化区間(熊野IC(仮称)～紀宝IC(仮称))の早期事業化に取り組みます。
- ②緊急輸送道路整備を、重点的かつ効率的に推進していくとともに、法面からの落石等の被害を未然に防止し、道路利用者の安全な通行を確保するために、路線の重要度や、変状の程度による優先度を考慮した道路防災対策を計画的に実施していきます。また、さらなる通学児童等の安全確保に向け、通学路の合同点検結果に基づき引き続き対策が必要な箇所において、早期の対策実施に努めるとともに、既存の道路等における歩行空間の整備等を進めていきます。
- ③道路施設が将来にわたって機能を充分発揮し、道路利用者の安全・安心を確保するため、緊急点検を平成26年度に完了するとともに、緊急点検で確認した損傷箇所のうち、緊急に対応すべきものについて修繕を行います。また、海拔表示シートについて、市町と調整のもと、設置方針を策定のうえ、県管理道路への設置を順次進めます。さらに、トンネル、横断歩道橋については、予防保全的な観点で長寿命化計画の策定を進めるとともに、計画的な修繕・更新に取り組みます。加えて、「三重県道路インフラメンテナンス協議会」を開催し、すべての道路管理者が参加して意見調整・情報共有を行い、点検や修繕計画等について連携・協力し、道路インフラの予防保全・老朽化対策体制の強化を図ります。
- ④四日市港においては、引き続き、臨港道路霞4号幹線の早期供用に向けて整備促進を図り、また、耐震強化岸壁について平成26年度内の完成をめざすほか、海岸保全施設や上屋の耐震補強等を引き続き推進するとともに、国内外の企業に対しポートセールスを行い、四日市港のさらなる利用促進を図っていきます。
- ⑤県管理港湾について、今後、港湾施設が求められる機能を確保するよう、必要な箇所の緊急修繕を実施します。臨港道路の橋梁について、予防保全的な観点で長寿命化計画を策定し、適切に維持管理を実施するとともに、また、物資輸送などの災害復興活動等に利用できるよう、橋梁の耐震検討を進め、必要な箇所について耐震対策を実施します。

* 「○」のついた項目は、平成26年度に特に注力するポイントを示しています。

施策 352

公共交通網の整備

【主担当部局：地域連携部】

県民の皆さんとめざす姿

バスや鉄道などの生活交通について、県民の皆さんと共に、路線の維持・確保に取り組み、利便性の向上等を図ることにより、県民の皆さんが円滑に移動できています。また、空路やリニア中央新幹線などによる広域的な高速交通網の整備が進んでいます。

平成 27 年度末での到達目標

県民の皆さんの円滑な移動のため、国や市町、事業者など関係機関との適切な役割分担のもと、県内のバスや鉄道などの地域における公共交通が確保されているとともに、中部国際空港および関西国際空港の機能充実やリニア中央新幹線の開通に向けた整備や取組が進んでいます。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	A (進んだ)	判断理由	昨年度に引き続き、県民指標、活動指標ともに目標値を達成しているため、進んだものと判断しました。
----------	------------	------	---

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標						
目標項目	23 年度	24 年度	25 年度		26 年度	27 年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
県内の公共交通機関の利便性に関する満足度	/	41.0%	42.0%	1.00	44.0%	44.0%
	40.0%	41.2%	43.0%		/	/
目標項目の説明と平成 26 年度目標値の考え方						
目標項目の説明	e-モニターを活用した「公共交通等の利用について」の調査で、県内の公共交通機関の利便性について、「満足している」「やや満足している」と感じている県民の割合					
26 年度目標値の考え方	平成 25 年度の実績値が 43.0%であることから、平成 27 年度目標値（44.0%）を 1 年前倒しで設定しました。					

活動指標							
基本事業	目標項目	23 年度	24 年度	25 年度		26 年度	27 年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
35201 生活交通の確保（地域連携部）	地域間幹線系統 * 数	/	40 系統	43 系統	1.00	43 系統	43 系統
		37 系統	43 系統	46 系統		/	/
35202 広域・高速交通ネットワークの形成(地域連携部)	中部国際空港および関西国際空港の就航便数	/	1,715 便	1,784 便	1.00	1,784 便	1,784 便
		1,691 便	1,819 便	2,029 便		/	/

(単位：百万円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
予算額等	496	391	579	491	
概算人件費		72	74		
(配置人員)		(8人)	(8人)		

平成 25 年度の取組概要

- ①複数市町をまたぐ地域間の幹線バスについて、県民、市町、事業者等が参画する県協議会で協議し、国と協調して支援するとともに、市町の自主運行バスに対して経過措置を実施
- ②伊勢鉄道、三岐鉄道、伊賀鉄道が行う安全性の向上を図るための施設整備や、近畿日本鉄道が行う主要駅や高架橋の耐震対策に対して、国、沿線市町と協調して支援
- ③ J R 名松線の復旧に向けて、J R 東海、津市との三者協定に基づき、治山工事を実施するとともに、運行再開後の利用促進等について津市と検討・協議
- ④中部国際空港および関西国際空港の国際拠点空港としての機能充実等を図るため、関係自治体や経済団体と連携し、利用促進等の取組を実施
- ⑤中部国際空港の海上アクセスの利用促進を図るため、国・関係市および運航事業者とで構成する「海上アクセス利用促進調整会議」で協議するとともに、P R パンフレットやポスターによる情報発信等を実施
- ⑥リニア中央新幹線の東京・大阪間全線同時開業に向けて、県期成同盟会の活動を中心に、名古屋・大阪間の中間駅設置予定県である奈良県をはじめ、沿線都府県や経済団体と連携し、国等への要望活動等を実施
- ⑦関西本線や紀勢本線等 J R 在来線の利用促進に向けて、県期成同盟会等による活動を中心に、沿線自治体等と連携した事業者への路線の機能向上等の働きかけや、フォトコンテスト、ウォーキングガイドの配布等の取組を実施
- ⑧鳥羽伊良湖航路の利用促進を図るため、関係県市や地元団体等で構成する同航路活性化協議会の活動を通じて、旅行商品の造成や誘導看板の設置等の取組を実施
- ⑨交通に関する中長期的な方向性を示す「三重県総合交通ビジョン」(平成 26 年度完成予定)の策定に向け、有識者等で構成する懇話会による検討や市町等の意見照会を実施

平成 25 年度の成果と残された課題 (評価結果)

- ①地方バス路線を確保・維持していくために、地域特性に応じた生活交通体系の構築や利用促進策について、地域が主体的に取り組んでいく必要があります。
- ②鉄道の安全性や利便性の向上等に資する施設整備を進めるため、引き続き国の制度を活用しながら、関係市町とともに支援していく必要があります。
- ③ J R 名松線の復旧事業が円滑に進むための調整及び運行再開後の利用促進等の調整等を行っていく必要があります。
- ④中部国際空港および関西国際空港について、L C C の新規就航等に伴い、航空ネットワークの拡充が図られたところですが、国際拠点空港として、両空港の一層の機能充実を図っていくことが必要です。
- ⑤中部国際空港海上アクセスについて、関係市や事業者との連携を強化し利用促進に取り組んだ結果、利用者数が前年度を上回りました。しかし、事業者の経営環境は非常に厳しいことから、引き続き

利用促進に取り組んでいく必要があります。

- ⑥リニア中央新幹線の全線同時開業と三重・奈良ルート of 早期実現に向け、県期成同盟会や全国期成同盟会の活動のほか、奈良県および両県の経済団体とも連携し、引き続き、取組を強力に進めていく必要があります。
- ⑦J R 在来線の利便性向上について、事業者との意見交換を行うなど連携が図れたほか、地元団体とともに利用促進の取組を進めることができました。しかし、事業者は設備投資等に対して消極的な姿勢を崩していないことから、さらなる働きかけや利用促進策に取り組む必要があります。
- ⑧鳥羽伊良湖航路について、同航路活性化協議会の目標である年間利用者 35 万人を達成できたことを踏まえ、平成 25 年度で財政支援を終了しました。
- ⑨三重県総合交通ビジョンについて、交通の現状と課題、基本理念とめざす姿、基本方針案をとりまとめました。引き続き、懇話会による検討を中心とした策定作業を進める必要があります。

平成 26 年度の改善のポイントと取組方向【地域連携部副部長 鈴木伸幸 電話:059-224-2202】

- ①市町の自主運行バスに対する補助金を廃止し、国の制度を活用した複数市町をまたぐ地域間の幹線バスへの支援に集中します。また、引き続き市町に対して助言や情報提供を行うとともに、市町の地域公共交通会議等に参画し、地域の特性に応じた生活交通の確保について、住民や事業者とともに検討していきます。
- ②利用者の安全性、利便性等の向上を図るため、国や沿線市町と協調して、鉄道事業者が実施する老朽化対策、耐震対策、安全性対策に対して支援します。また、鉄道に対する国の支援制度の拡充等を提言していきます。
- ③J R 名松線の早期運行再開に向け、J R 東海、津市と連携して復旧対策事業に取り組みます。また、開通イベントを含めた事業の検討、復旧後の利用促進等について、津市、松阪市、三重県の三者が加入した J R 名松線沿線地域活性化協議会（仮称）を設立し、具体策に取り組みます。
- ④中部国際空港の航空路線の維持・拡充を図るため、関係自治体や経済団体等と連携して、訪日外国人を対象とした新たな観光ツアー商品の企画造成や新規就航を目的とした航空会社への呼びかけといった利用促進策の実施、あわせて二本目滑走路の整備促進などの機能充実に係る国等への要望活動等に取り組みます。
- ⑤関西国際空港の L C C 拠点や国際貨物ハブ空港としての機能を強化するため、関係機関と連携しながら、アクセス利便性の向上や貨物需要の創出に向けた航空会社の定着促進等に取り組みます。
- ⑥中部国際空港への海上アクセスの維持確保に向け、津市、松阪市、事業者等と連携しながら、利用促進に取り組みます。
- ⑦リニア中央新幹線の東京・大阪間全線同時開業や県内ルート及び駅位置の早期公表等に向けて、県期成同盟会の取組を中心に沿線都府県とも連携し、国や J R 東海への要望活動等を進めていきます。また、奈良県及び両県の経済団体との連携をさらに強化し、三重・奈良ルートの早期実現等に向けた取組を展開していきます。
- ⑧J R 在来線の利便性向上に向け、県期成同盟会等の活動を中心に、沿線自治体等と連携して、事業者に働きかけるとともに、利用促進策に取り組んでいきます。
- ⑨有識者や事業者、県民や市町等の意見を踏まえながら、「三重県総合交通ビジョン」を策定します。

* 「○」のついた項目は、平成 26 年度に特に注力するポイントを示しています。

施策 353

快適な住まいまちづくり

【主担当部局：県土整備部】

県民の皆さんとめざす姿

人口減少・超高齢社会に対応した集約型都市構造*（コンパクトなまちづくり）の構築が進むとともに、都市基盤の整備やゆとりある住まいづくりが行われるなど、県民の皆さんと共に、住まいやまちづくりのことを考え、地域の個性を生かした魅力あるまちで、誰もが自由に活動し、快適に暮らしています。

平成 27 年度末での到達目標

これまで進めてきた安全・快適な都市環境を形成するための基盤整備、地域の個性を生かした景観形成やユニバーサルデザインに配慮した施設整備、安全安心で豊かな住環境の整備の取組に加え、都市計画区域の見直しなど集約型都市構造の形成につながる土地利用促進の取組が進むことにより、誰もが魅力を感じ、快適な住まいまちづくりが進んでいます。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	B (ある程度進んだ)	判断理由	県民指標は目標値を上回ったものの、活動指標については目標値に達していない事業があることから、「ある程度進んだ」と判断しました。
----------	----------------	------	---

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標						
目標項目	23 年度	24 年度	25 年度		26 年度	27 年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
コンパクトなまちづくりが進められている都市計画区域の数	—	3 区域	6 区域	1.00	9 区域	9 区域
	1 区域	5 区域	8 区域			
目標項目の説明と平成 26 年度目標値の考え方						
目標項目の説明	集約型都市構造（コンパクトなまちづくり）の形成につながる土地利用を促進する取組（都市計画制度による土地利用の規制や誘導等）が行われている都市計画区域の数					
26 年度目標値の考え方	25 年度実績値を踏まえ、新たな土地利用規制が想定される区域を加え、9 区域と設定しました。					

活動指標							
基本事業	目標項目	23 年度	24 年度	25 年度		26 年度	27 年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
35301 快適なまちづくりの推進（県土整備部）	鉄道と道路との立体交差化を行う事業の進捗率		73.9%	85.1%	0.99	92.1%	100%
		63.9%	77.3%	85.0%			

基本事業	目標項目	23年度	24年度	25年度		26年度	27年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
35302 ユニバーサルデザインのまちづくりの推進（健康福祉部）	商業施設等でバリアフリー化された施設数（累計）		2,317 施設	2,485 施設	0.77	2,660 施設	2,845 施設
		2,170 施設	2,303 施設	2,444 施設			
35303 快適な住まいづくりの推進（県土整備部）	新築住宅における認定長期優良住宅の割合		26.2%	26.8%	0.91	27.4%	28.0%
		25.7%	24.0%	24.5%			
35304 適法な建築物の確保（県土整備部）	特殊建築物等の維持保全適合率		55.0%	56.5%	1.00	58.0%	59.5%
		50.1%	53.9%	56.8%			
35305 参画と協働による景観まちづくりの推進（県土整備部）	市町、県が制定した景観に関する条例等の件数（累計）		31件	32件	1.00	33件	34件
		30件	31件	32件			

（単位：百万円）

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
予算額等	4,093	4,121	4,095	4,939	
概算人件費		1,019	1,039		
（配置人員）		（113人）	（113人）		

平成25年度の取組概要

- ①人口減少・超高齢社会に対応した集約型都市構造の形成、災害に強いまちづくりの構築をさらに進めるため、都市計画区域マスタープラン*に基づき、土地利用規制等により適正な土地利用を促進。また、市街地整備や鉄道と道路の立体交差化等により都市基盤整備を推進
- ②ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりに向け、三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例の整備基準に適合する商業施設等のうち申請のあったものに対して適合証を交付するとともに、鉄道駅舎等のバリアフリー化を図るために交通事業者を支援（近鉄宇治山田駅、近鉄桑名駅、JR四日市駅）
- ③地域における多様な住居ニーズに対応するための基本方針と施策を示す「三重県住生活基本計画*」に基づき、耐久性や省エネ性等を備えた長期優良住宅*の認定・普及や、住宅セーフティネット確保の取組（配慮が必要な方の入居を拒まない賃貸住宅登録制度の運用、県営住宅の供給、災害時住宅支援の体制づくり）等を推進
- ④安全で安心な建築物の確保に向け、建築基準法に基づき、不特定多数の者が利用する既存建築物を対象とした維持保全の適合状況を把握するための定期報告の審査や防災査察等を実施。また、新築等の建築物に対する中間検査及び完了検査の検査率向上に取り組むとともに違反建築物に対する是正指導等を実施
- ⑤地域の個性を生かした魅力ある景観まちづくりに向け、景観づくりに取り組む市町を支援するとともに、三重県景観計画に基づく周辺景観と調和した建築物への誘導や、熊野川流域の景観保全のための計画策定に向けた取組のほか、住民との協働による熊野市木本海岸堤防での修景整備、違反屋外広告物の是正の取組を実施

- ⑥平成 25 年 5 月 18 日県営熊野灘臨海公園にて第 24 回全国「みどりの愛護」のつどいを開催することで、都市緑化や緑豊かな潤いのある住みよい環境づくりの意識の高揚を図るとともに県南部の魅力を全国に発信

平成 25 年度の成果と残された課題（評価結果）

- ①人口減少・超高齢社会に対応した集約型都市構造の形成に向け、都市計画制度による土地利用の規制や誘導等に取り組むほか、鉄道と道路の立体交差化等都市基盤の整備を実施しています。一方、南海トラフを震源域とする巨大地震の津波浸水区域内の市街地では、地震・津波災害に強い都市構造の形成が課題となっています。
- ②商業施設等のバリアフリー化については、民間における施設整備が伸び悩んだことから目標値を下回りました。今後、整備基準に適合する施設を増やすために、ユニバーサルデザインに対する事業者、設計者の理解を得ることが必要です。
- また、バリアフリー法（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律）の基本方針に基づき、段差解消等がされていない鉄道駅等のバリアフリー化を図る必要があります。
- ③長期優良住宅の普及を推進するほか、高齢者や障がい者、低所得者等の住宅確保要配慮者への居住支援、地震等大規模災害時の住宅支援体制づくりなど、住宅セーフティネットの構築に取り組む必要があります。
- ④安全で安心な建築物の確保に向け、特殊建築物の定期報告制度の徹底を図るとともに、違反建築物の是正指導等を実施しています。違反建築物を増加させないため、竣工時における完了検査率等の向上が課題となっています。
- ⑤市町の景観行政団体への移行に向けた取組支援の結果、平成 25 年 7 月に津市が景観行政団体になりました。式年遷宮を契機に多くの来訪者を迎える中、景観づくりに取り組む市町との連携や、三重県景観計画に基づく良好な景観への誘導などにより、地域の個性を生かした景観づくりを進める必要があります。

平成 26 年度の改善のポイントと取組方向【県土整備部 次長 永納栄一 電話:059-224-2651】

- ①鉄道と道路の立体交差化事業の推進や、土地区画整理事業による市街地整備の促進とともに、土地利用の規制や誘導により、集約型都市構造の形成を進めます。また、地震・津波災害に強い都市計画を進めるため、市町と意見交換しながら「三重県地震津波対策都市計画指針（仮称）」の策定に着手するほか、市町向け研修会を実施する等の取組を進めます。
- ②商業施設等のバリアフリー化を進めるため、各建設事務所、各市町の窓口での指導に加え、県ホームページによる広報等で、ユニバーサルデザインについて、施設整備関係者へ周知するとともに、交通事業者が行う駅舎等のバリアフリー化を支援します。
- ③長期優良住宅の認定や住宅セーフティネットの構築等に取り組めます。特に災害時住宅支援においては、関係団体とともに、災害時住宅支援の基礎的な枠組みの構築を図ります。
- ④特殊建築物の定期報告の未報告者に対し、粘り強い指導等を継続するほか、完了検査率の向上に努めます。
- ⑤熊野古道世界遺産登録 10 周年を契機として、景観づくりに取り組む市町への支援、県景観計画に基づく周辺景観と調和した建築物への誘導、熊野川流域の景観保全のための計画策定に取り組むほか、公共事業実施時の景観配慮の仕組みづくり、違反屋外広告物の是正、熊野市木本地区における景観まちづくり事業の推進など、地域の個性を生かした魅力ある景観まちづくりの取組を進めます。

* 「○」のついた項目は、平成 26 年度に特に注力するポイントを示しています。

施策 354

水資源の確保と土地の計画的な利用

【主担当部局：地域連携部】

県民の皆さんとめざす姿

水や土地は、限られた貴重な資源であり、県民の皆さんの生活や経済活動にとって不可欠な基盤です。安全で安心な水資源がいつでも安定して使用できる基盤整備が進むとともに、市町、関係機関等と連携した供給体制が確保され、水が大切に利用される社会が構築されています。

また、計画的かつ適正な土地利用が図られ、自然環境と調和のとれた豊かな県土が次世代に引き継がれています。

平成 27 年度末での到達目標

近年の気象変動により安定的な水供給への影響が懸念されていることから、これまでの水の安定供給への取組に加え、地元自治体などと連携して必要な水資源開発を進める一方で、渇水や地震の非常時に影響を最小限に抑える基盤整備や、県・市町・県民の皆さんそれぞれが主体となった水資源の有効利用に向けた取組が進んでいます。

また、土地の基礎情報を把握する地籍調査を着実に進めることによって、個々の土地情報が整備され、県土全般の計画的な土地利用が進んでいます。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	C (あまり進まなかった)	判断理由	県民指標は目標に届かなかったものの、平成 24 年度と比較して平成 25 年度の地籍調査実施面積が大きく増加したことおよび、休止中の 4 市町が平成 25 年度から国直轄調査を実施していること、水の安全、安定供給に向けて耐震化が着実に進んでいることを踏まえ、C「あまり進まなかった」と判断しました。
----------	------------------	------	---

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標						
目標項目	23 年度	24 年度	25 年度		26 年度	27 年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
地籍調査の実 施面積（累計）	/	469km ²	486km ²	0.57	509km ²	534km ²
	448km ²	456km ²	473km ²		/	/
目標項目の説明と平成 26 年度目標値の考え方						
目標項目 の説明	国有林および公有面積を除いた県土を対象として、市町等が地籍調査した面積					
26 年度目標 値の考え方	各市町における過去の実績に、「国土調査第 6 次十箇年計画」で掲げる数値及び大規模公共事業の用地測量成果面積を活用したうえで、目標値を設定しました。					

活動指標		23 年度	24 年度	25 年度		26 年度	27 年度
基本事業	目標項目	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
		35401 水資源の確保と有効利用(地域連携部)	飲料水の供給に対する満足度	/	87.2%	90.0%	1.00
		86.2%	89.9%	91.3%	/	/	
35402 水の安全・安定供給(企業庁)	浄水場等における主要施設の耐震化率	/	93.3%	95.3%	1.00	97.4%	97.9%
		92.7%	94.8%	95.3%		/	/
35403 土地の基礎調査の推進(地域連携部)	地籍調査の実施市町数	/	24 市町	25 市町	0.96	26 市町	29 市町
		23 市町	23 市町	24 市町		/	/

(単位：百万円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
予算額等	17,372	18,787	17,985	22,142	/
概算人件費	/	1,605	1,609	/	/
(配置人員)	/	(178 人)	(175 人)	/	/

平成 25 年度の取組概要

- ①木曾三川の水源地域において木曾三川公社が行う水源林の機能向上に向けた森林管理に係る経費の貸付や環境教育などの環境保全活動への参画（8月4日見学会実施）
- ②県勢振興のために先行的に確保する長良川河口堰の工業用水に係る償還金及び管理費の出資
- ③国庫補助事業に係る事務や許認可等に係る指導監督を通じて、市町の実情に応じた主要施設の耐震化や老朽管の更新等の促進、水道未普及地域の解消及び水質管理強化の推進（国庫補助 上水道 9 市町 11 地区、簡易水道 9 市町 12 地区、精度管理事業のための関係機関会議の開催）
- ④水道、工業用水道における管路、水管橋、浄水場など、施設の計画的な更新、改良及び耐震工事の実施（105 工事等のうち、94 件の契約済）
- ⑤水道、工業用水道において、IS09001 品質マネジメントシステムを活用し、品質管理の徹底と業務改善の実施。また、市町・民間事業者（浄水場運転監視等受託者）と研修や訓練などを実施（研修・訓練を 38 回実施）
- ⑥地籍調査事業の実施主体である市町への事業費補助並びに三重県国土調査推進協議会等を通じた研修会等の啓発活動及び国への制度要望活動の実施（補助事業の実施 24 市町）
- ⑦地籍調査の休止市町に対する事業再開に向けた働きかけ（10 月実施、5 市町）
- ⑧大規模土地取引にかかる事後届出内容の審査及び遅延届出に対する審査、指導（353 件の土地取引の審査、そのうち 68 件の遅延届出への指導）
- ⑨県内 404 地点の基準地に対する不動産鑑定士による標準価格の判定及び記者発表並びにHPでの公表（9月20日地価調査結果公表）

平成 25 年度の成果と残された課題（評価結果）

- ①長良川河口堰にかかる水資源機構の建設費割賦負担金を軽減するため、約 6.4 億円の繰り上げ償還を実施し、約 0.8 億円の利息を軽減しました。
- ②県内の水道事業体において、未普及地域の解消、簡易水道の再編や耐震化等によるライフライン機能強化等に係る事業が実施されていますが、引き続きその推進が求められています。
- ③ISO9001 品質マネジメントシステムを活用した品質管理や業務改善に取り組むとともに、施設の更新や改良、耐震化を計画的に実施し、「安全で安心な水道用水」と「良質な工業用水」の安定供給に取り組みました。
- ④水道、工業用水道において、関係市町と危機管理体制強化などの研修・訓練を行うことにより、災害時に迅速な対応がとれるよう連携強化を図りました。
- ⑤県内の海岸を有する全ての 18 市町全て（地籍調査休止中の 4 市町を含む。）において、南海トラフ地震津波想定区域を対象とする国直轄調査を実施することになりました。さらに震災後の街づくりなど復旧・復興に活用するためには、地籍調査の実施につなげていく必要があります。

平成 26 年度の改善のポイントと取組方向【地域連携部副部長 鈴木伸幸 電話：059-224-2202】

- ①長良川河口堰にかかる水資源機構の建設費割賦負担金軽減のため、今後も繰上償還の実施を関係機関に働きかけていきます。
- ②「安全・安心・安定」な水道水の供給に向けて、県内の水道事業体を実施する国庫補助事業に係る事務を行うとともに、許認可等に係る指導監督や水質管理強化の推進を図ります。
- ③水道、工業用水道において、本格的な施設の更新時期に対応するとともに、将来発生が予測される大規模地震に備えるため、老朽劣化対策や耐震化などの施設改良を計画的・効率的に実施します。また、津波を含む地震対策については、国等の基準・指針等の改定状況を見定め、対策の検討を行います。
- ④「安全で安心な水道用水」と「良質な工業用水」を安定して供給するため、引き続き ISO9001 品質マネジメントシステムを活用し、品質管理の徹底と業務の改善に取り組めます。
- ⑤水道、工業用水道において、県全体の「安全・安定」供給を進めるため、市町・民間事業者（浄水場運転監視等受託者）・ユーザーと連携した取組を進めます。
- ⑥南海トラフ地震津波想定区域で行う国直轄調査の実施などをきっかけに、この地域で地籍調査が拡大されるように市町とともに取り組めます。

* 「○」のついた項目は、平成 26 年度に特に注力するポイントを示しています。

第3章

選択・集中プログラムの取組

(1) 選択・集中プログラムの取組とは

選択・集中プログラムは、厳しい財政状況のもとで「みえ県民カビジョン」を推進していくにあたり、特に注力すべき政策課題として取り上げ、「行動計画」の計画期間中（4年間）に行政経営資源を効率的かつ効果的に投入し、課題の解決や「協創」の取組を進めるものです。

選択・集中プログラムには、「緊急課題解決プロジェクト」と「新しい豊かさ協創プロジェクト」の2種類を設けているほか、「南部地域活性化プログラム」に取り組んでいます。

選択・集中プログラムには、各プロジェクト等に、その成果や取り組んだことの効果を表す指標を設け、実現可能かつ挑戦的な目標値を掲げ、数値目標としています。また、進行管理を的確に行い、県民の皆さんに各プロジェクト等の進捗状況をお示しすることができるよう、実践取組ごとに年次目標を設定しています。

平成26年版成果レポートでは、平成25年度に県が取り組んだ選択・集中プログラムの取組の成果と課題を検証しています。

また、成果と課題の検証結果を踏まえた、各プログラムごとの今後の取組方向について、今年度の改善のポイントを中心に明らかにしています。

【選択・集中プログラムの指標の考え方】

＜選択・集中プログラム＞の進行管理を的確に行うとともに、県民の皆さんに取組の進捗状況をお示しするため、「プロジェクトの数値目標」、「実践取組の目標」について、それぞれの性質をふまえた実現可能かつ挑戦的な目標値を掲げています。

平成26年版成果レポートでは、行動計画で掲げた平成27年度目標値とあわせて、今年度の目標値もお示ししています。

○ プロジェクトの数値目標

「プロジェクトの数値目標」は、各＜選択・集中プログラム＞のこの計画における目標（「平成27年度末での到達目標」）をふまえ、当該＜選択・集中プログラム＞において、さまざまな主体の取組によって得られる最終的な成果を、県民の皆さんの立場からあらわそうとしたものです。

＜選択・集中プログラム＞の進行管理において、基本的な指標として活用します。

○ 実践取組の目標

「実践取組の目標」は、各＜選択・集中プログラム＞の目標を達成するために、県が＜選択・集中プログラム＞を構成する＜実践取組＞として取り組んだことの直接的な事業効果をあらわす指標です。

＜選択・集中プログラム＞は複数の＜実践取組＞から成り立っていますので、＜実践取組＞の効果が相まって＜選択・集中プログラム＞の成果につながります。このため、＜選択・集中プログラム＞の進行管理において、「プロジェクトの数値目標」を補足する指標として用います。

(2) 選択・集中プログラムの取組一覧

選択・集中プログラムの取組		頁
緊急課題解決プロジェクト	1 命を守る緊急減災プロジェクト	350
	2 命と地域を支える道づくりプロジェクト	362
	3 命と健康を守る医療体制の確保プロジェクト	366
	4 働く意欲が生かせる雇用確保プロジェクト	374
	5 家族の絆再生と子育てのための安心プロジェクト	380
	6 「共に生きる」社会をつくる障がい者自立支援プロジェクト	384
	7 三重の食を拓く「みえフードイノベーション」 ～もうかる農林水産業の展開プロジェクト	390
	8 日本をリードする「メイド・イン・三重」 ～ものづくり推進プロジェクト	398
	9 暮らしと産業を守る獣害対策プロジェクト	406
	10 地域を守る産業廃棄物の不適正処理是正プロジェクト	410
新しい豊かさ 協創プロジェクト	1 未来を築く子どもの学力向上協創プロジェクト	414
	2 夢と感動のスポーツ推進協創プロジェクト	422
	3 スマートライフ推進協創プロジェクト	426
	4 世界の人びとを呼び込む観光協創プロジェクト	432
	5 県民力を高める絆づくり協創プロジェクト	438
南部地域活性化プログラム		446

* 評価結果をふまえた進展度の判断基準及び目標達成状況の算出方法については、59 ページ～60 ページをご覧ください。

(3) 選択・集中プログラムの取組数値目標等一覧

選択・集中プログラムの取組名		数値目標						
		目標項目	25年度目標値	25年度実績値	目標達成状況	進展度		
緊急課題解決1	命を守る緊急減災プロジェクト	プロジェクトの数値目標	緊急減災に向けた行動項目(アクション)の進捗率	61.8%	65.6%	1.00	B	
		実践取組	緊急に減災対策を実施する市町の数	29市町	29市町	1.00		
			防災講演会、研修会等への参加促進	10,000人	11,247人	1.00		
			耐震基準を満たした住宅の割合	86.4%	85.2%	0.99		
			県立学校の耐震化率	100%	100%	1.00		
			私立学校の耐震化率	91.6%	92.9%	1.00		
			災害拠点病院等の耐震化率	68.6%	68.6%	1.00		
			新たな防災対策の計画的な推進					
			学校防災のリーダーが中核となり防災に取り組んでいる学校の割合	100%	100%	1.00		
			防災に関連した人材の育成(累計)	160人	179人	1.00		
脆弱化した海岸堤防の補強対策箇所(累計)	111か所		150か所	1.00				
農地・漁港海岸保全施設等の整備延長(累計)	2,964m	2,965m	1.00					
緊急課題解決2	命と地域を支える道づくりプロジェクト	プロジェクトの数値目標	命と地域を支える道の供用延長	129.7km	128.0km	0.99	A	
		実践取組	命を支える道の供用延長	86.8km	87.3km	1.00		
			地域を支える道の供用延長	42.9km	40.7km	0.95		
緊急課題解決3	命と健康を守る医療体制の確保プロジェクト	プロジェクトの数値目標	二次救急病院における勤務医師数	1,344人(24年度)	1,389人(24年度)	1.00	B	
			実践取組	がん検診受診率(乳がん、子宮頸がん、大腸がん)	乳がん28.0% 子宮頸がん30.9% 大腸がん27.9%(24年度)	乳がん18.8% 子宮頸がん30.9% 大腸がん24.0%(24年度)		乳がん0.67 子宮頸がん1.00 大腸がん0.86
				県内の病院で後期臨床研修を受ける医師数	192人	196人		1.00
				県内看護師養成施設卒業者の県内就業者数	651人	641人		0.98
				救急医療情報システムに参加する時間外診療可能医療機関数	618機関	610機関		0.99
がん診療に携わる医師に対する緩和ケア研修修了者数(累計)	804人	783人		0.84				
緊急課題解決4	働く意欲が生かせる雇用確保プロジェクト	プロジェクトの数値目標	県内労働力人口に占める就業者の割合	97.0%	96.8%	0.99	B	
			実践取組	本プロジェクトにより支援した人の数	30,100人	28,212人		0.94
				事業参加者の県内中小企業への就労	30人	86人		1.00
				新規就農希望者等への就業・就農支援	100人	135人		1.00
				漁師育成機関の整備推進(累計)	3か所	3か所		1.00
				福祉人材センターにおける相談・支援による就職者数	270人	404人		1.00
				県が就労に向けて支援した述べ若年者数	16,000人	13,800人		0.86
県立高等学校卒業生徒の内定率	98.0%	97.9%		0.99				
緊急課題解決5	家族の絆再生と子育てのための安心プロジェクト	プロジェクトの数値目標	「みえの子育ちサポーター」認証者数(累計)	5,200人	5,482人	1.00	A	
			実践取組	「家族の絆」一行詩コンクールへの参加作品数	8,000点	8,123点		1.00
				思春期ピアサポーター養成者数(累計)	60人	70人		1.00
			子どもの医療費助成の実施					
緊急課題解決6	「共に生きる」社会をつくる障がい者自立支援プロジェクト	プロジェクトの数値目標	県の就労支援事業により一般就労した障がい者数	332人	334人	1.00	B	
			実践取組	障がい者の日中活動を支援する事業の利用者数	5,438人	6,057人		1.00
				民間企業における障がい者の実雇用率	1.58%	1.60%		1.00
				福祉的就労に従事している障がい者の平均工賃月額	13,300円	12,851円		0.97
				総合相談支援センターへの登録者数	5,740人	4,986人		0.87
緊急課題解決7	三重の食を拓く「みえフードイノベーション」~もうかる農林水産業の展開プロジェクト	プロジェクトの数値目標	「みえフードイノベーション」から生まれる新商品等の数(累計)	112件	111件	0.98	B	
			実践取組	大都市圏等への販路拡大をめざす事業者の売上げ伸び率	105	106		1.00
				「みえフードイノベーション」による連携プロジェクト創出数(累計)	(達成済)	37件		1.00
				地域活性化プラン等の策定・実践への支援	170プラン	190プラン		1.00
緊急課題解決8	日本をリードする「メイド・イン・三重」~ものづくり推進プロジェクト	プロジェクトの数値目標	操業しやすいと感じる企業の割合の伸び率	130	127	0.98	B	
			実践取組	外資系企業の誘致	1件	3件		1.00
				海外展開による取引先の拡大				
				世界に誇れるものづくり中小企業の創出	30社	29社		0.97
緊急課題解決9	暮らしと産業を守る獣害対策プロジェクト	プロジェクトの数値目標	野生鳥獣による農林水産被害金額	698百万円以下(24年度)	701百万円(24年度)	0.99	B	
			実践取組	ニホンジカの捕獲頭数	17,800頭	17,529頭		0.98
				有害鳥獣捕獲野生獣のうち活用された頭数	1,200頭	1,066頭		0.89
				野生鳥獣の生息しやすい森林づくりに取り組む地域数	4地域	8地域		1.00
緊急課題解決10	地域を守る産業廃棄物の不適正処理是正プロジェクト	プロジェクトの数値目標	不適正処理事案における支障除去の着手件数	4件	4件	1.00	A	
			実践取組	不適正処理事案における支障除去の着手件数	4件	4件		1.00
				処理責任の徹底に取り組む多量排出事業者の割合	10%(24年度)	25%(24年度)		1.00

選択・集中プログラムの 取組名		数値目標					
		目標項目	25年度 目標値	25年度 実績値	目標達成 状況	進展度	
新しい 豊かさ 協創1	未来を築く子どもの 学力向上協創プロ ジェクト	プロジェクトの 数値目標	授業内容を理解している子どもたちの割合	83.0%	83.1%	1.00	B
		実践取組	子どもたちの学力や学習・生活の状況を客観的に把握し、教 育指導の改善に生かしている公立小中学校の割合	90.0%	92.7%	1.00	
			地域住民等による学校支援に取り組んでいる市町数	27市町	29市町	1.00	
			研修内容を「自らの実践に活用できる」とする教職員の割合	99.0%	98.2%	0.99	
			1,000人あたりの不登校児童生徒数	11.2人	12.1人 (速報値)	0.93	
新しい 豊かさ 協創2	夢と感動のスポーツ 推進協創プロジェクト	プロジェクトの 数値目標	県内スポーツ大会・イベントの参加者数	192,417人	222,169人	1.00	A
		実践取組	「スポーツボランティアバンク」の登録人数	400人	523人	1.00	
			スポーツによる地域経済の活性化に取り組む市町数(累計)	4市町	4市町	1.00	
			強化指定する高校運動部活動数	10部	21部	1.00	
			県障がい者スポーツ大会参加者数	1,500人	1,501人	1.00	
新しい 豊かさ 協創3	スマートライフ推進協 創プロジェクト	プロジェクトの 数値目標	県民の皆さんや企業をはじめとしたさまざまな主体が連携して 取り組むプロジェクト数(累計)	13件	16件	1.00	A
		実践取組	クリーンエネルギー関連に取り組む企業のネットワーク化	20社	43社	1.00	
			自動車の軽量化・省エネ化に取り組む企業の支援(累計)	27社	30社	1.00	
			大規模な新エネルギー施設の導入	1施設	2施設	1.00	
			協議会(電気自動車等を活用したまちづくりを検討する協議 会)での検討・取組数	5件	7件	1.00	
			企業の省エネルギーにつながる取組促進	5社	8社	1.00	
新しい 豊かさ 協創4	世界の人々を呼び込 む観光協創プロジェ クト	プロジェクトの 数値目標	観光レクリエーション入込客数	4,000万人	4,080万人	1.00	B
		実践取組	延べ宿泊者数	800万人	982万人 (暫定値)	1.00	
			リピート意向率	88.0%	84.5%	0.96	
			県内の外国人延べ宿泊者数	120,000人	121,680人 (暫定値)	1.00	
			海外の自治体等との連携事業者数(累計)	5件	10件	1.00	
			受講生(「三重can-co-(観光)本気塾」を受講した方)が取り組 んだ地域活動数(累計)	20件	29件	1.00	
新しい 豊かさ 協創5	県民力を高める絆づ くり協創プロジェクト	プロジェクトの 数値目標	地域活動に参画している学生の割合	21.0%	20.7%	0.99	B
		実践取組	パートナーグループネットワーク構築数(累計)	2,700	2,549	0.88	
			認定NPO法人数	10法人	4法人	0.40	
			学生と地域のさまざまな主体との交流フォーラムの開催回数	5回	12回	1.00	
			県の取り組む多文化共生社会づくり事業に参画した主体数 (累計)	32団体	34団体	1.00	
			パーキングパーミット制度における利用証の保有者数(累計)	11,200人	19,061人	1.00	
			パートナーグループ登録数(累計)	900グループ	681グループ	0.43	
NPOの提案から取り組んだ「協創」の実践活動数(累計)	15事業	19事業	1.00				
南部地域活性化プログラム	南部地域活性化プログラム	プログラムの 数値目標	若者の定住率	62.4%	57.8%	0.93	B
		実践取組	集落を維持するモデル的な取組を行っている地域数(累計)	6地域	6地域	1.00	
			東紀州地域に係る1人あたりの観光消費額 南部地域活性化局による総合的・横断的な事業の推進	26,629円	26,333円	0.99	

*斜線の欄は、数値目標を設定していない取組を表しています。

(4) 選択・集中プログラムの取組評価表の見方

緊急課題解決○

○○○○○

【担当部局：○○○○○】

プロジェクトの目標

このプロジェクトに取り組むことによって課題解決が進んだ4年後の状態を記載しています。

評価結果をふまえたプロジェクトの進展度と判断理由

進展度 *	施策の進展度をA～Dの4段階で評価しています。	判断理由	左欄の判断理由を記載しています。
----------	-------------------------	------	------------------

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

プロジェクトの数値目標

目標項目	23年度	24年度	25年度		26年度	27年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
行動計画における選択・集中プログラムの目標項目を記載しています。	/	24年度の 目標値※1	25年度の 目標値※1	25年度の 目標の達成 状況※2	26年度の 目標値※1	27年度の 目標値※1
	23年度の 現状値※1	24年度の 実績値※1	25年度の 実績値※1		/	/
目標項目の説明と平成26年度目標値の考え方						
目標項目の説明	この数値目標の意味、内容、用語の説明などを記載しています。					
26年度目標値の考え方	この目標項目に設定した、平成26年度における目標値設定の考え方、理由などを記載しています。					

※1 当該年度の取組結果を評価する時点で、当該年度の現状値・実績値が把握困難な指標は、把握可能な最新年(度)の数値を用い、「(〇〇年(度))」と併記しています。これに関連する目標値も同様に、評価に用いる対象年(度)を「(〇〇年(度))」と併記しています。なお、行動計画策定以降、最新の実績が明らかになったものは当該数値を掲載しています。

※2 25年度における目標達成の状況を1.00（達成）～0.00までの数値で表記しています。

実践取組の目標

実践取組	実践取組の目標	23年度	24年度	25年度		26年度	27年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
実践取組名を記載しています。	実践取組の目標項目名を記載しています。	/	24年度の 目標値	25年度の 目標値	25年度の 目標達成 状況	26年度の 目標値	27年度の 目標値
		23年度の 現状値	24年度の 実績値	25年度の 実績値		/	/

(単位：百万円)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
予算額等				

平成 26 年版成果レポートでは、事業費（「予算額等」欄）は、平成 24 年度、平成 25 年度は決算額、平成 26 年度は予算額を記載しています。

平成 25 年度 of 取組概要

平成 25 年度 of 取組内容（県 of 取組（活動）結果）を具体的に明らかにしています。

文中「*」 of ついている語句は、巻末（参考） of 用語説明 of ページに説明を掲載しています。

平成 25 年度 of 成果と残された課題（評価結果）

平成 25 年度 of 取組結果について、平成 27 年度末までの到達目標を踏まえ、県民にとって of 成果を検証する観点から、取組 of 成果と残った課題や、環境変化に伴い発生している新たな課題を明らかにしています。

新しい豊かさ協創プロジェクト推進会議における主な意見

新しい豊かさ協創プロジェクト推進会議でいただいた主な意見を記載しています。

*新しい豊かさ協創プロジェクトのみ。

平成 26 年度 of 改善のポイントと取組方向

検証結果を踏まえ、平成 26 年度における改善のポイントと取組方向を明らかにしています。

「平成 25 年度 of 取組概要」「平成 25 年度 of 成果と残された課題（評価結果）」「新しい豊かさ協創プロジェクト推進会議における主な意見」「平成 26 年度 of 改善のポイントと取組方向」 of 箇条書き先頭記号は○番号としています。
この番号は、上記 of 項目にある同じ○番号 of 文書 of 内容を結びつけるものではありません。

【主担当部局：防災対策部】

プロジェクトの目標

県民の皆さんの命を守ることを最優先として緊急かつ集中的に取り組むべき対策を定めた「三重県緊急地震対策行動計画」や新たに策定する「三重県新地震対策行動計画（仮称）」、災害に強い地域づくりをめざす「三重県風水害等対策アクションプログラム」等の計画に基づく取組を確実に進めていきます。また、市町をはじめとした関係機関との連携を充実させ、「備えるとともに、まず逃げる」ための対策や防災教育の推進、地域防災の核となる人材の育成、自然災害に備える基盤施設の整備等に重点的に取り組むなど、県全体の災害対応力を高めていきます。

評価結果をふまえたプロジェクトの進展度と判断理由

進展度 *	B (ある程度進んだ)	判断理由	プロジェクトの数値目標を達成し、実践取組についても10項目のうち9項目で目標を達成しましたが、残る1項目が達成に至らなかったことから、県内各地域における防災・減災対策の進展度については、「ある程度進んだ」と判断しました。
----------	----------------	------	--

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

プロジェクトの数値目標

目標項目	23年度	24年度	25年度		26年度	27年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
緊急減災に向けた行動項目（アクション）の進捗率	/	30.2%	61.8%	1.00	83.8%	100%
	—	37.5%	65.6%		/	/

目標項目の説明と平成26年度目標値の考え方

目標項目の説明	県関係部局が減災に向けて緊急に取り組む行動項目（アクション）の進捗率の平均値
26年度目標値の考え方	殆どの取組が平成25年度の目標を達成できたことから、平成26年度目標についても、当初の計画に沿って83.8%と設定します。

実践取組の目標

実践取組	実践取組の目標	23年度	24年度	25年度		26年度	27年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
1 「『逃げる』」のための課題」を解決するために	緊急に減災対策を実施する市町の数	/	29市町	29市町	1.00	29市町	29市町
		29市町	29市町	29市町		/	/
	防災講演会、研修会等への参加促進	/	8,500人	10,000人	1.00	10,000人	10,000人
		8,000人	10,376人	11,247人		/	/

実践取組	実践取組の目標	23年度	24年度	25年度		26年度	27年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
2 「地震による建物被害軽減に向けた課題」を解決するために	耐震基準を満たした住宅の割合	/	84.5%	86.4%	0.99	88.2%	90.0%
		82.2%	83.7%	85.2%		/	/
	県立学校の耐震化率	/	99.0%	100%	1.00	100%	100%
		98.2%	99.4%	100%		/	/
	私立学校の耐震化率	/	88.4%	91.6%	1.00	92.4%	92.4%
		87.8%	90.1%	92.9%		/	/
	災害拠点病院等の耐震化率	/	71.4%	68.6%	1.00	71.4%	82.9%
		62.9%	68.6%	68.6%		/	/
3 「災害対応力強化に向けた課題」を解決するために	新たな防災対策の計画的な推進						
4 「自らの命を自ら守るための課題」を解決するために	学校防災のリーダーが中核となり防災に取り組んでいる学校の割合	/	50.0%	100%	1.00	100%	100%
		—	99.7%	100%		/	/
	防災に関連した人材の育成（累計）	/	80人	160人	1.00	240人	320人
		0人	62人	179人		/	/
5 「自然災害に備える基盤施設の整備に向けた課題」を解決するために	脆弱化した海岸堤防の補強対策箇所（累計）	/	40か所	111か所	1.00	200か所	200か所
		—	55か所	150か所		/	/
	農地・漁港海岸保全施設等の整備延長（累計）	/	2,243m	2,964m	1.00	3,624m	4,134m
		1,680m	1,983m	2,965m		/	/

(単位：百万円)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
予算額等	9,490	13,364	16,434	/

平成 25 年度の取組概要

【実践取組 1 「逃げる」ための課題解決】

- ①平成 24 年度に実施した、「My まっぷラン」*を中核とする「津波避難に関する三重県モデル事業」と、「三重県避難所運営マニュアル策定指針改定」を受け、地域における「My まっぷラン」を活用した津波避難計画作成と、避難所単位の運営マニュアル作成を推進

- ②平成 25 年 4 月～5 月に、事業の意義、必要性についての理解を深めるため、地域防災総合事務所・地域活性化局と連携し、市町の防災担当職員への説明会を地域単位で 8 回開催。また、取組における防災人材の活用を図るため、みえ防災コーディネーターや三重のさきもりへの研修を実施し、協力体制を構築するとともに、取組が始まった地域への実地支援を展開
- ③市町が主体的に取り組む防災・減災対策への支援については、地域減災対策推進事業（地域減災力強化推進補助金）に、新たに災害時要援護者避難対策を設け、市町における災害時要援護者の個別避難計画の作成促進を図るとともに、災害時要援護者の避難対策用資機材として、けん引式車いす補助装置、ライフジャケットの整備を対象として追加。また、風水害対策として、新たに洪水・土砂災害避難対策を設け、洪水・土砂災害ハザードマップの作成や防災倉庫の整備を対象とするなど、市町の対策を促進（3 月末実績：28 市町、136 事業、補助金交付額 250,157 千円）
- ④防災啓発については、地域や住民が主体となった取組の紹介を中心に啓発番組（レッツ！防災）を放送（3 月末実績：40 本制作・放送）。防災シンポジウムについては、地域に根ざした内容となるよう市町等と連携し、志摩市、多気町において開催
- ⑤個人備蓄の推進を図るため、災害用物資「白い小箱」を活用した防災啓発活動（白い小箱運動）を展開（3 月末実績：18 か所）

【実践取組 2 地震による建物被害軽減に向けた課題解決】

- ①木造住宅の耐震診断や補強工事等に対する補助を実施。耐震化を促進するため、市町と連携して未耐震の住宅所有者への住宅訪問、診断を終えた方を対象とした耐震補強相談会を実施
- ②耐震改修促進法の改正に伴い、不特定多数が利用する大規模建築物等（ホテル、旅館等）の耐震化を促進するため、耐震診断及び耐震改修の補助制度を創設
- ③解体工事（5 棟）の実施により、県立学校施設の耐震化が完了（99.4%から 100%に向上）
- ④平成 24 年度に実施した専門家による非構造部材*の点検結果を受けて、県立学校 74 校のうち改善が必要な 71 校について、非構造部材の耐震対策が平成 27 年度までに完了するよう計画を策定し、計画に基づいて取り組んだ結果、平成 25 年度に 7 校が完了
- ⑤私立学校では、5 棟の耐震補強（改築）工事を実施
- ⑥災害拠点病院等 2 病院において耐震化工事を促進
- ⑦社会福祉施設については、特別養護老人ホーム 1 か所の耐震改修と保育所 6 か所の耐震診断に要する費用に対して助成するとともに、障害者入所施設の耐震化等を促進（耐震化 1 か所、高台移転 1 か所）

【実践取組 3 災害対応力強化に向けた課題解決】

- ①新たな防災・減災対策に取り組んでいくため、三重県防災会議の開催や専門部会の運営を行うとともに、地震・津波対策については、「三重県地震被害想定調査」を実施し、「三重県地域防災計画（地震・津波対策編）」を見直し、「三重県新地震・津波対策行動計画」を策定。風水害対策については、「三重県地域防災計画（風水害等対策編）」等の見直しに向けた基礎調査を実施（三重県防災会議及び石油コンビナート等防災本部員会議を 2 回開催。防災会議専門部会として、防災・減災対策検討会議を 2 回開催、被害想定調査委員会を 2 回開催。7 月 22 日～8 月 9 日に防災対策部長等による市町長訪問を実施）
- ②南海トラフ地震対策特別措置法の早期成立と地方の実情をふまえた防災・減災対策への支援の充実を働きかけるため、「南海トラフ地震による超広域災害への備えを強力に進める 9 県知事会議（以下、「9 県知事会議）」において提言活動（4 回）を実施
- ③コンビナートの防災対策については、「三重県石油コンビナート等防災計画」の見直しに向けて、石油コンビナート防災アセスメント調査を実施

- ④災害対応力の充実・強化を図るため、実動訓練（9月1日）において、救出・救助機関や医療機関との連携強化を図るとともに、図上訓練（7月18日、2月7日）を通じて災害対策体制を検証。伊賀広域防災拠点活動訓練（5月26日）により災害時の後方支援活動を検証。また、県と市町の災害時の広域支援体制の構築を図るため、派遣チームの編成を行い、台風接近時（9月15日、10月25日）に市町へ派遣。さらに物資支援体制と広域避難体制についての検討に着手（連携会議7月4日、1月29日、代表者会議8月7日、11月19日、12月26日）
- ⑤災害発生時に迅速で的確な応急復旧活動を実施するため、民間団体等との締結済の協定や覚書に基づく連絡体制等を年度更新するとともに、新たな協定締結について協議
- ⑥県全域の災害時医療活動を統括し調整する本部災害医療コーディネーター、地域における災害時医療活動を調整する地域災害医療コーディネーターを設置し、研修会を開催（本部災害医療コーディネーター5名、地域災害医療コーディネーター33名、災害医療コーディネーター研修会3回）
- ⑦DMA T*（災害派遣医療チーム）隊員を対象とした訓練や研修への参加（広域医療搬送訓練1回、技能維持研修13名、ロジスティック研修8名、統括DMA T研修4名）
- ⑧訓練を通じて三重県災害医療対応マニュアルの実効性を確認（災害対策本部図上訓練2回、エマルゴ訓練1回、広域医療搬送訓練1回）
- ⑨地域の実情に即した災害医療体制の整備について検討・協議、情報交換等を行う地域災害医療対策会議を県内9地域で開催
- ⑩災害拠点病院を新たに1病院指定、災害拠点病院を補完する災害医療支援病院を8病院指定
- ⑪三重県地域医療再生計画を策定し、災害拠点病院の設備整備等を支援
- ⑫災害時に人員や物資などの交通（輸送）が確保されるよう、緊急輸送道路*に指定されている県管理道路の整備を推進
- ⑬大規模災害発生時に孤立が懸念される熊野灘沿岸地域において道路啓開を迅速に展開できる態勢の整備を推進。道路啓開基地の整備及び道路構造の強化を推進するとともに、国・市町・建設企業との連携による訓練を実施
- ⑭地域住民の安全・安心のよりどころとして重要な交番・駐在所の防災機能の強化に取り組むため、平成24年度に引き続き、50か所の交番・駐在所に避難誘導用資機材等を整備

【実践取組4 自らの命を自ら守るための課題解決】

- ①防災に関する専門的な知識、スキルを持つ学校防災のリーダーとなる教職員を養成するため、災害発生時及び発生後の対応に係る研修会を開催（10回）
- ②学校における体験型防災学習や地域と連携した防災の取組を広めるため、引き続き、防災マップづくりや地域住民等との合同避難訓練、防災学習等を行う学校に対する支援を実施
- ③児童生徒や教職員が、自分の命を自分で守れるよう、全ての公立小中学校及び県立学校において、「防災ノート」を活用した学習の実施を促進
- ④生徒の防災意識を高めるため、「子ども防災サミット in みえ」での交流を継続し、三重県の中学生が宮城県を訪問し、被災地での防災学習を実施（8月）
- ⑤小中学校の防災機能を強化するため、平成24年度からの2か年事業として、市町が実施する非常用発電機、投光器、簡易トイレ、トイレ処理剤の整備等を支援（平成25年度はライフジャケットの配備を補助対象に追加）
- ⑥津波による浸水が予想され、想定される最大級の津波から避難するのに時間的な余裕が少ない高等学校及び避難に配慮が必要な児童生徒が在籍する特別支援学校にライフジャケットを配備（5校）するとともに、災害時の非常連絡手段としてすべての県立学校に衛星携帯電話を配備
- ⑦地域防災力向上のための人材育成については、男女共同参画の視点に配慮した防災・減災対策の推

- 進や災害時要援護者を支援する体制整備を進めるため、特に女性を中心とした防災人材の育成を実施。また、県が育成する「みえ防災コーディネーター」、三重大学が育成する「三重のさきもり」など、地域や企業における防災の担い手となる人材の育成・活用を推進（3月末実績：みえ防災コーディネーター（女性）は、53名を認定。女性を中心とした専門職防災研修は、59名が修了。）
- ⑧企業の防災力を高めるため、地域別企業研修を開催するとともに、「みえ企業等防災ネットワーク」において地域と企業の連携を検討する分科会を設置し取組を展開

【実践取組 5 自然災害に備える基盤施設の整備に向けた課題解決】

- ①地震・津波による被害が懸念されるため、河川堤防、海岸堤防について、空洞やひび割れのある脆弱箇所の計画的な補強や耐震対策を推進。また、津波浸水予測区域内にある急傾斜地崩壊危険箇所については、引き続き、避難地・避難路を保全するため急傾斜地崩壊防止施設の整備を推進
- ②風水害対策として、河川堆積土砂を撤去することにより、河川の流下能力を回復し、洪水被害の防止、軽減を図るとともに、撤去箇所の優先度や実施方法の考え方を検討し、当該年度の実施箇所や今後2年間の実施候補箇所を市町と情報共有する仕組みを3建設事務所で試行。また、土砂災害危険箇所内に立地する災害時要援護者関連施設については、引き続き、土砂災害防止施設による保全を推進
- ③津波被害が想定される沿岸地域において治山事業等で施工した避難路の安全な通行の確保などを図るための改修等を実施。また、農村地域における災害時の避難路を確保するため、農道の整備を進めるほか、津波や高潮による漁港及び背後集落の被害軽減を図るため、防波堤など漁港施設の整備、農地海岸及び漁港海岸の堤防整備を実施

平成 25 年度の成果と残された課題（評価結果）

【実践取組 1 「逃げる」ための課題解決】

- ①「津波避難に関する三重県モデル」の水平展開について、地域防災総合事務所・地域活性化局と連携し、実践的なワークショップなど地域の取組への実地支援や財政支援を行った結果、熊野市有馬町の3地区で平成24年度に引き続き取り組まれたほか、新たに津市や明和町、南伊勢町などでも「Myまっぷラン」を活用した取組が始まるなど、合わせて6市町17地区で取組が行われました。また、市町独自の手法による津波避難計画作成の取組も、4市町27地区で行われました。
- ②「避難所運営マニュアル」についても、実地支援や財政支援を行った結果、津市内の2地区において作成に取り組まれたほか、志摩市や伊賀市でも取り組まれるなど、合わせて7市町15地区で取組が行われました。
- ③この2つの取組が、市町や地域において広く展開されるために重要なことは、取組の主体は地域と住民であるということであり、避難対策を推進するため、あらゆる機会を通じて「自ら考え、自ら作成し、自ら行動する」ことの必要性など、取組の意義をより一層、市町や地域に対し説明していく必要があります。
- ④地域減災力強化推進補助金については、津波避難施設や津波避難路整備、災害時要援護者避難対策事業など、28市町の136事業に対して250,157千円（3月末実績）を補助し、県内各市町の防災・減災対策の推進に活用されましたが、今後、補助制度の見直しに向け、市町の防災・減災対策の進捗状況について、検証を行っていく必要があります。

【実践取組 2 地震による建物被害軽減に向けた課題解決】

- ①木造住宅に対する耐震補強工事への補助の申込戸数は過去2番目の実績となりましたが、さらなる耐震化を進めるためには、耐震診断を終えた方が補強工事を実施するよう、直接促していく取組が必要です。
- ②不特定多数が利用する大規模建築物等（ホテル、旅館等）の耐震化を促進するために、補助制度を

確実に周知し、耐震診断及び耐震改修の支援を行う必要があります。

- ③ 県立学校施設の非構造部材の耐震対策について、外壁改修等の工事は計画どおりに完了し、テレビ・収納棚の固定等は全体計画に基づき対策を実施した結果、平成 24 年度の点検時に指摘された 2,540 件のうち、49.1%にあたる 1,248 件は対策済みとなり、一定の対策が進みました。平成 27 年度の完了を目指して、指摘箇所の耐震対策を進めるとともに、平成 25 年 8 月に文部科学省から「学校施設における天井等落下防止対策のための手引」が示されたことをふまえ、学校における屋内運動場等の天井落下防止のための点検・耐震対策に計画的に取り組んでいく必要があります。
- ④ 私立学校については、5 棟の耐震補強（改築）工事により耐震化が促進されました。引き続き、未耐震化の校舎等を有する学校法人に対しては、それらの耐震化を促すとともに、耐震化に取り組む学校法人への支援を行う必要があります。
- ⑤ 災害拠点病院等 2 病院で耐震化工事を実施しています。今後、この 2 病院について、計画どおり工事が進むよう進捗状況を確認していく必要があります。また、未耐震の災害拠点病院等について、耐震化を働きかけていく必要があります。
- ⑥ 避難所指定を受けている特別養護老人ホーム 1 施設に対して耐震化の支援を行い、入所施設の耐震化を進めました。耐震診断の結果、耐震工事が必要な養護老人ホーム 1 施設の耐震化の支援を行う必要があります。また、障がい者関係施設については、平成 25 年度に着手した耐震化整備により、県内入所施設の耐震化は完了する予定です。児童福祉施設については、耐震診断の結果、4 施設に耐震補強の必要性があることが判明しました。

【実践取組 3 災害対応力強化に向けた課題解決】

- ① 「三重県地震被害想定調査」については、平成 26 年 3 月 18 日に調査結果を公表しました。今後は、この成果を活用して本県の地震・津波対策の検証と見直しを進めるとともに、市町や防災関係機関において、この調査結果が有効に生かされるよう、調査結果のさらなる周知を図っていく必要があります。
- ② 「三重県地域防災計画（地震・津波対策編）」については、関係機関や各部局との調整を終え、平成 26 年 3 月 24 日の三重県防災会議において承認を得て修正内容を公表しました。法改正や県計画の修正等を受け、平成 26 年度以降は、各市町の地域防災計画の大幅な修正が進められることから、的確に修正が行われるよう、地域防災総合事務所・地域活性化局と連携し、支援を行っていく必要があります。
- ③ 「三重県新地震・津波対策行動計画」については、平成 26 年 3 月 18 日に計画を公表しました。この計画が県庁内だけでなく、市町、防災関係機関、自主防災組織、県民へと広く周知され、「防災の日常化」の定着が進むよう、啓発に注力するとともに、計画が着実に実践されるよう、的確な進捗管理を行う必要があります。また、この計画の中で新たな課題として提起した、観光地における防災対策、海拔ゼロメートル地帯における防災対策、復興対策などについて、関係部局や市町と連携し、具体的な対策を講じる必要があります。
- ④ 9 県知事会議等での提言活動を重ねた結果、平成 25 年 11 月に南海トラフ地震対策特別措置法が成立し、平成 26 年 3 月には、川越町以南の沿岸 16 市町が同法に基づく「津波避難対策特別強化地域」に指定されました。一方で、海拔ゼロメートル地帯を抱え、県の地震被害想定調査でも甚大な浸水被害が予測されている桑名市と木曽岬町が指定から外れたことから、これら市町が取り組む防災・減災対策への支援を強化する必要があります。
- ⑤ 今後の風水害対策の検討材料とするための基礎調査を終え、本県における風水害対策の課題と今後の方向性をとりまとめました。この調査結果をふまえ、局地的大雨や竜巻・豪雪を始め、原子力災害などへの対策も含め、「三重県地域防災計画（風水害等対策編）」の修正や「三重新風水害対策行動計画（仮称）」の策定を行っていく必要があります。
- ⑥ コンビナートの防災対策については、対策の基礎資料とするため、石油コンビナート地区について

防災アセスメント調査を実施し、平常時や地震時の災害発生危険度や影響度等を調査しました。一方、平成 26 年 1 月には、三菱マテリアル株式会社四日市工場で多数の死傷者が発生する爆発事故が発生しており、アセスメント結果に加え、当該事故の検証結果等もふまえた「三重県石油コンビナート等防災計画」の見直しを検討していく必要があります。

- ⑦災害対応力の充実・強化に向けては、危機管理地域統括監及び地域防災総合事務所・地域活性化局を設置し、地方災害対策部に地方統括部を創設するなど新体制での活動を平成 25 年度から実施するなど、地方部体制の強化を図りました。また、図上訓練により活動マニュアル及び災害対策本部体制の検証を行い、実動訓練により救出・救助機関や医療機関との連携強化を図りました。引き続き災害対応力の強化を進めていく必要があります。
- ⑧県と市町の広域的な応援・受援体制の整備については、「県と市町における災害時広域支援体制構築連携会議」を開催し、市町との協議のもと、災害発生時における物資支援及び広域避難の活動方針案を作成するとともに、県と市町の災害時の人的広域支援体制として派遣チームを編成し、台風接近時に実際に市町へ派遣を行いました。今後も引き続き検討を行い、具体的な活動要領の作成を進めていく必要があります。また、広域避難については、県境を越える調整が必要となることも考えられることから、三重県、愛知県、岐阜県、名古屋市で構成する「東海三県一市・木曾三川下流域等における防災対策連絡会議」を設置して、県境を越える広域避難について協議を行っており、引き続き検討を進める必要があります。
- ⑨北勢広域防災拠点の候補地を四日市市と調整を行い決定しました。今後は、早期整備に向けて準備を進める必要があります。また、災害時の孤立対策活動を保持するため、航空燃料の県南部地域への備蓄を検討する必要があります。
- ⑩災害時の効果的な拠点活用のため、既往の計画等に活動拠点や物資拠点等として位置づけられている県内施設について、「県と市町における災害時広域支援体制構築連携会議」において、その配置と適性の分析を行いました。
- ⑪災害対策本部の機能強化に引き続き取り組むとともに、平成 24 年度に原子力災害対策や原子力事故等発生時の対応について学識経験者からアドバイスをいただく体制を整備したことから、今後、これらの対策について検討を進めていく必要があります。
- ⑫災害医療コーディネーターを設置し災害時対応力の向上を目的とする研修会を開催しました。また、国が行う技能維持研修等にDMAT（災害派遣医療チーム）隊員が参加するとともに、大規模災害時に重症患者を県域外へ搬送する広域医療搬送訓練を実施しました。今後、災害時において必要とされる医療を迅速かつ的確に提供できる体制を強化するため、他の防災関係者の協力を得ながら災害医療コーディネーターや医療従事者への研修、訓練等を引き続き実施していく必要があります。
- ⑬三重県災害医療対応マニュアルを改訂し、図上訓練、広域医療搬送訓練を通じて実効性を確認しました。今後も引き続き、各種訓練を通じて実効性を確認し更新していく必要があります。
- ⑭地域災害医療対策会議を開催し、保健所、市町、災害医療コーディネーター、医師会、歯科医師会、薬剤師会、災害拠点病院等の医療関係者、警察、消防等の関係者が地域の災害医療体制の整備について検討・協議、情報交換を行いました。今後、地域災害医療対策会議を引き続き開催することにより、関係機関の連携強化を図る必要があります。
- ⑮災害拠点病院を新たに 1 病院指定しました。また、大規模災害等により災害拠点病院が機能不全に陥った場合などに対応できる体制を整えるため、災害拠点病院を補完する病院として新たに災害医療支援病院を 8 病院指定しました。今後、災害拠点病院と災害医療支援病院が連携した訓練を実施するなどにより、災害時の医療提供体制を強化する必要があります。
- ⑯災害医療体制の整備、災害拠点病院の体制整備等に取り組むことを内容とする地域医療再生計画を

策定し、地域医療再生基金により支援しました。

- ⑰緊急輸送道路に指定されている県管理道路について、重点的かつ効率的に整備を進めました。引き続き、大規模災害から県民の皆さんの命と暮らしを守るため、整備を進めていく必要があります。
- ⑱大規模災害発生時に孤立が懸念されている熊野灘沿岸地域において、必要な資材を備蓄する道路啓開基地の整備及びリダンダンシーの確保が困難な箇所の道路構造の強化に取り組みました。引き続き、道路啓開基地の整備及び道路構造の強化を進めていくほか、道路啓開マップを活用した国・市町・建設企業との連携による訓練を実施していく必要があります。
- ⑲交番・駐在所 50 箇所に避難誘導資機材等を整備して防災機能の強化を図りました。今後とも、引き続き避難誘導資機材等の整備を進めていくほか、大規模な地震に備えるための施設そのものの整備も進める必要があります。

【実践取組 4 自らの命を自ら守るための課題解決】

- ①すべての公立小中学校及び県立学校において防災ノートを活用した学習が実施されるよう取り組んだ結果、平成 25 年度は全校で防災ノートを活用した学習が実施されました。また、学校現場の意見をふまえ、発達段階に応じてより学習効果が高められる防災ノートとなるようこれまでの 3 種類から見直しを行い、小学校低学年版・小学校高学年版・中学生版・高校生版の 4 種類に改訂し、小・中・県立学校の新入生及び新小学 4 年生に配布することとしました。加えて外国語版についても、ポルトガル語、スペイン語、中国語、タガログ語、ビザイヤ語を作成することとしました。今後は、防災ノートを活用した防災教育のより一層の充実を図られるよう取り組む必要があります。
- ②教職員を対象とした研修については、初任者・5 年・10 年・新任管理職の階層別研修に防災教育の内容を盛り込んで実施したほか、平成 24 年度に受講できなかった者も含め、学校防災リーダー養成研修を実施しました。これまでに各学校に少なくとも 1 名の学校防災リーダー養成に取り組んできましたが、今後は、リーダーのスキルを引き続き向上させていく必要があります。
- ③地域と連携した防災学習が 232 校、防災に関する訓練が 338 校で実施されました。防災学習の支援の要望が増えていることから、引き続き学校における取組を支援していく必要があります。また、小中学校に比べて県立学校での取組が進んでいないことから、市町や消防機関等の、地域と連携した取組について、県立学校の取組をさらに進める必要があります。
- ④県内 5 市町 9 校の中学生 23 名、教職員などあわせて 38 名が宮城県を訪問し、宮城県内の 3 中学校と一緒に実施したフィールドワークや仮設住宅の訪問等を通して、宮城県の中学生や被災者と交流を深め、現地を目で見て肌で感じる防災学習に取り組みました。(8 月 5 日～9 日) 今後は、交流を通じて培った取組を、防災教育・防災対策につなげていく必要があります。
- ⑤学校防災機能強化事業については、平成 24・25 年の 2 カ年で事業を終了しましたが、多くの小中学校が地域住民の避難所に指定されていることを鑑み、今後は、国の補助制度の活用を促すほか、防災教育や防災訓練などソフト面での支援を行うことなどにより、学校の災害への備えを支援していきます。
- ⑥児童生徒や教職員の防災意識のさらなる向上を図るとともに、避難行動等の取組を継続的に見直していく必要があります。
- ⑦防災人材の育成について内容を充実しました。具体的には、みえ防災コーディネーターの養成について、女性視点での活動が活発となるよう女性に限定して養成を行い、新たに 53 名を認定しました。女性を中心とした専門職防災研修については、59 名の修了者による職種間での交流の動きが始まりました。このほか、女性を中心とした自主防災組織リーダー研修を 3 地区で延べ 6 回開催するとともに、みえ防災コーディネータースキルアップ研修を 3 地区で 3 回開催しました。
- ⑧地域における防災活動を効果的に進めていくためには、防災に関する専門的な知識を持った人材や、

災害時に地域で率先して行動することができる人材を養成する必要があります。また、これまで育成してきた防災人材を核として、地域の人々の防災意識を高め、防災行動へと結びつけていくことが必要です。このため、県と三重大学が共同で防災人材の育成と活用、新たな人材資源の発掘、防災人材の連携と交流など、防災に関するさまざまなリソースを活用して新たな取組を展開していくための枠組みとして、平成 26 年 4 月 1 日に「みえ防災・減災センター」を設立し、4 月 18 日に開所式を行ったところです。

⑨防災啓発については、地域や住民が主体となった取組の紹介を中心に啓発番組（レッツ！防災）を 40 本制作し放送しました。また、11 月 5 日の「津波防災の日」に合わせ、11 月 4 日に志摩市で「女性の視点に立った防災・減災対策」をテーマにシンポジウムを開催するとともに、12 月 7 日の「みえ地震対策の日」に合わせ、12 月 8 日に多気町で「円滑な避難所運営」をテーマにフォーラムを開催しました。

⑩企業防災力の向上については、「みえ企業等防災ネットワーク」において、事業者等の防災リーダー育成講座を、県内 5 地区で 5 回開催するとともに、BCP（業務継続計画）*の策定促進や、地域と企業の連携について、先進的な取組事例の共有を図るなど、具体的な取組開始に向けた検討を行いました。

【実践取組 5 自然災害に備える基盤施設の整備に向けた課題解決】

①地震・津波に対して壊れにくい構造とするため、河川堤防については、津波浸水予測区域内の脆弱箇所 183 箇所対策を進める計画のもと、25 箇所補強対策を進めました。海岸堤防については、脆弱箇所 200 箇所対策を進める計画のもと、150 箇所補強対策を進めました。引き続き、計画的に補強対策を進めるとともに、河川改修や海岸高潮対策等に合わせた耐震対策を推進することが必要です。また、津波浸水予測区域内にある急傾斜地崩壊危険箇所については、避難地、避難路を保全するため、急傾斜地崩壊防止施設の整備を進めました。引き続き、市町及び住民との調整を図り、対策を進めることが必要です。

②河川堆積土砂撤去については、撤去箇所の優先度や実施方法の考え方をもとに市町の意見をふまえて選定した、当該年度の実施箇所や今後 2 年間の実施箇所等を市町と共有する仕組みを 3 建設事務所で試行しました。なお、土砂撤去が必要な河川が多く残っていることから、継続した事業実施が必要です。また、土砂災害危険箇所内に立地する災害時要援護者関連施設を保全するため、砂防施設の整備を進めました。引き続き、市町及び住民との調整を図り、対策を進めることが必要です。

③農山漁村地域における避難路の整備については、5 箇所の整備を進めたほか、4 地区で農道の整備を進め、4 地区全てについて全線供用を開始しました。また、漁港施設については 5 地区で防波堤の改修等を、漁港海岸については 7 地区で堤防の改修等をそれぞれ進め、漁港海岸 2 地区で整備を完了しました。農地海岸については、熊野灘沿岸の 2 地区で堤防整備に向けた調査設計を実施しました。

④引き続き、緊急性が高く早期に効果が発現できる基盤施設の整備について、計画的に事業を進めていく必要があります。

平成 26 年度の改善のポイントと取組方向

【実践取組 1 「逃げる」ための課題解決】

①「津波避難に関する三重県モデル」や「三重県避難所運営マニュアル策定指針」の取組が、市町や地域において広く展開されるよう、引き続き、地域防災総合事務所・地域活性化局と連携して取り組むとともに、「みえ防災・減災センター」と連携し、みえ防災コーディネーターや三重のさきもり等の防災人材の積極的な活用を行いながら、県内各地域への水平展開を図ります。

- ②市町が主体的に取り組む防災・減災対策への支援については、地域減災対策推進事業（地域減災力強化推進補助金）において、「三重県新地震・津波対策行動計画」の着実な推進を図るため、新たに観光客避難対策推進事業を設けるなどにより、市町の積極的な取組を支援していきます。また、平成 27 年度に行う、「三重県新地震・津波対策行動計画」の中間評価をふまえた総合的な見直しに向け、これまでの実績や市町の防災・減災対策事業の進捗状況の検証を行います。
- ③防災啓発については、「防災の日常化」をめざし、県民の「防災意識」を高め、「防災行動」へと結びつけるため、メディアを活用した啓発を行います。また、本年が昭和東南海地震の発生から 70 年の節目の年であることから、「みえ防災・減災センター」や市町と連携し、過去の災害から得た知見を未来に生かすことをテーマとしたシンポジウムを開催します。

【実践取組 2 地震による建物被害軽減に向けた課題解決】

- ①木造住宅の耐震化については、引き続き耐震化補助を実施します。さらに、耐震診断を終えた方が、住まいとまちの安全に向けて、それぞれの状況に応じた対策を講じることができるよう、市町と連携してきめ細かな支援を展開していきます。
- ②不特定多数が利用する大規模建築物等（ホテル、旅館等）については、市町と連携して補助制度を周知し、耐震診断及び耐震対策を支援することにより、耐震化を促進していきます。
- ③県立学校の非構造部材の耐震対策については、全体計画に基づき、指摘箇所の耐震対策を進めるとともに、学校における屋内運動場等の天井落下防止のための点検・耐震対策に計画的に取り組みます。
- ④未耐震化の校舎等を有する学校法人に対しては、引き続き、それらの耐震化を促すとともに、耐震化に取り組む学校法人への支援を行います。
- ⑤災害拠点病院等の耐震化については、耐震化工事を実施している病院のうち平成 26 年度に工事が完了する予定の病院について、進捗状況を確認のうえ、計画どおりに工事が完了するよう働きかけていきます。また、未耐震の災害拠点病院等について、耐震化に関する補助制度の周知など情報提供に努めます。
- ⑥高齢者関係施設については、避難所指定を受けた養護老人ホーム 1 施設の耐震改修の取組を支援します。また、耐震診断の必要な児童福祉施設等の取組を引き続き促進します。

【実践取組 3 災害対応力強化に向けた課題解決】

- ①地震・津波対策については、「三重県地震被害想定調査」の結果が、県民、事業者、地域、関係機関が自ら取り組む防災・減災対策に生かしていくための基礎的な情報として正しく理解され、効果的に活用されるよう、ホームページで公開するほか、調査結果を関係機関との会議、関係団体や自主防災組織等への研修、出前トークなどの機会を通じて伝達するとともに、「三重県地域防災計画（地震・津波対策編）」、「三重県新地震・津波対策行動計画」についても広く周知を図り、「公助」を担う行政や防災関係機関だけでなく、「共助」や「自助」の取組を実践する地域や県民の力も結集して、これら計画の着実な実践に取り組んでいきます。また、市町が取り組む地域防災計画の修正について、的確な修正がなされるよう、地域防災総合事務所・地域活性化局と連携して支援します。
- ②被害想定調査の結果、深刻な課題が浮き彫りとなった、県北部の海拔ゼロメートル地帯への防災・減災対策について、「県北部海拔ゼロメートル地帯対策協議会」を立ち上げ、県と関係市町等が対策を検討するとともに、ここで検討された対策について、地域減災力強化推進補助金に新たな支援メニューを設けるなどの支援を行うほか、国への財政支援等を要望していきます。また、新たな課題である復興対策について、「三重県復興指針（仮称）」の策定に向けた検討に着手します。
- ③風水害対策については、平成 25 年度にとりまとめた基礎調査結果などをふまえ、局地的大雨や竜

巻・豪雪を始め、原子力災害などへの対策も含めた、「三重県地域防災計画（風水害等対策編）」の修正及び「三重県新風水害対策行動計画（仮称）」の策定を進めます。また、原子力災害対策については、「三重県原子力災害対策アドバイザー」からの助言も得ながら、取り組んでいきます。

- ④コンビナートの防災対策については、実施した防災アセスメント調査の結果や三菱マテリアル株式会社四日市工場で発生した爆発事故の検証結果もふまえ、「三重県石油コンビナート等防災計画」の見直しを行います。また、同調査結果を、コンビナート事業者の防災対策の見直しに反映するよう働きかけを行っていきます。
- ⑤災害対応力の充実・強化に向け、図上訓練において、引き続き、平成 25 年度に作成した災害対策本部総括部隊の活動マニュアルの検証・見直しを進め、災害対応力の着実な向上を図ります。また、実動訓練においては、住民参加、連携強化に加え、地域の課題や特性をふまえた、より実践的な防災訓練を実施していきます。
- ⑥県と市町の広域的な応援・受援体制の整備については、平成 25 年度に作成した物資支援体制及び広域避難体制についての活動方針案並びに平成 25 年度末にまとめた地震被害想定調査結果に基づいて、「県と市町における災害時広域支援体制構築連携会議」において、物資支援体制及び広域避難体制についての活動要領作成に向け、市町と協議を進めます。特に広域避難体制については、「県北部海拔ゼロメートル地帯対策協議会」での議論をふまえて検討を進めるとともに、「東海三県一市・木曾三川下流域等における防災対策連絡会議」において、県境を越える広域避難についても、引き続き検討を進めます。あわせて、人的支援体制については、派遣チームの研修を行い、台風襲来時など必要な時に派遣できる態勢を整備していきます。
- ⑦北勢広域防災拠点の早期整備に向け、必要な測量・調査・設計を実施するとともに、関係機関との調整を行います。また、既存の広域防災拠点の機能強化に向けて、災害時に利用する県内施設の配置と適性を分析した結果をもとに、広域防災拠点と周辺施設の連携の可能性について検討します。さらに、災害時の孤立対策活動を確保するため、航空燃料の県南部地域への備蓄について検討します。
- ⑧関係機関との連携を図りながら、災害医療コーディネーターや医療従事者に対して災害医療に関する訓練や研修等を実施します。また、訓練の実施を通じて三重県災害医療対応マニュアルの実効性の確認を行い、必要に応じて内容の更新を行います。
- ⑨各地域において地域災害医療対策会議を開催し、地域の災害医療体制の整備に取り組むとともに、関係機関の連携強化を図ります。
- ⑩各種訓練を通じて、災害拠点病院と災害医療支援病院の連携体制の強化を図ります。
- ⑪引き続き、緊急輸送道路の重点的かつ効率的な整備を進めるとともに、道路啓開を迅速に展開できる態勢整備として、道路啓開基地の整備、道路構造の強化を進めます。
- ⑫交番・駐在所に避難誘導資機材等を整備するとともに、大規模な地震の発生をふまえた施設面の整備を計画的に進めることによる機能強化をめざします。

【実践取組 4 自らの命を自ら守るための課題解決】

- ①防災ノートについては、改訂版の配布を行うとともに、ノートを活用した学習がより効果的に実施されるよう、指導者用の教材について充実を図っていきます。
- ②「みえ防災・減災センター」と連携して、これまで養成してきた学校防災リーダーのスキルアップを図ります。
- ③学校における防災学習の支援について要望件数が増えていることや、津波浸水予測地域に立地している学校への支援が引き続き必要なことから、防災の専門家を配置し、市町教育委員会等と連携して学校における防災教育の推進を支援していきます。また、県立学校における市町や消防機関等の、

地域と連携した取組がさらに進むよう支援を行います。

- ④東日本大震災の記憶の風化防止を図り、その教訓を活かしていくため、宮城県の中学生との交流を通じて培った取組を、普及・啓発することにより、県内の防災教育・防災対策につなげていきます。
- ⑤児童生徒や教職員の防災意識の向上、避難行動等の取組の見直しを図るための調査を実施し、改善につなげていきます。
- ⑥「Myまっぷラン」と「防災ノート」の連携については、その仕組みとして、「みえ防災・減災センター」において協議の場を設けるなどの検討を行っていきます。
- ⑦「みえ防災・減災センター」では、県内外の活用できる「リソース」を集結し、有効活用することで、「シンクタンク機能」を持ちながら地域の防災・減災対策を実践していきます。具体的には、地域・企業支援の分野では、相談窓口を設置し、地域や企業における防災関係の取組を支援するとともに、「みえ企業等防災ネットワーク」と連携して引き続きBCP（業務継続計画）の策定促進や地域防災における企業の役割等について検討を進めます。また、地震・津波観測システム（DONET）研究会を設置し、その利活用に向けた検討を行います。調査・研究の分野では、災害時要援護者の避難支援用具の開発や、県内に存在する津波痕跡の調査を行うなど、県内全体の減災効果が見込める内容の調査研究に取り組みます。情報収集・発信の分野では、県内の被災情報のアーカイブ化への取組を始めるとともに、各種防災情報や資料の収集、活用、発信を行います。啓発の分野では、昭和東南海地震や伊勢湾台風をテーマとしたシンポジウムなどを開催し、県民に防災について考える機会を提供するとともに、収集した資料等を、博物館や図書館の企画展等での啓発に活用します。

【実践取組5 自然災害に備える基盤施設の整備に向けた課題解決】

- ①地震・津波による被害が懸念されるため、河川堤防や海岸堤防については、空洞やひび割れのある脆弱箇所の計画的な補強や耐震対策を進めます。特に海岸堤防において緊急に補強が必要な脆弱箇所(200箇所)については、対策を重点的に実施し、「みえ県民カビジョン・行動計画」の目標より1年早い平成26年度に完了できるよう取り組むとともに、津波対策についても検討を進めます。河口部の大型水門等については、耐震対策に着手します。さらに、津波浸水予測区域内にある急傾斜地崩壊危険箇所については、引き続き、関係市町との連携を図り、避難地・避難路を保全する急傾斜地崩壊防止施設の整備を進めます。
- ②河川堆積土砂については、風水害の発生時に被害を拡大させる恐れがあることから、当該年度の実施箇所や今後2年間の実施候補箇所を市町と共有しながら、土砂の撤去を進めます。また、土砂災害危険箇所内に立地する災害時要援護者関連施設の保全については、引き続き、関係市町との連携を図り、砂防施設の整備を進めます。
- ③異常気象や地震・津波に備えるため、引き続き、漁港施設の防波堤や漁港海岸の堤防の改修等を実施するとともに、農地海岸の堤防整備に着手します。

【主担当部局：県土整備部】

プロジェクトの目標

社会基盤である幹線道路等の整備を進めることにより、大規模地震や異常気象による集中豪雨等の自然災害の脅威に対して地域の安全・安心を支えるとともに、北・中部地域の産業、南部地域の観光など地域の今ある力を生かした新しい三重づくりが進んでいます。

評価結果をふまえたプロジェクトの進展度と判断理由

進展度 *	A (進んだ)	判断理由	幹線道路等の整備を進めたことにより、地域の安全・安心が高まるとともに、地域間の交流・連携が進みました。なお、平成 25 年度供用開始目標としていた道路について、平成 26 年 5 月までに全て供用開始したことなどから「進んだ」と判断しました。
----------	------------	------	---

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

プロジェクトの数値目標

目標項目	23 年度	24 年度	25 年度		26 年度	27 年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
命と地域を支える道の供用延長	/	86.8km	129.7km	0.99	141.7km	147.8km
	74.6km	86.8km	128.0km		/	/

目標項目の説明と平成 26 年度目標値の考え方

目標項目の説明	県内の高規格幹線道路*や主要な直轄国道、地域高規格道路*、アクセス道路の供用延長
26 年度目標値の考え方	北勢バイパス、中勢バイパス、国道 260 号錦峠、県道神戸長沢線等を新規供用することをめざし、目標値を設定しました。

実践取組の目標

実践取組	実践取組の目標	23 年度	24 年度	25 年度		26 年度	27 年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
1 「命を支える道づくりに向けた課題」を解決するために	命を支える道の供用延長	/	55.5km	86.8km	1.00	88.6km	88.6km
		43.3km	55.5km	87.3km		/	/
2 「地域を支える道づくりに向けた課題」を解決するために	地域を支える道の供用延長	/	31.3km	42.9km	0.95	53.1km	59.2km
		31.3km	31.3km	40.7km		/	/

(単位：百万円)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
予算額等	19,618	17,288	17,559	

平成 25 年度 of 取組概要

- ①災害時の復旧・復興を担うとともに、式年遷宮を契機とした県内外との交流・連携の促進に向け、平成 25 年度の供用開始予定となっていた紀勢自動車道、熊野尾鷲道路、紀宝バイパス、第二伊勢道路や四日市湯の山道路の整備を進めるとともに、これらに合わせて供用するアクセス道路等の整備を推進。また、交通需要への対応と交通渋滞の解消および、災害時の緊急輸送や代替ルートの確保に向け、新名神高速道路、東海環状自動車道、北勢バイパスや中勢バイパス等の整備促進を図るとともに、これらと合わせ幹線道路を形成する県管理道路の整備、桑名東部拡幅の伊勢大橋架け替え関連の工事着手に向けた取組などを推進
- ②地域の理解・協力のもと、関係機関と連携・協力を図り、北勢バイパスの未事業化区間の早期事業化に向けた取組や、地域高規格道路の都市計画決定や事業化に向けた調査・検討など、新たな道路網の構築に向けた取組や検討を推進
- ③紀伊半島のミッシングリンク *の解消を目指し、市町や地域住民をはじめ関係者と一体となって熊野市大泊町以南の未事業化区間の早期事業化に向けた取組を推進

平成 25 年度の成果と残された課題（評価結果）

- ①紀宝バイパスについては、全長 4.5km のうち未供用区間であった約 1.6km が平成 25 年 6 月 16 日に供用開始したことにより、全線供用しました。第二伊勢道路約 7.6km については、式年遷宮までの供用開始を目標に整備を進め、平成 25 年 9 月 14 日に供用開始しました。熊野尾鷲道路の三木里 I C から熊野大泊 I C 間の約 13.6km およびそのアクセス道路の県道賀田港中山線、県道新鹿佐渡線が平成 25 年 9 月 29 日に供用開始し、尾鷲南 I C から熊野大泊 I C 間約 18.6km 全線供用しました。中勢バイパスについては、平成 26 年度供用開始目標としていた鈴鹿（稻生）工区（鈴鹿市野町～稲生町）の約 1.8km が平成 26 年 3 月 23 日に供用開始しました。紀勢自動車道については、国および中日本高速道路(株)にて整備を進め、最終区間となった紀伊長島 I C から海山 I C 間の約 15.1km が平成 26 年 3 月 30 日に供用開始し、勢和多気 J C T から尾鷲北 I C 間の約 55.3km 全線供用しました。これらの供用開始により地域相互間の交流・連携が促進されるとともに、救急医療活動の支援や、大規模災害時などの代替ルートが確保されるなど、地域の安全・安心が高まりました。新名神高速道路については、四日市 J C T から四日市北 J C T 間は平成 27 年度供用開始目標に向け順調に工事が進捗しており、また、四日市北 J C T から亀山西 J C T 間は平成 30 年度の全線供用開始に向けトンネル工事に本格的に着手しました。東海環状自動車道については、四日市北 J C T から東員 I C 間は平成 27 年度供用開始目標に向け順調に工事が進捗しており、また、東員 I C から北勢 I C 間は平成 32 年度の全線供用開始に向け工事に本格的に着手するとともに、北勢 I C から岐阜県境までの用地取得を開始し、平成 26 年度からは国等と連携して県も用地取得を行うこととしました。桑名東部拡幅については、伊勢大橋架け替え関連の工事に着手し、四日市湯の山道路の高角 I C から県道四日市菰野大安線（通称：ミルクロード）間約 4.4km が平成 26 年 5 月 24 日に供用開始し、平成 25 年度目標値を達成するなど、県内の道路整備は着実に進捗が図られています。なお、東海環状自動車道（大安 I C ～東員 I C）約 6.1km および中勢バイパス（鈴鹿市御菌町～津市河芸町三行）約 2.9km を平成 30 年度開通予定とすることが、平成 26 年 4 月に国から新たに公表されました。県内の幹線道路網の整備は道半ばにあり、自然災害の脅威は今後一層深刻化することが予測される

中、地域の安全・安心を支える幹線道路等の整備が急がれています。また、交通渋滞が頻発している現状に対し、集積する産業や魅力ある観光など地域の今ある力を活かした三重づくりを支える幹線道路等の整備が求められています。

- ②国や関係県・市町等と連携して、災害時などにおける道路の必要性などを訴えるためのシンポジウムの開催などにより、整備機運を盛り上げるとともに、鈴鹿亀山道路の都市計画決定に向けた検討や、名神名阪連絡道路の事業化に向けた検討を進めました。特に、鈴鹿亀山道路については、「有識者委員会」や、国・中日本高速道路(株)・県・鈴鹿市・亀山市で構成する「検討会」、県民の皆さんから直接ご意見を伺うための「100人協議会」を新たに設置するなど、本格的に調査・検討を進めました。引き続き、新たな道路網の構築に向けた取組や検討が必要です。
- ③地域と一体となった国などへの粘り強い働きかけにより、熊野市大泊町から新宮市間については、地域の皆さんの声や学識経験者等の意見を踏まえ、平成25年4月に概ねのルートが決定されました。このうち、紀宝町から新宮市間約2.4kmについては、新宮紀宝道路(熊野川河口大橋(仮称)含む)として、平成25年5月に新規事業化され、詳細なルートや構造を決定するための地質調査や測量等の現地調査に着手しました。さらに、平成26年度には熊野市大泊町から熊野市久生屋町間の約6.7kmが熊野道路として新規事業化されるなど、紀伊半島のミッシングリンクの解消に向け前進しました。今後とも、未事業化区間の早期事業化に向けた取組が必要です。

平成26年度の改善のポイントと取組方向

- ①大規模災害などから県民の命と暮らしを守り、集積する産業や魅力ある観光など地域を支えるため、新名神高速道路、東海環状自動車道、北勢バイパス、中勢バイパスや桑名東部拡幅(伊勢大橋)等の整備促進を図るとともに、これらと一体となった道路ネットワークの形成に向けた県管理道路の整備を推進します。特に、平成26年度の供用開始予定となっている、北勢バイパス(四日市市垂坂町の市道垂坂1号線～四日市市山之一色町の市道日永八郷線)、中勢バイパス(津市野田の県道家所阿漕停車場線～津市高茶屋小森町の国道165号)、国道260号錦峠の整備促進を図るとともに、関連する県管理道路や県道神戸長沢線等の整備を推進します。
- ②新たな道路網の構築に向け、北勢バイパスの未事業化区間の早期事業化に向けた取組や鈴鹿亀山道路をはじめとする地域高規格道路の調査・検討などを進めます。また、平成33年の国民体育大会開催に向け、会場へのアクセスを向上させる道路整備や会場周辺における道路環境づくり(歩道整備、道路標識の設置、舗装修繕等)について、国や市町等と連携し検討を進めます。
- ③地域の悲願でもある紀伊半島のミッシングリンク解消に向け、「新たな命の道」として熊野尾鷲道路(Ⅱ期)および新宮紀宝道路、熊野道路の整備促進を図るとともに、未事業化区間(熊野IC(仮称)～紀宝IC(仮称))の早期事業化に向けた取組を推進します。

緊急課題解決 3

命と健康を守る医療体制の確保プロジェクト

【主担当部局：健康福祉部医療対策局】

プロジェクトの目標

医師の県内医療機関への定着と医師・看護師等の不足・偏在の解消に向けた取組が進んでいます。

県民一人ひとりの受診行動の見直しや、医療機関の機能分担・機能連携が進むとともに、救急医療体制の整備が進んでいます。

がん検診受診率が向上し、早期発見が進むとともに、新たにウイルス性肝炎の治療を受ける人が増加し、がんによる死亡率が減少しています。

評価結果をふまえたプロジェクトの進展度と判断理由

進展度 *	B (ある程度進んだ)	判断理由	二次救急病院における勤務医師数にかかる目標を達成したほか、三重県地域医療支援センターの取組を中心に医師確保・偏在解消に向けた仕組みづくりが進捗したことなどから、「ある程度進んだ」と判断しました。
----------	----------------	------	---

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

プロジェクトの数値目標

目標項目	23年度	24年度	25年度		26年度	27年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
二次救急病院における勤務医師数	1,305人 (22年度)	1,322人 (23年度)	1,344人 (24年度)	1.00	1,373人 (25年度)	1,373人 (26年度)
がん検診受診率(乳がん、子宮頸がん、大腸がん)	乳がん 20.8% 子宮頸がん 26.7% 大腸がん 20.5% (22年度)	乳がん 24.4% 子宮頸がん 28.8% 大腸がん 24.2% (23年度)	乳がん 28.0% 子宮頸がん 30.9% 大腸がん 27.9% (24年度)	乳がん 0.67 子宮頸がん 1.00 大腸がん 0.86	乳がん 26.9% 子宮頸がん 33.0% 大腸がん 29.5% (25年度)	乳がん 35.0% 子宮頸がん 35.0% 大腸がん 35.0% (26年度)

目標項目の説明と平成 26 年度目標値の考え方

目標項目の説明	<ul style="list-style-type: none"> ・県内の二次救急病院（33 病院）における勤務医師数 ・乳がん、子宮頸がんおよび大腸がんに係るがん検診受診率
26 年度目標値の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 25 年度は、医師確保対策等に総合的に取り組んだ結果、平成 27 年度の目標値まで達成することができました。このため、今後の目標値については、1,373 人を下限として維持するとともに、さらなる上積みを図っていきます。 ・平成 26 年度の目標値は、平成 25 年度実績値と平成 27 年度目標値の中間値を設定しました。

実践取組の目標

実践取組	実践取組の目標	23 年度	24 年度	25 年度		26 年度	27 年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
1 「医師や看護師等の不足・偏在」を解消するために	県内の病院で後期臨床研修を受ける医師数	/	180 人	192 人	1.00	206 人	217 人
		167 人	181 人	196 人		/	/
	県内看護師養成施設卒業者の県内就業者数	/	644 人	651 人	0.98	658 人	665 人
		574 人	566 人	641 人		/	/
2 「地域の救急医療体制の課題」を解決するために	救急医療情報システムに参加する時間外診療可能医療機関数	/	593 機関	618 機関	0.99	643 機関	668 機関
		568 機関	576 機関	610 機関		/	/
3 「がんに対する不安・悩み」を解消するために	がん診療に携わる医師に対する緩和ケア研修修了者数（累計）	/	681 人	804 人	0.84	916 人	1,050 人
		557 人	673 人	783 人		/	/

（単位：百万円）

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
予算額等	2,762	2,350	4,702	/

平成 25 年度の取組概要

- ①平成 24 年度策定の「三重県保健医療計画（第 5 次改訂）」に基づき、医療従事者の確保や救急医療対策、在宅医療対策、がん対策等の取組を推進
- ②新たに医師修学資金を 61 名に貸与するなど、今後県内で勤務する若手医師の確保に向けた取組を推進
- ③臨床研修病院の魅力向上に向けて 14 医療機関等に支援を行ったほか、子育て医師等復帰支援として 2 医療機関を支援するなど、医療機関が行う医師確保に向けた環境づくりの取組を促進
- ④地域医療支援センターにおいて、修学資金貸与者等の若手医師の県内定着に向け、県内複数医療機関をローテーションしながら専門医資格を取得できる後期臨床研修プログラムを 17 診療領域で作成するとともに、今後の施策に反映するため医師需給状況調査を実施
- ⑤地域医療支援センターの後期臨床研修プログラム作成の取組について、厚生労働省主催の情報交換会において、全国第 1 位の取組との評価を獲得

- ⑥医学部卒業生が医師免許取得後に実施が義務づけられている医師臨床研修について、MMC 卒後臨床研修センターとの協力のもと、平成 16 年度の制度導入以降過去最大の 101 名が県内医療機関とマッチング
- ⑦看護職員確保対策として、修学資金の貸与（46 名）、実習指導者養成講習会（73 名）、助産実習施設への受入支援（7 施設）、養成所への運営支援（11 施設）を実施
- ⑧定着促進対策として、24 施設に病院内保育所への運営補助を行うとともに、新人看護職員の研修体制構築のため、体制整備支援（43 施設）、アドバイザー派遣（3 施設）、多施設合同研修事業（参加者延べ 1,225 名）、研修責任者研修（参加者 22 名）、教育担当者研修（71 名）、実地指導者研修（101 名）等を実施したほか、就労環境改善に係る看護管理者への研修を実施（第 1 回 113 名、第 2 回 60 名）
- ⑨「みんなで守ろう！三重の医療」啓発キャンペーン（平成 25 年 8 月～平成 26 年 3 月）を実施し、県、市町が開催するイベント等でのポスター掲示、啓発グッズの配布を実施するとともに、地域医療を考えるシンポジウムを 2 回開催（亀山市、伊賀地域）
- ⑩救急医療情報システム「医療ネットみえ」を運営し、インターネットや電話等で受診可能な医療機関の案内を実施（電話案内件数 85,976 件）するとともに、医療機関に対し救急医療情報システムへの参加の働きかけを実施（新規参加医療機関 34 件増加）
- ⑪子どもの病気、薬、事故に関する電話相談「みえ子ども医療ダイヤル」を準夜帯（19:30～23:30）において実施
- ⑫中勢伊賀地域、伊勢志摩地域をモデル地区として情報通信技術を活用した救急搬送システムである「M I E - N E T」*構築事業を実施
- ⑬三重県ドクターヘリの運航支援（出動件数 352 件（うち現場出動 237 件、病院間搬送 115 件）、訓練（離島 1 回、高速道 1 回、広域医療搬送 1 回、消防連携 2 回）を実施するとともに、検証会を毎月開催
- ⑭周産期母子医療センター、地域療育支援施設の運営支援、市立四日市病院の総合周産期母子医療センター指定、伊勢赤十字病院における産科オープンシステムの導入、新生児ドクターカー「すくすく号」の更新を実施
- ⑮二次保健医療圏単位で、地域の在宅医療を核となつて進める地域リーダーを養成する研修を実施し、新たな地域リーダー 238 名を養成したほか、在宅医療・介護関係者等の多職種を対象として、県内各地の取組を共有するための在宅医療事例報告会を開催
- ⑯多職種の顔の見える関係づくりや、在宅医療の体制整備に向けた総合的な取組等を行う 11 市町へ支援を実施
- ⑰医師の在宅医療参入を促進するための研修会や、住民の在宅医療に対する理解を深めるための講演会等を郡市医師会単位で実施
- ⑱桑名地域、鈴鹿地域をモデル地域として小児等在宅医療連携拠点事業を実施するとともに、三重大学医学部附属病院小児トータルケアセンターが実施する小児在宅医療ネットワークの構築、小児在宅医療に関わる人材育成の取組を支援
- ⑲ 8 市町において、創意工夫した個別受診勧奨などがん検診受診率向上の取組を促進するとともにがん検診の受診行動の課題を明らかにするため、県民 1,100 名を対象にアンケート調査を実施
- ⑳がん対策について民間企業 5 社（信用金庫 4 社、保険会社 1 社）と新たに協定を締結し、民間企業と連携を図り、がん検診受診率向上のための取組を実施
- ㉑地域がん登録によるがん情報のデータ収集の取組を推進（登録届出件数 16,516 件、延べ登録届出

件数 59,413 件)するとともに、がん登録の精度向上をめざし、がん登録実務研修会を実施(3回開催、述べ37名参加)

- ②がん患者の治療効果と療養生活の質の向上をめざし、医科歯科連携による口腔ケアの取組を進めるため、がん診療連携拠点病院等で構成するがん診療連携協議会と三重県歯科医師会、三重県の3者が協定を締結(6月)するとともに、県民公開講座(530名参加)や人材育成のための研修(909名参加)を実施
- ③緩和ケアの体制を充実させるため、がん診療に携わる医師を対象に、7病院で緩和ケア研修を実施(受講者数109名 延べ782名修了)
- ④がん患者等に対する支援のため、県がん相談支援センターにおいて、相談、情報提供を実施(相談件数638件)するとともに、がん診療連携拠点病院等に設置されているがん相談窓口において、がん患者等に対して相談、情報提供を実施(相談件数12,324件)
- ⑤がん対策の一層の充実を図るため、がん患者とその家族、医療関係者などから多様な意見を聞きながら「三重県がん対策推進条例」を制定
- ⑥ウイルス性肝炎の普及啓発と情報提供を行うとともに、ウイルス検査の受診勧奨を行う肝炎コーディネーター養成講座を開催(193名受講)

平成25年度の成果と残された課題(評価結果)

- ①今後、県内で勤務を開始する医師修学資金貸与者(3月末現在貸与者累計:408名、返還者を除く)等の段階的な増加が見込まれ、県全体での医師不足の解消に向けた具体的な取組が進む一方で、依然として地域間、診療科目間の偏在があることから、これらの解消を進める仕組みづくりが急務となっています。また、こうした取組と連携し、子育て医師の復帰支援等、医療機関等への支援を充実する必要があります。
- ②就労環境改善に係る看護管理者研修会への参加状況を見ると、各医療機関において看護職員の確保定着に向けた就労環境改善の取組に対する高い意識がうかがわれます。また、病院内保育所運営補助の24時間対応加算について、8施設(平成24年度5施設)から交付申請があり、多様な保育ニーズにも対応できる病院内保育所が増加しましたが、さらに施設規模に応じた病院内保育所整備を進めていく必要があります。就業環境実態調査の分析結果を踏まえ、看護職員の働き続ける意欲を高めるために、勤務条件の改善に加え、魅力的な職場環境を整える必要があります。なお、昨年度実施した需給状況調査によると、2035年時点でも需給の差や地域偏在が解消されない見込みであることから、対応策を検討していく必要があります。
- ③救急搬送に占める軽症者の割合が5割を超えていることから、かかりつけ医を持つことや医療機関の適正受診などに関して、県民の皆さんの理解と協力が得られるよう、引き続き、普及・啓発に取り組む必要があります。
- ④「医療ネットみえ」に参加する時間外診療可能医療機関は年々増加していますが、県民の皆さんが休日・夜間等でも安心して受診できるよう、さらに増加させるとともに、インターネットや電話等により、受診可能医療機関の適切な情報提供を行う必要があります。また、平成25年度に参加医療機関を対象に実施したアンケートを分析し、対応できるところからシステムの改善に取り組んでいく必要があります。
- ⑤「みえ子ども医療ダイヤル」では、小児科医会による電話相談を実施してきましたが、小児科医の高齢化に伴い実施が困難な状況となっており、今後、新たな事業者により対応する必要があります。また、従前から要望のある深夜帯への延長について検討する必要があります。

- ⑥「MIE-NET」のシステムの構築が完了しました。今後、モデル地域において早期に運用を開始し、導入効果や課題を検証していく必要があります。また、「傷病者の搬送及び受入れの実施に関する基準」に基づく適正な救急搬送体制を構築するため、各消防本部からの搬送データを調査・分析、検証していく必要があります。
- ⑦ドクターヘリの出動件数が増加しており、救命率の向上や後遺障害の軽減等、救命救急における役割は増えています。今後、出動件数の増加に伴う重複要請への対応や災害時の応援体制の構築など、他県との相互応援について連携体制を構築していく必要があります。
- ⑧周産期母子医療センターの医療機器の整備により、周産期医療体制を整備しました。今後、安心して産み育てる環境づくりを進めるため、周産期母子医療センターの運営を支援するとともに、通常分娩などのローリスク出産を担う医療機関（診療所等）と中等度以上のリスクの出産を担う医療機関（周産期母子医療センター等）の機能分担を推進する必要があります。
- ⑨在宅医療・介護関係者等の多職種連携強化等に努める市町がある一方で、連携の取組が進まない地域もあることから、引き続き、市町の在宅医療体制の基盤づくりを支援していく必要があります。また、人口10万人あたりの訪問診療件数が全国平均より少ないことや、小規模で24時間対応が困難な訪問看護ステーションが多いことなども課題となっており、医師の在宅医療への参入促進や訪問看護機能の充実が必要です。
- ⑩小児在宅医療については、小児等在宅医療連携拠点事業の実施により、小児在宅医療の課題の整理を行うとともに、保健、医療、福祉、教育等の庁内の関係部署の連携体制を構築することができました。今後、引き続き関係部署が連携して課題解決に取り組んでいく必要があります。また、地域における関係機関のネットワーク構築や人材育成による体制整備を引き続き支援していく必要があります。
- ⑪実施したアンケート調査の結果、がん検診未受診の理由（複数回答）として「健康であり必要性を感じない（51%）」「健康診断を受けているので心配ない（35%）」などの理由が上位を占めました。アンケート調査結果をふまえ、受診率向上につながる普及啓発が必要です。（なお、がん検診受診率については、ブラッシュアップ懇話会において、県民指標（75歳未満の人口10万人あたりのがんによる死亡者数）との整合性等について指摘を受けており、国が示した考え方に基づく年齢区分（40 - 69歳、子宮頸がんに関しては20-69歳）における平成23年度のがん検診受診率は、乳がん38.1%、子宮頸がん47.4%、大腸がん29.8%となります。）
- ⑫がん検診普及啓発の協定締結を受け、信金4社はがん検診受診者を対象にして、利息優遇の定期預金を販売（口座開設1,557件）するなど、がん検診受診率向上の取組が進みました。引き続き、民間企業・団体等と連携し、がん検診の実効性ある普及啓発を推進していく必要があります。
- ⑬地域がん登録による罹患・治療情報が蓄積され、平成23年のデータの値が確定しました。今後、当該データをふまえ、実効性のあるがん対策につなげる必要があります。また、平成28年1月のがん登録等の推進に関する法律の施行を見据えて、県内全病院において精度の高いがん登録の実施が出来るよう、がん登録担当者の資質向上に取り組む必要があります。
- ⑭県とがん診療連携協議会、歯科医師会の3者でがん患者医科歯科連携に関する協定を締結し、連携推進会議の開催、医科・歯科医療関係者への研修会の実施、協力歯科医療機関の情報提供、住民や患者に対してがん治療における歯科治療や口腔ケアの重要性について啓発を行いました。今後、医科歯科連携を推進するため地域における具体的な働きかけが必要です。
- ⑮新たに緩和ケア等のがん医療に携わる医療機関の医師等に対し、研修の周知及び受講を促す必要があります。
- ⑯県民の皆さんが、県がん相談支援センターやがん診療連携拠点病院等ががん相談ができる体制の充

実に努めています。今後、がん患者等の不安や疑問、治療に関する相談に加え、がん患者とその家族が社会的な活動を続けるための支援が必要です。

- ⑰「三重県がん対策推進条例」に基づき、さまざまな主体が連携・協力して効果的ながん検診受診率向上の取組など、がんの予防と検診の重要性について啓発を図るとともに、がん教育、就労支援など新たな課題に取り組む必要があります。
- ⑱肝炎コーディネーター養成講座の修了者に対するフォローアップが必要です。

平成 26 年度の改善のポイントと取組方向

- ①医師の不足・偏在解消に向けて、地域医療支援センターにおいて、医師不足地域を含む県内複数医療機関をローテーションしながら専門医資格を取得できる後期臨床研修プログラムの運用を開始するとともに、各貸与者等への個別の働きかけ等を通じて同プログラムの活用を促進します。また、医師需給状況調査の結果をふまえ、医師修学資金貸与制度のあり方等医師確保対策において必要な見直しを検討します。さらに、病院の魅力づくりや勤務環境整備に向けて、臨床研修の指導・育成体制の強化や子育て医師等復帰支援事業などの取組の促進を図ります。
- ②看護職員等の就労環境改善に向け、多様な勤務形態の導入や看護補助者の活用などの研修会を開催するとともに、医療勤務環境改善支援センターを設置し、各医療機関の職場環境改善の取組を促進します。また、看護職員等の離職防止のため、引き続き、多様な保育ニーズにも対応できる病院内保育所設置に向けた、施設規模に応じた働きかけを実施します。
- ③県民の皆さんが地域医療に対する理解を深め、適切な医療機関の受診など一人ひとりができることに取り組めるよう、他府県の事例も参考にしながら効果的な啓発を行います。
- ④救急医療情報システムの時間外診療可能医療機関の参加促進について、引き続き新規の開業医を中心に参加を働きかけるとともに、平成 25 年度に実施したアンケートをもとにより参加しやすいシステムへ改善するなど、三重県医師会等の関係団体と連携して取り組んでいきます。
- ⑤「みえ子ども医療ダイヤル」の新たな事業者を確保し、相談時間を深夜帯(23:30～翌 8:00)まで延長して対応します。
- ⑥救急医療体制の整備について、中勢伊賀地域、伊勢志摩地域における「M I E - N E T」の運用を開始し、システムの導入効果や課題について検証を行います。また、各消防本部の搬送データの分析、検証結果について、三重県救急搬送・医療連携協議会等において協議し、必要に応じて「傷病者の搬送及び受入れの実施に関する基準」の見直し等を行うとともに、医療機関と消防機関の連携を促進します。
- ⑦ドクターヘリの広域連携について、和歌山県との相互利用について具体的な連携体制の構築に取り組めます。また、東海・長野地域における連携体制の構築について引き続き検討を進めます。
- ⑧安心して産み育てる環境づくりを進めるため、周産期母子医療センターの運営、設備整備を支援するとともに、産科オープンシステムを運用できる体制の整備を支援します。また、重症な新生児に対し高度で専門的な医療を提供するため、新生児ドクターカー「すくすく号」を引き続き運用します。
- ⑨在宅医療の充実については、引き続き、地域の在宅医療・介護関係者等の顔の見える関係づくりへの支援など、各市町の特性・実情に応じた支援を実施するとともに、医師の在宅医療への参入促進や訪問看護ステーションの運営基盤の強化を図るための研修会等を開催します。
- ⑩小児在宅医療については、引き続き地域の関係機関の連携体制構築に取り組むとともに、NICU 等長期入院児の在宅移行支援体制の構築、在宅での療育を支援する関係機関との連携強化に取り組めます。

- ⑪がん検診の受診率向上の取組が一層拡大するよう、受診率向上の効果がみられる好事例を各市町に紹介するとともに、アンケート調査結果をふまえた効果的な受診勧奨の手法を検討します。また、がんの正しい知識の普及啓発やがん検診受診率向上などの取組をNPO、民間企業・団体等と連携して推進します。
- ⑫がん登録の推進を図り、がん医療の状況を詳細に把握するため、がんの罹患、診療等に関する精度の高い情報をデータベースに記録、保存する取組を促進します。また、三重大学を中心にがん登録データの分析を行い、今後のがん対策を進めるための企画立案や、市町や医療機関等での利用が出来るよう、情報提供等の取組を進めます。
- ⑬各地域における医科歯科連携を推進するため、連携歯科医療機関について、同じ地域に所在するがん診療連携拠点病院等に情報提供し、連携を働きかけます。あわせて、がん治療における口腔ケアの重要性について、住民・患者などへ普及啓発の取組を進めます。
- ⑭緩和ケアの普及を図るため、新たにごがん医療連携推進病院に指定された医療機関や緩和ケア病棟を設置する医療機関に対して、緩和ケア研修の受講を働きかけます。その際、医師のみならず緩和ケアを担う看護師・薬剤師等の医療従事者にも受講を促します。
- ⑮がん患者の就労支援のため、がん相談支援センターに社会保険労務士を派遣し、がん患者の就労関連ニーズや課題を把握して、仕事と治療の両立支援の情報提供、相談支援の仕組みづくりに取り組みます。
- ⑯がん教育の取組を進めるため、教育関係機関等と連携・協力して、がんに対する理解と予防に関する知識を深める教育プログラムを開発していきます。
- ⑰県民のがんに対する理解を深め、併せて予防等に対する意識向上を図るため、市町をはじめ県内関係者と一体となって県民運動を展開します。
- ⑱肝炎コーディネーター養成講座の修了者に対して、医療費助成制度の改正などの情報提供を行っていきます。

【主担当部局：雇用経済部】

プロジェクトの目標

- ・ 中小企業の成長支援や新産業の創出、農林水産業の振興等により、雇用の場を創出し、大学・大企業・中小企業・経済団体等との連携により、雇用に結びつく新たな仕組みが構築されています。
- ・ 求職者に対して、求人ニーズをふまえた能力開発の機会を提供するとともに、求人側と求職側のミスマッチを解消することで、厳しい雇用情勢の緩和が進んでいます。
- ・ 厳しい若年者の就職状況をふまえ、安定した就労に向けた重点的な支援を行うことにより、若者の不安定な就労状況の解消が進んでいます。

評価結果を踏まえたプロジェクトの進展度と判断理由

進展度 *	B (ある程度進んだ)	判断理由	プロジェクト及び一部の実践取組の数値目標は目標を達成できなかったものの、景気回復の影響から、県や労働局といった就職支援機関が実施する事業への参加者自体が減少している中、就職につながった事業が多かったことから、「ある程度進んだ」と判断しました。
----------	----------------	------	---

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

プロジェクトの数値目標

目標項目	23 年度	24 年度	25 年度		26 年度	27 年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
県内労働力人口に占める就業者の割合	96.4%	96.7%	97.0%	0.99	97.2%	97.5%
	96.4%	96.6%	96.8%			
本プロジェクトにより支援した人の数	28,529 人	29,200 人	30,100 人	0.94	30,800 人	31,500 人
	28,529 人	26,961 人	28,212 人			

目標項目の説明と平成 26 年度目標値の考え方

目標項目の説明	○県内労働力人口に占める就業者の割合 ○本プロジェクトの構成事業のうち、人材育成、就労支援等の事業により支援した人の数
26 年度目標値の考え方	○平成 27 年度においてリーマンショック前(平成 19 年度)の状況にするという全体目標の中、段階的に目標を達成するよう設定しました。 ○当プロジェクトを構成する様々な事業の目標値を合計しました。

実践取組の目標		23年度	24年度	25年度		26年度	27年度
実践取組	年次計画のうち 主なもの	目標値	目標値	目標値	目標達成	目標値	目標値
		実績値	実績値	実績値	状況	実績値	実績値
1 「雇用の場の不足」を産業振興の視点から解決するために	事業参加者の県内中小企業への就労	/	30人	30人	1.00	30人	30人
		—	35人	86人		/	/
	新規就農希望者等への就業・就農支援	/	100人	100人	1.00	100人	100人
		—	117人	135人		/	/
	漁師育成機関の整備推進（累計）	/	2か所	3か所	1.00	(達成済)	3か所
		—	2か所	3か所		/	/
2 「求人と求職のミスマッチ」を解消するために	福祉人材センターにおける相談・支援による就職者数	/	210人	270人	1.00	270人	270人
		254人	315人	404人		/	/
3 「若者の未就職や不安定な就労状況」を解決するために	県が就労に向けて支援した延べ若年者数	/	15,750人	16,000人	0.86	16,250人	16,500人
		12,470人	14,214人	13,800人		/	/
	県立高等学校卒業生徒の内定率	/	97.0%	98.0%	0.99	99.0%	100.0%
		96.8%	96.6%	97.9%		/	/

(単位：百万円)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
予算額等	581	445	1,120	/

平成 25 年度の取組概要

- ①国の「緊急雇用創出事業臨時特例交付金」により創設した基金を活用し、緊急雇用創出基金事業及び起業支援型雇用創造事業を市町とともに実施（1,577名の雇用創出）
- ②中小企業が自らの強みを生かし、時代のニーズを捉えた新分野への進出を促すとともにニュービジネス創出のため、大学等の関係機関と連携し、人的ネットワークの構築を含めた力強い企業家人材育成への取組を実施、併せて関係機関と連携し専門的な知見からアドバイスを行う体制を構築
- ③県ホームページ、就業・就職フェア等を通じた「みえの就農サポートリーダー制度」の情報発信と、市町における就農サポートリーダー育成への支援や市町や産地における就農希望者の受入体制整備に向けた啓発、就農サポートを円滑に進めるための研修会の開催
- ④就職体験や就業相談、就業に必要な資金の融資、地域外からの新たな参入希望者を受け入れる仕組みづくり（漁師塾*）など水産業の担い手確保に向けた漁協の取組に対する支援
- ⑤職業訓練のうち、県内の製造業等が求める人材の育成への支援として、在職者訓練を拡充、関係機関と連携した求人・求職ニーズの把握やキャリア・コンサルティング等による職業訓練を充実

- ⑥女性の就労を支援するため、就労意欲を持つ女性を中心に就労に関する相談を実施（延べ件数 355 件）
就労支援セミナーを県内 4 カ所延べ 9 回開催（参加者延べ 253 名）、子育てしながら働く先輩女性（ロールモデル）との意見交換会（サロン）を県内 3 カ所で延べ 9 回（参加者延べ 192 名）開催
- ⑦子育て期の女性を対象とした就労に関するアンケート調査を実施
- ⑧既に社会で活躍している女性の交流と、更なる女性の社会進出と活躍を促進するため「みえ・花しょうぶサミット」の発足会並びにフォーラムを開催（210 名参加）
- ⑨県福祉人材センターにおいて実施する無料職業紹介、マッチング支援、就職フェア（3 回）、福祉職場インターンシップ等の福祉・介護人材確保事業を支援
- ⑩若年者の安定した就労に向け、国等関係機関と一体的に運営する「おしごと広場みえ」を拠点に、雇用関係情報の提供、職業相談、職業紹介、キャリアカウンセリングや各種セミナー等の就職支援サービスをワンストップで提供（延べ 13,800 名の利用：平成 26 年 3 月末時点）
- ⑪若者が若年無業者 * になることを防ぐため、学校から社会への移行を円滑に行えるよう学校、教育委員会、地域若者サポートステーションと連携した取組を実施（新規登録者 1,009 名、延べ 8,105 名利用）
- ⑫就職支援相談員を配置(12 名)するほか、三重県キャリア教育支援協議会、キャリア教育推進地域連携会議、就職情報交換会等を開催し、高校生のキャリア教育や就職活動を支援
- ⑬就職指導のプロセスについての課題を整理し、高等学校における三重県版キャリア教育モデルプログラムを作成（3 月）

平成 25 年度の成果と残された課題（評価結果）

- ①緊急雇用創出事業（起業支援型）に取り組むことで 1,577 人の雇用を創出するとともに、雇用の維持やマッチングを中心とした従来の雇用政策に加え、地域における新たなビジネスの創出、雇用の維持・拡大につなげていくことができました。今後は、国の成長戦略にも呼応し、貴重な人材を成長産業や中小企業に橋渡ししていく雇用政策を産業政策と一体となって展開していくことが必要です。
- ②三重大学と連携して実施した経営者育成道場において、受講生同士が連携して新事業を立ち上げた事例や道場にてブラッシュアップを行ったビジネスプランを事業展開し地域に新たな雇用を生んだ事例など、具体的な動きが出てきました。また、ニュービジネス支援事業では、アドバイザーの設置や関係機関・団体等の担当者の人材育成等により、支援体制の強化を図りました。しかしながら、県内中小企業の競争力の底上げや強化のためには、広がりのある人的ネットワークの構築が重要であるとともに、地域内での事業展開のみでなくグローバルな視点をもった経営戦略を経営者が持つことが必要です。
- ③農業の担い手の確保については、131 名が「みえの就農サポートリーダー」に登録され、22 名の就農希望者等が就農サポートを受けるなど、地域において新規就農・定着に向けた支援が実施されています。取組地域を拡大するため、引き続き、サポートリーダーを核として地域全体で新規就農者を受け入れようとする意識の向上や、サポートリーダーと就農希望者のマッチングの強化、就農サポートを円滑かつ効果的に進めるためのサポートリーダーの資質向上に取り組む必要があります。
- ④水産業の担い手の確保については、就業就職フェア等を通じて、三重県漁業の紹介や漁業就業に係る情報提供を行いました。県内の漁師塾は今年度 1 つ増えて 3 つとなり、その活動に対しては、水産業普及指導員が座学研修の講師をするなどの支援を行いました。漁師塾のさらなる充実に加え、

若者等の就業時の経済的不安の解消や円滑に就労できる体制づくりが必要です。

- ⑤職業訓練のうち、委託訓練では、2年間課程の介護福祉士養成科（1年生）には25名（定員35名）が入校しました。ビジネスパソコンをはじめとした3ヶ月の委託訓練の51コースでは、636名（定員785名）が入校し、修了生の就職率は75.1%（11月まで修了分16コース）となりました。公共職業訓練については、年度後半から委託訓練各コースの定員充足率が下がってきていることから、求職・求人のニーズを的確に把握し、訓練コースを設定する必要があります。また、女性の就労支援やより就業に直結という観点からの訓練コース設定の必要があります。
- ⑥女性の再就職支援について、託児付きで就労支援相談を県内2カ所で定期的にも実施するとともに、就労支援セミナーを県内4カ所で、子育てしながら働く先輩女性（ロールモデル）との意見交換会（サロン）を県内3カ所で開催しました。相談利用者のうち43名が再就職につながり、セミナーやサロンを通じて、女性の就労意欲を高めることができました。
- ⑦「子育て中の女性の就労意識に関するアンケート調査」において、就労意識や現在の状況、ニーズ等の実態把握を行った結果、現在働いていない女性の約8割は潜在的な就労ニーズは高いものの、再就職にあたっての不安（必要なときに休めるか、希望する条件（短時間勤務等）、ブランク等）を数多く抱えていることが伺えました。また、保育環境整備（延長保育や病児保育等）や職場環境整備・企業の取組（社内託児所や退職人材活用等）に対する要望も多くなっており、このため、女性の不安を解消し、確実に就業に結び付けながら、その後の活躍へとつながる女性の再就職支援策を充実させる必要があります。
- ⑧既に社会で活躍している女性の交流を深めるとともに、更なる女性の社会進出と活躍を促進するための仕組みとして「みえ・花しょうぶサミット」が発足し、フォーラムを開催（210名参加）し、分野を超えた交流が始まりました。今後は、企業意思決定の場に女性の参画が進むよう、働き方の改革や企業内で女性活躍推進の意識の浸透を図っていく必要があります。
- ⑨県福祉人材センターによる福祉・介護人材確保事業と離職者等を対象にした就労支援事業により、平成25年度に481人の就職（内定）が決定しましたが、介護保険施設等の施設整備が進められるなかで、依然として介護人材の確保が困難な状況が続いています。
- ⑩「おしごと広場みえ」において、雇用労働に関する総合的な情報提供を行うとともに、企業面接会（一般向け、大学生等向け、障がい者向け）及びU・Iターン就職希望者を対象とした就職フェアを名古屋等で実施しました。また、国や関係機関と連携し、職業相談、職業紹介、キャリアカウンセリングや各種セミナー等の就職支援サービスをワンストップで提供し、延べ13,800人の利用がありました。今後は、さらに若者に訴求するような支援情報等の提供と、関係機関が連携した就労支援サービスの提供が必要です。
- ⑪国、三重県中小企業団体中央会等と共催で、合同企業説明会を開催（計9回）し、491社の参加企業と1,529名の参加者となりました。今後は、合同企業説明会の参加者が減少していることや、学生の就職活動開始時期が後ろ倒しになるため、開催時期、募集方法、面接方法などの見直しを検討するとともに、求人（企業）側と求職側のニーズを的確に把握し、離職防止を含め就職先での定着を見据えた就労支援に取り組んでいくことが必要です。
- ⑫未就職卒業者等の早期の就職促進について、特定非営利活動法人人材育成センターに委託して、社会人としての基礎的な知識習得（社会人基礎力）と企業での実地研修を組み合わせた研修を県内3カ所で開催し、60名の研修受講者のうち53名が就職につながりました。こうした企業での実地研修を組み合わせた研修は効果的であることから、今後も引き続き実施していくことが必要です。

- ⑬若年無業者防止対策について、学校から社会への移行を円滑に行えるよう学校、教育委員会、地域若者サポートステーションと連携した取組を実施してきました。平成 25 年度は、県内 4ヶ所のサポートステーションにおいて 1,009 名が新規登録され、延べ 8,105 名が利用し、443 名の就職等の進路決定につながりました（平成 26 年 3 月末時点）。今後も、引き続き関係機関と連携しながら、一人ひとりの状況に応じた丁寧な相談、支援を行っていくことが必要です。
- ⑭多様な主体との連携や就職支援相談員の配置等により、高校生の就職支援に取り組んだ結果、就職内定率が向上しました。今後は、個別の支援が必要な生徒に対して、早期からの就職支援を充実する必要があります。
- ⑮教員や地域の事業所の採用担当者等の意見を参考に、三重県版キャリア教育モデルプログラムを作成しました。今後は、各学校においてプログラムの策定や改善が進むよう、研修会等の充実を図るとともに、小・中・高等学校の各学校段階を通じたキャリア教育を一層推進する必要があります。

平成 26 年度の改善のポイントと取組方向

- ①県内の自動車産業やエレクトロニクス産業の産業構造の変化を見据え、大学と連携した研究人材等の育成（寄附講座等）、中小企業等の試作品づくりや次世代技術開発の支援、技術系退職人材の活用による新分野展開・技術開発の支援、中小企業の魅力体験事業（雇用マッチング）など、「雇用拡大に向けた地域の環境整備」、「中小企業の新たな分野展開や事業拡大」、「求職者等の人材育成」、「雇用マッチング」を総合的に実施していくことにより、産業政策と一体となった雇用政策を展開していきます（厚生労働省補助事業：「戦略産業雇用創造プロジェクト」の実施）。また、若者や女性、高齢者等の潜在力を引き出し、雇用の場の拡大と労働者の処遇改善を図るため、民間企業等の活力を用いた多様な「人づくり」事業を実施します（厚生労働省補助事業：「地域人づくり事業」の実施）。
- ②県内中小企業の競争力の底上げや強化を図るために、国の事業引継ぎ支援センターを開設し、中小企業・小規模企業の円滑な事業承継を支援していきます。また、県内企業の広がりのある人的ネットワークづくりを支援するとともに、グローバルマーケットにおいて新たな市場の獲得をめざす世界を見据えた経営者育成の支援に取り組めます。
- ③農業の担い手確保については、サポートリーダーを対象とした研修会や情報交換会の開催等を通じて、サポートリーダーの資質向上に取り組むとともに、新規就農者の受け入れに対する地域の意識向上を図ります。また、サポートリーダーと新規就農者のマッチングの強化に向けて、市町や農業委員会、農業団体等との情報共有を徹底します。
- ④水産業の担い手の確保については、漁師塾への支援を継続するとともに、漁師塾の取組の中で明らかになった課題を解決するために、一定水準の知識・能力を備えた担い手の育成に必要な共通教材の作成、漁業協同組合がリースする漁船や漁具の整備への支援など就業時の経済的不安解消への対策や、市町、水産関係団体による新たな協議会の設置・運営を支援し、地域ごとの実情に応じた多様な担い手の確保・育成に取り組めます。
- ⑤職業訓練について、三重労働局等関係機関と連携し、求職・求人双方のニーズを踏まえた訓練コースを設定するなど、就業に直接結び付く訓練、女性の再就職を支援するための託児サービスを付加した委託訓練、雇用を前提とした企業現場での実践的な訓練を実施します。
- ⑥女性の再就職支援について、子育て等により一定期間仕事から離れていた女性が、再就職への不安を解消するとともに、企業においても子育て期の女性を新戦力として位置づけられるよう、企業ニーズに対応するスキルアップ研修と離職ブランク回復等のための職場実習をあわせて行います。
- ⑦企業向けセミナー及び女性向けセミナーを開催し、マザーズ雇用（子育てをしながら就職を希望し

ている方の雇用)に対する理解を図りながら、出産等を機に離職した女性の再就職支援を実施し、潜在的な女性労働力の活用と、女性の能力がこれまで以上に発揮できるよう取り組んでいきます。

- ⑧女性の社会進出と活躍の促進について、女性経営者等の交流の場として「みえ・花しょうぶサミット」や、地域の女性活躍を推進する会議等のネットワークと連携し、女性経営者を含め、若手女性が結婚・出産等を機に離職せず、継続して就労し活躍できるよう、さらなる女性の能力活用に取り組めます。
- ⑨福祉・介護の人材確保を図るために、労働局等の関係機関と連携し、県福祉人材センターによる職業紹介などの人材確保事業を効果的に実施します。
- ⑩「おしごと広場」において、国や関係機関と役割分担を明確にして、就労支援を図ります。また、「おしごと広場」のホームページについて、若者など求職者に対して、さらに分かり易い情報の提供を行います。
- ⑪若者などの就労支援について、就職活動期の変更に伴う合同企業説明会の開催時期、募集方法、面接方法等について労働局や商工関係団体と検討します。また、「三重テラス」*を活用したUターン就職者向けのセミナーの実施など県外に進学した学生と県内企業とのマッチングを促進するとともに、求職者に対し、企業情報の提供や座学と企業での実地研修を組み合わせた研修を行います。こうした取組により、求人側と求職側のミスマッチを防ぎ、離職防止や定着にもつなげていきます。
- ⑫社会人としての基礎的な知識習得と企業での実地研修を組み合わせた就職に直結する研修を開催し、未就職卒業者等の人材育成及び早期の就職を支援します。
- ⑬県内4ヶ所のサポートステーションや市町と連携しながら、若年無業者の自立訓練・就労体験を支援し、若年無業者の早期の就職をめざします。
- ⑭関係機関との連携をより一層強化するとともに、就職支援相談員による就職支援を充実することで、求人や雇用機会の維持・拡大と、個別の支援が必要な生徒に対する就職支援の充実を図ります。
- ⑮生徒が、社会人・職業人として自立するために必要な能力や態度、知識を身に付けられるよう、高等学校においてキャリア教育プログラムの策定を促進するなど、地域や学校の実態に応じた支援を行います。

【主担当部局：健康福祉部子ども・家庭局】

プロジェクトの目標

子どもの育ちにおける家族の絆の大切さが認識され、社会全体で子育て家庭を応援する取組が進んでいます。

若年層に対する早期からの相談・支援体制の強化などにより、家族観の醸成や児童虐待未然防止の取組が進んでいます。また、放課後児童対策に対する支援が進んでいます。

子育てに関する経済的支援の実施など、安心して子どもを生き育てられる取組が進んでいます。

評価結果をふまえたプロジェクトの進展度と判断理由

進展度 *	A (進んだ)	判断理由	全ての目標を達成し、子育て家庭や子どもの育ちを見守り、応援する環境が整いつつあることから、「進んだ」と評価しました。
----------	------------	------	--

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

プロジェクトの数値目標

目標項目	23年度	24年度	25年度		26年度	27年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
「みえの子育てサポーター」認証者数 (累計)	/	3,250人	5,200人	1.00	7,740人	10,000人
	1,290人	2,822人	5,482人		/	/

目標項目の説明と平成26年度目標値の考え方

目標項目の説明	「子どもの育ちを支える」ための基本的な考え方について研修を受け、地域で子どもを見守り、子どもの活動を支える「みえの子育てサポーター」として県が認証した人の数
26年度目標値の考え方	平成26年度については、27年度の目標値を達成するため、中間値である7,740人（2,260人増）をめざすこととしました。

実践取組の目標

実践取組	実践取組の目標	23年度	24年度	25年度		26年度	27年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
1 「希薄化している家族の絆の再生」を図るために	「家族の絆」一行詩コンクールへの参加作品数	/	7,500点	8,000点	1.00	8,500点	9,000点
		6,967点	7,017点	8,123点		/	/
2 「子どもの育ちに関する課題」を解決するために	思春期ピアサポーター養成者数 (累計)	/	30人	60人	1.00	90人	120人
		—	29人	70人		/	/

実践取組	実践取組の目標	23年度	24年度	25年度		26年度	27年度	
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	
3 「子育てに関する経済的な不安」を解消するために	子どもの医療費助成の実施	補助対象は就学前まで	小学校6年生まで対象拡大 →					

(単位：百万円)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
予算額等	2,985	3,649	4,078	

平成25年度の実践取組概要

- ①子どもや家族等に「ありがとう」の気持ちを伝える「家族の絆一行詩コンクール」（応募数：8,123点）を実施
- ②教育委員会や市町に活用を働きかけて出前講座を実施し、みえの子育ちサポーターを2,660人養成
- ③親なびワークを小学校等県内17か所で開催（参加者446名）するとともに、親なびワークを「子育てはっぴいパパ・ママワーク」としてリニューアル
- ④10月5日、6日に県立みえこどもの城を中心として「第8回子育て応援！わくわくフェスタ」を開催（参加者：1万6千人）
- ⑤県内4か所で、みえ次世代育成応援ネットワークの会員を中心とした地域別座談会を開催（参加者：101人）
- ⑥平成24年度の「三重県社会的養護のあり方検討」結果を踏まえ、県内すべての乳児院（2施設）、児童養護施設（12施設）を訪問して、各施設の「家庭的養護推進計画」*の策定に向けた協議を実施
- ⑦乳児院（津市）の創設、母子生活支援施設（四日市市）の整備補助を決定（完成は平成26年度に繰越）
- ⑧新規里親の登録（20件（養育5件、専門2件、養子縁組11件、親族2件）、里親委託の推進（新規委託24件）及び家庭訪問等による里親支援（家庭訪問126回、電話相談117回）、里親研修（16回 延べ199人受講）の実施
- ⑨児童養護施設（全12施設）に入所する小学生（延べ139人）に対する学習支援を実施
- ⑩親や教師には話しにくい悩みを同世代の先輩（大学生）に相談をすることで、自己肯定感を高めることができるよう、大学生による思春期ピアサポーターを養成。本年度は、ピア活動（同世代による仲間教育）の実施校を中学校から高校へも拡大し実施。（活動回数6回）
- ⑪若年層の望まない妊娠への電話相談「予期せぬ妊娠『妊娠レスキューダイヤル』」を実施（相談件数50件）すべての高校やコンビニへ案内カードを配布する等周知を実施（カード配布枚数 約67,000枚）
- ⑫児童虐待の未然防止に向け、特定妊婦の早期把握、早期支援体制の構築や出産前後からの親子支援事業の推進等、保健、医療分野との連携体制を強化（周産期連携会議開催地域 4地域）
- ⑬県と市町の連携・協働協議会の検討会議において、子ども・子育て支援新制度の情報提供や市町子ども・子育て支援事業計画の策定にかかる協議を2回実施
- ⑭放課後児童クラブの運営費と施設整備に関し、市町に対し補助を実施（県内の放課後児童クラブ数：平成25年5月1日時点で297か所）
- ⑮市町が行う子ども医療費助成事業に対し、小学校6年生までを補助対象として助成を実施
- ⑯不妊に悩む夫婦に対し、経済的負担の大きい特定不妊治療にかかる医療費の一部助成を実施（助成件数 2,453件）

平成 25 年度の成果と残された課題（評価結果）

- ①「家族の絆一行詩コンクール」については、応募者及びその関係者等に取組がとどまっていることから、広報媒体等を活用して受賞作品等を周知・啓発することが必要です。
- ②養成したみえの子育ちサポーターが、地域において子どもの育ちや子育てを支える活動ができるよう取り組む必要があります。
- ③子育ての喜び等について直接保護者に理解を深めていただくための「子育てはっぴいパパ・ママワーク」の普及促進のため、市町や関係機関と連携して取り組んでいく必要があります。
- ④子どもの育ちを地域で支援し家族の絆を深めるためのイベントを開催し、みえ次世代育成応援ネットワークの会員をはじめ企業・団体による取組がさらに進むように促す必要があります。
- ⑤乳児院、児童養護施設が策定した「家庭的養護推進計画」を踏まえ、県としての「家庭的養護推進計画」を策定するとともに、施設における小規模グループケア化などの環境整備等、家庭的養護の推進を図っていく必要があります。
- ⑥乳児院、児童養護施設に配置された里親支援専門相談員との連携を密にし、新規里親の開拓、里親等委託の推進及び家庭訪問等による里親支援の実効性を高めていく必要があります。
- ⑦児童養護施設の小学生を対象とする学習支援により、学習に対する積極性や自己肯定感の醸成が図られました。児童の自立を支援していくため、継続して実施する必要があります。
- ⑧中高生へのピア活動を実施した結果、大人に話しにくい思春期の悩みが相談でき、自己肯定感を高める機会につながりました。引き続き、ピアサポーターを務めた大学生や相談をした中高生等の意見を反映した取組にする必要があります。
- ⑨「予期せぬ妊娠『妊娠レスキューダイヤル』」への相談事例の中には、若年妊娠で中絶の時期を過ぎていたため、関係者会議を行い家族や周囲の協力を得て出産し、その後も地域での見守りにつなげているケースもあります。電話の利用について、広報を工夫しながら、関係機関と連携して取組を進める必要があります。
- ⑩児童虐待の未然防止に向け、多くの市町において妊娠届出時の機会にアンケートや面接を行うなど、妊娠期から支援の必要な家庭を把握する取組が進められましたが、アンケートの内容や支援内容のばらつきが見られるため、一定の基準を定めて取組を行う必要があります。
また、支援の必要な家庭に対しては、出産前からの保健、医療分野の連携強化を図り、取り組むことが必要です。
- ⑪平成 27 年度からの子ども・子育て支援新制度の本格的な施行に向けて、国の動向を注視し市町と協議して、県及び市町が策定する計画について着実に準備を進めることが必要です。
- ⑫小規模な放課後児童クラブでも必要な地域で運営できるよう、国庫補助における人数要件の撤廃等を国に求めていく必要があります。
- ⑬市町が行う子ども医療費助成事業に対し助成を行うことにより、子育て家庭の経済的負担を軽減し、子どもが安心して医療を受けられるようにしました。引き続き市町と連携しながら取組を進める必要があります。
- ⑭不妊専門相談センターにおいて男性不妊や不育症を含め、多様な相談に対応していくとともに、特定不妊治療費助成について国の制度改正に合わせ、希望する治療が受けられるよう経済的支援が必要です。

平成 26 年度の改善のポイントと取組方向

- ①「ありがとう」の気持ちを通して、家族の絆や地域の絆を深め広げるため、教育委員会や広報関係者と連携して「家族の絆一行詩コンクール」の一層の周知・啓発を行います。
- ②引き続き、みえの子育ちサポーターを養成するとともに、養成したサポーターにより、地域における子どもの育ちや子育てを支える活動が促進されるよう市町等と連携して取り組みます。

- ③「子育てはっぴいパパ・ママワーク」について、子育て支援拠点や子育てサークル等で実施されるよう進行役養成講座を開催するとともに、市町や地域の関係機関での実施を働きかけます。
- ④子どもの育ちを地域で支援し家族の絆を深めるためのイベントを開催し、少子化対策や子育て支援に積極的に取り組もうとするみえ次世代育成応援ネットワーク会員や企業、団体に対して、市町や地域の活動団体等との情報交換・交流の機会を提供します。また、地域別懇談会を開催するなどして、みえ次世代育成応援ネットワークの会員が、主体的に子ども・子育て家庭をささえあう地域社会づくりを進めるための活動を促進するとともに、会員の拡大を図ります。
- ⑤三重県における家庭的養護の充実に向け、関係施設の代表者や有識者等による検討会を開催し、施設の小規模化・地域分散化や家庭的養護の支援を進める具体的方策を盛り込んだ「家庭的養護推進計画」を策定します。
- ⑥児童養護施設の小規模グループケア化等の環境整備を促進し、要保護児童の処遇向上及び家庭的養護の推進を図ります。また、県内2カ所目となる児童家庭支援センターの開設、運営を支援し、地域における子育て支援の充実を図ります。
- ⑦新たに9施設（乳児院2、児童養護施設7）に配置され、県内で12人となる里親支援専門相談員との連携を密にし、新規里親の開拓、里親等委託とともに里親支援等の推進を図ります。
- ⑧引き続き、児童養護施設（全12施設）に入所する小学生に対する学習支援に取り組みます。
- ⑨引き続き、思春期ピアサポーターの養成と、ピアサポーターによるピア活動を展開し、中高生が抱える思春期の性をめぐる課題解決や自己肯定感の醸成を図ります。
- ⑩「予期せぬ妊娠『妊娠レスキューダイアル』」については、引き続き相談窓口としての周知に努めるとともに、福祉、教育、医療等関係者会議を開催し、情報を共有して的確に連携を図ります。
- ⑪妊娠届出時の市町アンケートの調査項目、要支援基準等を県内で統一することにより、若年妊婦や支援の必要な妊婦を早期に把握し、出産前からの早期支援に取り組みます。さらに周産期に携わる医師、助産師等支援者や支援機関との連携体制の充実に向けたネットワーク会議を開催するなど地域支援を行います。
- ⑫三重県子ども・子育て会議の開催、市町との協議等を踏まえ、子ども・子育て支援事業支援計画と、少子化対策を含む三重県次世代育成支援行動計画等を一体化した三重県子ども・少子化対策計画（仮称）を策定します。
- ⑬引き続き、市町の放課後児童対策の支援を行うとともに、国庫補助制度の拡充等について国への提言を行います。
- ⑭子どもに必要な医療を安心して受けさせられるよう、引き続き市町が実施する子ども医療費助成事業を支援します。
- ⑮特定不妊治療費助成について、国に保険適用の拡大を求めるとともに、県の上乗せ助成事業を拡充します。また、新たに不育症や男性不妊治療、第2子以降の不妊治療などに対する助成事業を開始するなど、不妊や不育症に悩む夫婦への支援を拡充します。

【主担当部局：健康福祉部】

プロジェクトの目標

障がいの種別や程度に関わらず、誰もが地域社会の中で暮らせる居住の場や日中活動の場の整備が進んでいます。

障がいのある人が地域社会の中で、働くことを通じて自己実現を図るとともに生活の糧を得ることができるような、就労の場の確保や多様な働き方の展開が進んでいます。

障がいのある人が地域で自立して生活していくことができるよう、それぞれ個人の課題やライフステージに応じた途切れのない相談支援体制が整っています。

評価結果をふまえたプロジェクトの進展度と判断理由

進展度 *	B (ある程度進んだ)	判断理由	プロジェクトの数値目標を達成するとともに、一部を除き実践取組の目標も達成し、暮らしや日中活動の場の整備や就労支援が一定程度充実したことなどから、「ある程度進んだ」と判断しました。
----------	----------------	------	---

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

プロジェクトの数値目標

目標項目	23年度	24年度	25年度		26年度	27年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
県の就労支援事業により一般就労した障がい者数	/	318人	332人	1.00	349人	366人
	311人	324人	334人		/	/

目標項目の説明と平成26年度目標値の考え方

目標項目の説明	県の就労支援事業（障がい者就労支援事業、農福連携*・障がい者雇用推進事業、障がい者の「就労の場」開拓事業、特別支援学校就労推進事業等）によって就労した障がい者数
26年度目標値の考え方	平成25年度は、前年度に引き続き就労支援事業に集中的に取り組んでおり、目標値についても達成の見込みです。平成26年度は、27年度の目標値を段階的に達成できるように目標値を設定しました。

実践取組の目標

実践取組	実践取組の目標	23年度	24年度	25年度		26年度	27年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
1 「地域での生活基盤の不足」を解決するために	障がい者の日中活動を支援する事業 ^{注1)} の利用者数	/	4,838人	5,438人	1.00	5,438人	5,438人
		4,622人	5,622人	6,057人		/	/

実践取組	実践取組の目標	23年度	24年度	25年度		26年度	27年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
2 「働くことへの課題」を解決するために	民間企業における障がい者の実雇用率	/	1.54%	1.58%	1.00	1.70%	1.80% ^{注2)} (1.65%)
		1.51%	1.57%	1.60%		/	/
	福祉的就労に従事している障がい者の平均工賃月額	/	13,000円	13,300円	0.97	13,600円	13,900円
		11,527円	12,412円	12,851円		/	/
3 「日常生活上の支障や不安」を解決するために	総合相談支援センター*への登録者数	/	5,520人	5,740人	0.87	5,960人	6,180人
		5,299人	5,315人	4,986人		/	/

注1) 日中活動を支援する事業：日中活動系の障害福祉サービス（生活介護、就労移行支援、就労継続支援等）

注2) 民間企業における障がい者の実雇用率については、法定雇用率の引き上げ（平成25年4月より、「1.8%」から「2.0%」）など法制度上の改正という社会情勢の変化等を踏まえ、平成27年度の目標値を1.65→1.80に上方修正します。

（単位：百万円）

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
予算額等	545	767	749	/

平成25年度の実施概要

- ①障がい者の暮らしと日中活動の場の整備を支援（グループホーム整備数5か所）
- ②県内4か所の福祉型障害児入所施設に入所している加齢児の地域移行を促進（13人）
- ③官公需を中心に「共同受注窓口*」を通じた受注拡大を推進（37,896千円）
- ④障害者優先調達推進法に基づく調達方針を策定し、県から障害者就労施設等への調達拡大に向けて環境を整備（30,586千円）
- ⑤雇用契約に基づく就労への移行を進めるため、一般就労した障がい者のフォローアップなどを行うほか、県庁舎における職場実習やホームペルパー研修等を実施（76人）
- ⑥一般就労でも福祉的就労でもなく、一定の社会的支援のもとに、障がいのある人もない人も対等な立場で共に働く場となる「社会的事業所」の創設に向けて、関係機関の調整と支援制度を検討
- ⑦障がい者雇用促進会議等において障がい者雇用支援の新たなしくみの一つとして、ステップアップカフェ（仮称）の整備について検討
- ⑧民間企業における法定雇用率（2.0%）の早期達成をめざすため、「障害者雇用率改善プラン」を発表（平成25年11月19日）、三重労働局と合同で企業を訪問（19企業1自治体：3月末実績）
- ⑨障がい者雇用に実際に取り組んでいる企業等の事例を紹介する「障がい者雇用促進セミナー」を開催（4回、409名参加）
- ⑩障がい者雇用アドバイザーによる事業主への啓発、ジョブサポーターを活用した職場定着支援等を実施、特例子会社に対する補助金を交付、障がい者の就職面接会を開催
- ⑪障がい者が担える農業・農作業の検証及び、農業者・福祉事業関係者への障がい者雇用に関する情報提供や支援体制の整備
- ⑫キャリア教育マネージャー等外部人材を活用した、生徒の可能性や強みを企業に提示する提案型の職場開拓を実施（延べ訪問数8,531件）
- ⑬特別支援学校において、職業に係るコース制を導入する学校を拡大（5校）

- ⑭ビルメンテナンス協会と連携した清掃技能検定（年2回）や、サービス業に係る企業と連携した接客サービスに関するカリキュラムの開発及び接客サービス技能講習会（年2回）を実施
- ⑮障がい者が安心して地域で生活をしていくための相談支援の窓口の整備と自閉症・発達障がい、高次脳機能障がい、重症心身障がいに関する専門性の高い相談事業を実施
- ⑯サービス等利用計画の作成が促進されるよう、圏域の自立支援協議会における助言、計画作成促進のための研修会を開催
- ⑰三重県こども心身発達医療センター（仮称）及び併設する特別支援学校の一体整備について、用地の取得及び建築の基本設計を完了するとともに、建築の実設計並びに建築関連の工事に着手。
- ⑱三重県立小児心療センターあすなろ学園に市町職員を4名受け入れ、市町での取組の核となるみえ発達障がい支援システムアドバイザーを育成、発達障がい児等に対する早期支援のツールである「CLM（Check List in Mie：発達チェックリスト）と個別の指導計画」の保育所等への導入を促進（巡回保育所・幼稚園数：56か所（園））
- ⑲情報引継ぎツールであるパーソナルカルテ*を活用し、発達障がいを含むすべての障がいのある幼児児童生徒への就学前から卒業までの一貫した教育支援体制を推進（パーソナルカルテ推進強化市町として15市町を指定）

平成25年度の成果と残された課題（評価結果）

- ①新たにグループホーム5か所を整備するとともに入所施設の耐震化を進め、障がい者の暮らしと日中活動の場の確保、充実を図りました。グループホームとともに、障がい福祉サービス事業所の整備に対するニーズも高いため、こうした施設整備の促進が必要です。また、県内4か所の福祉型障害児入所施設に入所している加齢児の地域移行は一定程度進みましたが、残された加齢児への対応を検討する必要があります。
- ②「共同受注窓口」の受注は、昨年度の実績を上回る37,896千円となりました。民間企業などへの営業活動を強化し、受発注のマッチングを一層進める必要があります。
- ③調達方針に基づいた県からの障害者就労施設等への発注額は30,586千円となりました。調達方針を見直したうえで、来年度も引き続き、県庁内各所属において調達に努めるとともに、障害者就労施設等の受注体制を強化する必要があります。
- ④障がい者就労支援事業に取り組んだ結果、76人の障がい者の一般就労につながりましたが、より多くの障がい者の就労促進と就労定着を図る必要があります。
- ⑤「社会的事業所」について市町や関係法人に説明を行い、理解を得ることができました。今後は、「社会的事業所」の創業を支援していく必要があります。
- ⑥障がい者雇用の促進について、産業界や労働界、就労支援現場の意見等を取り入れながら、障がい者雇用の課題を解決するための一つの事業として、ステップアップカフェ（仮称）を津市のフレンテみえ内に整備することとしました。今後は、関係者の意見を聞きながら整備を進めるとともに、障がい者雇用に対する県民の理解の場としての仕組みを検討する必要があります。
- ⑦本県の障がい者の実雇用率（1.60%：平成25年6月1日現在）は全国最下位となり、これを早急に改善し、民間企業における法定雇用率（2.0%）の早期達成をめざすため、平成26年6月1日現在の障がい者の実雇用率を1.70%とすることを目標とした「障害者雇用率改善プラン」を平成25年11月19日に三重労働局長と三重県知事の連名で発表しました。このプランに基づき、三重労働局と県等が合同で企業等に働きかけを行い、訪問した企業が真剣に受け止められたことから、今後も三重労働局との緊密な連携、関係機関等との情報共有を図りながら、障がい者雇用の推進に取り組んでいく必要があります。
- ⑧障がい者雇用アドバイザーにおける取組について、企業訪問により求人開拓し、28人分の求人票の

提出と 14 件（平成 26 年 3 月末現在）の就職に結びつきました。また、特例子会社が 2 社（平成 24 年度交付決定 1 社、平成 25 年度交付決定 1 社）設立され、障がい者の働く場の拡大につながったため、引き続き取り組んでいく必要があります。

- ⑨農業分野への障がい者就労の促進に向け、福祉事業所の農業参入の掘り起しなどに取り組み、農業参入した福祉事業所は 29 件（平成 25 年度新規 12 件）、農業分野における障がい者就労人数は 429 名（対前年 166 名増）と大幅に増加したほか、障がい者を雇用した農業経営体も 12 件（平成 25 年度新規 2 件）となりました。また、農業ジョブトレーナーの育成に向けて、農業大学校における公開講座の実施や、カリキュラムの見直しを行いました。引き続き、福祉事業所に対する技術支援や、年間を通じた農作業の確保、農業経営体への意識啓発に取り組む必要があります。
- ⑩生徒の進路希望を実現するため、外部人材であるキャリア教育マネージャー（1 名）及びキャリア教育サポーター（4 名）、職域開発支援員（13 名）を活用した職場開拓を行いました。また、生徒本人の適性と職種のマッチングを図るため、職業適性アセスメントの活用を促進しました。その結果、特別支援学校高等部卒業生の進学及び就労率について、目標である 30% 台を達成し、生徒の進路希望を実現することができました。引き続き、生徒の可能性や強みを企業に提示する提案型の職場開拓を進め、生徒の進路希望を実現する必要があります。
- ⑪相談事業により、障がい者が安心して地域で暮らしていくことを支援しました。今後も引き続き専門性の高い相談事業を実施していく必要があります。
- ⑫サービス等利用計画については、圏域の自立支援協議会や研修会を実施したところ、一部の市町で体制整備が進みました。こうした取組が市町に広がるよう取り組んでいく必要があります。
- ⑬三重県こども心身発達医療センター（仮称）及び併設する特別支援学校の一体整備については、引き続き、建築の実施設計及び建築関連工事を円滑に進めるとともに、運営面の検討を進める必要があります。
- ⑭発達障がい児等に対する早期支援を図るため、引き続き、市町の人材育成の支援を行うとともに、「CLM と個別の指導計画」の保育所等への導入を促進する必要があります。また、小学校において発達障がい児等への支援ニーズが高まる中、就学前後の適切な支援の引き継ぎが重要となっています。
- ⑮発達障がいを含むすべての障がいのある幼児児童生徒への就学前から卒業までの一貫した支援を行うため、情報引継ぎツールであるパーソナルカルテの作成及び活用を推進するパーソナルカルテ推進強化市町として 15 市町を指定し、支援体制の整備を進めました。一方で、パーソナルカルテの作成及び活用が進まない市町もあり、円滑な情報の引継ぎができる支援体制の整備をさらに進める必要があります。

平成 26 年度の改善のポイントと取組方向

- ①障がい者の地域移行を進めるため、グループホームや障がい福祉サービス事業所の整備を進めます。また、加齢児の地域移行の支援状況を確認しながら、今後の障害児入所施設のあり方について検討します。
- ②福祉事業所における工賃等のさらなる向上に向けて、「共同受注窓口」と事業所との連携・協力体制を一層推進するとともに、品質の向上やパッケージの工夫による、より魅力的な商品の開発や新たな販路の開拓など事業所の自主的な取組を促進し、受注拡大を進めます。
- ③障害者就労施設等への発注事例を共有するなど、調達方針に基づいた障害者就労施設等への発注のさらなる推進に取り組めます。
- ④障がい者の経済的自立を支援するため、今後も、就労支援のための職場実習やスキルアップ講座を

開催するほか、生活介護事業所等から一般就労した障がい者のフォローアップを充実するなど障がい者の職場定着のためのサポートの取組を進めます。

- ⑤市町とともに、「社会的事業所」の創業に向けた取組と安定的な運営を支援します。
- ⑥障がい者雇用の推進については、ステップアップカフェ（仮称）を設置し、県民総参加で推進していきます。また、地域人づくり事業を活用し、ステップアップカフェ（仮称）において、一緒に「ものづくり体験」を協働することや福祉事業所等で作られた商品をブラッシュアップし展示販売することなど、取組を進めるうえで必要なプログラムづくりや、障がい者就業・生活支援センター、障がい者就労支援事業所と連携し、ステップアップカフェ（仮称）を活用した実習・訓練ができるカリキュラムづくりなどに取り組みます。
- ⑦民間企業における法定雇用率（2.0%）の早期達成のため、「障害者雇用率改善プラン」に基づき、関係機関の緊密な連携、情報共有を図りながら、目標の達成をめざすとともに、委託訓練等を経て就職した障がい者について、ハローワークと県による事業所訪問等を行い、就職後の定着支援を強化していきます。
- ⑧雇用アドバイザー等による事業主への啓発等については、ターゲットを絞り、より効率的・効果的な求人開拓ができるよう改善を図るとともに、障害者雇用優良事業所の表彰制度において、対象事業所の拡大をするなど優良雇用事例の普及を図ります。
- ⑨農業分野における障がい者就労の促進に向け、「三重県農福連携・障がい者雇用推進チーム」を核に、福祉事業所の農業参入や規模拡大・6次産業化*に向けた支援のほか、農業の知識や技術を有する福祉指導者の確保・育成、「共同受注窓口」と連携した農作業の斡旋、研修会等を通じた農業経営体への意識啓発などに取り組みます。
- ⑩特別支援学校高等部生徒の進路希望を実現するため、キャリア教育マネージャー等の外部人材を活用し、生徒の可能性や強みを企業に提示する提案型の職場開拓を行うとともに、生徒本人の適性と職種のマッチングを図る職業適性アセスメントの活用を促進します。また、企業等と連携した技能検定を実施するなど、関係機関、企業、NPO等と連携した就労支援を行います。
- ⑪特別支援学校高等部生徒の進路希望を実現するため、職業に係るコース制を導入する学校を拡大します。
- ⑫自閉症・発達障がい、高次脳機能障がい、重症心身障がいに関する専門性の高い相談事業を継続するとともに、今後の相談支援体制について検討します。
- ⑬サービス等利用計画の作成が進むよう、市町における体制の整備を促進し、効率的な作成方法について助言するとともに、相談支援専門員の養成を進めます。
- ⑭三重県こども心身発達医療センター（仮称）及び併設する特別支援学校の一体整備について、関係機関と連携を図りながら組織体制及び業務運営についての検討を進めます。
- ⑮発達障がい児等に対する早期支援を図るため、専門人材の育成及び保育所等への「CLMと個別の指導計画」の導入について、市町等との連携を進めます。また、「CLMと個別の指導計画」が小学校に引き継がれ、就学後においても幼児期からの途切れのない支援が継続できるように取り組みます。
- ⑯発達障がいを含むすべての障がいのある幼児児童生徒への就学前から卒業までの一貫した支援を行うため、情報引継ぎツールであるパーソナルカルテの作成・活用を推進するパーソナルカルテ推進強化市町として11市町を指定し、全29市町における活用の拡大を図ります。

緊急課題解決 7

三重の食を拓く「みえフードイノベーション」 ～もうかる農林水産業の展開プロジェクト

【主担当部局：農林水産部】

プロジェクトの目標

三重の食を拓く「みえフードイノベーション*」の創出をとおして、本県の「食」の魅力等を生かした新商品が活発に生まれる環境整備や発信力強化、それを支える農・林・水のものづくり風土の醸成などに取り組むことによって、消費者が求める県産品が増加しています。

評価結果をふまえたプロジェクトの進展度と判断理由

進展度 *	B (ある程度進んだ)	判断理由	プロジェクトの数値目標は目標値を下回りましたが、全ての実践取組における目標値が達成していることから「ある程度進んだ」と判断しました。
----------	----------------	------	--

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

プロジェクトの数値目標

目標項目	23年度	24年度	25年度		26年度	27年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
「みえフードイノベーション」から生まれる新商品等の数（累計）	/	50件	112件	0.98	162件	200件
	-	62件	111件		/	/

目標項目の説明と平成26年度目標値の考え方

目標項目の説明	「みえフードイノベーション」に係る活動等から創出される新たな商品等の数
26年度目標値の考え方	平成25年度目標値に単年度目標の50件を加え、162件としました。

実践取組の目標

実践取組	実践取組の目標	23年度	24年度	25年度		26年度	27年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
1 「発信力・営業力の強化に向けた課題」を解決するために	大都市圏等への販路拡大をめざす事業者の売上げ伸び率	/	101	105	1.00	108	110
		100	104	106		/	/
2 「商品開発力の強化に向けた課題」を解決するために	「みえフードイノベーション」による連携プロジェクト創出数（累計）	/	10件	(達成済)	1.00	(達成済)	25件
		-	29件	37件		/	/
3 「創造力の強化に向けた課題」を解決するために	地域活性化プラン等の策定・実践への支援	/	110 プラン	170 プラン	1.00	230 プラン	290 プラン
		50 プラン	126 プラン	190 プラン		/	/

(単位：百万円)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
予算額等	370	679	693	

平成 25 年度 of 取組概要

- ①首都圏営業拠点「三重テラス」* (平成 25 年 9 月 28 日オープン) において、多目的ホールを活用したイベント (126 件)、ゲストを招いて三重の旬な魅力を語り合う「知事トークライブ」、三重の食材を引き立てるペアリング講座、県内でのフィールドワークを組み入れた多様な講座の開催
- ②「三重テラス」で取り扱う商品を公募および選定、オリジナル商品を開発、県内事業者の開発商品等のブラッシュアップを実施、テストマーケティングによるトライアル支援を実施
- ③「三重テラス」のオープンに向け、「三重テラス」近隣の商業施設等と連携した三重県フェアを開催 (平成 25 年 9 月 28 日～10 月 19 日:オープン記念、平成 26 年 3 月 16 日～3 月 30 日:三重うらら)、日本橋イベント等を活用した P R、情報発信 (18 回) の実施、日本橋地域の三重ゆかりの企業等との連携、三重の応援企業や応援店舗等との連携などによるフェア、イベント、商談会等を開催
- ④首都圏におけるコアな三重ファン * となる「三重の応援団」の拡大に向けての取組を実施、三重の情報発信や営業活動に協力いただける「三重の応援企業」や「三重の応援店舗」のネットワークの拡大に向けた営業活動を展開 (応援団員 802 名、応援企業 23 社、応援店舗 45 店舗)
- ⑤「三重テラス」の活用に向けた県内市町や商工団体等との意見交換および協議を実施 (地域別意見交換会 6 地域×各 4 回実施、訪問による協議を随時実施 (延べ 302 回))、三重県営業本部に関わる庁内の連絡会議である営業本部推進チームの会合および協議を実施 (10 回)
- ⑥関西圏の店舗や企業などのニーズを踏まえた県産食材等のスーパー等への紹介、観光展・物産展への出展、関西圏の商業施設や集客施設等での三重県フェアの開催 (3 回)
- ⑦神宮式年遷宮や日台観光サミットの機会等を最大限生かして、全国の百貨店と協力した「平成おかげ参りプロジェクト」の実施 (15 店舗)、台湾、タイにおける三重県物産展の開催など国内外での県産品の情報発信やブラッシュアップ、販路開拓等の取組強化、輸出に関する事業者のニーズ把握調査の実施
- ⑧「あかね材」を実際に利用し、その利用意義等を P R する「パートナー企業」の選定と支援の実施および公共建築物への利用促進
- ⑨産学官連携による「みえフードイノベーション・プロジェクト *」のさらなる創出の促進および県外からの来訪者を意識した売れる商品づくりや県内農林水産業を牽引していく新商品の開発強化
- ⑩県研究所における「みえフードイノベーション・ネットワーク *」等との連携による研究ニーズの的確な把握や、研究成果に関する評価・活用を行う仕組みの強化、産学官の研究コンソーシアムによる企業・大学等との共同研究などの実施
- ⑪産学官のさまざまな主体の知識や技術等の結集による、消費者のニーズに対応した農畜産商品の開発および農業者等への技術等の移転・普及
- ⑫工業研究所による食品関連企業を対象とした技術支援・技術相談と食品加工トライラボの機器を活用した企業の課題解決型共同研究を実施
- ⑬マダイ、マグロ、ノリ、アサリにおける「みえフードイノベーション・ネットワーク」を活用した新たな商品開発、生産体制の確立・強化、流通販売体制の構築と充実
- ⑭地域の特徴を生かした戦略的なブランド化に向けた支援やマーケティングが実践できる人材の育成の推進
- ⑮付加価値の高い農産物生産等を実践できる、マーケティングスキルの高い農業者の育成に向けた、

農業大学校における研修の実施（4講座開講（延べ41経営体が受講））

- ⑩市町、農協等と連携した「地域活性化プラン *」の策定地域の拡大と継続的な実践支援、ビジネス指向の取組へ専門家を派遣し、取組のスタートアップを促す試作・試行等を支援（H25:33 プラン、累計 93 プラン）
- ⑪「地域水産業・漁村振興計画」の策定支援ならびに計画の実践を通じた「もうかる水産業」をめざす商品化等の取組の加速化や地域の特性に応じた水産業・漁村の活性化の促進
- ⑫農山漁村の豊かな地域資源を生かし、都市との交流等を通じて地域の活性化や就業機会の拡大、所得の向上を図る「いなかビジネス *」の創出と質的向上に向けた、交流アドバイザー派遣などによる活動支援や農村起業を促進するコーディネーターの育成および、さまざまな情報媒体を活用した情報発信の実施

平成 25 年度の成果と残された課題

- ①「三重テラス」において、オープンに向けた多様なPR活動やメディアへの情報提供などを行いました。オープン後は多様なイベントの開催やショップ、レストランの運営、神宮式年遷宮の効果もあり、来館者数は約 27.5 万人に達しました。今後は、来館者増に向けてメディアの特性に応じた情報提供や旬の情報の効果的な発信、2階の多目的ホールと1階のショップ・レストランが連動したイベント展開など、「三重テラス」全体を活用した運営改善等に取り組む必要があります。
- ②「三重テラス」で取り扱う商品として、2,511 商品を選定し、これまでに約 1,500 商品を取り扱いました。また、季節や年中行事などにきめ細かく対応し、常に三重の旬の情報を発信できる店舗づくりに努めました。今後は、生鮮品の取扱いや試食等販売方法の工夫等による販売促進、旬の魅力を訴求する新たな商品の発掘、首都圏の消費者ニーズ等をフィードバックしていく仕組みの構築を進める必要があるとともに、県内事業者の首都圏での販路開拓に向け、流通ルートを増やすなど、商品を首都圏へ供給するための環境づくりを進める必要があります。
- ③日本橋地域の企業、団体、商業施設、日本橋で活躍する個人などとのネットワークづくりを進めてきたことにより、具体的な連携事業を企画できる環境が整いつつあり、「ECOEDO日本橋・ダイナミクスクラブ・ナイトアクアリウム」での三重の地酒を味わう「三重ナイト」の開催や、「江戸桜ルネッサンス&夜桜うたげ」でのPR機会の創出などにつながりました。なお、日本橋再生計画の一環として「三重テラス」周辺に大規模商業施設がオープンするため、今後は、幅広い顧客の獲得に向け、周辺施設や団体等とのさらなる連携に取り組んでいく必要があります。
- ④「三重テラス」の活用や三重の情報発信に協力いただける事業者のネットワークづくりに向け、営業活動や加入促進の取組を行い、三重の応援団や応援企業、応援店舗の登録拡大につなげました。今後は、ネットワークをさらに拡大するため、取組内容を充実していくことが必要です。
- ⑤県内市町や商工団体等との連携強化に向けて、職員をエリア別に担当として配置し、意見交換や訪問活動を進めてきた結果、共同で企画を考えることができる関係の土台づくりができつつあります。今後は、さらに十分な意思疎通ができるよう、「三重テラス」活用イベントの事前・事後のフォローを丁寧に行うなどの取組を続けていく必要があります。また、県庁内の横の連携を図っていく必要があります。
- ⑥関西圏での営業活動の展開として、ネットワークの拡大、市町や観光事業者との連携強化を図ることなどにより、ネットワーク形成が進みました。今後は、兵庫県や京都府などの人的ネットワークの形成など、関西圏全域でのさらなるネットワークづくりや、関西圏のメディアで取り上げられるよう効果的な情報発信に努める必要があります。また、平成 26 年 3 月に策定した関西圏における三重の魅力の効果的な情報発信、観光誘客、「食」の販路拡大につなげる営業展開の基本的な方向性等を示す「関西圏営業戦略 *」に基づき、取組を具現化していく必要があります。

- ⑦県産品の販路拡大と県内への誘客を図るため、神宮式年遷宮を生かした「平成おかげ参りプロジェクト」を平成 25 年 10 月から実施し、全国の老舗百貨店で開催した物産展では、目標を上回る売上げや新規の百貨店の掘り起こしができました。平成 26 年度も引き続き実施し、効果的な情報発信を進めていくことが必要です。
- ⑧日台観光サミットを契機とした台湾での「三重県物産展」を平成 25 年 8～9 月および平成 26 年 3 月に計 2 回実施しました。また、延べ県内 19 事業者、55 商品が出品され、平成 24 年度からの累計で延べ 51 事業者 197 品目、合計約 429 万円の売上があり、平成 24 年度と比較して売上が約 3 割向上しました。また、平成 22 年度から三重南紀みかんの輸出を始めたタイでは、高級スーパーにおいてみかんの他にいちご、柿といった青果物と加工品を販売する物産展を平成 25 年の 11～12 月に初めて開催し、県産品の販路拡大に取り組みました（6 事業者 19 品目、販売実績約 1,065 万円）。これら取組の結果、日本酒や醤油などが定番商品となったほか、現地で売り込みを行った事業者が現地ニーズ等を把握できたことで、現地での営業展開と定番化に向けた足掛かりを築きました。さらに、輸出促進の取組を進めるため、平成 26 年 3 月に三重県農林水産物・食品輸出促進協議会を設置しました。今後は、物産展の開催にとどまらず、さらなる販路開拓に向け、現地バイヤーとの商談会や意見交換の場作りを進めていくことが必要です。加えて、タイにおける青果物の販路拡大のためには、輸送保管方法や販売時期の検討並びに輸出向けの産地の生産体制の整備が必要です。
- ⑨「あかね材」を住宅や商業施設に利用して PR する「パートナー企業」20 社を選定し各社の取組を情報発信するなどの支援をしました。また、市町における「公共建築物等木材利用方針」の策定を働きかけた結果、新たに 11 市町（合計 27 市町）で方針が策定されるなど、公共建築物への利用促進に取り組みました。今後も、「あかね材」のさらなる認知度の向上と新たな販路開拓が必要です。
- ⑩みえフードイノベーションでは、ネットワーク会員数は 302 者となり、平成 24 年度に立ち上げたプロジェクトを引き続き支援するとともに、新たに 8 つのプロジェクトを立ち上げ、みえのソフトクリーム、みえックスキャンディ、鹿肉の調味生肉、みえの調味料等の販売が開始されました。また、新たな連携を促進するため、シンポジウムや素材提案会を開催しました。販売力のある事業者や研究機関等と開発した商品の商品力強化、売れる商品を生み出す研究開発、県内資源の活用検討などを通じて、さらなる連携を促進する必要があります。加えて、6 次産業化ファンドなどと連動したサポート体制や経営アドバイスの取組などにより、企業と連携できる意欲ある生産者の 6 次産業化を支援する必要があります。
- ⑪農業研究所、畜産研究所では、研究コンソーシアム * による活動などを通じ、これまでに、実需者のニーズに対応したトマトを生産するための「専用給液装置」の試作機や伊勢茶活用の「濃厚カテキン茶」の農業者への技術移転、育成した赤米品種を活用した甘酒や腎臓病患者向け低リン米の商品化、肉用牛への飼料米給与技術の畜産事業者への移転につなげることができました。今後も、食品産業事業者や農業者等との連携を強化し、生産現場の課題に応じて計画的に研究を行うとともに、開発した商品や技術については円滑に農業者等へ技術移転していくことが必要です。
- ⑫水産研究所では、アカモク * など低利用資源の学校給食での利用を進め、一部の学校で給食での提供が始まりました。また、塩蔵食品加工業者に対して製造過程における温度管理に関する指導を行い、商品性の向上の取組を支援しました。引き続き、アカモクなど低利用資源の学校給食などでの利用促進、塩蔵食品加工業者の品質管理方法の改善が必要です。
- ⑬工業研究所では、県内の食品関連企業の試作品製造や評価等を支援（41 件）するとともに、3 社と共同研究を進めました。また、津、伊賀地域などにおいて、各地域の企業や関係団体と共同で研究会を開催し、県内企業における新たな商品化の取組を支援しました。この研究会活動の中で、工業研究所がドライフルーツ化に関する特許を取得するとともに、工業研究所と農業研究所による研究

プロジェクト（「ニホンナシの新しいドライフルーツ作製と省力栽培技術の確立」）によって工業研究所の技術を活用した商品開発が促進されました。今後も引き続き、県内の食品関連企業に対して技術的支援を行う必要があります。

- ⑭「みえフードイノベーション・ネットワーク」を活用して、産学官連携によるマダイ、マグロ、ノリ、アサリを対象とした新たな商品開発や商品化に向けた技術開発を進めました。特に水産研究所で作出し、養殖に成功したアサクサノリ*は、平成25年度の入札会で通常のノリの5倍の高値で取引されました。今後、マダイ、マグロにおいては知名度の向上や流通販売体制の充実が、ノリ、アサリにおいては生産の安定化や流通販売体制の構築が課題です。
- ⑮戦略的ブランド化推進事業に関しては、三重ブランド*認定指向を持つ事業者に対し、実施計画に沿った支援を進めています。みえセレクション*については、平成25年8月、平成26年3月に選定を行い、合計35品目を選定しました。フードコミュニケーションプロジェクト*集中研修については、受講者12者を対象に、事業者の商品力・営業力向上に向けた研修を実施しました。引き続き、みえセレクションなどの品目の増加を図るとともに、事業者の商品力・営業力向上に向けた取組が必要です。
- ⑯農業大学校における農業者のマーケティングスキル向上に向けた研修プログラムについては、商談会シートの作成実績が23件、商談会への出展実績が25件となり、実践力向上の成果が見られました。引き続き講座の周知と的確な実施に努めるとともに、研修終了後も、研修効果を高めるための継続的な支援に取り組む必要があります。
- ⑰「地域活性化プラン」については、前年度までの113プランに加え、新たに54プランが策定されました。これまでに策定された167プランで地域営農の維持・発展に向けた取組やビジネス展開に向けた取組が始まっています。引き続き、策定地域のさらなる拡大と、プランの実践により新たに創出された産物や商品の改良、販路開拓など、実践取組のステップアップを支援するとともに、今後は、少子化など地域の社会的課題の解決に向けた新たな取組を促進する必要があります。
- ⑱水産業・漁村振興計画の策定については、鳥羽市答志地区など10地区での計画策定を支援しました。また、平成24年度までに計画を策定した伊勢市今一色地区における黒ノリ加工製品の開発や紀北町三野瀬地区におけるヒロメの試験養殖など7地区の活動経費を補助しました。今後は、各地区でリーダーとなる人材の確保・育成や地域間における活動の情報共有が必要です。
- ⑲「いなかビジネス」に取り組む団体は140団体（H24年度末125団体）に三重の里ファン倶楽部会員数も6,500名（H24年度末5,800名）に増加しました。「いなかビジネス」取組団体の交流人口は前年比3.8%、売上額は前年比5.1%増加しており、地域の活性化につながる成果が見られました。そのほか、これまでに育成した農村起業を促進するコーディネーターが起点となり、日替わりシェフによる農村レストランの开店や、都市部の若者をターゲットとして農業を体験させるビジネスなど新たな発想による農村起業の取組が生まれつつあります。「いなかビジネス」のさらなる取組の拡大に向け、引き続き取組に対する助言や情報提供などの支援を行うとともに、企業等との連携による情報発信やPRイベントの開催などにより、集客力の向上に向けた取組を進める必要があります。また、交流人口の増減に関する要因分析のために実施した交流施設調査や利用者アンケート調査の結果を踏まえ、課題の対応を進めるとともに、集客数が減少している団体・施設に対する重点的な支援に取り組む必要があります。

平成 26 年度の改善のポイントと取組方向

- ①「三重テラス」において、集客力を強化し、リピーター獲得につなげるため、来館者が新しい発見や三重の本物を実感できるよう、ショップ、レストラン、多目的ホールが連動した運営を進め、常に旬な三重の魅力を感じられる拠点づくりに取り組めます。また、「熊野古道世界遺産登録 10 周年」、「遷宮おかげ年」の機会を捉え、旬発力（旬な情報の発信力）の高い活動を効果的に展開し、三重の魅力発信・三重テラスへの集客活動につなげていきます。
- ②「三重テラス」における県内企業・事業者のチャレンジに対する支援を強化するため、県、市町、関係団体、運営事業者が連携して、魅力ある三重ならではの商品や生鮮品、小規模事業者のまだ知られていない逸品など、商品等の発掘と出品に向けた支援に取り組むとともに、出品前段階から店頭販売までの一連の取組の中でのフォローアップを通して、商品のブラッシュアップにつなげます。また、首都圏への県商品の供給体制が弱いなどの課題等について、具体的な解決方法を検討・整理し、「三重テラス」における県内事業者を支援するトライアル機能の強化につなげていきます。
- ③「三重テラス」周辺施設や団体等との連携については、連携によるメリットを活かせるよう、島根県や奈良県との連携したイベントの開催等、「三重テラス」での企画づくりに取り組んでいくとともに、平成 26 年 4 月に日本橋にオープンした福島県の情報発信拠点とも連携した多様な取組を進めていきます。
- ④首都圏におけるネットワークの拡大と連携を進めるため、三重県出身者、三重県関係企業、日本橋地域の勤務者・居住者・来訪者をメインターゲットとして、三重の応援団・応援企業・応援店舗等への加入促進など、ネットワークづくりに取り組み、コアなファン層の拡大をめざします。また、三重テラス 2 階の効果的なイベントの企画や日本橋周辺地域のイベント等とのタイアップ企画など、ネットワークの強みを活かした企画を展開します。
- ⑤県内の市町や商工団体等関係団体等が、「三重テラス」を有効に活用できるよう、「三重テラス」での企画立案、告知等連携を密にして、効果的な催しの開催を支援します。また、三重県営業本部*の推進体制を十分活用しつつ、営業本部員会議と営業本部推進チーム会議の開催を通じて、情報共有を図り、横の連携を強化していきます。
- ⑥「関西圏営業戦略」に基づき、効果的な営業活動を展開するため、関西圏での効果的な情報発信により、一般消費者、マスコミ等に三重の魅力を訴求し、三重への観光誘客の増加や「食」の販路拡大につなげていきます。また、営業活動の展開基盤となる多様なネットワークの充実・強化に向け、経済界（関西経済連合会など）、マスコミ、旅行会社、小売・流通関係者、三重ゆかりの店舗、三重の応援団、県人会、高校同窓会の会員等との「顔の見える」関係を構築するとともに、市町、商工団体、事業者、広域的な組織等との連携を強化していきます。
- ⑦「平成おかげ参りプロジェクト」では、県産品の販路拡大と県内への誘客につながるよう全国 5 店舗の百貨店で物産展を開催するとともに、平成 26 年秋には、おかげ参りの終着地の伊勢市内で、これまでプロジェクトを実施してきた都道府県の物産を販売する最終イベントを開催します。
- ⑧台湾、タイでの三重県物産展の成果や課題並びに輸出状況調査結果から明らかとなった県内事業者が抱える課題を踏まえ、三重県農林水産物・食品輸出促進協議会において、東アジア、アセアンを中心に物産展を開催し商品の定番化をめざすとともに、国際見本市への出展やバイヤー招へいを通じた商談機会の提供、青果物の輸送保管方法等の検討などにより輸出拡大を図っていきます。
- ⑨「あかね材」のさらなる認知度向上と利用拡大を図るため、住宅や商業施設に「あかね材」を利用する「パートナー企業」の PR 活動についてショッピングセンター等の商業施設に重点を置いて支援するとともに、県内外の工務店等に対して「あかね材」の利用を働きかけます。また、「あかね材」の公共建築物への利用促進のため、残り 2 市町について「公共建築物等木材利用方針」の策定を働き

かけます。

- ⑩「みえ“食発・地域イノベーション”創造拠点*」の機器を活用して、県内企業の商品開発や企業が持つ課題の解決につながるよう引き続き支援するとともに、研究プロジェクトのコーディネート等に取り組みます。
- ⑪引き続き、みえフードイノベーション・ネットワーク会員の拡大を図るとともに、事業者連携によるプロジェクトのさらなる創設と的確な進行管理に加え、生産者や事業者だけでは取組が困難な新品种の育成・改良、生産性向上技術の開発など農林水産各研究所が主体となるプロジェクトや、マダイ、マグロ、ノリ（アサクサノリを含む）、アサリなどの生産流通体制の確立・強化、販売戦略の検討など産地と連携したプロジェクトを推進します。また、バイヤー等の県内招へいや大都市圏での試験販売等による開発商品の商品力強化、さらには、三重県6次産業化サポートセンターによる支援、国交付金・6次産業化ファンドなどの活用による伊勢たくあん製造業者と連携した御菌大根の生産拡大や、県内若手農業者による、みえ次世代ファーマーズ「ミエル」、県内水産物の新たな流通に取り組む「みえ水産くらぶ」などの意欲ある生産者等の6次産業化支援などに総合的に取り組むことで、県内農林水産業を牽引する新たな商品やサービスを創出します。
- ⑫戦略的ブランド化推進事業では、平成25年度に支援対象となった事業者を優先して必要な支援を行います。また、みえセレクションの選定に引き続き取り組むとともに三重テラス等と連携して情報発信に取り組んでいきます。フードコミュニケーションプロジェクトでは、研修会の開催等事業者の商品力・営業力の向上に向けた支援を行います。
- ⑬農業大学校が行うマーケティングスキル向上に向けた研修プログラムについては、新たな受講者の確保に向け、講座を開催する各地域のニーズに応じて、開催時期や方法、内容などを見直していきます。また、講座修了者に対する研修後のフォローアップとして、地域農業改良普及センターによる、商工会等と連携した地域マッチング交流会の開催や助言、各種商談会情報の提供などに取り組みます。
- ⑭地域活性化プランについては、市町・JA等と連携し、農業者等の意欲醸成を図りつつ、策定地域の拡大と継続的な実践支援に計画的に取り組めます。また、販路開拓等へ向けて、みえフードイノベーション・ネットワークや展示・商談会等への参加促進や6次産業化事業等への誘導などビジネス展開に向けた意欲醸成を進めるとともに、新たに創出された商品等の高付加価値化をめざして、食品関連事業者等異業種からの提案に対応できる産地づくり等を支援します。
- ⑮平成25年度までに策定済みの23地区における水産業・漁村振興計画の実践を支援するとともに、紀北町紀伊長島地区等新たに10地区での計画策定を促進していきます。また、地域リーダーの育成を通じて地域が主体となった推進体制の構築や、実践成果の共有を図るための発表会の開催などの活動を促進します。併せて、鳥羽市や志摩市の海女漁業を核とした活性化の取組など、漁村地域が所得向上のための取組を定めた「浜の活力再生プラン」の策定を推進することで、漁業者の所得向上に係る取組の実践に繋げていきます。
- ⑯「いなかビジネス」の取組拡大と顧客の獲得およびリピート率向上に向け、専門家派遣やコーディネーター養成講座開催などによる人材育成や、継続的な情報発信などに取り組むとともに、平成25年度の施設調査結果（要因分析）や利用者アンケート調査結果を踏まえ、より効果的な情報発信やサービス改善につなげていきます。具体的には、集客力の向上に向け、体系的な選択専門研修（サービス開発、トレンドセミナー、おもてなし向上、SNS*活用講座など）を開催し、取組団体の商品開発や情報発信などのスキル向上を支援します。また、被災地支援の一環として、引き続き、岩手県久慈市と県内のいなかビジネス取組地域との相互交流に取り組めます。

緊急課題解決 8

日本をリードする「メイド・イン・三重」 ～ものづくり推進プロジェクト

【主担当部局：雇用経済部】

プロジェクトの目標

- ・ 県内産業の空洞化懸念を払拭し、三重のものづくり産業が、「メイド・イン・三重」として日本をリードし、世界に打っていくことで、産業が活発で県内外から投資が呼び込める環境が整備されています。
- ・ 三重のものづくり産業の強じんな基盤づくりや国内外からの企業誘致を進め、働きがいあふれる雇用の場が増加しています。

評価結果を踏まえたプロジェクトの進展度と判断理由

進展度 *	B (ある程度進んだ)	判断理由	プロジェクトの数値目標は未確定（現在集計中）であることと、実践取組のうち、目標をわずかに達成できなかったものがありますが、概ね目標は達成したことから、「ある程度進んだ」と判断しました。
----------	----------------	------	--

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

プロジェクトの数値目標

目標項目	23 年度	24 年度	25 年度		26 年度	27 年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
操業しやすいと感じる企業の割合の伸び率	/	110	130	0.98	140	150
	100	115	127		/	/

目標項目の説明と平成 26 年度目標値の考え方

目標項目の説明	三重県が国内で操業しやすい環境が整備されていると感じる企業の割合の平成 23 年度を 100 とした場合の伸び率
26 年度目標値の考え方	平成 24 年度の実績値及び平成 25 年度の目標値を踏まえ、平成 27 年度目標値の達成を見据えた伸び率の目標値を設定しました。

実践取組の目標

実践取組	年次計画のうち 主なもの	23 年度	24 年度	25 年度		26 年度	27 年度
		目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
1 「立地環境の魅力低下」を解決するために	外資系企業の誘致	/	1 件	1 件	1.00	1 件	1 件
		1 件	0 件	3 件		/	/
2 「海外展開の障害となる課題」を解決するために	海外展開による取引先の拡大	/	4 年間で 40 社以上が取引を拡大				
		—					
3 「ものづくり中小企業の課題」を解決するために	世界に誇れるものづくり中小企業の創出	/	30 社	30 社	0.97	30 社	30 社
		—	32 社	29 社		/	/

(単位：百万円)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
予算額等	2,476	94	181	

平成 25 年度 of 取組概要

- ①企業誘致の推進について、研究者などの「人材」を誘致、新たな企業投資促進制度である「マイレージ制度」*を導入し、成長産業の誘致、マザー工場化*につながる設備投資を支援（誘致件数 91 件）
- ②多くの企業本社が立地する首都圏・関西圏を中心に集中的な企業誘致を実施、県内企業等の投資活動を支援（首都圏での県内に立地する企業との小規模な懇談会 4 回開催）
- ③金融機関等と連携した投資セミナーを開催（平成 26 年 3 月 12 日大阪市内で開催、参加者約 150 人）
- ④市町等が行うセミナーに延べ 9 回参画するなど、関係機関等とも連携しながら、本県の操業環境の魅力などについて P R を実施
- ⑤欧米等先進国の技術力の高い企業をターゲットとした海外ミッションの実施（8 月：米国）や、外資系企業を対象とした投資促進セミナー開催による県内操業環境情報を発信（11 月：三重テラス*で開催、約 60 名の外資系企業、大使館関係者参加）
- ⑥国際競争力のある外資系企業の誘致に向け、外国商工会議所やグレーター・ナゴヤ・イニシアティブ協議会（G N I）*等の事業への参加や、大使館など在外外国公館や関係機関等とのネットワークを活用したうえでの外資系企業の動向に関する情報交換を実施
- ⑦県内の航空機関連企業による設備投資等を促進するため、国に対して国際戦略総合特区の申請を行い、平成 25 年 10 月に県内企業 7 社の工場が特区に指定
- ⑧海外ミッションにおいて世界有数の航空機製造企業を訪問し三重の立地環境について P R するなど、航空機産業を成長分野の一つととらえ誘致活動を展開
- ⑨県内中小企業等の海外展開を促進するため、日本貿易振興機構（ジェトロ）等専門機関との連携による個々の企業ニーズに応じた販路開拓の支援、海外市場動向・制度に関する情報の収集・提供等のサービスを実施
- ⑩日本貿易振興機構（ジェトロ）の支援メニューを活用し、台湾との産業連携の手法に関する研究会を立ち上げ（5 月）、台湾企業とのマッチング手法を研究
- ⑪ブラジルミッション（8 月実施）では、大学を含む行政団、経済団、民間団の 3 団からなる総勢 66 名の「オール三重」でミッション団を構成してサンパウロ州を訪問し、県内各界が連携して三重県の総合的なプロモーションを実施
- ⑫三重県海外ビジネスサポートデスクにおいて、セミナー開催等による海外展開に関する情報提供、個別相談会の実施、海外現地における商談機会を提供（相談実績：中国ビジネスサポートデスク 222 社・233 件、アセアンビジネスサポートデスク 90 社・131 件）
- ⑬県内環境関連企業等の技術・製品等の海外展開を図るため、公益財団法人国際環境技術移転センター（I C E T T）において、マレーシアへの環境関連企業の展開可能性調査や、アセアンビジネスサポートデスクと連携協力して、ビジネスマッチングを実施
- ⑭県内企業がタイへの海外展開に取り組みやすくするために、タイ投資委員会（B O I）と MOU を締結（11 月）
- ⑮川下企業*、中小企業双方のニーズを把握し、川下企業の製造拠点又は研究開発拠点で、県内もの

- づくり中小企業の技術等を紹介する出前商談会等を開催し、県内中小企業の販路拡大の機会を創出
- ⑩工業研究所が中心となり商談会等で明らかになった技術課題等について支援を行い、県内中小企業の技術力の向上を促進
 - ⑪自動車の軽量化に係る研究会活動を通じて、新たな取組にチャレンジする県内ものづくり企業を支援
 - ⑫県内中小企業の課題を解決し、商品開発につなげていくため、県研究機関と産業支援機関が連携し、ものづくり技術基盤の開発、新たな市場開拓につながる改良開発型の技術開発に加え、ニーズの高い中小企業の予備的な研究としての「可能性試験」の3段階で企業の段階・業態に応じて支援
 - ⑬中小企業が出願する特許等の取得活動に係る資金を補助するとともに、県公設試験研究所等が取得した特許権等を活用することで中小企業等の技術高度化や新商品開発を支援
 - ⑭中小企業連携体の自立化に向けた活動支援のため、市町の支援機関との一層の連携を図るとともに、県内中小企業による地域を超えた交流に取り組んでいる全国的な中小企業連携体との連携を促進
 - ⑮三重県と北海道のそれぞれの産業の強みを生かした連携を進めるとともに、「ものづくりテクノロジーフェア 2013（札幌市）」及び「第11回リーディング産業展みえ（四日市市）」へ出展し、商品開発などの連携事例を紹介するとともに、参画メンバーの交流を促進
 - ⑯前年度実施した全国アンケート調査結果をもとに他府県へのベンチマーキング及び有識者へのヒアリングを行い、いかに表彰制度の価値を生み出し、表彰者等の販路開拓に繋げるかを検討し、制度設計を検討
 - ⑰県内中小企業の経営の安定を図るため、引き続きセーフティネット資金を実施するとともに、みえ産業振興戦略*の推進に向けた、中小企業の取り組みを支援するため、みえ産業振興戦略関連資金等を創設し、中小企業における金融の円滑化を促進
 - ⑱地域資源を活用した取組について、ファンド活用による県内事業者の取組を支援するとともに、採択された中小企業者等に対するフォローアップ活動などを実施（35件の取組支援）
 - ⑲伝統産業・地場産業事業者や地域資源活用事業者の商品開発、販路開拓への支援を行うため、首都圏や県内外で活躍するデザイナー、クリエイター等とのマッチングを通じた商品開発（12件）や販路開拓の具体的な仕組みづくりや、県内の集客拠点におけるテスト販売機会の創出を通じた商品のブラッシュアップを支援
 - ⑳伝統工芸に携わる技術者の人材育成や後継者育成につながる勉強会等を実施
 - ㉑「三重県中小企業・小規模企業振興条例」の制定に向けて、中小企業関係者や有識者などによる検討会議（7～1月）を設置、県民の意見を聴くためのパブリックコメントを実施（11～12月）、現場の声を聴くための各商工会及び商工会議所単位での意見交換を実施（12月）

平成25年度の成果と残された課題（評価結果）

- ①県内での投資を促進するため、成長産業における投資やマザー工場化の促進、外資系企業の誘致、サービス産業の立地促進などを柱とする企業投資促進制度を活用し誘致活動を展開するとともに、通常の企業訪問に加え、成長が見込まれる分野をターゲットに、多くの企業本社が立地する首都圏・関西圏を中心に集中企業訪問を行いました。これらの取組の結果、誘致件数は91件と増加したものの、施策（321）の目標である投資額（累計）については、目標の8割程度の達成率となりました。今後は、関係機関等と連携した投資制度のPRの強化、県内事業所の操業環境の整備・向上に向けてのニーズの把握、さらに「事業改善に向けた有識者懇話会」の意見を踏まえた新たな誘致手法の検討などに取り組む必要があります。
- ②金融機関等と連携した投資セミナーの開催や、市町等が行うセミナーへの参画など、関係機関等と

連携しながら本県の操業環境の魅力をPRしました。また、首都圏での県内立地企業との懇談会では、企業の投資動向の把握や操業環境に関する意見交換を行い、県内での再投資の働きかけや、操業の継続・拡大などに向けた課題の把握に努めてきました。このように、企業及び関係機関の協力も得ながら操業環境の改善に取り組み、四日市市内の半導体工場新棟建設においては、高圧ガス等に関する規制の合理化等が進み、コスト削減に大きく寄与しました。今後、特に県南部地域においては、製造業のほか地域の優れた資源を活用する企業等の誘致に向け、継続して取り組み、地域の活性化にもつなげていく必要があります。

- ③外資系企業の誘致について、「三重テラス」での投資セミナーの開催、GNIが主催する、CFKバレーやフラウンホーファー等の研究機関等が参加した次世代産業高度化セミナーへの参加、大使館や米国商工会議所の訪問等さらなるネットワーク構築に向け積極的に取り組みました。こうした取組により、6月に日本マイクロサム（海外の高機能断熱材メーカーの日本法人）が、生産規模の拡大に伴う津市内への工場移転と併せて本社機能を東京から津市に移転しました。また、8月の知事ミッションによる米国訪問においては、グローバル企業を対象にトップセールスを行い、11月にサンディスク（フラッシュメモリー開発・製造・販売メーカー）が四日市市内に単独で「イノベーションセンター」を開設することが決定しました。今後は、GNIをはじめこれらの活動を通して外資系企業の誘致活動を展開するとともに、欧米などの先進国と連携した研究開発や商品づくりなどにも取り組み、県内へのさらなる投資を呼び込んでいく必要があります。
- ④平成26年2月に三菱重工業株式会社において、MRJ*量産拠点の一つに松阪工場が選定され、今後、航空部品製造に係る産業クラスターの展開が計画されています。また、航空機関連産業については、MRJ量産拠点の一つに松阪工場が選定されたことを絶好の機会と捉え、県内中小企業の航空関連分野への参入に向けた技術の高度化などを進めるとともに、関連企業に対する積極的な誘致活動を展開し、県内における航空機産業の集積につなげていく必要があります。
- ⑤県内中小企業等の海外展開について、平成25年9月、三重県の強みを発揮できる分野及び国・地域に対し、限られた資源の中で、重点的かつ集中的に国際展開を行うため、三重県が取り組むべき方向性を定めた「みえ国際展開に関する基本方針」*を策定しました。今後は、同方針を具体的に推進していくため、これまで本県と連携して海外展開に取り組んできた企業だけでなく、国際展開に関心のある幅広い県内企業等が参画し、官民一体の体制で推進する仕組みが必要です。
- ⑥三重県海外ビジネスサポートデスクについて、県内中小企業における中国、アセアンへの事業展開を支援するためのワンストップ窓口として効果的な現地サポートを実施してきました。今後は、サポートデスクだけでは対応することが困難な専門的課題に対しては、「中小企業等の海外展開支援に係る業務協力に関する覚書」を締結したジェットロ等と連携して県内企業の課題解決支援に取り組む必要があります。特に、中国デスクにおいては、税制面や商標の問題など進出企業に対するきめ細かな支援を行う必要があります。アセアンデスクにおいては、タイ以外の周辺諸国におけるサポート機能を充実していく必要があります。
- ⑦県内環境関連企業等の技術・製品等の海外展開を図るため、アセアンビジネスサポートデスクがICETTと連携し、タイ・バンコクで開催された東南アジア最大級の金属加工・工作機械の国際見本市「メタレックス2013」の会場において、ビジネスマッチングを支援しました。今後は、ICETTに委託したマレーシアへの展開可能性調査の結果を生かして、同国をはじめアセアン地域への県内環境関連企業等の海外展開の支援を行うとともに、支援モデルを検討することが必要です。
- ⑧出前商談会等を11回開催し、県内企業が延べ265社参加しました。合計341件の新たな取引に向けた「きっかけ」が生まれ、12件の取引が成立しています。一方で、商談が進んでいない案件や取引成約に至らなかった案件もあることから、その理由の把握・整理、技術的課題等の解決に向けた試

験・評価及び共同研究等の技術的支援を進めていく必要があります。また、自動車の軽量化にかかる研究会活動を通じて、新たな取組にチャレンジする県内企業が出ており、今後は、こうした活動をより幅広い基盤技術分野で展開し、県内企業を支援する必要があります。

- ⑨メイド・イン・三重ものづくり補助金事業は、採択された事業が効果的に実施されるよう関係機関と連携して行っていくため、「町の技術医」としての工業研究所が、産業界や大学・研究機関などの「連携窓口」としての機能を担っていくことが求められています。また、国の平成25年度補正予算において創設された、「中小企業・小規模事業者ものづくり・商業・サービス革新事業」は、これまでより多くの中小企業・小規模企業の方が対象となったので、この制度を有効に活用し、両事業ともに、採択されなかった事業者のフォローアップについても行う必要があります。
- ⑩中小企業等による特許等の出願支援については、12件（国内9件、外国3件）の出願補助金を交付し、特許権等の取得の支援を行いました。また、県公設試験研究所等においては5件（工業研究所1件、農業研究所2件、林業研究所1件、松阪農林事務所1件）の特許出願を行い、特許出願中であつた14件のうち、9件（うち1件は外国特許を含む）の特許権を取得しました。引き続き、県内事業者の特許戦略への支援や特許権等の有効活用を図っていく必要があります。
- ⑪優れた技術等を有する県内の中小企業が連携し、取引拡大、技術力向上、新分野進出等につなげていく中小企業連携体の取組を支援しました（3者）が、共通する課題として、補助金終了後を見据え組織体制のさらなる整備と受注拡大への取組を促し、活動の自立化や継続化を図る必要があります。また、国の中小企業連携体支援事業の活用も図っていく必要があります。
- ⑫北海道との産業連携について、本県の企業が北海道産牛乳を使用したプリンなどの商品化や、北海道の企業が三重のものづくり技術を活用し高品質なたね油の製造・販売を行うなど具体的な取組も出てきています。今後、連携した地域ラウンドの拡大や新たな販路開拓などにも取り組む必要があります。
- ⑬国や本県で実施している顕彰事業の県内受賞企業については、ものづくり及びサービス分野においては、特に大企業及び規模の大きい中小企業が多くを占める状況にあります。このため、小規模企業を主に対象とした顕彰制度の検討を進めました。今後、県内ものづくり企業について、より広く、効果的にPRするための取組を検討する必要があります。
- ⑭中小企業金融の円滑化の促進について、三重県信用保証協会への保証料補助と金融機関への利子補給による低利融資によって、融資を受ける中小企業者の負担を軽減するとともに、資金供給の円滑化により中小企業者の経営基盤の強化を図りました。今後、三重県中小企業融資制度による資金供給をより効果的なものとするため、商工会議所、商工会、金融機関および信用保証協会との連携を促進し、事業計画の作成から融資判断、融資後のフォローまで経営支援の充実を図ることが必要です。また、三重県中小企業・小規模企業振興条例やみえ産業振興戦略の具現化につながる中小企業の前向きな事業活動への資金供給が円滑化されるよう支援する必要があります。
- ⑮「地域コミュニティ応援ファンド」「農商工連携推進ファンド」の活用により、地域資源を活用した新商品開発や販路開拓等35件の取組に対して支援を行いました。今後も、国、県の様々な支援制度の情報提供やフォローアップ等の取組を行っていくとともに、地域資源を生かした新たな取組として、クール・ジャパンとして海外に高く評価されている「食」に着目し、県内事業者の食分野への参入を促進していくことが必要です。
- ⑯県内の伝統産業、地場産業の振興について、現在のライフスタイルに対応した新たな取組を進めるため、首都圏、中部圏のデザイナー等とのネットワークづくり等を進めた結果、萬古焼や伊賀くみひも等において、12件の新商品づくりに結びつき、「三重テラス」等で成果発表会を開催しました。また、地域資源を活用した商品を掘り起こし、県内集客拠点等を活用したテスト販売やブラッシュ

アップを行う取組を進め、ネクソコ中日本との連携により4種類のパッケージ商品等の開発を行うとともに、県内サービスエリア等での新商品のテスト販売の取組を行いました。今後、これらの商品の新たな販路の開拓や、海外等も視野に入れたテストマーケティングを行っていく必要があります。

- ⑩伝統産業や地場産業事業者の人材育成について、「伝統産業・地場産業新たな魅力創出事業費補助金」を活用して、萬古焼の後継者育成の取組を支援するとともに、県内各地で事業者の情報交換やネットワークづくりにつながる勉強会を開催しました。今後も、デザイナーとの連携を通じた商品開発や販路開拓を促進する取組と一体的に、事業者が自らの取組をブラッシュアップする勉強会などを実施し、人材育成等を支援していく必要があります。
- ⑪「三重県中小企業・小規模企業振興条例」については、平成26年3月19日に県議会において可決されました（同年4月1日施行）。今後は、条例に基づく中小企業・小規模企業の振興について、地域において具体的かつ計画的に取り組むことが必要です。

平成26年度の改善のポイントと取組方向

- ①県内投資の促進に向け、企業の幅広いニーズにワンストップサービスで迅速に応えるとともに、25年度から運用している新たな企業投資促進制度の活用や規制の合理化取組などを進めます。特に、成長が見込まれる分野の企業への集中訪問や金融機関、市町等との連携によるセミナーを実施するなど、首都圏・関西圏を中心にターゲットを絞りながら、効果的な誘致活動を展開し、県内の工場の機能診断や産業別の立地特性に関する調査研究を行いながら新たな誘致手法を検討していきます。また、操業環境に関する県内事業所の生の声を聞く懇談会を地域ごとに開催し、操業環境の一層の整備・向上につなげていきます。
- ②本県の操業環境の魅力などの周知について、本県の魅力ある観光資源や豊富な食材を生かして、地域経済への波及効果の高いサービス産業の立地を進めます。そのため、引き続き情報収集を行いながら関係機関や地域の様々な取組と連携し、サービス産業に関連する企業等に対する誘致活動を進め、市町とも十分な連携を行いながら操業し易い環境を整えるなど丁寧な取組を行っていきます。
- ③外資系企業の誘致について、競争力のある企業を誘致するため、欧米等の先進国における研究機関や地域との連携を強め、そのネットワークを活かした効果的な誘致活動を進めるとともに、本県の高度部材産業群などの強みを生かした産業連携を模索します。その際、海外の展示会への参加など、本県単独では取り組みにくい事業は、GNIの機能を十分に活用しながら進めていきます。さらに、国内に既に立地済みの企業の県内立地を進めるため、首都圏での投資促進セミナー等の開催など積極的なPRにも取り組みます。
- ④県内企業の航空関連分野への参入や取引拡大が図れるよう技術の高度化への支援や商談会の開催などの取組を進めるとともに、新しい投資促進制度や国の国際戦略総合特区制度を活用し、外資系も含めて航空関連企業の誘致を進めていきます。また、特区の指定区域の追加申請を行うほか、特区制度や地域推進協議会のネットワーク等を活用して、航空機関連の設備投資を促進していきます。
- ⑤産学官と金融機関、関心のある企業が参画する「三重県企業国際展開推進協議会」を設立し、県内企業の課題やニーズを把握するとともに、支援機関が連携して、幅広い分野での中小企業・小規模企業の海外展開を支援していきます。また、既存の観光誘客、農林水産品の輸出促進、ライフインベションにかかる海外展開の協議会を含めた4つの協議会の情報共有や中期戦略の協議等を行う「みえ国際展開推進連合協議会」（仮称）を設立します。
- ⑥三重県海外ビジネスサポートデスクについて、企業団体等と連携したPRに取り組み、県内企業の活用頻度の向上を図るとともに、相談企業ごとに記録し、方策を整理しながら対応します。また、

「三重県企業国際展開推進協議会」の取組に対し、海外現地機関等との仲介機能を果たします。さらに、中国デスクにおいては、税制面や商標など専門的課題を、ジェトロをはじめ専門的機関と連携して解決していくとともに、アセアンデスクにおいては、タイ以外のアセアン諸国への対応について、ジェトロ等の外部機関との連携や関係諸国の駐日在外公館等とのネットワークを強化して、支援を充実していきます。

- ⑦県内企業が強みを有する環境関連技術について、ICE T Tによるネットワークを活用するとともに、中部経済産業局とも連携して海外展開を支援していきます。
- ⑧出前商談会等について、多様な産業分野の川下企業のニーズ、及び県内中小企業等の技術・製品情報について収集・整理をすることにより、川下企業のニーズの開発要素、緊急性、地域性等に応じて、出前商談会の形式を検討し、効果的にマッチングする仕組を構築していきます。また、県内中小企業等に共通する基盤技術に関する研究会を開催し、新たな取組にチャレンジする県内中小企業等の掘り起しを行うとともに、企業の生産現場における課題解決支援を行います。
- ⑨県内中小企業・小規模企業が取り組む研究開発や商品開発により付加価値を高め、販路開拓にまでつなげていくために、メイド・イン・三重ものづくり補助金事業や国の「中小企業・小規模事業者ものづくり・商業・サービス革新事業補助金」により支援します。また、補助金等の採択がされなかった事業者に対して、採択に至らなかった原因をともに考え、課題を把握し、次回の補助金獲得につながるよう支援するとともに、技術的なアドバイスを行うことで、計画内容のブラッシュアップを支援し、必要に応じて職員が現場に出向いて課題解決のための共同研究の提案を行うなど、事業者の意欲を引き出すよう取り組んでいきます。
- ⑩中小企業等による特許等の出願について、出願補助金を交付することによって、県内中小企業の特許出願をさらに促進します。また、県公設試験研究所等における研究成果を新たに知的財産として権利化（出願・審査請求等）し、継続して権利の維持を行うことで、県内企業関係者等が県保有知的財産を有効活用できる環境の整備に努めます。
- ⑪中小企業のグループ化・ネットワーク化は中小企業単独では困難な販路開拓・拡大、技術力向上や新分野展開等に有効であることから、平成26年度も引き続き、県内中小企業の連携体の組成、育成を支援し、系列関係にない、様々な強みを持つ複数の中小企業が取り組む、「成長産業」や「海外展開」への取組を促進していきます。
- ⑫北海道との産業連携について、十勝ラウンドの取組を検証し、参画メンバーや他の地域ラウンドへの拡大、新たな販路の開拓などについて北海道庁とも連携し取組を進めていきます。
- ⑬優れたものづくり技術やサービスの高付加価値化などを実現している小規模企業をはじめとした中小企業・小規模企業等の魅力を周知するための顕彰制度「みえ産業企業選（仮称）」の検討を進めます。
- ⑭中小企業に対する資金供給の円滑化の促進について、商工会議所、商工会及び金融機関等の支援機関と連携して、「三重県版経営向上計画」の認定を受けた中小企業・小規模企業や新規開業者の支援等、企業の事業活動に必要な資金が円滑に供給されるよう金融支援制度の充実を図ります。
- ⑮地域資源を活用した新商品開発や、商品の改良、販路開拓等の取組を支援していくため、「地域コミュニティ応援ファンド」や「農商工連携推進ファンド」については申請様式等を簡略化し活用を促進するとともに、国の各種支援制度の活用を図ります。また、地域資源を生かした新たな取組として、「和食」のユネスコ無形文化遺産登録で、世界から日本の食文化に関心が寄せられているなか、本県の食の産業振興につなげるため、「食のサミット」を開催し、県内事業者の販路拡大と幅広い食関連事業者のプラットフォーム構築を目指します。さらに、平成27年度に開催される「ミラノ国際博覧会」について、出展の有効性を検証するため、事業化可能性調査を行います。

- ⑩伝統産業・地場産業が、国内、海外の消費者やユーザーに価値を提供する「感性価値創造型産業」へと展開していくために、これまでの取組を通じて構築してきたデザイナー等とのネットワークを強化して新商品開発を促進し、「三重テラス」等との連携を通じたテストマーケティングにより、販路開拓等の取組を支援していきます。
- ⑪伝統工芸等に携わる技術者の人材育成等につなげていくため、事業者の取組をブラッシュアップする勉強会の開催や、展示会等の開催を支援していきます。
- ⑫「三重県中小企業・小規模企業振興条例」の理念に基づき、県が先頭に立って取組み、中小企業・小規模企業の経営の安定及び向上、新たな価値の創造や挑戦を促進していきます。具体的には、三重県版経営向上計画の認定、人材の育成、資金供給の円滑化、創業及び事業承継、海外展開など、中小企業・小規模企業の特성에応じた支援を行っていきます。また、地域ごとに中小企業・小規模企業振興を推進するため、「みえ中小企業・小規模企業振興推進協議会」を県内5ブロックに設置し、三重県産業支援センター、市町、商工会、商工会議所等といった関係機関と地域での支援策を十分協議・検討しながら、その取組を進めていきます。

【主担当部局：農林水産部】

プロジェクトの目標

- ・集落ぐるみによる野生鳥獣の追い払いや侵入防止柵の整備等を行う「被害対策」と、有害鳥獣等の適正な駆除や野生鳥獣が生息しやすい森林整備等を行う「生息管理」に取り組み、「獣害につよい三重」づくりが進んでいます。
- ・「被害対策」と「生息管理」への的確な取組とあわせ、未利用資源活用の観点での「獣肉利用」を連係させて進めることにより、本県の野生鳥獣による農林水産被害が減少しています。

評価結果を踏まえたプロジェクトの進展度と判断理由

進展度 *	B (ある程度進んだ)	判断理由	プロジェクトの数値目標は目標値を下回りましたが、農林水産被害金額やニホンジカの捕獲頭数が前年度から改善されたことから、「ある程度進んだ」と判断しました。
----------	----------------	------	--

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

プロジェクトの数値目標

目標項目	23年度	24年度	25年度		26年度	27年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
野生鳥獣による農林水産被害金額	/	728 百万円 以下 (23 年度)	698 百万円 以下 (24 年度)	0.99	660 百万円 以下 (25 年度)	600 百万円 以下 (26 年度)
	751 百万円 (22 年度)	821 百万円 (23 年度)	701 百万円 (24 年度)		/	/

目標項目の説明と平成 26 年度目標値の考え方

目標項目の説明	サル、ニホンジカ、イノシシ、カモシカ、カワウ等による農林水産業の被害金額
26 年度目標値の考え方	平成 27 年度目標値の達成に向け、段階的に被害を減少させることをめざして設定しました。

実践取組の目標

実践取組	実践取組の目標	23年度	24年度	25年度		26年度	27年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
1 「野生鳥獣による農林水産被害」を解消するために	ニホンジカの捕獲頭数	/	17,800 頭	17,800 頭	0.98	17,800 頭	17,800 頭
		15,393 頭	14,790 頭	17,529 頭		/	/
2 「獣肉等の利活用に向けた課題」を解決するために	有害鳥獣捕獲野生獣のうち利活用された頭数	/	1,000 頭	1,200 頭	0.89	1,400 頭	1,600 頭
		800 頭	1,037 頭	1,066 頭		/	/
3 「集落周辺への頻繁な出現」を解決するために	野生鳥獣の生息しやすい森林づくりに取り組む地域数	/	4 地域	4 地域	1.00	4 地域	4 地域
		-	9 地域	8 地域		/	/

(単位：百万円)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
予算額等	607	589	750	

平成 25 年度の取組概要

- ① 獣害につよい地域づくりに向けた、地域の獣害対策を担う人材の確保や育成、地域における野生獣の追い払い活動への支援(8市町)、侵入防止柵整備(整備延長 16 市町 272km(累計 21 市町、1,798km))など市町が主体となる地域協議会の取組への支援
- ② 事例報告会(200名参加)や「野生鳥獣による農林水産物の被害について考える月間」(9月)に開催するフォーラム(450名参加)、県・市町の広報誌やマスコミなどの広報媒体を通じた生産者、集落内非農家、都市住民等への獣害対策に関する意識啓発の実施
- ③ 捕獲効率向上に向けた、シカ専用のドロップネットなど大量捕獲わな等の技術向上研修会の開催(2回、53名参加)、市町やものづくり企業等と連携したニホンザルの大量捕獲技術やニホンジカ・イノシシの誘導式囲いわな技術等の開発
- ④ 捕獲力の強化に向けた、国の鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業などの活用を通じた市町が行う捕獲活動などへの支援(17市町)、市町間や県と市町の連携強化と各市町への支援の充実を図るための「獣害対策カルテ」の作成(24市町)
- ⑤ 一斉捕獲の実施(2地域で3回)など隣接する県や市町における広域捕獲体制の整備
- ⑥ 猟友会など関係団体と連携した、野生獣捕獲のための専門的技術の普及、実施隊員等の狩猟免許を円滑に更新させるための支援
- ⑦ カワウによる漁業被害の軽減に向けた、漁協等が行う捕獲などの取組への支援
- ⑧ 獣肉の安全性や品質の確保に向けた、「『みえジビエ *』品質・衛生管理マニュアル *」研修会開催(3地域、96名参加)、解体処理施設への金属探知機など設備の導入支援(1件)、食中毒菌等のモニタリング検査
- ⑨ 安全性や品質が確保された獣肉を提供する販売事業者等を登録する「みえジビエ登録制度 *」の創設
- ⑩ 獣肉等の需要の拡大に向けた、首都圏などの飲食店事業者や大規模な流通事業者へのPRなどの販売促進活動の展開
- ⑪ 解体処理業者と食品産業事業者等との連携・マッチングによる新商品の開発・販売の推進
- ⑫ 野生鳥獣が生息できる森林環境創出に向けた、森林再生整備等に取り組む実施箇所の拡大と、より効果の高い森林再生整備手法の確立と普及

平成 25 年度の成果と残された課題

- ① 「獣害につよい地域づくり」に向け、地域の獣害対策を担う人材の育成を図ったほか、集落ぐるみで行う野生獣の追い払いなどの取組への支援を実施しました。「獣害対策に取り組む集落」が新たに64集落増え累計251集落において、継続的な獣害対策が行われていますが、県内全体では、依然として800以上の集落で被害が発生しており、今後も「獣害対策に取り組む集落」づくりを推進していく必要があります。また、市町や生産者等からの侵入防止柵の設置要望は多く、今後も計画的な整備が必要です。
- ② 県民の皆さんの獣害対策に対する意識を啓発するため、獣害対策事例報告会および野生獣による農林産物の被害について考えるフォーラムを開催し、獣害被害の現状や獣害対策の取組状況について

の情報を提供しました。

- ③捕獲効率の向上を図るため、シカ専用のドロップネットなど大量捕獲わな等の捕獲技術の向上を図る研修会を開催したほか、民間企業と連携し、現地実証を経て、ニホンザルの大量捕獲技術を開発しました。ニホンザルの被害は、特に深刻であることから、今後、開発した大量捕獲技術を現場に普及させていくとともに、新たな捕獲技術について研究・開発を進めていくことが必要です。
- ④地域の捕獲力強化に向け、国の鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業などを活用して、市町等が行う捕獲活動や鳥獣被害対策実施隊等の活動強化を支援しました。獣害被害の軽減に向け、さらなる捕獲力の強化と捕獲後の処分体制の構築が課題です。また、市町間や県と市町の連携強化、各市町への支援の充実を図るため、獣害対策に関する施策や統計データを市町単位でとりまとめた「獣害対策カルテ」の作成を進めました。今後は、このカルテを活用して、市町との連携を強化し、獣害対策を加速させる必要があります。
- ⑤関係する県や市町、猟友会などと連携し、シカ及びイノシシの広域一斉捕獲を実施しました。今後も行政境界での広域連携による捕獲体制の整備等を進めていく必要があります。
- ⑥捕獲者の確保に向け、チラシの配布等により狩猟免許取得を広く呼びかけ、今年度の狩猟免許試験合格者数は、215名（わな・網178名、銃37名）と昨年度を3名上回りました。引き続き、捕獲者の確保に取り組む必要があります。
- ⑦カワウによるアユ等の漁業被害については、内水面の漁協関係者を対象に案山子（かかし）やロケット花火を用いた飛来防止策等、防除対策の研修を行うほか、国の事業なども活用し、漁協等が行う捕獲などの取組を支援しましたが、依然として被害が減少していません。
- ⑧獣肉等の利活用を促進するため、『「みえジビエ」品質・衛生管理マニュアル』の普及や解体処理施設への金属探知機など設備の導入支援、食中毒菌等のモニタリング検査など、安全性や品質の確保に向けた取組を進めました。「みえジビエ」の普及に向け、安全性や品質の確保をさらに進めることが必要です。
- ⑨安全性や品質が確保された獣肉を提供する販売事業者等であることを証明する「みえジビエ登録制度」を創設しました。今後、制度の普及を図っていく必要があります。
- ⑩獣肉等の需要の拡大に向け、県内の飲食店7店舗において、ジビエ料理フェアの開催などに取り組んだほか、東京の百貨店における期間限定のジビエ販売企画に参画し、鹿肉を活用した惣菜を販売する取組を進めました。マニュアルを遵守した県産獣肉等の取扱飲食店は8店舗増えて10店舗となりましたが、さらに取扱店舗を拡大する必要があります。また、消費者に獣肉をPRするため、県生活協同組合連合会との共催で鹿肉を使った料理講習会や、猪肉を使った料理教室を開催しました。
- ⑪「みえフードイノベーション・ネットワーク *」を活用した企業等とのマッチングにより、外食チェーンにおいて期間限定の鹿肉メニューが提供されたほか、食肉加工業者と獣肉解体処理事業者の連携により新商品（鹿肉の調味生肉）が開発され、量販店の県内5店舗での販売や飲食店1店舗での提供につながりました。引き続き、獣肉等の需要拡大に向け新商品の開発に取り組む必要があります。
- ⑫森林再生による野生鳥獣の生息環境創出事業については、新たに8市町8地域において事業計画が策定され、138haにおいて人と野生鳥獣の共存に向けた森林整備が進められました。事業効果のPRを通じて、他の市町への事業導入を促進するとともに、地域の鳥獣害防止に向けた取組意識の醸成を図ることが必要です。

平成 26 年度の改善のポイントと取組方向

- ①「獣害対策に取り組む集落」づくりに向け、引き続き、集落アンケートによる実態調査や座談会等を実施しながら、集落住民の意欲の醸成や、集落リーダーの育成に取り組むほか、野生獣の追い払いなど、地域ぐるみの活動に対する支援や侵入防止柵の計画的な整備を推進します。
- ②獣害対策に対する理解を促進するため、広く県民の皆さまに参加を呼びかけて、フォーラムや事例報告会を開催します。
- ③捕獲効率の向上に向け、大量捕獲わな等の技術実証・改良等を重ねるとともに、技術の確立した大量捕獲わな等の普及や集落における捕獲技術の向上に取り組みます。特に、ニホンザルの被害対策については、平成 26 年 4 月から平成 29 年 3 月を計画期間とした特定鳥獣保護管理計画 *（ニホンザル）に基づき、群れの加害レベルに応じて、集落ぐるみでの追い払いや侵入防止柵の整備、大量捕獲技術を活用した適正な捕獲などを的確に進めるとともに、産学官の連携による新たな大量捕獲技術の開発等に取り組みます。また、被害軽減に向けて、産学官が連携し、ICT*技術を用いたニホンザル、ニホンジカ、イノシシの防除、捕獲、処理の一貫体系技術の構築に向けた現地実証に取り組みます。
- ④地域の捕獲力の強化に向け、「獣害対策カルテ」の活用により、市町間や県と市町の連携強化を図るとともに、共同捕獲隊や集落捕獲隊などの捕獲体制整備等に対する支援に新たに取り組むほか、捕獲後の処分体制の構築等に向けた市町等の取組を支援していきます。また、鳥獣保護法の改正に伴い、法律の目的に「鳥獣の管理」が追加されたことを踏まえ、国や県、市町との役割分担を明確にするなど、今後の捕獲体制のあり方等について検討します。
- ⑤隣接する県や市町等の広域連携体制の整備に向け、関係する市町等や猟友会との連携により、行政境界近辺における一斉捕獲を実施します。
- ⑥捕獲者の増加を図るため、猟友会と連携し、狩猟免許取得促進のためのPRに取り組みます。
- ⑦カワウによる漁業被害の軽減に向け、新たな防除策の情報収集とその提供、国の「獣害被害防止総合対策交付金」や県単事業の「内水面域振興活動推進事業」の活用などにより、漁協等が行う捕獲などの取組を支援します。また、行動範囲の広いカワウを効果的に駆除するため、平成 26 年 4 月から 5 月にかけて全国内水面漁業協同組合連合会が実施するカワウ全国一斉対策に、県内の内水面漁協が参加します。
- ⑧安全で高品質な獣肉の安定的な供給を図るため、『みえジビエ』品質・衛生管理マニュアル」を遵守した解体処理施設の整備を引き続き推進していきます。
- ⑨安全性や品質が確保された獣肉を提供する販売事業者等であることを証明する「みえジビエ登録制度」の説明会を開催するなど、登録制度の普及を図るとともに、みえジビエの普及や新たな商品の開発等をめざし、業種を越えた事業者が参画する、「みえジビエ協議会（仮称）」の設立を検討します。
- ⑩獣肉等の需要を拡大するため、首都圏営業拠点「三重テラス」*を活用した販売促進や「みえジビエ」取扱店舗の拡大、ジビエ料理フェアや料理教室の開催等による「みえジビエ」の普及啓発などに取り組みます。
- ⑪「みえフードイノベーション・ネットワーク」を活用した企業等とのマッチングにより、新商品の開発・販路開拓を進めます。
- ⑫森林再生による野生鳥獣の生息環境創出事業については、既に事業を実施した箇所における効果等もPRしながら、実施箇所の拡大に取り組みます。

【主担当部局：環境生活部廃棄物対策局】

プロジェクトの目標

恒久的な対策が必要な不適正処理事案について、生活環境保全上の支障除去等に早期着手するとともに、継続的なモニタリングが必要な事案については、引き続き安全性を確認し、県民の皆さんの暮らしの安全・安心が高まっています。

また、こうした不適正処理事案の発生を未然に防止し、産業廃棄物の適正な処理を推進するため、排出事業者に対し処理責任を果たす取組を進め、不法投棄を許さない社会づくりが進んでいます。

評価結果をふまえたプロジェクトの進展度と判断理由

進展度 *	A (進んだ)	判断理由	プロジェクトの数値目標である4事案全てについて行政代執行に着手したことから「進んだ」と判断しました。
----------	------------	------	--

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

プロジェクトの数値目標

目標項目	23年度	24年度	25年度		26年度	27年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
不適正処理事案における支障除去の着手件数	1件	3件 2件	4件 4件	1.00	4件	4件

目標項目の説明と平成26年度目標値の考え方

目標項目の説明	過去の不適正処理4事案（四日市市大矢知・平津、桑名市源十郎新田、桑名市五反田、四日市市内山）について、国の支援を得て、行政代執行による環境修復に着手した件数
26年度目標値の考え方	平成25年度までに4件全て着手しました。今後とも、着実な事業の進捗をはかります。

実践取組の目標

実践取組	実践取組の目標	23年度	24年度	25年度		26年度	27年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
1 「不適正処理事案」を早期に解決するために	不適正処理事案における支障除去の着手件数	1件	3件 2件	4件 4件	1.00	4件	4件
2 「新たな不適正処理事案の発生」を防止するために	処理責任の徹底に取り組む多量排出事業者の割合	0% (22年度)	3% (23年度) 9% (23年度)	10% (24年度) 25% (24年度)	1.00	33% (25年度)	33% (26年度)

(単位：百万円)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
予算額等	336	476	3,391	

平成 25 年度の取組概要

- ①産業廃棄物が不適正処理され、生活環境保全上の支障等のある以下の 4 事案全てについて、産廃特措法に基づく国の支援を得て恒久対策に着手
- ・四日市市大矢知・平津事案については、廃棄物の飛散流出や雨水浸透の防止のため、覆土及び排水対策を実施する計画
平成 25 年度は処分場入口側の調整池や処分場天端部への進入路の設置工事に着手
 - ・桑名市源十郎新田事案については、P C B (ポリ塩化ビフェニル) やV O C (揮発性有機化合物) を含む廃油の拡散防止を図りつつ、一部掘削を伴う廃油の回収・処理を実施する計画
平成 25 年度は鋼矢板による囲い込み工に一部着手し、集油管等による廃油の回収は引き続き実施
 - ・桑名市五反田事案については、地下水の浄化措置を継続しつつ、1,4-ジオキサン等の高濃度箇所の掘削・除去を実施する計画
平成 25 年度は対策区域への工事用車両進入用の仮橋設置及び掘削廃棄物等の選別・ストックヤードの造成工事の実施、続いて、掘削・除去の本体工事に着手
 - ・四日市市内山事案については、霧状酸化剤 (過酸化水素水) 注入により硫化水素の発生抑制を図ったうえで、雨水浸透や廃棄物の飛散流出防止のため整形覆土工等を実施する計画
平成 25 年度は霧状酸化剤の注入対策を引き続き実施するとともに、第二段階である整形覆土工の準備を実施
- ②継続的なモニタリングが必要な他の事案について水質等の分析を実施
- ③行政代執行費用の徴収及び排出事業者等の責任追及を引き続き実施
- ④不適正処理を未然に防止するため、環境技術指導員がmanifest発行件数の多い事業者や電子manifest *の導入が進んでいない事業者を重点的に訪問し、効率的・効果的な方法により電子manifestと優良認定処理業者の活用を促進 (訪問対象事業者 408 社はすべて訪問済)
- ⑤産業廃棄物排出事業者団体 (三重県産業廃棄物対策推進協議会) への働きかけを行い、自主的な取組を求めるとともに、電子manifestの加入料助成の継続と操作体験研修会および運用相談会の開催により、さらなる普及促進を実施 (加入料助成：助成対象 98 件、操作研修会：全 20 回開催、運用相談会：全 3 回開催)
- ⑥産廃処理業者においても電子manifestや優良産廃処理業者認定制度の取組が必要であるため、三重県産業廃棄物協会と緊密に連携して優良認定処理業者の育成に取り組むことに加え、産廃処理業者を対象としたセミナーを開催
- ⑦産廃処理業者が優良認定を取得する際のインセンティブとなるような仕組みづくりについて、環境配慮契約法上の国の優良業者活用方策を把握しつつ関係部局と検討

平成 25 年度の成果と残された課題 (評価結果)

- ①産業廃棄物が不適正処理された 4 事案全てについて、恒久対策に着手しました。産廃特措法の期限である平成 34 年度までに完了させる必要があります。各事案の状況は以下のとおりです。
- ・四日市市大矢知・平津事案については、処分場入口側の調整池および処分場天端部への進入路の設置工事に着手し、他の工事で発生した残土の受け入れを実施しました。今後の施工に係る土地

について、用地買収等を行っていく必要があります。

- ・桑名市源十郎新田事案については、集油管等による廃油回収を実施するとともに、廃油の滲出リスクの高い箇所について、囲い込み工を一部先行して実施しました。当該事案は河川区域内であり、原則的に非出水期の施工に限定されるため、適切な工事進捗を図っていく必要があります。
- ・桑名市五反田事案については、選別・ストックヤードの造成工事等が完了し、廃棄物等の掘削・除去の本体工事に着手しました。対策区域に民家が隣接するため、施工時には周辺環境対策に留意していく必要があります。
- ・四日市市内山事案については、霧状酸化剤（過酸化水素水）の注入対策により、硫化水素の濃度は低下しています。今後、霧状酸化剤の注入対策から整形覆土工へ移行する時期を適切に判断する必要があります。

②継続的なモニタリングが必要な他の事案について、水質等の分析を実施しました。

③行政代執行費用の徴収は国税滞納処分の例によることとなっており、原因者の財産調査等を随時実施しました。なお、四日市市大矢知・平津事案については4,300万円余を収納しました。また、排出事業者等の責任追及を引き続き実施していく必要があります。

④環境技術指導員がマニフェスト発行件数の多い事業者等を優先的に訪問した結果、平成25年4月から平成26年3月末の期間に、電子マニフェストと優良認定処理業者を利活用している多量排出事業者等が95事業者増加し、全体で238事業者となりました。事業者の理解を得るために、県内の電子マニフェストを活用している事業者の事例集を作成して未利用事業者への普及促進ツールとして活用しました。一方で、複数回訪問して説明をしても理解が進まない事業者もあります。

⑤排出事業者団体の三重県産業廃棄物対策推進協議会で利活用について働きかけを行うとともに、電子マニフェスト操作体験研修会、運用相談会および加入料助成を実施（国等への要望の結果、平成26年1月1日から無料化）することにより、電子マニフェストの普及促進に繋がったところであり、引き続き取組が必要です。

⑥三重県産業廃棄物協会に設置された優良事業者評価推進専門部会と、優良認定の取得促進に向けた今後の取組方向や課題について協議を行いました。また、国に対して優良産廃処理業者認定制度の申請が随時可能となるよう要望してきたところ、平成25年8月末に、許可更新を待たずに申請が可能となる制度に改善されました。さらに、業界とともに優良認定の促進を働きかけるためのセミナーを開催しました。

⑦県自らが優良認定処理業者を活用する仕組みづくりについては、環境配慮契約法上の優良認定処理業者活用方策の検討に着手しました。現状、優良認定処理業者数が少ない状況にあり、今後、優良認定処理業者数の増加状況を見据えつつ、活用の検討を進める必要があります。

平成26年度の改善のポイントと取組方向

①産業廃棄物が不適正処理された4事案全てについて、地域の暮らしの安全・安心を確保するため、実施計画に基づいて着実に恒久対策を実施します。各事案の取組内容は以下のとおりです。

- ・四日市市大矢知・平津事案については、用地の確保を行い、中溜池側の調整池及び管理用道路の設置工事に着手します。
- ・桑名市源十郎新田事案については、鋼矢板の追加設置及び一部掘削を伴う廃油の回収・処理の本体工事に本格着手します。限られた施工期間に対応できるよう、適切な進捗管理に努めます。
- ・桑名市五反田事案については、周辺環境対策に十分留意し、廃棄物等の掘削・除去の本体工事を引き続き実施していきます。

- ・四日市市内山事案については、第2段階の整形覆土工に着手します。整形覆土工の着手に当たっては、霧状酸化剤の注入による硫化水素発生抑制対策の効果を十分考慮して時期を判断します。

- ②継続的なモニタリングが必要な他の事案について、引き続き水質等の分析を実施します。
- ③代執行費用の徴収については、原因者の財産調査等を引き続き実施します。また、排出事業者等の責任追及についても引き続き取り組みます。
- ④電子マニフェストと優良認定処理業者の利活用が進んでいない業界を中心に環境技術指導員が個別訪問し、電子マニフェストの利用事例集やタブレット端末を使用するなど、理解を得やすい方法により、電子マニフェスト等の利活用を一層促進します。
- ⑤電子マニフェスト利用の操作体験研修会や運用相談会を実施するなど、事業者への電子マニフェスト制度の導入を促進します。
- ⑥業界団体と連携し、産廃処理業者を対象として優良認定取得に関する説明会を開催するなど優良認定の取得を促進します。
- ⑦県自らが優良認定処理業者を活用する仕組みづくりについて、優良認定処理業者数をふまえながら関係部局と引き続き検討を進めます。

プロジェクトの目標

子どもたちが、自らの夢の実現をめざし、主体的に学び、自信と意欲、高い志を持って輝く未来を切り拓いていく力とともに、他者との関わりの中で、共に支え合い、新しい社会を創造していく力を身につけています。

この実現に向け、4年後には、学校・家庭・地域が一体となって、県民総参加で子どもたちの学力向上を支援する取組が進められるとともに、各学校では、教職員の授業力の向上などにより継続的な授業改善が行われ、子どもたちがわかる喜びや学ぶ意義を実感して学習できる環境づくりが進んでいます。

評価結果をふまえたプロジェクトの進展度と判断理由

進展度 *	B (ある程度進んだ)	判断理由	目標を下回る実践取組があるものの、プロジェクトの数値目標を達成したことから、「ある程度進んだ」と判断しました。
----------	----------------	------	---

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

プロジェクトの数値目標

目標項目	23年度	24年度	25年度		26年度	27年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
授業内容を理解している子どもたちの割合	81.2%	82.0%	83.0%	1.00	84.0%	85.0%
		80.6%	83.1%			
目標項目の説明と平成26年度目標値の考え方						
目標項目の説明	県内の公立小学校5年生、中学校2年生、高等学校2年生で学校の授業内容が「よくわかる」「だいたいわかる」と回答した子どもたちの割合					
26年度目標値の考え方	平成25年度は目標値を達成しました。平成27年度の目標値（85.0%）の達成を目指して、平成26年度の目標値を84.0%に設定しました。					

実践取組の目標

実践取組	実践取組の目標	23年度	24年度	25年度		26年度	27年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
「県民総参加による学力の向上」に挑戦します	子どもたちの学力や学習・生活の状況を客観的に把握し、教育指導の改善に生かしている公立小中学校の割合		70.0%	90.0%	1.00	95.0%	100%
		—	87.0%	92.7%			
「地域に開かれた学校づくり」に挑戦します	地域住民等による学校支援に取り組んでいる市町数		8市町	27市町	1.00	29市町	29市町
		—	26市町	29市町			

実践取組	実践取組の目標	23年度	24年度	25年度		26年度	27年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
「教職員の授業力向上」に挑戦します	研修内容を「自らの実践に活用できる」とする教職員の割合		91.0%	99.0%	0.99	99.5%	100%
		87.8%	98.1%	98.2%			
「安心して学べる環境づくり」に挑戦します	1,000人あたりの不登校児童生徒数		11.4人	11.2人	0.93	11.0人	10.8人
		11.7人	11.4人	12.1人 (速報値)			

(単位：百万円)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
予算額等	1,413	1,478	1,538	

平成25年度の実践概要

- ①「みえの学力向上県民運動推進会議」を開催（2回）するとともに、みえの学力向上県民運動アクションプラン」を策定（10月）、家庭での読書習慣や生活習慣等を身につけさせるためのチェックシートを作成・配付（2月）。さらに、推進会議委員を地域で開催される研修会等に派遣するほか、リーフレットの配付、ホームページの活用等による県民運動の周知・啓発を推進（推進会議委員の研修会への派遣7回実施）
- ②まなびのコーディネーター*（52人）を活用し、子どもたちの学びを地域で支える「みえの学び場」づくりを推進（195ヶ所の「みえの学び場」で取組）
- ③民間委託による専門性の高い図書館司書有資格者を小中学校（6市町、10校）に派遣し、学校図書館を活用した効果的な授業実践の取組に対し支援するとともに、ファミリー読書の取組を推進
- ④実践推進校（100校）に対して、非常勤講師の配置や授業改善の指導助言を行う学力向上アドバイザー（5名）の派遣を実施
- ⑤中学生が対象となる「科学の甲子園ジュニア」三重県予選大会の開催（10月）
- ⑥高等学校における基礎的・基本的な学力の定着・向上に向けて研究校を指定（6校）し、生徒の学力や学習状況の把握・分析、課題の洗い出し、効果的な指導方法の研究を実施（高校生の基礎学力定着のための検討会を5月及び7月に開催）
- ⑦市町教育委員会からの要望を受け、土曜日の授業についての基本的な考え方等をまとめ、市町や学校に通知（2月、3月）
- ⑧Mie SSH（Super Science High School）（5校）を指定し、大学等と連携した講習会やセミナー、最先端技術の研究を行う施設・研究室等での研修、小学校向け理科教室を実施
- ⑨高校生科学オリンピック大会を開催（12月）
- ⑩Mie SELHi（Super English Language High School）（8校）を指定し、三重県高校生英語キャンプや高校生英語スピーチ・スキット・英作文コンテスト等高校生が英語を使う機会を提供、英語教育のリーダーシップを取れる教員を育成（三重県高校生英語キャンプを8月に実施）
- ⑪専門高校（6校）を指定し、大学や企業等との連携、高い専門技術の指導、学科間連携による共同研究、知的財産に関する指導方法の研究を実施

- ⑫社会経済のグローバル化が進展する中、子どもたちがグローバル社会で主体的に活躍し、他者と共に生きていく基盤を確立するための具体的な方向性を示すため、全庁で「グローバル三重教育プラン」を策定（2月）。また、三重県におけるグローバル人材の育成等に寄与することを目的に、レゴジャパン株式会社と「三重県における教育振興のための研究等に関する包括協定」を締結（2月）。
- ⑬小学校1、2年生での30人学級（下限25人）、中学校1年生での35人学級（下限25人）を継続するとともに、国の加配定数を活用し、引き続き小学校2年生の36人以上学級を解消
- ⑭コミュニティ・スクールを導入した学校数は55校（小学校38校、中学校15校、高等学校2校）となり、前年度より4校増加
- ⑮学校支援地域本部事業*を実施している学校数は198校（小学校133校、中学校37校、幼稚園28園）となり、前年度より54校増加
- ⑯市町教育委員会と連携し、地域の状況に応じた開かれた学校づくりを促進するため、県内4地域に設置する「開かれた学校づくり推進協議会」における協議を実施（各地域年間1回）
- ⑰コミュニティ・スクール等の実践経験を持つ退職校長、学校運営協議会委員等、開かれた学校づくりサポーターを学校の研修会等に派遣（26回）
- ⑱地域とともにある学校づくりを、指定した市町全体で推進する実践的研究をモデル的に実施し、研究の成果を他の市町に普及・啓発（研究委託1市町）
- ⑲学校関係者評価の質を高めるため、学校関係者評価研修会を実施（3会場）
- ⑳すべての県立学校で行われる学校関係者評価等に基づく改善活動に対して、組織的・継続的な支援を実施（25校）
- ㉑市町が実施する地域による学力向上の取組を支援するため、学校と地域住民等をつなぐコーディネーターの育成等を支援（年間1回）
- ㉒地域人材を活用した学習支援活動について、すべての市町での実施・定着に向け、取組成果に係る報告会等の取組を実施（10市町）
- ㉓経験年数の異なる教職員（初任者、5年・10年経験者830名）が、校種別、教科別の研修班を構成し、授業研究を通じて相互に学び合う「授業実践研修」を実施（年間4回）
- ㉔11市町の小中学校16校を重点推進校に指定し、「授業研究担当者育成研修」を実施（集合研修3回、研究協力校研修1回、実践交流会1回、学校支援は随時）
- ㉕県内4地域において、授業研究担当者を対象とした地域別研修を実施（年間2回）
- ㉖教職員の学校・学級づくりの力を向上するために中核となって取組を進める人材を養成する集合研修を実施（年間延べ9回）
- ㉗学校現場の教員や学識経験者等を委員とする「フューチャー・カリキュラム実践研究委員会」を設置・開催し、「授業改善モデル」の作成に当たっての指針を策定
- ㉘基礎的な知識・技能の定着と向上を図りつつ、思考力・判断力・表現力を育む「授業改善モデル」の作成及び実践研究の実施（教科別プロジェクトチームを設置し、協議や授業研究を9チームで計92回実施）
- ㉙中学校区を単位とする重点的に取り組む地域にスクールカウンセラーを配置し、小中学校間のスムーズな連携と教育相談体制の充実・活性化（15中学校区）
- ㉚いじめを許さない「絆」プロジェクトの事業推進校を指定するとともに、プロジェクト会議を開催（5回）し、学級満足度調査を活用した児童生徒の問題解決能力の育成を推進
- ㉛子ども支援ネットワーク*を構築し、相互が連携を密にしながら安心して学べる環境づくりを推進（11中学校区）

平成 25 年度の成果と残された課題（評価結果）

- ①「みえの学力向上県民運動推進会議」を開催（8月、3月）し、県民運動について、具体的な取組の報告や今後の方向性を審議しました。今後は、審議結果を基に県民運動をより広く周知・啓発するとともに、アクションプランをもとに県民運動のさらなる充実を図る必要があります。
- ②学び場の活動の様子等を紹介する「学び場通信」の作成や、各地の学び場の資料をホームページに掲載しました。さらに、みえの学び場推進会議でコーディネーター等の研修や情報交換を行い、コーディネーター同士の連携を深めました。しかし、地域によっては学校現場に学び場の情報が浸透していないため、今後、全ての学校に学び場の活動について周知を図る必要があります。
- ③読書活動の推進については、モデル小中学校において継続的な読書指導に取り組み、学校図書館を活用した授業が推進されるなど、学校全体で効果的に学校図書館の活用機運が醸成されました。また、専門的人材の必要性が認識され、司書配置の事業化や公立図書館司書との連携など、本事業を次年度からの新たな取組の契機とした市町教育委員会がありました。一方、「ファミリー読書」の推進には、保護者へのチラシ配布や、読書教室、講演会の実施などの啓発に努めたものの、実践的取組の普及に課題が残りました。さらに、学校段階が上がるにつれて読書離れが進む傾向があることから、今後は高校生の読書機会を拡充する新たな取組が必要です。
- ④全国学力・学習状況調査結果では、小中学校の全ての教科において平均正答率が全国と比較して低く、基礎的・基本的な知識・技能の定着とそれらを活用する力に課題が見られます。また、授業の進め方や、家庭での復習など学習習慣についての課題も明らかになっています。このため、全国学力・学習状況調査の有効活用や具体的な授業改善の取組等について一層啓発を図るとともに、今後さらに、市町教育委員会等の関係機関と連携・協力して、結果の公表や説明をすることで情報を共有するなど、家庭や地域の協力を得ながら、子どもたちの学力向上に向けて取り組む必要があります。
- ⑤学力向上アドバイザーを実践推進校等へ派遣するとともに、全国学力・学習状況調査結果等を踏まえた効果的な取組の共有を進めるため、実践推進校等の教員が参加する地域別学力向上推進会議等を開催しました。その結果、「三重県教育ビジョン」の目標指標の進捗状況に関する調査では、「全国学力・学習状況調査や学校で活用している学力の到達度検査の結果等を、子どもたちの学力や学習・生活の状況を客観的に把握し、教育活動の改善に生かしている」とした小中学校の割合が伸びています。〔平成 25 年度 92.7%（前年度比+5.6）〕今後は、特に課題を抱える市町教育委員会や学校に対して重点的な支援を行う必要があります。
- ⑥これまでの全国学力・学習状況調査結果から、中学生になると、科学に関する興味・関心、意欲、理解度等が低下する傾向があり、科学を学ぶことの意義を実感できる場を提供する必要があります。
- ⑦学校、家庭、地域住民等の連携の下で、土曜日を有効に活用し、子どもたちの教育環境の充実を図る取組を一層充実する必要があることから、土曜日の授業についての基本的な考え方等をまとめ、市町や学校に示しました。今後は、県内の公立小中学校において、土曜日の授業が効果的に実施されるよう、市町教育委員会を支援していく必要があります。
- ⑧高校生の義務教育段階の学習内容も含めた基礎学力定着を図るため、研究校（6校）において生徒の学力等に係る状況把握・分析を進めるとともに、課題に対応する効果的な指導のあり方を研究しています。今後は、各研究校で研究を深めるとともに、成果を他の高等学校に普及する必要があります。
- ⑨Mie SSH 指定校（5校）では、連携する企業・大学で研修を実施するとともに、理科教室の開催など、小中学校と連携した取組を進めました。また、Mie SELHi 指定校（8校）では、それぞれのテーマに基づく研究の実施や、小中学校との連携や公開授業等の取組を進めました。今後は、理数教育や英

語教育に係る小中高が連携した教育モデルを作成するとともに、他の高等学校等に普及していく必要があります。

- ⑩若き「匠」育成プロジェクトにおいては、平成24年度からの指定校（3校）に加え、新たに3校を追加指定し、各校が定めたテーマに沿った研究に取り組んでいますが、職業教育を引き続き充実させていくためには、若手教員の技術力向上や学科間のさらなる連携が求められています。
- ⑪理数教育や職業教育の充実に努めた結果、県立伊勢高等学校が「第3回科学の甲子園全国大会」で総合優勝（3月）、県立相可高等学校が「高校生国際料理コンクール2013」で1位を獲得（9月）するなど、優れた成果を収めました。
- ⑫子どもたちがグローバル社会で主体的に活躍し、他者と共に生きていく基盤を確立するため、「グローバル三重教育プラン」に基づき、チャレンジ精神、課題解決力、日本人・三重県人としてのアイデンティティ、英語によるコミュニケーション力等の育成が必要です。
- ⑬小学校1、2年生での30人学級（下限25人）、中学校1年生での35人学級（下限25人）を継続することで、平成25年4月1日現在、小学校1年生では89.7%、2年生では87.9%の学級が30人以下となり、中学校1年生では91.6%の学級が35人以下となりました。また、国の加配定数を活用し、引き続き小学校2年生の36人以上学級を解消しました。少人数での授業を実施した学校からは、「児童生徒が意欲的に学習する姿が見られた」などの効果が報告されています。また、保護者からは少人数学級の継続や拡充への期待が寄せられています。基本的な生活習慣や確かな学力の定着・向上を図るため、引き続き、子どもたちの実態や各学校の課題に応じた教員定数の配置に努める必要があります。
- ⑭市町教育委員会と連携し、各地域における取組状況についての情報交換や今後の推進に向けた課題の解決方策について協議を行いました。各地域における開かれた学校づくりの推進を図るためには、今後も、地域別の「開かれた学校づくり推進協議会」を開催し、課題の解決に取り組む必要があります。また、学校や保護者に対してコミュニティ・スクールについての理解を深め、今後更にコミュニティ・スクールの導入が図られるよう働きかけを継続していく必要があります。
- ⑮開かれた学校づくりサポーターを学校や教育委員会等に派遣し、開かれた学校づくりの推進に向けた助言を行いました。今後は、サポーターのさらなる活用に向けて各市町教育委員会に働きかけていく必要があります。
- ⑯多くの学校で、学校関係者評価委員会が開催されています。また、県立学校が地域の関係者とともに進める改善活動に対する財政的支援を行いました。引き続き、各学校における学校関係者評価を活用した学校運営や教育活動の取組を支援する必要があります。
- ⑰学校関係者評価研修会を実施し、学校関係者や教職員の学校関係者評価についての理解を深めました。より多くの学校関係者や教職員の理解を深め、各校の学校関係者評価の質を高めるよう、今後も継続的に研修を実施する必要があります。
- ⑱地域人材を活用した学習支援活動を先進的に行っている市町の取組について、情報共有を図りました。今後は、土曜日や放課後等に地域人材を活用した学習支援活動の促進を図るとともに、仕組みづくりが十分ではない地域に対し、働きかけを継続していくことが必要です。
- ⑲「授業実践研修」をとおして、若手教員一人ひとりが授業実践の基礎・基本を身につけることができました。今後は、若手教員が相互に学び合いながら、実践的指導力を高めることができるよう、研修内容の充実を図るとともに、研修を体系的に実施していく必要があります。
- ⑳「授業研究担当者育成研修」をとおして、重点推進校における校内研修の改善や活性化を図ることができました。より教員一人ひとりの授業改善につながるよう、外部講師の活用など学校支援の充実を図るとともに、県内全ての市町に重点推進校を広げていく必要があります。

- ②①学校・学級づくりのための中核的な人材養成講座において、アクションプランの作成（演習）をと
おして、組織マネジメントの基礎的な知識・スキルの向上を図りました。今後は、受講者の企画立
案力や実行力がより向上するよう、受講者を支援する必要があります。また、研修内容と受講者の
所属校での実践がよりつながるよう、研修プログラムの充実を図る必要があります。
- ②②平成 25 年度は「授業改善モデル」（指導案）を作成し、授業改善を進めてきました。今後、基礎的・
基本的な知識・技能の習得とそれを活用する力の育成に向け、授業や家庭学習等で活用できる教科
別・学年別の領域ごとの「ワークシート」の作成を進める必要があります。
- ②③学級満足度調査を用いて児童生徒の実態把握を行い、児童生徒自身の課題解決能力を高める取組を
積み重ね、その情報をプロジェクト会議等で県全体に共有することで、学級の満足群が増加し、い
じめの未然防止に関して一定の成果が見られました。特に、人間関係づくりのための取組として、
エンカウンターやソーシャルスキルトレーニング、ピア・サポート等を取り入れたところ、児童生
徒の自己肯定感や自己有用感を高めることが、未然防止に効果的であることがわかりました。一方、
学習意欲に課題が見られるため、わかる授業をめざし、学級の実態を把握したうえでの授業改善に
取り組む必要があります。また、暴力行為の発生件数が増加しました。暴力行為の背景には、児童
生徒の特性や生活環境など、さまざまな要因があることから、スクールソーシャルワーカーや生徒
指導特別指導員などの効果的な活用を図り、学校や市町教育委員会における早期対応の取組への支
援を行う必要があります。
- ②④県内 15 中学校区（中学校 15 校、小学校 45 校、計 60 校）において、校区ごとに同一のスクールカ
ウンセラーを配置し、小学校から中学校への途切れのない支援を行うことで、それぞれの学校及び
中学校区の教育相談体制の充実を図ることができました。一方、中学校区への配当時間数の弾力的、
効果的な活用を進めていますが、小学校でのスクールカウンセラーの活用が進むにつれて、時間数
の確保が難しくなっています。
- ②⑤11 中学校区の子ども支援ネットワークが「保幼小中親子学習会」、「大学・職業体験」等、教育的に
不利な環境のもとにある子どもを支援する活動に取り組み、学習や学校生活への意欲を高めること
ができました。今後は、指定中学校区以外にもその成果を広げていくことが必要です。

新しい豊かさ協創プロジェクト推進会議における主な意見

- ①①少人数教育も大切だが、少人数のクラスであっても学力に幅があると対応に苦慮する。学力向上の
ためには、指導方法を工夫した習熟度別で授業が行えるようにすることも効果があるとする。
- ①②学校と地域の連携を進めている中で、地域住民からの要望に学校側が対応できないことが多い。要
望に応じていくことで連携が進んでいくことも考えられるので、継続的に対応できる体制を構築す
ることが必要である。
- ①③国や地域の歴史や文化など、語る中身がなければどれだけ英語が話せたとしてもグローバル人材と
は言えない。グローバル人材像をより明確にし、事業を進めてもらいたい。
- ①④「わかる」感覚を味わえば、勉強は楽しくなる。英語教育においても、児童生徒が楽しめる雰囲気
を作っていくことが重要だと考える。
- ①⑤県立新博物館について、学校教育の中に取り込んでもらい、しっかりと活用してもらいたい。

平成 26 年度の改善のポイントと取組方向

- ①①みえの学力向上県民運動のさらなる浸透を図るため、「フォローアップイベント」を開催するほか、
広報の充実やホームページの活用・充実等を進めます。また家庭における取組を推進するため、チ

ェックシートが活用されるよう、関係団体と連携して取り組みます。

- ②子どもに、自己肯定感を醸成し、学ぶことへの意欲を引き出すために、みえの学び場推進会議での優良事例の発表等や、コーディネーター間の情報交換の充実を図り、学び場の活動を促進します。また、県内小中学校に「学び場通信」を配布し、学校現場に学び場での活動の周知を行います。
- ③学校における読書活動の推進に向けて、学校全体で効果的に学校図書館が活用されるよう、適切な進捗管理を行います。「ファミリー読書」における実践的取組の普及などの充実を図ります。また、小中学校図書館の人的体制が充実するよう引き続き働きかけを行います。さらに、高校生の「思考力・判断力・表現力等」を育成するため、県立高等学校へビブリオバトル（書評合戦）を普及させ、大学や企業等と連携した大会を開催するなど、高校生の読書活動を推進します。
- ④全国学力・学習状況調査を活用した学力の定着状況の検証（小6・中3）に加え、対象学年以外（小5・中2等）における調査問題の実施を通じて、学校全体での授業改善を促進します。また、全国学力・学習状況調査結果に係る公表のためのモデル様式の作成等に取り組み、市町教育委員会や学校における保護者や地域への主体的な公表・説明の促進を図るとともに、すべての教員が改善方策や計画の策定に携わることにより、各学校において、授業改善が着実に実践され、学力向上に向けて組織的に取り組む体制の確立を図ります。特に課題を抱える市町教育委員会や学校に対しては、学力向上アドバイザーや指導主事の派遣などの重点的な支援を行います。
- ⑤基礎的・基本的な知識・技能の習得とそれを活用する力の定着状況を児童生徒及び教員が確認できる「ワークシート」の作成・活用や、「授業改善モデル」（平成25年度作成）の普及を図ります。また、学期ごとに児童生徒の学習状況をきめ細かく把握できる「みえスタディ・チェック」を実施し、教員が授業改善や個に応じたきめ細かな指導につなげ、児童生徒が目標を持って意欲的に学習に取り組めるようにします。これらの取組を通じて、児童生徒の活用力や応用力等を重視した学力の質の向上を図ります。
- ⑥科学好きの裾野を広げるとともに、未知の分野に挑戦する探求心や創造性に優れた人材を育成するため、中学生が対象となる「科学の甲子園ジュニア」三重県予選大会を開催します。
- ⑦高校生の学力定着を図るため、研究校における研究実践結果の分析を踏まえ、進路指導と関連付けた効果的な指導のあり方を検討し、その指導実践例の県内高等学校への共有を図ります。
- ⑧土曜日の授業について、各市町における取組状況等を把握するとともに成果や課題を収集しながら、県教育委員会が示した基本的な考え方等に基づき、土曜日の効果的な活用について支援していきます。
- ⑨高等学校における理数教育、英語教育の充実を図るため、Mie SSH や Mie SELHi 指定校で、研究実践を進めるほか、小中高等学校の連携教育モデルを作成し、その成果を県内に普及します。
- ⑩若き「匠」育成プロジェクトにおける指定校を Mie SPH (Super Professional High School) と称し、職業教育の充実を図るため、学科間連携による商品開発、知的財産等に関する手引書の作成、若手教員の技術力向上へ向けた研修を進めます。
- ⑪「グローバル三重教育プラン」に基づき、将来のグローバルリーダーとして主体的に行動する力の育成や英語コミュニケーション力の向上を図るため、小学校段階からの英語教育の充実や英語使用環境の創出等に取り組むとともに、高等学校においては、大学・産業界と連携したテーマ別ワークショップ等の実施、留学促進、英語キャンプの開催、SGH (Super Global High School) 指定校における教育課程の研究開発・実践、ICT機器を活用した双方向授業の研究などの取組を進めます。また、中学校・高等学校英語教員の英語指導力や、小学校外国語活動担当教員の外国語活動指導力を向上させるため、教職員研修を実施します。さらに、レゴ社との包括協定に基づき、効果的な学習指導方法及び教材の研究・開発に取り組みます。

- ⑫少人数学級と少人数授業との両面による、きめ細かな少人数教育を継続するとともに、多人数となる学級の実態を踏まえた教員定数の配置に努めます。少人数教育をより推進するため、小学校2年生以降の学級編制標準の引き下げについて、引き続き国に要望します。
- ⑬学校や保護者に対してコミュニティ・スクールについての理解を深め、今後更にコミュニティ・スクールの導入が図られるよう働きかけを行うなど、開かれた学校づくりを推進するため、市町と連携して、開かれた学校づくり推進協議会を開催し、それぞれが抱える課題の解決に向けて取り組みます。
- ⑭学校や地域の状況に応じた開かれた学校づくりを支援するため、学校や教育委員会等に、開かれた学校づくりサポーターを派遣し、適切な助言等を行います。
- ⑮各県立学校の改善活動が、地域や他校種との協創活動として有効なものとなるよう、助言するとともに、優れた取組や成果を県立学校に還流します。
- ⑯より多くの学校関係者や教職員が、学校関係者評価の目的や実施内容について理解を深め、各校の学校関係者評価が効果的に実施され、学校経営に生かされるよう、学校関係者評価研修会の内容の充実を図ります。
- ⑰土曜日や放課後等に地域人材を活用した学習支援活動がさらに多くの学校で取組まれるよう、開かれた学校づくりの推進に向けた啓発を進めるとともに、学校と地域住民等をつなぐコーディネーターの育成など、地域の教育力の活用に向けた支援を進めます。
- ⑱若手教員の教育課題に応じた複数年にわたる学びの機会を設定し、実践的指導力の向上を図ります。
- ⑲「授業実践研修」をより効果的に実施するため、経験に応じて求められる力を明らかにし、研修内容の充実を図ります。
- ⑳学校の組織的な取組により教職員の授業力向上を図るため、「授業研究担当者育成研修」をより実践的な研修プログラムに改善するとともに、引き続き、校内研修担当者を対象とした研修を各地域で実施し、県内の学校に研修成果を普及します。
- ㉑学校・学級づくりのための中核的な人材を養成するために、受講者の企画立案力や実行力がより向上するよう、研修プログラムの改善を図ります。
- ㉒基礎的・基本的な知識・技能の習得とそれを活用する力の定着状況を児童生徒及び教員が確認できる「ワークシート」の作成・活用を進めるとともに、「授業改善モデル」（平成25年度作成）の普及を図ります。
- ㉓いじめの未然防止には、学校いじめ防止基本方針に基づき学校全体で組織的に取り組む必要があることから、各学校が児童生徒の実態把握に取り組み、課題解決のために、調査・計画、実践、評価、改善のサイクルの構築を更に進めていくよう支援していきます。また、学期に1回程度の児童生徒へのアンケート調査を引き続き実施します。
- ㉔教育相談体制の充実を図るため、スクールカウンセラーの増員を図りつつ、事案の内容に応じて中学校区の配置時間数を調整したりするなど、より効果的な運用を図ります。また、いじめや暴力行為等に対しては、自律性や対人関係性を育成する予防教育など未然防止の取組を進めるとともに、スクールソーシャルワーカーや生徒指導特別指導員を効果的に活用して、早期対応に向けた支援を進めます。
- ㉕新たに10中学校区に子ども支援ネットワークを構築し、学校・家庭・地域が連携を密にしながら教育的に不利な環境のもとにある子どもを支援する活動を行います。さらに市町教育委員会と連携し、指定中学校区の優れた取組をもとに他中学校区における子ども支援ネットワークの普及を図ります。

【主担当部局：地域連携部スポーツ推進局】

プロジェクトの目標

地域のスポーツ活動が活性化し、スポーツを通じて産業や観光の振興が図られるとともに、本県の選手がオリンピックやパラリンピックなどの国際大会や国民体育大会などで一層活躍し、県民の皆さんが、その姿に夢と感動、郷土の誇りを感じることで、地域の一体感が醸成され、活力に満ちた元気な三重となっています。

そのため、4年後には、スポーツを地域経済の発展等につなげる市町の取組が推進され、また、次代を担うジュニア競技者の育成や、障がい者スポーツの充実などによって、県民の皆さんのスポーツへの関心が高まっています。

評価結果をふまえたプロジェクトの進展度と判断理由

進展度 *	A (進んだ)	判断理由	プロジェクトの数値目標及び4つの実践取組のいずれも目標値を達成することができたため、「進んだ」と判断しました。
----------	------------	------	---

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

プロジェクトの数値目標

目標項目	23年度	24年度	25年度		26年度	27年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
県内スポーツ大会・イベントの参加者数	/	187,410人	192,417人	1.00	202,700人	202,700人
	182,509人	240,989人	222,169人		/	/

目標項目の説明と平成26年度目標値の考え方

目標項目の説明	県、市町が主体となって実施するスポーツ大会・スポーツイベントの参加者数
26年度目標値の考え方	平成25年度の実績値が平成27年度の目標を達成できたため、平成27年度の目標値と同数を目指して設定しました。

実践取組の目標

実践取組	実践取組の目標	23年度	24年度	25年度		26年度	27年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
1「スポーツによる地域の活性化」に挑戦します！	「スポーツボランティアバンク」の登録人数	/	250人	400人	1.00	550人	600人
		—	95人	523人		/	/
	スポーツによる地域経済の活性化に取り組む市町数（累計）	/	2市町	4市町	1.00	6市町	8市町
		—	2市町	4市町		/	/

実践取組	実践取組の目標	23年度	24年度	25年度		26年度	27年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
2「みえのスポーツを支える人づくり」に挑戦します！	強化指定する高校運動部活動数		6部	10部	1.00	20部	20部
		—	8部	21部			
	県障がい者スポーツ大会参加者数		1,450人	1,500人	1.00	1,550人	1,600人
		1,373人	1,300人	1,501人			

(単位：百万円)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
予算額等	49	48	61	

平成25年度の実践取組概要

- ①スポーツを通じた地域の活性化を推進するため、「みえのスポーツ・まちづくり会議」を2回開催（7月23日、12月14日）し、幅広い分野の方から意見を聴取
- ②「みえのスポーツ応援隊（スポーツボランティアバンク）」の登録者拡大のための普及啓発（登録者数523名）や登録者への講習会・研修会を開催するとともに、市町等が開催するスポーツイベント等へ派遣（延べ187人）
- ③スポーツを地域の経済や観光の振興につなげるため、スポーツコミッションの推進に向けた市町の取組に対して支援（鳥羽市、志摩市、菟野町、紀北町）
- ④市町等が開催する大会やスポーツイベント等へメディカルサポート（スポーツ医科学に関する支援）の実施（亀山市、名張市、志摩市、菟野町）
- ⑤市町が開催するスポーツ教室やイベント等への県内トップチームの派遣（亀山市、津市、名張市、志摩市、菟野町）
- ⑥競技経験の少ない小中学生を対象とした競技者の発掘・育成（6競技）
- ⑦中学校及び高等学校運動部の指導者の資質向上のため、指導者研修会の開催（高等学校20名、中学校7名を指定）及びみえスポーツアドバイザーの派遣（月16回派遣）
- ⑧中学校及び高等学校の運動部活動の充実を図るため、外部指導者の活用（中学校100名、高等学校70名）やスポーツ特別選考による教員採用（3競技（ホッケー、アーチェリー、ヨット）等による指導者の確保
- ⑨高等学校運動部の強化指定による高等学校運動部活動の支援（15校21部）
- ⑩障がい者スポーツ普及のため、新たな障がい者スポーツ競技団体結成を支援（1団体結成）

平成25年度の成果と残された課題（評価結果）

- ①「みえのスポーツ応援隊（スポーツボランティアバンク）」の登録者数が目標の400人を上回る523名となりました。今後は、登録者の確保に加えて、資質向上にも努め、スポーツを支える人材の育成と活用の拡大を図っていく必要があります。
- ②みえのスポーツ地域づくり推進事業（スポーツコミッション事業、トップチーム派遣事業、メディカルサポート活用事業）については、未実施市町への働きかけを行い、取組市町の拡充を図っていく必要があります。
- ③ジュニア選手の育成のため、ウェイトリフティング、なぎなた、ヨット、カヌー、山岳（クライミング）、水球の6競技団体において、ジュニア発掘に取り組み、新たな参加者を確保できました。一方で、将来国内外で活躍できるようなトップジュニア選手のさらなる競技力向上に向けた取組を

図る必要があります。

- ④各競技団体の指導者や強化担当者、ジュニア選手や中学校及び高等学校運動部の指導者を対象に研修会を開催し、指導者のニーズに応じた指導技術やメンタルトレーニング、コンディショニングの方法など多様な指導技術を提供できました。本県の競技力向上を図るうえで、引き続き、指導者の資質向上に取り組む必要があります。
- ⑤高校運動部強化指定事業については、全国トップレベルにある運動部及び女子に特化した運動部を強化指定し、合宿や遠征等の強化活動を支援しました。今後は、強化指定の対象範囲や支援内容など制度の拡充を検討していく必要があります。
- ⑥平成 33 年に本県で開催される全国障害者スポーツ大会に向けて、競技団体の育成に取り組み、1 競技団体が結成されました。今後、残る競技団体の結成を図るとともに、平成 24、25 年度に結成した競技団体を含め、既存の障がい者スポーツ競技団体の強化や障害者スポーツ指導員の育成が必要です。

新しい豊かさ協創プロジェクト推進会議における主な意見

- ①スポーツ合宿で誘致した方を、リピーターとして熊野古道などの観光で再度訪れてくれるような取組を進めることで、交流人口が増加し、地域の活性化につながっている。
- ②オリンピックの事前キャンプ地誘致も、スポーツによる地域の活性化には有効である。インターハイ、オリンピック、国体を迎えるにあたって、スポーツを「みる人」「支える人」の養成が重要であり、今後の三重県のスポーツ文化の醸成に関わってくる。
- ③県高体連の調査によると、高校で運動部に所属していない生徒の割合が、男子よりも女子のほうが高くなっているが、その理由として「体力に自信がない」という理由が多数となっており、幼少期の体力づくりが重要になる。
- ④学校の運動部活動は、指導者に惹かれて入部する事例が多いように聞いているので、子どもたちを惹きつける力量のある指導者の確保が大事である。
- ⑤スポーツとは関わりのない人に訴えかける仕掛けが必要であり、ケーブルテレビやテレビなどを通して、アスリートの活動実態について幅広く紹介していくべきである。
- ⑥ボランティアなどで、幅広い人が障がい者スポーツに関われるようになるのが理想である。
- ⑦障がい者スポーツの指導は、健常者スポーツの指導者であっても、有益な指導をいただける場合があることから、障がい者スポーツの指導者を幅広く確保する必要がある。

平成 26 年度の改善のポイントと取組方向

- ①「みえのスポーツ応援隊」のさらなる加入促進と登録者の資質向上に取り組むとともに、活躍の機会の拡大を図っていきます。
- ②スポーツ地域づくり推進事業（スポーツコミッション事業、トップチーム派遣事業、メディカルサポート活用事業）について、未実施の市町での事業実施を働きかけ、スポーツを通じた地域の活性化を推進していきます。
- ③各競技団体と連携し、ジュニア選手の発掘・育成を計画的に進めるとともに、新たに中学校運動部の強化指定を行います。あわせて、国内外で活躍できるトップジュニア選手の育成のために、トップアスリート応援募金を活用して個々の活動を支援します。
- ④アスレティックトレーナー等を派遣する競技団体を拡充するとともに、指導者のニーズに応じた研修会を計画的に開催するなど指導者の資質向上に取り組めます。また、新たに、全国トップアスリ

ートを指導者として配置するとともに、オリンピック選手や国内外で活躍する優秀な指導者を競技団体等へ派遣します。

- ⑤高等学校運動部の強化指定については、これまでの指定に加え、新たに、今後の活躍が期待できる運動部も強化指定の対象とするなど、高等学校運動部の強化指定を拡充していきます。
- ⑥中学校や高等学校の運動部活動の充実を図るため、外部指導者の有効活用やスポーツ特別選考による教員採用等を進めていきます。
- ⑦引き続き、全国障害者スポーツ大会の競技団体の結成に努めるとともに、平成 24、25 年度に結成した競技団体を含め、県内全域で活動する障がい者スポーツ競技団体の活動支援や、中級障害者スポーツ指導員養成のための講習会を実施し、競技スポーツの充実を図ります。

プロジェクトの目標

二歩先を見据えて、環境・エネルギー関連分野の技術の活用やエネルギーの効率的な利用を図りながら、ライフスタイルや生産プロセスなどあらゆるシーンで変革を促す取組を進め、4年後には、環境負荷を減らしながら、県民の皆さんが豊かさを実感できる「スマートライフ」への転換が進んでいます。

評価結果を踏まえたプロジェクトの進展度と判断理由

進展度 *	A (進んだ)	判断理由	プロジェクトの数値目標を達成するとともに、全ての実践取組において目標値を達成していることから、「進んだ」と判断しました。
----------	------------	------	--

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

プロジェクトの数値目標

目標項目	23年度	24年度	25年度		26年度	27年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
県民の皆さんや企業をはじめとしたさまざまな主体が連携して取り組むプロジェクト数(累計)		7件	13件	1.00	19件	25件
	—	7件	16件			

目標項目の説明と平成26年度目標値の考え方

目標項目の説明	「みえグリーンイノベーション構想」*などの中で取り組むプロジェクト数
26年度目標値の考え方	平成24年度の実績値及び平成25年度の目標値を踏まえ、平成26年度も引き続き同程度(6件)のプロジェクト創出をめざすための目標値を設定しました。

実践取組の目標

実践取組	年次計画のうち 主なもの	23年度	24年度	25年度		26年度	27年度
		目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
1 「環境・エネルギー関連産業の集積と育成」に挑戦します！	クリーンエネルギー関連に取り組む企業のネットワーク化		20社	20社	1.00	20社	20社
		—	113社	43社			
	自動車の軽量化・省エネ化に取り組む企業の支援(累計)		18社	27社	1.00	33社	33社
		13社	22社	30社			
2 「地域資源を生かした安全で安心な新エネルギーの導入」に挑戦します！	大規模な新エネルギー施設の導入		1施設	1施設	1.00	1施設	1施設
		—	1施設	2施設			

実践取組	年次計画のうち 主なもの	23年度	24年度	25年度		26年度	27年度
		目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
3 「県民の皆さん や企業と取り組む 省エネをはじめと した地域づくりの 推進」に挑戦しま す！	協議会での検 討・取組数		5件	5件	1.00	5件	5件
		—	5件	7件			
	企業の省エネル ギーにつながる 取組促進		5社	5社	1.00	5社	5社
		—	3社	8社			

(単位：百万円)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
予算額等	85	156	260	

平成 25 年度の取組概要

- ①企業・大学・経済団体・市町等産学官で構成する「みえスマートライフ推進協議会」を核として、環境・エネルギー関連産業の育成及び集積を目的とした「グリーンイノベーション推進部会」、地域資源を生かした新エネルギーの導入促進を目的とした「新エネルギー導入部会」、環境・エネルギー技術の活用によるまちづくりを目的とした「地域モデル検討部会」の3部会を設けて、研究会やプロジェクトを運営して具体的な取組を推進
- ②「エネルギー関連技術研究会」において、4つの分科会（燃料電池、太陽エネルギー、二次電池、省エネ・システム）を開催するとともに、県内中小企業と工業研究所が燃料電池や太陽電池等にかかる創エネ・省エネに関する共同研究開発を実施
- ③再エネ・省エネ技術を活用した新たな商品やビジネスを創出するため、環境省の「地域の技術シーズを活用した再エネ・省エネ対策フィージビリティ調査」の採択を受け、県内企業に対してシーズ・ニーズ調査を実施して、低炭素社会の実現につながる商品開発の方向性を検討
- ④バイオリファイナリー*、バイオケミカル分野での産業創生をめざし、四日市コンビナート企業などと「みえバイオリファイナリー研究会」を設立するとともに、国内外のバイオマス資源の賦存量やバイオリファイナリーに関する技術等の調査やセミナーなどを実施（平成 25 年 5 月 27 日研究会設立）
- ⑤企業や大学等が主体となった「未利用柑橘類を活用したバイオ燃料生産技術開発（熊野地域）」、「未利用工場排熱の農業生産システムへの展開事業（松阪市）」及び「固体水素源型燃料電池を用いた充電機能付き非常用電源の開発と実証実験（熊野市、鳥羽市）」のプロジェクトを構築
- ⑥自動車の共通課題である軽量化・省エネ化を背景にして、自動車の軽量化等に向けた研究会を昨年度に引き続き開催（開催実績：金属材料研究会（2回開催、22社）、複合プラスチック研究会（2回開催、51社）、接合・複合技術研究会（3回開催、58社）、CAE活用研究会（3回、73社）、電装・電動部品研究会（1回、4社）計11回 延べ208社の参加）
- ⑦平成 25 年 2 月 21 日に設置した「三重県・北海道」産業連携推進会議のもと、三重県のものづくり技術と北海道の未利用資源を含む地域資源を、県域を越えた人と人、モノがつながることにより、新たなビジネスの創出、地域経済の活性化をめざす取組を推進
- ⑧「メガソーラー*地域活性化研究会」を開催し、木曾岬干拓地メガソーラーの整備を周辺地域の産業

振興などに結びつけるため、事業者や関係市町等と協議

- ⑨「メタンハイドレート *地域活性化研究会」を開催し、メタンハイドレートに関する、国や（独）石油天然ガス・金属鉱物資源機構（JOGMEC）の調査研究の動向を、市町や経済団体等と情報共有するとともに、将来的に地域活性化につながる取組方策を検討
- ⑩市町や地域コミュニティ単位で取り組む新エネルギーを活用したまちづくり・地域づくりを促進するため、バイオマス活用推進計画策定への支援や、家庭・事業者の木質バイオマス熱利用など新エネルギー設備の導入を支援
- ⑪メガソーラー事業に関する相談を実施、また、メガソーラーの整備とともに環境教育や防災対策などの地域貢献策を支援
- ⑫「三重県木質バイオマスエネルギー利用推進協議会」を活用した関係者間の連携強化、木質チップ原料を供給する事業者の収集・運搬機械等の導入を支援（5事業体）
- ⑬農業用水を活用した小水力発電施設の導入に向けた中勢用水地区における実施設計を策定するとともに、小水力発電の普及に向けた地域の小水力発電量の賦存量調査、市町及び水路管理者への情報提供や説明会の実施
- ⑭桑名市の「陽だまりの丘」をフィールドに、地域の安全・安心、子育て環境等の課題に対応するため、電気自動車（EV）等のシェア事業、住居等へのHEMS（ホーム・エネルギー・マネジメント・システム）導入等、環境・エネルギー技術を活用したモデル提案を地元関係者と協議
- ⑮熊野市をフィールドに、地域産業の振興、雇用の場の創出等の課題に対応するため、電気自動車（EV）等の観光周遊手段としての活用や木質バイオマスの地産地消システム等、環境・エネルギー技術を活用したモデル提案を地元関係者と協議
- ⑯鳥羽市の離島（答志島）をフィールドに、地域の安全・安心や観光振興等の課題に対応するため、島内の周遊性向上を図る超小型電動車両や災害時に利用可能な太陽光発電等の導入等、環境・エネルギー技術を活用したモデル提案を地元関係者と協議
- ⑰ICT*を活用して、住民・観光客の満足度向上や産業振興、地域活性化につなげていくため、「みえICTを活用した産業活性化推進協議会」を設立し、新たなビジネスモデル・社会モデルを検討（平成25年7月17日設立、37社・団体が参画）
- ⑱低炭素なまちづくりを進めるため、伊勢市における電気自動車（EV）等を活用した低炭素社会モデル事業において、平成24年度に策定した協議会の取組や各主体の役割等を定めた行動計画（おかげさまAction）に基づき、小型電気自動車の導入等、その環境整備の実施

平成25年度の成果と残された課題（評価結果）

- ①「エネルギー関連技術研究会」の参加者の増加を図るとともに、県内中小企業と工業研究所が環境・エネルギーに関する共同研究開発に取り組み、県内企業の環境・エネルギー関連分野への展開を促進しました。今後、オープンイノベーション*を推進・加速させ、さらなる創エネ、蓄エネ、省エネに関するプロジェクトの形成を図るため、産学官のネットワークを拡充し、研究開発を促進していく必要があります。
- ②環境省の「地域の技術シーズを活用した再エネ・省エネ対策フィージビリティ調査」によるニーズとシーズのマッチングの取組を、低炭素化に資する商品化やビジネス化に結びつけていくことが必要です。
- ③「みえバイオリファイナリー研究会」を設立し、セミナーでの議論を通じて、県内企業や大学等とのネットワークを構築し、研究開発プロジェクト化に向けた検討や情報交換を行いました。今後は、本県の強みである資源の種類・量・転換技術等のポテンシャルを生かしたバイオマスのマテリアル

利用やエネルギー利用等、新たな連携テーマについて、企業や大学などが役割分担をしながら技術開発を進めるためのアクションプランを明らかにすることや、新たなプレーヤーを呼び込むことが必要です。

- ④未利用柑橘類を活用したバイオ燃料生産技術開発等、企業等が主体となったプロジェクトを国等の支援を受けて構築し、新たな環境・エネルギー分野における取組の育成を図りました。今後とも、このようなプロジェクトを産学官が連携して構築できるよう国等の支援等の活用や「みえスマートライフ推進協議会」のネットワークの活用を通じて支援していくことが必要です。
- ⑤自動車の軽量化について、金属材料等の5テーマについて研究会を計11回開催し、延べ208社292名の参加につながりました。このうち、8社が研究会活動をきっかけとして、新たな取組にチャレンジしました（金属材料研究会からアルミ溶湯清浄化に取り組む企業3社、CAE活用研究会から構造解析に取り組む企業6社（重複1社））。今後、本事業で培われたネットワークを生かし、多様な分野の県内ものづくり中小企業に共通する基盤技術の高度化を図る等、さらに発展的な取組につなげていくことが必要です。
- ⑥三重県・北海道の産業連携について、札幌市での「ものづくりテクノフェア2013」及び本県での「リーディング産業展」等の情報発信の機会を活用し、三重のものづくり中小企業が持つ技術を活用した新製品の開発や、両地域の農畜産品のコラボレーションによる商品開発など企業間連携による取組事例を紹介するとともに、参画メンバーの交流・連携を図りました。民間での連携が進む中で、新商品につながる取組も出てきています。今後、両地域の一層のコラボレーションを促進するため、新たなプロジェクトの創出をめざすネットワークの拡充や、販路開拓等の取組での連携のあり方も検討していく必要があります。
- ⑦木曾岬干拓地メガソーラーについて、5月に地元特別目的会社（木曾岬メガソーラー株式会社）が設立され、平成27年1月の運転開始をめざして工事が進められています。今後も、メガソーラー等の新エネルギー導入を産業振興など周辺地域の活性化に結びつけられるよう「メガソーラー地域活性化研究会」において検討していくことが必要です。
- ⑧メタンハイドレートについて、国や（独）石油天然ガス・金属鉱物資源機構（JOGMEC）の調査研究の動向を注視するとともに、エネルギー関連企業のニーズを把握し、漁業との共生や環境・エネルギー関連産業の創出など地域経済への波及効果が高まるような取組を「メタンハイドレート地域活性化研究会」において検討していくことが必要です。
- ⑨地域資源や地域特性を生かした太陽光発電や木質バイオマス利用等、新エネルギーの導入は着実に進んでいます。今後、さらなる普及を促進するには、市町や企業等と連携し、環境教育や防災対策等、特色あるまちづくり・地域づくりの観点で取り組むことが必要です。
- ⑩木質チップ原料の供給事業者に対し収集・運搬機械等の導入支援を行う等、木質バイオマスの安定供給体制づくりに取り組みました。今後も、さらに関係者間の連携を強化するとともに、供給事業者に対する支援を通じて木質バイオマスの安定供給体制を構築することが必要です。
- ⑪農業用水を活用した小水力発電について、中勢用水地区において小水力発電施設整備のための実施設計や、小水力発電量の賦存量調査及び情報提供等を行いました。施設整備に向け、引き続き関係機関との具体的な協議や諸手続き並びに小水力発電の導入に向けたさらなる普及啓発が必要です。
- ⑫桑名市の「陽だまりの丘」では、桑名市と大手ハウスメーカーが、まち全体のネットゼロエネルギー化、HEMS（ホーム・エネルギー・マネジメント・システム）や超小型電動モビリティのシェアシステム導入等、スマートタウンの整備に係る基本協定を締結しました。また、熊野市では、新鹿小中学校周辺の農業用水路で、持ち運び可能なマイクロ水力発電装置の商品開発に向けた課題抽出をねらいとした実証試験を開始するとともに、未利用木質バイオマスの地産地消型熱利用検討分

科会を設置し、プロジェクト化に向けた検討を開始しました。さらに、鳥羽市（答志島）及び熊野市では、企業、大学等が新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）から採択を受けた「固体水素源型燃料電池を用いた充電機能付き非常用電源の開発と実証実験」と連携し、小型燃料電池を活用した非常用電源確保のユーザーニーズの把握等、製品開発に向けた調査を進めました。引き続き、桑名、熊野、鳥羽の3つの地域モデル検討会では、産学官民参加による分科会を設置・運営し、課題・制約条件等を整理するとともに、地域ニーズをビジネスへ展開しようとする積極的な企業の参加を促進し、プロジェクト化を進めていくことが必要です。

- ⑬7月に設立した「みえICTを活用した産業活性化推進協議会」について、37社の企業、団体等が参画し、キックオフセミナーを開催するとともに、ICT・ビッグデータ*を活用して産業活性化をめざすネットワークづくりを行いました。また、協議会の方向性を議論する運営委員会を3回開催し、具体的なテーマ（観光、健康、共通基盤）ごとにワーキンググループを設置し、新たなビジネスモデル構築の検討を行いました。今後、取組を推進していくためには、アグリ（農業関連）等新たなワーキンググループ設置の検討に加え、積極的な企業や県内自治体の協議会への参加促進を促す必要があるとともに、行政が保有する情報のオープンデータ化に取り組むことが必要です。
- ⑭低炭素なまちづくりを進めていくためには、電気自動車（EV）等で走れるインフラ整備（充電施設の設置）が必要です。

新しい豊かさ協創プロジェクト推進会議における主な意見

- ①桑名市のスマートタウンの整備や熊野市のマイクロ水力発電の実証試験等、いくつかプロジェクト化されてきている。平成26年度に向けてさらに取組を推進してほしい。
- ②サイエンスやテクノロジーの力を借りながら、心のエコロジーと呼ばれる時代に向けて、日本人の心のよりどころとなる伊勢神宮を有する本県ならではの、ハードが中心ではなく、人の創造力や五感を大事にした人が中心となるスマートライフの構想を進めていってほしい。
- ③防災施設・避難施設における再エネ・蓄エネの整備を契機として産業振興につなげていくといいのではないか。
- ④地域住民の参画を促進するため、地域住民にとって、どのような利点があるのか等、昨年度実施した住民アンケート結果のほか、検討会の取り組み方向をフィードバックすべきではないか。
- ⑤三重県のスマートライフの取組について、他県との連携・意見交換等を通じて、先進性のある取組をさらにブラッシュアップしてより良い三重発のビジネスモデルを提案すべきではないか。

平成26年度の改善のポイントと取組方向

- ①企業の環境・エネルギー関連分野への展開促進について、「エネルギー関連技術研究会」において、引き続き4つの分科会を運営し、ネットワークの拡充を図るとともに共同研究に向けた技術支援やモデルプロジェクトの構築等、企業ニーズに沿った研究開発を促進していきます。
- ②引き続き、環境省の「地域の技術シーズを活用した再エネ・省エネ対策フィージビリティ調査」により、ニーズとシーズをマッチングしたテーマについて事業化に向けた課題抽出等に取り組み、環境・エネルギー関連産業の育成につなげます。
- ③「みえバイオリファイナリー研究会」において、県内外から新たなプレーヤーを呼び込むため、バイオリファイナリーの動向を把握するとともに、産学官が役割分担をしながら技術開発を進めるため、基礎研究・モデルプラント実証試験など、フェーズごとに重要な課題を調査分析し、研究開発プロジェクト化の目標達成に向けたロードマップを作成します。

- ④未利用柑橘類を活用したバイオ燃料生産技術開発等のプロジェクトの着実な推進を図るとともに、「みえスマートライフ推進協議会」を核に、オープンイノベーションを推進・加速させ、さらなるプロジェクト化を形成するため、産学官のネットワークを拡充していきます。また、現在支援している各プロジェクトにおいて、ビジネスモデルとして実現化をめざすとともに、関連する新たな製品開発に向け、県内ものづくり企業間での連携を促進していきます。
- ⑤自動車の軽量化に向けた研究会について、平成25年度後半から国（厚生労働省）の補助事業を活用した「戦略産業雇用創造プロジェクト」がスタートしたことから、平成26年度は、これまでに培われたネットワークを戦略産業雇用創造プロジェクトのメニューを通じて発展させていきます。
- ⑥三重県・北海道の産業連携について、十勝ラウンドでの取組の検証を行うなかで、地域の課題解決につながるプロジェクトの創出を支援するとともに、「リーディング産業展」への出展を通じ新たに参画を希望する県内の事業者も出てきていることから、今後も情報発信の機会を積極的に活用し、企業間の交流・連携を推進していきます。北海道庁等関係者と取組の方向性による連携のあり方や他の地域ラウンドへの拡大をはじめ、販路開拓などの取組についても検討していきます。
- ⑦メガソーラーの整備を契機として産業振興などを周辺地域の活性化に結びつけるため、「メガソーラー地域活性化研究会」において、事業者や市町等と連携しながら取り組みます。
- ⑧次世代のエネルギー資源として開発が期待されるメタンハイドレートに関しては、「メタンハイドレート地域活性化研究会」において、その実用化に向けた技術開発に関する最新情報の把握に努めるとともに、将来的にエネルギー関連産業の誘致等、地域の活性化に結びつけられる取組方策について検討します。
- ⑨市町と連携した新エネルギーを活用したまちづくりの取組や家庭・事業者の木質バイオマス熱利用などの新エネルギー設備導入への支援をはじめ、メガソーラー等を活用した地域貢献策への支援を通じ、新エネルギーの導入を促進します。
- ⑩平成26年秋に本格稼働予定の県内初の木質バイオマス発電事業に向けて、木質チップ原料の供給事業者に対し収集・運搬機械等の導入支援を行う等、木質バイオマスを安定供給できる体制づくりに取り組みます。
- ⑪農業用水を活用した小水力発電について、中勢用水地区において、実施設計に基づき発電施設の整備に着手します。また、農業用水における発電量の賦存量調査結果をもとに、小水力発電の導入に向けた普及啓発に取り組みます。
- ⑫桑名市・熊野市・鳥羽市（答志島）のプロジェクト検討会を引き続き運営するとともに、テーマごとに分科会を設置・運営し、さまざまなステークホルダーの参加促進を図りながら、国等の支援策を活用しつつ、プロジェクト化に向けて取組を進めます。
- ⑬企業や県内自治体に対し、みえICTを活用した産業活性化推進協議会への参画促進を図るとともに、県庁内で保有する行政情報のオープンデータ化に向けた検討を行います。また、ワーキンググループで検討したビジネスモデルの実証試験に取り組みます。さらにアグリ関連では、農地や植物工場にセンサを配置した農作物の栽培や、農業経営等に係る各種データを集積するプラットフォームの構築など、地域に賦存するデータの集積を活用した農業ビジネス創出の検討に取り組みます。
- ⑭電気自動車（EV）等を活用した低炭素なまちづくりを行うため、さらに、電気自動車（EV）等の導入を図るとともに、大規模集客施設や宿泊施設を中心に充電施設の普及を行います。

プロジェクトの目標

三重県観光の「予感」(三重へ行ってみたい)・「体感」(三重で旅行を満喫)・「実感」(三重は楽しかった、また行きたい)のサイクルが築かれ、観光産業が本県の経済をけん引する産業の一つとして確立されています。そのため、観光旅行者の多様なニーズに対応するさまざまな観光振興の取組を、県民の皆さん、市町、観光事業者、観光関係団体等と連携して進めます。4年後には、観光の基盤づくりが進み、観光旅行者の満足度が向上し、式年遷宮*後も観光入込客数が持続的に確保されています。

評価結果を踏まえたプロジェクトの進展度と判断理由

進展度	B (ある程度進んだ)	判断理由	プロジェクトの数値目標は達成しました。実践取組についても、5項目中4項目で目標を達成したことから、「ある程度進んだ」と判断しました。
-----	----------------	------	--

【*進展度：A(進んだ)、B(ある程度進んだ)、C(あまり進まなかった)、D(進まなかった)】

プロジェクトの数値目標

目標項目	23年度	24年度	25年度		26年度	27年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
観光レクリエーション入込客数		3,650万人	4,000万人	1.00	4,000万人	4,000万人
	3,565万人	3,787万人	4,080万人			

目標項目の説明と平成26年度目標値の考え方

目標項目の説明	1年間に観光レクリエーション等の目的で県内の観光地を訪れた人数について、全国観光統計基準に基づき集計した推計値
26年度目標値の考え方	遷宮効果により、誘客が順調に進んでいることから、最終目標値4,000万人を前倒しし、高い水準での維持を図っていくこととします。

実践取組の目標

実践取組	年次計画のうち 主なもの	23年度	24年度	25年度		26年度	27年度
		目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
1「さまざまな主体との連携による観光PR・誘客」に挑戦します!	延べ宿泊者数		770万人	800万人	1.00	800万人	800万人
		756万人	833万人	982万人 (暫定)			
	リピート意向率		82.0%	88.0%	0.96	94.0%	100.0%
		77.8%	83.9%	84.5%			

実践取組の目標

実践取組	年次計画のうち 主なもの	23 年度	24 年度	25 年度		26 年度	27 年度
		目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達 成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
2「海外での認知度アップによる来訪者の増加」に挑戦します！	県内の外国人延べ宿泊者数	/	100,000 人	120,000 人	1.00	135,000 人	150,000 人
		90,990 人	94,660 人	121,680 人(暫定)		/	/
	海外の自治体等との連携事業数(累計)	/	2 件	5 件	1.00	(達成済)	10 件
		—	3 件	10 件		/	/
3「来訪を促進する観光の基盤づくり」に挑戦します！	受講生が取り組んだ地域活動数(累計)	/	10 件	20 件	1.00	35 件	40 件
		—	13 件	29 件		/	/

(単位：百万円)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
予算額等	52	251	207	/

平成 25 年度の取組概要

- ①式年遷宮や世界遺産登録 10 周年などの好機を捉え、三重の認知度向上、周遊性・滞在性の向上、おもてなしの向上をめざす官民一体となった三重県観光キャンペーンを実施
三重県観光キャンペーンの核となる、「みえ旅パスポート」(発給数：205,976 件)、「みえ旅案内所」(68 施設⇒87 施設)、「みえ旅おもてなし施設」(640 施設⇒820 施設)の構築を行うとともに、地域部会の活用やテーマ性・ストーリー性を持った情報発信、SNS*を利用した三重の観光情報発信の強化により、キャンペーン終了後も持続する魅力的な観光地づくりを推進
- ②「遷宮」や「古事記」など共通テーマを持つ他県や東大和西三重観光連盟、西美濃北伊勢観光サミットなど近隣地域との県境を越えた地域間連携により効果的な情報発信を推進
- ③「2013 日台観光サミット in 三重」の開催を契機として、継続的に台湾からの誘客促進を図るとともに、国際戦略の指針を策定し、「選択と集中」によりターゲットを明確にした海外誘客戦略を展開
- ④「昇龍道プロジェクト」など広域連携によるスケールメリットを活かした海外誘客を推進
- ⑤外国人が多く訪れる県内観光地を対象に、外国人観光客受入環境の整備を促進
- ⑥本県が世界に誇る観光資源である「海女」や「忍者」を積極的に活用し、国内外への情報発信及び誘客を促進
- ⑦ロケツーリズムやエコツーリズム、スポーツツーリズム*、産業観光など地域資源を生かしたニューツーリズムを支援
- ⑧バリアフリー観光に先進的に取り組む特定非営利法人伊勢志摩バリアフリースターセンター等との連携により、日本一のバリアフリー観光県づくりを推進
- ⑨観光事業者等を対象とした観光面での防災対策の啓発と三重県新地震・津波対策行動計画における観光防災に関する取組のとりまとめ

平成 25 年度の成果と残された課題（評価結果）

- ①観光キャンペーンでは、官民連携して「みえ旅パスポート」の発給促進、「みえ旅案内所」及び「みえ旅おもてなし施設」の充実を図りました。観光客実態調査において、主要観光地への立寄地点数が県内すべての地域で上昇（北勢：1.13→1.32、中南勢：1.20→1.45、伊勢志摩：2.78→3.20、伊賀：1.48→1.49、東紀州：1.96→2.10）していることから周遊性が向上したものと思われます。これらの結果を踏まえ、今後とも効果的な情報発信や誘客促進につなげていく必要があります。
- また、県内全市町に5つの地域部会の参画を得て、県内各地の地域の魅力発見や情報発信、地域連携事業の実施など、地域と一体となった取組を進めました。
- 情報発信については、オフィシャルガイドブック（各30万部発行）やエリアパンフレットを半年ごとにテーマを更新して発行し、県内各地の旬の情報やキャンペーン企画の情報を提供しました。また、オフィシャルホームページを11月にはスマートフォン対応にするとともに、観光連盟と連携して、フェイスブックやツイッター、LINEを利用した観光情報発信に取り組みました。
- 首都圏等大都市圏においては、三重テラス*、名古屋桜通りカフェや雑誌媒体を活用した女性、シニア等に狙いを絞った情報発信やメディア等を対象にした企画提案、情報発信を行うとともに、地方では、百貨店の物産展などでPRを行いました。（メディア掲載件数159回　うち新聞115回、雑誌25回、TV19回）
- 民間事業者等との連携では、75社を超える企業等に協力いただき、商品開発、ロゴマークの活用、ポスターの掲出など、官民が一体となった三重県の認知度向上に取り組みました。また、県ゆかりの著名人8人を新たに「みえの国観光大使」に任命し、イベントやメディアを通じて、三重県のPRを行いました。
- 引き続き、地域部会や民間企業等と連携した取組を実施することで、官民が一体となった継続的な観光誘客や周遊性、滞在性の向上を進めていく必要があります。
- ②「遷宮」や「古事記」などの共通テーマを持つ他県と連携し情報発信を行いました。これらの取組により、日経トレンドの2013ヒット商品ベスト30の5位に「伊勢・出雲」が選ばれるなど、全国的に認知度が向上しました。また、東大和西三重観光連盟や西美濃北伊勢観光サミットなど近隣地域が県境を越えて情報発信することで、誘客の促進や周遊性の向上に努めました。今後とも、共通テーマを持つ他県や近隣地域との県境を越えた広域連携により、効果的な情報発信を行い、認知度を高めていく必要があります。
- ③「2013日台観光サミット in 三重」を契機に、継続的な誘客促進を図るため、サミット終了直後に台湾にミッション団を派遣し、台北、台中、高雄で説明会や商談会を開催するとともに、三重県に協力的な旅行会社による「三重県観光アドバイザー会議」を開催するなど、台湾との取組を集中的に実施しました。その結果、三重区のある台湾新北市との観光交流協定締結（10月）、天灯祭における新北市との交流、台湾ランタン祭への出展など日台双方の観光文化交流促進が評価され、2月には台湾交通部観光局から「2014台湾観光貢献賞」を受賞しました。これら取組の結果、平成25年の台湾から三重県への延べ宿泊者数は27,360人となり、目標としていた25,000人を上回り過去最高を記録しました。また、海外から三重県への誘客を促進するために「三重県海外観光特使」制度を創設し、平成26年3月に、マレーシアからの誘客を進めるため、マレーシアの旅行会社のトップに初めて委嘱しました。国際戦略の指針となる「みえ国際展開の基本方針」*を昨年9月に策定したことから、今後とも海外誘客については、同方針に基づき、ターゲットとする国・地域を絞り込んで展開していく必要があります。

- ④海外でのPRについては、「昇龍道プロジェクト」など広域連携による取組を中部運輸局や中部広域観光推進協議会と一体となって進めていく必要があります。
- ⑤外国人観光客の受入環境の向上を図るため、外国人観光客が訪れるみえ旅案内所等に指さし案内や、Wi-Fi整備（平成25年度までに73ヵ所整備予定）を行いました。今後とも、引き続き、整備を進めていく必要があります。
- ⑥本県が世界に誇る観光資源である「海女」や「忍者」については、海外のプレスを招いてプレスツアー開催など、地域が中心となった協議会が実施するイベントや情報発信等への支援が必要です。平成26年度は、全国海女サミットが志摩市で予定されており、サミット成功に向けて地域と連携していく必要があります。
- ⑦JFC（ジャパンフィルムコミッション）の総会を9月に伊勢市に誘致し開催しました。また、県内9つのフィルムコミッションにおいて、映画やドラマ、CM等、年間200件を越える取材協力や撮影支援を行うとともに、テーマを絞ったロケ地巡り用の冊子「映画旅文学旅みえ」の作成や今年5月公開の映画「WOODJOB」の全国公開に併せて、ロケ地マップを作成しました。今後、映画配給会社とタイアップしたPRなど、関係市町と連携しロケツーリズムを推進する必要があります。また、周年事業や県内各地域の取組等と連携しながらエコツーリズムやスポーツツーリズムを推進するなど地域資源を生かしたニューツーリズムが地域に定着するよう、取組を進める必要があります。
- ⑧6月の「バリアフリー観光全国フォーラム伊勢大会」において、「日本一のバリアフリー観光県推進宣言」を行い、研修会や高齢者、障がい者を対象としたモニターツアーを実施しました。今後、県内全域でバリアフリー観光を推進することを通じて、おもてなしの向上にもつなげていく必要があります。
- ⑨観光事業者を対象とした観光地の防災に関する啓発活動を2回実施しました。今後、三重県新地震・津波対策行動計画に基づき、観光地の防災対策を進めていく必要があります。
- ⑩「みえICTを活用した産業活性化推進協議会」に観光ワーキンググループを設置し検討をはじめました。

新しい豊かさ協創プロジェクト推進会議における主な意見

- ①式年遷宮*を生かした国内誘客については、交通渋滞対策を含め、概ねうまくいったのではないかと。初めて伊勢（三重）に来た観光客が増えており、この人たちがリピーターとなって再び訪れていただけのかが今後の課題である。現場では、多くのお客さんの対応に追われ、充分なおもてなしができなかったという心配の声も聞こえるが、20年前のような悪い評判（二度と来たくない）は聞いていない。
- ②今後、団体客より個人客が中心となってくる。公共交通機関で来県した個人客が、行きたい場所に周遊できるようにするためには二次交通の整備が重要である。伊賀地域では、今年4月から、レンタカー会社と連携し、レンタカープランを実施する予定である。また、荷物がネックとなり、公共交通機関の利用が敬遠されるケースが多い。荷物を置くスペースの確保や搬送サービスのシステムがあれば行動範囲が広がり、公共交通機関利用増も見込まれる。
- ③三重県には、海女や忍者など本物の観光資源があるが、観光メニューがないと観光客を呼ぶことはできない。「忍者」については、伊賀でも十数年前まではなかったが、忍者ショーや体験施設などのメニューが整ってきて、最近では、忍者体験が企業研修（精神修行）として取り入れられるケースも出てきた。「海女」については、世界遺産登録は海外誘客にとっても効果があるが、現地でもなかなか本物の海女を見ることはできないので、しろんご祭りや御潜（みかつき）神事など伝統的な祭

りを通じて見える形でPRすることが重要である。

- ④外国人誘客を推進するためには、外国人が判断するための観光品質認証を研究する必要がある。
また、W i - F i 環境の整備は不可欠である。
- ⑤これから建物の耐震規制がおこなわれる。耐震規制は防災上大切であるが、今後、小規模な旅館も対象となることを懸念している。

平成 26 年度の改善のポイントと取組方向

- ①式年遷宮「おかげ年」の機運を持続させるとともに、平成 26 年の熊野古道世界遺産登録 10 周年等の好機を最大限活用し、引き続き、みえ旅パスポートの発給促進、みえ旅案内所、みえ旅おもてなし施設の充実を図るとともに、地域部会や民間事業者等幅広い主体と連携した取組を進めることで、官民一体となった誘客促進を図ります。三重テラスを活用した首都圏等での情報発信、みえ旅パスポート八十八ヵ所めぐりスタンプ帳の配布、全国規模の観光展である「ツーリズム E X P O 2014」への出展、熊野古道世界遺産登録 10 周年を記念したドライブプランの実施、おもてなし施設ガイドマップの作成、旅行商品造成の働きかけ等展開することで、本県への誘客促進、来訪者の周遊性・滞在性の向上に取り組めます。
- ②別宮の遷宮、古事記、歴史街道などテーマやストーリーづくりを重視し、神話や古事記等を通じて共通の話題を有する島根県、奈良県、和歌山県等との連携や県境を越えた連携を強化し、旅こころをひきつける、テーマ性、ストーリー性を有した情報発信を実施し、誘客の促進と周遊性の向上を図ります。
- ③「みえ国際展開に関する基本方針」に基づき、台湾、タイ、マレーシアについて、集中的なセールスや「三重県海外観光特使」の委嘱等により、効果的、重点的にプロモーションを実施します。台湾については、台北だけでなく、台中や南部の高雄での取組を強化し、台湾全域からの誘客を促進します。
- ④観光誘客のみならず、産業や物産と一体となり三重県の魅力を総合的にPRし、ビジネス客も含めた海外来県者全体の増加を目指します。また、「昇龍道プロジェクト」など広域連携を進め、中部地域全体での知名度向上を行います。
- ⑤W i - F i、案内表示等の外国人観光客の受入環境整備について、みえ旅案内所等への整備を促進します。
- ⑥本県が世界に誇る観光資源である「海女」や「忍者」について、引き続き、地域の協議会での取り組みを支援することで、地域全体の連携を促すとともに、モデルコースの設定やイベント・祭りを通じて、国内外への発信を強化します。
- ⑦ロケ地マップやテーマを絞った冊子、周年事業等を活用し、ロケツーリズム、スポーツツーリズム、エコツーリズムなどの地域資源を生かしたニューツーリズムの取組について、情報発信を中心に連携して取り組めます。
- ⑧障がい者、高齢者など移動に困難を伴う方に、県内のバリアフリー観光情報を発信するとともに、受け入れ側の情報提供機能や相談機能を高めることで、地域におけるコンシェルジュ機能を充実します。
- ⑨三重県新地震・津波対策行動計画にもとづき、防災対策部と連携して観光防災にかかる人材育成、課題検討の場づくり、避難訓練の実施などに取り組めます。
- ⑩ I C T については、産学官連携による観光ワーキンググループにおいて、引き続き、観光客の利便性向上や観光産業の振興につながる実証事業の実施に向けた取組を進めます。

⑪交通対策については、地域協議会の一員として、関係機関と連携しながら交通渋滞の緩和などの課題解決に取り組むとともに、引き続き二次交通対策についても地域と連携して検討します。

プロジェクトの目標

さまざまな分野において、多くの県民の皆さんが、アクティブ・シチズンとして自らの個性や能力を發揮しながら、地域の課題解決に主体的に取り組み、成果を上げるとともに、充実した生活を送っています。

このような社会をめざして、子どもや若者をはじめ、外国人住民や障がい者など、さまざまな主体の参画を促進するための支援や場づくり、連携の仕組みづくりに取り組むことにより、4年後には、より幅広い層の県民の皆さんが、自らの能力を發揮しながら積極的に社会に参画したり、地域づくりの担い手として、地域の課題解決に取り組んだりしています。

評価結果を踏まえたプロジェクトの進展度と判断理由

進展度 *	B (ある程度進んだ)	判断理由	プロジェクトの数値目標の達成はありませんでしたが、実践取組では5項目中4項目で目標を達成していることから、総合的に「ある程度進んだ」と判断しました。
----------	----------------	------	--

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

プロジェクトの数値目標

目標項目	23年度	24年度	25年度		26年度	27年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
地域活動に参画している学生の割合	/	15.0%	21.0%	0.99	24.0%	27.0%
	13.4%	18.4%	20.7%		/	/

目標項目の説明と平成26年度目標値の考え方

目標項目の説明	県内高等教育機関の学生のうち、地域活動へ参画している学生の割合
26年度目標値の考え方	平成25年度の実績値は目標値をやや下回ったものの順調に推移しています。引き続き、「学生」×「地域」カフェを開催するなど、平成27年度目標値の着実な達成に向けて、平成26年度目標値を24.0%と設定しました。

目標項目	23年度	24年度	25年度		26年度	27年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
パートナーグループネットワーク構築数(累計)	/	2,100	2,700	0.88	3,000	3,000
	388	1,455	2,549		/	/

目標項目の説明と平成26年度目標値の考え方

目標項目の説明	地域をよりよくしていこうとするパートナーグループのネットワーク構築数
26年度目標値の考え方	平成26年度においては、パートナーグループ登録数(累計)の目標値を1,000グループと設定しており、1パートナーグループにつき3つのネットワークが構築されるとして3,000と設定しました。 ※「美し国おこし・三重」基本計画(改訂版)により設定

目標項目	23年度	24年度	25年度		26年度	27年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
認定NPO法人 人数		5法人	10法人	0.40	20法人	30法人
	1法人	3法人	4法人			
目標項目の説明と平成26年度目標値の考え方						
目標項目 の説明	県内の特定非営利活動法人のうち、その運営組織および事業活動が適正であり、公益の増進に資するものとして、認定を受けた特定非営利活動法人（認定NPO法人）の数					
26年度目標 値の考え方	平成26年度は、導入2年目となるNPO法人条例指定制度について、啓発や申請手続きの助言等を行うことにより、認定NPO法人数の増加が見込まれることから、20法人と設定しました。					

実践取組	年次計画のうち 主なもの	23年度	24年度	25年度		26年度	27年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
1 「次代を担う子ども・若者の県民力を高める仕組みづくり」に挑戦します	学生と地域のさまざまな主体との交流フォーラムの開催回数		5回	5回	1.00	5回	5回
		0回	5回	12回			
2 「さまざまな事情で支援が必要な県民の皆さんの能力発揮・参画の支援」に挑戦します	県の取り組む多文化共生社会づくり事業に参画した主体数（累計）		28団体	32団体	1.00	36団体	40団体
		25団体	29団体	34団体			
	パーキングパーミット制度*における利用証の保有者数（累計）		8,500人	11,200人	1.00	(達成済)	11,500人
—	10,201人	19,061人					
3 「『美し国おこし・三重』の新たな展開」に挑戦します	パートナーグループ登録数（累計）		700グループ	900グループ	0.43	1,000グループ	1,000グループ
		342グループ	513グループ	681グループ			
4 「NPOの活動を支える仕組みづくり」に挑戦します	NPOの提案から取り組んだ「協創」の実践活動数（累計）		10事業	15事業	1.00	20事業	25事業
		5事業	11事業	19事業			

(単位:百万円)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
予算額等	490	350	689	

平成25年度の取組概要

- ①県内高等教育機関と連携し、地域の皆さんと大学生等が地域の課題について意見交換等を行う「学生」×「地域」カフェ（交流フォーラム）を12テーマで開催（参加学生数154名）。学生団体の地域貢献活動やその成果を県民の皆さんと共有することを目的とする「『学生』×『地域』」の取組事

例発表会「ベストプラクティスコンテスト」(発表・展示団体数 19 団体)と、学生と地域が連携する優良事例を紹介し、参加者のノウハウを醸成することを目的とするパネルディスカッション形式の「大学・地域連携シンポジウム」を 3 月に同時開催(参加者数約 150 名)

- ②将来の地域の担い手となる子どもたちの農村における地域活動への参画を促進するため、子どもたちの参加による農地・農業用施設の保全活動や農業体験活動、自然観察会などの取組を支援
- ③大学生 50 人を少年警察ボランティアに委嘱し、当該ボランティア等の参画を得て、非行少年等の立ち直りを目的とした「少年の居場所づくり」を 10 回実施(平成 25 年度実績: 10 回実施)
- ④社会全体で犯罪被害者等を支援する機運を醸成するため、関係機関・団体と連携した各種広報・啓発を実施(「命の大切さを学ぶ教室」を 16 回開催、平成 25 年 11 月 23 日「犯罪被害者支援を考える集い」を開催、平成 25 年 11 月 14 日「犯罪被害者支援キャラバン隊」が南伊勢町、大紀町、大台町の 3 町を訪問)
- ⑤日本語指導ボランティア研修(入門研修、ブラッシュアップ研修)を開催するとともに、多言語ホームページ(ポルトガル語、スペイン語、英語、日本語)で外国人住民に必要な行政や制度に関する情報を提供(①情報掲載数: ビデオ情報 24 件、文字情報 122 件 ②ページビュー数 月平均約 10,000)
- ⑥多言語相談窓口の設置、医療・災害時等のサポート体制の充実などに取り組み、外国人住民の地域社会への参画を支援(相談窓口等相談件数 1,045 件、医療通訳育成研修(1 回)、災害時外国人サポーター研修(鳥羽市、伊賀市)、外国人を主な対象とした避難所訓練(鳥羽市、伊賀市))
- ⑦NPO、経済団体、行政等のさまざまな主体が連携して、多文化共生の啓発イベントを開催(ヒューマンフェスタ in 亀山との同時開催 参加者数 150 名)
- ⑧日本語指導が必要な外国人児童生徒に対し、外国人児童生徒巡回相談員(12 名)による日本語指導や、学校生活への適応指導の充実、日本語で学ぶ力の育成を目指したカリキュラム(JSLカリキュラム*)の実践研究を実施
- ⑨外国人児童生徒のための教科指導研究推進会議を 2 回開催し、日本語で学ぶ力の育成をめざしたカリキュラム(JSLカリキュラム)を活用したわかりやすい授業づくりに向けた取組について協議を実施
- ⑩小・中・高等学校の外国人児童生徒教育担当者を対象とした会議の開催(6 回)
- ⑪市町教育委員会が行う外国人の子どもの就学支援及び「初期適応指導教室」*の取組を支援(7 市町)
- ⑫保護者向け連絡文書例(ビザイヤ語版)のホームページ掲載及び、外国人児童生徒支援コミュニケーションハンドブック(ビザイヤ語版)の作成
- ⑬芸術文化活動に取り組む障がい者が作品等を発表する「障がい者芸術文化祭」を開催(平成 25 年 12 月開催: ステージ発表(25 組、285 人)、作品展示(231 点) 入場者数 1,820 人)
- ⑭「三重おもいやり駐車場利用証」の申請受付及び交付事務を行うとともに、市町、ユニバーサルデザインアドバイザー、社会福祉協議会などと連携し「三重おもいやり駐車場利用証制度」の普及啓発を実施するほか、さまざまな施設へ「おもいやり駐車場」の登録について事業者等に協力を依頼(「三重おもいやり駐車場利用証制度」の利用証交付者数 19,061 人、「おもいやり駐車場」の登録届出数 1,889 施設、3,781 区画 ※累計)
- ⑮「美し国おこし・三重」の拡大座談会を 36 か所で開催し、2,431 人が参加するとともに、専門家派遣を 22 件(延べ 60 回(日))実施 パートナーグループに合計 681 グループが登録
- ⑯平成 26 年の県民力拡大プロジェクトのプレイベントとして、「プレ^{えんぼく}縁博みえ」を 9 月~12 月に実施し、422 件の地域づくりイベントが展開されるとともに、「プレ三重県民^{だいえんかい}大縁会」を 12 月に開催

し、約 8,180 人の参加・来場者数を記録

- ⑰ 平成 24 年度に策定した「夢をかたちにするまちづくり～『新しい公共』のヒント集～」(以下「ヒント集」という。)を活用し、NPO 活動の現状と課題を聴き取るため、平成 25 年 6～8 月に県内の全 NPO 法人(641 法人)と面談。また、NPO の新たなパートナー開拓の方策について、NPO と企業、大学、行政によるワーキンググループを実施(20 回)。
- ⑱ 県民の NPO 活動への理解を深めるため、「市民活動・NPO 月間」(12 月)を新たに設け、多様な主体と協働して県内 9 地域で 18 件のイベントやセミナーを集中的に実施。また、1 月には集大成イベントとして「協創シンポジウム」を開催(200 人参加)。
- ⑲ 「みえ災害ボランティア支援センター」では、25 年 9 月まで、東日本大震災の被災地にボランティアバスを派遣(8 便、175 人参加)。「災害ボランティアシンポジウム」(12 月、103 人参加)など災害の教訓や活動の成果を今後につなげる取組を行い、12 月末閉所。閉所以降は、県が平常時の事務局を担うとともに、市町、市町社協、NPO 等を対象に、現地災害ボランティアセンターの準備態勢の重要性について理解を深めるための研修を実施。

平成 25 年度の成果と残された課題(評価結果)

- ① 「学生」×「地域」カフェ(交流フォーラム)の開催テーマ数、参加学生数ともに、前年度に比べて増加したことで、学生に対し地域活動へ参画する場を提供することができました。参加学生や受入団体等を対象にしたアンケート等を通じて、大学生等に地域活動への参画を促すための課題やノウハウを得ることができました。また、『学生』×『地域』の取組事例発表会「ベストプラクティスコンテスト」と「大学・地域連携シンポジウム」の開催を通じて、参加した県民の皆さんや学生間で取組の共有やノウハウの醸成を行うことができました。平成 24 年度からの取組の成果と課題を踏まえて、県内高等教育機関等と地域との連携の仕組みづくりの検討に着手する必要があります。
- ② 農地・農業用施設・景観の保全活動については、地域の子どもたちも参加し、地域一体となった取組が進んでいます。活動の継続に向け、地域の人材育成や持続的に活動を支える体制づくりにより、地域コミュニティ活動として定着させていく必要があります。
- ③ 大学生 50 人を少年警察学生ボランティアに委嘱し、その参画を得て、農業体験等の居場所づくり活動を実施するなど、少年の立ち直り支援活動を推進しました。今後とも更なる活動の推進を図っていく必要があります。
- ④ 「命の大切さを学ぶ教室」の受講者 5,630 人からアンケート調査を実施した結果、約 64%が「被害者や遺族の人たちは、大変な思いをしていると思った」、約 83%が「命を大切にしなければならない」と回答しており、被害者支援の重要性に対する理解が深まり、規範意識の高揚が図られました。引き続き「命の大切さを学ぶ教室」を開催し、次代を担うより多くの若者が被害者支援に対する理解を深めるよう働き掛けていく必要があります。
- ⑤ 平成 25 年度から「犯罪被害者支援を考える集い」、「犯罪被害者支援キャラバン隊」等のイベント運営に大学生ボランティアが参加したところです。引き続き大学生を始めとする多くの若者に対し、支援活動への参加を呼び掛けていくとともに、社会全体で犯罪被害者を支える機運を醸成するため、行政機関、民間支援団体、事業者等と一体となった広報啓発活動を推進していく必要があります。
- ⑥ 平成 25 年 7 月に施行された「三重県飲酒運転^{ゼロ}をめざす条例」及び平成 26 年 3 月に策定した同基本計画に基づき、規範意識の定着のため、教育機関による飲酒運転^{ゼロ}をめざした教育をはじめとした飲酒運転根絶の取組を、多くの県民の皆さんと連携して推進する必要があります。
- ⑦ 多言語ホームページ(ポルトガル語、スペイン語、英語、日本語)では、防災講座「台風について」を映像で提供して外国人住民の防災に関する意識啓発を行うとともに、学校教育に関する映像情報

「教育シリーズ①～⑨」を提供することで外国人住民に教育の大切さについての理解を深めてもらうことができました。今後も外国人住民の関心が高い話題を取り上げていくとともに、ホームページ閲覧者を増やしていく必要があります。

- ⑧外国人住民向け防災セミナー及び災害時外国人サポーター研修では「避難所情報伝達キット」を活用し、外国人とサポーターが合同で実践的な研修を行うことができました。また、大規模災害を想定した多言語情報提供に特化した図上訓練では、併せて「みえ災害時多言語支援センター」の設置・運営訓練を行うことで、より実践的な訓練にすることができました。
- 外国人住民が災害時要援護者の立場から、地域社会を支える側へと活動の場を広げることができる環境を作る必要があります。また、大規模災害時には、NPO等の中核的支援機関をはじめとするさまざまな主体と一体となって、「みえ災害時多言語支援センター」を設置・運営していく必要があります。
- ⑨外国人児童生徒教育担当者会議において、「外国人児童生徒の在籍学級における教科指導の方法」「小・中・高等学校の円滑な引継ぎ」について協議を行い、共有を図ることができました。小・中・高等学校において、日本語能力の育成に向けた指導方法やJSLカリキュラムに係る効果的な指導事例について調査研究、情報共有を深める必要があります。
- ⑩学校・家庭・地域が一体となった日本語支援体制づくりに取り組むとともに、外国人生徒支援専門員を活用してJSLカリキュラムの実践研究を進め、効果的な指導事例の収集に努めていますが、その成果を県内高等学校へ普及・拡大する必要があります。
- ⑪「障がい者芸術文化祭」については、特別支援学校特設コーナーの設置、コンビニエンスストアでのポスター掲示などにより、展示作品等の応募数や入場者数が平成24年度実績を上回りました。平成26年度は、引き続きより多くの方に参加してもらえるような取組が必要です。
- ⑫「三重おもいやり駐車場利用証制度」の利用証交付者数及び「おもいやり駐車場」の登録届出数が増加するなど、着実に当制度が定着しつつあるほか、利用証の取得者に対するアンケートで、8割近くの方が「制度の導入により車をとめやすくなった」と回答し、制度の導入効果が認められました。一方、依然として「おもいやり駐車場」で利用証を掲示していない車が多く見られることから、引き続き利用証を持たない方に対する啓発を進める必要があります。
- ⑬「美し国おこし・三重」については、パートナーグループに、170グループが新たに登録し、合計681グループとなるとともに、複数のグループが連携した取組事例も増えているなど、地域の皆さんが地域づくりに自発的に取り組む機運も向上しています。しかし、この取組があと1年であるということを勘案すると、取組が終了した後も自立・持続可能で元気な地域づくりが続けられるよう、県内の中間支援組織・機能との連携を一層密にし、グループ同士の広域的なネットワークづくりなどの支援を地域の実情に応じた形でさらに進めていく必要があります。
- ⑭「県民力拡大プロジェクトイベント」では、地域づくりの博覧会「プレ^{えんぼく}縁博みえ」に、パートナーグループ等が実施する422のイベントがエントリーされ、「プレ三重県民^{だいえんかい}大縁会」の参加・来場者も前年に比べて約2.2倍の8,180人となるなど、「美し国おこし・三重」の取組に広がりが見られるようになってきました。平成26年の「県民力拡大プロジェクト」については、単なるイベントで終わらせることなく、グループ活動の自立・持続につながるようなものにする必要があります。
- ⑮「ヒント集」を活用した法人との面談で、活動の現状と課題を把握できました。この情報を、NPOが自立し活動しやすい環境整備に向けた今後の施策に生かしていく必要があります。協働事業提案の取組や「協創」の人材育成については手法の定着等の成果があったため廃止し、企業等との連携促進については中間支援団体の行う市民活動促進事業の中で取り組むこととしました。人材育成やNPOと企業との相互理解を進める取組は、中間支援団体と役割分担するなかで進めていく必要

があります。また、NPOの財政基盤強化のあり方について、寄附など多様な資金調達の観点から見直していく必要があります。

- ⑩「市民活動・NPO月間」期間中に、みえNPOネットワークセンターや地域の市民活動センターなどが連携してイベント等を実施しました。今後は関係機関相互の連携を深め、より効果的な情報発信を図る必要があります。
- ⑪「みえ災害ボランティア支援センター」では、平成23年4月から2年半にわたりボランティアバスを派遣し、72便、延べ1,290人のボランティアの機会を提供しました。また、研修では平常時からのネットワークの構築や連携強化の必要性を参加者が改めて認識しましたが、地域での取組はあまり進んでいません。災害発生時に速やかに活動を開始できるよう、平常時の「みえ災害ボランティア支援センター」事務局のあり方を検討するとともに、地域における関係者の「顔の見える関係づくり」が必要です。

新しい豊かさ協創プロジェクト推進会議における主な意見

- ①県民力を「養成」するには、市民活動も、専門性を持つことが必要である。各組織・市民団体は、「専門分野の養成」・「組織の経緯」・「力」でコーディネート機能や場を備えることが大切であり、県があつて、県民があつて、市民団体・協会等があり、そのあいだの組織（中間支援）の人が足りない気がする。
- ②NPOでも地域によって中間組織の組織やあり方は違う。地域の中間支援組織に差があるので情報受発信等でバラツキを全県的に均一にできる仕組みを三重県が考えてほしい。
- ③障がい者芸術文化祭は、絆、協創の意味では、障がい者団体との連携もとれ、事業展開も良かったが、三重県が行う「県展」に障がい者が入っていけるような部門ができないだろうか。
- ④「美し国おこし・三重」も来年度で6年目で一定の区切り、役割を終える。まさにこの取組は、情報の受発信であり、地域を良くしていこうとの取組である。地域の絆づくりを応援していこうというとてもシンプルな取組である。県内のNPOとの連携がこの「美し国おこし・三重」を進めるうえで不可欠だと思っている。
- ⑤企業の社会貢献、ボランティアも地域を想う方々が集うべき時代なのかと思う。多様な方々が集まる場所は何処にあるのかを考えた場合、拡大座談会もそうだし、フューチャーセンターもそうである。このような場を各課が活用し、色んな方々が集まる場に入っていくような感覚は持ってほしい。

平成26年度の改善のポイントと取組方向

- ①県内高等教育機関で地域を志向した教育や社会貢献の取組が広まっていることから、県内高等教育機関との意見交換の場である「大学サロンみえ」において、県内高等教育機関と地域との連携の仕組みづくりについて具体的な協議を進めます。
- ②平成26年度から創設される「日本型直接支払制度（多面的機能支払）」を活用し、農地・農業用施設・景観の保全活動への学校や自治会、NPOなどさまざまな主体の参画を促進することにより、これらの活動を地域の子どもたちや若者が参加する地域コミュニティ活動として定着します。
- ③県内各地の大学生等60人を少年警察学生ボランティアに委嘱し、その参画を得て、12回の非行少年等の立ち直りを目的とした「少年の居場所づくり」に取り組み、三重県版コネクションズや少年非行防止活動を含むセーフコミュニティ対策の核となる人材育成への効果も視野に入れ、子ども・若者の県民力の向上を目指します。
- ④社会全体で犯罪被害者等を支える機運を醸成し、自分や他人の命を大切にす意識、罪を犯してはいけないという規範意識の高揚を図るため、「命の大切さを学ぶ教室」を開催するほか、行政機

関、民間支援団体、事業者等との連携を深め、若者を始めとする多くの県民に対して犯罪被害者支援活動への参加促進を図った上で、「犯罪被害者支援を考える集い」、「犯罪被害者支援キャラバン隊」等の広報啓発活動を実施します。

- ⑤「三重県飲酒運転^{ゼロ}をめざす条例」の施行及び同基本計画を踏まえ、多くの県民の皆さんと連携して、飲酒運転^{ゼロ}をめざした教育及び知識の普及・啓発を行います。その一環として、大学等において、飲酒を始める時期である若者への啓発を展開します。また、アルコール依存症に関する診断の受診義務通知などの再発防止の取組を推進します。
- ⑥多言語ホームページでは、外国人住民を支援するさまざまな団体の活動や、外国人住民に参加・参画を期待する地域の各種活動（消防団等）を紹介する新たな映像情報を制作し、地域社会への積極的な参加・参画を進めていきます。また、ホームページの閲覧者を増やすため、外国人住民の関心が高い話題（防災・在留管理制度など）を取り上げていきます。
- ⑦大規模災害発生時に外国人住民の支援等を行うための各種事業に取り組むほか、外国人住民等を円滑に支援するため「みえ災害時多言語支援センター」の設置・運営について関係機関と十分な協議を行い、さまざまな主体と連携して外国人住民の支援に取り組みます。
- ⑧J S Lカリキュラムの三重県モデルの確立に向け、J S Lカリキュラムに係る事例収集について対象となる教科を拡大し、研究を進めます。また、すでに収集した事例について授業における活用を通じて検証を進め、J S Lカリキュラムの普及・拡大を図ります。さらに、小・中・高等学校において、それぞれの外国人児童生徒への指導の状況を円滑に引き継ぐための効果的な方法について検討します。
- ⑨「障がい者芸術文化祭」への参加者、入場者がより一層増加するよう、開催方法や広報等について検討し、開催地と連携して開催します。
- ⑩企業も含めたさまざまな主体と連携し「三重おもいやり駐車場利用証制度」の普及啓発を行うとともに、「おもいやり駐車場」の設置について事業者等に協力を依頼します。
- ⑪「美し国おこし・三重」の取組終了後の姿を見据えつつ、プロデューサーの助言や専門家派遣、広報支援、ネットワーク化支援、財政的支援など、「地域での美し国おこし」に引き続き取り組みます。
- ⑫県民力拡大プロジェクト（^{えんぱく}縁博みえ2014、三重^{だいえんかい}県民大縁会、第32回地域づくり団体全国研修交流会三重大会）を通して、グループ内の取りまとめやイベントの企画・運営を行っていく中心的な役割を担う人材の育成、ならびに他グループとの交流を進めていくことにより、グループ活動の自立・持続につなげていきます。
- ⑬NPOの活動基盤の強化と自立に向けて、企業等との連携・協働や寄附の活用促進に係る研修等を、みえ県民交流センター指定管理事業の中で集約して実施するとともに、資金調達の仕組みについて関係部局や中間支援団体と連携して検討していきます。
- ⑭12月の「市民活動・NPO月間」において、みえNPOネットワークセンターや地域の市民活動センターとの連携・協働をさらに進め、集中的に取り組みます。
- ⑮平常時の「みえ災害ボランティア支援センター」について、幹事団体と連携して事務局のあり方を検討します。また、東日本大震災等の災害に学び、NPOの主體的な活動・交流を促進するとともに、県社会福祉協議会と連携して、市町・市町社会福祉協議会、NPO等が、平常時から緊密な関係づくりに取り組むよう働きかけます。

【担当当局：地域連携部南部地域活性化局】

プログラムの目標

南部地域において、あらゆる世代の人びとが生まれ育った地域に住み続けたいという思いがかなうように、若者の働く場が確保され、安心して住み続けることのできる地域社会が形成されています。

めざす姿の実現に向けて、4年後には、市町と連携して若者の雇用の確保や、定住の促進などの取組を進めるための仕組みが構築されています。

評価結果をふまえたプログラムの進展度と判断理由

進展度 *	B (ある程度進んだ)	判断理由	数値目標は若干目標値を下回りましたが、南部地域の課題解決や活性化に向けた取組が順調に進んでいることから、「ある程度進んだ」と判断しました。
----------	----------------	------	---

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

プログラムの数値目標

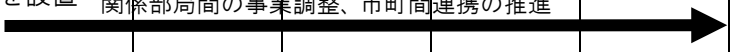
目標項目	23年度	24年度	25年度		26年度	27年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
若者の定住率	/	62.4%	62.4%	0.93	62.4%	62.4%
	62.4%	60.1%	57.8%		/	/

目標項目の説明と平成26年度目標値の考え方

目標項目の説明	南部地域の市町における25歳～34歳人口を20年前の5歳～14歳人口で除した値
26年度目標値の考え方	平成25年度から南部地域活性化基金を活用した複数市町の取組等が本格化しており、平成26年度においても、平成2年と平成22年の国勢調査による確定値を基に算出した若者の定住率（62.4%）を維持することをめざすこととしました。

実践取組の目標

実践取組	実践取組の目標	23年度	24年度	25年度		26年度	27年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
1 若者の働く場の確保、定住を進めます！	集落を維持するモデル的な取組を行っている地域数（累計）	/	3地域	6地域	1.00	8地域	10地域
		—	2地域	6地域		/	/
2 東紀州地域の紀伊半島大水害からの復興を進めます！	東紀州地域に係る1人あたりの観光消費額	/	25,853円	26,629円	0.99	27,428円	28,936円
		25,100円	25,956円	26,333円		/	/
3 総合的・横断的な事業推進をします！	南部地域活性化局による総合的・横断的な事業の推進	/	南部地域活性化局を設置 関係部局間の事業調整、市町間連携の推進				



(単位：百万円)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
予算額等	505	445	530	

平成 25 年度の取組概要

- ①南部地域活性化基金（以下「基金」という。）を活用して市町が実施する若者の働く場の確保や定住の促進に向けた取組の着実な進捗を図るとともに、これらから得られたノウハウの蓄積・共有等、活性化に向けた取組が地域で継続していけるよう市町等を支援
- ②13 市町・有識者・県で構成する「南部地域活性化推進協議会」（以下「協議会」という。）や市町との個別協議において、南部地域の活性化に関する各種取組の情報共有や基金を活用した事業化等、課題解決に向けた検討を実施
- ③三大都市圏における移住相談会やセミナーの開催等、効果的な情報発信を行うとともに、空き家バンクの整備や田舎暮らし体験の実施など、市町と連携しながら移住者の受入体制を充実
- ④市町・大学と連携した集落機能を維持するための取組を、これまでの尾鷲市と志摩市の 2 地域に加えて、新たに南伊勢町、紀北町、御浜町、紀宝町の 4 つのモデル地域において実施するとともに、他の市町や市町内の他地域への波及に向けてノウハウ等の蓄積・共有
- ⑤地域資源を活用して新たな事業展開や事業拡大を行う事業者に対し、基金を活用して雇用の創出を支援
- ⑥紀伊半島大水害からの復興を確実なものとしていくため、関係者と連携して地域の資源や魅力を生かした観光振興、産業振興などの取組の推進
- ⑦地域のコーディネーターとしての役割を担う東紀州地域振興公社が実施する観光振興、産業振興などの取組への支援
- ⑧熊野古道センターでの地域と連携した企画展や交流イベント等の開催による情報収集、情報発信、集客交流の機能の充実および紀南中核的交流施設での魅力的な宿泊プラン等の設定、地域資源を活用した体験プログラムの実施や地域と連携したイベント等の開催による集客交流機能の充実
- ⑨平成 25 年は式年遷宮や高速道路の延伸に加え、熊野古道世界遺産登録 10 周年の前年にあたることから、地域と連携した熊野古道セミナーの開催やモデルウォークの実施など誘客促進に向けた取組と 10 周年事業の検討・準備
- ⑩情報誌の発行等による東紀州地域の観光・産業の情報発信の充実と地域産品の販路拡大を図るため、商品の付加価値を高める取組や通販事業者等へのセールスの実施
- ⑪木質バイオマスを安定的に供給できる体制の構築に向けた「東紀州木質バイオマス利用協議会」および「くまの地域林業活性化協議会」への未利用間伐材等の搬出に対する支援
- ⑫南部地域の市町が抱える課題等について関係部局と情報共有を図り、活性化に向けた取組を関係部局の施策や基金を有効に活用しながら実施

平成 25 年度の成果と残された課題（評価結果）

- ①基金を活用して若者の働く場の確保や定住の促進に向けた複数市町の主体的な取組が平成 25 年度から本格的に動き出しており、地域活性化局とともに各取組に積極的に参画し、事業内容の充実を図るための助言等協力・支援を行いました。市町が連携して取り組むことで、スケールメリットや資源、ノウハウの活用など効率的で効果的な事業実施が可能だけでなく、市町間における一体感の醸成が図られています。今後は、各取組をさらに発展させていくとともに、連携による枠組みを強固なものにしていく必要があります。

なお、基金を活用した複数市町による取組は次のとおりです。

・第一次産業の担い手確保対策事業

熊野市、御浜町、紀宝町、J A三重南紀が連携して、柑橘関連の就農希望者と産地のマッチングを図るため、就農研修や各地の就業フェアへの出展などを実施。また、尾鷲市、志摩市が実施する漁業の担い手育成事業に関して副収入対策を支援。

・移住交流推進事業

地域を体験してもらうことで移住につなげる取組として、熊野市、大紀町、紀北町が田舎暮らし体験ツアーを実施。3市町合同で案内チラシを作成してPR。また、尾鷲市、志摩市、大紀町が空き家調査事業を実施し、志摩市では今回の調査を基に新たに空き家バンク制度の運用を開始。

・幹線道路を活用した誘客促進事業

玉城町、度会町、南伊勢町でサニーロードに係る取組を、大台町、大紀町、紀北町でR42号に係る取組をそれぞれ実施。いずれも合同情報紙を作成し、道の駅等の情報発信拠点や高速道路のサービスエリアで配布。また、サニーロードの取組では3町交流による物産市「サニー市」を計4回開催。

・子どもの地域学習推進事業

宮川小学校（大台町）、七保小学校（大紀町）の総合学習で、地域の魅力を発見し、地域への愛着を育む授業を実施。また、昴学園高等学校（大台町）、南伊勢高等学校（南伊勢町）において、地域の次代を担う人材を育成するカリキュラムを実施。

・企業立地セミナー開催事業

伊勢市、鳥羽市、志摩市、玉城町、度会町、南伊勢町が連携して大阪で企業誘致を目的としたセミナーを開催。参加者に対して地域の操業環境、生活環境等をPRするとともに、企業とのネットワークを構築。

・婚活支援事業

鳥羽市、南伊勢町、大台町、玉城町、熊野市、紀宝町で婚活イベントを実施。

・東紀州地域資源魅力発信事業

東紀州地域の5市町が連携して、熊野古道を核とする地域資源の魅力を発信。

②協議会において、基金事業や集落維持に向けた取組の進捗状況等について関係市町と情報共有を図るとともに、基金の在り方について意見交換を行いました。基金については、市町からの評価は高まっており、取組の成果や新たなニーズも出始めていることから、平成26年度も引き続き市町が事業に取り組む財源とするため、積み増しを行うこととしました。

③市町や他県と共同で東京、大阪、名古屋において、計8回移住相談会やセミナーを開催するとともに、希望者へのメールマガジンの発行やホームページの充実など効果的な情報発信を行いました。併せて、ワークショップや先進地視察などを実施することで市町職員の移住の取組に対するノウハウの習得や意識の醸成を図りました。引き続き、市町とともに移住施策についての議論等を深め、地域の受入体制の充実と効果的な情報発信を行っていく必要があります。

④集落機能を維持する取組を尾鷲市、志摩市、南伊勢町、紀北町、御浜町、紀宝町の6市町のモデル地域において実施しました。取組を始めて2年目となる尾鷲市と志摩市では、住民と学生の話し合いを通じて、交流施設での手作り弁当販売、アンテナショップ開設、フェイスブックページの立ち上げなど、それぞれ地域の魅力を発信する具体的な取組が動き出しています。これらについては3月に開催した「三重発！地域と大学のイキイキ連携フォーラム」で発表し、成果の共有を行いました。また、話し合いを通じて多様な住民の意見をまとめていくスキルを身に付けるため、大学と連携して市町職員等を対象に人材育成講座を開催しました。モデル地域での取組をより充実した内容にするため、今後さらにサポート人材のスキルアップとノウハウの蓄積・共有を進めていく必要が

あります。

- ⑤地域資源を活用した事業者への支援については、新規雇用を伴う事業拡大を行う3事業者を採択し、3名の雇用創出につなげました。採択した事業の円滑な進捗とさらなる拡大に向けて、関連施策の情報提供等、事業者に対して継続的な支援を行っていく必要があります。
- ⑥熊野古道等への年間来訪者数が過去最多の30万8千人（対前年比12.7%増）となるなど紀伊半島大水害からの観光面での復興が着実に進んでいます。引き続き地域や関係機関等と連携し、地域の魅力の発信や来訪者の利便性の向上に取り組み、東紀州地域への誘客促進を図る必要があります。
- ⑦東紀州地域振興公社では、熊野古道伊勢路を核として、県外での観光展等への出展やホームページなどを活用した情報発信、旅行商品の企画やエージェントセールスを行うとともに、県外での物産販売への支援や商談会等への出展支援を行いました。今後も東紀州地域振興公社が東紀州の観光振興、産業振興などの取組を総合的に推進する役割を果たすよう支援することが必要です。
- ⑧熊野古道センターでは、東紀州地域の自然、歴史、文化に関する魅力ある企画展や地域と連携した交流イベントを開催しました。紀南中核的交流施設では、伊勢志摩の宿泊施設と連携したプランや「蘇りの地熊野の自然と歴史を堪能する連泊プラン」など魅力的な宿泊プランを展開しました。引き続き魅力的な企画等を実施することで、さらなる集客交流を図るよう支援していく必要があります。
- ⑨熊野古道世界遺産登録10周年に向けて機運を高めるため、神宮来訪者等への情報発信や三重テラスにおける伊勢と熊野の歴史的なつながりを紹介する熊野古道セミナーの開催、熊野古道伊勢路沿いの霊場を巡るモデルウォークなどを実施しました。併せて、市町や東紀州地域振興公社と連携して10周年キャンペーンのキャッチコピーやロゴマークを活用したポスター、ダイジェスト版ガイドブック、ホームページにより情報発信を行いました。引き続き、10周年に関して効果的な情報発信を行うとともに、市町や関係団体等と連携してさまざまな記念事業等を実施することで、熊野古道への関心を高め、地域の賑わいを創出する必要があります。また、10周年を契機として、古道の価値を次世代に守り伝えていくことが必要です。
- ⑩旬の情報を発信する季刊情報誌「みよら東紀州」を発行することで、東紀州地域の観光・産業の情報発信を行ったほか、通販カタログに東紀州産品を掲載することにより地域産品の販路拡大を図りました。引き続き、通販事業者等へのセールスを行うとともに、新たな販路開拓につなげるため既存商品の付加価値を高める必要があります。
- ⑪東紀州地域での木質バイオマスの安定供給体制を構築するため、「東紀州木質バイオマス利用協議会」および「くまの地域林業活性化協議会」に対して、高性能林業機械のリース費用や流通経費の支援を行いました。今後の自立した供給体制の構築に向けて、運搬などコスト面の課題があることから、引き続き、木質バイオマスを安定供給できる体制づくりに取り組む必要があります。
- ⑫関係部局と情報共有を図るとともに、南部地域の活性化に向けた取組を促進するため、8月と3月に知事を本部長とする部局横断組織「南部地域活性化推進本部」本部員会議を開催しました。今後も引き続き、関係部局との連携を密にしていく必要があります。

平成26年度の改善のポイントと取組方向

- ①めざす姿を実現するためには、各市町を中心とする「地域」が主体的に考え、取組を進めていくことが重要であり、協議会や基金を軸として、そのための「仕組みづくり」を進めます。基金を活用した複数市町による主体的な取組がさまざまな枠組みで平成25年度から本格的に動き出しており、これらを継続、発展させていくため、基金の積み増しを行うとともに、地域活性化局と連携して、助言、協力等引き続き積極的に関わることで市町を支援していきます。また、他市町への波及を目的として、これらの取組の成果を協議会等において共有していきます。

なお、基金を活用した複数市町による平成 26 年度の取組は次のとおりです。

- ・ 第一次産業の担い手確保対策事業
- ・ 移住交流推進事業
- ・ 幹線道路を活用した誘客促進事業
- ・ 子どもの地域学習推進事業

高校生の地域人材育成事業について、これまでの 2 校に加えて新たに尾鷲高等学校（尾鷲市）で実施。

- ・ 企業立地セミナー開催事業
- ・ 出逢い・結婚支援事業（旧：婚活支援事業）
- ・ 熊野古道世界遺産登録 10 周年キャンペーン事業

東紀州地域の 5 市町が連携して、10 周年のキャッチコピーやロゴマークを効果的に活用し、地域の魅力やイベント情報を発信する等、10 周年キャンペーンを展開。

- ・ 伊勢から熊野へ～熊野古道伊勢路魅力発信事業

伊勢市、玉城町、多気町、大台町、大紀町が連携して、伊勢から始まる熊野古道伊勢路の魅力発信。

- ②引き続き、市町と共同で三大都市圏における移住相談会やセミナー等を開催します。他県との共同開催で得たノウハウも取り入れながら、内容を充実させていきます。また、希望者へのメールマガジン配信やホームページの充実など、地域の情報をより効果的に発信します。さらに、移住者を交えたワークショップを開催するなど、市町と連携して移住者の受入体制の充実を進めます。
- ③市町・大学と連携した集落機能を維持するための取組を、平成 25 年度から実施している 4 つの地域に加えて、新たなモデル地域において実施します。これらの取組を推進するためには「人づくり」が不可欠であり、地域のリーダー的な役割を担う人材の育成や成果発表の場づくりなど、大学と市町・地域が連携した「人づくり」の取組を進め、ノウハウ等の蓄積・共有を図っていきます。
- ④南部地域における就労支援については、引き続き、地域資源を活用した新たな事業展開や事業拡大を行う事業者に対し、基金を活用して雇用の創出を支援します。また、採択事業が順調に推移するよう進捗状況を把握し、関連施策の情報提供や関連部局の窓口紹介等、事業者に対して支援を行います。
- ⑤関係者と連携し、観光振興や産業振興などの取組を進め、紀伊半島大水害からの復興をより確実なものにしていきます。
- ⑥東紀州地域振興公社が、東紀州の観光振興、産業振興などの取組を総合的に推進する地域のコーディネーターとしての役割を果たし、10 周年を契機として熊野古道の保全と活用を一層推進するよう引き続き支援します。
- ⑦熊野古道センターでは、地域との連携を図りながら世界遺産登録 10 周年関連の魅力ある企画展や交流イベント等を開催することにより、情報収集、情報発信、集客交流の機能を充実させていきます。紀南中核的交流施設では、魅力的な宿泊プラン等の設定、地域資源を活用した体験プログラムの実施や地域と連携したイベントの開催等により、集客交流の機能が充実するよう支援していきます。
- ⑧平成 26 年は熊野古道世界遺産登録 10 周年を迎えることから、熊野古道伊勢路を「幸^{さち}結びの路」として積極的に情報発信するとともに、新たなファンやリピーターを増やすさまざまな事業を市町、地域と一体となって実施することにより、賑わいの創出と地域経済の活性化を図ります。また、熊野古道サポーターズクラブの立ち上げなど古道の価値を次世代に伝えていくための体制づくりや伊勢と熊野を結ぶための歩きやすい環境づくりなどに取り組むことで、10 周年を契機として、古道の

保全意識やホスピタリティの向上を図り、地域の人びとが地域に愛着を持ち、主体的に活性化に取り組むことにつなげていきます。

- ⑨平成 26 年秋に本格稼働予定の県内初の木質バイオマス発電事業に向けて、地域林業活性化協議会等と連携し、木質チップ原料の供給事業者に対し収集・運搬機械等の導入支援を行うなど、木質バイオマスを安定的かつ自立的に供給できる体制づくりに取り組みます。
- ⑩引き続き、「南部地域活性化推進本部」本部員会議での協議等を通じて、市町の課題に対応する県関係部局の事業や基金を有効に活用できるよう、調整を図っていきます。また、地域活性化局と一体となって積極的に市町や集落に出向き、基金事業を始めとする各種取組の着実な進捗を図るとともに、関係部局と課題を共有し、その解決に努めることで、総合調整機能を果たしていきます。

第4章

行政運営の取組

(1) 行政運営の取組とは

「みえ県民カビジョン・行動計画」では、政策体系に位置づけた<施策>を推進するために行う効果的な行政運営の取組内容を政策体系に準じて掲げています。

行政運営の取組は、<施策>に準じて進行管理を行うこととし、<施策>と同様、県民の皆さんにとっての成果をあらわす指標（「県民指標」）と、県（行政）が取り組んだことの効果が見える指標（「県の活動指標」）を設定しています。

平成 26 年版成果レポートでは、平成 25 年度の取組の成果と課題を、行政運営の取組ごとに整理・検証しています。

また、成果と課題の検証結果を踏まえた、各行政運営の取組ごとの今後の取組方向について、今年度の改善のポイントと特に注力する取組を中心に明らかにしています。

(2) 行政運営の取組一覧

行政運営の取組		頁
行政運営 1	「みえ県民カビジョン」の推進	460
行政運営 2	行財政改革の推進による県行政の自立運営	464
行政運営 3	行財政改革の推進による県財政の的確な運営	468
行政運営 4	適正な会計事務の確保	472
行政運営 5	市町との連携の強化	476
行政運営 6	広聴広報の充実	478
行政運営 7	I T 利活用の推進	482
行政運営 8	公共事業推進の支援	486

* 評価結果をふまえた進展度の判断基準及び目標達成状況の算出方法については、59 ページ～60 ページをご覧ください。

(3) 行政運営の取組数値目標等一覧

行政運営の取組名		数値目標						
		目標項目	25年度 目標値	25年度 実績値	目標達成 状況	進展度	県民一人 あたりのコスト (円)	
行政 運営1	「みえ県民ビジョン」の推進	県民指標	各施策の「県民指標」の達成割合	70.0%	46.4%	0.66	B	155
		活動指標	各施策の「県の活動指標」の達成割合	80.0%	62.6%	0.78		
			「選択・集中プログラム」の数値目標の達成割合	80.0%	45.0%	0.56		
			新たに実施する広域連携事業の数(累計)	10件	22件	1.00		
	学生と地域のさまざまな主体との交流フォーラムの開催回数	5回	12回	1.00				
行政 運営2	行財政改革の推進による県行政の自立運営	県民指標	行財政改革取組の達成割合	71%	76%	1.00	B	1,002
		活動指標	事務改善取組の実践(「率先実行大賞」への応募)	60.0%	62.4%	1.00		
			人材育成に関する達成度	79.3%	78.3%	0.99		
行政 運営3	行財政改革の推進による県財政的 確な運営	県民指標	県債残高	8,224億円 (25年度末)	8,215億円 (25年度末)	1.00	A	46,498
		活動指標	県債残高	8,224億円 (25年度末)	8,215億円 (25年度末)	1.00		
			県税の徴収率	96.8% (24年度)	97.0% (24年度)	1.00		
			庁舎(本館棟・附属棟等)の耐震化率	97.7%	97.7%	1.00		
行政 運営4	適正な会計事務の 確保	県民指標	県の会計事務に是正・改善を求める監査意見数(実施1か所あたり)	3.0件以下 (24年度)	3.0件 (24年度)	1.00	B	390
		活動指標	出納局が行う会計支援の満足度	3.40	3.39	0.99		
			資金保全率	100%	100%	1.00		
行政 運営5	市町との連携の強化	県民指標	市町への権限移譲事務数(累計)	481事務	484事務	1.00	A	1,352
		活動指標	県と市町による全県的な課題の解決に向けた取組数(累計)	4取組	4取組	1.00		
			財政健全化計画策定団体数	0市町	0市町	1.00		
行政 運営6	広聴広報の充実	県民指標	得たいと思う県情報が得られている県民の割合	58.0%	56.7%	0.98	B	652
		活動指標	県のホームページ(トップページ)へのアクセス件数	174万件	130万件	0.75		
			統計情報利用件数(みえDataBoxアクセス件数)	870,000件	848,541件	0.98		
	公文書や個人情報の開示決定等における開示・非開示判断の適正度	80.0%	42.1%	0.53				
行政 運営7	IT利活用の推進	県民指標	行政手続等のオンライン利用率	56.0%	59.0%	1.00	B	549
		活動指標	電子申請・届出システム利活用件数	179,000件	177,751件	0.99		
			県情報ネットワーク停止時間	30分	16分	1.00		
			携帯電話不通話地域整備数(累計)	71基	70基	0.00		
	新たな手法(システム評価等)による支援を実施した大規模システム数(累計)	14件	17件	1.00				
行政 運営8	公共事業推進の支援	県民指標	公共事業への信頼度	95.5%	97.5%	1.00	A	3,432
		活動指標	公共事業再評価・事後評価達成度	97.3%	97.3%	1.00		
			受注者の地域・社会貢献度	93.6%	97.7%	1.00		

(4) 行政運営の取組評価表の見方

行政運営〇 ○○○○○

【主担当部局：○○○○○】

めざす姿

平成 23 年度からおおむね 10 年後の長期的な目標を記載しています。

平成 27 年度末での到達目標

行動計画に掲げる取組の行動計画期間内（27 年度末）の目標を記載しています。

評価結果をふまえた取組の進展度と判断理由			
進展度 *	施策の進展度を A～D の 4 段階で評価しています。	判断理由	左欄の判断理由を記載しています。

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標						
目標項目	23 年度	24 年度	25 年度		26 年度	27 年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
行動計画における県民指標を記載しています。	/	24 年度の 目標値※ 1	25 年度の 目標値※ 1	25 年度の 目標の達成 状況※ 2	26 年度の 目標値※ 1	27 年度の 目標値※ 1
	23 年度の 現状値※ 1	24 年度の 実績値※ 1	25 年度の 実績値※ 1		/	/
目標項目の説明と平成 26 年度目標値の考え方						
目標項目 の説明	この数値目標の意味、内容、用語の説明などを記載しています。					
26 年度目標 値の考え方	この目標項目に設定した、平成 26 年度における目標値設定の考え方、理由などを記載しています。					

※ 1 当該年度の取組結果を評価する時点で、当該年度の現状値・実績値が把握困難な指標は、把握可能な最新年（度）の数値を用い、「(〇〇年(度))」と併記しています。これに関連する目標値も同様に、評価に用いる対象年（度）を「(〇〇年(度))」と併記しています。なお、行動計画策定以降、最新の実績が明らかになったものは当該数値を掲載しています。

※ 2 25 年度における目標達成の状況を 1.00（達成）～0.00 までの数値で表記しています。

活動指標		23 年度	24 年度	25 年度		26 年度	27 年度
基本事業	目標項目	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
		基本事業名を記載しています。	基本事業の目標項目名(活動指標)を記載しています。	23 年度の 現状値	24 年度の 目標値	25 年度の 目標値	25 年度の 目標の達成 状況
			24 年度の 実績値	25 年度の 実績値			

(単位：百万円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
予算額等					
概算人件費					
(配置人員)					

平成 26 年版成果レポートでは、事業費（「予算額等」欄）は、平成 23 年度、平成 24 年度、平成 25 年度は決算額、平成 26 年度は予算額を記載しています。また、概算人件費は施策ごとの配置人員を基礎として算出しています。

(単位：百万円)

平成 25 年度 of 取組概要

平成 25 年度 of 取組内容（県の取組（活動）結果）を具体的に明らかにしています。

文中「*」のついている語句は、巻末（参考） of 用語説明のページに説明を掲載しています。

平成 25 年度 of 成果と残された課題（評価結果）

平成 25 年度 of 取組結果について、平成 27 年度末までの到達目標を踏まえ、県民にとって of 成果を検証する観点から、取組 of 成果と残った課題や、環境変化に伴い発生している新たな課題を明らかにしています。

平成 26 年度 of 改善のポイントと取組方向

検証結果を踏まえ、平成 26 年度における改善のポイントと取組方向を明らかにしています。

「平成 25 年度 of 取組概要」「平成 25 年度 of 成果と残された課題（評価結果）」「平成 26 年度 of 改善のポイントと取組方向」 of 箇条書き先頭記号は○番号としています。この番号は、上記 of 項目にある同じ○番号 of 文書 of 内容を結びつけるものではありません。

* 「○」 of ついた項目は、平成 26 年度に特に注力するポイントを示しています。

めざす姿

「みえ県民カビジョン」に基づく政策が進むとともに、県民の皆さんとの「協創」の取組が広がることで、成果が県民の皆さんに届き、幸福実感が高まっています。

平成 27 年度末での到達目標

「選択・集中プログラム」をはじめ、「行動計画」に基づく施策、事業に取り組むことにより、県政の課題解決が進み、県民の皆さんが取組の成果を感じ始めています。

評価結果をふまえた取組の進展度と判断理由

進展度 *	B (ある程度進んだ)	判断理由	「県民指標」の目標を達成した施策の割合は、46.4%と目標の70.0%に到達していませんが、「活動指標」の4分の2が目標達成していることや、県民指標の目標が未達成の施策のうち、Bの施策の占める割合が90%であることから、「ある程度進んだ」と判断しました。
----------	----------------	------	---

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標						
目標項目	23 年度	24 年度	25 年度		26 年度	27 年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
各施策の「県民指標」の達成割合	/	70.0%	70.0%	0.66	70.0%	70.0%
	—	48.2%	46.4%		/	/
目標項目の説明と平成 26 年度目標値の考え方						
目標項目の説明	「県民指標」の目標値を達成した施策が全施策に占める割合					
26 年度目標値の考え方	「県民しあわせプラン・第二次戦略計画」における各施策の主指標の達成割合（53.3%）を参考にしつつ、県民の皆さんに成果を届けることを県政運営の基本姿勢に掲げていること、平成 26 年度目標値は、みえ県民カビジョン・行動計画の3年目にあたり、着実に取組を推進する必要があることから、平成 25 年度と同様、70%が妥当であると考え設定しました。					

活動指標							
基本事業	目標項目	23 年度	24 年度	25 年度		26 年度	27 年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
40101 「みえ県民カビジョン」の進行管理（戦略企画部）	各施策の「県の活動指標」の達成割合	/	80.0%	80.0%	0.78	80.0%	80.0%
		—	60.9%	62.6%		/	/
	「選択・集中プログラム」の数値目標の達成割合	/	80.0%	80.0%	0.56	80.0%	80.0%
		—	50.0%	45.0%		/	/

基本事業	目標項目	23 年度	24 年度	25 年度		26 年度	27 年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
40102 広域連携 の推進（戦略企画部）	新たに実施する 広域連携事業の 数（累計）		5 件	10 件	1.00	(達成済)	20 件
		—	9 件	22 件			
40103 高等教育 機関との連携の 推進（戦略企画部）	学生と地域のさ まざまな主体と の交流フォーラ ムの開催回数		5 回	5 回	1.00	5 回	5 回
		—	5 回	12 回			

(単位：百万円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
予算額等	116	71	72	97	
概算人件費		180	211		
(配置人員)		(20 人)	(23 人)		

平成 25 年度の取組概要

- ①「みえ県民カビジョン」の的確な進行管理のため、知事と各部局長等による政策協議を 2 回（春・秋）実施するとともに、県政における政策課題に関して、知事が専門的かつ総合的な知見を有する方と意見交換を行う「三重県経営戦略会議」を 4 回開催。平成 26 年度の県政を推進するにあたっての基本方針である「平成 26 年度三重県経営方針」を策定
- ②県民の皆さんの参画のもと、「新しい豊かさ協創プロジェクト」の進行管理を行う推進会議を、5 つの協創プロジェクトごとに開催（全 15 回）
- ③県民の皆さんの幸福実感を把握し、県政の運営に活用するため平成 24 年度に実施した「第 2 回みえ県民意識調査」結果の詳細を公表、第 3 回調査を実施
- ④県境を越えて取り組むべき広域的な課題の解決に向けて、近隣府県や全国知事会等と連携し、観光振興、産業振興などの事業に取り組むとともに、『地方目線』の少子化対策」など国の制度の創設・改正等にかかる提言活動を行いました。
- ⑤県内高等教育機関と連携し、地域の皆さんと大学生等が地域の課題について意見交換等を行う「学生」×「地域」カフェ（交流フォーラム）を 12 テーマで開催（参加学生数 154 名）。学生団体の地域貢献活動やその成果を県民の皆さんと共有することを目的とする『学生』×『地域』の取組事例発表会 ベストプラクティスコンテスト（発表・展示団体数 19 団体）と、学生と地域が連携する優良事例を紹介し、参加者のノウハウを醸成することを目的とするパネルディスカッション形式の「大学・地域連携シンポジウム」を 3 月に同時開催（参加者数約 150 名）
- ⑥新しい三重づくりのための政策創造及び提言、政策創造員の政策創造能力の向上等を図るため、部局等の推薦を受けた職員などで構成する政策創造員会議*において、調査・研究活動を実施（4 テーマ）

平成 25 年度の成果と残された課題（評価結果）

- ① みえ成果向上サイクル（スマートサイクル）*に位置づけた政策協議や「三重県経営戦略会議」などを通じて「みえ県民力ビジョン」の的確な進行管理を行いました。しかし、各施策の「県民指標」が目標に到達していないことから、平成 26 年度の目標達成にむけて、引き続き的確な進行管理をしていく必要があります。
- ② 「新しい豊かさ協創プロジェクト」については、5つのプロジェクト毎に進捗状況や取組方向、改善点などについて協議し委員から出された意見を、春の政策協議の場を経て「成果レポート」に記載しています。また、プロジェクト毎に推進会議の位置づけは異なりますが、会議を通じて事業のブラッシュアップが図られています。推進会議での議論が、プロジェクトの更なる改善に繋がるよう、いただいた意見を生かせるようにする必要があります。
- ③ みえ県民意識調査の結果が「平成 26 年度三重県経営方針」の策定や当初予算議論の際の資料等として活用されるよう、専門家の助言も得ながら詳細な分析を行い、7月に分析結果をまとめたレポートを公表しました。平成 26 年 1 月から 2 月にかけて実施した「第 3 回みえ県民意識調査」については、これまでの調査におけるフォローアップの必要性、有識者からの助言、時代の変化などを踏まえ、少子化対策の議論に資する設問を追加するなどの見直しを行いました。意識調査の結果については、平成 26 年版成果レポートへの記載に向けて速やかに集計を行うとともに、調査結果が県政運営に活用されるよう、詳細に分析する必要があります。
- ④ 「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」が 5 月に成立したことから、番号制度の導入にむけた準備を進める必要があります。
- ⑤ 引き続き、全国知事会等と連携しながら、県単独での解決が難しい課題に対して、より効率的、効果的に対応していくとともに、本県の実状に応じた制度創設・改正や予算確保を実現するため、国の動向や本県の状況の変化を踏まえた提言・提案を行っていく必要があります。
- ⑥ 「学生」×「地域」カフェ（交流フォーラム）の開催テーマ数、参加学生数とも前年度に比べて増加したことで、大学生等が地域活動へ参画するきっかけの場を提供するとともに、参加学生や受入団体等を対象にしたアンケート等を通じて、大学生等に地域活動への参画を促すための課題やノウハウを得ることができました。さらに、『学生』×『地域』の取組事例発表会 ベストプラクティスコンテスト」と「大学・地域連携シンポジウム」を通じて、参加した県民の皆さんや学生間で取組の共有やノウハウの醸成を図ることができました。今後、平成 24 年度からの取組の成果と課題を踏まえて、県内高等教育機関等と地域との連携の仕組みづくりの検討に着手する必要があります。
- ⑦ 政策創造員会議における調査・研究活動では、普段の業務を離れ、自ら設定した政策課題を対象として、文献調査や有識者からの意見聴取などに取り組み、多くの新たな気づきを得たこと、また、幅広い視点から自由闊達に議論したことにより、メンバーの政策創造能力向上につながりました。研究内容のさらなる充実に向けた工夫が必要です。
- ⑧ 平成 27 年度に予定されている次期行動計画の策定に向け、「三重県経営戦略会議」でも議論された人口減少など、部局横断的かつ中長期的な課題を整理する必要があります。

平成 26 年度の改善のポイントと取組方向【戦略企画部 副部長 福田 圭司 電話：059-224-2009】

- ①平成 26 年度は「みえ県民力ビジョン・行動計画」の 3 年目に当たるため、目標達成に向けて、政策協議や「三重県経営戦略会議」等を通じて、取り組んだ施策や事業の成果、課題などを「評価」・「改善」し、確実に「計画」につなげられるよう、「みえ県民力ビジョン」の的確な進行管理を行っていきます。

- ②平成 26 年度も「県民力による『協創』の三重づくり」に取り組むため「新しい豊かさ協創プロジェクト推進会議」を開催し、会議の運営にあたっては、会議での議論がプロジェクト構成事業のPDCAとリンクするよう、きめ細かな対応をしていきます。
- ③みえ県民意識調査について、「みえ成果向上サイクル（スマートサイクル）」の年間スケジュールを踏まえ、集計結果の報告書を4月に、有識者の協力も得ながら分析したレポートを夏頃までにそれぞれ公表するとともに、「第4回みえ県民意識調査」については、平成 27 年1月実施に向けて、これまでの調査結果や時代の変化なども考慮し、継続的な改善を行います。
- ④「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」等に基づく番号制度の導入にあたり、必要となる情報システムの整備を進めます。
- ⑤全国知事会やブロック知事会だけでなく、圏域にとらわれず共通課題を有する他県との連携を進めていきます。また、地方の視点からの政策課題の解決に必要な国の制度創設・改正等について、知事会や他の自治体とも連携して、国に対して提言・提案を行っていきます。
- ⑥県内高等教育機関で地域を志向した教育や社会貢献の取組が広まっていることも踏まえ、県内高等教育機関との意見交換の場である「大学サロンみえ」において、県内高等教育機関と地域との連携の仕組みづくりについて具体的な協議を進めます。
- ⑦政策創造員会議における調査・研究活動のテーマ決定過程において、民間企業・NPO関係者の参加を募り、フューチャーセッションを実施することにより、取り組むべき問題の明確化を図るとともに、テーマ選定及び研究計画の策定段階で、専門家の助言を受けられるような体制づくりを進めます。
- ⑧次期行動計画を見据え、部局横断的かつ中長期的な課題に関する基礎調査を、全庁的な体制の下で実施します。

* 「○」のついた項目は、平成 26 年度に特に注力するポイントを示しています。

めざす姿

地域が、自らの地域を自らの責任で創っていく自主・自立の地域経営が実現しています。また、現場を重視し、自ら課題を発見するとともに、自らの創意工夫により仕事のやり方を転換していく意欲の高い人材が育ち、自ら変革する組織風土が確立され、日本一、幸福が実感できる三重、働きやすい県庁となっています。

平成 27 年度末での到達目標

県政運営の仕組みについては、時代の変化にさらに対応し、県民の皆さんに成果をより届けることができるよう見直すことで、効果的・効率的な県政運営が行われています。また、人材育成については、「人づくりの改革」に取り組むことで、現場を重視し、県民の皆さんと共に「協創」の取組を進める、高い意欲と能力を持つとともに、危機の兆候を的確に察知し効果的な対応をとることができる職員が育っています。

評価結果をふまえた取組の進展度と判断理由

進展度 *	B (ある程度進んだ)	判断理由	県民指標と活動指標の1項目は目標値を達成しましたが、活動指標の1項目は目標値を達成できなかったことから「ある程度進んだ」と判断しました。
----------	----------------	------	--

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標						
目標項目	23 年度	24 年度	25 年度		26 年度	27 年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
行財政改革取組の達成割合	/	42%	71%	1.00	86%	100%
	—	42%	76%		/	/
目標項目の説明と平成 26 年度目標値の考え方						
目標項目の説明	「三重県行財政改革取組」における全ての具体的取組のうち達成した取組の割合					
26 年度目標値の考え方	ロードマップ（工程表）に基づき、平成 27 年度に全ての具体的取組が達成できるよう目標値を設定しました。					

活動指標							
基本事業	目標項目	23 年度	24 年度	25 年度		26 年度	27 年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
40201 自立的な県行政の運営（総務部）	事務改善取組の実践（「率先実行大賞」への応募）	/	55.0%	60.0%	1.00	65.0%	70.0%
		41.4%	57.0%	62.4%		/	/

基本事業	目標項目	23年度	24年度	25年度		26年度	27年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
40202 人材育成の推進（総務部）	人材育成に関する達成度		78.9%	79.3%	0.99	79.7%	80.0%
		77.7%	77.9%	78.3%			

（単位：百万円）

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
予算額等	802	736	895	1,259	
概算人件費		947	938		
（配置人員）		（105人）	（102人）		

平成25年度の取組概要

- ①「三重県行財政改革推進本部」を中心として、適切に「三重県行財政改革取組」の進行管理を行うとともに、半期ごとにその状況を取りまとめ公表
- ②「みえ成果向上サイクル（スマートサイクル）*」の本格的な運用を開始するとともに、運用状況について各部局と検証を行い、記載事項の簡略化や運用マニュアルの整備を実施
- ③改善（A c t）機能の強化を図り、施策の目標達成に資するため、外部有識者から意見を聴き取る「事業改善に向けた有識者懇話会（ブラッシュアップ懇話会）」を開催（7/12・7/19事業説明、8/9意見聴取）
- ④「みえ県民力ビジョン」の推進や社会情勢の変化などに的確に対応するために必要な組織体制を整備
- ⑤「三重県外郭団体等改革方針」に基づき団体及び出資者と十分な調整を図りながら見直しを実施するとともに、その進捗管理を実施。また、団体経営評価について、新たな評価様式等を策定し平成25年度実施の団体経営評価より適用
- ⑥「防災・減災等事業に関する事務の執行について」をテーマに外部監査を実施
- ⑦各階層別研修、次長級の職員を対象とした「危機管理リーダー研修」及び各職場での「危機管理意識向上研修」を実施するとともに、全庁的に実践的な危機管理マニュアル訓練を実施（階層別研修等の職員研修 計13回実施）
- ⑧「三重県職員人づくり基本方針」に基づき、「仕事を通じた人材育成（O J T*）」を人材育成の最も重要な柱に位置づけ、人事、組織、職場環境、研修等の様々な分野において、関係部局等がそれぞれの役割を分担かつ連携しあうことで、組織全体で人材育成を実施
- ⑨職員のコンプライアンスの指針となる「コンプライアンスハンドブック」を策定するなど、コンプライアンスを常に意識した業務推進を県庁の組織文化・風土としていくことをめざす「コンプライアンスの日常化」に向けた取組を実施。また、階層別研修等において具体的な事例を用い、服務規律の確保や法令遵守の意識を徹底するとともに、職員の法令への習熟度向上に向け、リーガル・サポートの取組、巡回法務・コンプライアンス研修を実施
- ⑩管理職員にかかる勤務評価制度を適切に運用するとともに、「県職員育成支援のための評価制度」の定着と施行を目指し、関係機関等との協議を実施
- ⑪早期に定期健康診断を実施するとともに、健康相談や各種研修会の開催等により総合的な安全衛生対策を実施。また、メンタルヘルス対策については、各種のセミナー等を開催するとともに、適切なサポートを実施

平成 25 年度の成果と残された課題（評価結果）

- ①「三重県行財政改革取組」においては、52取組のうち、昨年度達成済の22取組を含めた40取組を達成しました（目標：71%、実績76%）。今後も着実な推進を図る必要があります。
- ②「みえ成果向上サイクル（スマートサイクル）」の本格的な運用を開始し、取り組んだ施策や事業の成果、課題などを評価（Check）、改善（Act）し、確実に次年度の計画（Plan）につなげました。引き続き、円滑な運用に向けた庁内周知等を図っていく必要があります。
- ③「事業改善に向けた有識者懇話会（ブラッシュアップ懇話会）」を開催し、平成25年版成果レポートにおいて施策の進展度がCとなった8施策を構成する事務事業について、外部有識者から事業のあり方や今後の事業の方向性についてご意見をいただき、平成26年度当初予算要求に反映しました。
- ④少子化対策や県民の命を守る緊急的な取組など社会情勢の変化などに的確に対応するための推進体制を整備しました。引き続き、行政ニーズに対応した組織体制としていく必要があります。
- ⑤「三重県外郭団体等改革方針」に基づき、団体のあり方見直しは2団体で、県関与の見直しは、委託補助金等の見直しを2団体、役員等就任の見直しを14団体、職員派遣の見直しは4名削減を実施しました。また、団体経営評価は新たな評価様式等を策定し、団体の自己評価に所管部局による審査及び評価を実施し、結果を議会へ報告し、県民に公表しました。今後も、団体のあり方見直しなどの取組が着実に推進できるよう団体等と十分な調整を図っていく必要があります。
- ⑥包括外部監査については、1月末に監査結果報告書が外部監査人から提出されました。今後は監査結果に基づき、関係部局において改善を進めていく必要があります。
- ⑦各階層別研修、危機管理リーダー研修、危機管理推進者等研修を実施し、職員の危機管理意識の徹底を図るとともに、危機への的確な対応ができる人材の育成に取り組みました。また、他の所属で発生した危機事例を全庁的に情報共有し、危機発生の未然防止を図りました。不適切な事務処理等の発生を踏まえ、引き続き、職員の「気づき」を促し、危機意識の向上を図る必要があります。
- ⑧「職員の自主性に任せた人材育成」から「組織が積極的に関与する人材育成」への転換を図るため、OJTリーダーの設置、新任所属長や新任班長など職場での役割に着目した研修、新規採用職員トレーナーの複数体制化等を実施しました。これらの取組などにより、組織全体でより積極的に職員に働きかける「みんなで行う人づくり」の定着を図ることが必要です。
- ⑨「コンプライアンスの日常化」に向け、全所属でのコンプライアンス・ミーティングの実施、職員クレドカードの作成・活用、コンプライアンス研修の拡充などに取り組み、コンプライアンスの意識を高めました。また、施策や業務等における法的妥当性について、事前に法的観点から検証を行う仕組み（リーガル・サポート）をスタートさせ、職員の法令習熟度の向上に努めました。今後は「コンプライアンスハンドブック」等を活用することにより、各所属や職員自らがコンプライアンス意識の向上に努める必要があります。
- ⑩管理職員にかかる勤務評価制度を適切に運用しています。また、現在試行中である「県職員育成支援のための評価制度」の定着と施行を図り、能力や実績に基づく任用と処遇に取り組む必要があります。
- ⑪年度の早い時期に健康診断を実施することができたため、健診結果をもとに年度を通じて、就労上の配慮の助言や必要な保健指導を実施しました。メンタルヘルス対策については、復職者の再発防止を目指して、平成25年度から新しく臨床心理士による認知行動療法を実施し、17名（延べ101名）がカウンセリングを受けました。なお、不適切な飲酒習慣はメンタル疾患とも深い関わりがあることから、早急な対応が必要となっています。

- ①引き続き、「三重県行財政改革推進本部」を中心として、ロードマップ（工程表）に基づき「三重県行財政改革取組」の推進に全庁挙げて取り組みます。
- ②「みえ成果向上サイクル（スマートサイクル）」は、平成25年度に整備した運用マニュアルを活用することなどによって、より効率的、効果的な運用を行います。
- ③引き続き、施策の進展度がCまたはDとなった施策を構成する事務事業を対象として、「事業改善に向けた有識者懇話会（ブラッシュアップ懇話会）」を開催し、施策の目標達成に資するため、県による自己評価に加え、有識者からの意見を参考として事業の見直しを促進します。
- ④「みえ県民ビジョン」の推進や社会情勢の変化などに的確に対応するために必要となる組織体制を整備します。
- ⑤「三重県外郭団体等改革方針」に基づき、引き続き、団体及び出資者と十分な調整を図りながら、見直しを実施するとともに、その進捗管理を行います。
- ⑥包括外部監査人と契約を締結し、外部監査を実施するとともに、平成25年度の包括外部監査の結果について、関係各部と連携を取りながら、指摘事項が行政運営に適切に反映されるよう取り組みます。
- ⑦引き続き、職員の危機意識及び危機対応力向上のためのより実践的な研修・訓練が実施されるよう、取り組んでいきます。
- ⑧「三重県職員人づくり基本方針」により、高い意欲と能力を持った人材の育成にかかる取組を継続します。
- ⑨「コンプライアンスハンドブック」等を活用した「コンプライアンスの日常化」に取り組むとともに、法曹有資格者による巡回法務・コンプライアンス研修等により、職員のコンプライアンスの意識向上に引き続き取り組みます。さらに、施策や業務の妥当性について事前に法的観点から検証を行う仕組み（リーガル・サポート）を活用し、法令習熟度の向上に取り組みます。
- ⑩職員の意欲・能力の向上と組織力の向上を目指し、「県職員育成支援のための評価制度」の定着と施行に取り組みます。
- ⑪健康診断結果において、異常が見られる職員の割合は、年齢が上がるにしたがって高くなる傾向にあることから、職員が自らの健康に関心を持ち、健康管理を行っていくことの大切さを自覚させるような取組を実施します。また、引き続き職員のメンタルヘルス対策に取り組むとともに、不適切な飲酒習慣による問題を抱える職員を治療につなげることができるよう取組を進めます。全職員がアルコール依存症についての正しい知識を持ち、予防ができるよう eラーニングを活用した自己研修の場を提供します。

【主担当部局：総務部】

めざす姿

将来世代に負担を先送りすることなく持続可能な財政運営が行われ、県の政策が効果的に展開されています。

平成 27 年度末での到達目標

平成 19 (2007) 年度以降増加が続いていた県債残高が減少に転じ、財政の健全化が進み、持続可能な財政構造が構築されるとともに、財政に関する県民の皆さんとの情報共有が進み、財政運営の透明性が高まっています。

県民の皆さんが、税の重要性を理解し、自主申告、自主納税が定着しています。

庁舎の耐震化が完了し、県民の皆さんが安全で安心して庁舎を利用することができます。

評価結果をふまえた取組の進展度と判断理由

進展度 *	A (進んだ)	判断理由	県民指標、活動指標ともに目標値を達成していることから「進んだ」と判断しました。
----------	------------	------	---

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標

目標項目	23 年度	24 年度	25 年度		26 年度	27 年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
県債残高 *1		8,232 億円 (24 年度末)	8,224 億円 (25 年度末)	1.00	8,185 億円 (26 年度末)	8,185 億円 (26 年度末)
	8,190 億円 (23 年度末)	8,358 億円 (24 年度末)	8,215 億円 (25 年度末)			

目標項目の説明と平成 26 年度目標値の考え方

目標項目 の説明	一般会計における県債残高。ただし、国の地方財政対策により決定される臨時財政対策債 * や災害に対応するための災害復旧事業債等、発行について県の裁量の余地がないものを除く。
26 年度目標 値の考え方	「中期財政見通し」を踏まえ、平成 26 年度末の県債残高が平成 23 年度末よりも減少するよう目標値を設定しました。

* 1 各年度、最終補正後の数値で比較。

活動指標

基本事業	目標項目	23 年度	24 年度	25 年度		26 年度	27 年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
40301 持続可能な財政運営の推進 (総務部)	県債残高 *1		8,232 億円 (24 年度末)	8,224 億円 (25 年度末)	1.00	8,185 億円 (26 年度末)	8,185 億円 (26 年度末)
		8,190 億円 (23 年度末)	8,358 億円 (24 年度末)	8,215 億円 (25 年度末)			
40302 公平・公正な税の執行と 税収の確保 (総務部)	県税の徴収率		96.6% (23 年度)	96.8% (24 年度)	1.00	96.9% (25 年度)	96.9% (26 年度)
		96.5% (22 年度)	96.7% (23 年度)	97.0% (24 年度)			

基本事業	目標項目	23年度	24年度	25年度		26年度	27年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
40303 最適な 資産管理と職場 環境づくり（総 務部）	庁舎（本館棟・ 附属棟等）の耐 震化率		95.5%	97.7%	1.00	100%	100%
		88.9%	95.5%	97.7%			

（単位：百万円）

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
予算額等	72,596	80,268	82,244	84,349	
概算人件費		2,813	2,804		
（配置人員）		（312 人）	（305 人）		

平成 25 年度の取組概要

- ①将来世代に負担を先送りしない、持続可能な財政運営を確立するため、可能な限り県債発行（臨時財政対策債等を除く）を抑制
- ②平成 26 年度当初予算の編成にあたっては、要求上限額（シーリング）に一定の加算を行う重点化施策を新たに設定するなど、新しい予算編成プロセスの円滑な運用を実施
- ③ネーミングライツについては、三重県営鈴鹿スポーツガーデン、三重県営サンアリーナ、三重県文化会館の 3 施設を中心に具体の募集条件等を検討
- ④税外の未収金について、各部局において「三重県債権管理適正化指針」に基づく未収金の縮減の取組を実施。また、債権管理の一層の適正化を図るため「三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例」を制定するなど、条例・規則等の整備を行うとともに、債権管理推進会議において全庁的な取組を推進
- ⑤県税収入を確保するため、公平適正な賦課徴収を行い、滞納者に対する差押を強化するとともに、特別徴収機動担当と県税事務所が連携し、機動的に滞納整理を実施
- ⑥個人県民税の収入確保対策として、個人住民税特別滞納整理班において、7 市町から職員と約 3,000 件の滞納案件を受け入れ、大量かつ集中的に滞納整理を実施。また、平成 26 年度からの全市町による特別徴収義務者の指定の徹底に向け、具体的準備を市町と連携して推進（指定予告通知書の送付約 38,000 件、関係団体等の説明会開催 41 回など）
- ⑦「みえ森と緑の県民税」について納税者の皆さんにより広くご理解いただくため、市町と連携しながら、広報や説明会を開催。また、税導入のための税システム改修を実施
- ⑧「みえ県有財産利活用方針」に基づき、インターネットオークション等の手法も活用し、未利用財産の売却を進め（売却額：約 4 億 7,000 万円）、公用車の広告掲載（収入額約 135 万円）を進めるなど、計画的・効果的に財産の利活用を推進
- ⑨「県庁舎等施設保全マニュアル」策定に向けて日常点検の試行等を行うとともに、BIMMS（保全情報システム）を活用し、不具合・修繕履歴等保全情報を蓄積

平成 25 年度の成果と残された課題（評価結果）

- ①平成 25 年度末において、県債残高全体では 1 兆 3,459 億円となりましたが、可能な限り県債発行の抑制を図った結果、発行について県に裁量の余地のない臨時財政対策債等を除く県債残高は 8,215 億円となり、中期財政見通しで示した残高 8,224 億円を下回りました。一方で、行政ニーズへの適切な対応を前提としつつ翌年度以降における財政の健全な運営に資するための財源確保にも配慮していく必要があります。
- ②新しい予算編成プロセスを円滑に運用し、メリハリのある予算編成に努めました。平成 26 年度予算編成にあたっては、従来の一律のシーリングを見直し、重点化施策に一定の加算を行うなど更なる選択と集中を図りました。
- ③ネーミングライツについては、募集条件やネーミングライツ・パートナーの選定基準等について、より具体的な内容を検討した結果、三重県営鈴鹿スポーツガーデン及び三重県営総合競技場について、平成 26 年度から募集を開始することとしました。また、三重県文化会館については、ネーミングライツの導入を見送ることとしましたが、三重県営サンアリーナについて、引き続き検討を行っていくとともに、ネーミングライツ以外の財源確保策についても、検討を進めていく必要があります。
- ④税外の未収金について、「三重県債権管理適正化指針」に基づき、債権処理計画の策定、債権管理事務に係る自己検査及び徴収強化月間（毎年 12 月）等の新たな取組を実施し、未収金の縮減を図りました。今後は、「三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例」等が施行されたことから、これまで以上に積極的な債権回収及び適正な管理を行うとともにその進捗管理を的確に行う必要があります。
- ⑤県税収入を確保するため、公平適正な賦課徴収を行い、積極的な滞納整理を実施しました。差押等、滞納処分の実績は、繰越滞納が減少した影響により 6,321 件で前年度から 123 件減少しましたが、目標の 5,000 件を達成しました。県税の高額案件のうち、税収確保課が指定した指定案件については、8,500 万円を処理し、約 8,400 万円を徴収しました。また、自動車税の納期内納付率は納税通知返戻分を除き過去最高の 80.0%（件数ベース）となりました。今後も引き続き、収入未済金の縮減に取り組むとともに、納税者の利便性向上のための納税手段の拡大を図る必要があります。
- ⑥個人県民税の収入確保策として、個人住民税特別滞納整理班において、県の滞納整理ノウハウを市町と共有しながら直接徴収を実施し、個人住民税の滞納処理額は約 10 億 500 万円で徴収額は約 5 億 6,500 万円となりました。今後も、個人住民税の直接徴収にかかる職員及び滞納案件の引き受け拡大に向け取り組むとともに、それ以外のより効果的な方策についても検討をする必要があります。また、全市町による特別徴収義務者の指定の徹底については、今後も、事業者及び納税者の理解が得られるよう一層の周知を図り市町との連携をより密にする必要があります。
- ⑦「みえ森と緑の県民税」について納税者の皆さんにより広くご理解いただくため、市町と連携しながら、様々な媒体を使った広報活動を実施するとともに、納税者からの問い合わせに対応するための Q&A の作成など市町の負担軽減を目的とした取組を行いました。税導入後の平成 26 年 4 月以降もさらに幅広く税の理解を深めていただけるよう、広報活動を実施する必要があります。
- ⑧未利用財産の売却については、売却額が約 4 億 7,000 万円となり目標額の 1 億 1,500 万円を大幅に上回りました。また、未利用財産の処分及び有効活用に向けて、各所属で財産の自己点検を実施し、利活用計画を策定しました。
- ⑨「県庁舎等施設保全マニュアル」を策定し、点検項目チェックシートに基づく日常点検を試行した結果、各庁舎の劣化状況が把握でき、庁舎管理担当者の保全意識が向上しました。

- ①将来世代に負担を先送りしない、持続可能な財政運営を確立するため、可能な限り、県債発行（臨時財政対策債等を除く）を抑制するとともに、行政ニーズへの適切な対応を前提としつつ翌年度以降における財政の健全な運営に資するための財源確保にも配慮していきます。
- ②引き続き、よりメリハリのある予算となるよう、新しい予算編成プロセスの円滑な運用に努めていきます。
- ③ネーミングライツについては、平成 26 年度から三重県営鈴鹿スポーツガーデン及び三重県営総合競技場を対象に募集を開始します。なお、募集条件や企業の選定にあたっては、県民の施設利用に混乱が生じないよう慎重に検討を行います。また、三重県営サンアリーナについて、引き続きネーミングライツ導入の検討を行っていくとともに、ネーミングライツ以外の財源確保策についても、検討を進めていきます。
- ④税外の未収金について、「三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例」等に基づき、未収金の削減に取り組めます。
- ⑤県税収入未済額の縮減、徴収率の向上等の平成 26 年度目標の達成に向け取組を進めます。特別徴収機動担当においては、県税事務所との連携をさらに強め、各事務所の徴収ノウハウのレベルアップを図ります。また、滞納件数が最も多い自動車税の滞納整理については、単年度整理の方針をさらに徹底させ、12 月と 1 月に設定する「差押強化月間」後の処理率についても向上を図るとともに、平成 26 年度からのクレジット納付の導入により自動車税の納期内納付の促進を図ります。
- ⑥個人住民税の直接徴収については、引き続き市町の状況把握や分析を行い未派遣市町への派遣の働きかけを行うとともに、三重地方税管理回収機構での新たな取組も含め、今後の効果的な方策を検討します。また、特別徴収義務者の指定の徹底については、引き続き、市町と連携を密にして取組を進め、今後の円滑な展開につなげます。
- ⑦平成 26 年 4 月に導入された「みえ森と緑の県民税」について、円滑な税の実施を図るため、引き続き広報活動や納税者からの問い合わせ対応等を市町との連携を強めて取り組んでいきます。
- ⑧「みえ県有財産利活用方針」に基づき、インターネットオークション等の手法も活用し、未利用財産の売却などの有効活用を進めるとともに、公用車の広告掲載を継続して実施するなど、計画的・効果的に財産の利活用を推進します。
- ⑨ B I M M S に蓄積した不具合・修繕履歴等保全情報に基づき、劣化度・危険度を判断し、予防保全の観点から設備・機械等の更新、改修及び修繕を計画的に実施します。

* 「○」のついた項目は、平成 26 年度に特に注力するポイントを示しています。

【主担当部局：出納局】

めざす姿

会計事務の担当職員一人ひとりが法令や規則に基づいた適正な会計事務を行うとともに、県歳入金の収納方法が多様化し県民の皆さんの利便性が向上しています。また、財務会計制度を取り巻く動向を把握し的確に対応することにより、県の会計事務に対する県民の皆さんの信頼が高まっています。

平成 27 年度末での到達目標

適正かつ効率的な会計事務をめざした会計制度および公正で透明な入札・契約制度のもとで、会計事務担当職員が適正な会計事務を行うための会計支援が行われています。また、支払資金が安定的に確保された上で余剰資金が安全で有利に運用されるなど、県の公金が適正に管理されています。

評価結果をふまえた取組の進展度と判断理由

進展度 *	B (ある程度進んだ)	判断理由	県民指標の目標達成とともに、活動指標もほぼ目標を達成できたことから、適正な会計事務の確保が「ある程度進んだ」と判断しました。
----------	----------------	------	--

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標

目標項目	23 年度	24 年度	25 年度		26 年度	27 年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
県の会計事務に是正・改善を求める監査意見数（実施1か所あたり）	/	3.1 件以下 (23 年度)	3.0 件以下 (24 年度)	1.00	2.9 件以下 (25 年度)	2.8 件以下 (26 年度)
	3.2 件 (22 年度)	3.5 件 (23 年度)	3.0 件 (24 年度)		/	/

目標項目の説明と平成 26 年度目標値の考え方

目標項目の説明	監査委員が毎年度実施する定期監査結果の財務事務の執行に関し是正・改善を求める意見の総計（人件費に関する事務等への意見を除いた収入、支出誤り等に関する意見数）を監査実施箇所数で除した数値
26 年度目標値の考え方	毎年度、前年度の目標値を上回る目標を掲げて取り組んできており、平成 25 年度の実績値が目標を達成できたことから、平成 27 年度目標値の達成に向けた段階的目標数値として設定しました。

活動指標

基本事業	目標項目	23 年度	24 年度	25 年度		26 年度	27 年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
40401 会計事務の支援（出納局）	出納局が行う会計支援の満足度	/	3.36	3.40	0.99	3.50	3.60
		3.28	3.30	3.39		/	/
40402 公金の適正な管理（出納局）	資金保全率	/	100%	100%	1.00	100%	100%
		100%	100%	100%		/	/

(単位：百万円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
予算額等	253	234	263	671	
概算人件費		433	451		
(配置人員)		(48 人)	(49 人)		

平成 25 年度の取組概要

- ①各所属からの会計相談への対応（相談件数 8,916 件）、本庁・地域機関を合わせて 220 の所属に対する事前検査・事後検査の実施（指導件数 389 件）、職場訪問（OJT*研修、フォローアップ）、各種研修の実施（参加者延べ 1,800 人）など各所属の出納員・会計職員を日常的にサポート
- ②物品の適切な保守管理と有効活用のため、全庁的取組として、「みえ物品利活用方針」を 1 月に策定
- ③物件等電子調達システムの再構築について、統合する公共事業電子調達システムとの共通基盤部分を構築
- ④印刷物調達にかかる最低制限価格*制度について、平成 24 年 4 月からの試行結果を検証し、平成 26 年 4 月から対象を設計金額 100 万円以上から 50 万円以上に拡大して本格導入を決定
- ⑤収支見込額の的確な把握を行い、支払資金の安定的な確保、歳計現金や基金の安全で有利な運用を実施
- ⑥財務会計システム更新の基本設計に合わせ、納付書をペイジー標準帳票*で設計。また、母子寡婦福祉資金貸付金システムは平成 26 年 4 月から同帳票に変更
- ⑦クレジットカード収納について、不用物品及び公有財産のインターネットオークション売却の入札保証金で 4 件、ふるさと納税で 14 件を収納。平成 26 年 5 月からは新たに自動車税にも導入を開始
- ⑧予算編成から決算管理・決算統計まで行う財務会計システムを安定稼働

平成 25 年度の成果と残された課題（評価結果）

- ①会計事務には是正・改善を求める監査意見数は、今年度の県民指標の目標を達成しました。引き続き目標値の達成に向けて、出納員・会計職員のさらなる能力等の向上を進めていく必要があります。
- ②「みえ物品利活用方針」に基づき、インターネットオークションを活用した不用物品の売却や本庁のパソコンの集約処分等の新しい取組を実施しました。今後は方針に沿って、平成 27 年度までの集中取組期間内に全庁の遊休物品の処理を完了させる必要があります。
- ③次期物件等電子調達システムについて、平成 27 年 3 月からの運用開始に向け、関係部との連携及び構築作業を円滑に行う必要があります。
- ④印刷物調達における最低制限価格制度について、試行の結果、印刷物の品質確保やダンピング防止に対する効果が認められました。平成 26 年 4 月以降の本格実施後も引き続き検証を行っていく必要があります。
- ⑤公金の管理について、資金保全率 100%を確保し、歳計現金で 0.090%、基金で 0.198%の運用利回りを確保しました。
- ⑥財務会計システムで発行する納付書を平成 27 年 3 月にペイジー標準帳票に変更することで、「県が発行する納付書様式の統一化方針」に基づく取組は着実に進んでいます。また、財務会計システムにおける当帳票への移行について円滑に実施していく必要があります。
- ⑦収納方法の多様化については導入コスト等が課題であり、今後さらに、費用対効果の観点を含め検討が必要です。
- ⑧財務会計システムは、平成 27 年 3 月の機器等の更新を円滑に実施する必要があります。

- ①会計事務に関する事前検査・事後検査および各種研修を引き続き実施します。また、各所属の状況に応じたOJT研修や検査後のフォローアップを重点的に実施するなど、よりきめ細かい会計支援を通じて、出納員・会計職員の能力向上とコンプライアンスの日常化により、適正な会計事務の確保に取り組みます。
- ②「みえ物品利活用方針」に基づき、全庁的な取組として、遊休物品の計画的な処理をはじめ、物品購入利活用書を活用した高額物品の適切な取得・利活用、インターネットオークションを活用した売払いの拡大、集約処分の対象を地域機関のパソコンや小型家電にも広げるなど、具体的な取組を進めます。
- ③次期物件等電子調達システムについて、平成 27 年 3 月からの円滑な移行と運用を行います。
 - ④印刷物調達の最低制限価格制度を適切に運用するとともに、引き続きその効果等を検証します。
 - ⑤資金の安定的な確保と安全で有利な運用を引き続き行います。
 - ⑥財務会計システムの納付書をペイジー標準帳票に円滑に移行します。また、市町にも同様式への変更を要請していきます。
 - ⑦収納方法の多様化について、関係部局と連携して取り組んでいきます。
- ⑧財務会計システムについて、平成 27 年 3 月からの円滑な移行と運用を行います。

* 「○」のついた項目は、平成 26 年度に特に注力するポイントを示しています。

【主担当部局：地域連携部】

めざす姿

県と市町の対等・協力の関係づくりや一層の連携強化により、市町では、地域や市町の抱える課題の解決に向けた取組や効率的・効果的な行財政運営が行われています。

平成 27 年度末での到達目標

分権型社会の実現に向けてこれまで積み重ねてきた取組に加え、市町との連携を強化し、市町の実情に応じた支援をより一層進めることで、市町では、従来にも増して、行政事務の的確な処理、安定的な財政運営が行われています。

評価結果をふまえた取組の進展度と判断理由

進展度 *	A (進んだ)	判断理由	県民指標、活動指標ともに目標値を達成していることから「進んだ」と判断しました。
----------	------------	------	---

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標						
目標項目	23 年度	24 年度	25 年度		26 年度	27 年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
市町への権限 移譲事務数（累 計）	/	470 事務	481 事務	1.00	485 事務	485 事務
	465 事務	475 事務	484 事務		/	/
目標項目の説明と平成 26 年度目標値の考え方						
目標項目 の説明	年度末までに権限移譲が確定した 1 市町あたりの平均権限移譲事務数					
26 年度目標 値の考え方	市町との連携をより一層強化し、さらなる権限移譲を進めることで、平成 26 年度は、平成 27 年度末までの到達目標値（485）を達成するものとして設定しました。					

活動指標							
基本事業	目標項目	23 年度	24 年度	25 年度		26 年度	27 年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
40501 地方分 権の推進 (地域連携部)	県と市町による 全県的な課題の 解決に向けた取 組数（累計）	/	3 取組	4 取組	1.00	6 取組	6 取組
		2 取組	3 取組	4 取組		/	/
40502 市町行 財政運営の支援 (地域連携部)	財政健全化計画 策定団体数	/	0 市町	0 市町	1.00	0 市町	0 市町
		0 市町	0 市町	0 市町		/	/

(単位：百万円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
予算額等	2,360	2,220	1,976	1,672	
概算人件費		460	497		
(配置人員)		(51 人)	(54 人)		

平成 25 年度の取組概要

- ①「県と市町の地域づくり連携・協働協議会」(全県会議)を適切に運営(調整会議2回、検討会議を1つ設置)
- ②権限移譲等にかかる第3次一括法の市町への情報提供を行うとともに、これまでに法定権限移譲された事務の実施状況を把握し、状況に応じた支援を実施
- ③「三重県権限移譲推進方針」に基づき、市町の意向を尊重しながら県条例による権限移譲を推進
- ④市町における住民自治の取組を支援する地方分権推進アドバイザーを3回派遣
- ⑤合併市町に対し、合併市町の新しいまちづくりを支援する市町村合併支援交付金を15市町に交付
- ⑥市町の自主的・自立的な行財政運営に関する適切な助言や情報提供を実施

平成 25 年度の成果と残された課題(評価結果)

- ①「県と市町の地域づくり連携・協働協議会」での議論を通じて、市町との連携を一層強化することができました。検討会議においては、県と市町が情報を共有するなど、全県的な課題の解決に向けて取り組んでおり、引き続き検討を進めることが必要です。
- ②県から市町への権限移譲については、市町との協議を重ねた結果、景観行政に関する事務が津市に、墓地、埋葬等に関する法律に基づく事務が大台町に、限定特定行政庁への移行に伴う建築基準法等の事務が亀山市に移譲されました。今後も引き続き、市町の自主性・自立性の向上につながるよう、協議を進めていく必要があります。
- ③市町村合併支援交付金の交付にあたっては、市町を訪問しニーズを把握することで、市町の実情に応じた支援ができました。平成26年度においても市町のニーズを的確に把握し、適切に交付を行う必要があります。
- ④実質赤字等の発生による財政健全化計画の策定団体となった市町はなく、安定した行財政運営が行われていますが、公債費等の経常支出の高い水準が今後も見込まれることから、市町の行財政運営の厳しさが続くことが懸念されています。

平成 26 年度の改善のポイントと取組方向【地域連携部 次長 紀平 勉 電話:059-224-2420】

- ①「県と市町の地域づくり連携・協働協議会」については、引き続き、市町との連携を一層強化するとともに、有意義で効果的な意見交換の場となるよう、適切な運営に努めます。
- ②県から市町への権限移譲については、市町との協議を重ね、より一層権限移譲を進めていきます。また国の地方分権改革等の状況について随時情報提供を行うなど、市町との連携の強化を図ります。
- ③市町村合併支援交付金の交付対象となる合併市町に対しては、引き続き、ニーズに応じた交付金による財政支援を行います。
- ④県は、広域自治体として、市町に対して、地方自治制度、地方公務員制度、地方財政制度等について、必要な助言や情報提供等による支援を行います。また、市町の財政健全化等の取組に対し、必要な支援を行い、市町の行財政運営力の向上を図ります。

*「○」のついた項目は、平成26年度に特に注力するポイントを示しています。

めざす姿

県政に対する理解と関心が深まるとともに、より効果的な県政運営が実施できるよう、県政情報が適切に発信されています。

また、県政の質を高め、参画がより一層進むよう、県政に対する意見・提言等が適切に把握されています。

これらにより、県民等の個人情報適正に管理されている中、県民の皆さん、企業、市町、県などの間で、必要な情報の共有が進んでいます。

平成 27 年度末での到達目標

県民の皆さんへの一方的なお知らせにとどまらず、多様な媒体を活用した情報発信を行うなど、県民の皆さんが必要とする県政情報が容易に入手できるような広報活動を展開するとともに、県民の皆さんの声を幅広く受信する広聴機能がより一層充実しています。

評価結果をふまえた取組の進展度と判断理由

進展度 *	B (ある程度進んだ)	判断理由	「県民指標」「活動指標」とともに平成 25 年度目標値に達しませんでした。が、「県民指標」の目標達成状況は 0.98 とほぼ達成できたことから、ある程度進んだと判断しました。
----------	----------------	------	---

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標						
目標項目	23 年度	24 年度	25 年度		26 年度	27 年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
得たいと思う 県情報が得ら れている県民 の割合		55.5%	58.0%	0.98	59.0%	60.0%
	54.2%	57.8%	56.7%			
目標項目の説明と平成 26 年度目標値の考え方						
目標項目 の説明	e-モニターを活用した調査で、得たいと思う県政情報が「十分入手できている」「概ね入手できている」と感じている県民の割合					
26 年度目標 値の考え方	平成 27 年度の到達目標である「60.0%」の達成に向けて、26 年度目標値は、25 年度目標値と 27 年度目標値の中間値である「59.0%」を設定しました。					

活動指標		23 年度	24 年度	25 年度		26 年度	27 年度
基本事業	目標項目	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
		40601 効果的な広聴広報機能の推進（戦略企画部）	県のホームページ（トップページ）へのアクセス件数	161 万件	172 万件 143 万件	174 万件 130 万件	0.75
40602 統計情報の効果的な発信と活用の促進（戦略企画部）	統計情報利用件数（みえ DataBox アクセス件数）	851,640 件	860,000 件 771,789 件	870,000 件 848,541 件	0.98	880,000 件	890,000 件
40603 行政情報の積極的な公開と個人情報の適正な保護（戦略企画部）	公文書や個人情報の開示決定等における開示・非開示判断の適正度	76.9%	80.0% 34.8%	80.0% 42.1%	0.53	80.0%	80.0%

（単位：百万円）

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
予算額等	543	512	577	657	
概算人件費		586	616		
（配置人員）		（65 人）	（67 人）		

平成 25 年度の取組概要

- ①「県政だより みえ」（毎月 1 回、約 72 万部発行）や「テレビ」（毎週金曜日、年 48 回放映）「ラジオ」「ホームページ」などの広報媒体を活用し、県の施策や事業等の県政情報を発信
- ②地上デジタル放送テレビのデータ放送による「県政だより みえ」の新たな情報発信に向けた試験放送の実施（11、2、3 月）
- ③知事が行う記者会見（定例会見 24 回、日々の会見 94 回）をはじめ、報道機関に積極的に県政情報を提供し、記事やニュースに取り上げてもらうパブリシティ活動を実施
- ④県民の皆さんの意見や提案を県政運営に生かしていくため、「県民の声相談」や「IT 広聴事業（モニターアンケート）」（14 回）を実施。現場を重視した県政を展開するため、職員による「みえ出前トーク」（223 回開催、9,159 人参加）や知事が現場に赴く「みえの現場・すごいやんかトーク」（35 回開催、290 人参加）を実施
- ⑤県ウェブシステムを構成しているサーバ群及び各ページのコンテンツを自動作成するコンテンツ管理システム等の安定稼働の確保
- ⑥「三重県広聴広報基本方針」や「広聴広報ハンドブック」に基づき、職員の広聴広報力を強化（広聴広報会議 3 回開催、広聴広報マネジメント研修 1 回開催）
- ⑦住宅・土地統計調査、漁業センサス等の 5 年周期調査、工業統計調査、学校基本調査等の毎年調査、労働力調査、人口推計調査等の毎月調査等に取り組み、迅速かつ正確なデータ収集、精査、集計等を実施
- ⑧主要経済指標等の最新の統計情報をインターネット（「みえ DataBox」）や刊行物で提供するとともに、「統計でみる三重のすがた」や「三重県統計書」「三重県勢要覧」を作成、刊行

- ⑨情報公開事務に関する研修（21回、815人受講）及び個人情報保護に関する研修（20回、953人受講）を開催するとともに、「開示請求事務の手引」と「個人情報保護ハンドブック」を改訂し、情報公開・個人情報保護制度の的確な運用のための支援を実施

平成25年度の成果と残された課題（評価結果）

- ①県広報紙「県政だより みえ」や「テレビ」「ラジオ」「ホームページ」などの広報媒体を活用し、県の施策や事業等の県政情報を発信しました。県ホームページ（トップページ）へのアクセス件数は前年と比べ9%減少しましたが、ツイッター（9件）、フェイスブック（13件）など新しい形態による情報発信のウェイトが高まっていることから、県政情報の発信については、県民が利用しやすい広報媒体を活用して、より戦略的・計画的に行うことが重要となっています。
- ②テレビのデータ放送による「県政だより みえ」を広く周知するとともに、ユーザーの声を聞きながら改善していく必要があります。
- ③報道機関への情報提供に関して各部局を支援することにより、一定の効果的な情報提供が行われましたが、情報提供のさらなる質の向上が課題となっています。
- ④「県民の声相談」や「みえ出前トーク」、「みえの現場・すこいやんかトーク」などを通じ、県民の声を幅広く受信し、県政に生かせるよう取り組んでいく必要があります。
- ⑤県ウェブシステムは安定的に稼働していますが、現在の運用体制やシステム環境など多くの問題点や課題を抱えていることから、新しいシステムに再構築する必要があります。
- ⑥県の広聴広報力を強化するため、職員の意識の向上を図る必要があります。
- ⑦住宅・土地統計調査、漁業センサス等の5年周期調査、工業統計調査、学校基本調査等の毎年調査、労働力調査、人口推計調査等の毎月調査等に取り組み、迅速かつ正確なデータ収集、精査、集計等を実施しました。今後とも、着実に調査を実施していく必要があります。
- ⑧主要経済指標等の最新の統計情報をインターネット（「みえDataBox」）で提供し、「統計でみる三重のすがた」や「三重県統計書」、「三重県勢要覧」を作成、刊行しました。また、統計グラフ三重県コンクールにより、小学生以上の幅広い世代に、統計グラフで楽しみながら学ぶ機会を設けました。県民の皆さんが統計を身近なものと感じることで、統計調査への協力と統計情報の利活用の推進を図っていく必要があります。
- ⑨情報公開事務が適正に執行されるよう、研修内容の充実等を図っていく必要があります。また、今年度も個人情報漏洩事案が発生しており、個人情報の適正な取扱いや管理の徹底について各実施機関に文書で注意喚起をしたところであり、引き続き、条例の適正な運用を図っていく必要があります。

平成26年度の改善のポイントと取組方向【戦略企画部 副部長 福田 圭司 電話:059-224-2009】

- ①さまざまな広報媒体の特性を生かし、県政情報をわかりやすく、より効果的に提供するため、「三重県広聴広報アクションプラン（仮称）」を策定します。また、策定したプランに基づき、戦略的、計画的な広聴広報活動に努めます。
- ②テレビのデータ放送による「県政だより みえ」が広く利用されるよう周知にしっかり取り組むとともに、公共施設やスーパー等に配置する紙の「県政だより みえ」や、平成26年度から新たに制作・配布する新聞折込ちらし等により県政情報を発信していきます。
- ③県庁全体のパブリシティ活動の質がさらに向上するよう、各部局へのより効果的な支援・助言に取り組めます。

- ④ 県民の声相談や知事、職員と県民の皆さんとのトーク事業、「IT 広聴事業 (e-モニターアンケート)」など、さまざまな広聴ツールを活用して県民の声を幅広く収集し、県民の意見やニーズを県政に反映するよう努めます。
- ⑤ 平成 26～27 年度に県ウェブシステムの再構築を行い、平成 28 年度から新システムによる戦略的な広聴広報を展開していきます。
- ⑥ 「三重県広聴広報基本方針」、「広聴広報ハンドブック」の普及徹底や、広聴広報マネジメント研修の実施など、職員の意識の向上に努めます。
- ⑦ 経済センサス・基礎調査、商業統計調査、全国消費実態調査、農林業センサス等の 5 年周期調査、工業統計調査、学校基本調査等の毎年調査、労働力調査、人口推計調査等の毎月調査等に取り組み、迅速かつ正確なデータ収集、精査、集計等を実施していきます。
- ⑧ 主要経済指標等の最新の統計情報をインターネット（「みえ DataBox」）等で提供していくとともに、「統計でみる三重のすがた」や「三重県統計書」「三重県勢要覧」を作成、刊行し、県民生活や企業活動、市町等で利活用していただけるよう提供していきます。
- ⑨ 情報公開制度について、最近の開示請求事例や審査会諮問案件を盛り込んだ内容の研修を実施していきます。また、個人情報保護については、実施機関からの相談・協議に対し適切な助言を行う等、条例の適正な運用を図っていきます。さらに、三重県情報公開・個人情報保護制度推進要綱に基づき、研修受講者（推進員）が各所属で行う研修を強化することにより、制度的的確な運用を図っていきます。

* 「○」のついた項目は、平成 26 年度に特に注力するポイントを示しています。

【主担当部局：地域連携部】

めざす姿

県民一人ひとりが、いつでも、どこでも、安全で安心なITを活用して、さまざまな行政サービスを受けられるなど、県民生活の利便性が向上するとともに、自主的な情報発信・情報交流によって、人と人、人と地域の連携が強まり、各地域が活性化しています。

平成 27 年度末での到達目標

時代に応じた情報通信環境が整備されるとともに、県政のさまざまな分野で情報システムが効率的・安定的に運用されることで、県行政運営の効率化が図られ、県民の皆さんへの行政サービスや行政情報の提供が効果的に進んでいます。

評価結果をふまえた取組の進展度と判断理由

進展度 *	B (ある程度進んだ)	判断理由	県民指標、活動指標で掲げる項目について、25年度の目標値を概ね達成しており、ITの利活用が「ある程度進んだ」と判断しました。
----------	----------------	------	--

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標						
目標項目	23 年度	24 年度	25 年度		26 年度	27 年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
行政手続等の オンライン利用 率	52.9% (22 年度)	55.0%	56.0%	1.00	58.0%	58.0%
		58.5%	59.0%			
目標項目の説明と平成 26 年度目標値の考え方						
目標項目 の説明	国の定める「利用促進対象 21 手続」における、手続総件数に占めるオンライン利用率					
26 年度目標 値の考え方	過去 2 カ年の実績値を参考に設定しました。					

活動指標							
基本事業	目標項目	23 年度	24 年度	25 年度		26 年度	27 年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
40701 IT を 利活用した行政 サービスの提供 (地域連携部)	電子申請・届出 システム利活用 件数		170,000 件	179,000 件	0.99	181,500 件	184,000 件
		165,843 件	176,272 件	177,751 件			

基本事業	目標項目	23年度	24年度	25年度		26年度	27年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
40702 情報ネットワークおよび行政情報システムの整備と適正な運用 (地域連携部)	県情報ネットワーク停止時間		34分	30分	1.00	27分	24分
		36分	14分	16分			
40703 地域情報化の推進 (地域連携部)	携帯電話不通話地域整備数(累計)		68基	71基	0.00	71基	71基
		67基	70基	70基			
40704 最適なIT利活用を実現するための仕組みの確立 (地域連携部)	新たな手法(システム評価*等)による支援を実施した大規模システム数(累計)		7件	14件	1.00	21件	28件
		—	9件	17件			

(単位：百万円)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
予算額等	996	979	783	1,417	
概算人件費		216	221		
(配置人員)		(24人)	(24人)		

平成25年度の取組概要

- ①時間や場所に制約されない県民サービスとして、電子申請・届出システム、地理情報システムを運用
- ②電子自治体推進の基盤となる県情報ネットワークを管理運営するとともに、次期ネットワークの基本設計、老朽化機器の交換を実施
- ③電子自治体推進用パソコンの更新、基本ソフトのバージョンアップを実施
- ④総合文書管理システム等情報システムを運用するとともに、利用促進のための職員研修を実施
- ⑤共有デジタル地図について市町と協働で更新作業を実施
- ⑥市町の情報化の推進について市町の自治体クラウド*共同調達の検討を進めるとともに、社会保障・税番号制度の導入も視野に入れた支援を実施
- ⑦携帯電話の不通話地域を抱える市町と連携して携帯電話事業者に対する要望活動を実施するとともに移動通信用鉄塔を整備した市町に対して補助金を交付
- ⑧C I O補佐業務*を外部専門事業者に委託し、予算要求前および契約前の審査、情報システム評価や必要な支援を実施
- ⑨職員のセキュリティマインド向上のための職員研修を実施
- ⑩システムの安全な運用のため、脆弱性診断やウイルスチェックのほか、データのバックアップの取得や遠隔地保管の促進等セキュリティ対策を実施

平成25年度の成果と残された課題(評価結果)

- ①電子申請・届出システムや地理情報システムについて多くの利用がありましたが、さらなる県民サービスの向上を目指して利用拡大に努める必要があります。
- ②県情報ネットワークについては、安定運用ができましたが、引き続き安定運用、迅速な障害対応に努める必要があります。

- ③総合文書管理システムやグループウェアシステム等の行政情報システムについては、さらなる行政運営の効率化のため、システムの改善に努める必要があります。
- ④県と市町の共同事業として実施した共有デジタル地図の更新を完了するとともに、市町の自治体クラウドの導入について、検討会において各市町の今後の方針を決定しました。今後も共同調達を検討する市町に協力するとともに、国などの動向に関する情報提供を行っていく必要があります。
- ⑤携帯電話の不通話地域解消については、施設整備を実施した市町に対して2件の補助金交付を行いました。引き続き市町とともに取り組んでいく必要があります。
- ⑥IT投資の適正化を進めるため、外部専門家の支援を受けながら、予算要求前及び契約前の審査や必要な支援を実施するとともに、今年度から、「中小システム」に対しても、システム評価の運用を開始し、7システムを対象に実施しました。また、共通機能基盤の全庁的な利用促進を図るため、説明会の実施等により普及啓発を行うとともに統合サーバの追加環境を整備し、運用を開始しました。
- ⑦情報セキュリティ対策として、職員へのセキュリティ研修を実施するとともに、脆弱性診断、データ・プログラムの外部保管等を実施しましたが、引き続き情報セキュリティ事故発生の未然防止に努めていく必要があります。

平成26年度の改善のポイントと取組方向【地域連携部 副部長 鈴木 伸幸 電話:059-224-2202】

- ①県民サービスの向上のため、電子申請・届出システムや地理情報システムをより使いやすく、わかりやすく提供するとともに利用促進に取り組みます。
- ②基盤となる県情報ネットワークについては、セキュリティ対策、点検等を行い安定運用に取り組むとともに、次期ネットワークの構築作業を実施します。
- ③ITを活用した行政サービスの充実、庁内の情報共有、事務処理の効率化を図るため、一人一台パソコン、総合文書管理システムやグループウェアシステム等の行政情報システムの運用を行います。また、総合文書管理システムについては、システム寿命及びセキュリティ対策として再構築を実施します。
- ④自治体クラウドや社会保障・税番号制度の導入など、市町の情報化推進について、引き続き支援や情報提供を行います。
- ⑤携帯電話の不通話地域解消に向けて、引き続き市町と連携して取り組み、地域の情報格差是正に努めます。
- ⑥全庁的なIT投資管理体制を確立していくため、予算要求前及び契約前審査、システム評価のそれぞれの仕組みが円滑に連携できるよう、さらなる改善に努めます。また、全庁情報システムの最適化を図るため、平成21年度に導入した統合サーバ等の共通機能基盤の再構築を実施します。
- ⑦セキュリティリスクの増大に対応するため、ウィルスチェック、脆弱性診断の実施など、多種多様な取り組みを効果的に組み合わせたセキュリティ対策を実施するとともに、情報セキュリティポリシーの定着化を推進し、職員のセキュリティマインドの向上をはかるため、引き続き計画的な研修等を行います。

* 「○」のついた項目は、平成26年度に特に注力するポイントを示しています。

【担当部局：県土整備部】

めざす姿

公共事業の実施プロセスの公正性・透明性を確保し、事業を適正に実施することにより、県民の皆さんの公共事業への信頼感が向上していることをめざします。

平成 27 年度末での到達目標

これまで進めてきた公共事業の再評価、事後評価の適切な実施、事業情報の県民の皆さんへの提供と有効活用等を進める取組に加え、地域の建設業者の地域・社会貢献の取組などを評価し、優良な企業が受注できるような入札制度の運用等に取り組むことにより、公共事業が適正に運営されていることをめざします。

評価結果をふまえた取組の進展度と判断理由

進展度 *	A (進んだ)	判断理由	公共事業評価システム *を適切に運用するとともに、企業における地域・社会貢献への取組が進むなど、全ての目標値を達成したことから、「進んだ」と判断しました。
----------	------------	------	---

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標						
目標項目	23 年度	24 年度	25 年度		26 年度	27 年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
公共事業への信頼度	/	95.0%	95.5%	1.00	96.2%	96.3%
	94.6%	97.3%	97.5%		/	/
目標項目の説明と平成 26 年度目標値の考え方						
目標項目の説明	公共事業評価制度において、「三重県公共事業評価審査委員会」で審査を受け妥当とされた割合と総合評価方式 *の入札において、地域・社会貢献の取組実績がある企業が受注した件数の割合の平均値					
26 年度目標値の考え方	これまでの実績と今後の審査・取組の見通しを勘案し、「県の活動指標」である「公共事業再評価・事後評価達成度」と「受注者の地域・社会貢献度」の平成 26 年度の平均値を 96.2% として目標に設定しました。					

活動指標							
基本事業	目標項目	23 年度	24 年度	25 年度		26 年度	27 年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
40801 公共事業の適正な執行・管理(県土整備部)	公共事業再評価・事後評価達成度	/	97.2%	97.3%	1.00	97.4%	97.5%
		97.1%	97.2%	97.3%		/	/

基本事業	目標項目	23年度	24年度	25年度		26年度	27年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
40802 公共事業を推進するための体制づくり (県土整備部)	受注者の地域・社会貢献度		92.8%	93.6%	1.00	95.0%	95.0%
		92.1%	97.3%	97.7%			

(単位：百万円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
予算額等	5,333	3,130	4,631	4,745	
概算人件費		1,614	1,646		
(配置人員)		(179 人)	(179 人)		

平成 25 年度の取組概要

- ①「三重県建設産業活性化プラン」に定める将来ビジョン「技術力を持ち地域に貢献できる建設業」の実現に向けて、建設業界と県の連携のもと、技術力向上のための表彰制度の検討、地域貢献できる企業の存続や経営基盤の強化のための発注標準の見直しなど、優先的に進める取組を着実に実施
- ②公共事業評価については、事前評価・再評価及び事後評価を実施し、公共事業の実施プロセスの透明性を確保
- ③CALS/EC*（公共事業支援統合情報システム）については、電子調達システムをはじめとする各システムの安定運用を確保。このうち、電子調達システムについて、入札業務の効率化とコスト削減を図るため、平成 26 年度中の運用開始に向けて公共事業と物件等を統合した新たなシステムの構築作業を実施
- ④総合評価方式については、受注者及び発注者の意見を聞きながら、事務手続きの簡素化、審査及び評価の公正性・透明性向上などの観点から作成した評価項目、評価基準にかかる見直し案を踏まえ、試行を実施
- ⑤入札契約事務手続きについては、入札等監視委員会に諮るなど事務の適正を確保。公共工事の適正で円滑な執行を支援するため、2 年間の事業実施手順を明確にした「2 年間実施工程表」の仕組みを構築
- ⑥予定価格の算定については、実勢を踏まえた設計労務単価や建設資材単価となるよう、単価の臨時改訂を適切に実施。また、請負代金額の変更については、契約後の資材や労務費の高騰などの変動に対し円滑に対応できるよう、スライド条項の運用要件を制定

平成 25 年度の成果と残された課題（評価結果）

- ①「三重県建設産業活性化プラン」の推進については、建設業界と県との間で、現在の取組状況や今後重点的に取り組む事項などについて協議する場を設けました。今後も、技術力を持ち地域に貢献できる建設業の実現に向けて、若年者の雇用や人材育成、災害時の安全・安心の確保、入札契約制度の改善など「三重県建設産業活性化プラン」に基づいた取組を着実に実施することが必要です。
- ②公共事業の実施プロセスの透明性を確保するため、公共事業評価システムの運用を行っています。透明性の確保及び向上のために、評価内容について、一層分かりやすい説明に努める必要があります。
- ③公共事業と物件等を統合する新たな電子調達システムのうち、公共事業に関する部分を平成 26 年

4月から先行して運用を開始します。物件等に関する部分については、平成26年度中に運用開始できるよう、引き続き、構築を進める必要があります。また、新たなシステムが円滑に運用されるように対応する必要があります。

- ④総合評価方式については、土木一式工事において見直し案を踏まえた試行に着手しました。今後、試行の検証等を行い、地域・社会に貢献し、技術力を持った企業が受注できるよう新制度への移行を進めていく必要があります。また、橋梁等の専門工事についても引き続き課題の整理を行い、見直し内容等の検討を進めていく必要があります。
- ⑤入札契約事務手続きのうち事故繰越案件について、入札等監視委員会などにより確認を受けました。「2年間実施工程表」を適切に運用することにより、事業実施手順の適正を確保することが必要です。
- ⑥設計労務単価及び建設資材単価の臨時改訂を実施し、実勢を踏まえた適正な予定価格を設定しました。また、スライド条項を運用し、受注者からの申請に応じて請負代金額の変更ができることとしました。今後も、予定価格の算定等について、適切に対応する必要があります。

平成26年度の改善のポイントと取組方向【県土整備部副部長 水谷優兆 電話:059-224-2651】

- ①「三重県建設産業活性化プラン」については、建設業界と連携し、技術力を持ち地域に貢献できる建設業の育成を目指して着実に実施します。特に、建設業における若年者の人材確保や育成が課題となっていることから、国の雇用対策事業を活用して、若年者の入職促進や人材育成を図る取組を支援します。
- ②公共事業の評価については、マニュアルに定められた定量的な効果だけでなく、周辺環境への影響など定性的な効果についても、より分かりやすく説明できるよう取り組みます。
- ③公共事業と物件等を統合する新たな電子調達システムについては、運用開始後、円滑に運用されるよう、システムを利用する多くの受発注者への周知や研修などに取り組みます。
- ④総合評価方式については、土木一式工事における試行の検証や橋梁等の専門工事における課題の整理に引き続き取り組み、評価項目、評価基準等の見直しをさらに進めます。
- ⑤入札契約事務手続きについては、入札等監視委員会などの確認を受けるなど、事務の適正を図ります。また、「2年間実施工程表」の活用により、計画的な事業実施と手順の適正に向けて取り組みます。
- ⑥契約金額の適正化のため、実勢を踏まえた設計単価による予定価格の算定や、契約後の資材や労務費の高騰などの変動に対応するスライド条項の適用等による請負代金額の変更を行うことで、円滑な施工確保に向けた取組を図ります。

* 「○」のついた項目は、平成26年度に特に注力するポイントを示しています。

(参 考)

用 語 説 明

用語説明

本文に掲載されている用語の説明です。

「掲載箇所」に記載されている内容は以下のとおりです。

- 第1章 : 第1章に掲載されています。
 三桁の数字 : 第2章の該当する番号の施策の取組に掲載されています。
 緊急○、協創○ : 第3章の該当する番号の選択・集中プログラムの取組に掲載されています。
 行政運営○ : 第4章の該当する番号の行政運営の取組に掲載されています。

単語（事項等の名称）	解 説	掲載箇所
ABC(アルファベット)		
BCP(業務継続計画)	Business Continuity Plan、災害や事故など不測の事態を想定して、事業継続の視点から事前に対応策などを定めた計画。	111 緊急1
BOD	Biochemical Oxygen Demand、生物化学的酸素要求量。河川の汚濁の指標として用いられ、水中の汚濁物質(有機物)を微生物によって分解させたときに消費される酸素の量。	154
CALS/EC	公共事業の調査、計画、設計、積算、入札、施工および維持管理等の各段階で発生する各種情報を電子化し、インターネット等のネットワークを利用して、受発注者等の関係者間あるいは各事業段階において効率的に情報の交換・共有・連携をする公共事業支援統合情報システム。	行政運営8
CIO補佐業務	県のITに係る統括責任者(CIO=Chief Information Officer:情報統括責任者)を補佐し、専門的見地から全庁のIT効率化および効果的な利活用に関する提案・助言等を行う業務。	行政運営7
COD	Chemical Oxygen Demand、化学的酸素要求量。海域の汚濁の指標として用いられ、水中の汚濁物質(有機物)を化学薬品(酸化剤)によって分解させたときに消費される酸素の量。	154
DMAT	(Disaster Medical Assistance Team、ディーマット)災害急性期(おおむね発災後48時間以内)に活動できる機動性を持つ、専門的な訓練を受けた医師、看護師等で構成する災害派遣医療チーム。	111 緊急1
DV (ドメスティック・バイオレンス)	配偶者や恋人など親密な関係にある、または、あった者からの暴力をいう。(Domestic Violence 略称DV(ディーブイ))	212
GAP	Good Agricultural Practiceの略。農業生産活動の各工程の正確な実施、記録、点検及び評価を行うことによる持続的な改善活動のこと。	113 312
HACCP(ハサップ)手法	(Hazard Analysis and Critical Control Point)製造工程の各段階で発生する可能性のある危害を予測・分析し、衛生管理上重要なポイント(加熱工程等)を定め、これを連続的に監視することにより製品の安全を確保する衛生管理手法。	113
ICT	ICT(Information and Communication Technology)は「情報通信技術」の略であり、IT(Information Technology)とほぼ同義の意味を持つが、コンピューター関連の技術をIT、コンピューター技術の活用に着目する場合をICTと、区別して用いる場合もある。国際的にICTが定着している。	第1章 254 323 342 緊急9 協創3 協創4
JSLカリキュラム	外国人児童生徒が、一定期間、初期の日本語指導を終えた後、日本語指導と並行して教科指導を実施するためのカリキュラム。	213 協創5

単語（事項等の名称）	解 説	掲載箇所
MIE-NET(ミエネット)	(Mie Interhospital Emergency - NETwork)救急現場における患者情報を、携帯情報通信端末を活用して二次および三次救急医療機関に送信することにより、救急隊と医療機関が情報共有することができるネットワークシステム。医療機関が重症度、緊急度に応じて受入を判断することができ、受入医療機関の選定時間の短縮、医師の指示に基づく早期の処置等が可能となる。	第1章 121 緊急3
MIES(ミエス)	児童虐待の可能性のある子どもを早期に発見し見守ることを目的に開発された、むし歯のデータと生活習慣質問票を組み合わせた要保護児童スクリーニング指数のこと。(MIES:Maltreatment Index for Elementary Schoolchildren)	第1章 123
MMC卒後臨床研修センター	県内の医療に関わる人材の確保、育成および地域医療の充実に向け、研修医や指導医、臨床研修病院等を対象に、臨床研修を円滑に実施するための事業を実施する、県内の関係医療機関が共同して設立したNPO法人。	121
MRJ	現在三菱航空機株式会社を筆頭に開発・製造が進められている初の国産ジェット旅客機「三菱リージョナルジェット(Mitsubishi Regional Jet)」の略称。	第1章 321 緊急8
Myまっぷラン	川口淳三重大学大学院工学部研究科准教授が提唱する住民一人ひとりが津波避難計画を作成するための手法。住民自らがシートの表面に住所や家族等の連絡先、非常持ち出し品などを記入し、裏面の地図に避難場所や避難経路などを書き込むことで、津波避難を考えるツール(道具)となる。また、作成を通じて家族や地域で課題を共有し、避難について考えるきっかけになり、対策の検討に活用できる。	111 224 緊急1
NOx・PM法	「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」。自動車排出ガスの窒素酸化物(NOx)や粒子状物質(PM)による大気汚染を防止するため定められた。県内では四日市市、桑名市(旧多度町を除く)、鈴鹿市、木曾岬町、朝日町、川越町が対策地域。	154
OJT	on the job training、現任訓練。 仕事の現場で、業務に必要な知識や技術を習得させる指導手法。	第1章 行政運営2 行政運営4
PM2.5(微小粒子状物質)	大気中に浮遊している2.5 μ m(1 μ mは1mmの千分の1)以下の小さな粒子。PM2.5は非常に小さい(髪の毛の太さの1/30程度)ため、肺の奥深くまで入りやすく、呼吸系への影響に加え、循環器系への影響が心配されている。	第1章 154
RDF	ごみ固形燃料。ごみを固めた暖房や発電の燃料。ごみを選別、粉碎した後に乾燥させ、圧力を加えて固めたもの。発熱量は石炭に近く、1kgあたり約4,000~5,000kcalである。	152 325
SNS	ソーシャルネットワーキングサービス(Social Networking Service)の略で、限られたユーザーだけが参加できるWebサイトの会員制サービスのこと。友人同士が集まったり、同じ趣味を持つユーザーが集まったり、近隣地域のユーザーが集まったりと、ある程度閉ざされた世界にすることで、密接なユーザー間のコミュニケーションを可能にしている。	254 342 343 緊急7 協創4
TEU	(Twenty-Foot Equivalent Unit):コンテナ船の積載能力を示す単位で、1TEUは20フィートコンテナ1個分を示す。	351
TPP	Trans-Pacific Partnershipの略。アジア太平洋での自由貿易圏の構築をめざすための協定で、シンガポール、ニュージーランド、チリ、ブルネイ、オーストラリア、ペルー、アメリカ、ベトナム、マレーシア、メキシコ、カナダ、日本の計12か国(平成26年4月時点)での協定交渉が行われている。	第1章 312
あ行		
アウトリーチ	英語で「手を伸ばすこと」を意味し、生涯学習の観点では、学校や公民館、福祉施設等で出張講座や移動展示などを行うこと。	261 262
アウトリーチ(訪問支援)	入院という形に頼らず地域で生活することを前提として、在宅精神障がい者等の生活を、保健・医療・福祉の多職種チームによる訪問を中心とした活動により支援していくこと。	142

単語（事項等の名称）	解 説	掲載箇所
アカモク	ワカメやモズクなどと同じ褐藻類で、フコイダンなど、多くの機能性成分を含んでおり、東北地方では重要な食用海藻であるが、三重県では食べられていなかった。最大7m程度まで成長する。	緊急7
アサクサノリ	黒ノリとして、昭和30年頃まで養殖されていた海藻。味や香りは良いが、色が赤っぽく、養殖が難しいため、昭和40年代には、色が黒く、養殖しやすい同じ仲間のスサビノリにとってかわられ、現在では「幻の海苔」と言われている。	311 緊急7
アドバイザーボード	「みえ産業振興戦略」の具現化やその時々の国際情勢や国内雇用経済情勢を踏まえた戦略の新しい方向性を模索していくため、有識者により構成された委員会。	第1章 321 343
育ボス	育児のために短期休暇をとった職員と、その職員の仕事を分担した同僚や上司に対し、人事評価を上げる制度のこと。	231
いなかビジネス	中山間地域において、地域の農林水産物をはじめ自然、文化、人等の豊かな地域資源を生かして取り組まれる、地域の活性化はもとより就業機会の創出等にもつながる経済活動のこと。	第1章 254 緊急7
オープンイノベーション	新技術・新製品の開発に際して、組織の枠組みを越え、広く知識・技術の結集を図ること。一例として、産学官連携プロジェクトや異業種交流プロジェクト、大企業とベンチャー企業による共同研究などが挙げられる。	321 325 協創3
オンリーワン型の企業	その企業でしか提供していない技術や商品、サービスを持っている企業のこと。	322
か行		
介護予防・日常生活支援総合事業	要支援者や虚弱高齢者に対して、介護予防や配食・見守り等の生活支援サービス等を市町の判断により総合的に提供できる事業	141
貝毒検査	春季～夏季にかけて、餌としてプランクトンを食べる沿岸域に生息する二枚貝類の麻痺性及び下痢性貝毒の蓄積状況について調べる検査。	314
学校支援地域本部事業	学校・家庭・地域が一体となって地域ぐるみで子どもを育てることを目的として、学校支援地域本部を設置し、学校支援ボランティアが学校の教育活動を支援する事業。	222 協創1
家庭的養護推進計画	厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知に基づき、平成27～41年度を計画期間として、児童養護施設等の大規模施設の解消や養育単位の小規模化等を家庭的養護を進めていくための計画。	第1章 233 緊急5
川下企業	川下企業とは、最終製品を製造・販売する産業を総称している。反対に川上企業とは、川下企業に対して加工サービスや部品の供給等を行う産業を総称している。	第1章 322 324 緊急8
環境基準	環境基本法(1993)の第16条に基づいて、国が定める環境保全行政上の目標。人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準。	154
関西圏営業戦略	平成26年3月に策定した関西圏における三重の魅力の効果的な情報発信、観光誘客、「食」の販路拡大につなげる営業展開の基本的な方向性等を示すもの	第1章 341 緊急7
機能保全計画	効率的で効果的な漁港・漁場施設の更新を図るために実施する漁港・漁場施設の老朽化状況を調べる機能診断の結果に基づく計画。	314
揮発性有機化合物	トルエン、キシレン等の揮発性を有する有機化合物の総称であり、塗料、インキ、溶剤(シンナー等)などに含まれるほかガソリンなどの成分になっているものもある。	154
教材「三重の文化」	子どもたちが、「郷土三重」の自然・地理、歴史、産業、文化・芸術について興味・関心を持ち、自ら課題を見つけ、主体的に郷土についての学習を進めるための教材。	222

単語（事項等の名称）	解 説	掲載箇所
共同受注窓口	授産施設等の福祉就労事業所で働く障がい者の工賃引き上げと受注の拡大を図るため、共同して受注、品質管理等を行う仕組み。	第1章 142 312 緊急6
漁業取締船	法令違反の有無を調査し、違反する事実を摘発して、違反の防止に貢献するとともに、密漁などを防止・摘発し水産資源を保護することを目的に配置される取締船。 三重県では3隻の取締船と2隻の付属艇が配置されている。	314
緊急輸送道路	大規模災害における人命の安全、被害拡大の防止、災害応急対策の円滑な実施を図り、救助・救急・医療・消火活動及び避難者への物資の供給等に必要な人員及び物資等の輸送を行うため、各地の防災拠点や避難地を連絡する道路。	111 351 緊急1
クラウド	クラウドコンピューティングの略語。コンピュータのハードウェア、ソフトウェアなどの機能をネットワーク(雲:クラウド)を介して利用する形態のこと。	行政運営7
クリーンエネルギーバレー構想	今後の成長分野である「環境・エネルギー関連分野」における新技術・新製品の開発をめざす県内企業のネットワークづくりの支援をベースにして、研究開発の促進、事業化促進、販路・市場拡大、ひとづくり、設備投資および立地の促進等の取組を連携させて、環境・エネルギー関連産業の集積・振興を図ることをねらいとした構想。平成25年3月に「みえグリーンイノベーション構想」に名称変更。	第1章 321
グリーン・ツーリズム	緑豊かな農山漁村地域において、その自然、文化、人びととの交流を楽しむ滞在型の余暇活動。	第1章 111 254
グレーター・ナゴヤ・イニシアティブ協議会(GNI)	名古屋を中心に半径約100キロメートル圏内の県、市、産業界、大学、研究機関が一体となり、海外から優れた企業・技術やヒト・情報を呼び込むため、平成18年2月に設立された国際的産業交流を促進する組織。	第1章 321 343 緊急8
経営所得安定対策	食料自給率・自給力の向上を図ることなどを目的として実施される国の対策で、米及び麦、大豆、飼料用米等の作物を生産する農業者に対し、交付金が交付される。	312
県1漁協	県内の全ての沿海漁業協同組合が合併して1つにまとまった漁協のこと。	314
研究コンソーシアム	特定の研究テーマのもとに大学、研究機関やさまざまな企業などが集まり、協力しあって効果的、効率的な研究開発を展開する共同研究体のこと。	311 緊急7
減災ガイドライン	台風・津波等自然災害の発生時に想定される県内の魚類養殖施設の被害を減災するために、養殖施設の改良案を取りまとめたガイドライン。	314
コアな三重ファン	三重の持つさまざまな魅力や価値(県産品、観光地、ものづくりの技術など)を理解し、自ら利活用している人。また、魅力等を他の者に薦めたいと思っている人。	341 緊急7
光化学スモッグ	大気中の窒素酸化物や炭化水素が太陽光の紫外線によって光化学反応を起こし、それにより生成する有害物質等(光化学オキシダント:オゾンやアルデヒドなど)が空气中に滞留し、白くもやがかかったような状態になること。	154
光化学スモッグ予報	予報発令地域内では、県民は健康被害の予防のため、屋外の激しい運動をさけ、また、協力工場は注意報発令に向けた燃料削減の準備等の体制をとることが求められる。	154
高規格幹線道路	国土を縦貫あるいは横断し全国の主要都市間を連絡する循環型ネットワークを形成し、全国的な自動車交通網を構成する自動車専用道路。	第1章 351 緊急2
公共事業評価システム	三重県が実施する公共事業の効率性及び透明性の一層の確保・向上を図るため、事業の実施前・実施中・実施後に行う一連の評価のしくみ。	行政運営8
高性能林業機械	従来のチェーンソーや集材機等と比べて、作業の効率化や労働強度の軽減等の面で性能が著しく高い林業機械。	313

単語（事項等の名称）	解 説	掲載箇所
口蹄疫(こうていえき)	牛や豚など、偶蹄(ぐうてい)目に属する家畜にのみ感染するウイルス性の伝染病で、伝染力が強いとため特定家畜伝染病に指定されている。	312
高度部材	原材料の純度、組織構造の高度な制御、加工成型技術で創られた優れた性能・機能を持つ素材、部材、部品のこと。	第1章 321
高度部材イノベーションセンター(AMIC)	平成20(2008)年3月に開所した財団法人三重県産業支援センターが管理運営する施設。企業間の融合を図る結節点として、県や四日市市と連携し、研究開発の促進、中小企業の課題解決支援、ものづくりを担う人材の育成に取り組み、さらに平成22(2010)年3月の加工技術研究棟の整備により、中小企業の加工技術力の向上を図っている。	321
高病原性鳥インフルエンザ	インフルエンザウイルスが鳥類に感染して起きる感染症であり、鳥に感染すると非常に高い致死率と伝播力をもつものを高病原性鳥インフルエンザという。人間への感染リスクは低いと言われているが、ウイルスが変異すると、世界で大流行する可能性がある。	113 153 312
子ども・子育て支援事業支援計画	幼児期の学校教育・保育の量の見込み、提供方法、実施時期及び子ども・子育て支援の推進方策等を記載する市町子ども・子育て支援事業計画を支援する県の計画。	第1章 232
子ども・子育て支援新制度	すべての子どもへの良質な成育環境を保障し、子ども・子育て家庭を社会全体で支援するため、市町村を実施主体として、財源を給付・事業ごとに一元化する制度。平成27年4月から本格施行。	第1章 221 232
子ども支援ネットワーク	いじめなどによって、安心して学び、生活することを阻害され、学習意欲を奪われている教育的に不利な環境のもとにある子どもたちの学びを保障するため、子どもが生活の基盤を置く中学校区をベースとして、子どもと保護者、地域住民等の多様な主体が一緒に取り組む組織。	221 協創1
個別の教育支援計画	一人ひとりの障がいのある子どもについて、乳幼児期から学校卒業後までの一貫した長期的な支援計画を、学校が中心となり、関係機関と連携し、保護者の参画や意見も取り入れながら作成する計画。	223
さ行		
最低制限価格	競争入札における下限額のこと。 工事又は製造等の請負を適正に行うのに最低限必要な経費などを発注者が勘案した額のこと、最低制限価格に達しない額の入札は無効とされる。	行政運営4
里地里山保全活動計画	三重県自然環境保全条例に基づく里地里山における自然環境の保全活動に関する計画で知事が認定するもの。	153
式年遷宮 (神宮式年遷宮)	遷宮とは、神社の正殿を造営・修理する際や、正殿を新たに建てた場合に、御神体を遷すこと。式年とは定められた年という意味で、伊勢神宮では20年に一度行われる。	第1章 311 341 342 協創4
資源管理計画	国および都道府県が策定する指針に基づき、関係漁業者が魚種または漁業種類ごとに、各々の自主的な取組を基本として作成する水産資源の管理計画。	314
システム評価	システム開発や再構築時に想定した目的や創出される効果が、運用後に期待どおりに発揮されているかどうかを検証し、改善策に生かしていく取組で、IT投資のPDCAサイクルにおけるC(評価)、A(改善施策検討)のプロセスに相当する。	行政運営7
社会的事業所	障がいのある人もない人も共に働く、企業等への一般就労や授産施設等における福祉的就労とは異なる、一定の社会的支援のもとに経済活動を行う事業体。	第1章 142
若年無業者	15～34歳の非労働力人口のうち、家事も通学もしていない者	331 緊急4

単語（事項等の名称）	解 説	掲載箇所
集約型都市構造	人口の減少や超高齢社会などの社会情勢に対応するため、都市の無秩序な拡散を抑え、多様な都市機能と公共サービスを拠点となる市街地に集約することで、高齢者をはじめとするすべての人がくらしやすく、市街地を中心として内外の交流が進み、魅力ある都市空間となることを可能とする都市構造。	第1章 353
浚渫	水深の増加や有害な堆積物を除去するために、海や河川などで、海底や川底の土砂などを取り去ること。	314
小水力発電	農業水利施設等における落差と流量を利用した、発電出力が数十kW～数千kW程度の比較的小規模な水力発電のこと。	第1章 254
商品化等コーディネーター	農林水産各研究所が保有する研究成果の商品化・実用化に向けた助言や情報提供及び企業等とのコーディネートを行う外部人材。	311
初期適応指導教室	来日間もない外国人児童生徒等に、一定期間集中した日本語指導や学校生活への適応指導を行う機関。	213 協創5
新規需要米	米の新規需要となる用途であって、主食用の需給に影響を及ぼさないもの。飼料用、米粉用（米以外の穀物代替となるパン・麺等の用途）、バイオエタノール用など、さまざまな用途がある。	312
シングルシード養殖	マガキの養殖方法の1種。人工種苗生産で、浮遊幼生から稚貝に変態する際、カキ殻を粉碎した粉末に定着させることによって、1粒ずつのマガキを生産し、かごに入れて養殖する方法。	314
森林施業プランナー	小規模森林所有者の森林を取りまとめて、森林施業の方針や施業の事業収支を示した施業提案書を作成して森林所有者に提示し、施業の実施に関する合意形成を図るとともに、面的なまとまりをもった施業計画の作成の中核を担う人材。	313
水産用医薬品残留検査	養殖魚に使われる水産用医薬品の残留状況を調べる検査。	314
水福連携	漁協や漁業者等の水産分野と福祉的就労事業所等の福祉分野が連携して、障がい者に対する就労機会の提供を図ること。	314
スポーツツーリズム	旅先で観光とともにスポーツを楽しむ、あるいはスポーツ大会への参加とともに旅を楽しむなど、スポーツを通じた新たな魅力の創出、スポーツを核とした交流のこと。	342 協創4
政策創造員会議	各部等の推薦を受け、又は公募により選定した職員で、知事から指名された職員（政策創造員）により構成され、政策創造員の政策創造能力の向上、新しい三重づくりのための政策創造及び提言、各部局の重要施策等の情報共有と連携強化に取り組む会議。	行政運営1
生態系維持回復事業計画	自然公園及び自然環境保全地域における、生態系の維持又は回復を図る事業の適性かつ効果的な実施に資するため、保全計画に基づき、生態系維持回復事業に関する計画を定めたもの。	153
船舶位置監視装置 (VMS:Vessel Monitoring System)	漁業操業場所の違反防止等を目的として、漁船の位置や速力等の情報を一定の時間間隔で、監視機関に送信する装置のこと。	314
船舶自動識別装置 (AIS:Automatic Identification System)	船舶の識別符号、種類、位置、針路、速力、航行状態およびその他の安全に関する情報を自動的にVHF帯電波で送受信し、船舶局相互間および船舶局と陸上局の航行援助施設等との間で情報の交換を行う装置のこと。	314
総合型地域スポーツクラブ	子どもから高齢者まで、誰でも気軽に多種目のスポーツを楽しむことができるよう、地域の人たちが主体的に運営するスポーツクラブ。	241
総合相談支援センター	県内9つの障害保健福祉圏域ごとに設置した相談支援機関。障がい種別を問わないワンストップでのサービス提供を基本としている。県、市町が社会福祉法人等へ委託して事業を実施している。	142 緊急6

単語（事項等の名称）	解 説	掲載箇所
総合評価方式	公共工事の入札方式で、公共工事の品質を確保する上で「価格」のみならず、「受注者の技術力」も含め総合的に評価して契約者を決定する方法。	行政運営8
た行		
多面的機能	農林水産業が営まれることによって発揮される国土の保全機能、水源かん養機能、自然環境の保全機能、良好な景観の形成機能、文化の伝承機能等のこと。	第1章 254
地域活性化プラン	「三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する条例」に基づき、地域や産地などを単位に策定される農業および農村の活性化のための活動プランのこと。	第1章 254 312 緊急7
地域間幹線系統	国の「地域公共交通確保維持改善事業」に基づく都道府県の協議会で認定された複数市町村（平成13年3月31日当時の市町村）をまたぐ幹線バスの系統。	352
地域ケア会議	地域包括支援センター等が、介護・医療関係者、民生委員等を参集し、個別ケースの支援内容の検討を行うとともに、この検討を通じて、高齢者に対する自立支援に資するケアマネジメントの実践力を高め、多職種協働によるネットワークの構築、地域課題の把握等を行う会議のこと。	141
地域高規格道路	高規格幹線道路と一体となって高速ネットワークを形成し、地域相互の交流促進や空港・港湾等のアクセス等に資する路線。	緊急2
地域水産業・漁村振興計画	漁村地域を単位に水産業のあり方や漁村の活性化等についての方針を定めた計画。	第1章 314
地域包括ケア	高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスを切れ目なく提供する包括的な支援。	141
地域包括支援センター	高齢者の地域生活を支援するため、介護や介護予防のほか、保健・医療・福祉、権利擁護、虐待防止などさまざまな問題に対して、総合的な相談およびマネジメントを担う地域包括ケアの中核機関。各市町または市町から委託された社会福祉法人等が設置運営を行う。	141
チャイルドガーディアン	犯罪被害から子どもを守ることを目的に、学校を始め、関係機関・団体と警察の連携を強化し、統一的な活動の促進を行うために9名を警察署等へ配置。地域の各機関・団体の活動を一体化し、組織力を結集の上、不審者情報の集約、周知、見守り活動や合同パトロールの実施、地域安全マップの作成等の活動を展開する。	131
長期優良住宅	耐久・耐震・省エネ性に優れ、数世代にわたって暮らせる住宅で、配管等の維持管理や間取りの変更などが容易にできるように一定の措置が講じられた住宅。	第1章 353
電子manifesto	紙manifestoに代えて、情報処理センターと排出事業者、収集運搬業者、処分業者がインターネットを使用して、排出事業者が委託した産業廃棄物の流れを管理する仕組み。紙manifestoよりも、処理過程の透明化と業務の効率化を図ることができる。	第1章 152 緊急10
道路防災総点検	豪雨・豪雪等による災害の未然防止及び必要な防災対策を検討するために実施している道路法面等の点検。	351
特定鳥獣保護管理計画	野生鳥獣の科学的・計画的保護管理を行うための「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」に基づく計画制度。増えすぎたり、減りすぎた動物の種の地域個体群を特定し、適正な個体数に導くための計画。	第1章 153 254 緊急9

単語（事項等の名称）	解 説	掲載箇所
都市計画区域マスタープラン	正式名称を「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」といい、都市計画法第6条の2の規定に基づき、都道府県が当該都市計画区域全域を対象として、広域的見地から、区域区分をはじめとした都市計画の基本的方針を定めるもの。	第1章 353
トライアルショップ	首都圏において、平成23年度に実施した三重の観光情報（ポスター・パンフレット等）と物産品（陳列等）をPRする期間限定の試行的な店のこと。	323
な行		
認定農業者	農業経営基盤強化促進法に基づき、効率的で安定した経営をめざす農業経営改善計画を作成し、市町村長の認定を受けた農業者。	312
ネウボラ	Neuvola (Maternity and child health clinics) : 妊娠期から就学前まで、健診・保健指導・子育て相談等の親子（家族）支援を必要に応じて支援機関と連携しながらワンストップで行う地域拠点施設。地方自治体が設置。	第1章 232
農場HACCP	農場にHACCPの考えを採り入れ、危害要因となる微生物や化学物質、異物の混入などを防止するための管理ポイントを設定し、継続的に監視・記録を行うことで、農場段階で危害発生をコントロールする手法のこと。	第1章 113 312
農地中間管理機構	平成26年3月に施行された「農地中間管理事業の推進に関する法律」に基づき、担い手への農地集積・集約化を加速させるため、農地中間管理事業を行う法人として、都道府県段階で1つ設置された公的な機関のこと。	312
農福連携	農業と福祉が連携して、農業経営体による障がい者雇用や福祉事業所による農業参入などに取り組み、農業の担い手確保、障がい者の就労促進を支援すること。	第1章 223 312 緊急6
は行		
パーキングパーミット制度（三重おもいやり駐車場利用証制度）	障がい者や妊産婦、けが人などで、歩行が困難な方に対して利用証を交付することにより、車いす使用者用駐車区画等を利用しやすくし、外出を支援することを目的とした制度。	第1章 協創5
パーソナルカルテ	本人および保護者が必要な情報（生育歴等）を記入して作成するファイル。日常的な管理も本人・保護者が行い、学校や関係機関等から提供を受けた情報（個別の教育支援計画、個別の指導計画、母子手帳、お薬手帳等）を追加して綴じ込んでいくファイル形式。	第1章 223 緊急6
バイオリファイナリー	石油化学に代わり、植物由来の資源からバイオ燃料やプラスチックなどの化学製品を生み出す技術や生産設備のこと。	第1章 321 325 協創3
排出係数	電気の供給1kWhあたりの二酸化炭素の排出量を示す指標であり、電気使用量にこの排出係数を乗ずることにより、電気の使用に伴い排出される二酸化炭素の量を算出する。	151
搬出間伐	間伐材を林地から搬出して利用する間伐のこと。	313
干潟	河口部や海岸部に、川から流れた砂泥が堆積した砂泥地で、干潮時に海面上に姿を現す場所。様々な生物の生息の場であり、水質浄化などの重要な役割を果たしている。	第1章 254 314
非構造部材	柱、梁、壁、床等の構造設計の主な対象となる部材以外の天井材、内・外装材、照明器具、設備機器、窓ガラス、家具等。	第1章 224 緊急1

単語（事項等の名称）	解 説	掲載箇所
ビッグデータ	「ビッグデータ」(Big Data)とは、数百テラ(1兆)バイトからペタ(1,000兆)バイト級の膨大なデジタルデータの集積のこと。ビッグデータには従来の定型化したデータ以外に、ブログやまたは、FacebookやTwitterといったSNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)からの文字、数字、図表、画像、音声、動画など、さまざまなタイプのデータが含まれる。従来、こうした大容量データは取り扱い自体が困難であったが、データ管理テクノロジーの進化と低価格化により、効率的、効果的な処理・活用が可能になり、ビッグデータの解析から得た知見を、マーケティングなど企業経営や新しいビジネスの創造に活かそうという動きが活発化している。	第1章 323 協創3
人・農地プラン	農業者の高齢化や担い手不足が懸念される中、地域や集落の話し合いに基づいて、市町が地域農業の中心となる経営体への明確化や経営体への農地集積のルールづくり、将来ビジョンなどを定める計画で、国がすべての市町での策定を推進している。	312
ヒロメ	全国的にも限られた地域でしか見られない一枚の広い葉っぱ様の昆布類の海藻。三重県では熊野灘に面した沿岸部でみられ、紀北町等で食用とされる。	314
フードコミュニケーションプロジェクト	農林水産省が食品事業者や消費者等の協働により、フードチェーン全体の食品事業者の取組の「見える化」を進め、事業者と消費者の相互理解による信頼の向上に取り組むプロジェクトのこと。	311 緊急7
豚流行性下痢(PED)	ウイルスによる水様性下痢を主徴とする豚の伝染病で、病気を発見したとき、家畜伝染病予防法の規定に基づき、都道府県知事に届出が必要となる届出伝染病の1つ。この病気は、人には感染しない(Porcine Epidemic Diarrheaの略)。	312
文化交流ゾーン	新県立博物館の整備を契機として、新たに魅力あふれる「県民の学び・体験・交流の場」となるよう発展をめざす、県立美術館を含めた県総合文化センター周辺地域のこと。	第1章 261
糞粒法	森林内に生息するニホンジカの個体数推定に糞塊を利用する方法。	153
ペイジー標準帳票	公共料金、税金などの各種料金をパソコン、携帯電話、ATMなどを利用して支払うことができる電子決済サービス(ペイジー収納サービス)に対応した納付書の標準的な様式のこと。	行政運営4
ベイズ推定法	「糞粒法」による調査結果に、捕獲数や狩猟における出合数(目撃情報)等の複数の因子を加味して、総合的に個体数を推計する方法。	153
ま行		
マイレージ制度	県内企業の成長や高付加価値化に向けた再投資を促進するため、今まで対象とならなかった小規模な投資をポイント化し、補助の対象とみなすことができる仕組みをいう。	第1章 321 緊急8
マザー工場	単なる量産工場ではなく、開発、量産試作などの機能を備え、他の工場に対しての技術指導や支援能力を持つなど、高い付加価値を有する施設をいう。	第1章 321 緊急8
まなびのコーディネーター	放課後や休日等に、各地域で子どもたちが学習や体験活動等ができる機会(子どもの「学び場」)の調整役。子どもたちに育みたい力を養う活動計画を立てたり、子どもたちに関わる地域の方々に、それらを浸透させたりする役割を担う。	第1章 221 協創1
三重が魅力ある地域であると 感じる人	首都圏等における県のアンケート調査において、「県産品を購入したい」、「観光目的で来県したい」、「本県で居住したい」、「本県で立地・操業したい」という回答や、「本県の『歴史』、『文化』や『街並み・建造物』などに対して『独自性』や『愛着』等を感じる」と回答した人のこと。	341
みえグリーンイノベーション構 想	今後の成長分野である「環境・エネルギー関連分野」における新技術・新製品の開発をめざす県内企業のネットワークづくりの支援をベースにして、研究開発の促進、事業化促進、販路・市場拡大、ひとづくり、設備投資および立地の促進等の取組を連携させて、環境・エネルギー関連産業の集積・振興を図ることをねらいとした構想。	第1章 協創3

単語（事項等の名称）	解 説	掲載箇所
三重県営業本部	三重の魅力の情報発信と県内への誘客、県産品の販路拡大に向けた営業活動を全庁的に展開するため、知事を本部長とし、関係各部署が横断的に取り組む組織。	341 緊急7
三重県エネルギー対策本部	三重県におけるエネルギーの安定供給の確保、新エネルギーによる地域エネルギーの確保や省エネルギー対策を総合的に推進することを目的に、平成23(2011)年5月に設置した組織。	325
三重県住生活基本計画	本県がめざす住生活の将来像の実現に向け、住生活に関する基本方針と実現の方向を定め、総合的に施策を推進していくための計画。	353
三重県特別養護老人ホーム入所基準策定指針	入所における透明性・公平性を確保するとともに、介護保険制度に則した施設サービスの円滑な実施を目的として、入所に関する手続き及び基準を明示したもの。これに基づき、各施設が「入所基準」を策定・運用する。	141
三重県地域医療支援センター	平成24(2012)年5月、県内の医師の地域偏在の解消を目的に、県庁に設置され、あわせて分室が三重大学内に設置。県内の医療機関や医師会、市町、三重大学等と連携して、若手医師のキャリア形成支援と医師不足病院における医師確保支援を一体的に行う仕組みづくり等の取組を推進。	第1章 121
三重県版小規模事業所向け環境マネジメントシステム(M-EMS:ミームス)	三重県の小規模事業所向け環境マネジメントシステム。国際規格と比べて取り組みやすく、費用負担の少ない制度となっており、幅広い県内事業者の環境負荷低減取組を促進することを目的とする。平成16年9月から運用を開始。	151
みえ広域スポーツセンター	総合型地域スポーツクラブをはじめとする地域スポーツを推進するため、三重県宮鈴鹿スポーツガーデン内に設置した県の機能。	241
みえ国際展開に関する基本方針	平成25年9月に、三重県の強みを発揮できる分野及び国・地域に対し、限られた資源の中で、重点的かつ集中的に国際展開を行うため、三重県が取り組むべき方向性を定めた方針	第1章 322 342 343 緊急8 協創4
みえ産業振興戦略	平成24年7月に策定した三重県における産業振興の方向性を示したもの。	第1章 321 323 343 緊急8
みえジビエ	三重県内で捕獲、解体処理された野生のニホンジカ、又はイノシシの肉のうち、人の食用にするもので、「みえジビエ登録制度」に登録された野生獣解体処理施設において、『みえジビエ』品質・衛生管理マニュアルに基づき解体処理されたもの。	第1章 254 緊急9
みえジビエ登録制度	『みえジビエ』品質・衛生管理マニュアルに沿った野生獣肉であることを明確にするため、野生獣肉を取り扱う解体処理施設・加工品製造施設・飲食店・販売店を対象に登録基準に適合する事業者を登録する制度。	第1章 254 緊急9
『みえジビエ』品質・衛生管理マニュアル	食肉のシシ肉やシカ肉の衛生管理や品質の確保については、と畜場法にある解体処理等の基準がないこと、捕獲方法と品質の関係が整理されていないことから、関係法令の遵守や捕獲から解体処理、流通にいたる具体的な方法を定めたマニュアル。	第1章 254 緊急9
「みえ地物一番」キャンペーン	県産食材を一番に優先するという思いを込め、県産食材に親しむ機会を増やし地産地消を進めるための県独自キャンペーン。家庭の日である毎月第3日曜日とその前日を「みえ地物一番の日」とし、協賛事業者がPRを展開している。参加事業者数:896事業者(平成26年3月末現在)。	311

単語（事項等の名称）	解 説	掲載箇所
みえ“食発・地域イノベーション”創造拠点	食品関連分野におけるイノベーションの創出や、高付加価値商品の開発などを支援することを目的とした研究開発拠点（三重大学と三重県工業研究所の2カ所を整備）で、県内の食品関連企業が産学官連携や農商工連携を通じて活用することを目的とする。	緊急7
みえ成果向上サイクル(スマートサイクル)	「みえ県民力ビジョン」及び「行動計画」に掲げた理念や目標を各年度の取組や組織に展開するとともに、その進捗状況について、評価、改善を行い、次年度の方針や予算編成につなげていくという県政全般のPDCAの流れをあらわした行政運営の基本的枠組み（マネジメントサイクル）。	第1章 行政運営1 行政運営2
みえセレクション	県内で生産される農林水産物、食品、酒類等において、特徴ある優れた産品を選定し、県が大都市圏などに情報発信することで県産品の販売拡大を目的とした制度。	第1章 311 緊急7
三重テラス (首都圏営業拠点「三重テラス」)	首都圏において、「食」、「観光」、「歴史」、「文化」、「産業」などの三重の魅力を効果的に情報発信し、三重ゆかりの店舗や企業等との連携など、さまざまな人々との交流や感動との出会い、新しいアイデアの創出などにつながる営業活動を総合的に進め、県内への観光誘客や県産品の販路拡大につなげるための拠点として平成25年9月28日に東京日本橋に開設。1階にはショップとレストラン、2階には多目的ホールを設置している。	第1章 252 254 311 312 321 323 331 341 342 343 緊急4 緊急7 緊急9 協創4
みえフードイノベーション	県内の農林水産資源を活用し、生産者や食品産業事業者、ものづくり企業等の多様な業種や、大学、研究機関、市町、県などの産学官のさまざまな主体の知恵や技術を結集し融合することで、地域が抱える課題を解決し、新たな商品やサービスを革新的に生み出す仕組みのこと。	第1章 311 緊急7
みえフードイノベーション・ネットワーク	みえフードイノベーションを具体的に進めるために立ち上げる、異業種・産学官によるネットワークのこと。参加事業者数：302者（平成26年3月末現在）。	第1章 254 311 緊急7 緊急9
みえフードイノベーション・プロジェクト	生産者や食品産業事業者、ものづくり企業等の多様な業種や、大学、研究機関、市町、県などの産学官の連携による、県内の農林水産資源を活用した新たな商品又はサービスを開発する取組のこと。	緊急7
三重ブランド	県のイメージアップと観光及び物産の振興を目的として、県を代表する産品とその生産者を認定する制度。平成26年3月現在で14品目37事業者が認定されている。	311 緊急7
ミッシングリンク	幹線道路などの交通ネットワークの欠落区間。	第1章 351 緊急2
メガソーラー	出力1メガワット(1000キロワット)以上の大規模な太陽光発電。発電所建設には広大な用地を必要とするが、再生可能エネルギーの基幹電源として期待されている。	第1章 255 325 協創3
メタンハイドレート	永久凍土層や深海下の地層等、低温高圧の条件の下で存在するメタンガスと水が結晶化した固体の物質で、分解してガス化することで次世代のエネルギー資源として注目されている。	第1章 325 協創3
木質チップ	木材を機械的に小片化したもの。	313

単語（事項等の名称）	解 説	掲載箇所
藻場	沿岸域に形成された様々な海草・海藻の群落。水産生物の産卵や稚魚の成育の場として重要な役割を果たしている。	第1章 254 314
ら行		
ライフイノベーション	医療・健康・福祉分野で、新しい技術や考え方を取り入れて新たな価値を生み出し、社会的に大きな変化を起こすことをい、革新的な医薬品、医療機器、医療・介護技術等の研究開発の促進や関連産業の活性化をめざすもの。	第1章 321 322
漁師塾	若者などの水産業への就業・就労を促進するため、漁業技術の研修等を通じて人材育成や就業支援を行う育成機関。	第1章 314 緊急4
臨時財政対策債	地方一般財源の不足に対処するため、通常地方債の発行が認められる道路建設費などの投資的経費以外の経費にも充てることができる特例的な地方債。本来は地方交付税で措置されるべきものであることから、臨時財政対策債の発行に伴い地方公共団体が将来にわたって支払うべき元利償還金は、後年度の地方交付税としてその全額が措置される。	第1章 行政運営3
レッドデータブック	絶滅のおそれのある野生動植物の種をリストアップし、現状および保護対策をまとめた報告書。	153
6次産業化	1次産業が、加工(2次産業)や流通販売(3次産業)などを自己の経営に取り入れたり産業間の連携を図ったりすることにより業務展開している経営形態をあらわす言葉。	第1章 254 311 312 緊急7
わ行		
ワーク・ライフ・バランス	ワーク(仕事)とライフ(仕事以外の生活)を調和させ、性別・年齢を問わず、誰もが働きやすい仕組みをつくること。	第1章 332

(例)

単語（事項等の名称）	解 説	掲載箇所
BOD	(Biochemical Oxygen Demand、生物化学的酸素要求量)水中の汚濁物質(有機物)を、微生物によって分解させたときに、消費される酸素の量をmg/Lで表したものである。主に河川の汚濁の指標として用いられ、数値が大きいほど汚れていることを示す。	323

○ 2桁以上の数字については全て半角で入力してください。

○ 解説部分の文字数は、1単語につき、4行で収まるようにお願いします。
(画面上でなく、実際に印刷して4行まで)

○ 掲載箇所については、
施策番号を記載してください(例:111)